第3編

町の歴史

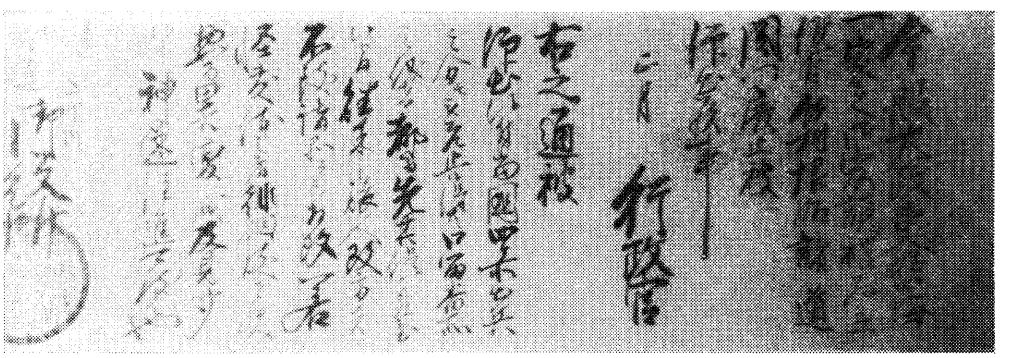

関所廃止の触れ書（明治五年）

第一章　先史時代

第一節　無土器文化時代

人類が地球上に姿をあらわしてから、およそ百万年の歴史を経たといわれ、我々の先祖であるその頃の人々は、長い間に、火を使用することを考えだし、また、石を材料とした各種の利器や道具を作りだし、これによって他の動物を征服して生活したのである。

やがて、石にかわって金属を材料として道具をつくるのであるが、それまでの長い年月のうち、土器を伴わない石器のみの文化の時代を、無土器文化時代（旧石器時代）とよんでいる。

この時代のことについては、昭和二十四（一九四九）年、群馬県赤城山麓の洪積層の赤土から、無土器文化時代特有の形をもった握槌が発見されたのをきっかけに、全国百余箇所にわたって石器が発見され、それらを調査した結果、その時代の性格や分布状況、及び年代編成まで行なわれたのである。そして、その時代編成は、敲打器、刃器、尖頭器、細石器の順序をもって数万年前から一万年前ぐらいまで繁栄した文化だといわれている。

敲打器は、万能の道具、刃器は、獲物の調理や工具につかわれたものであり、尖頭器は、手槍か投槍の先端にとりつけられ、狩猟生活に画期的な変革を生じたのである。最後に、おもに数個を組み合せて、多目的に使う細石刃など石器の使途を異にした形態のものが、発達してきたのである。

無土器文化人の住居をみるに、見晴らしのよい孤立した丘陵や、洞窟、巨岩の岩陰などに住んでおり、いちように、湖や入江、沼や川に臨む点が共通したところで、狩猟・漁労中心の生活が行なわれていた。そして、攻撃用にまた防御用に、始めは自然の石塊を用い、逐次これに人工を加えて、効果的な石器としたのである。

これらの旧石器について、山梨県内の様子をみると、戦後、先土器文化に関する研究が急速に進み、各地で多くの発掘調査が行なわれた結果、東八代郡曾根丘陵の米倉山から、黒耀石と思われる石器や、石刃・尖頭器が発見され、また南巨摩郡富沢町の天神堂遺跡からも発見されて、先土器文化の状況が明らかになり、本県にも、かつて、三ケ日人（静岡県）や、牛川人（愛知県）のような無土器文化人が住んでいたことになる。

我が郷土下部町に、初めて人間が住みついたのはいつ頃であろうか。それを知る手がかりは、町内から発掘される遺跡や遺物によるのであるが、土器の破片と共に石器が出土している程度で、はっきりしたものはない。しかし、この石器を更に精査したならばつきとめられるかも知れないが、本町における無土器文化時代については、今後の発掘や研究にまたねばならない。

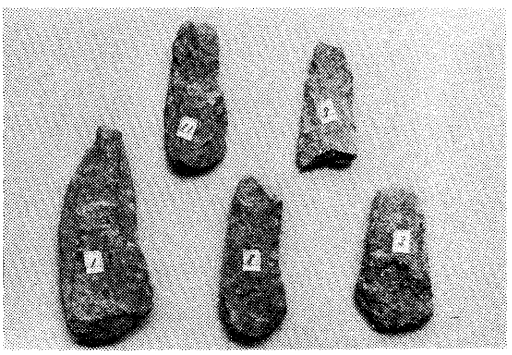

上之平より出土した打製石斧（佐野堯男蔵）

また、県内の曾根丘陵や天神堂遺跡から考えると、その中間にあって富士川の流にそう本町にも、川を伝わって住みついていたかとも思われる。

なお、町内石器については次の項でのべる。

第二節　縄文文化時代

石器時代の人々は、やがて石器のほかに、土を焼いて土器をつくることを覚えた。この土器は、食糧を入れたり、あるいは、物を調理するなどに使用したと考えられるが、これ

によって生活様式は急速に進展したであろうと思われる。この頃使用した土器は、縄目の紋様があるところから縄文式土器といい、その文化を縄文文化とよんでいる。

今から約一万年ほど前、ローム層の堆積が終わり沖積世の初期の頃の地層から土器が出土したがこれを縄文文化の始めとする。そして、その土器は年を経るに従って、器形、紋様あるいは装飾等を進化させていった。

土器が土中に埋没の深浅、即ち層位学的の方法によって前後の年代、あるいは土中の土器に伴出する植物質遺物のC^{14}放射性炭素の年代測定法によって、縄文式土器の発達過程を、次のように五期に大別している。

早期土器　紋様は隆帯紋・撚糸紋・押型紋・爪型紋・条痕紋等があり、底は尖底が多い。土器を形成する粘土中に、故意に植物繊維をまぜた繊維土器もある。器形は深鉢形が多い。

前期土器　薄手の条痕紋土器、胴部のふくらみ口縁が外反したかめ、底は平底、上底式または平底、多量の繊維を含み、撚糸の羽状縄紋、貝殻条痕紋もある。竹管紋が盛行した。

中期土器　豪華な土器、粘土紐をつけたり、口縁に立体的装飾をつける。縄紋・爪型紋が盛行、顔面把手・釣手土器等器形の変化も多くなる。磨消縄紋も始まる。土偶も増加し、巨大な石棒もあらわれてくる。

後期土器　表面を磨消縄紋で図案した。深鉢・浅鉢・土瓶形・釣手土器・高杯・香炉形土器・壺形土器等、各種の形をした土器が増えてくる。貝殻紋や半截竹管紋も盛行した。

晩期土器　この時期になると、工字紋や雷紋風の直線紋をもった土器が見られ、終末期には浮線網状紋が見られる。土器の胎土も緻密になる。

このように土器は進展し、生活もよくなったが、この時代の人々は前時代人と同様に、弓矢をもって狩猟し、銛や釣針をつかって漁労をなし、水辺では貝も捕食した。また食用植物も採取する採集経済であり、住居は竪穴住居を主とし、ときには平地住居も使用した。また自然の洞窟を利用することもあった。死者は住居の近くに埋葬した。生活に必要な道具や利器は石器で、使途にあういろいろくふうされ、製作技術も体得し、磨製石器の製作は初期から発達した。

以上ごく大まかに、我が国の縄文時代文化について（文献により）その変移を記述したが、わが下部町地域における縄紋人の生活や文化はどのようであったろうか。現段階では正確に知り得る資料にとぼしく、研究も浅いので、将来、新しい開拓等によって、地中に眠っている遺跡が発見でき、細かな研究をして判明させることに、大きな期待をかけるものである。

しかし、本町地域からも次のような遺物や遺跡が発掘されているので、本町にもこの時代既に人が住んでおり、小さいながら各処に集落をつくり、共同生活をしていたことがわかる。この遺跡や遺物は、偶然の発見によるものであるから、遺漏は多いと思われるが、次にのべてみる。

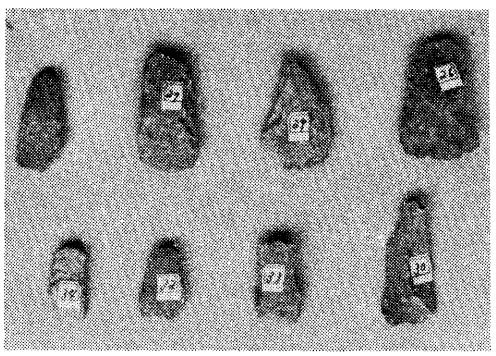

上之平より出土した打製石斧（佐野堯男蔵）

一、五条ケ丘とその付近

下部中学校の建築工事の際、多くの石器と土器及びその破片が発掘され、この付近に遺跡のあったことが知られる。石器としては、黒耀石でつくった石鏃（やじり）、打製の石斧、磨製、局部磨製と思われる石斧、その他が多く出ている。特に石鏃は多く出土し一・五―二センチメートルのものが多く、一センチメートル程度のものもある。その形はほとんどがえぐりの少ない二等辺三角形をしている。

石器と共に土器の破片が多数発見され、これらは大炊平の渡辺保仁が整理し、保存している。

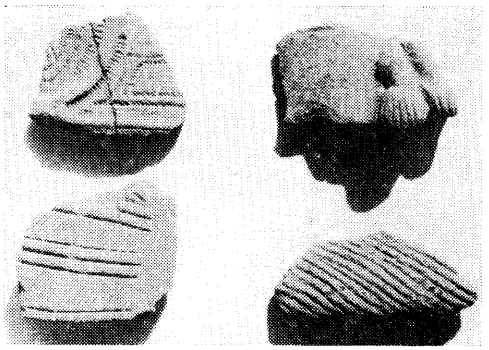

常葉五条ケ丘より出土した土器の一部
（渡辺保仁蔵）

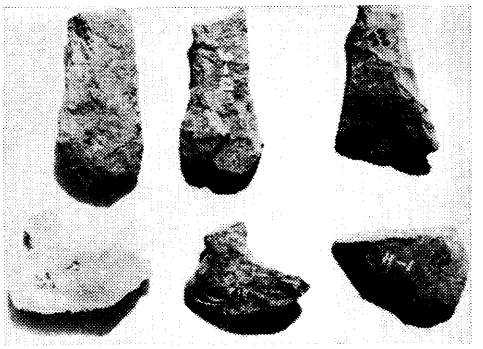

常葉五条ケ丘より出土した石斧
（大炊平・渡辺保仁）

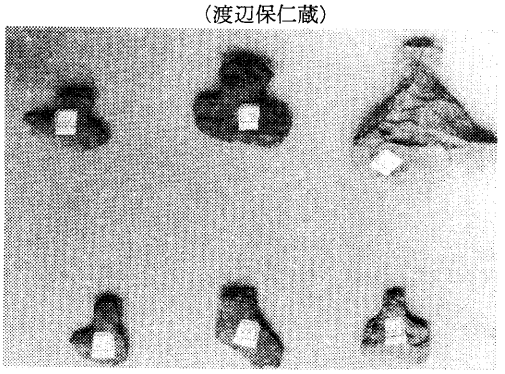

常葉五条ケ丘より出土した石斧
（大炊平・渡辺保仁蔵）

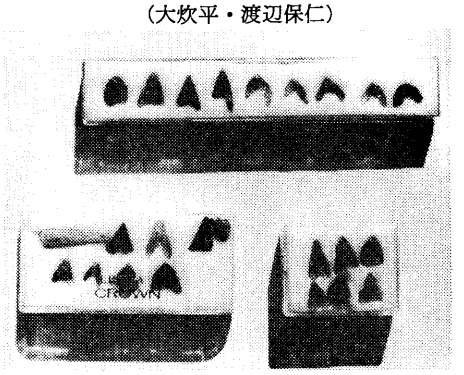

五条ケ丘より出土した石鏃
（大炊平・渡辺保仁義）

二、上之平

下部町上之平の畑からやはり多くの石器と土器破片が出土しているが前記と同様のもので、これは、佐野克夫が整理保存している。

三、常葉日向地区

この地区からも石器や土器が出土し、黒耀石のものも見られ、遺跡のあったことがうかがえる。

四、古関の若狭守邸付近

昭和十五年八月、県道工事の際この付近から発掘され、黒耀石の石鏃、石斧、燧石（ひうちいし）、雷槌などが出土している。

五、その他、中之倉、三沢塩貝、古関の長坂官林跡からも、少数ながら石器や土器破片が出土している。

第三節　弥生文化時代

縄文時代は、数千年も続いたといわれ、その間生活も徐々に進歩したのであろうが、やはり、狩猟や漁労を主な生活の基盤とした収集経済をつづけており、住居にも余り大小の差がなく、基地も共同であり、埋葬方法にも差別がなく、貧富の差や階級の差もなかったものと思われている。

ところが、紀元前二―三世紀の頃、大陸文化の影響をうけて、新しい文化が北九州にあらわれ、中国・近畿地方に進み、さまざまな形で各地の縄文時代をおわらせながら、二〇〇年たらずの間に東日本にまで波及したのである。

この新しい文化の特色は、新たに農耕がはじまり米作りを行なったことと、今までの石器にかわり青銅器や鉄器などの、金属器が使用され大変革をおこしたことである。また、土器様式も、農耕を基盤とした日常生活の道具として、必要にせまられて縄文式土器とは異なった、いかにも新しい感じのする土器様式にかわり、各地に広まったが、これは、東京文京区本郷向が丘弥生町で発見されたので、その発見地にちなんで弥生式土器と命

名され、これを使用した時代を弥生文化時代と呼び、数百年つづくのである。即ち、弥生文化時代は、日本人が米を常食とする生活に入り道具として金属性のものを使用し、富を原則とする階級社会へ入った時代であり、北九州を中心とする銅剣・銅鉾文化圏と、近畿を中心とする銅鐸文化圏の存在した時代でもある。

思うに、人間の生活にとって、金属による道具を使用しはじめたことは、それまでの古めかしい石器の肌合いをたちまち駆逐し、一方には米作りという農耕生活が同伴していったのであるから、生活の変化はまたたく間に日本列島の隅々にまで伝わり、すべてに大変革をきたした時代であったと思われるのである。

山梨県にこの文化が入ったのは、おそらく西暦紀元の頃（約二〇〇〇年前）であって、近畿地方を中心とする同文化の東漸の結果であったろうといわれている。

したがって山梨県の場合は、弥生前期の主流を示す遺跡も遺物もなくて、縄文晩期のころ、東海に発達してきた弥生中期の文化が、急に入ってきたのであろうと考えられている。

その主流が甲府盆地に入った経路は、現在の遺跡分布からみて、曾根丘陵から八代―御坂―一宮―石和―岡部方目で、その後、甲府盆地の低地へ拡散していったのであろう。このことは、東海地方の文化が富士山麓をめぐって、野をわたり山を越えて入ってきたものと言われている。他方また遅々としてではあるが、東海から富士川渓谷ぞいに、入りこんだものもあろうと推定されている。

それでは、我が郷土下部町の場合はどうであったろうか。残念ながら現在のところ、町内には、それを示す遺跡も遺物もなく判明しないのであるが、その頃、辺ぴな山間地の本町は、他との交流がなくて文化の流入がおくれ、弥生時代に入って、縄文にひきつづき、狩猟や漁労、あるいは、木の実や草根類を採取する生活様式が、根強く残っていたのであろうか。しかしまた、富士川ぞいではあるし、この土地なりの縄文文化の上に少しずつでも次第に新しい文化が積みあげられ、人々の生活を変えていったろうとも思われる。

いずれにしても本町については、農耕を示すものや、金属製の道具、弥生式土器などの今後の発掘、発見の如何にまつところが大きい。

第二章　古代と中世

第一節　古墳時代

弥生時代に新しく米づくりがはじまり、青銅器や鉄器の新しい文化が流入されて、各地の農耕農作はいよいよ発達し、そのため人々は高所から水利の便のよい低地に定住し、生産経済は豊かになっていったが、その結果は貧富の差を生じ、平等な社会から階級社会へと変革していくのである。生産力の向上によって衣食住がみたされると、進んでそれ以外のものへ富をむけるようになり畿内に勢力をもった大和朝廷をはじめ豪族は、大陸から新しい墳墓の様式が伝わると、これを取り入れ、自分の権力を示す記念物として、偉大なものをつくろうとする中で、壮大な自分の墓をつくるようになった。これは、大和朝廷の勢力が次第に広まるにしたがい、地方にまで拡散していった。この墓を歴史上「古墳」といい、この古墳が盛んにつくられた時代を古墳時代とよんでいる。

一般に、大和や畿内を中心に壮大な古墳がつくられるようになったのは、三世紀後半からだと言われている。とにかく、大和などを中心にした権力者達は、自分の力を誇示するために壮大な墓をつくり、様々な財宝も墓の中に副葬し、墓の周囲には堀をめぐらし、埴輪をたて、樹木を植えて美しく飾りたて、これにより、権力者支配者としての威容を示したのである。

日本の古墳といえば、畿内の応神天皇と仁徳天皇の陵が有名であるが、この応神陵は四世紀後半のもので王権を象徴するこの古墳に眠る天皇は、最近、新しい王朝の創始者ではないかとさえいわれている。

この古墳文化が関東や中部地方に波及してきたのは、四世紀後半とみなされる。

この年代の幅を更に時代区分すると、古墳の形や副葬品の内容などによって、前期・中期・後期に分けている場合と、単に前期・後期の二つの区分のなかで時代をみる見方がある。

古墳の種類は、前方後円墳・方墳・円墳などがあり、内部形式は、竪穴式石室・粘土棺・横穴式石室などに分けられる。竪穴式とは、扁平な割石をつかって四壁を築き、天井も数枚の扁平石でふたをする。粘土棺とは、長大な木棺の周囲を粘土でつつんだものであり、横穴式石室は大陸墓制の系統をそのままひくもので、自然石や加工石をもって、羨道や玄室を構築したもので、一般に後期のものであるといわれる。

山梨県における古墳の状況をみると、国家が統一されたころの前期古墳の分布は、ほとんどが曾根丘陵に集中しており、中期から後期初頭にかけての主流は、曾根丘陵から境川―八代―御坂町方面へいくのと、石和―岡部―春日居方面にいくのと、甲府盆地北部へ拡散していくものとが見られるのである。更に後期には、甲府盆地一帯に発展している。

これらの古墳の多くは塚とよばれている。思うに本県でも弥生から土師器への農耕文化の栄えた地方に、当然古墳を多く生みだしたことになり、農耕文化の中心地に古墳が稠密に分布する結果になっている。

西八代郡においては、三珠町内に古墳が多くみられるが、特に鳥居原狐塚からは、明治二十七年に「赤烏元年五月二十五日」の銘文のある四神獣鏡が出土している。赤烏元（二三八）年は中国の三国時代におかる呉の大帝の年号で、我が国では「魏志倭人伝」に記載のある、卑弥呼の時代にあたるころである。この鏡がどんな経路でこの狐塚に収められ、現存するに至ったかは判明しないが、当時近くの三珠町には相当の権力をもった豪族が住んでいたと思われる。（四神獣鏡は市川大門町高田の浅間神社所有であるが、現在は東京の博物館へいっている）

このような状況の中で、下部町における様子はどうであったろうか。も

ともと弥生から土師器の遺跡の少ない河内地方は、古墳の存在も少なく、ましてや本町には現在のところはっきり確認された古墳は発見されていない。

したがって、当時の様子は知る由もないが、山間地である本町は、弥生時代からの農耕生活に入ったのもおそく、その後もあまりに発展しないままに、人々の生活にも大きな貧富の差がなく、素ぼくで平等な共同生活をつづけており、特別の権力者や豪族がいなかったことに起因するのではないかと思われる。

しかしまた、古墳時代の後期には、地方の小豪族や集落の首長級以下の者でも、墳墓を築造する力をもつようになっていたので、山間の地で文化がおくれていたとはいえ、それなりに貧富の差も生じ、小権力者もいて支配していたとも考えられるので、小規模のかくれた古墳があるのかも知れない。町内の塚について調査研究するのは今後に残された問題である。

第二節　律令制時代

一　大化改新前の様子

弥生時代以前のことについては、考古学の知見により大要を知り、発掘調査により更に細かく、当時の実情をさぐる外に方法はないが、古代になると『古事記』や『日本書紀』があらわされて、文献的にも知ることができるようになった。

その『古事記』によると、景行天皇の皇子ヤマトタケルノミコトは、東征の帰途、甲斐の国にたちよったことが次のように書いてある。

すなはちその国より越えて、甲斐に出でまして、酒折宮に坐しし時、歌いたまひしく、

新治筑波を過ぎて幾夜か寝つる

とうたひたまひき。ここにその御火焼の老人御歌に続ぎて歌ひしく

かがなべて　夜には九夜日には十日を

とうたひき。ここをもちてその老人を誉めてすなわち東の国造を給ひき。

これは、東征伝説を記したものであるが、大和朝廷の代々の大王たちが東国を征服したことは『宋書』夷蛮伝倭国の条にも見えるので、甲斐の国は四世紀後半ころ大和朝廷の征服をうけ、平和的にその配下に属するにいたった事実を反映しているのである。

また『古事記』中巻、開化天皇段をみると、開化天皇の孫「沙本毘古王」が日下部連・甲斐国造の祖であると書いてある。

これらはいずれも『古事記』の中の甲斐国にことに関係の深い記事である。しかしこれにより、小独立国であった甲斐国の諸豪族が、平和のうちに大和朝廷に服属し、朝廷から国造の地位をあたえられ治めていたことを反映しているのである。国造は、名代・子代の民の地方的管掌者として権力をもつと共に、大和朝廷に対し負担的義務も負っていたのである。すなわち、男子の子弟を靫負・舎人・膳夫として、姉妹や娘を采女として貢進したり（人質的負担）、国造軍を編成して大和朝廷の軍事行動に参加させたり（軍事的義務）したのであり、甲斐の黒駒と呼ばれた駿馬を貢上したのもそうした負担の一つである。

このように、畿内に勢力を得ていた大和朝廷が次第にその勢いを増し、四世紀末には甲斐国もその支配に属したのであるが、甲斐の一隅にあった下部町は、どうであったろう。国造は半独立の地位を保障され、領内に広範な支配権をもっていたのであるが、それとの関連も不明であるし、前述のように古墳も発見されていないので、当時の様子はわからない。史実ではないが伝説として残る本町関係を次に記する。

『国造本紀』によれば、狭穂彦王の三世の孫臣知津彦公の子、塩見足尼が景行天皇のときに甲斐の国造に任ぜられたとしており、この塩見足尼が甲斐国内を巡視した折、今の下部温泉を発見し、塩見の湯と名づけたという。

二　甲斐の国府と律令制

皇極天皇四年（六四五）六月、中大兄皇子（のちの天智天皇）らは蘇我蝦夷・入鹿父子を滅して直ちに政治改革に着手し、翌年大化二年正月元旦には大化改新の大綱が宣布された。改革は多方面にわたって行なわれたが、地方制度の改革は中でも重要な施策であり、今までの国造クラスの地方豪族の政治的社会的な地位や勢力をすっかり変えてしまうことであった。すなわち、全国を国・評（こおり）・里の三段階に分けて画一的な行政制度を定め、国は大和朝廷から派遣された国司が統治し、その下には評造が評をおさめた。評造には国造の外その土地の豪族が任用された。こうして旧国造は中央からきた国司治下の評造として律令支配機構の末端に位置づけられたのである。

大化の改新によって律令国家の基礎が定められたが、その後天武天皇・持統天皇代に律令体制はいよいよ進み、今までもっていた地方豪族の政治的地位は著しく低下し、強大な国家権力の重圧が地方農民層にまで加わってきたのである。

この律令体制は、大宝令にいたって実を結んだが、同時に評制は郡制に改編され、規模や権限は大きく縮少されたのである。すなわち郡は次のように五等級に細分され、郡司は支配地の縮少と共に、軍事的機能もうばわれていった。

大郡（二〇里―一六里）
上郡（一五里―一二里）
中郡（一一里―　八里）
下郡（　七里―　四里）
小郡（　三里―　二里）

大化の改新後、東海道の一国として甲斐国がおかれ、国司が派遣され、国司の政庁である国府にいて治めていた。

甲斐国は『延喜式』や『和名抄』によると、山梨郡・八代郡・巨摩郡・都留郡の四郡であった。

郡の下には里があって、一里は五〇戸をもって編成されていた。八世紀になると里は郷に改称され、『和名抄』によると、山梨郡は一〇郷、巨摩郡は九郷で共に規模の上で中郡、また八代郡は五郷、都留郡は七郷で共に下郡になっている。

律令国家の基礎は農民（公民）であり、班田収授制に基づいて一定額の口分田をあたえられ、同時に租・庸・調・雑徭（ぞうよう）や兵役・使丁等の重い負担を課せられた。当時甲斐国は『和名抄』によると田が一二、二四九町九段余であり、『延喜式』によると出挙として、正税・公廨（こうかい）、各二四万束、国分寺領二万束、大安寺領一二、〇〇〇束、文珠会料二、〇〇〇束、堤防料二万束、救急料八〇〇束、俘囚料五万束（一説には五〇〇束）が割当られた。調では緋帛三〇疋、紺帛六〇疋、皁帛（ソウハク）二五疋、庸では、布をだす外、紙・熟麻・紅花・苧子・胡桃油・鹿脯（くるみあぶら・かのしし）・猪脂などをだすように定められていた。

次に、兵役については、国府の軍団要員として勤めさせられるとともに、西国の防備にあたる防人としてもかりだされていた。天平十（七三八）年の『駿河国正税帳』によると、甲斐国防人三九人とあるのをみても、防人を負担していたことは事実である。更にまた、名役として仕丁（しちょう）があり、五〇戸（一里）に二人の割合でだしていた。

この律令制もやがて、公民一人一人を把握してそれを土地にしばりつけ、調庸を課するという、基本的な人民支配の方式をつらぬくことが困難になった。公民としての身分をはなれた人々は、有力な王臣家や社寺につくようになり、班田制がくずれるとともに、代って荘園制が土地制度の基礎となってくるので、甲斐国にも各地に貴族や社寺の荘園がつくられ、次第に公領を侵蝕していった。

しかし、甲斐の国は都から遠く離れていたため相当おくれて荘園化されていった模様で、はじめて荘園名のあらわれるのは、冷泉天皇の安和二年（九六九）七月八日付の『山城国法勝院領目録』に、

甲斐国市川荘、田地壱拾参町玖段参佰壱拾歩と、記されているのである。その後の諸文献にはかなり多くの荘園名がみえ、伊勢神宮の神領とか

熊野権現在領もあり、更には、岩間牧などの私牧もあらわれ、次第に私有化されていったのである。

やがて、中世に入ると、甲斐源氏がおこるが、この甲斐源氏は、清和源氏の一流で、新羅三郎義光から出て、平安末期から次第に発展し、鎌倉、室町両時代を通して栄え、更に戦国時代になって武田三代の繁栄を誇るようになったのも、源義清が市河荘の荘司として下向したことが、きっかけである。

三　律令時代の下部町

律令制度による地方制度は、国―郡―里のようになっており、行政の小単位である里は、五〇戸をもって形成されていた。また里はその内部にはいくつかの自然村落を包括していたのである。その後、霊亀元（七一五）年に里は郷と改められ、その郷の下に里をおいて、いわゆる国―郡―郷―里の郷里制が行なわれたのである。そして、里には里長、郷には郷長がいておさめていたが、のちの天平十二年にはまたこの郷里制は廃止され、地方行政単位は、国―郡―郷の三段階となった。

このような時代に我が下部町はどんな状態であったろうか。『和名抄』国郡部によると、

八代郡……長江・白井・沼尾・八代・川合

の五郷からなっており、沼尾は今の市川、八代は東八代郡八代であろうといわれている。

川合郷……八代郡川合郷は、富士川東岸の地域後の東河内と呼ばれる地方であると思われ、沼尾郷に続く南の地、すなわち、六郷町や下部町がそれに入っていたのであろうと思われる。後の岩間荘が中心になっていた所で、山地が多く勢力は微弱で貧弱な郷であった。富士川西岸の西河内と呼ばれた地方は、『和名抄』によると巨摩郡川合郷となっている。

このように、下部町は当時、八代郡川合郷に属しており、郷長がいて国司の命をうけて治めていたものである。郷長にはどのような人がなっていたかはわからないが、戸令によると、

「里長・坊長・並取二白丁清正強幹者一充。」

とあるので、おそらく里長（郷長）はその里（郷）の中の有能な人物があてられていたのであろうと思われる。

しかし、川合郷については、異論もあるのであり、芦田伊人は、八代郡川合郷は笛吹川と金川との中間地点で、東八代郡石和町河内であろうと述べており、巨摩郡川合郷は釜無川と笛吹川にはさまった中巨摩郡田富町布施だと述べられている。（『国史辞典』甲斐国）どちらが正しいか判断する資料はないので、今までの通説によって右のようにしておく。

その後下部町はどう変ったか明らかではないが、『甲斐国志』古跡部によると、

常葉山、栃代山を限り、
北云三岩間庄一南云三下部一

と記されているので、一部は岩間荘に入っていて荘司に支配され、一部は下部荘に入っていたと思われる。（『甲斐国志』の中の文は疑問視されている点

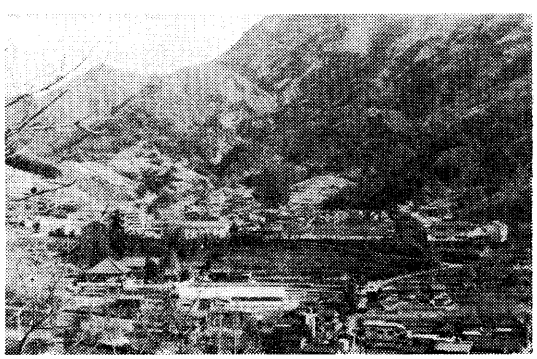

常葉氏館跡（五条ケ丘附近）

もある）

律令時代の社会をみるに、六世紀には仏教が大陸から伝来し、大和朝廷はこれを保護育成し、仏教の呪力によって国を鎮め、国家に繁栄をもたらすことを期待した。そのため八世紀には国毎に国分寺と国分尼寺を建立したが、同時にそれによる寺院や僧尼をきびしく監督し統制していたのである。しかし一方には霊亀・養老のころになると、国家の統制を受けないで多くの弟子をひきいて巷間にたち、たくみに罪福の因果をとき、托鉢しつつ人を導き、寺を建てたり橋をかけたりして人のため世のために尽くす僧があらわれてきた。僧、行基がその一人であるが、このような事情から全国に仏教は広まり、鎮護国家の仏教としての外に国々の住民にまで教えを説き、仏教に伴う文化を広めたのである。

我が下部町もそうしたなかで、神亀五（七二八）年道区に巌竜山慈観寺が開創され、聖観世音を本尊として真言宗を布教するとともに、地域の民衆を指導し、仏教に伴う文化も入り、人々はこれらに教化されつつ、より平和な安心した生活を望み、仏に頼って安心立命を得るようにしたのであろう。当時、行基開創の寺は非常に多いが、行基は薬師如来を尊崇しこれを本尊としているので、聖観世音とするのは不思議であるが、寺伝ではそのように伝えている。

仏教に対して、日本古来の民俗宗教である神をまつることもこのころさかんになり、人々は神を祭り神に祈ることを、生活のささえとしたのである。我が下部町においても、このころ多くの神社が建てられ、当時の人々はこの山間へき地において、神を祭り素ぼくにくらしながら神のまにまに静かな平和な生活をし、作物の豊かなみのりを祈り、生命の安全を祈願したのであろう。

下部町内の各神社の社記によりこの頃建立されたと思われるものを列記すれば次の通りである。

神社名	場所	祭神	創建年	〃年号
熊野権現	下部温泉未申の方	素佐男命外二神	（西暦）八三六	承和三年
諏訪神社	釜額上手屋敷	建御名方命	八八七	仁和三〃
〃	古関、宮ノ平	〃	〃	〃
〃	小磯	〃	九四三	天慶六〃
〃	瀬戸　夏作	〃	九四六	天慶九〃
〃	折門村　沢	〃	九五五	天暦九〃
伊勢神明宮	大日霊命		〃	〃
天神社	波高島	菅原道真	一、〇七六	承保三〃
八王子神社	大炊平	天忍穂耳命外七神	〃	〃
山神社	上ノ平	大山祇命	一、一八一	養和元〃
八幡熊野神社	清沢	伊佐奈岐命外一神	〃	〃
若宮八幡宮	常葉、奥田	大鷦鷯命	一、一九八	建久二〃

右のように多くの神社が建立され人々に尊敬されたのであるが、このうち、建御名方命をまつる諏訪神社は長野県の諏訪に本社があるところから信濃から甲斐に入り、南下しつつ早くから下部町内にも入ってきたものと思われる。八幡社は、源氏の氏神として尊崇されていたので中世甲斐源氏の時代に多く建てられたが、それ以前からもしずめあがめたであろうし、熊野権現は、平安末期の熊野信仰のぼつ興にともなって各地に広まり、甲斐にもその関係の荘園も存していたので、それらの関係から下部町にも入ってきたと思われる。

当時の本町内の人々は、神を祀り、仏を敬い平和な生活をしたのであろうが、当時なお天災は多く、また寛平七年以来坂東に群盗おこり、甲斐信濃等四か国は特にはげしく、被害も甚大であったので諸社に奉幣して祈願したという文献のあることからみても、決して豊かなくらしばかりではなく、苦しい生活もあったと思われる。

第三節　甲斐源氏と河内

一　甲斐源氏のおこりと発展

中世というのはなんといっても、新たに生まれた武士が世の中を支配する国家体制に入っていったことで、貴族の勢力の強かった平安時代とはうって変わり、画期的な時代であり、いままで続いた律令制の崩壊した時代でもある。

このころの甲斐の国にあっては、甲斐源氏の発展した時代であって、本町にとっても、古文書や古跡により甲斐源氏やその一族との関係及び住民の様子などがはっきりとあらわれる時代である。

甲斐源氏は、いうまでもなく清和源氏の一流であって、東国に興った源氏の諸勢力のなかで、特に甲斐の国を基盤に、新羅三郎義光の流れをひいて発生した武士の一統である。平安末期から発展し、鎌倉・室町両時代を通して栄え、更に戦国時代に至って武田三代の繁栄をほこり、小笠原氏や一条氏・南部氏・穴山氏等の同族がうまれてくるのである。

清和源氏と甲斐との最初の関係は、源義光の祖父、源頼信が、長元二（一〇二九）年甲斐守に任ぜられたことで、これにより、甲斐の国と源氏との深いつながりの一歩がはじまったのである。しかもこの頼信の働きはめざましかったので、清和源氏の権威を諸国に示し、現地人を威服させ、後年甲斐国が甲斐源氏によって制圧される素地をつくったのである。そして頼信の子、頼義、その子義光と続いて甲斐守に任ぜられてきたのであるが特に義光は、頼義の三男で近江国三井寺（園城寺）の鎮守である新羅明神社で加冠（元服）をうけたので、新羅三郎義光と呼ばれた。これは当時の風習で、長兄の義家は、八幡神社で加冠の礼をとったので、八幡太郎義家といったのと同じである。

義光が、甲斐守になったことは『尊卑分脈』や『武田系図』には見えるけれども、確実な証拠はないと言われる。しかし、北巨摩郡須玉町若神子の正覚寺は、その子義清の開基であると伝えられ、南巨摩郡中富町八日市場の大聖寺は義光の開基と伝え、ともに義光の位はいを安置している。また『甲斐国志』若神子の条には、

「……相伝フ新羅三郎義光ノ城蹟ナリト言フ村西ノ山上ニ旧塁三所アリ云々」

と見えるし、義光が甲斐守在任中の居館跡と伝えている所もある。

源義光には数人の子があったが、その一人義清が甲斐源氏の直接の祖となるのである。義清は、『尊卑分脈』や『武田系図』によると、はじめ甲斐国市河庄に配流されたという。市河庄はもと、山城国法勝院領で甲斐国初見の荘園であり、後に摂関家の所領に帰した所なので、おそらく十二世紀のはじめころ、清和源氏の一族に内訌があって、その発展が一時停とん状態におちいっていたので、子孫の安泰をはかって義光がその子を源氏ゆかりの東国の市河庄に土着させたものと思われる。義清は、その子、清光とともに、峡北の逸見荘方面にまで勢力をのばした。これが現在までの定説になっている。

これによると義清父子の在所を地形的にみてみると、市河庄平塩岡から笛吹川にそった八代・御坂・一宮方面の国衙領がながめられ、旧勢力にひそかに対峙した義清の気宇をうかがうことができる。そのころ、国衙勢力はすでに衰えてはいたが、それでも峡東地方一帯に、在庁官人達の勢力を中心になお余光を放っていたであろう。いわば、義清父子は、これら古代豪族達の去就をじっと見守りながら、巨摩というへき遠の地に武力と富をたくわえていたのである。巨摩の逸見一帯に眼をむけたのは、ここが八ケ岳南面の台地で、付近から多くの名馬を産した牧があり、軍事、交通、経済の理由から父祖がここに居住したのであって、義清はこの父祖の残した遺産をうまく経営したのであろう。

清光には、多くの男の子があったが、その子ども達を甲斐国の要所要所に分封することによって甲斐源氏の勢力は飛躍的に発展をとげることになった。各地に分封された子ども達は、その分拠した地名によって氏を称し、私達になじみ深い氏性のもとができたのである。その一大勢力の分脈を見てみると、（『尊卑分脈』による）

長男、光長、逸見（若神子町）逸見氏

次男　信義、武川庄武田（韮崎市）武田氏
三男、遠光、加賀美荘（若草町）加賀美氏
四男、清隆、二宮及び平井（石和町内）二宮氏
五男　義長、河内（石和町内）河内氏
六男、玄尊、曾根（中道町）曾根氏
七男、義行、奈胡（甲西町）奈胡氏
八男、義成、浅利（豊富村）浅利氏
九男、信清、八代（八代町）八代氏

というようになっており、これらの諸氏からは更に一条・甘利・板垣・秋山・小笠原・三好・南部等、多数の分脈は派出しているのである。

これらのうち、特に栄えたのは、信義の子孫と遠光の子孫である。信義は武田氏の祖となったが、兄の光長をしのいで甲斐源氏の総領的地位にたち後世、甲斐の守護職は武田の子孫が独占するにいたったのである。その武田氏からは、大井氏・穴山氏・今井氏・栗原氏等の有力豪族を分出している。一方の遠光は、その子、長清が小笠原氏を、光行は南部氏をとなえ、それぞれ繁栄していった。

甲斐源氏が短い間に、非常な発展をとげたのは国内の牧場地帯や要地を占拠したためと、清和源氏の血をひく尊い一族の出であったためと見られる。当時、東国の間に名をあげ強力であった清和源氏に対する期待と憧憬の念とが、甲斐においても頼信以来つちかわれ、それによって甲斐源氏は武士団総合の権勢の象徴となり、武家の棟梁になり得たのであろう。

二　甲斐源氏と河内

甲斐源氏とは前述のとおり、新羅三郎義光以来の甲斐における源氏の一統とその分流を総称して呼んだのであるが、その一大勢力は、総領制確立をめぐって葛藤をくり返しながらも、治承四（一一八〇）年の頼朝挙兵に際しては、一族をあげて富士川の陣に参加して甲斐源氏の威勢をあげた。くだって戦国のころには多くの分脈の中で、武田が宗家となり信虎―晴信の全盛時代を迎えるのである。

この甲斐も源氏当初のころ、守護職としての権威の及ぶ範囲は、国中の中郡から東郡を主とし、東国への関心から都留郡とも深い交流があった。河内一帯は遅くまで支配することなく、特殊な不干渉地帯として育っており、寺社領や荘園の姿も残り特別な地方文化による生活がいとなまれていた。したがって、そこには不入権をもつ地方小領主が育ち国人、地侍等の割拠的な自立形態も強かったようである。逆に、甲斐源氏からすれば、平地の少ない不便なこの地は重要視する必要はなく、見捨てておいたのであろう。

河内地方に甲斐源氏が勢力を伸ばし始めたのは源清光の三男、加賀美遠光が西郡に勢力をもち、そこから南進を心がけた時からであり、特にその子光行が南部に居住して、南部氏を称してからである。

(一)　南部氏と河内

加賀美遠光の三男、光行が、初めて河内の南部に住んで南部氏の祖となったのが、一一八八年頃でそれから二〇〇年ほど南部に居住して西河内を領していた。また、南部氏から分かれた波木井氏が、波木井に住してその地域をおさめていた。南部氏は、一三九〇年頃、一部を残し、ほとんどは奥州に移りその地で栄えていったのである。

(二)　下山氏と河内

加賀美氏から分かれた秋山光朝の孫、光重が、下山小太郎光重と称して下山に住み（文暦二年ころ）付近一帯を領していた。

『太平記』巻三一によると、北朝文和元年二月（南朝正平七年で西暦一三五二年）に足利尊氏が新田義宗を攻撃するための軍をおこし、武蔵野において合戦をしたが、そのとき足利氏についた甲斐源氏は、総勢三、〇〇〇余騎とみえている。その筆頭は、武田陸奥守信武、同刑部大輔信成、並びに子息、修理亮信春で、それに従う者は武田一族五人、その他の国人層で、小笠原氏・逸見氏・一条氏等とともに、南部氏や下山氏も惣領武田信武に統率されて参加している。河内に住した南部氏も下山氏も、武田のよびだしに応じて河内の武士どもをひきいて参加したのである。

㈢　穴山氏と河内

前述した南部氏・下山氏・波木井氏は、それぞれ西河内に住してその地域を領していたのみで、東河内まではおよばなかったが、穴山氏が河内を領してから次第に勢力を伸ばし、東河内も併せ領するようになった。

穴山氏は『甲斐国志』によると武田信満の子、満春がその祖であるとしているのに対し、武田一本系図によると、武田家十代の武田信武の子、義武を穴山の祖としていてくいちがっているが、いずれにせよこのころの穴山氏は巨摩郡の穴山に居住していたが、その後、武田信重の子、信介を改めて嗣子として迎えてから河内の南部に居住した。

下山天輪寺の牌子によると、信介は宝徳二（一四九〇）年三月十九日没とあるところからも、穴山信介の代に河内に入ったのは確実である。その年代は不明であるが、それまで南部に居住して所領を支配していた南部氏が、甲州の旧領を捨てて奥州へ下向した後（一三九五年前後）支配領の更送で穴山氏が南部に入ったものと思われる。

その後穴山氏は、信懸―信綱―信友―信君（梅雪）と続くのであるが、永正二（一五〇五）年ごろにはまだ河内領一円支配ではなく、「南部領主」という限られた地位であった。信綱の子、信友の時に、武田信虎の娘をめとり本家との婚姻政策によって、自分の所領の安泰をはかり、漸く河内領一帯に自己の権力を築くことができるようになって、南部から下山に移り新たな居館をかまえたのである。更にその子、信君の代になると穴山の本貫地、西河内領から東河内領も完全に支配し、中郡の一部にまで勢力を伸ばしていた。

穴山氏は、いつも本姓の武田を強く意識しており、武田の族将であるといった観念で河内領をうまく統治し、領内の者はこれに来服したのである。

当時における河内の支配をみてみると、この地方は山岳地帯であり、武田氏の本拠地から遠く離れていたため、一種の独立国のような観を呈していたようで、幾多の発給文書をみても武田氏の発給文書を、小型化したような形でおこなわれ、他地区とは変わっていた。武田信虎の時代にすでに穴山氏に特権を認めていたらしく「甲斐武田氏」の筆者である上野晴朗はこの二重支配構造を許していた形態を武田氏の本国内における再支配構造と名づけている。

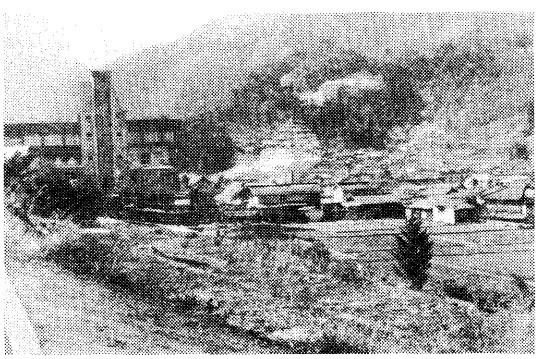

馬場氏館跡（城台附近）

三　甲斐源氏と下部町

甲斐源氏がぼっ興し、やがて甲斐国一円に勢力を伸ばしていったころの、我が郷土下部町はどんな様子であったろう。甲斐の国でも辺ぴな場所にあり、山間地が多くて農業生産に乏しい所であったので盆地に勢力を張った甲斐源氏も、この地まで勢力を伸ばすにはかなりの歳月を要したであろう。したがってそれまでは、律令制の郷里制や荘園制が残り、その慣習によって生活したり、あるいは、各地区ごとに豪族が生まれて集落ごとにおさめられていたのであろう。

やがて、甲斐源氏から分かれた加賀美氏が南進を志して河内に眼を向け、その子や孫を分居させて西河内に南部氏や下山氏が移ったころ、東河内にある本町にも甲斐源氏の血をひく常葉氏や三沢氏が居住して町内各地をおさめたのである。各集落ごとの住民や豪族、地侍達は、山間地に育ち土着性は強く勇気もあるが、後進性であり、権威によわい面もあって、甲斐源氏から分流した家系を誇る常葉氏や三沢氏に従い、これによって甲斐源氏は本町においても、結集力の強い人々を有する土じょうの上に根をおろしたのである。

(一) 常葉氏

常葉氏は『甲斐国志』によると、加賀美氏から分かれた秋山太郎光朝の三男、光季が、下部町常葉の五条ヶ丘に居を構えて、ここに住し、常葉次郎光季と称して、常葉氏の祖となり、それ以来甲斐源氏の流れをくむ豪族として辺びな土地ながら栄えたであろうと言う。このことについて『甲斐国志』人物部第四には次のように記されている。

「常葉次郎光季」「常葉ハ東河内領ノ村名ナリ子孫ノ伝詳ナラズ一二旧記ニ見エタル者ハ士庶部ニ出セリ東西河内共ニ西部ヘ引続キタル地ニテ皆加賀美氏ノ伝領ト見エテ古地ノ存スル事モアリ故ニ南部下山ヲ始メ氏族多ク分拠セシ趣ナリ士庶部ニ所記帯金・狭野・万沢・三沢等ノ諸氏モソノ家ニ縁アランコトヲ疑ヘトモ今所ニ訂定ニナシ」

また『甲斐国志』士庶部第十六には次のように記されている。

「常葉次郎光季」、「大系図ニ秋山太郎光朝ノ二男下山小太郎ノ弟トス子孫ノ系ヲ載ス今校スヘキモノナシ西郡鷹尾寺ノ陳札ニ嘉吉三年発亥八月廿二日両旦那云云源朝臣常葉丹後守光泰ト記セリ本村ニ古墳一基アリ里人常葉殿ノ墓ト云伝フ」

常葉次郎光季が常葉に居住したのは、兄の下山小太郎光重が下山に居住したのと同じころで、十二世紀の前半と思われるが、その子孫についてはつまびらかでない。しかし『甲斐国志』神社部第十三によると増穂町平林の鷹尾山権現の項に、この権現の開闢は宝亀元（七五九）年で、それから六百七十余年たった文安六年に再興供養したが、その時の大旦那として源朝臣常葉丹後光泰の名がのっているのを見ると、数代後にしてなお鷹尾山の大旦那になったのであるから、その子孫も相当に繁栄していたことがわかる。もともと常葉氏は、秋山氏から分かれたのであるから、本家のあった現在の地、甲西町秋山にはいつも思慕の念を抱いており、本家との往来もはげしかったと思われるので、秋山に近い鷹尾山権現に早くから帰依していたのであろう。それにしても、遠く離れていて交通も不便であった東河内の常葉の地にあって、なおかつ鷹尾山の大旦那となったのであるから、当時常葉氏が、相当の権力と財力をもって近郷をおさめていたと思われ、各地の豪族や地侍もこれにしたがっていたのであろうことと推測される。それらについて記録もなくつまびらかでないのは、山間へき地に住したことと、秋山氏との関係からとも考えられる。すなわち、甲西町秋山における伝説によれば、父の秋山太郎光朝は甲斐源氏の一族として共に権力を振い、しばしば京に上って平氏とも親しくつき合い、平重盛の六女重子をめとり、左京太夫従四位に叙せられたが、そのために清和源氏の統領源頼朝に攻められ、雨鳴城で最後をとげたといわれ、その流れをくむ常葉氏も、その影響をうけて源氏にうとんじられはばかっていたためと思われる。

加藤善吉著「下部町郷土史年表」によって伝説による常葉氏の系図を記すと次のようになり、当時の下部町に代々居住して長く栄えていたことがかすかにわかる。

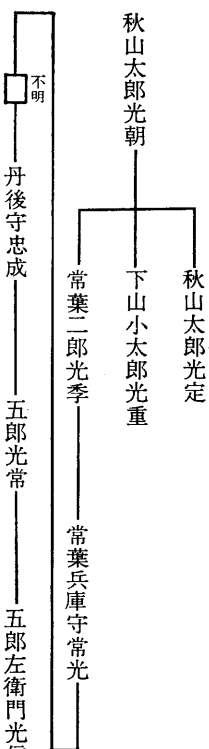

これによれば常葉氏は、常葉二郎光季が本町に居住してから十代、約三〇〇年の間、甲斐源氏の流れをくむ豪族として栄え、近郷を支配していたが、やがて穴山氏が東河内に勢力を強めるにしたがい、次第に衰え永禄八

（一五六五）年三月には四郎左衛門信泰が、馬場五郎左衛門にほろぼされて終りを告げ、その後のことは不詳である。

なお、『甲斐国志』神社部第十三には、常葉丹後守光泰が鷹尾山権現の大旦那になったことを次のように記している。

一、魅尾山権現平林村　文珠ヲ祀リ不動ヲ配ス、天文十二年癸卯四月二日虎泰ノ定書ニ南鷹尾トアリ、北方高尾山ニ対スル名ナリ、本殿方式、渡殿梁間九尺、拝殿梁間弐間、桁間弐間、鐘楼堂方壱、白山堂方壱、鳥居等アリ、文安六己巳年ノ棟札ニ開闢ハ宝亀元年開基ハ妙門行円聖人中略、至ニ文安六年一星霜六百七拾余年、再興供養導師明王住持金剛葉弘尊、勧進沙門金資宗憲、神主大旦那源朝臣高林小太郎動吉、同朝臣常葉丹後守光泰、執筆最勝住侶明厳トアリ。下略

(二)　三沢氏

常葉氏が常葉の地に居住していたころ、三沢の地には三沢氏が居住してその地を領し、近郷を支配していた。

三沢氏も甲斐源氏の流れをくむもので、甲斐源氏の祖である新羅三郎義光の孫、清光の三男に加賀美遠光があり、その長男が前にも記した秋山太郎光朝であり、更にその長男が秋山太郎光定であるが、この光定の三男である光次が三沢に住して三沢三郎光次と称し、三沢氏の祖になったという。

このことについて『甲斐国志』人物部には、

東河内は西河内と共に西部へ続いた土地で、加賀美氏の伝領であったのでそれから分かれた氏族が各所に分拠したが、下山氏や常葉氏と同様に三沢氏も加賀美氏に縁のあるものであろうと考えられると、記されている。

また、『峡中家歴鑑』には、三沢氏の祖は逸見冠者黒源太清光の子を光定と称し、光定の三男である光次が三沢氏の祖であるとしているが、光定は清光の子ではないので、その辺は疑わしいが、三沢氏が甲斐源氏の流れをくみ、光次を祖としていることは一致している。

その後三沢氏は、三沢美濃守藤次―三沢小次郎信藤―三沢太郎光遠―三沢五郎三郎光義―三沢源太郎正光―三沢喜太郎正遠―三沢六郎左衛門正明と代々三沢に居住し、その子三沢美濃守信明のとき、土屋衆に付随して東郡の地に移ったのである。三沢氏が三沢に住し、近郷を支配していたのは、常葉氏と同じころで、一、二〇〇年から一、五〇〇年にわたる三〇〇年間位と推定される。

三沢氏のうち二代目の三沢美濃守藤次について『甲斐国志』志庶部十六に

三沢藤次入道三沢村、東鑑ニ文暦二年五月造ニ立仏像一下山次郎入道、三沢藤次入道為ニ奉行一トアリ、本州人ナルベシ、

壬午起請文土屋衆ニモ三沢美濃守アリ云々

と記されており、また、日蓮聖人の書いた御遺文の中にも「三月三日藤次入道殿」の文句があると伝えられており、果して誰を指しているのかは不明だが、当時豪族として強い力をもち近郷を支配するとともに、仏法にも帰依して入道と称し活躍したことがうかがえるのである。

三沢氏三代目の三沢小次郎信藤は、日蓮聖人が三沢の地を通った折、日蓮自作の鬼子母神像を貰いうけ、三沢奥抔の地に鬼子母神堂を開基したと伝えられ、仏法に帰依しつつ人々をみちびき、平和裡に治めたと言い伝えられている。

三沢氏が三沢に居住したことはたしかであるが、古文書や資料に乏しく、確証の得られない点が多く、居住した館跡さえ判明しない状況でこれからの研究に期待することが多い。東郡に多く存する三沢という名字や、三沢にある深沢（みさわとよめば）の姓との関連なども興味深いものである。

(三)　馬場氏

常葉氏や三沢氏が、常葉や三沢の地に居住していた頃、馬場氏は八代郡

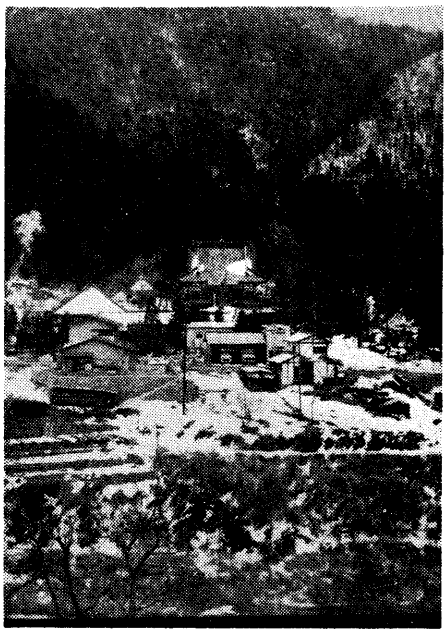

旧馬場丹後守館跡（妙円寺）

市之瀬村中村（下部町市之瀬）に居住してその附近を領し、附近の地を治めたのであろう。

しかし『馬場氏系譜』によれば、第十五代の馬場五郎左衛門信忠が、法名昌巌院殿笑岩道快居士天正十年六月五日となっており、住所は常葉字城台であるとしている。いずれが正しいか判明しないが、馬場氏が本町内市之瀬に居住して附近を支配していたことは明らかである。

また『甲斐国志』仏寺部によると、

法光山妙円寺、市之瀬村、同宗身延末黒印五石寺記云、建治三年丁丑興立、開山九老僧ノ一人日行ナリ、真言宗ニ初メ坊平ト云所ニアリシヲ馬場丹後守忠次其居ヲ捨テ之ヲ移セリ、即チ今ノ地ナリ、忠次ノ法名ヲ日瀬ト云其木像アリ

と記されていて、忠次が、市之瀬の坊平にあった旧常命院を中村に移し、法光山妙円寺としたことや、彼の法名は日瀬であることを物語っている。

馬場氏について『甲斐国志』士庶部には、信用しがたいとはいいながらも次のように記されているのでかかげておく。

（馬場丹後守）常幸院の牌子ニ昌厳院笑岩道快居士天正十年六月二十一日一ノ瀬妙円寺ニ丹後守忠次法名日瀬トアリ、北川ノ妙、妻ハ繁室妙昌大姉同十一立寺ニ丹後ノ女、法名妙来ト云アリ、ソノ条ニ記ス　未年四月七日同但馬守丹後守ノ兄ナリト云　仏岳宗椿上座同八辰年正月一日妻ハ雲岳理庵大姉同年八月五日同五郎左衛門東前院傑翁良英庵主同十八寅年八月十八日妻ハ昌英院玉清昌珍大姉文禄元辰年十一月十五日此ニ牌子ハ当村東前院ニアリ五郎左、同八郎左衛門清雲院室岸宗茂上座同四未年七月十五日此ニ牌子ハ当村東前院ニアリ五郎左衛門ノ位牌ハ早川法明院ニモアリ、同八郎左衛門清雲院室岸宗茂上座同四未年七月十五日同彦之亟恕山道思禅定門年月ナシ右ニ載スル所原記ノ支千錯乱セシヲハ今繕写スト雖モ年月モ亦其実ヲ得タリト云ベカラス里人別ニ馬場弥五郎弥次郎ナド云人ヲモ云伝ヘタリ本村諏方明神ノ社記ニ元禄九丙子年、馬場八郎左衛門忠次馬場十郎右衛門正次神殿再興云云是モ元禄ノ字誤アルヘシ又丹後守源信ト記セリ常幸院宝永二酉年ノ記ニ云寺領壱貫文信玄ノ時賜ハル所ナリ馬場丹後守領知ノ時ニ及ビテ相違ナシ次ニ堀田加賀守領分ニナリ四石五斗八升ニ改ム其ノ地ハ前ノ如シ延宝五巳年八月十五日寺焔焼シテ古証文ヲ失ス同九月検地アリテ租税ヲ命セラレシカハ大ニ駭キ江戸ニ至リ訟フレトモ遂ニ免許ナシ元禄十一寅年御代官平岡次郎右衛門伏訟ヲ糺シテ壱石九斗二合ノ地ヲ除キ与ヘラレルト云按ニ軍鑑ニ穴山衆馬場八郎左衛門見ユ国朝ノ諸記ニ載スル所中泉御鷹野ノ砌大久保相模守忠隣預リノ人馬場八右衛門一封ノ訴状ヲ上ルト八右衛門、八左衛門疑或ハ片桐市正ノ反間ニ乗シテ忠隣ニ中ルト記シタルモアリ又ハ大久保石見守ノ下役人トモ記シタリ謂フニ穴山氏没シテ後石見守ニ属シ彼カ事ニ坐シテ預リ人ニ為リタルナランカ此ニ所謂馬場氏ハ八左衛門ノ党ナルベシ。

㈣　佐野氏。

佐野氏は、もともと西河内を本拠とした勢力の強い豪族であったが、次第に東河内にも分かれて居住してきた。本町内では当時湯の奥に居住した佐野氏が有力で、それを証明するような資料も残されている。湯の奥の佐野氏は早くからその地に住み、附近一帯を支配した豪族であったであろうが、特に名をなしたのは武田氏の時代からで、武田の全盛時代に穴山氏が

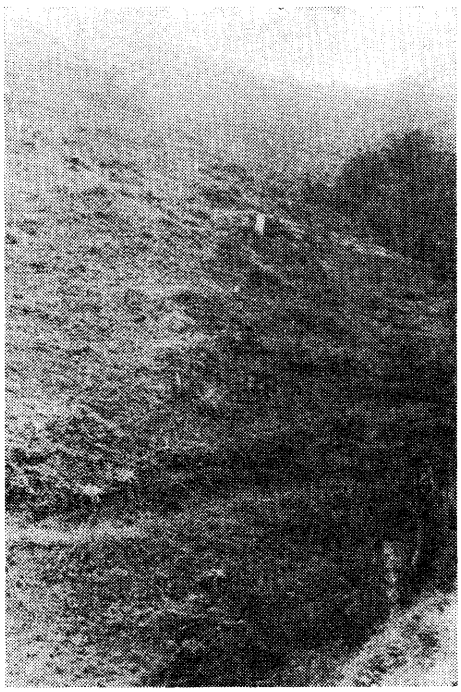

金堀衆の屋敷あと（湯之奥中山）

東河内まで勢力を伸ばし、支配するようになると、穴山氏の配下となり、金山代官や関守勤務等を命ぜられて活躍していた。佐野氏について『甲斐国志』士庶部では、佐野縫殿右衛門について次のように書いている。

（佐野逢殿右衛門）湯之奥村、里正所蔵ニ天文十二年弘治二年穴山信友ノ文書二通アリ天正八年梅雪花押ノ文書ニハ棟別免許云云文右衛門トアリ同十九年十二月（加藤平助花押）湯之奥村諸納ニ相定候間三貫文五百云云外一通共ニ文三トアリ別人ナリシャラン。

天文十二年の文書は、穴山信友から佐野縫殿右衛門に対して、竹を栽培するよう命令された花押付命令書であり、同じ年に穴山家の湯之奥代官と関守在勤も命ぜられていて、これに関しての文書は門西美貞家に存している。

弘治二年のものは、

就干奉公申、山作五間普請其外免許候、山作用所之儀、何時モ無々沙汰奉公申者也、仍如件。

弘治二年霜月十五日　穴山信友花押

佐野縫殿右衛門方へ。

という文面で、これも門西美貞家にある。

門西家所有の文書によれば、天正八年になって穴山信君花押から佐野文右衛門あてにくだしたもので

於河内谷中私宅壱軒棟別諸役令免許者也、仍如件

天正八年正月二十六日　穴山信君花押

佐野文右衛門方へ。

となっているし、更に天正十九年十二月二日付の加平助花押の文書で

湯之奥村請納ニ相定候間三貫五百文急度皆納可申候也

というものも存している。これらによってみるに、佐野氏は代々湯之奥に居住して穴山氏に重く用いられ、金山の代官として、また、稼山の取締りや関守としてつとめ、反面いろいろな免許や特別な権利をあたえられる等、その保護を受けつつ奉公し栄えていたことがわかる。更には天正十五年（一五八七）六月に穴山梅雪の子である勝千代が病死して家は断絶し、河内地方も名実ともに徳川家康の支配下になり、菅沼逗増が河内領主になって直接治めたのであるが、領主交代の後も佐野氏は湯之奥にあって活躍していたのである。

佐野氏は江戸時代になっても代々引続き栄えてきたが、後（慶長二年）

には門西氏と改め現在に至っている。

第四節　下部と武田氏

中世における本町は、既に記したように甲斐源氏の流れをくむ加賀美氏が、南進を志して河内地方に勢力を伸ばし、各地に一族を分拠させるにしたがい本町にも、常葉氏や三沢氏が分拠して支配していたが、やがて甲斐源氏の総家として武田氏が甲斐を領するようになると、その親族としての穴山氏が武田の強力な力を背景にして河内を支配するようになり、南部から下山に移住して本町を含む東河内まで完全に支配した。東河内ということばが多くつかわれるようになったのも、穴山氏のときからである。穴山氏が武田親族衆の巨頭としての河内の支配権は、武田信玄の政治力をもってしても完全には直領化できなかった程に強力で二重の支配構造を許した間接支配地域として存置していた。したがって本町も武田氏の分国でありながら、すべては穴山氏によって支配されており、穴山氏との関係がきわめて深いのである。

一　下部町と穴山氏

穴山氏が当時の本町に勢力を伸ばし強い支配力をもったのは、穴山信友とその子信君(梅雪)の時代である。同じ流れをくむ常葉氏や三沢氏が支配力を失うと、それにかわる穴山氏に支配されるようになったのである。

穴山氏は当時の下部町が、河内の他地区と同様に、湲頭(えんとう)集落や山腹の塊村が多く、生計をほとんど山岳資源にたよっていたことから、食糧生産をあげる外に、特に金山の採掘や、稼山としての竹簀・並びに材木や特殊樹木等山岳資源の生産向上につとめ、生産のために必要な規制をしたり、奉行や代官を任命したりして山作りの奉公の督励をした。支配する方法としては、山岳地帯の郷村を一つ一つ確実に把握するため、郷村の名主層の掌握に先ずつとめ、一つの谷筋の幾つかの郷村をまとめて、そこに何人かの有力役人を任命し、その者に特別免許や諸役免許をあたえて庇護するとともに、山作りの奉公を督励し、次第に支配権を拡大していったのである。穴山氏の『発給文書』からこのことをみれば次のようである。

天文十二(一五四三)年、穴山信友から湯の奥の佐野縫殿右衛門に対し、穴山家の湯の奥代官並びに関守在勤を命じている。

天文十二(一五四三)年七月、穴山信友から佐野縫殿右衛門に対し、竹を栽培し管理するよう、竹簀の規制に関する花押付命令書がだされている。

佐野氏は前に記したように河内の各地に分拠している豪族だが、ここでは湯の奥の佐野氏に発注したもので、これにより佐野氏は金山とともに、下部川筋の郷村の取締りをしたものであろう。

天文二十(一五五一)年十二月、穴山氏から轆轤(ろくろ)師堀内左京進に対し、商役免許状が下付され、保護するとともに督励している。

弘治二(一五五六)年十一月、次のように、五間普請免許があたえられている。

就于奉行申、山作五間普請其他免許候
山作用所之儀何時も無々沙汰奉公可申者也
仍如件
弘治二年　霜月十五日
穴山信友花押
佐野縫殿石衛門方へ

穴山信君もまた父信友と同様に文書を発給して領内を支配している。

於河内谷中、私宅一軒棟別諸役令免許之者也
仍如件
天正八年正廿月廿六日
穴山信君花押
湯之奥之文右衛門へ

このように穴山氏は命令書や免許状を下部町内各集落の有力者に発給し、その地域の掌握と発展に努めたのであろう。

穴山氏はまた寺社領の政策にも意を用い、新恩地を与えたり禁令をだしたりして神社仏閣に保護を加えてその隆昌をはかり、時には自らいろいろな祈願を行っている。更に門前百姓の認知による開拓の進展といった姿によって、土地生産の拡大もはかっている。これらに関する『発給文書』から本町の様子をさぐってみる。

天文八（一五三九）年五月、穴山信友は純蔵主に対し次の判物をだして威厳を示し、寺の繁栄につとめさせている。

本洲法外庵申付候、万観音（本栖）へ無沙汰なく奉公可申者也。仍如件

天文二十二（一五五三）年

「三沢の瑞応寺領の内三百文云々」

という穴山信友のお墨付がある。

永禄二（一五五九）年二月には、穴山信君（梅雪）から方外院（瀬戸）宛に

「帯金美作守承った瀬戸の事、心得たり、

今後所用の時は手形を以て申付くべく候」

という手形申付状がだされ保護をしている。

天正二（一五七四）年九月、穴山伊豆守信君は下部湯町の熊野権現に神殿一宇を建立し、天下太平と武運長久を祈願している。天正二年は、武田勝頼が美濃を侵し、遠江に入り、いよいよ三河攻略をしようとした年で、穴山氏もこれにしたがった年であるので、このような祈願になったと思われるが、下部の熊野大権現は穴山氏にとって祈願所であり、尊崇の厚かった所である。

天正三（一五七五）年八月には、次のような禁制をだして保護している。

右当社々壇之内落書之事一切停止之
但舞殿以下之事不及禁者也、仍如件

これは、穴山信君からだした熊野神社禁制であるが、天正十六（一五八八）年二月には、武田氏に代って甲斐を領した徳川家康からも、下部熊野神社に次の禁制が下付されたことから、穴山氏から続いて徳川氏も尊崇したことがわかる。

熊野神社禁制
於当権現山薪伐採事、堅令停止之
若違犯之族有之者可処罪科者也
仍如件

穴山氏は武田の分流である上にたえず重縁関係を結んでいたので、「本姓武田、在姓穴山」を名乗り、武田の族将として、また親族衆の巨頭として、武田の強大な力を背景に河内を支配し、信君の代には駿河進攻作戦の第一の功労者として、河内領拡大から駿河まで支配したが、それによって領国支配意識は益々強くなった。一方織田・徳川と接して新しい体制を機敏に感じとっていたので、武田勝頼支配の内部矛盾が現れるといち早く勝頼から離れはじめ、天正十（一五八二）年三月一日には既に徳川家康に招かれて河内をはなれており、家康に服していた。したがってその年三月武田氏が滅亡すると、甲斐は織田信長の支配するところとなり、新領主として河尻秀隆が派遣されてきたが、河内だけはその支配から除かれており、依然として穴山信君が支配していた。

そして、六月二日京都で本能寺の変が起ったときは、信君は家康とともに和泉堺にいたが、二人とも自国に帰ることになり、家康は、宇治田原四日市を経て四日には岡崎に帰りついた。ところが穴山信君は、六月三日宇治田原で土民の一撥にあって殺害されてしまった。家康は、六月四日から十四日まで岡崎の城にいたが、その間に武田勝頼の元旧臣であった岡部正綱に次の書状をだしている。

此時候間、下山へ相うつり、城見立候て、ふしんなさるべく候、委細左近左衛門可」申候

恐々謹言。

六月六日　　家康　御判

岡　次　参る

（寛永諸家系図伝による）

岡部次郎右衛門正綱は、もと今川氏の家臣で、後に武田信玄に仕えさらに駿河の清水城にいて勝頼の家臣となっていたが、家康に気脈を通じ、信君とともに家康に心服していた。右の文書は重大な意味をもち、家康は、信君が土民に殺害されたことを十分承知していて機敏な行動を起こし、領主不在となった河内地方を押えるために岡部正綱に向かって迅速果敢に下山に城をつくることを命じたのである。

本能寺の変によって織田信長が殺されたという報が甲斐に入ると、民衆が蜂起して河尻秀隆をおそったので国中は大いに乱れ、北条氏政・氏直父子と家康との係争の地となった。家康はこれらをすべて計算して武田の遺臣達を巧みにひき入れるための手段であったかも知れないが、とにかく河内が家康に服し、その支配下になったので、当時この地に住んでいた武士達も徳川につく者が多く、合戦のたびに在住武士に出場要請があったのである。

二　金山

河内の土地柄は、山地が多く生産性の低いところで『甲斐国志』にも

「山長地広シ澗中ニ僻居シ山ヲ焼キ雑穀ヲ種水田少ク民衆シ」

と記して生産の低い土地柄を示しており、江戸時代の検地によっても平均石盛は、東河内六・七〇〇石、西河内九・一〇〇石と全国平均の二分の一～三分の一の低さだと示している。したがって武田氏は、領国経済の発展のために紙漉（かみすき）・漆・獣皮等の山林資源に力を入れたが、これとて大きなものではなかった。武田氏の全盛時代に穴山氏が、この悪い土地柄の河内に居住し武田親族衆の巨頭として、強い勢力を持ち重要視されたのはなぜであろうか。理由はいくつかあろうが、その一つは、河内で多くの金を採掘したためであろう。戦国大名にとって経済力の強化は必須の条件であり、とくに戦争は多額の軍資金を要したので、信玄もその調達には苦心し、おびただしい種類の課税を行ったが、さらに積極的に領内の鉱山を採掘して金銀の蓄積に努めたのである。当時の甲州金山の代表的なものをあげてみると次のようである。

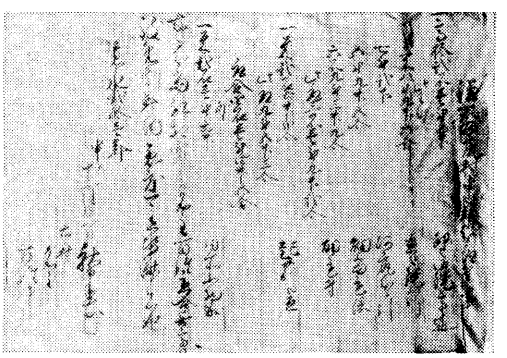

釜額河尻村の古文書（釜額区蔵）

1 黒川金山・黄金沢金山　塩山市
2 御座石金山・金沢金山　韮崎市
3 黒桂山金山・保金山　早川町
4 雨畑金山　早川町
5 湯之奥金山・川尻金山　下部町
6 富士金山（湯之奥から続く）富士宮市

このうち河内にあって穴山氏に採掘権が委任されていたのは3・4・5・6で、金山についてはいかに河内が大事であったかがわかる。

右の代表的金山のうち、本町には湯の奥金山と川尻金山があって重要視された。この外、本町には栃代金山・根子銅山・常葉銅山・古関銅山があり、ともに穴山氏が経営していた。穴山氏は、佐野縫殿右衛門（後の門西家）

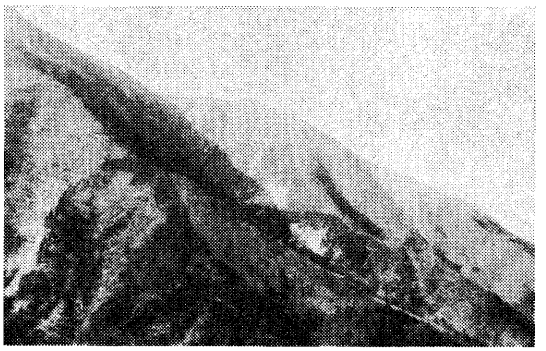

栃代金山跡（栃代地内）

を湯之奥金山の代官に命じて取締らせたが、他の金山・銅山についてもその土地の有力者を代官や金山奉行にして督励したのであろう。現在でも採掘坑や金掘りに関する地名、使用した道具等が数多く残っていて当時を物語っている。

湯の奥金山や川尻金山はいつごろからの採掘であろうか。明らかではないがかなり以前から砂金として採取したかと思われる。武田信虎の時代に採掘され鋳貨されたといわれており、信玄はこれをうけてますます増産をはかり、それにより財政を支え、軍事行動の経済的基礎としたのである。信虎の時代に甲州金の鋳貨に成功し、溶錬が行われたと思われる資料として、穴山信友の次の文書がある。

つつら山、同はう山の事、代官之儀申付候かせき山さかい候はん事かんようたるべし。
仍如レ件
天文三年六月四日

これは穴山信友が、某を黒桂山・保山の両金山の代官に任命し、金山の稼山が栄えるように図ったもので、信玄時代より前のものである。本町内に存在した金山もこのころから採掘したのであろう。

湯の奥金山や川尻金山などの金山で働いていた人々は、金山衆または金掘り衆と呼ばれ、この土地の者もあり、度重なる合戦に勝利を得て占領地から連れてこられて働かされたものもあった。この金山衆は、鉱石の採掘に従事したのみでなく、合戦にも参加させられ特別な任務について大きな働きをしている。記録によると武田信玄は、永禄六（一五六三）年二月、武蔵松山城攻めのとき甲斐と信濃の金掘り衆を使って、同城を掘り崩させようとしたのをはじめ、度々の合戦に参加させている。

天正元（一五七三）年の正月からはじまった野田城攻めにも金掘り衆が参加しているが、これには湯の奥金山の金掘り衆も多数動員されている。野田城は、豊川右岸の台地上にある小城であったがなかなか要害堅固で、城主の菅沼定盈以下が堅く守っていて容易に落ちなかった。そこで信玄は金山衆をつかって本丸と二の丸の間を、西南の方から掘り崩させて本丸と二の丸・三の丸との連絡を断とうとしたので、城兵は二の丸と三の丸を捨てて本丸にたてこもった。そこで今度は、東北の方から本丸の下に金掘り衆を入れてほり崩し、井戸をこわして水を断ち切ってしまった。城兵は水がなくてはいかんともなし難く、ついに野田城は二月十日ころに陥落したのである。この時は、湯の奥金山はじめ町内の金山衆も参加している。

城を攻めるに周囲から掘り崩していって水の手を断って陥落させるのは、信玄の常套手段で、その都度金山衆がめざましい働きをしている。さらに天正三（一五七五）年五月の武田勝頼による長篠城攻略のときも、甲州河内領からきた金山衆が、城くずしに大きな働きをしたと記されているが、このときも湯之奥はじめ町内の金山衆が多数参加したのである。

三　九一色衆

戦国大名達がいずれもそうであったように、武田信玄も軍政と民政とを重要なものとしていつも意を用いていた。軍政の中では、常に彼の意志をうけて手足となって行動する家臣団が最も貴重な存在とされ、家臣団の編成とその統率にはいつも苦心していた。武田信玄の家臣団の構成は複雑なものであったが、その根幹をなすものは寄親・寄子制であった。

しかし、辺境地域の武士団に対しては、この寄親寄子制を適用しない

で、従来通りの地域別編成を許し、それぞれ党的結合の強い集団をそのまま利用して何々衆と名づけ、国境警備や路次警固等の特別な任務をあたえていたのである。下部町に関係のある九一色衆もその一つであって、その外に武川衆・津金衆・御岳衆などがある。

九一色衆は、芦川渓谷にそって集落を構えていた地域の集団で、芦川渓谷の渓谷集団と、本栖・精進・西湖畔に散在する集落に割拠していた九一色の主として木工業に従事していた地ざむらいからなりたっている。おそらくこれらの人々が、戦国時代を背景とした中から次第に党的結合していったものを、武田氏はそのままの党的構成で編成し用いたものであろう。また地域的には『甲斐国志』にある九一色郷十四か村と呼ぶ地域であろう。その中には、下九一色分として畑(ハタ)熊・中山・垈(ソダ)・折門・高萩・三帳・下芦川・八坂が入っており、上九一色分として、梯・古関・鶯宿・精進・本栖・西湖が含まれている。すなわち現在の折門や八坂は、当時九一色郷に属していて住んでいた人々は九一衆の一員として活躍していたのである。

芦川に沿うこの地域は、八代郡中郡筋に属していて、中道往還（甲府―上曽根―右左口峠―古関―本栖―駿州吉原）の道筋であり、上代から利用されていたが、中世には軍事上経済上の重要なルートであった。したがって生産性の低い辺境の地ではあったが、重要な道筋であったので、地域集団をそのままに残して九一色衆とし、駿河や相模、あるいは、伊豆や武蔵方面との国境の要衝地帯としての国境警備の任にあたらせると共に、常に路次警固につくさせていたのである。九一色衆が辺境武士団として合戦の折にはいわゆる夜討ち朝駆けの手足となって活躍しているのはよく知られていた。

九一色郷は生産力に乏しい寒村ではあったが、山林資源の利用と駄賃稼ぎは有名であって、人々はこれによって生計をたてていた。武田氏はこの九一色衆のために諸商売役免許の特権をあたえて保護していた。この特権をあたえたのは、武田信玄のときという言い伝えもあるが、史料的に認められているのは天正五年の武田勝頼の印書である。

九一色衆が、武田軍団の中で特に注目を受け名前が歴史的に残ったのは、武田の時代というよりもむしろ天正十年三月、武田氏滅亡後に徳川家康の配下に帰順し登用されてからで、天正十（一五八二）年七月六日家康は、九一色郷の渡辺囚獄佑(ひとやのすけ)に対して路次警固の次の朱印状をだしている。

朱印状

甲駿路次往還警固として、渡辺囚獄に申付候条、その分別に任せ、馳走専一に候
そのため朱印遣し候者也、仍て件の如し。

天正十年七月六日　　御朱印（家康）

渡辺囚獄佐とのへ。（読み下し文）

天正十年は、三月に武田氏が滅亡し、六月には本能寺の変のあった年である。渡辺家は『甲斐国志』によると、代々本栖村に住み、内舎人綱十六世源次知(さとる)武田家に仕え、左京亮と称し、その子に源次縄(ただす)豊後があり、その子の源五郎守(まもる)が囚獄佑と称したと見える。また『寛永諸家系図伝』によると、渡辺囚獄佑は、武田氏滅亡直後、織田信長から甲斐を領するよう命ぜられていた河尻秀隆に誘われたが、これには応じないで、浜松におもむいて徳川家康に会い、協力することを約し、種々打ち合わせしたあと、天正十年七月三日、家康が甲信経略のために浜松を出発すると、自分は直ちに富士裾野から大宮を通り、中道往還の道案内と警固にあたったという。右の朱印状はその時のもので、当時まだ手薄であった家康は、武田の組織した九一色衆をそのままいち早く利用したのである。

こうして御先手となり、さらに本栖附近の国境警備を命ぜられていた九一色衆は、小田原の北条軍が侵略してきたときこれと戦って破り、さらに追撃して大勝をはくした。このときの功によってそれ以後九一色衆十七騎と称し、歩卒同心二十人を付属させられて九一色郷の守護と警備をつかさ

どるようになったのである。

世に言われる九一色衆十七騎とは次の人々である。（『甲斐国志』士庶部による）

渡辺治郎左衛門・渡辺五郎兵衛・渡辺次郎兵衛・河野越前・河野三右衛門・河野新十郎・田中兵部・田中弥右衛門・向山又八郎・一ノ瀬平三・大垣図書・土橋大蔵・土橋左衛門・渡辺但馬・内藤孫三郎・内藤織部・藤巻孫八郎

右のうち、渡辺氏は主として精進や梯に住し、河野氏は古関及び下芦川に、田中氏は東花輪の出生である。一ノ瀬氏は、旧上野村の一ノ瀬が本拠で、それを在姓としたのであるが、一ノ瀬から古関への道筋である芦川渓谷一帯に分派したのである。土橋氏は古関を中心とする土豪であったが、本町の古関にも分住し、ともに栄えたのであろう。また大垣氏は鴛宿に住み、内藤氏は高萩村の住人で、藤巻氏は田富の藤巻から出てその地名を在姓としている。

四　社会と文化

中世に入り武家が政権を握ると、武士を中心とする新しい社会と文化が生まれた。古代の甲斐は、都から遠く離れ、周囲を山にかこまれて交通も不便であったため、中央文化の摂取に遅れていたが、鎌倉時代になると、幕府が地方在住の御家人を権力機構の基礎としたなかで、甲斐源氏が幕府の御家人として重きをなしていたことと、地域的にも鎌倉に近かったことから、鎌倉文化の移入は活発に行われるようになった。御坂峠をこえる古代官道が、鎌倉街道と呼ばれるのも、新仏教の禅宗が比較的早く入ってきたのも、また日蓮宗の本山が河内におかれたのもこのためである。本町は甲斐の国でもさらに山深く辺境の地で、交通も不便であったが、多くの影響を受けているのである。

当時の本町には、常葉氏や三沢氏をはじめ、多くの豪族が居住して各集落を支配していたが、これら地方武士の生活は、経済力のよわさから一般に質素であったので、居館もそれ程規模の大きいものではなく、そまつなものであったろうが、外敵のことも考えたつくりであり、政治の中心としての役目も果たせるようになっていたであろう。ただ本町では、当時の館跡が判明していないのでそれを知る手がかりのないのは残念である。今後これについて研究し、発掘し、保存する方法を講じていくべきであろう。一般住民の住居にいたってはさらにそまつなものであったと思われる。

次に宗教についてみると、中世に入っておきた新仏教は、武家の信仰を急速に発展したのであるが、新仏教は今までとことなり、民衆とのつながりを深く考慮し、一般民衆を強く意識して布教をはかったので、当時の本町にも早くから入ってきてすみずみまで広がり、人々を導き、精神的生活のよりどころとしたのである。新仏教が入ると、寺院を建立したり、古くからあった寺院は改宗させたり転宗させたりして布教をはかったのである。その主なものを記すと次のようである。

建治　元（一二七六）年　真言宗常命院改宗日蓮宗法光山妙圓寺と改称
正平　七（一三五二）年　金竜山常幸院開創　南明寺系　曹洞宗
貞治　元（一三六二）年　竜湖山方外院創建　南明寺末寺　曹洞宗
明徳　四（一三九三）年　巌竜山慈観寺は真言宗から曹洞宗へ転宗
文安　四（一四四七）年　杉山に大杉山有明寺を開創　日蓮正宗
享徳　三（一四五四）年　岩欠に正覚山常法寺開創　日蓮宗
文明十八（一四八六）年　車田の体円坊を日蓮宗に開創、体具山法円寺と改称
延徳　二（一四九〇）年　中倉小沢に竜沢山長盛寺を開創曹洞宗
明応　元（一四九二）年　清沢に霊正山清沢寺を創建　曹洞宗
天文十三（一五四四）年　下部に普門山慈照院を開創　曹洞宗
天文十三（一五四四）年　切房木に中尾山西方寺を創建　曹洞宗
（右は寺伝及び下部町郷土史年表による）

以上は、主なものを例としてあげたのであるが、慈観寺だけでも二十四か寺の末寺を建てた程に、各集落ごとに建立され、集落民と深いつながりをもったのである。しかも、これらの寺院のほとんどが日蓮宗と曹洞宗であるが、日蓮宗は、宗祖日蓮が、波木井郷の地頭南部六郎実長の請いを入れて、文永十一（一二七四）年身延入山を決意し、五月十二日鎌倉を出立、十七日に波木井の里につき、一か月後に山深い身延の西谷に三間四面の草庵を結んで入山した。これが身延山久遠寺の起こりで、身延に近い本町内に日蓮宗が早くから布教され、寺の数の多いのは当然である。曹洞宗は、南北朝期から室町時代にかけて甲斐に入ってきたのであるが、それには三つの系統があった。本町に入ってきて広く普及したのはそのうちの一つ、能登総持寺開山瑩山紹瑾の高足、明峰素哲の系統である。すなわち、その法嗣雪山玄杲が、正慶二（一三三三）年のころ、西郡の領主大井春明に招かれて、増穂の小林に南明寺を創立し師を請じて開山してからで南明寺系のものが本町に入り、旧派を改宗させたり転宗させたり、新たに寺を建立したりして布教したためである。

仏教に対し、古来からの民族宗教であった神社もまた当時における生活や文化に大きく影響した。本町においても前代につづき中世になっても多くの神社が建立され、寺院同様に各集落ごとに神が祀られて、住民の生活に密着したのである。この時代に創建された神社の主なものをあげると次のようである。（社伝による）

文応元年（一二六〇）大炊平へ曾我神社を創建し、五十多気留命を祀る
同年、杉山へ八王子神社を創建し、天忍穂耳命の外七柱の神を祀る。
弘長元年（一二六一）栃代へ山神社を創建し大山祇命を祀る。
文永八年（一二七一）市之瀬へ八幡神社を祀る。祭神は誉田別命。
建治元年（一二七六）常葉へ諏訪大神社を創建し、建御名方命を祀る。
同年、栃代へ八幡神社を創建し、誉田別命を祀る。
正応元年（一二八八）水船地内に諏訪神社を創建し、建御名方命を祀る。
文亀三年（一五〇三）桃久保へ天神社を創建し、菅原道真公を祀る。
同年、杉山へ山神社を創建し、大山祇命を祀る。
元亀二（一五七一）年切房木へ神明社創建大日霊命を祀る。

本町内にある神社を右の例からみても、今日の状況からみても、多いのは山神社と八幡社、諏訪神社に天神社と熊野権現である。大山祇命を祀る山神社は、山林の多い本町の住民が、その資源を山にたより、山を司る神として尊崇したのである。また別に、富士山信仰と結びついて出現したものに浅間神社がある。これはもともと、富士山の噴火鳴動を岳神の怒りだと恐れ、その怒りを静めるために建てられたもので、平安初期貞観六（八六四）年の大噴火が猛烈をきわめてから一層おそれをなし、多く建てられた。したがって当初は山の神を祀ったが、噴火の恐怖がうすれるにつれ、富士の秀麗さと相まって祭神は大山祇命の娘である木花開耶姫の美しい神に変わっていった。八幡社は源氏の氏神として崇拝されたため、甲斐源氏の流れをひく人々によって本町にも多く建てられたのであろう。諏訪神社は、長野県諏訪に本社があり、武人を祀っているところからいくさの神として尊敬され、西郡を経て本町にも入ってきた。熊野神社は平安末期の熊野信仰の勃興によって各地に広まっているところから、本町にも勧請されたのであろう。天神社は、平安時代の菅原道真信仰から生まれており、学問の神としてあがめられたので、それが長い年月を経て本町に入ってきたのである。

このような宗教の発展によって、それがもたらす文化もまた発展したであろう。特に仏教は中世に全盛時代をむかえていたので、それは同時に仏教美術の花開いた時代でもあった。したがって本町においても寺院建築や神社建築において新しいものが取り入れられたであろうし、仏教や絵画もよいものがつくられ、人々の心をゆすぶったことであろう。また当時の人々は神をまつり、仏をうやまうことによって我が身の安らぎを得るとともに、神社や寺院は部落民の心のよりどころであり、こぞってその祭りを盛大になし、連帯を強めたのである。当時の支配者である戦国大名は、富国強兵のために、物質的豊富だけでなく、数多くの戦いの続く中で激しい生

存競争にたえるためには、精神面でも家臣団を統一し、領民を帰一させるために神仏の信仰をはかったのでその影響もうけている。

中世における本町の住民の生活は、宗教に支えられ、それに伴う文化の向上によって発展したであろうが、その現実は苦しいものであった。当時稗・粟・大小麦・米・大豆などを多く栽培して主食としていたが、平地が少なくて生産はあがらず、重税に苦しめられ、さらに天災にあい流行病とたたかい、しばしば凶作におそわれ、飢饉にみまわれて食べるものもなく、時にはわらびの根を掘り干葉を食べ露命をつなぐこともあって、餓死する者や病死する者は非常に多かったのである。『妙法寺記』には当時の農民の生活に直接かかわる記事が多く、気候・天災地変・農産物・物価などのことが克明に記載されており、戦争と重税とさらに天災や流行病などとたたかう農民のなまなましい苦悩の姿がいたるところにえがかれている。『妙法寺記』は郡内地方のことを中心に書き残したものであるが、おそらく東河内の下部町にも適用されることであって、中世農民の宿命的な姿であったと思われる。

『妙法寺記』により、さらに加藤善吉著『下部町郷土史年表』を参照して、これに関連ある事項を書きだしてみると次のように数多く、その一つ一つに農民の苦悩がうかがわれる。

文明五年（一四七三）大飢饉にて死する者限りなし
文明七年（一四七五）大洪水あり
文明九年（一四七七）疱瘡大流行、小童の死する者大半なり
文明十三年（一四八一）疫病流行す
文明十四年（一四八二）大風、大水にて作物稔らず飢渇する者多し
長享二年（一四八八）疫病流行、死する者数知れず
明応元年（一四九二）大雨降り各所流失す
明応六年（一四九七）豊作にて粟や稗の収穫十分なり
明応七年（一四九八）大地震起りて日本国中諸家ことごとく倒る。また
この年、大暴風雨ありて各所に山崩れ多し。
明応九年（一五〇〇）大風吹き被害大なり。六月には一昨年にまさる大地震あり。
文亀三年（一五〇三）大日干魃
永正元年（一五〇四）極寒言語に絶し、大飢饉にて人馬の餓死すること限りなし。
永正七年（一五一〇）大地震起り被害甚大
永正十四年（一五一七）暴風雨あり、諸川洪水被害多し。
永正十六年（一五一九）昨年来の凶作にて、餓死する者多し。
大永三年（一五二三）天然痘大流行し、小童の死する者数知れず。
天文三年（一五三四）飢饉の上に疫病流行して死する者多し。
天文四年（一五三五）前年に引続き飢饉あり、餓死する者多し。
天文九年（一五四〇）暴風雨あり被害多し。
天文十年（一五四一）凶作にて餓死者多く、人々百年来の凶作といえり。
天文十五年（一五四六）大雨降り続き、大出水して被害多し。

このような悪条件のなかで人々は、これを克服しつつ苦しい生活をしたのであるが、さらにこれに輪をかけて苦しめられたのは、合戦の度ごとに出陣させられることであった。穴山氏が河内を支配していたころの甲斐は、武田氏の全盛時代で、守護大名から戦国大名への険しい道を進む時代であったから、精鋭な軍隊と巧妙な外交政策によって四隣を制圧し、広大な版図や勢力圏をもつことに意を用い、常に合戦が行われ、その度にかりだされたのである。武田氏の主な戦いをみても、信濃経略、川中島合戦、関東進撃、駿河進攻、都への道と続き、住民は百姓をすてて参加したのである。特に駿河進攻作戦においては、穴山信君が第一の功労者であったので、それにしたがう強者どもの中に本町在住の人も多かったであろう。さらに信玄が京をめざして進むにしたがい、三方ケ原の戦いや野田城攻めにも参加し、遠く故郷を離れて活躍すると共に、彼の地で命を失った者も多かった。武田勝頼の代になって再び長篠の合戦に参加しているが、この時信君は後詰であり、戦い不利とみるやいち早く退却しているのではある

が、武田の全敗した戦いであったので、山川遠く離れた三河の地で多くの辛酸をなめたのである。幾多の合戦において手柄をたて賞された者もあろうが、多くの人々が苦しめられたのである。『妙法寺記』は天文十六年の条で

此年モ信州甲州取合不レ止、一年二度ヲ働キ被成候、ハヤ奉公ノ人々ハ信州御陣ニ迷惑致候而不レ及二言語一。

とのべている。一年に二度も戦争にかりだされて苦しむ軍役衆たちの偽りない嘆きの声を代弁しているが、これが真実であったのである。

第三章　近　世

第一節　支配の変遷

一　時代区分と資料

歴史の発展はそれぞれの時代がもつ大きな共通性から考えて、幾つかの時代に分けることができる。歴史学者によっても区分の仕方にはさまざまな考え方があって異なるが、今日では古代・中世・近世・近代の時代区分が通説である。

我が国における近世とは、一般には慶長年間（一五九六―一六一五）から明治維新（一八六八）まで、すなわち江戸時代をさすが、時にはそれ以前の織田・豊臣時代を含めて近世という場合もある。

この時代の約三百年間は、織田・豊臣氏による全国支配に徳川氏がとって代った時代であり、封建領主による支配体制が確立し、身分制度が固定化し、政治・社会等あらゆる面で封建制度が完成された時代である。

本節では前章とのつながり、町内保存資料との関係から武田氏滅亡直後からの甲斐国支配の変遷から記述することにする。

町内保存の近世初期の資料は少なく、支配体制を把握するほどのものはない。

そこで、県内資料としては最大の集成である『甲斐国志』・県立図書館刊行の『甲州文庫史料第六巻領地支配編』と、同じ県立図書館蔵の『御支配代々記』を中心として引用させて頂き、それらの記述を実証する史料として町内諸資料をつなぎ合わせることによって下部町内旧村の支配の変遷を明らかにしようとするものである。

『甲斐国志』については言及するまでもないが『甲州文庫史料』第六巻領地支配編の中には、

一、甲府御城付
二、元禄八年甲府様御人衆中分限帳
三、松平美濃守様御家中覚
四、享保四年松平甲斐守様御家中御役人付
五、宝永二年中納言綱豊卿ゟ松平美濃守江引渡目録
六、享保九年松平甲斐守三郡引渡目録
七、享保九年松平甲斐守引渡三郡村々堰川除覚
八、甲州代官付
九、甲斐国御領地御代官控

等の九編が含まれているが、中でも「甲州代官付」・「甲斐国御領地御代官控」の二編は直接、支配の変遷を記述しており本節の中心的流れをなしている。この史料集は次の『御支配代々記』とともに村方・町方に残された貴重な資料である。

『御支配代々記』は、本郡市川大門町内に所蔵されている原本を県立図書館でコピーし収録したもので、筆記は甲斐市川住、鷹野源正臣書とあり、安政四巳年二月で擱筆となり、歴代市川代官を記録している。流麗な筆跡でしたためられている。

降り来る雪景
春の日越　粧ふ花の景色にも
かちたる雪の木々の姿盤

最後のページには、筆を止めて、しばし雪景に見とれる筆者の人間性が感じられる。

二　武田滅亡後

天正十壬午年三月、織田・徳川連合軍との戦いに敗れた武田勝頼は、一

族とともに田野（大和村）山中に自刃し、新羅三郎義光以来連綿として二〇代にわたった甲斐源氏の政治は終わりを告げた。

『甲斐国志』には

天正十壬午年三月織田城之介信忠撃ニ入本州一獲レ勝。織田右府入レ国ニ而封ニ秀隆ヲ四郡之地一。但シ除ニ穴山ノ本領河内一替ニ信州諏方郡一。

とあり、織田信長は河尻肥後守秀隆に、穴山氏の本領である河内領を除いた甲州四郡と信州諏訪郡の支配を命じたが、河尻氏の支配は天正十壬午年六月二日、信長父子が京都本能寺で横死したので、河尻氏については

本州の民本ト恨ニ秀隆一。於レ是ニ大ニ蜂起シテ同十五日於ニ古府ノ岩窪一遂ニ秀隆ヲ撃殺ス。従軍尽ク崩レ走リテ拒ギ戦フ者ナシ。

と記されたとおり、わずか二か月余りで河尻氏の代は終わったことになる。このことについて『甲府御城付』では

此年岩窪の城代に川尻肥後守を差置る。同年六月信長於ニ京都一討死、勝頼生害より八十一日目に当る。同年七月穴山殿を大将として百姓共川尻を討取首を家康公へ献ず、同年八月家康公御仕置として御入国、森口通より御入、武田前方知行所に引籠り居候衆中並武川拾弐騎の衆召出され国中漸く安堵す。

穴山殿を大将として百姓共が蜂起したとあるが、穴山信君（梅雪）は本能寺の変の直後に山城宇治田原で横死しているので、この記事はなにかの誤りであろう。

国志では「河尻」とあるが御城付では「川尻」とあり、武鑑では「河尻」とあるので「河尻」が正しいと思われる。

徳川家康は甲斐一円の混乱を鎮めるため入国し、武田の旧臣たちを召し出した。なかでも武川十二騎衆はその後家康幕下にあって活躍することとなる。武川十二騎について『甲斐国志』には

「武川衆とは武田石和五郎信光の末裔が巨摩郡武川筋の村里に分封し　子孫繁栄して世に武川衆と号す」

とあり、武田氏滅亡後徳川家康は武川の士の本領を安堵し、慶長年中甲府城番として二人あて十日代わりで十二人が勤めたという。

町内の資料で当時のものに、九一色衆に賜った御朱印状の写しがある。

定

右以ニ先御朱判一諸役御免許之上者、自今以後不レ可レ有ニ御相違一条、為レ始ニ末木新左衛門尉西林能登一御代官役所其外諸役所、不レ可レ有ニ異議一之趣、御下知之者也。仍而如レ件。

天正五丑年二月廿二日　跡部大炊之助　奉之

九一色諸商売之役　高萩之郷
如ニ前々一無ニ相違一令ニ　三帳之郷
免許一之者也　芦川之郷
仍免状如レ件　梯　之郷
古関之郷
鶯宿之郷
九一色郷中　精進之郷
天正十壬午年七月十二日　西海之郷
本栖之郷
右九一色村々信玄御朱印ニ具有レ之

『甲斐国志』士庶部にもこのことにふれて



天正10年九一色衆に賜った御朱印状の写し
（八坂区蔵）

九一色郷中ノ地頭ニテ武田ノ時ヨリ居住セリ。天正十年七月十二日御朱印ヲ賜ハル。十七人連名ナリ。

と見える。なおこの朱印状の文言は次の通りである。

九一色諸商売之役
如二前々一無二相違一之条
令二免許一之者也
仍而免状如レ件
天正十年壬午七月十二日
大久保新十郎
奉之
九一色郷中

御朱印鑑札所持数（甲斐国志）

村名		村高	家数	鑑札	馬	牛
		石　合	軒	枚	疋	疋
天領	熊村	17.138	16	16	3	
	坪村	19.338	15	9	3	
	折門村	26.392	24	15	3	
	下芦川村	40.576	82	57	8	
	八坂村	7.448	20	4		
	梯村	40.799	53	63	3	
	古関村	94.778	218	175	8	
	精進村	3.003	67	76	7	
	本栖村	3.446	29	12	2	
	西湖村	3.141	102	39	11	
田安領	中山村	20.601	29	14	20	
	高萩村	45.135	52	20	23	
	三鶯帳宿村	19.996	22	16	11	
		117.424	129	126	4	1
合計		459.219	858	642	106	1

徳川家康は、天正十（一五八二）年七月十二日九一色衆に前記内容の朱印状を下付し、武田時代よりの特権、諸役免許・年貢以外の一切の負担を免除することを保証した。家康朱印状は九一色郷中が保存していたが、九一色郷十四か村中九か村の地頭、本栖の渡辺囚獄佑が寛永年間に預り、それに代えて他国通行鑑札を与えた。『甲斐国志』には鑑札の所持数について次のように記されている。

家康は、河尻後の仕置として、岩窪・古府中城代に平岩七之助親吉、郡内谷村城代鳥居彦右衛門元忠を置いて、天正十壬午年より同十八庚寅年までの九年間を徳川領として支配した。

三　豊臣家の支配

豊臣秀吉が天下統一を成しとげたのは、天正十八（一五九〇）年七月、小田原陣を最後として天下諸大名が秀吉に降った時である。秀吉は同年八月、徳川家康を関八州に封じ、甲斐国は羽柴少将秀勝に与えられたが、一年にして美濃国へ転封となった。『国志』には

一少将豊臣秀勝　関白秀吉義子実織田右府ノ四男ナリ　幼名於次丸丹州福知山ノ城主或ハ云天正十年八月封二之拾万石一称二羽柴丹波守一武家補任ニ云天正十三年西七月十一日叙二従四位下一任二右近衛権少将一烈祖成績ニ云天正十八年七月十三日大閤入二小田原一大封二諸将一奉レ移二神祖於関東一以二参遠駿甲信五州一封二内大臣信雄一云々願ハ可レ得二旧邑尾張・伊勢・伊賀一乎ト大閤怒リ遂ニ輟テ不レ封ゼ以二甲斐一封二丹波少将秀勝一又云十六年四月十四日車駕行二幸聚楽一少将秀勝至二正三位権中納言一ト至レ此猶以レ封二少将秀勝一為レ記本州所レ蔵同十八年十九年ノ文書ニモ少将様云々ト見エタレバ十六年補任ノ事ハ疑フベシ

と記されている。また次の分注は佐藤八郎の校訂によるものである。参考になる点が大きいので併記しておきたい

校者曰ク豊臣秀吉ノ養子秀勝ハ二人アリ、一人ハ織田信長ノ第四子於次丸秀

勝、他ノ一人ハ秀吉ノ姉瑞竜院日秀尼（三好吉房ノ夫人）ノ第二子小吉秀勝ナリ、初メ秀吉実子ナシ、信長ニ請ヒテ於次丸ヲ養子トシ秀勝ト名乗ラシム、秀勝丹波ニ封ゼラレ官左近衛権少将ニ至リシガ天正十三年十二月十日僅カニ十八歳ヲ以テ夭セシカバ秀吉姉ノ子小吉ヲ養子トシ秀勝ト命ジ丹波ニ封ジ左近衛権少将ニ任ズルコト於次丸ニ同ジ、同十八年十一月秀吉、秀勝ヲ甲斐府中ニ封ジタリシガ日秀尼ハ愛児ヲ僻地ニ置クニ忍ビズ頻リニ近地ヘノ移封ヲ請ヒタレバ同十九年三月コレヲ岐阜ニ移シタリ、翌文禄元年朝鮮ノ役起ルヤ秀勝モ同年六月渡海シテ、署ニ就キシガ程ナク病ミ九月九日其ノ地ニ没セリ、年二十四歳、国志ガ於次丸秀勝ト小吉秀勝トヲ混同シテ一人ノ事トセルハ甚ダシキ誤リト云フベシ、詳記シテ訂ス

当時の町内資料には瀬戸方外院に次の文書がある。

豊臣秀勝奉行連證文（甲州古文書）

覚

下部之内

一、合永　壱貫三百文

右者、百姓差出進上申候、先々書付有之、若隠地於訴人有之者、可為私曲者也

天正十八庚寅年九月六日

長谷部兵部兵衛（ママ）

渥美　権六郎（ママ）

右近進へ

少将秀勝に代わって、天正十九年辛卯（一五九一）年より文禄二癸巳（一五九三）年の二年余、加藤遠江守光泰が居城した。光泰は甲斐府中より高麗へ出陣を命ぜられたが、文禄二年八月二十九日陣中に没した。

一加藤遠江守光泰　初名作内天正十九辛卯年受封於本州、按ニ是年四月五日光泰ノ印書在府中五ケ寺ニ為始秀勝ノ書ニ有閏正月ニ即チ此間ニ替代セシナリ　加藤平兵衛尉光政ヲ城代トス、於朝鮮ニ卒ス本州府中善光寺ニ葬レリ五輪石塔ノ側ニ建ル碑銘ニ加藤前遠州太守曹渓院殿月剛宗勝大禅定門於朝鮮国釜山浦ニ逝去因レ茲彫ニ刻一軀ニ以伸ニ供養ニ者也文禄二年癸巳八月廿九日

世に朝鮮の役と呼ばれた秀吉の朝鮮出兵は、天正十九年の九月十六日、秀吉幕下諸大名に出兵を命じてから、慶長三（一五九八）年八月十八日、秀吉の死によって終わった。征明軍は同年十二月に至って漸く撤兵を完了するまで、七年の長きにわたった。

加藤氏の治政も朝鮮の役の政治情勢の中で揺れ動いた。

甲斐国の次の国守は浅野弾正少弼長政・同左京大夫長継、幸長父子が受封した。浅野氏の受封の時期は『甲府御城付』、『御支配代々記』、『甲斐国志』などの資料によって一年の前後があるが、『甲斐国志』の校者佐藤八郎の注釈によると次の通りであり、その間の食い違いが理解される。

長政父子ノ甲斐受封ハ文禄二巳十一月廿日ナリ、大日本古文書浅野家文書ニ「甲斐国之事令レ扶二助之一訖、全可二領知一候云々　文禄弐十一月廿日（花押）（豊臣秀吉）浅野弾正少弼とのへ　浅野左京大夫とのへ」トアリ、文禄三年ニ非ズ

浅野氏の支配は、文禄二（一五九三）年より慶長五（一六〇〇）年までの八年間であり、その間甲斐国にとっての重要な事柄は、太閤検地の一環として、駿河・甲斐などの一国検地を行ったことである。「弾正縄」と呼ばれた。

詳細は検地の項で述べることとする。

慶長五年九月十五日、史上有名な「天下分けめの戦」、すなわち関ケ原の戦によって全国支配の実権は徳川家康に移った。浅野氏は豊臣五奉行の

一人であったが、徳川家康に組し関ケ原に出陣した。

（大磯小磯伊藤氏所蔵文書より）

濃州関ケ原
御出陣ニ付被仰渡候
其元茂可被致出馬候
可然御手柄有之候ハ
左京申成軍功之賞
可被進候
浅野左京大夫留守居
平岡松雲
こふり職
慶長五庚子年
八月五日
伊藤数馬殿

平岡松雲は武田氏の遺臣で、平岡岡右衛門道成といったが、除髪して樵雲斉椿岳宗寿といった。樵雲は本文書のごとく「松雲」とも書いた。武田氏滅亡後は徳川氏や浅野氏の代官として活躍した。「こふり職」は恐らく「郡職」で代官の意であろうか。註（当時こふり職という語が使用されることに疑問をもつ学者がいる）いずれにしても文書の日付、慶長五年八月五日は、関ケ原の合戦が九月十五日であったことから、戦雲急を告げる関ケ原への出陣を勧誘している当時の切迫した状況を伺い知ることができる。

浅野氏は『甲府御城付』記載によると、

是より関ケ原へ出陣、直ニ軍功に依て御加増是あり、紀州和歌山へ所替なり

とあり、加増十三万石で三十七万四千石の大名となった。

四　徳川氏の甲斐再管領

家康は浅野氏の紀州転封によって、甲斐国三郡を直領として再管領した。すなわち慶長六年二月、平岩親吉を上州厩橋城より甲府城代として入峡させた。その辺の事情を『国志』では人物の部で次のように述べている。

慶長六丑年ヨリ御城代ナリ、系ニ曰ク五年関ケ原ノ役ニ親吉在ニ厩橋一圧ニ上杉景勝一。（秀忠）台徳公発ニ兵於真田表一、親吉自ニ厩橋一出レ軍ヲ。六年二月転ニ上州一移ニ甲州一、新タニ築ニ府之城一而居レ之。采地六万三千石。

武家補任ニ云天正十六年四月十四日叙ニ任従五位下主計頭一。

平岩親吉は、天正十八（一五九〇）年まで甲府城代として勤めたので、再度の入峡であり、甲府城を築いたことが記されている。

甲府城築城は徳川家康の命によって、天正十年、平岩親吉が縄張りしたと『国志』には記されている。

神祖御入リノ刻於ニ古府一建ニ仮御殿一及ニ同十八年一数次御按行アリテ此御殿ニ御逗留ナシ給フ、其頃一条ノ小山ニ今ノ府城ヲ被レ築御結構アリ、縄張ヲ命ゼラルト云、同十八寅年豊臣少将受ニ封於本州一明年加藤光泰代。於レ是興ニ修築之功一。（忠吉）文禄三午年ヨリ浅野長政、同長継父子領主トナリ、城代ニ浅野右近大輔長吉（忠吉）居シテ経営ス、依レ是大鋸杣等ニ授ル許状モ多ハ浅野ノ印書存セリ。慶長五子年後御料所ニナリ再ヒ平岩親吉城代タル時猶又修理ヲ加フト云。

すなわち天正十年秋より準備が始められ、支配者の代わるごとに受け継がれ、引き継がれていったことがわかる。

また『甲府御城付』には、

一、慶長五庚子年より家康公御領となる。此時甲府の御城代平岩主計頭親吉高六万石甲府新城に居住す、同十一酉年迄七ヶ年居城す、是より尾州江所替、此時四奉行ニハ桜井安芸守、石原四郎左衛門、小田切大隅守、跡部九郎右衛門右四人国中ノ仕置を致す、寺社領御改めあり、右四人の印形是を甲州寺社方の黒印と云也

と記され、平岩主計頭親吉は新城に在城して城代を勤めた。彼の在任中、家康の第八子義直が甲斐に封ぜられた。

また『国志』に

八年敬公尾張義直卿被レ封二甲州一親吉為二之伝一

とある通り、親吉は義直(敬公)の伝役(幼君の補佐役、もり役)として国政を処理した。そのころの文書は親吉の印書で出されている。

慶長十二年四月、義直は尾州名古屋六十一万石に転封されたので、親吉もこれに従って犬山に遷った。

慶長年代の文書で全県的に保存されているのは慶長八(一六〇三)年の四奉行の寺社寄進状である。『甲斐国志』によると本町内では

瀬戸	方外院	寺領	五石
道	慈観寺	寺領	五石
一之瀬	妙円寺	寺領	七石
常葉	常幸院	寺領	一石九斗二升

と明記されているが、四寺院とも現在資料は散逸し保存されていない。道村慈観寺にその写しが残っているのみである。

黒印状(写)

一、東河内道村之内　高五石　慈観寺領

右御寄進ニ候条国家安全御祈念御造営肝要ニ候重而御朱印申調可進候　以上

慶長八　　桜井安芸守(印)

二月朔日　　石原四郎右衛門(印)

小田切大隅守(印)

跡部九郎右衛門(印)

なお同日付で徳川家奉行連署禁制札が出されたが、これも保存されているものは方外院・慈観寺の二寺に残る写しのみである。

禁制

一、於二寺中一狼藉并殺生之事

一、至二山林一放二牛馬一、猥剪二採竹木一之事

一、門前郷次普請役之事

但寺領之外地頭俵役等之儀ハ可レ有二御勤一候

右条々、前々如二御證文一不レ可レ有二相違一者也、仍如レ件。

慶長八年癸卯

三月朔日　　桜井安芸守　信忠　花押

石原四郎右衛門　昌明　花押

小田切大隅守　茂富　花押

跡部九郎右衛門　昌忠　花押

方外院

とあり、道村慈観寺禁制も同文である。この時代の文書は町内に保存されているものは数少なく、貴重なものである。当時河内領は誰の支配下にあったかは『甲斐国志』の叙述による外なく、人物の部に穴山氏について

次のように述べている。

穴山玄蕃頭信君　中略　天正三亥八月ヨリ駿州江尻ノ城主トナリ彼ノ辺リヲ兼領ス。天正壬午三月　神祖ノ軍ニ降シテ本領ヲ安堵ス。

中略

同五月陪二神祖一至二江州安土一謁二織田信長一。六月二日信長於二本能寺一横死ノ時ニ梅雪モ泉州堺ノ津ニ在リ。神祖伊賀越ヘニ赴キ玉フ。梅雪ハ美濃路ヲ歴テ還ントス。遂ニ辞シテ宇治ノ方方ニ走ル。其ノ夜於二田原一為二一揆一害セラレ従者死ス之。

穴山梅雪の名が知られているが、武田信玄の姉南松院殿を母とし、天正の始めは穴山玄蕃頭信君と称し、天正八年十一月、除髪して梅雪斎と法号を名乗った。梅雪横死後の記録には

勝千代　梅雪斎の男ナリ、稚齢ニシテ下山ニ在リ、穂坂常陸、有泉大学等陣代トシテ諸方ノ軍ニ従フ。天正十五年亥六月七日勝千代患レ痘テ夭ス。年十六無レ嗣邑ヲ除カル。

とあり、梅雪斎の死後は駿州の領地は減じられて河内領のみ領していたので、前記のように嗣子勝千代が十六歳で天死したが、子なきにより領地は没収され家臣はみな幕府に召しかかえられた、河内領についてのその後は

一、河内領　梅雪斎横死ノ後其男勝千代家督シテ本領下山邑ニ治ス。同十五年六月勝千代夭折シテ無レ嗣収公セラル。其跡菅沼藤蔵定政ニ賜フ。但慶長ノ改九千石余ノ地ナリ。先是菅沼ハ切石ノ砦ヲ守衛シテ領内ニ在リ、同十八年下総相馬ヘ所替ナリ。

と記されているように天正十八年まで菅沼氏の所領であったが、菅沼氏の転封以後は国中地方と同様の支配を受けることとなった。徳川氏の直領として以後明治維新まで代官所支配下に置かれた。

甲斐国三郡は義直の尾州転封により、二代将軍秀忠の二男忠長・その後は三代将軍家光の三男綱重、その子綱豊と甲斐国を将軍家御親藩としたが、いずれも幼少であったので甲府に在城することなく、城代・城番を置き、在方は代官支配とした。『甲府御城付』には次のように記されている。

一、慶長十一年より同十八丑年迄八ケ年御城代高三万石諏訪因幡守、御城番武川拾弐騎衆、米倉丹後守、山高孫兵衛、曲渕清蔵、山高伝左衛門、入戸野又兵衛、知見寺越前、折居又兵衛、柳沢三左衛門、青木佐兵衛、馬場民部、跡部七郎左衛門、小尾彦右衛門、奉行役平岡岡右衛門、大野主水、岩波七郎右衛門、秋山岡右衛門、米山民部なり、

一、慶長十八丑年より元和九亥年迄十一ケ年之内、奉行日向半兵衛・嶋田清左衛門、御城番武川十二騎衆勤る。

一、寛永元子年より同九申年迄駿河大納言忠長卿御領地なり、此時御城代三万石鳥居土佐守・五万石水野監物、御城番六千石大久保玄蕃、横目付長田庄右衛門

一、寛永八未年正月忠長卿甲府江入らせられ候処、同九申年十月江戸より上使内藤伊賀守参られ、旅宿八日町壱丁目坂田与一左衛門方なり、上意之趣上野国高崎の城主安藤右京亮重長江御預ケ同十酉年高崎にて御生害

一、寛永九壬申年より将軍家御蔵入也、御城代一万三千石伊丹播磨守、奉行役平岡次郎右衛門、平岡勘三郎

一、同十三丙子年五月四日ゟ御城番両人に相成交代なり、

一、子年　六千五百石　遠山藤四郎
　　三千五百石　設楽甚三郎

以下略

一、寛永十三子年より寛文元丑年迄弐拾六年交代なり、

甲府城は複数の城番が毎年交代で守備にあたっていた。城番と国奉行とがあり、城番は甲府城の警護と城下町・府中の治政が任務であり、国奉行は郡代とも惣奉行ともいい、在方諸村の民政をつかさどることが任務であった。

甲府城番は諸資料からみると、最低禄高三千五百石から最高八千石までの高禄の旗本が任命された。

当時末端の村々は割郷といって、一村が東割・北割というように幾つにも分轄されていて、地頭たちの御給地と御蔵入といって幕府米倉入りの領地と細かく支配されていた。

慶安四（一六五一）年四月三日、徳川三代将軍家光の三男綱重が、甲斐国河西（巨摩郡全部と笛吹川以西の山梨郡）の地十五万石に封じられ、寛文元（一六六一）年八月九日、信州等で十万石を加増されて高二十五万石となり、甲府城主に任ぜられ甲府家をおこした。以後甲府宰相と呼ばれた。ただし将軍の連枝（兄弟）として、甲府には在城せず江戸城桜田邸に居住したので「桜田様」とも呼ばれ、その所領を桜田領と呼んだ。綱重没後はその子綱豊が遺領を継いだが、宝永元（一七〇四）年五代将軍綱吉の養子として江戸城西丸御殿に入り、家宣と称した。『甲府御城付』の記述は次のとおりである。

一、寛文元丑年九月より、将軍家光公御四男松平左馬頭綱重卿江進ぜられ候
御家老　三千五百石　諏訪若狭守
御城代　三千石　渡辺長門守
御城番　戸田周防守
同断　雨宮十兵衛
同断　小長谷伊左衛門
御先手拾弐組同心弐拾弐人ヅツ、御目付一人、御徒目付弐人、町奉行二人、与力同心甲府在勤也

一、延宝六戊午年九月十四日綱重公御逝去

一、同七巳未年綱重公御嫡甲府中納言綱豊卿御領と成、甲府御城附拾五万三千石余、其余信州、江州、作州、武州合て三拾五万三千石也
城御代三人　三千石　渡辺長門守
同断　戸田周防守
同断　岡野伊豆守
御城番九人
川勝藤兵衛　森川四郎右衛門
遠山三郎左衛門　高木五左衛門
小野八郎左衛門　佐々木右衛門
長田三右衛門　小林七郎右衛門
窪田勘右衛門

一、宝永元甲申年十二月五日、甲府綱豊卿将軍綱吉公為二御養君一西丸江被レ為レ入、無レ程将軍家宣公ト申奉る、寛文元辛丑年より宝永元甲申年迄四拾四年。

このように甲斐国は徳川一門によって支配されていた。本町内には当時の資料として貞享元子十月付の北川村「御成ケ割付」状がある。北川村割付状に次のような署名がみられる。

「北川村子御成ケ割付」は
……割付来極月廿日已前急度可致皆済者也
貞享元年子十月
平次郎　右㊞
北川村
名主百姓

この署名にある「平次郎右」は平岡次郎右衛門で『甲斐国志』には柳沢家への引き渡しについて、

宝永二年酉二月十九日本州領分御引渡シ城番並ビニ代官野田勘兵衛、遠藤次郎右衛門、飯島八右衛門、前島小左衛門也。河東ノ御料所並ビニ給所共ニ平岡次郎右衛門、雨宮勘兵衛両人請ニ取之。即松平美濃守役人柳沢権太夫、平岡宇右衛門、藪田五郎左衛門、柳沢帯刀へ相渡ス。

とあるのをみれば、平岡は甲府宰相領に含まれない河東の幕府直轄地等の代官であったことが知られる。甲府宰相時代、本町は幕府直轄地として石和に陣屋を置く代官平岡氏の支配を受けたのである。平岡次郎右衛門署名の資料はこの外にも見られる。

三沢村辰御成ケ割付
……割付来極月廿日以前に急度可致皆済者也
元禄元辰年十一月
平岡次郎右衛門
三沢村
名主

八坂村申御成ケ割付
……来極月十五日已前ニ急度可致皆済者也
元禄五申年十一月
平岡次郎右衛門
右村
名主
百姓中

各村の「御年貢割付状」に記されているだけでなく、さらに各村の諸色明細帳にも平岡次郎右衛門の名は見られる。

宝永二年
甲州八代郡河内領嶺村諸色明細帳
酉五月
略
一、小判七両三分（元禄十二・三年）御拝借金
是ハ六年以前卯辰年平岡次郎右衛門様御代ニ御拝借仕御返納之儀ハ無利ニ壱年ニ壱両三分永百八拾八文宛辰年ゟ未之年迄四年ニ御返納済仕候
略
宝永二酉年五月　河内領嶺村
名主
彦兵衛
長百姓
甚之亟

宝永二（一七〇五）年の六年前は元禄十二巳卯（一六九九）年である。御拝借金についての資料はこの外に、芝草村・北川の諸色明細帳があり、次のような内容が記されている。

芝草村　小判六両　元禄十一年拝借　三年返済
〃　小判三両　〃　十二年拝借　三年返済
北川村　小判七両　〃　十一年拝借　六年返済

代官所よりの拝借金が何に使われたかは判然としないが、元禄末期は凶作による生活苦が全国的にみえ、農民の打ち壊しなどがあった。いずれにせよ平岡次郎右衛門は、代官として東河内領の百姓とは深いつながりがあったことになる。

五　柳沢氏の領土

宝永二乙酉年二月九日、松平美濃守吉保が甲斐国二十二万八千石余を受封し、三郡を治めることになった。この時将軍綱吉は、吉保に領地御朱印状を与え、次のように述べた

甲斐国者要枢之地而、一門之歴々雖ニ領来一、依ニ真忠勤一、今度山梨、八代、巨摩三郡一円宛ニ行之一訖。為ニ先祖之旧地一、永可レ令ニ知領之状一如レ件

宝永二乙酉年四月廿八日　御朱印

甲斐少将殿江

徳川一門の歴々以外は封じられなかった要枢の地が、家臣である吉保に与えられたのである。これより先松平の姓も許されたのであるから、柳沢家の名誉これに過ぐるものはなかった。このことは幕府直轄地・将軍御料所ともいわれた甲斐国が一大名領となったことを意味する。しかも御朱印状には

先祖の旧地であるので、永く領すべし

とまで記され、故郷に錦を飾った吉保の得意満面を思うべきである。

当時の甲斐三郡は

山梨郡	高六万八千十四石一斗一升六合	百四十六ケ村
八代郡	高五万九千五百三十二石四斗五升四合四勺	百七十九ケ村
巨摩郡	高十万千二百十九石二斗九升五合	三百三十六ケ村
合高二十二万八千七百六十五石八斗六升五合四勺		

となっており、都留郡は谷村の城主秋元但馬守泰朝、富朝、喬知と三代にわたっていたが、宝永元年十一月、武州川越に転封され、吉保と入れ替った。郡内領はその後御料所として谷村代官の支配の下、維新まで変わらなかった。

『甲斐国志』巻之百人物部第九には次のように記されている。

一松平美濃守吉保　武家補任云柳沢刑部左衛門安忠二男初柳沢弥太郎保明、神田御屋形ノ小姓ナリ柳沢氏本州武河衆ノ一員也御本丸被レ為レ入節為ニ御小納戸一延宝九ノ武鑑ニモ見ユ貞享二年丑十二月廿八日任ニ官出羽守従五位下一諸家盛衰録云同三年寅正月十一日加ニ賜千石一合二千三十石同五辰年御側御用人、補任九月十二日十一月十二日加ニ一万石一貫トアリ古今城主ノ記ニ元禄三午上総佐ニ元禄三午三月廿五日加ニ二万石一拝借金三千両補任ニ云従四位下、古ル武鑑ニ泉州大鳥高三万弐千三拾石同五年申十一月十四日加ニ三万石一同七年戌正月七日補任ニ八日加ニ一万石一合七万二千三十石為ニ武州河越城主一補任ニ云同十二月任ニ侍従一十一年七月廿一日任ニ少将一同十丑年七月廿一日加ニ二万石一同十五年三月九日加ニ一万石一宝永元申十二月廿一日加ニ五万石一都合十五万石余賜ニ本州三郡一円領レ之酉二年月ト御朱印有レ之同十九日引渡ナリ吉保初メ懇望被レ封ニ于本州一恵林寺不動明王ヘ祈願ノ一封願書ヲ捧ゲ置シニ受レ封後ニ解レ願卸ニ祈願一書アルト云リ柏尾山ニ奉納ノ画幅アリ記ニ云奉蔵観世音菩薩画像一幀武州河越城主従四位下行侍従兼出羽守源朝臣柳沢保明トアリ補任元禄十四巳十一月廿六日私邸渡御ノ時父子賜ニ松平御氏号并御諱一字一称ニ松平美濃守吉保一宝永六年丑六月三日隠居十月十日除髪号ニ保山一正徳四午十一月二日卒年五十七法諱永慶寺殿甲陽羽林次将保山源養居士ト号ス寺墳等ノ事ハ古伝云吉保本州拝領ノ時於ニ御前一詠歌一首ヲ上ル

めくみある君につかへしかひありて雪のふる道いまそ踏みん

府中一蓮寺所蔵吉保肖像狩野養朴ノ筆上ニ自詠ノ和歌二首書ス云仙洞叡覧吉保詠名所百首ノ内

御長点ノ歌

嵐吹生駒の山の秋の空曇りみはれみ月そ更行

朝日かげさらす手つくり露ちりて垣ねにみたす玉川の里

宝永八年二月於ニ同寺一吉里所レ詠和歌

池水のすめるこゝろの長閑さを問はゝ千年の松やこたへん

柳沢氏の甲斐国支配は、宝永二（一七〇五）年から享保九（一七二四）年三月まで二十年にわたった。特に吉保は甲斐源氏の出であり、武田氏滅亡後、家康に召し出された武田衆の一騎であり、父祖の地を得て治政には意を尽くした。

また『甲州文庫史料』の甲府御城付には次のように叙述されている。

抑此美濃守吉保と申者、甲斐源氏之末流武川拾弐騎之内柳沢庄左衛門とて二百石を領す、其末葉たる柳沢弥太郎と申、綱吉公之館林より致御供御意ニ叶、御近習番百五拾俵ゟ段々御取立ニ預り、始泉州大鳥ニ而一万弐千三百石是大名ノ始也、次ニ信州高遠ノ城主三万弐千石、後武州川越七万石、夫より甲府城主拾五万三千石也、「又和州郡山江所替」松平を被下御一字拝領、従四位少将兼美濃守源吉保と号す、寄代立身也、宝永六己丑年吉保隠居保山と号す、

幕府大老として政治の中心にあった吉保は、甲斐に入峡することはなかったが、当時幕閣の文治政策に尽くした力を甲斐国へも及ぼそうと努力した。また吉保は、甲斐府中としての甲府城の修築・城下町を整備一新し、知行所としての分郷支配の弊害を改め、大名支配の血の通った政治を志した。

吉保が当代一流の儒者、荻生徂徠、細井広沢等を重用したことは歴史に明らかであり、荻生徂徠の甲斐入峡をまとめた『峡中紀行』などに、甲府城修築の活気ある様子が記されている。

吉里の治績も父吉保以上のものがあった。『甲斐国志』人物の部に次のように記されている。

○松平甲斐守吉里　吉保男幼名綱千代又柳沢兵部安暉ト云元禄年月任二越前守一校者曰ク柳沢家譜ニ元禄十二年十二月三日　同十四年賜二御氏諱一更二松平伊勢守吉里従四位下越前守ニ叙任セラルト見ユ　按ニ同三戌ノ八月望吉里ト宝永六年丑六月八日家督更二甲斐守一四品侍従ニ至ル　古府八幡宮奉納百首和歌ノ尾ニ記シテ曰従四位下行侍従兼伊勢守源朝臣　享保九年辰三月和州郡山ヘ吉里、武家補任ニ家督ノ時叙任ト記セルハ非ナリ

本高得替ナリ按ルニ本州三郡高二十二万八千七百六十五石八斗六升五合四勺之内十五万千二百八十八石七斗三升七合　本知行高七万七千四百七十七石一斗二升八合四勺内　新田高外五万四千二百四十六石二斗四升二合九才ノ高二万八百十七石九斗二升一合七勺都留郡預リ同六月十一日引渡上使御使番竹中主水・御小性組酒井監物・御代官河原清兵衛、在番ハ遠州浜松城主松平豊後守ナリ○松平刑部少輔安通吉保ノ二男初メ云二横手伊織一宝永六丑依レ願分知新田高一万石、享保九辰賜二越後蒲原郡ノ内一万石一在所黒川、後更二名経隆一好レ学師二於太宰徳夫一有二随雲軒詩集一除邑録ニ曰至二男刑部少輔里済一復二称柳沢氏一

吉里は宝永六（一七〇九）年より享保九（一七二四）年までの十五年間、甲斐国史上最後の大名として、後世に残る幾つかの事業を成した。茅ケ岳山麓の穂坂堰の開削であり、峡東地方の栗原・大石和・小石和筋の検地であった。柳沢時代の文書に正徳元（一七一一）年五月の御触書が残っている。竹尾左衛門の署名がある。『松平美濃守様御家中覚』で見ると、竹尾氏は御代官九名中の一人として記載されている。御触書の内容は生活全般の秩序を守ることを骨子としながら、村役人から五人組帳前書の内容を遵守することを強調している。

覚

一、前々御法并御仕置之儀五人組帳之前書を以被二仰渡一候通、常々無二油断一拝見仕、急度相守可レ申事。

一、年頃凡自今以後は名主之内壱人宛勝手次第可二罷出一事。

附、自分之礼ニかかハリ町宿ニ逗留仕間敷事。

一、節句八朔歳暮其外名主代り為レ礼府中江罷出儀自今以後ハ堅可レ為二無用一事。

附、公儀向之御祝義申上候儀有レ之候ハヽ此方より之可レ任二差図一候。我等方江見舞或ハ祝義等有レ之節も為レ悦罷出候事無用ニ可レ仕候事。

一、検見其外在用ニ出候為レ礼罷出候儀可レ為二無用一並府中泊り宿江近村之者共見

舞之儀無用可レ仕事。
一、手代物書御用にて府中江罷出候節非義ヶ間鋪儀有レ之は早速可二申出一候、少も遠慮仕間敷候事。
一、御用向は勿論願之儀又は承合度義有レ之節ハ我等宅へ直ニ可二罷出一候、惣而手代宅江名主長百姓平百姓共ニ一切出入仕間敷事。
中略
右之通村中大小之百姓不レ残為二申聞一急度可二相守一若相背者於レ有レ之は可レ為二曲事一者也
正徳元卯年五月
竹尾吉左衛門
東河内領北川村
名主
長百姓

右之御書付御渡被レ成村中惣百姓不レ残申聞せ其上名主宅ニはり付置急度相守可レ申候、若相背候ハヽ何分之事にも可レ被二仰付一候。以上
卯五月
北川村
名主 印
長百姓不残 印

享保九年三月、柳沢吉里は突然大和郡山へ転封となった。西暦一七二四年のことである。

時の幕府は八代将軍吉宗の時代で、五代将軍綱吉の元禄治下の世の風潮を引き締め、幕府財政の建て直しのため、金銀の改鋳をしたり、諸大名・旗本・百姓に至るまで倹約を命じたり、様々な施策を行っていた。柳沢家の転封もその余波を受けたものであった。

『甲府御城付』には、その時の状況が次のように詳しく記されている。

正徳五乙未年十二月二日吉保死去す、嫡子従四位下侍従兼甲斐守源吉里享保九甲辰年二月廿八日甲斐守在国ニ付御奉書至来江戸江被為召候、三月十一日於御前和州郡山江所替可致、彼地は禁裏守護を兼大切ニ可相守旨被仰付候、甲府江は十人目付赤松銀右衛門早駕ニ而十二日未の下刻着、一家中ハ不申及一国騒動無限、家老中ゟ所替之為賀中老豊原図書同時に出立江戸江伺公ス、扨家中之面々家内迄不思議成る事なれは唯忙然たる計也、尤成かな江戸ゟ川越、夫より甲府、此処を住所と定しに又ぞや大和国江所替、先々人の心如何あるやらん、又は甲府にて縁を組たる者抔是等之思ひ親子の別れ哀れなる事也、去程に同年五月十一日郡山城為請取、家老騎馬勢五拾騎甲府出立美々敷事也、

一享保九甲辰年三月十三日遠州浜松の城主甲府城請取在番被仰付候、
遠州浜松城主七万石
松平豊後守

右者甲府城請取在番被仰付候、四万石之役高、同年五月十一日御暇御馬拝領同月十八日、
右甲府城引渡御用被仰付候、四月廿八日御暇金三枚つゝ拝領之
御使番
竹中主水
御小姓組安藤主膳組
酒井監物

一同年五月下旬国中銘細帳為請取、御代官川原清兵衛至着、柳町二丁目丸屋十郎右衛門方旅宿、夫より瑞泉寺江旅宿替、是ニ而銘細帳請取相済む、同年六月九日為上使竹中主水・酒井監物着、三日町河内屋十左衛門・茶屋甚之丞方旅宿、金手町橋西迄御迎として豊原図書・根津丹下伺公す、番頭酒井外記饗応之役なり、上使より御制札御渡、家老鈴木大内蔵・町奉行稲生次左衛門立会ニ而請取、則御制札之写、
条々
一今度当城中請取之儀ハ松平豊後守被仰付候、並在番之儀ハ豊後守家中可相勤事、
一万事御法度之趣急度可相守事、
一所替ニ付百石ニ付人足壱人馬壱疋出之、二日路可相送事、
一喧嘩口論慎之、若違(背)輩之族可罰、万一令荷内□(組カ)ハ可重其(咎)道本人事、
一不可伐採竹木并押買不可狼藉之事、

一家中輩武具諸道具可其身任(心)脱カ事、
一種借之儀蔵ゟ出之、借付之儀於無疑ハ可収納事、
　附年貢未進棄損之事、
一未進方取遣之男女之儀主従之相対次第可致之、二十ケ年過ハ可為普代勿論之事、
　附譜代出置男女之儀無其紛ハ普代勿論之事、
一借物ハ可為証文事、
　右之条々堅可相守之、於若相背ハ可処厳科、

享保九甲辰年六月

竹中主水
酒井監物

右御高札八日町札之辻ニ建、諸人拝見致ス、六月十日為内見分而使川原清兵衛登城相済、扨家中諸屋敷曲輪之内百四拾八番、曲輪外弐百弐拾六番、内外合三百七拾五番、其外与力屋敷、是ハ番付無之相渡す、

一享保九甲辰年六月十一日卯之上刻、御城請取遠州浜松城主七万石松平豊後守、差添竹中主水・酒井監物、案内御代官川原清兵衛、何れも八日町口より入、家来三方ゟ御入替、陣三陣(笠ガ)羽織着し鉄砲切火縄一番に片羽口より入、鉄砲三拾挺・弓三拾挺・長柄三拾筋・騎馬拾弐騎、弐番手山口より入何れ茂右同断、三番手八日町口より入右同断、追手前堀端より八日町見附迄凡六町程、甲斐守家来皆麻上下着並居る、引渡相済、甲斐守家来片羽町見付ゟ行列ニ而出立致、

一御城在番豊後守家老河瀬勘右衛門・鞍岡三郎右衛門其外家来数多在番す、石和陣屋小宮山本之進、飯田陣屋亀田三郎兵衛、甲府陣屋奥野忠兵衛江相渡ス、支配所寺社町方共兼帯たり、都留郡は秋元但馬守領地なりしか、後川原清兵衛御代官所と成、

一享保九甲辰年五月書上之事、甲斐国三郡村数合而七百弐拾壱ケ村高合廿四万千六百弐拾弐石七斗六合也、内三千四百七拾七石弐斗九升五合寺社領也、米九百七拾弐石三斗弐升六合小物成辻、

支配者の交代のたびごとに、前支配者より後者の支配者に引き渡し目録が渡された。

宝永二酉年二月
中納言綱豊卿ゟ松平美濃守江引渡目録
引渡役人　飯島八右衛門㊞
　　遠藤治郎右衛門㊞
　　平岡彦兵衛㊞

(縦 24.2cm 横 16.8cm)

(甲州文庫史料第6巻)

本町内の諸村は『引渡目録』の中に次のように記述されている

前略(ロ)
一、御留番所之事
　略
古関・黒沢・芦川・山家・本栖・黒駒・鶴瀬・川浦・上萩原九ケ所
是は東川内番所御料、私料共平岡治右衛門方ゟ通手形出し申し候
右番所へ御城代御城番ゟ通手形出候義、先年御城附相渡し之節、公儀へ御伺有之委細之義可承伝候、御領分女通候節は御城代御城番支配方ゟ、右弐拾弐ケ村先規ニ而判鑑出置申候、右御城附御留番所内万沢・鰍沢・長沢三ケ所御普請料被下候、残之分は致諸役来候、番人之義拾壱ケ所共百姓役相勤申候。
　略
一、御年貢取米大小切金納之事。
　内容略
一、金納村々之事
鶴瀬・上栗原・生野・下柚木・川浦・山家・羽鹿野・上萩原・下小田原・福生里・八之尻・田野・上柚木・平須・鶯宿・古関・八坂・下芦川・梯・高萩
右廿一ケ村小切之外大切直段を以金納・大山・道村・水船・芝草・大磯・小磯・瀬戸・中之蔵・釜額・湯奥・十島・椿草里・樋ノ上・上佐野・下佐野・大垈・根子・桃ケ窪
右村々皆金納、小切金之外大切直段を以米納申候、翌五月迄延金売候
　略

一、河内領大崩村・久保村・大山・大磯・小磯村
右五ケ村ゟ薪取商売市川大門外村へ出し女通路として提札百姓願ニ付、治郎右衛門・彦兵衛方ゟ出し九月ゟ翌九月迄帯口(帯ニ)番人方へ証文出し置申候
略
一、川内領古関村用水樋木、前ゟ釜額村御林ニ而被下候
略
右は拙者御代官所御城附ニ相渡候ニ付心得とも可罷成分如斯御座候、以上
宝永二酉年三月　日
平岡彦兵衛

享保九年辰四月日
甲斐国三郡引料渡左之通
松平甲斐守家老
柳沢権太夫

(縦 26.1cm 横 17.1cm)

(甲州文庫史料第6巻)

甲州三郡御引渡目録之写
一、山梨巨摩八代三郡之高寄
一、郷村高帳　壱箱ニ入
略
一、八代郡南山中拾ケ村諸免許之事
略
一、村帳　壱冊
附道法横帳　壱冊
略
一、保村古金山
湯奥古金山
右弐ケ所古来ゟ掘り有之候
略

右ハ今般松平甲斐守従甲州府中、大和国郡山へ所替付被ニ仰付ニ候、上知高并物成、小物成山林、見取場書面之通り相違無ニ御座ニ候　以上
松平甲斐守家来
柳沢権太夫
平岡将監
豊原宇右衛門
柳沢市正
享保九辰
四月

以上は中納言綱豊卿より新領主柳沢吉保へ、次は柳沢家より甲府城請取役人へ引き継がれた目録で、二冊とも領地支配の内容を詳細に書き上げたものである。本町旧村についての記述は、わずかに前述のごとく金納村々のなかに現れているに過ぎない。

六　幕府の直轄地甲府勤番支配と代官所

享保九(一七二四)年三月より、甲斐国は天領として幕府の直接支配する領地となった。天領とか直轄領と呼ばれた領地は、江戸幕府老中の直接の指揮のもと、甲府城の警備にあたる勤番が派遣され、城と城下町の治政にあたる制度であった。一般民政は、江戸勘定奉行支配下の三部代官がつかさどった。

勤番は複数制で、二人の勤番支配が月を決めて城代となり、それぞれ組頭二名、勤番士一〇〇名与力一〇騎、同心五〇名が所属して勤務した。勤番士は旗本の中から派遣され、任期四、五年で交代した。多くは小普請組の閑職をもつ、旗本の二男、三男等が任命された。

『甲斐国志』には勤番支配について次のように詳しく記述している。

甲府勤番支配は、幕府小普請組支配・百人組之頭などから任命され、派遣された。禄高三千石に役手当てとして、甲斐国内で千石を支給された。役宅の所在によって、大手・山手勤番支配と呼ばれ、月番交代で城代となった。

『甲斐国志』の編者、松平定能もその一人で、大手勤番支配であった。そ

一甲府勤番支配三千石高、御役知千石、但シ六百七十石ハ大手ニ御役宅アリ同組小佐手村、三百三十石ハ上塩後村ニテ渡ル
頭二人御役料三百俵宛　勤番ノ士百人・与力十騎・同心五十人以上追ヽ年交替進退ア
五人・仮役御武具奉行一人・同御破損奉行一人・同御蔵立合一人以上勤番士ノリ今皆省略シテ不レ記仮目付
勝手組小普請八人・両支配御小人十七人・御破損手代二人・町年寄二人・問屋
一人・牢番二人

享保九辰七月四日小普請組支配ヨリ同十巳五月廿八日大目付へ
享保十巳六月十八日小普請組支配ヨリ彼地へ不ニ罷越一同九月廿五日依レ願御免
享保十巳十月十八日小普請組支配ヨリ同十二未七月六日病気依レ願御免
享保十二未七月十二日小普請組支配ヨリ同十四酉九月九日於ニ甲府一病死
享保十四酉九月廿八日小普請組支配ヨリ同十九寅九月十二日於ニ甲府一病死
享保十九寅十月八日小普請組支配ヨリ元文三午十二月十八日右衛門督殿家老へ〇校者曰ク右衛門督トハ徳川吉宗第三子田安藩祖宗武ヲ云フ
元文四未正月十一日小普請支配ヨリ延享三寅八月十四日病気依レ願御免
延享三寅九月七日百人組之頭ヨリ寛延三午十月二日病気依レ願御免
寛延三午十月十八日小普請組支配ヨリ宝暦五亥八月廿八日右衛門督殿家老へ
宝暦五亥八月廿八日小普請組支配ヨリ同十三未十二月十五日御持筒頭へ
宝暦十四申正月十一日百人組之頭ヨリ明和三戌四月十日病気依レ願御免
明和三戌四月廿二日小普請組支配ヨリ安永五申十月十五日一ツ橋殿家老へ　校者曰ク出雲守、諱ハ直今ニ非ズ直郷ナリ
安永五申七月廿四日百人組之頭ヨリ天明四辰四月廿九日病気依レ願御免
天明四辰五月十日百人組之頭ヨリ同八申八月十四日病気依レ願御免

興津能登守忠閭
伊丹覚右衛門晴友　任摂津守
曲淵下野守景衡
曾我平次郎長祐　任丹波守
松野八郎兵衛助義　任豊後守
建部民部少輔広充
久留島数馬通富　任出雲守
坪内惣兵衛定堅　任伊豆守
奥田八郎右衛門忠英　任備後守
川勝左京広忠　任近江守
松平軍次郎康年　任河内守
山口兵庫直今　任出雲守
松平隼人忠孝　任下野守
戸申大学忠諏　任下総守

一同勤番支配三千石高、御役知千石、但シ三百三十七石ハ南八代村、百九十六石四斗五升一合ハ尾山村、四百六十三石六斗八合ハ石村ニテ渡ル宝暦四戌年尾山・石村ノ代地五百二石四斗四合ハ竹森村上切、百三十七石九斗山手ニ御役宅七升七合ハ別田村ニテ渡ル合テ九百七十七石三斗八升一合ナリ　以上右同断アリ同組二人御役料三百俵宛　勤番ノ士百人、与力十騎、同心五十人　省ニ略之一
以下ノ御役名同ジ右ニ勝手組普請六人

享保九辰七月四日小普請組支配ヨリ新規、同十三申正月十一日大目付へ
享保十三申正月十一日小普請組支配ヨリ同二十卯五月廿五日甲府御金紛失之儀ニ付不埒之取扱有レ之本多伊予守於レ宅御役被ニ召放一
享保二十卯六月十一日小普請組支配ヨリ寛保元酉五月二日病気依レ願御免
寛保元酉五月十五日小普請組支配ヨリ延享四卯九月廿五日大目付へ
延享四卯十月十五日小普請組支配ヨリ寛延四未八月廿三日西丸御持弓頭へ
寛延四未八月廿三日小普請組支配ヨリ宝暦八寅七月十九日病気依願御免
宝暦八寅七月廿八日小普請組支配ヨリ安永四未四月朔日御鎗奉行へ
安永四未四月十二日小普請組支配ヨリ天明元丑八月廿六日御鎗奉行へ
天明元丑九月十日西丸御持筒頭ヨリ同五巳十二月七日病気依レ願御免
天明五巳十二月十五日百人組之頭ヨリ寛政元酉閏六月十二日思召有レ之御役御免
寛政元酉閏六月十二日新番頭ヨリ同十午正月十一日御小性組番頭へ
寛政十午二月二日新番頭ヨリ享和二戌就ニ病気一為ニ養生一願之通出府被ニ仰付一同九月十九日於ニ江戸表一病死
享和二戌十月廿一日百人組之頭ヨリ同三亥七月十四日於ニ甲府一病死
享和三亥八月廿一日百人組之頭ヨリ文化三寅三月十六日病気依レ願御免

有馬内膳純珍　任出羽守
宮崎七郎右衛門成久　任若狭守
永見新右衛門為位　任伊賀守
能勢市十郎頼次　任因幡守
長谷川久三郎正誠　任讃岐守
柴田七左衛門康濶　任日向守
八木十三郎盈通　任丹後守
渡辺図書貞綱　任図書頭
加藤登之助泰朝　任駿河守
安藤内蔵助広峰　任出雲守
永見伊予守為貞
松平内蔵允信愛　任主計頭後伯耆守
牧野半右衛門忠義　任播磨守
酒井内記忠貞　任壱岐守

天明八申九月廿八日御持筒頭ヨリ寛政七卯十二月十二日御鎖奉行ヘ　大久保弐部教近　任遠江守

寛政七卯十二月十二日小普請組支配ヨリ同十午十二月八日御小性組番頭ヘ　近藤左京政明　任淡路守

寛政十午十二月廿三日小普請組支配ヨリ文化二丑七月廿五日西丸御小性組番頭ヘ　滝川長門守利雍　後出羽守

文化二丑八月三日百人組之頭ヨリ同卯八月廿四日西丸御小性組番頭ヘ　松平侶之允定能　任伊予守

文化三寅四月三日百人組之頭ヨリ　大久保志摩守忠道

のように、甲府勤番のなかには、江戸の文化を直接甲斐にもたらし、後世に影響を及ぼした人たちが多かった。

代官所は、甲府、上飯田、石和にあり、三部代官所と呼ばれた。また谷村には石和代官所の出張所があった。上飯田代官所は後に廃され、代わって駿府出張所であった市川陣屋が市川代官所として河内地方の治政にあたった。

『甲斐国志』にはそのことについて次のように記されている。

一甲府御代官奥野忠兵衛元御勘定組頭ヨリ願ニ付被二仰付一享保九年六月当着当分寺社町方共ニ兼帯帰命院ヲ仮ノ陣屋トス同十年二月於二元樹木ノ地一三千五百坪余相渡リ建二治所一地続二長禅寺前一称二甲府陣屋一城内御米倉立会御役料三百俵御蔵方手代上役三人下役三人附属ス御代官所高拾万石余

同十九寅年小普請入リ跡役山田治右衛門被二仰付一以下交代略レ之

一上飯田代官亀田三郎兵衛本ト飛騨国ヨリ代ル享保九年本州御代官被二仰付一上飯田代官亀田三郎兵衛田村ニ建二治所一高九万石余同十二年未月日病死跡甲府石和当分御預リ同十四酉年坂本新左衛門代レ之後交代並ニ支配高増減数々相変リ天明七未七月当陣屋明キ取払ニナル○校者曰ク亀田家譜ニ三郎兵衛享保十三年九月十日逝トス、十二年ハ誤リ

一石和御代官小宮山杢之進本ト下総支配享保九年引替ル御代官所高九万石余ナリ外ニ関東四万六千石兼レ之同十九寅年小普請入リ代ニ増田太兵衛高十二万石トナル自二上飯田一加三万石一ナリ当陣屋ハ寛文元年甲府殿河西御領分ノ時平岡勘三郎遷二治所一建レ之　都留郡二万八百拾七石九斗二升一合七勺御代官河原清兵衛如レ前後代二斎藤喜六郎一

一当時治所四分ナリ但シ都留郡谷村ノ治所ハ属ニ石和一御代官所高ニ合ス

○甲府御代官所　野田松三郎

高八万四千八百二十九石三斗二合百六十四村

外ニ　一万三千三百三十三石三斗六合　御預ル三十一村四千五百五十六石二斗二升七合

同一橋殿上知六村　一万四千二百六石八斗二升四合　御預ル清水殿上知三十村

○石和御代官所　蓑笠之助

高六万四千二百二十八石一斗六合九勺九才二百五村

外ニ　一万四千百二十五石八斗三升二合　御預ル二十三村

○市川御代官所　中村八大夫

高七万四千八百七十六石六斗一合二百四十七村

外ニ　四千八百二十二石九斗三升七合　御預ル九村

当陣屋ハ明和二酉年新規駿府出張トシテ三万石ヲ治ス寛政六寅二月御代官榊原小兵衛被二仰付一同七卯年建替為二本陣屋一

代官所の組織は、御目見以上の旗本（将軍に直接拝謁を許される者）の中から任命された代官と、その下に、手代・手付が置かれ、実務を差配した。幕府旗本の軽禄の中から派遣された。

甲府代官所詰十三人　江戸詰十二人　計二十五人
石和代官所詰十二人　江戸詰　八人　計二十六人
谷村詰　六人
市川代官所詰十二人　江戸詰　九人　計二十一人

代官所の職務は地方と公事方とに分かれ、前者は農政、すなわち村方と直接、税の交渉、耕地調査、天災などの際の救済などを行い、元締めとか割本などと呼んだ。公事方は、管下、村々の警備、民事訴訟、刑事訴訟、処刑などを行った。加判は代官所よりの公文書の納印、保管にあたった。

七　東河内領支配

享保九年を境として、以後、東河内領は、明治維新まで、約一五〇年間上飯田代官所、石和代官所後代、明和年間に設置の市川代官所と支配が移り変わった。町内旧村で保存所蔵されてきた諸種の古文書資料から、その変遷のさまを追うことができる。

八　上飯田代官所支配

上飯田代官として、最初に着任したのは、亀田三郎右衛門で、享保九辰年(一七二四)四月十二日、飛驒国より場所替えになり着任した。当時、飛驒国も幕府天領であり、下級役人は、天領から、天領へと移り住んだ様子が伺われる。亀田は享保十二年病死したと記されている。

水船村の資料に代官亀田三郎右衛門手代の名を記した御年貢皆済状がある。

午御年貢皆済状之事
八代郡水船村
一米六石三斗六升八合　本途
中略
右者去午御年貢並小物成米金諸懸物共書面之通皆済之処仍如件
享保十二未六月
中村曾太夫
土肥八兵衛
右村
名主
長百姓
百姓代

とあり、土肥八兵衛の名は、亀田手代として明記されている。『甲州文庫史料』の中の甲州代官付に

上飯田御代官
享保辰年四月十二日飛驒国ゟ引移り、高九万石御支配、同十二年病死仕候
亀田三郎右衛門
元〆　田辺谷仙助
土肥八兵衛

のように記されていることで理解されよう。

亀田三郎右衛門の後任として坂本新左衛門が着任している。

享保十二年未御勘定ゟ出役、高六万石御支配、同十八丑年五月病死
坂本新左衛門

坂本新左衛門が上飯田代官として着任したことを証する文書は、いくつかあるが、その一つは八坂村皆済目録である。

享保十四酉御年貢皆済目録
甲州八代郡
八坂村
高七石四斗四升八合
中略

右之通去酉御年貢並諸掛物共ニ米金度々相納候手形差出シ令皆済所仍如件

坂本新左衛門手代

享保十五年　　樋口五右衛門㊞
八月　　稲垣円右衛門㊞
田部井仙助㊞
右村
名主
惣百姓

前記古文書の手代の署名に「田部井仙助」とあるが、亀田代官時代の元締め「田辺谷仙助」と恐らく同一人物であろうと思われる。八坂村皆済目録は署名、捺印の公式文書で自署であるから間違いはなく、甲州文庫史料『甲州代官付』は写本による地方資料からであることを考えると、「田部井仙助」が正しいだろうと考察される。さらにそのことを補強するものとして、熊沢村皆済目録がある。



享保15年八坂村皆済目録（八坂区蔵）

享保十四酉御年貢皆済目録

甲州八代郡
高三拾九石六斗九升八合　　熊沢村
中略
右之通去酉御年貢並諸掛物共ニ米金度々相納候小手形差出シ令皆済所仍如件

坂本新左衛門手代

享保十五年　　樋口五右衛門㊞
戌八月　　稲垣円右衛門㊞
田部井仙助㊞
右村
名主
惣百姓

八坂村、熊沢村の両皆済目録は、形式も、文章も一字、一句、同じである。

享保十五年
三郡村々江申付候証文案紙
戌八月　　上飯田御役所

差上申証文之事

一、甲斐山梨巨摩八代三郡村々近年甲金与小判両替高直段成候ニ付此度両替所
甲府町ニ而三軒奥野忠兵衛様御代官所　宇津谷平右衛門坂本新左衛門様御代官
所　上飯田新町久右衛門小宮山李之進様御代官所　蔵田村次郎左衛門以上三人
ニ被仰付小判拾両ニ甲金拾弐両四匁宛組分　銀拾匁差加へ拾弐両壱分　銀弐匁
之割合を以右両替所ニ而小判引替可申候両替所小判致持参　甲金ニ引替候時ハ
甲金拾弐両四匁請取可申旨被仰付奉畏候事

一、右両替所被仰付候ニ付三郡村々小判通用之儀ハ一切御停止ニ付　甲金斗通用
可仕候　上納金之儀三分銘々之両替所江甲金致持参小判与引替上納可仕候　若
両替所ニ而歩銀之外私曲之儀仕候ハヽ早速其段可申上ケ候事

一、此度小判小粒村々ニ通用之儀堅御停止被仰付候上ハ村中大小百姓ハ勿論　諸
職人旅懸ケ致候商人等ニ至迄取遣リ申間敷之旨急度可申渡候若職人商人他出江
出小判請取帰リ候モノ有之ハ□□主方へ相連全員数之切手　名主方ゟ申請両替
所ニ而甲金引替可申候尤旅懸致候　職人商人者兼而村中ニ而モ存知之儀ニ御座
候間名主方らも気を付可申候万一内々ニ而小判甲金両替仕候者有之ハ当人者不
及申名主五人組迄度越可被仰付候哉

一、米穀並絹紬糸綿麻紙類たばこ梨子葡萄栗胡桃林檎惣して果実之類江戸上方其
外他国へ送り候場所之商人者小判請取次第金員数へ切手名主ゟ申請両替所へ致
持参甲金ニ引替可申候且又他国ヨリ買出シ参候商人者　宿仕候者右之訳為申聞
全員数之切手名主ゟ申請両替所ニ而小判甲金与引替申候、内証ニ而歩銀之減少
之阿ヤニ而両替致候ハハ後日及御聞被遊候共吟味之上当人並名主五人組　急度
御科ニ可被仰付事

一、両替所ゟ下作在ニ江相廻候様ニ被仰付候旨奉承知候事

一、他国ゟ入リ候商物　当国之商物之代金之代リニ仕替候儀者格別代物ハ甲金渡
シ勿論ニ御座候　是又両替所ニ而小判ニ引替候様ニ相対可仕旨商人共へ可申渡

候事

一、甲州道中筋之旅人泊体路用等者其宿問屋名主ニ相断小判小粒ニ而代請取追而両替所ニ而甲金与引替可申候事

右者　甲州山梨巨摩八代三郡村々之儀往古ゟ甲金通用仕来リ小判拾両ニ甲金拾弐両四匁之積リを以銭在ニ小切大切金之外　高懸リ物之品々米穀諸品商買之儀甲金壱両者四拾八匁ニ而差引仕尤　両替分合小判ゟ出候儀有之　又ハ甲金ゟ出候事も御座候処ニ近年両替段々高値ニ罷成小判拾両ニ付当時ハ拾四両余ニ被成候所ニ大小切並高懸共取立之儀者百姓小前者甲金拾弐両四匁之積リニ而取立上納之節ハ甲府ニ而小判両替候時ハ両替之相場次第村方へ罷帰リ又右違之分百姓共江割懸ケ米穀諸品売替御年貢金償候代物ハ甲金拾弐両四匁之相場ニ売払　小判与両替致候時ハ両替高値故百姓前ゟ出候諸穀物代不依何之品内損徳之出入在ニ混雑仕候而三郡村々ことごとく困窮仕候ニ付前々之通リ甲金両替直リ候様此度ノ仰付可被下旨在ニ一統ニ奉願候所ニ書面之通此度両替所被仰付国中大小百姓御救ニ被成重々難有奉存候

向後者小判在ニ通用一切御停止ニ付若百姓職人商人聊之儀ニ而も取遣リ候者も無御座候

就小判小粒貯置候者有之哉　村中常々無油断吟味仕相背候者御座候ハハ早速御注進可申上ケ候　尤未熟ニ付外ゟ相知申候ハハ何分之御科ニモ可被仰付候　為後日証文差上ケ申候　仍如件

享保十五戌年　　山梨巨摩郡村々
八代　名主
長百姓
百姓代

三御役所様

右の文書は、享保十五（一七三〇）年八月の日付である。山梨、巨摩郡、八代郡下の村々の名主、長百姓・百姓代連名をもって、三郡代官所に差し出した証文の案紙、すなわち原稿であろう。内容は幕府発行の小判と、甲斐国で流通していたいわゆる甲州金との両替について命令があり、それを受けて三郡下村々の惣代名で、命令をお受けした証文を差し上げたものである。

幕末直領としての村々の支配体制は享保以後、名主・長百姓・百姓代という村方三役制が備わり、封建制下の末端機関として動いていた。名主は代官所の下部機構として、納税その他の仕事を受け持ち一村を統一していた。長百姓はいわば補佐役、百姓代は百姓衆の代弁者として、いろいろな要求などを伝える役目であった。

上野晴朗の『甲州風土記』の村支配機構に関する部分を引用させていただく。

代官の交替が年数的に非常にまちまちであるのは、やはり注意すべきであろう。任地での役替、兼帯、一時預りなども多く、石和から甲府へ、また市川へと赴任する者もあり、手付、手代もそれにともなって交替するのである。

また正式代官の下に、代官見習が執務代行している場合もある。これらの人々は村方の文書には代官として登場するが、武鑑には現われていない。

このように代官所は、もっぱら幕府の勘定奉行の命をうけて所轄の村を取り締るのである。一般の村方ではこの代官所のなかでも直接村方と租税等の交渉をもつ役人を割本、もしくは元〆などと呼んでいた。

さて次にこのような天領機構の下における村の姿を見てみると、享保以後から名主、長百姓の下に、はじめて百姓代の役職が設けられた。いわゆる地方三役の規制であり、いわゆる「三判」と呼んでいるのがこれである。

村役の務めというのは、機構の上では代官所の支配下にあって、封建体制下の最末端機関として存在している。名主の家が村役所となり代官所の手足となって納税その他の事務をつかさどらねばならない。三役の役分は、名主は一村の長であり、長百姓は補佐役、百姓代は百姓側の代弁者ということになる。百姓代にはまた監査役的な任務をももたせていた。また名主所へ小前百姓がなにかの要求をする場合には、すべて百姓代を通じて行なうのを立前としていた。

しかしこれも定法どおりではなく、村方には五人組というものがあって、いわゆる「三判」に連名捺印することはないけれども、組頭の権限は非常に強かったのである。直轄領の縦の流れからいえば、名主―長百姓―組頭（百姓代が生まれる）の線に村構成が統一されていたからで、これは名主、長百姓の上位永代役に

たいして、その下位に株をもった組頭が構成されており、この序列によれば百姓代は組頭の下位についてしまうのである。しかし百姓代が名主役の行為を監視し、村入用その他諸割賦物などにたいする権限が強くなるにつれて、組頭からも百姓代があらそって出るようにもなり、組頭の株、百姓代の権利株が各村内で争奪されるようにもなった。

さらに時代がくだり、階層構成にもいちじるしい変化が現われるようになると、無役の高持の出現が、さらに一層村落内の対立抗争を激化させていった。

名主は年番名主が多くなり、長百姓への入役は組頭株、百姓代株を重複して持つ者への優先があるやら、また村が残してしまう年々の負債を身替りして負担してくれる者への優先があったり、村によって三役および組頭問題はいよいよ複雑性をおびるにいたった。

村役人の権限と機能は、封建体制下の最末端の政治上の単位として、村内の納税その他の義務を遂行し、村を治めることである。代官所に提出する書類は、普通三部つくり、一部をのこし、控とよんで村役所に備えられた。

村中惣連印は五人組帳とか、対談議定書とか、あるいは御触書の請書とか、惣百姓の印鑑を必要とするものに用いられ、もし一人でも不服があって印がなければ、その文書は成立しない。したがって本百姓が亡くなり後家になると、印鑑を用いることができなかったくらい厳重であった。

村役人には年番の名主と歩き（小使）に、村負担で年給が支払われた。江戸初期の地頭支配までは一応わずかでも籾の支給があったが、御領所になってからは賄いはすべて村負担となってしまった。

村役人の数は村によって一定せず、行政上の単位は一つでも、勢力的に村が二分しているときは名主は非公式に二名立てられた。ただし町が行政上の単位として「三判」が重じられる以上、二人のうちの一方の名主は裏名主と呼ばれるのである。

村役人（長百姓）および組頭の構成は、県内を平均してみると、総家数一〇〇軒の単位村とすると、長百姓は七、八名、小前惣代が三、四名選ばれて、このうちの長百姓の中から一名が名主に、小前惣代から百姓代が選ばれるのである。

名主の勤務は一般に八月一日から、翌年七月三十一日までであり、七月下旬になると、あらかじめ取りきめられている選出方法により（年番か輪番かあるいは入札によって次の当番名主をきめる）名主がきまると、村中惣連印で代官所まで願上形式で報告されるのである。

名主は御給地のころには庄屋と呼ばれる場合が多く、また選出方法は惣百姓が自分の一門の有力者（高持）を立てる入札制度が多かった。また勝手に地頭がすげ替えを命じる場合もあったが、享保以前は名主が多くの村で複数制であった点注目されよう。また役向も北都塚村の古屋詮季家資料をみると、江戸初期においては、「御名主給米分新甲三両にて、村中諸事の触出し等右の通り御名主方より成られべく候、昨日御扱通り御陣屋御用、惣て奉行役の儀長百姓役成られべく候、廻状役右の通り小百姓役相勤申すべく候云々……」とあって、享保以後の三役三判の村役所的機能がはっきりしてくる時代には考えられないことであった。こうした時代的流れをみると、一般に村役人が特権化し、村機構上上層農民として発言力が強まるのは江戸中期以後であり、さらに江戸後期にいたり、階層構成が複雑化し、高持の権力が強まると、今度は村内に深刻な対立関係が生まれてくるのである。

代官所支配の村方も、このように幕藩体制下の天領組織のなかで、村自体もはげしくゆれ動いていたのであった。

九　石和代官所支配

東河内領が上飯田代官所支配から石和代官所に管轄替えになった年代を証する明確な資料は下部町内にはない。前述の八坂村・熊沢村御年貢皆済目録が上飯田代官坂本新左衛門に差し出された年号が享保十五（一七三〇）年であり、次の根子村御年貢割付状は延享三（一七四六）年十月に小川新右衛門から出されている。甲州文庫史料『甲州代官付』の記録では小川新右衛門は元文五（一七四〇）年から延享四（一七四七）年までの七年間石和代官として在任しているので、根子村の延享三年の年貢割付状は石和代官小川新右衛門からのものである。さすれば前述の資料では享保十五年から延享三年までの間の十六年の間のいつか管轄替えになったことになる。さらに次の八坂村蔵の「奉願上」文には年号の記載はなく、ただ「丑年、小川新右衛門御役所とあり、やはり小川新右衛門に差し出されている。石和代官

小川新右衛門在任中の丑年は延享二（一七四五）年しかないので、管轄替えは享保十五年と延享二年の間のいつか行われたことになる。その期間を短縮する資料は現在のところない。

乍恐以書付奉願上候
一、先達而被仰渡候他国より入込ミ百姓農具鎌鍬類当国計ニ而ハ直段高直ニ而迷惑ニ奉存候ニ付前々之通他国ゟ鎌鍬入込様ニ奉願上候　以上
丑正月　何村　名主印
小川新右衛門様
御役所

内容は、他国よりの行商人の入国を認めて欲しい。その訳は農具類が高値で売買されて百姓は困っている。他国よりの商人からは安値で買えるから、そのようにして欲しいという陳情文である。商品流通と値段・封建制度をゆさぶる経済発展の波が静かに農村にも息づいているのが理解される。

寅ゟ午迄五ヶ年定免御年貢可納割付之事
甲斐国八代郡　根子村
一、高三拾九石九斗九升九合
此取米拾石九斗六合
中略
右者当寅ゟ午迄五ヶ年定免依頼書面之通相極候　条大小百姓入作之者迄立会無高下令割賦来ル極月廿日を限急度可令皆済者也
延享三年寅十月　小川新右衛門㊞
右村　名主
惣百姓

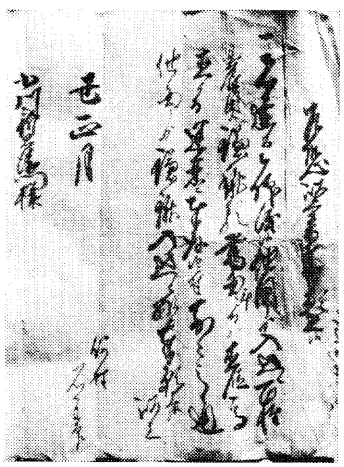

鎌，鍬などの他国品移入願上書
延享２年（八坂区蔵）

御代官所村方江申渡書付
午三月　八代郡　岩下村　五八村　寺所村　峰村　久保村　大山村

今度村々我等御代官所就被仰付候
名主長百姓惣百姓江申渡之覚
一、前々被仰出候法度書之趣　先支配申渡置候通　弥以堅相守可申候　今度支配替ニ付何ニ而も新規之儀仕間敷事
一、公儀御為ニ成候筋之儀ハ不依何事　早々可申出事
一、御年貢収納之儀百姓第一候間　米金並諸役高掛物等役所より触次第其日限無相違急度可相納候、若及滞遅候ハヽ吟味之上越度可申付候事
一、御林之儀大切ニ相守可申候百姓持山四壁之竹木猥ニ伐取申間敷事
一、御年貢割付並皆済目録大小百姓壱人も不残遂披見銘々得と及呑込無高下割合候旨印形可致置候　毎度令吟味常々入念帳面書物等印形用百姓疑出入無之様可仕置事
一、定免並検見取之村共　其年之御取箇相極割付村方江渡候節右御取箇諸石代直段等掛札認相渡候間村方高札場又ハ名主門前ニ張置大小百姓見届可申事
但シ紙ニ認張候而ハ風雨損候間当年ゟ板へ直ニ書記翌年御取迄之内損候ハハ書直懸置遍き事

石和代官小川新右衛門に続いて、石和代官は上倉彦左衛門が上飯田兼帯で支配したが、寛延三午（一七五〇）年より泉本儀左衛門に代わった。

一、名主を初大小百姓常々身持惰家作並衣服食物等奢が満しき儀不仕耕作ニ精出稼等油断無之様堅可相心得事

一、博奕諸勝負三笠訴之類其外不依何事遊興堅仕間敷候尤右類之儀携者共有之ハ不隠置早々可申出事

一、勧進　能　相撲　操狂言　芝居其外諸見物之類　堅興行仕間敷候事
　附遊女歎無物技子之類一切不可差置候

一、御伝馬宿並脇道中之馬次場共御用之儀ハ不及申其外人馬共御定之通り無滞次立往還之難儀無之様可仕事

一、軽き旅人煩等之儀ハ所之者入念助抱致其品により役所へも早速可申出事

一、道中筋在方共不依何事異変之儀出来候ハヽ早々役所へ可申出事

一、道中筋並在方共ニ怪敷躰之者参居候ハヽ見逃不仕所ニ留置早速注進可申出候惣悪事有之候者見逃致候類　又ハ押隠置候ハヽ其所之名主五人組迄可為越度事

一、宗門並五人組之儀無懈怠相改可申候若疑敷宗門之者有之候ハヽ早々注進可申出事

一、御年貢皆済以前米穀一切引ちらし申間敷若猥成儀村有之ハ吟味之上越度可申付事

一、前々永荒場惣引地ニ相成候所常ニ心を付早々立帰リ候様可精出シ尤帰リ之場所出来候ハヽ早速可申出候若隠置令露顕おいてハ隠田之可為沙汰事

一、御鷹方之衆を初其外之衆中共ニ御用ニ付村方相廻候節随分入念聊鹿仕間敷候先御代官ゟ申渡置候通可相心得事

一、御巣鷹山有之村々ハ御代官被申付置候通リ御巣鷹大切相守可申事

一、町場在方共ニ常ニ火元入念可申若出火等有之節ハ早速駈付精出消留可申候若又疑敷者徘徊候ハヽ捕置注進可申出事

一、公事訴訟願等之儀我等直ニ専届手代等江任候儀者無之候間得其意候

一、御年貢米郷蔵詰致置候節盗人火之用心大切ニ相守昼夜無油断番人附置可申事

一、堤川除其外御普請所之儀御入用ニ而出来候場所ハ不及申百姓自普請ニも常ニ大切ニ仕若大風雨出水之節随分かけ廻リ精出相囲可申支

一、村入用之儀其度ニ割合取立明細帳面ニ記附置年中入用〆書仕割合相違無之段奥印致惣百姓連判帳面弐冊宛役所へ可差出　押切壱冊ハ其村方江可相返若帳面外之割合名主長百姓ゟ申懸候共一切不可指出勿論其段早速役所江可申出事

一、御年貢勿論村入用夫銭等割合指出候節其度々名主請取書可取置　百姓江割渡候品ハ百姓方ゟ請取書可取置若請取書不渡取遣未熟ニ致置候ハヽ急度曲事ニ可申付事

一、我等廻村之節並手代御用ニ而指遣候節村々名主長百姓壱両人つつ村境迄可罷出村境越不可参尤名主長百姓其外無用之者不可出事

一、御年貢金相納候前軽キ不非師聊之者ニ入特遣儀者致間敷事

一、検見廻村其外御用ニ付相廻リ候節我等並手代迄米味噌買上手前賄致候間少々ニ而も村方ニ而支度ケ間敷儀堅仕間敷候尤名主長百姓御用ニ付旅宿罷出候共勝手向江決而出入仕間敷候　惣シ而無用之百姓不可寄集事

一、手代書役並我等家来手代小者等ニ至迄賄賂或ハ村方江対シ非道成儀も有之候ハヽ誰ニよらずひそかに我等方江可申出　訴出候者並村方難儀ニ不成様ニ可申付事

一、手代下役並御家来下ニ迄不依何品売懸ケ類或ハ金銀諸色借物等一切仕間敷事

一、手代下役並家来下ニ至迄村方江対シ勃紀頼母子無尽講之類取持すゝめ候者有之者何品ニよらず堅不請取勿論早々我等方江可申出候若右之類差出候段相聞候ハヽ可為越度事

一、検見其外御用ニ付手代下役之者在方江罷出候節馳走ケ間敷儀曾而仕間敷候勿論金銀ハ不及申何品ニ而モ封物賄賂一切相送間敷候若右躰之儀相聞候ハヽ厳敷遂吟味聊之品ニ而も宥免難成候間此段重恵立堅可相心得事

一、名主其外百姓等御用ニ付役所江罷出候節手代居小屋江見廻候類決而仕間敷候且又手代並召仕等ニ至迄土産祝儀なそらい酒肴其外如何様之軽き品ニ而も封物賄賂堅相送申間敷事

一、御宿之儀役所ゟ曾而不申付候間百姓勝手次第可致旅宿候事

一、俵荐蔵縄等近年麁末成村方茂有之由若不宜俵荐有之候ハヽ於河岸場ニ吟味之上米主呼出急度申付候間兼而随分入念可申事

右之趣相守猶又前ニ御代官江差出置候五人組帳前書之通無油断急度相守可申候若違背之者於有之者吟味之上可為曲事　書面之趣大小百姓不残遂披見一村切ニ名主長百姓惣百姓致印形一紙之請書差出者也

寛延三午年三月　泉本儀左衛門

右者此度御代官ニ成候ニ付御書付以、被仰出候趣大小百姓逸ニ拝見仕奉畏候急

度相守可申候若違背仕候者御座候ハハ何分之曲事ニ茂可被仰付候右及請書連判
一札指上候以上
午三月

八代郡　峰村
名　主　勝右衛門
長百姓
惣百姓
久保村
名　主　儀右衛門
長百姓
惣百姓
大山村
名　主　助右衛門
長百姓
惣百姓

石和代官泉本儀左衛門の在任は、資料によってずれがあるが、寛延三（一七五〇）年から宝暦四（一七五四）年ころまでと思われる。前述の代官所から村方へ申渡書付のなかでも、寛延三午（一七五〇）年三月、泉本儀左衛門の代官就任について記されている。代官就任にあたって管下村方へ相守るべき心得の条を示し、惣百姓連印の請書を差し出させたものである。箇条書きのはじめに、

一、名主をはじめ、大小百姓の者ども、常々身持ちを慎んで、家・衣服・食事等、身分以上の奢りをしてはならない。百姓は耕作に精出して稼ぐことが大切である。

の一項があるが、この触書もその生活の心得、心構えが百姓の基本で、そこから御年貢皆済も日限どおり上納されるという、支配者の論理が伺われる。三十余項目について書かれているが、全体としてはやはり五人組帳前書きの精神が貫かれていることになる。

石和代官は、泉本の後任として鵜飼左十郎が在任し、宝暦七（一七五七）年より三か年は今井平三郎が代官となった。

寅御年貢可納割付之事

甲斐国八代郡
熊沢村

一、高三拾九石五斗壱合
中略
納合　米拾五石弐斗八合
永弐百六拾六文四ト

右者去ル戌ゟ寅迄五ケ年定免当寅御成箇書面之通ニ候条　大小百姓入作之者迄立会無高下令割合来ル極月廿日限急度可皆済者也

宝暦八年寅十月　今井平三郎
右村
名主
惣百姓

卯御年貢可納割附之事

八代郡
大炊平村

一、高四拾壱石壱斗四升弐合
中略
米拾三石壱斗四升
納合　米拾三石壱斗四合
永百四拾八文九ト

右者卯ゟ来ル未迄五ケ年定免当卯御成箇書面之通相極候条村中大小之百姓入作之者迄立会無高下令割合来ル極月廿日限急度可皆済者也

宝暦九年卯十月　今井平三郎㊞
右村名主
惣百姓㊞

熊沢村、大炊平村の御年貢割付状は、宝暦八、九年と続いており、石和代官今井平三郎の署名入りである。

『甲州代官付』には

宝暦七丑年同辰年迄御支配・越後国へ場所替
今井平三郎

と記録がある。石和代官の名が記されている文書は本町内には以上の外にはなく、年代的にも宝暦十四年六月二日に改元され、明和元（一七六四）年となった。代官今井平三郎の後任は

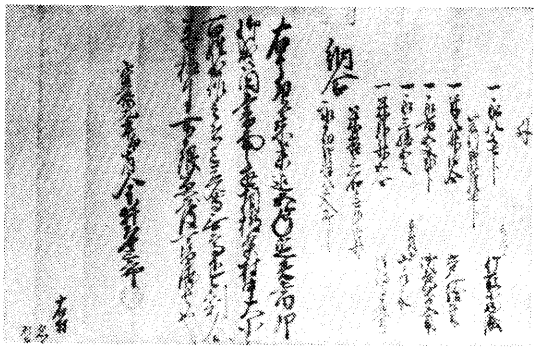

宝暦９年の御年貢割付（熊沢区蔵）

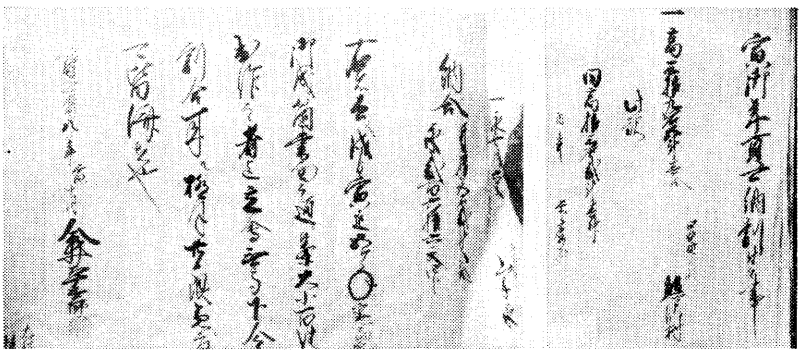

宝暦８年の御年貢割付（大炊平区蔵）

宝暦十辰五月ゟ五万石御支配・同十四申年五月病死仕候
吉田源之助

とあるところから、代官吉田源之助の病死の直後、明和と改元され、その年市川に駿州御陣屋が出張されたことになる。

十　市川代官所支配

『御支配代々記』に次のように記されている。

明和元申年ゟ同八卯年迄
駿州御陣屋御出張
市川江初天御陣屋建
御代官　小田切新五郎様
　元〆　神山弐右衛門
　替　石井　貞助
　加判　梨本弥五六
安永元年ゟ天明七未迄
御代官　柴村藤三郎様
　元〆　林　嘉七
　替　若林郡兵衛
　加判　山形　五蔵
　公事方　前野　藤蔵
天明八申年ゟ寛政元酉年迄
甲府御陣屋江御預ケ
同御代官　平岡主水様
　元〆　藤井　要助
　加判　西村常衛門
　公事方（記名なし）
寛政二戌年ゟ同五丑年迄

御代官　小笠原仁右衛門様
元〆　黒川　惣八
加判　森谷　順蔵
公事方　中里　直市

寛政六寅ゟ
本陣屋市川大門村
同九巳年迄
御代官　榊原小兵衛様
元〆　中島　貞蔵
加判　大塚喜多右衛門
公事方　安西　惣助

明和元（一七六四）年から、市川大門村に本陣屋すなわち駿州出張所が市川代官所として昇格した寛政六（一七九四）年までの三十年間、東河内領の支配は、天明八（一七八八）年から寛政元（一七八九）年までの一年間の甲府代官所に一時お預りの期間を除いて、駿州出張所から引き続いて市川代官所支配下にあったことになる。

当時の文書には、代官柴村藤三郎時代のものが二通残っている。柴村藤三郎は、安永元（一七七二）年から病没する天明七（一七八七）年までの十五年間、市川代官として在任した。

亥御年貢皆済目録
甲斐国八代郡
高七拾九石三斗九升壱合　北川村
中略
都合永拾九貫六百八拾九文五毛
右者亥御年貢米金本途小物成高掛物其外郡中割金等令皆済ニ付　小手形引替一紙目録相渡候条重而書物差出候共可為反故者也
安永十丑年三月　柴　藤三郎

右村
名　主
長百姓
惣百姓

御尋ニ付奉申上候　三沢村
一、馬廿九疋
右ハ当村馬数書面之通相違無ニ御座一　古来ゟ中馬稼ハ勿論壱疋追通ニ而　甲府又ハ郡内領其外江駄賃稼仕　口銭等相払候儀　曾而無ヒ之作馬斗リニ所持仕候依之書付お以奉申上候已上
柴村藤三郎御代官所
六月　甲州八代郡三沢村
伊佐衛門
丈右衛門
円右衛門

勝　太郎
嘉四郎

御普請御役
菊地惣門様
中村大助様

三沢村文書は、巳六月とだけあるが、柴村藤三郎代官在任中の巳年は、一七七三年の安永二癸巳年か、天明五乙巳（一七八五）年かのどちらかであるが、残念ながら確実な年号は不明である。三沢村の署名の五名は、村役についての記述はないが、名主・長百姓・百姓代などの村役人で、代官所への報告をしたためたものであり、当時三沢村全体で二九疋の馬が飼われ、いずれも農耕だけに使われ、中馬等の駄賃稼ぎなどはかつてしたことがないと答えているのである。

代官柴村藤三郎の後、寛政六年市川出張所はいよいよ本陣屋が建てら

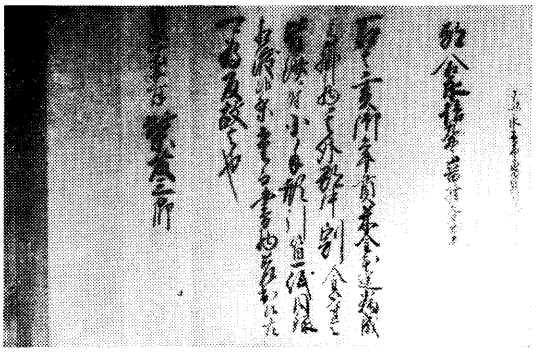

安永10年御年貢皆済目録

れ、市川代官所として東河内領を支配することになった。本陣屋になった時の代官は榊原小兵衛で、当時の資料はないが榊原小兵衛の名を明記した文書に次のものがある。

寛政六年　八代郡　市之瀬村
村ゟ申渡請証文写帳

寅　六月　日　名主　兵　蔵
私共村々此度支配ニ就　被仰付候御廻村被遊　村柄之様子御見分之上左之通被仰渡候

一、奉　重
公儀前々被仰候御法度之趣　五人組帳之控弥堅相守　親子兄弟夫婦睦敷諸親類ニ志たしくいたし下人をあわれミ　其職分を守相励　農業怠りなく万事分限を過さす　惣而御用向申渡通相守　御年貢之儀ハ割紙日限申触次第無遅滞相納候儀者勿論　兼而被仰渡候通り米金共年内皆済可仕候事
附り五人組帳之儀者忘却不致堂め毎月名主宅において為読聞可申候事

一、田畑不荒様心懸起返切添立出并農作場等ニ可相成附寄地亦ハ空地之場所有之不隠置申上御改を請可申候　然共右田畑之障　有之場所者新開　不被仰付候間其旨も相心得可申候事

一、用悪水路川除御普請所並自普請所共常々心を用ひ不及大破様小破之内村役ニ而取繕ひ置実ゟ自力ニ不叶節者　御普請相願可申候事

一、去申年被
仰出候貯穀之義者難有御趣意以来弥以相励年々貯置候様可仕候事

一、公事出入之儀者道理を以理非次第御裁所有之儀ニ候得共中ニ者村内ニ而可臥事も村役人等閑ゟいたし置及出訴候茂間ゟ有之　無益之雑用遣捨　困窮之基ニ候之条　小前之もの共江能ゟ申教村内平和ニ治リ候様取斗可申候事

一、年ゟ割付皆済目録相渡候ハハ早速勘定帳相仕立　入作之者迄為見届　印形取置可申候等閑之村役人茂間ゟ有之　小前ゟ疑心発り夫銭出入等出来いたし無益之雑用遣捨不埒之至候条已来右躰之儀無之様取斗可申候事

一、銭御用手代共村ゟ江差出候節御定之木銭米代時之相場を以可相渡候間右価を以相賄い別段村入用不相置様いたし若酒肴其外馳走ヶ間敷義並賄賂等お差出者吟味之上急度可申付候　万一手代小者并自分召仕等ニ至迄　無法之儀申懸等有之者改置　早速御注進可仕候事

一、村役人御用ニ付何方江罷出候共御用済次第早速罷帰リ候様兼而心懸ケ無益之逗留其外村入用餘計不懸様正路取斗可申候事

右被仰渡之趣承知仕奉畏候　尤此度被仰渡之趣村役人写取　小前不洩様為読聞受印取之　追而御役所江差上可申候　若相背候ハハ御科可被仰付候仍御請証文差上申所如件

寛政六年
寅之六月　市之瀬村
名主　兵　蔵
長百姓　甚　平
〃　仲右衛門
百姓代　多郎左衛門
〃　新　蔵

市川
御役所

なお三沢村からは次の文書も発見されている。

乍恐以書付奉申上候
一、私共村々去ル辰年榊原小兵衛様御支配之節拝借御普請被仰付田畑荒地起返リ可差出旨御吟味ニ付去年迄三ケ年鍬下御免当未年右之場所起返可奉差上段御普請仕候ニ付当春御見分之上作付相成候場所起返リ奉差上候然処右御年貢之儀何年より本免御年貢上納仕候哉段御勘定所被仰渡之趣を以御糺御座候得共先達而奉御見分請候通リ石砂利之場所ニ付本免御年貢上納可仕年限難見極容易ニ本免

御取箇之儀御請難仕候得共御吟味之趣無拠奉存候ニ付当未年より来ル寅年迄弐拾年之間御取下ケ被仰付翌卯年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候得共御聞済無御座候ニ付来ル亥年迄拾七ケ年季ニ御訴訟仕候得共年季ニ永取格別可相縮再応御吟味ニ付一躰年限難見極義ニ而難儀は奉存候得共当未年より来未年迄十三ケ年之間御取下ケ被仰付翌申年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候且又高石場其外水深川附之所此節起返ニ相成兼候場所来亥年迄五ケ年鍬下御免翌子年不残起返リ可奉差上場所之義且子年より今迄十三ケ年之間御取下ケ被仰付翌十四ケ年目丑年より本途御取箇御上納仕候積御請可仕候右之通ニ而御聞済被成候様奉願上候此上如何様御吟味請候而も年限相縮候儀難仕候右之通御聞済被成下候ハハ村々一同難有仕合奉存候以上

未
十月

上今諏訪村
名主　与左衛門
長百姓　午助
百姓代　幸左衛門
下今諏訪村
名主　与次兵衛
長百姓　沖右衛門
百姓代　甚左衛門
下今井村
名主　林右衛門
長百姓　重左衛門
百姓代　金左衛門
鏡中条村
名主　祐右衛門
長百姓　兵助
百姓代　三五右衛門
鴨狩津向村
名主　与左衛門
長百姓　次郎左衛門
百姓代　長右衛門
三沢村
名主　仲右衛門
長百姓　宗兵衛
百姓代　弥右衛門

市川
御役所

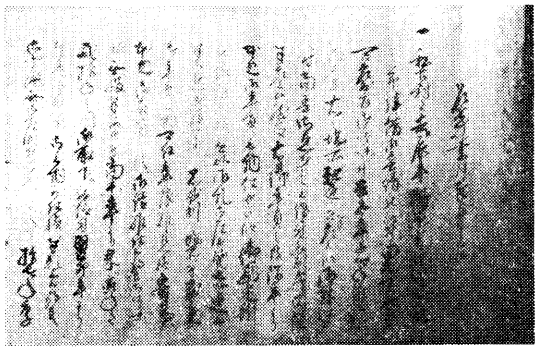

寛政８年本途御上納延期願い（三沢区蔵）

前記文書は未十月とあるだけで、文中より年号を推察する以外はないが「去る辰年榊原小兵衛様御支配之節」とは、寛政八丙辰（一七九六）年のことである。

榊原小兵衛が代官として在任した期間は、寛政六甲寅（一七九四）年から寛政九丁巳（一七九七）年の期間であり、在任中の辰年とは寛政八丙辰年以外にはない。さらに

「去年迄三ケ年鍬下御免当未年……」

とあることから、未年というのは寛政八年より四か年後の未年、すなわち寛政十一己未（一七九九）年ということになる。この文書は、榊原小兵衛の次の代官堀谷文右衛門在任中の寛政十一己未年に田畑荒地の再耕作を六か村で御請けし、昨年までの三か年は本途免除を許されてきたが、本年より上納すべき所、春に御見分いただいたようにまだ石砂利の場所で、御年貢上納までに至っていないので、ぜひとも前々からお願いしたように、今後二十年間の年貢免除がだめであるなら、せめて十三年間の免除をお聞きとどけ願いたいという訴えである。それぞれの村が共同して起返しをするというのでなく、荒地起返しを村ごとにしているので、願い上げ文だけを六か村連印でだしたものであろう。

堀谷文右衛門が代官であったことを『御支配代々記』は次のように記述

している

同十歳ゟ十二申享和元酉年迄
御代官　堀谷文右衛門様
元〆　鮫江　麟治
加判　佐藤玄治兵衛
公事方　渡辺　八兵衛

また『甲州代官付』にも

寛政十年三月ゟ享和二戌年迄
堀谷文右衛門
元〆　鮫江　才次

とあるところをみると在任期間も元〆の名にも記載の違いはあるが理解はできる。

享和二戌年ゟ文化二丑年迄
御代官　山田茂左衛門様
元〆　用瀬弐右衛門
加判　沢田　寿作
公事方　長沢　伴四郎

山田茂左衛門が市川代官として在任した時の資料としては次の三沢村所蔵の文書がある。

戌御年貢皆済目録
甲州八代郡
三沢村
高三百八拾五石四合

中略

都合永五拾弐貫五百拾九文壱匣
右者去戌御物成米金其外小物成共書面之通令皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡
上者重而手形差出候共可為古反者也
享和三亥年六月　山茂左衛門㊞
右付
名主
長百姓
惣百姓

山茂左衛門と名字の一字を省略している。山田茂左衛門は享和二(一八〇二)年から文化二(一八〇五)年までの三年間の在任で、前任者の小笠原仁右衛門・榊原小兵衛・堀谷文右衛門とも在任期間は比較的短い方であった。

文化三寅年ゟ同十一戌年迄
御代官　中村八太夫様
元〆　百々瀬周右衛門
加判　長谷川　与四郎
公事方　富田八郎
同　柴田和市郎

文化十二亥年ゟ同十四・文政三辰年迄
御代官　鈴木伝市郎様
元〆　小原　彦九郎
加判　斗方賀右衛門
替　小菅　三八郎
公事方　三嶋民右衛門

文政四巳年ゟ同子年迄

御代官　林　金五郎様
元〆　福井伴右衛門
同　原　与兵衛
替　市川　周次郎
加判　矢口　俊平
公事方　桂　民右衛門
替　桑原　大助

中村八太夫・鈴木伝市郎時代の資料はないが、林金五郎の代官在任時の資料は、常葉村御年貢割付状の中に残っている。

巳御年貢可納割付之事
甲州八代郡
卯ゟ巳迄三ヶ年定免　常葉村
一、高三百六拾壱石六斗一升三合
中略
右者当巳定免御取箇書面之通候条　村中大小百姓入作之もの迄不残立会無甲乙割合之来ル極月十日限急度可令皆済もの也
文政四巳年十月　林　金五郎㊞
右付
名　主
長百姓
惣百姓

文政四巳（一八二一）年十月の日付けで、代官林金五郎の印判がみえる。林金五郎は文政子年までの在任だが、子年は文政年間では文政十一戊子（一八二八）年なので、市川代官としての在任期間は前任者たちに比べ比較的長く、七年にわたっている。

後任は野村彦右衛門であるが『甲州代官付』には次のように着任当時の様子まで記されている。

文政十一子年七月廿八日郷村引渡、御手代衆御越被成候所、六月晦日大出水ニ而所々切所有之候而三河岸ゟ上曾根迄船拾七艘差向、御乗船ニ而市川押切迄罷越候、天保三辰年閏十一月越後国出雲崎へ御場所替、御高六万石、弐万石余御預り、都合八万石余御支配之所、田安様江九千石余、石和へ壱万石余御引渡、残六万石山口様へ御引渡しニ相成候

野村彦右衛門
元〆　山崎新次郎
原　与兵衛
公事方　山田市郎太

右の記録には、代官の名はなく御手代衆とあるところから、当時代官交替にともなう管下郷村の引き渡しには、さきに手代衆が受け取りに先行し、一応の体制を敷いた後代官が着任した様子が伺われる。三河岸とあるのは富士川舟運の船着き場で、青柳・鰍沢・黒沢の河岸をいい、甲斐国内から江戸御廻米も、すべてこの三河岸から回送されていた。その三河岸から笛吹川上曾根まで、手代衆をはじめとする代官所の役人たちを迎えるための船が準備され、市川の押切（昔の刑場で、現在の三郡橋の上瀬）まで乗船したとある。当時国内の大河川、笛吹・釜無をはじめとする諸河川が大雨の度に荒れ、田畑を流し、道路が切断された様子が伺える。

文政十一年
八代郡釜額村明細帳
子八月　日
甲斐国八代郡
釜額村

中略
右者享保九辰年御改之振合を以　此度村役人立合明細帳差上申候処少茂相違無御

座候　　以上

文政十一子年八月　　名主　六郎兵衛
長百姓　紋蔵
百姓代　市郎兵衛
〃　重右衛門

寅御年貢皆済目録

甲州八代郡
北川村

中略

都合永弐拾九貫七百六拾弐文壱ト
右者去寅御年貢本途其外共書面之通令皆済条小手形引上一紙目録相渡上者重而小手形差出候共可為反古もの也

天保二卯年四月　　野彦(村)右衛門㊞
右村
名主
長百姓
百姓代

野村彦右衛門署名の文書は、着任そうそう各村々が提出した諸色明細帳・年貢割付状・年貢皆済目録など、比較的多く本町内にも保存されているが、在任期間は天保三辰（一八三二）年までの四か年で、前任者の半分であり、記録のように、越後国出雲崎代官所へ場所替えとなった。山口様へ引き渡しとある山口様とは、次の市川代官山口鉄五郎で、『甲州代官付』の記述によると、

天保三辰年閏十一月廿八日郷村受取、高五万石、壱万石御預り、都合六万石御支配ニ相成候、同六未年二月十一日夜五ツ時ゟ七丁目弐軒屋ゟ出火、家数九百三十軒余類焼仕候、未正月江戸へ引払、御陣屋類焼ニ付御代官様御手代中高田村御引越、旅宿廿日斗リ、夫ゟ禅林寺仮陣屋仕、同十一月御普請出来、御陣屋へ引移り被成候、天保七申年迄五ヶ年御代官引替ニ相成可申所、永勤相願、願之通被仰付候ニ付元〆ハ其儘、外手代衆不残引替ニ相成申年十月ゟ葉山孫三郎と申手代罷

山口鉄五郎
元〆　沢次郎左衛門
加判　高嶋仁左衛門
公事方　直原喜作

越、郡中廻村いたし御用金申多分金子取立、我等□(欠)相働候ニ付、御支配村之内河内三拾三ケ村騒立候ハヽ、酉年十二月十六日御代官御召出シ御小十人組へ御役替被仰付候跡、御支□(配)(カ)甲府御代官井上重左衛門□(カ)御預ケニ相成候得共……　以下略

天保九戌年四月ゟ

小林藤之助
元〆　岩田勇左衛門
加判　木村忠蔵
公事方

代官山口鉄五郎は、天保三辰（一八三二）年より天保七申（一八三六）年まで五年間在任し、役替になる所を願いにより永勤を許されたが、手代中の葉山孫三郎の汚職の責任をとって、天保八年十二月十六日に役替になった。山口鉄五郎の代官在任中は難事が多く、天保六（一八三五）年の市川の大火で市川陣屋の焼失、九三〇軒にも及ぶ類焼からみて罹災者の数も多数だったろうし、その救済、陣屋再建など多忙を極めただろうことが伺える。しかも天保のこの時代は全国的に飢饉が続き、打ち続く凶作による食料不作から米価の高騰を招き、各地でも百姓による強訴、打毀、一揆等が頻発し、騒然たる民情であった。天保七年には甲斐国内でも郡内一揆といわれる事件が起こった。このような情勢の時、手代葉山孫三郎が御用金と称して多分の金子を取り立てたことは問題になるのが当然なことであった。

天保八年
飢人取調書上帳
酉正月　　車田村

高九拾八石六斗八升壱合　車田村
家数　四拾八軒
人数弐百弐拾人
　内
家数九軒　村役人並成取様者相除申候
人数四拾九人
残る三拾九軒　飢人
此人数百七拾四人
右　訳
一、家数弐拾八軒　極難之者
人数百弐拾六人
　内　男　六拾五人
　　女　六拾壱人
（戸別男女別に子細に記されているが略す）
此金拾五両三分
　但壱人ニ付金弐朱
一、家数拾壱軒　中難之者
人数四拾五人
　内　男　弐拾四人
　　女　弐拾壱人
右者当村飢人壱人別相糺取調候処書面之通相違無御座候　以上
　　車田村
申十二月廿八日　　名　主　嘉右衛門
　　長百姓　六左衛門
　　百姓代　仲右衛門
御取締
葉山孫三郎様

天保八酉（一八七三）年正月の「飢人取調書上帳」は、前年申年十二月二八日に作成し、翌年正月に市川代官所手代葉山孫三郎に差出した文書である。この資料からは飢饉の実態を知るすべはなく、餓死者がでたかどうかも明らかではない。四八軒二二〇人中三九軒一七四人が「飢人」とされていることから、相当な飢饉であったことは伺える。

葉山孫三郎の名はこの文書だけである。葉山孫三郎はこの年おそらく御代官山口鉄五郎と一緒に御役替になったのだろう。当時の資料はこの外に、天保六（一八三五）年の古関村口留番所の「修復出来形帳写」があり、代官山口鉄五郎が口留番所の修復をしたことがわかる。詳細は次項で述べることとする。

代官山口の役替えにより、次の代官が着任するまでは、市川代官所は甲府代官井上重佐衛門に一時預けになったが、天保九（一八三八）年四月、小林藤之助が着任した。三沢村並びに大山村の「諸色明細帳」にその名が記されている。

天保九年
村明細帳
戌四月　　甲州八代郡
　　大山村

小林藤之助御代官所
　甲州八代郡大山村
一、高拾五石九斗七升九合
　此反別　五町九反五畝廿八歩
　此訳
　中略
右之通相違無御座候　以上　大山村　名　主　七郎右衛門
　　長百姓　周右衛門
　　同　断　縫右衛門
　　百姓代　常　兵　衛

村明細帳

小林藤之助御代官所
甲州八代郡三沢村

定免
高三百八拾壱石三斗弐升壱合
中略
右之通相違無御座候　以上

小林藤之助御代官所
八代郡三沢村
名主　儀右衛門
長百姓　勝右衛門
〃　幸右衛門
百姓代　利右衛門
〃　利八

御普請弐割減先規ニ願立乍恐以書付奉願上候
小林藤之助御代官所甲州巨摩、八代両郡東西河内領御普請所村々惣代巨摩郡下山村名主喜兵衛、八代郡内船村長百姓太左衛門、同郡三沢村長百姓磯右衛門、巨摩郡切石村百姓代和七奉申上候
右村々御普請先前御入用寸間之内文化年中ゟ二割減ニ成被仰付候所達而先規之通被仰付候様御歎願奉申上候得共上様ゟ被仰出候御趣意者五ヶ年相限り右之御趣意相知候上者先規ニ直戻り普請相続為仕候様厳重之御理解被仰聞承知奉畏　其期五ヶ年ニ及び候先規之通被仰付候様年々御掛り御普請役所様へ御願申上候而も従
御公儀
御公儀様被仰出候御倹約之一条御利解而已被仰聞何分之御儀ニも御取上無　引続而文政年中川々御普請之節者定而先規通被仰付候者一同差含罷有候得共一円御下知も無之右之村々弐割減之処旧規ニ御引戻し被成下置候様御掛り御勘定様並御普請役江強而奉御願上候得共其儘御聞捨無是非右弐割減之処ニ而御普請出精仕東西川内富士川通し儀者格別烈瀬之場所ニ而御座候並小川筋之儀東西高山ゟ峻岨之場所へ落入水勢富士川ニ順候得共間寸弐割減之御入用ニ而者保方不行届候　夥敷御白地川欠堤切所出来仕難渋至極然処近年凶作相続米穀高値ニ相成候得者東西川内領之儀者山間洞間之村々御田地少之土地柄ニ而八分通米穀買入之場所ニ御座候得者　御田地御囲御普請仕候間及極難落入身命難計儀当惑仕今般依御吉例御巡見様御入国被為遊不顧恐御歎願奉申上候何卒格別之御仁恵を以御普請御入用弐割減之処先前之通御引戻し被仰付候得者村々百姓一同相助難有仕合ニ奉存候ニ付挙而奉願上候
右願之通被為聞召御快□前記之通御普請御入用被仰付被下置候得者　御百姓永続仕莫大之御慈悲難令忘却難有仕合奉存候　以上

天保九年戌
四月
小林藤之助御代官所
甲州巨摩八代両郡
東西川内領御普請所
惣代内船村　長百姓　太左衛門
三沢村　長百姓　磯右衛門
下山村　名主　喜兵衛
切石村　百姓代　和七
鰍沢黒沢両御番所中
馬附通願立
乍恐以書付奉願上候

小林藤之助御代官所甲州巨摩八代両郡東西川内領百弐拾壱ケ村惣代兼手打沢村与八外九人奉願上候　鰍沢村黒沢村両御番所有之候処先年者信州諏訪松本其外在々ゟ中馬附出し米穀並諸色川内領迄附通仕来候処　宝永三戌年ゟ右中馬附通し一切為致申候ニ付米穀類払底諸色不自由ニ而自然ニ高直買入東西川内領村々追々難儀至極仕候　殊ニ川内領之儀



天保９年村明細帳（大山区蔵）

者山中谷間薄地山陰霧下場所国中流水落込風水旱損ニ逢候儀多分有之其上猪鹿猿発向致諸作喰荒実ニ米穀雑穀共払底ニ而難儀至極仕候ニ付無是非厳沢青柳辺ゟ高直之穀物買取連々困窮ニ落入御百姓相続難相成途方ニ暮罷有候処尚又去ル巳年中ゟ引続凶作ニ而小前之者共露命無覚束歎奉存候　一躰当国中ニ茂数多御番所御座候得共中馬通路差支候御番所無御座候処厳沢黒沢両御番所ニ限右中馬通路御差留ニ相成候儀者乍恐如何之儀と奉存候殊ニ先年より川内領村々産物大小豆、柄茬等御年貢御上納金手当ニ甲府表へ附出売代替候節遠路故居村附出夜分之内御番所罷通　其日帰り致し候得共百姓勝手ニ相成候処是又近年夜分通路相成不申候ニ付夜明候而罷通候様ニ成行其日帰りニ不相成甚難渋仕候間何卒以来之儀者川内領百姓持馬者勿論信州向より附出候中馬右両御番所無差支通行相成候様被仰付被下置度奉願上候

右願之通御聞済被成下置候ハヽ東西川内領百弐拾壱ケ村大小之百姓一同相助広大之御仁恵与難有仕合奉存候　以上

小林藤之助御大官所
甲州巨摩八代両郡
東西川内領百弐拾壱ケ村
惣代手打沢村与へ

天保九年戌四月

内船村　久左衛門
西嶋村　丈左衛門
岩間村　市左衛門
下山村　喜兵衛
瀬戸村　斉兵衛
熊沢村　万兵衛
保　村　嘉兵衛
中野村　喜十郎
帯金村　惣兵衛

鮎猟請負人

乍恐以書付奉願上候

小林藤之助御代官所甲州巨摩八代両郡東西川内領鮎猟御運上村ゝ奉願上候　先年当国中川川御運上納村三百三ケ村　御高拾七万石内田安様御領村数三拾壱ケ村御高壱万七千石相除残弐百七十二ケ村御高拾五万三千石御料所村ゝ之内ニ而御請仕其節ゟ年季明ニ相定引請人之者其右御運上取立御上納仕来罷有候処追ゝ請負人共村ゝへ罷越其役儀ヲ権威ニ申立難渋之始末出来致シ甚以取立方難儀仕候間以来御運上高是迄弐拾ケ年平均被成下御高割を以壱ケ村限り永年ニ御上納被仰付被下置候様奉願上候

右願之通御聞済被成下候ハヽ、鮎猟御運上仕候もの共一同相助難有仕合ニ奉存候　以上

小林　藤之助御代官所
甲州巨摩八代郡東西川内領
鮎猟御運上納村々
願惣代
内船村
長百姓　左太郎
波高島村
長百姓　丈七郎
下山村
名　主　喜兵衛

「御普請弐割減……」の陳情書は東西河内領の惣代、下山村名主、内船村長百姓、切石村百姓代、三沢村長百姓磯右衛門の四名の連署で、小林藤之助市川代官へ差し出したもので、内容は文化九申（一八一二）年より五年間に限って諸工事の弐割を削減するお達しがあったが、公儀の経費倹約という趣旨も理解はできるが、東西河内領は嶮岨な山々より富士川に流入する小川が多く、河川の補修を怠ると堤防欠壊など川荒れがおこり、山間、洞穴のような村々で少ない田畑が流されてしまいます。その上近年凶作で作柄も悪く村方一同飢餓の状態です。ぜひとも巡見使が入国視察されて、もとのように普請を続けて欲しいという内容である。天保八年の大飢饉の後で、村方は普請人足にでて駄賃でもとらないと米も買えないような状況がみられる。

「鰍沢黒沢両御番所中馬……」の願いは、これまた天保九戌年四月で前文と同年月の陳情書である。東西河内領百二十一ケ村惣代として、手打沢村与八と瀬戸村斉兵衛、熊沢村万兵衛の外七ケ村の連名で陳情した。内容は信州から米穀やその他の生活物質を中馬（馬による運送）で運んでいたが、宝永三戌（一七〇六）年より鰍沢・黒沢両口留番所の通行が一切止められてしまったので、米穀類や、諸色（諸生活物資）が不足して高値になり、生活は凶作とともに困窮し、小前百姓のなかには命も覚つかない者もいる。甲斐国内に番所は多くあるが中馬通行止めの番所は外にはない。また先年より年貢上納金の手当のため甲府まで産物を売りに出かけるのに、夜中に番所を通りぬけて日帰りする百姓もあったが、最近は夜中でも通行できず仕方なく夜明けに通りぬけるようにしているが、それでは日帰りはできずほとほと困っているので河内領の百姓の持ち馬や信州よりの中馬も通行できるようお取り計らい願いたいという願いである。これによると時間で、通行止めなのか、百姓持ち馬による中馬稼ぎに対して、専門の運送屋がそれでは仕事にならないと役所に働きかけて規則改正をさせて通行止めになったのか不明だが、後者とすると現代にもあるような話である。

「鮎猟請負人……」の文書は年月日の記入はないが、この資料も小林藤之助代官に差し出した陳情書である。内容は鮎猟の運上を出している東西河内領内の村の代表によって差し出したもので、田安領鮎漁運上納村々三一ケ村を引いて残りの二七二ケ村の中で、運上金の取り立てを請負人を定めて取り立てることにしたが、請負人どもは役儀を嵩に掛けて威張り、村方は難儀しているので、これまでの二〇ケ年の運上平均を村々の高割によって村単位で永年上納するようにして欲しい、そうすればこれまで以上に上納に精を出す。という文面である。

以上の三資料からみて小林藤之助代官在任中は飢饉が続いて百姓の生活は困窮している状態が理解されるが、代官の行政がなにか東西河内領の貧困な自然を考慮しない施役を行ったように思える。名代官ではなかったのだろうか。

小林藤之助のあとは高山又蔵が、天保十三寅（一八四二）年から弘化三午（一八四六）年まで市川代官を勤めた。高山又蔵の名前の見られる文書として次のようなものがある。

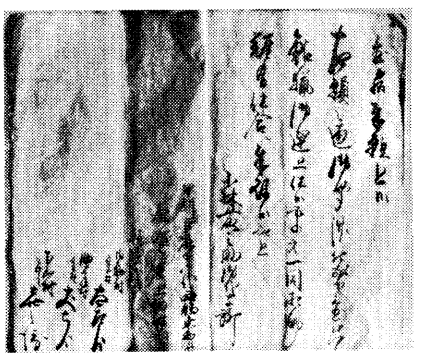

鮎猟請負人に関する文書
（長塩・磯野定勇氏蔵）

差上申内済証文之事
当御代官所八代郡根子村外拾八ケ村
惣代常葉村太兵衛外三人ゟ、同御代官所巨摩郡下山村喜兵衛外弐人江掛駿府御目附御通行之節従
中略
前書之通示談内済行届、誠ニ御威光と一同難有仕合奉存候、然ル上ハ右一件ニ付双方共重而御願筋毛頭無御座候、依之一同連印仕、済口証文差上申所如件
天保十四卯年四月

当御代官所
甲州八代郡根子村外
拾八ケ村惣代
常葉村
長百姓　太兵衛
波高島村
同　丈右衛門
上八木沢村
同　利兵衛
北川村
同　仲右衛門
右同断
同州巨摩郡下山村

喜兵衛代
名主　喜代平
長百姓　茂兵衛
同　源兵衛
以下略

高山又蔵様
市川御役所

御奉行所様

戌八月十四日

荒井清兵御代官所
甲州八代郡東河内領
五拾九ヶ村之内
根子村外拾八ヶ村惣代
波高島村
長百姓　丈右衛門㊞
市之瀬村
長百姓　十郎右衛門㊞

前記資料は、根子村外十八ヶ村より下山宿へ掛る助郷一件証文の一つで、他の多くの資料とともに『甲州文庫史料』に収録されている。

助郷とは江戸時代に宿駅常備の人馬の不足を補うため近隣の村々に課せられた役であって、元禄七（一六九四）年東海道、中山道の助郷制度が完成した後、他の街道に及んだ。助郷には定助郷、大助郷、代助郷、加助郷、加宿助郷、増助郷等の区別があり、宿駅から指定の郷村に割当てられたが、労役に対する賃銀が低廉であったため、助郷村の負担が重く、しばしば宿駅と論争を起こした。

これらの資料も、下山宿と助郷村との間で起こった問題を市川代官所に差し出したものである。この論争は残っている資料からみて長期にわたっている。天保十四卯（一八四三）年から慶応元（一八六五）年までの年月日が記されている。もちろん市川代官も何代か代替わりしている。

御奉行所様

安政二卯年六月十五日

森田岡太郎御代官所
甲州巨摩郡下山村
小前村役人惣代
訴訟方　長百姓　藤兵衛㊞
同御代官所
同州八代郡根子村
外拾八ヶ村惣代
波高島村
相手方　長百姓　丈右衛門㊞
市之瀬村
同　名主　重郎右衛門㊞

嘉永元申年四月

福田八郎右衛門御代官所
甲州八代郡根子村
外拾八ヶ村惣代
上八木沢村
長百姓　清右衛門
上野平村
同　嘉重郎

安藤伝蔵御代官所
甲州巨摩郡
万沢宿助郷

福士村（外二ヶ村略）
同　郡
南部宿助郷
大和村（外十ヶ村略）
以下村名略

慶応元丑年十月
道中
御奉行所様

とあるように市川代官小林藤之助より安藤伝蔵まで六代にわたる代官がこの問題の調整にあたったことが伺われるし幕藩支配体制が根本から動揺してきた証左であろう。下部町内旧村諸村は嘉永四（一八五一）年の資料でみると次の様である。

覚

一上佐野村・下佐野村・十嶋村・井出村〆四ヶ村
　是ハ万沢村助郷ニ御座候、
一大嶋村・内船村・丸滝村〆三ヶ村
　此村々之儀ハ私共組合拾九ヶ村間ニ挟居申候
　是ハ南部村助郷ニ御座候、
一羽鹿島村・楠甫村・落居村・岩間村
　此村々之儀ハ去ル午年御呼出有之、外村々とハ少々別段之書面差上候由ニ承リ申候、
一葛籠沢村・宮原村・鴨狩津向村・三沢村・車田村・切房木村・道村・水船村・柴草村・樋田村・熊沢村・岩下村・寺所村・五八村・峰村・久保村・大山村・大磯小磯村・上田原村・下田原村・一色村・宮木村〆弐拾六ヶ村
　是ハ切石・八日市場弐ヶ宿江助郷ニ御座候、
一大垈村・椿草里村・大崩村〆三ヶ村
　是ハ下山村助郷ニ御座候得共、駿府御目付様御通行人足触当無之候ニ付、私共と一同不仕候、
一釜額村・中之倉村・古関村〆三ヶ村
　是ハ御林守并御関所有之候ニ付、何れ村方江も助郷不仕候、
一桃久保村
　此村方之儀ハ私共先年御支配様江願立之節ハ一同仕候得共、此度ハ下山村訴状ニ無之候ニ付一同不仕候、
一根子村外拾八ヶ村
都合五拾九ヶ村
右之村々助郷御尋有之候ニ付、書面之通取調奉差上候、然ル処往古ゟ大通行之砌ハ、御支配様御差図を以加助ニ罷出候儀と奉存候、右的証ハ駿府御目付様御通行人足ハ、何れ之宿々と而茂西川内領定助大助郷ニ限リ相勤居候、東川内領ハ加助村々ニ相違有之間敷と奉存候、凡三拾年或ハ弐拾年来ニ壱度位相勤候儀ニ御座候間、追々大助と申唱候哉ニ奉存候、且又先達而御呼出之砌、宝暦年中ゟ間々東川内領江人足触当候儀ハ如何之旨、下山村江御尋有之候処、御乗船之節ハ人足触当不申趣御答申上候得共、宝暦十二年年ゟ寛政元酉年迄年数弐拾八ヶ年之間ハ、駿府御目付様駿府ゟ甲府江御登御通行、猶又御帰り御通行被為遊候、其内御乗船ニ付人足触当不申候と下山村申立候儀ハ、悉ク齟齬いたし候儀と乍恐奉存候、縦令鰍沢河岸ゟ下山村迄御乗船ニ候得共、同所ゟ身延山大野山御巡見有之候ニ付、此所ハ往古ゟ御陸路御定例ニ御座候ニ付、私共組合村々も助郷ニ相違無之候ハハ、壱ケ年も休年可有之筋無之候処、下山村申立候儀、何事茂素ゟ謀斗之事故、前後不都合之申立眼前之儀ニ御座候、其外是迄茂申上置候通、米穀御張紙御直段ゟ所相場年々高直ニ付随意納申立、正米上納不仕、御張紙御直段を以御上納仕、定金納村々茂御張紙御直段ヲ以御上納仕、東川内領之儀ハ年々正米差出、定金納村方ハ御当地御蔵前買納御直段を以御上納仕、西川内領とは殊之外年々難渋仕罷在候、依而新規ニ西川内領同様ニ相成候而ハ、中々以百姓永続可相成筋無之候間、乍恐此段御賢察被成下、国許御支配様ニおいて自談仕候書面、以来取用居ニ相成候共、又ハ隣宿同様西川内領ニ而相勤候共、両様之内済方被仰付被下置度、御仁恵之御沙汰幾重ニ茂奉願上候、以上、

嘉永四亥年十月七日

甲州八代郡拾九ヶ村惣代

波高嶋村
長百姓　丈右衛門

御奉行所様

注　下山宿への東川内領
加助郷村々　根子村、瀬戸村、北川村、一之瀬村、杉山村、岩欠村、大炊平村、清沢村、常葉村、湯之奥村、下部村、上之平村、波高島村、上八木沢村、下八木沢村、帯金村、角打村、樋上村、和田村、以上拾九ヶ村

これは『甲州文庫史料』の記載によるものだが、旧村諸村は資料からみて、切石・八日市場弐ケ宿と下山宿の計三ケ宿助郷が義務づけられていたことがわかる。

十一　口留番所

『甲斐叢書』・第一巻口留番所一件によると旧古関村に口留番所があり、宝永年間に、現市川大門町山家字帯那より移転した。

甲州駿州富士郡之出口甲府道法九里　同国同郡東川内領
一口留番所壱ヶ所　古関村

番人
百姓弐人

右場所の儀、往古相立有之段申伝而已に而、中絶致居候処、六拾六年以前、宝永二箇年松平甲斐守領分に相成候節、番所有レ之宜場所之者に而、同国山家村ニ有レ之候番所を、引移し相建、番人之儀は、古関并隣郷釜額中ノ倉三ヶ所にて、弐人ッヽ百姓番相勤、右故其節より三ヶ村高役免除を申付、御料所に相成候而も、諸事先格通を以、高役免許被二仰付一来、外仰給米等は不レ被レ下候

一右場所舗地の儀は、番所相立候節より、高六升九合高内引に相立来候

一門番所矢来等甲斐守領分の節は、領主入用を以、普請有レ之候に付、御料所に相成候而、度々御入用御修復の儀相願候共、難ニ相立一旨、先前御代官申渡自普請に仕来候

一右場所取ノヽ勤方の儀は、「鉄炮女出入相改、甲府勤番支配并御代官手形を以、相通何物によらず、疑敷ものは相糺、諸荷物等怪敷相見候得は相改、其外何事によらず怪敷筋の儀有之候得は、早速支配役所江、申出候儀に御座候

当時の関所通行は厳しく、「入り鉄砲に、出女」というくらい取締りはきつかった。『甲斐国志』記載の「関所定め」からも、そのことは伺える。

〔朱書〕　同郡東川内領
古　関

定

一御定之番人、昼夜おこたりなく勤番可レ仕事

一朝六ツ時御関所扉開、晩六ッ時ノ可レ申候、夜中猥に往来致させ申間敷候、断次第聞届可レ通事

一鉄炮は出入共、我等の証文にて可レ通事

一御国中より他国江おもむく女有レ之は、我等共証文に而可レ通事

一何者によらず、急用とて御関所江通懸ノ並疑敷様子のもの有レ之は留置、府中江可レ致ニ注進一事

一士民僧俗に限らず様子あやしき躰にて大勢相伴ひ御関所を通らは、ひそかに人を附て見送らせ、尤府中江可レ致ニ注進一、且又御国中の者大勢相伴ひ御関所に参懸らは是を押へ留置、早速府中江可レ致ニ注進一事

附ノ手負人同断之事

一御国中境外によらず、物騒の聞へありて、往来の人繁く、其外疑敷様子あらば、早速府中江可レ致ニ注進一勿論不慮の騒動之節は、大切に御関所を守、加番人等の儀常々可ニ示合一事

一御番所近辺山林幽谷之内、人畜によらず疑敷もの有レ之は府中江可ニ注進一事

一大風雨地震等の時分、別而不レ可レ致ニ油断一万一御関所之扉並番所及ニ破損一にお

いては、御関所之内外仮番所を居昼夜是を守り、早速其趣府中江可ニ注進一（陣屋）、尤其節近郷より加番人を出し可レ申事

一御関所火の用心、随分大切に念を入へし、若近辺大事有レ之時分は、番組之も（番）（道具）の早速馳参、御関所を警固すへし、若可レ防方便於レ無レ之は、番人以下御道具に（番）（御）付添、近辺を立離るべからず、縦番所及ニ焼失一共、御関所近辺不レ可ニ立退一事（道具）（陣屋）

一番所御道具は、取扱大切に念を入べし、毎年府中より其改を受、紛失無レ之様可レ致事

一誰人によらず番所に宿すへからす、親類縁者たりといふとも制外に不レ可レ通事

一御関所近辺間道有レ之而、私に往来有レ之由是を聞付におゐては、早速人を遣し見届させ府中江可レ致ニ注進一事（陣屋）（注進すべき事）

右条々堅可ニ相守一者也

享保九年〔朱書〕　認無之

宝永四年八月　家老

朱書前断　誰

時代は下がるが、関所通行について桃ケ久保村名主発行の通行手形のことからも、在方の百姓の移動を厳しく取り締っていたことがわかる。

次の文書は元治元（一八六四）年五月二十三日とある。元治の元号の改元は二月二十日で、翌年四月八日には慶応に改められるので、一年余の月日が元治であり、慶応とても四年弱の、慶応四（一八六八）年九月八日にはもう明治に改元された。目まぐるしく変わる元号はそのまま急変する社会状勢を象徴している。

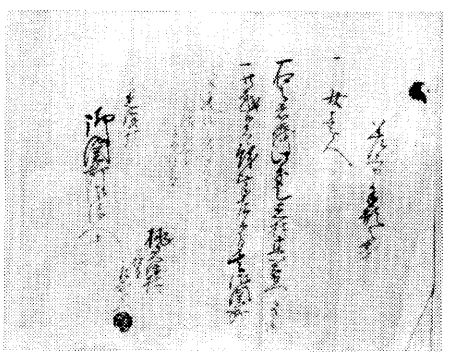

差上手形之事（旧桃ケ久保村蔵）

差上申手形之事

一、女　壱人

右之者儀此度乙黒村甚右衛門殿方迄罷越候者ニ紛無御座候間其御関所無相違御通可被下候　以上

元治元年

子五月廿三日　八代郡

桃ケ久保村

名主

庄ニ右衛門㊞

黒沢村

御関所御役人中様

なお、天保六未（一八三五）年、古関村より番所修復の詳細を、代官山口鉄五郎に提出した記録が残されている。

駿州往還

甲州八代郡川内領古関村口留番所屋根其外修復出来形張写

八代郡　古関村

中略

右　寄

永七貫八拾壱文三分

葺大工　拾人五分

但シ飯料共壱人永三拾弐文

大　工　五拾四人

賃壱貫八百九拾文

甲州八代郡古関村
百姓代　次左衛門
長百姓　次郎左衛門
名主　勘左衛門

山口鉄五郎様
御役所

代官歴代表（但し享保九年柳沢吉里・大和郡山に移封以後の直管にかかる。）

上野晴郎著甲州風土記による

年号	甲府御代官	上飯田御代官	石和御代官	市川御代官
享保 九 甲辰	奥野忠兵衛 六月命八月入込 ―十九年七月まで（御役御免）	亀田三郎兵衛 六月命―同十二年まで	小宮山杢之進 六月命―同十九年七月まで（御役御免）	
一〇 乙巳				
一一 丙午			石和に属す（国志）小宮山杢之進 山田治右衛門十三年まで	
一二 丁未		（亀田死去）その後十三年まで甲府代官兼帯		
一三 戊申			この年まで江戸にて当分無加判、其間甲府代官御預り	
一四 己酉	坂本新左衛門―同十九年八月まで			
一五 庚戌				
一六 辛亥				
一七 壬子				
一八 癸丑				

年号						
一九 甲寅	山田治右衛門 八月命―元文三年まで（石和代官へ）	大久保孫兵衛 江守伝十郎 月命―元文三年まで	増田太兵衛 七 八月命―元文二年まで			
二〇 乙卯						
二一、四 丙辰						
元文 一						
二 丁巳			江守伝十郎 上飯田にて（兼帯）			
三 戊午	小川新右衛門 大久保内蔵助（御預り）（御勤番兼役）上飯田兼帯		山田治右衛門 三年―同五年まで（甲府代官より）			
四 己未	元文五年石和代官へ					
五 庚申	吉田久左衛門 四年命五年入込―寛延元年まで		小川新右衛門 五年―延享四年まで			
六、二 辛酉						
寛保 一						
二 壬戌						
三 癸亥						
延享 四、二 甲子						
二 乙丑						
三 丙寅						

| | | |

| | | |

二 乙丑																								

四 癸巳	五 甲午	六 乙未	七 丙申	八 丁酉	九 戊戌	一〇 己亥	一一 庚子	一二 辛丑	一三 壬寅	一四 癸卯	一五、一二 甲辰 弘化一	二 乙巳
		柴田善之丞	井上重左衛門		松坂三郎左衛門				小林藤之助			
					篠本彦次郎―九年十三年まで							
	井上十左衛門―七年まで		西村貞太郎	江川太郎左衛門八年―					佐々木道太郎十三年―嘉永三年まで			
					小林藤之助				高山又蔵			

三 丙午	四 丁未	五、二 戊申 嘉永一	二 己酉	三 庚戌	四 辛亥	五 壬子	六 癸丑	七、十一 甲寅 安政一	二 乙卯	三 丙辰	四 丁巳	五 戊午	六 己未
			福田八郎右衛門					寺田直次郎					
								清水孫次郎					
	福田八郎右衛門				森田岡太郎―六年まで			荒井清兵衛	森田岡太郎		佐々井半十郎		

七、三庚 万延 一甲	福田所左衛門			
二、二辛 文久 一酉			内海多次郎	木村董平
二壬 戌				高木源六郎 加藤余十郎
三癸 亥	加藤余十郎			安藤伝蔵
四、二甲 元治 一子			増田安兵衛 —慶応二年まで	
二、四乙 慶応 一丑	小笠原甫三郎			
二丙 寅				
三丁 卯	中山誠一郎		柴田桂次郎	増田安兵衛
四、九戊 明治 一辰			石田守人	成瀬勘左衛門
二己 巳				
三庚 午			名倉予何人	

第二節　明細帳を中心とした村の移り変わり

一　概説

下部町内諸部落が旧村の時代まで、いつの時代にこの狭隘な土地に住みつき、どのような歴史的発展をたどって来たかは明らかではないが、一つの事実は、町内の何ヵ所かで先史時代の生活用具の石器や土器の破片が出土することである。それ以外には古代からの祖先の生活を知る手がかりはない。近世以降、それも江戸時代中期頃から順次資料は多くなるがそれとても一端を知るに過ぎない。

本節では旧村時代に各村（現在の区）に所蔵されている諸色明細帳から発展の過程を探ることとする。

多くの学者が、人間社会発展の過程を探り、理論的に、法則的に説明し、解明しようと試みてきた。

『大日本百科事典・小学館版』では「村落」について次のように定義づけている。

> 村、むら　村落と呼ばれる集落の最小単位で、都市的集落の町や都市と本質的に異なり、集落の階層性からみれば、都市的集落の基盤をなしている。一般に農林水産業（第一次産業）に従事する人々の居住地で、その生活の基盤となる産業によって、農村、山村、漁村、半農半漁村などに区分される。したがって、村落は、それらの産業の生産基地でもある。
>
> 形態的には、宅地の凝集の度合いで集村と散村に大別されるが、日本の集落は集村が主体で、先史時代から沖積地に立地し、古代には条里村落が成立し、荘園時代には豪族屋敷村や名田百姓村・寺百姓村など従属関係をもとにする村落ができた。江戸時代にはいると開墾・開拓・干拓が進み、新田集落が増加した。村落では、長期間同一場所に居住するために、血縁関係の濃い社会を形成し、入会地や共有地もあり、ゆい（結）の慣行などの共同労働もあって、閉鎖的社会となる。最近では、共有地の減少や農業の機械化から共同作業は減る傾向にあり、さらに都市への人口流出の結果、共同社会の維持が困難な過疎地帯が出現し、集落の再編成がおこなわれようとしている。なお、行政上の村は地方公共団体の一種であるが、市・町と異なり、法律上特別の要件はない。旧来の村が、そのまま現行地方自治法上でも認められている。
>
> 〈田辺健一・堀田報誠〉

〔民俗〕今日、行政区画の単位として呼んでいる村（行政村）とは別に、通常民

間ではその範囲よりは狭く、大字や小字の範囲を「むら」と呼んでおり、「おらが村」と意識している場合が多い。このような共同体意識を知るためには村境と称するものがどこかを見るのがよい。今日の行政村の村境とは別に、「虫送り」の行事で虫を送り出す場所、悪疫を防ぐ意味の呪的行為である「道切り」をしたり道祖神を祭っている場所などがそれで、その境界内が伝統的な住民意識による「むら」で、共有財産などを持つ部落と呼んでいるものに近い形である。村は語源的には「むれ」（群）であり、自然発生的な集落であり、共同体的な意識によって結合している。そこにつくられる社会構造は「家」を単位とし、その家は階層の中に位置づけられるとともに婚姻や分家を媒介にして同族や親族集団を形成し、地域集団としての組とか、年齢集団、親分、子分などの擬制的親族、経済的・信仰的な諸社会集団などさまざまな家連合によって結合・構成されており、それぞれ有機的に結合している。一方、元来封鎖性の強かった村落では、よそ者に対して警戒心が強く、ただわけもなく反発する傾向すらあって、よそから村にはいって定住しようとするときには「村入」といって種々の手続が必要であった。ふつうは村落や村寄合のときなどに酒を出して、部落とか組のもの一同に挨拶するというのが多いが、挨拶に続いて氏子入りとか、村の共同作業などへの参加を経て、村の共有地の利用が許され、しだいに「一軒前」として認められるのである。

〈野口武徳〉

村落の発展過程、民度の発達を知るには「村明細帳」が相当程度その様子を物語っている。

明細帳にはさまざまな呼称があるが、本町内の明細帳は「村差出明細帳」とか「村諸色明細帳」の二種類の名称が使われていて、県下他町村にみる「村鑑明細帳」の表書は見当たらない。では村明細帳とはなにか、諸色明細帳の諸色とはなにかは次の『甲州文庫史料』の解説で十分であろう。

村明細帳は、江戸時代の村勢要覧ともいうべきもので、村鑑明細帳・明細書上帳・諸色明細帳などとも呼ばれるが、村の概況を知るのにもっとも便利な史料である。領主の交代があった時や、代官あるいは幕府の巡見使が廻村する時に村から差出させたので、その時その場合によって、詳細なものもあり、簡単なものもあるが、一般に村高・貢租・水利・山林・入会・家数・人口・農間余業・免租地・助郷役・繁昌場所への距離など、村の全般について記述されている。一村に年代をへだてた明細帳が数冊あれば、支配関係、土地利用、家数・人口などを比較することによって、村の移り変りを手軽く見ることができる。しかし、支配者が明細帳を提出させるのは、村の貢租負担能力を見るのがおもな目的であるから、村ではことさら地理的条件が不利なことを強調したり、収入を内輪に書いたりする傾向があった。明細帳を史料に用いる場合は、このような点に注意することが必要である。たとえば、ある地域について煙草・養蚕・木綿・紙・絹織物など商品生産を知ろうとして、一時期における各村の明細帳にある数量金額を集計してみても、別の史料による地域の数量金額がひどくくいちがうことが珍らしくない。このような場合の一村の数字は、地域内でその村の相対的な地位を示すものと考えるべきであろう。

県内に現存する村明細帳は、宝永二年（一七〇五）甲斐国三郡が柳沢氏の藩領となった際、村々から提出させたものが上限と推定され、以後、享保九年（一七二四）甲斐一国が天領となったときの差出、さらに文化三年（一八〇六）甲府勤番支配松平定能によって着手される、『甲斐国志』編纂のための資料収集として行なわれた各村明細帳の提出もあった。以上は三郡あるいは甲斐国全域におよんだものであるが、これらのほかに地域的に限定されたと思われるものに、田安領・一橋領が設定された延享三年（一七四六）のものや、天保年間（一八三〇―四三）に巡見使へ差出したもの、その他がある。

さて、明細帳に掲載される事項やその形式、あるいは文言に共通性がみられるのは、明細帳の提出が支配役所からの命にもとづくものであるので、その際、雛形が示されたものであったことは、当館所蔵・上粟生野村三枝家文書所収の享保九年「村鑑明細帳・甲斐国何郡何村」と標題のある冊子によって明らかである。これは美濃判で五六丁より成り、管内の村々に共通するように、きわめて事項も多く、詳細に例文が示されていて、形式もよく整えられている。例示してみよう。

一　当村畑方
　但右同断、土ハ黒野土か赤土へ小石交り歟、惣而土の名ハ其所ニ而只今迄唱来り候名を可書、
一　当村蚕　但百姓不残渡世のため前々ゟ蚕いたし候とか
　是ハ年々絹ニ織リ又ハ糸綿紬ニも織り、まいニ而も相払申候か、蚕の当り年ハ大概代金ニ積リ当村江金何百両程も入候、蚕違候得ハ何程ならてハ入不申候と、大体ニも可書付之、
一　当村何之誰殿古城跡　長何百何拾間　横何百間
　是ハ本ニ三之丸大概廻り間数を可書、但何拾年以前、何之年ゟ田畑ニ成り高ニ入候哉、又ハ御林等ニも成り候哉、委細可書付之、尤何ケ所有之候共一ケ所切ニ可書之、

一鍛冶	何左衛門	一紺屋	何右衛門
一何大工	何兵衛	一木挽	何之丞
一桶屋	何右衛門	一指物屋	何左衛門
一畳屋	何右衛門	一乗物屋	何兵衛
一絵師	何之丞	一桧物師	何三郎
一鋳物師	何次郎		

　右是ハ当村所生又ハ他所ゟ来り、渡世送り候諸職人何拾人有之候共、右心得を以壱人別ニ不残様ニ可書記之、無之ものをハ其趣を可書記、

享保九年各村差出の明細帳がとりわけ詳細に記載されているのも、この雛形から理解されよう。

二　『甲斐国志』にみる下部町内の旧村

『甲斐国志』第一巻提要部・郷名の項・九筋二領の叙述の中で、下部町内旧村は次のように記されている。

一河内領　巨麻・八代二郡共ニ河合郷アリ後ニ西河内東河内ト云西ハ下山ノ庄南部ノ御牧又飯野ノ牧早川入リ中山等アリ東ハ岩間ノ・下部、又岩間・古関・常葉・田原・帯金・大島ヲ六組トモ称ス

東河内田額六千七百余石領村五拾九、西河内田額九千百余石領村六拾三
　合　壱万五千八百石余　領村　百弐拾弐
山長地広シ澗中僻居シ山ヲ焼キ雑穀ヲ種ウ水田少ク民衆シ

下部・古関・常葉・田原等の旧村名がみえている。以前は八代郡河合郷といわれたが後に河内領のうち東河内と呼ばれることになる。河内領は甲斐国中央部を貫流する富士川によって東と西河内に分けられていた。領村百弐拾弐と村数は多く、富士川に注ぐ多くの谷川の辺に小さな部落が数多くあり、焼畑に雑穀を作って、ほそぼそと生活していたようすが伺われる。さらに『甲斐国志』第十七巻、村里部第十五では、次のように詳述している。

　村里部第十五　八代郡東河内領
倭名鈔ニ載スル所ノ八代郡河合郷是ナリ西富士河ニ限リ巨摩郡西河内領ニ対ス北ハ本郡市河郷及ヒ中郡九一色郷ニ堺シ東ハ駿州富士郡ト一重ノ山頂ヲ以テ分界トス十島村ニ至リ河ヲ隔テ南ハ同州庵原郡内房（ウツブサ）又西領ノ万沢ノ域也凡テ河内領ハ三郡ノ地ヲ抽ンテ安部郡・富士郡ノ中間ニ差入ルコト拾数里北広ク南狭シ駿州ノ地ハ譬ヘハ凹ノ形ノ如シ当領中世分部シテ六組ト称ス所謂岩間（イハヽ）弐拾村古関組七村田原（バラ）組四村常葉組九村帯金（タシカネ）組拾三村大島組六村是ナリ又常葉山・栃代（トシロ）山ヲ限リ北ヲ岩間ノ庄ト云フ南下部ト云フ西河内下山・南部ノ例ノ如シ古蹟部ニ詳ナリ
一高六千七百拾六石九斗六升九合
　村里五拾九　戸三千弐百四拾七
　口壱万四千九百六拾弐　男七千六百四拾四　女七千三百拾八　馬四百六拾四

古関組七村、田原組四村、常葉組九村とあり、提要部の記述と同様に久那土村の名はみえない、これは岩間組弐拾村の組下に組み込まれているからである。この記述からみて、中世よりの東河内領六組と称された地域はほぼ昭和三十年代の町村合併までの西八代郡の行政区画と同じである。

以下、『甲斐国志』記載の順で、下部町内旧村の村柄をみてみよう。

樋田村

一　高三拾弐石八斗七升　戸拾五　口六拾八男三拾四女三拾四　馬四

宮原ノ東弐拾七町ニ在リ南ハ車田村ヘ拾四五町久保川小磯川ニ会注スル処ナリ耕水ノ事ニ依テ村名トナルカ

熊沢村

一　高四拾弐石八斗七升五合　戸弐拾　口八拾六男四拾四女四拾弐　馬八

樋田ノ東拾五六町ニ在リ其東ハ久保ヘ弐拾四町

嶺村

一　高拾八石七斗壱升三合　戸拾弐　口六拾七男四拾女弐拾七　馬弐

寺所ノ東弐拾町許北ハ山家ヘ壱里山続キ高頂ニ家居又嶺或ハ峰ニ作ル共ニ通用セリ

久保村

一　高四拾五石弐斗五升　戸弐拾弐　口九拾八男五拾女四拾八　馬四

嶺村ノ東拾余町澗谷中ニ在リ地凹ニシテ渓水相会シ川トナリテ西南ニ去ル之ヲ久保川ト名ツク熊沢ヘ弐拾四町北ハ山家東ハ大磯小磯水船切房木等ノ諸各山界ナリ

大山村

一　高十六石五斗六升弐合　戸拾四　口四拾七男弐拾六女弐拾壱　顔弐

久保村の東南ニ在リ北ハ山家村東ハ大磯小磯村各々壱里許リ実ニ大山深谷中の孤村ナリ

三沢村

楠田（クスダ）大石　貝持（カヒモチ）西ケ窪　奥抔（オクナド）蕨平　大草　塩具　柿島　与垂沢（ヨダレ）　宮平　鰌沢（ナブリ）

一　高三百八拾五石四合　戸七拾三　口七百弐拾三男三百五拾九女三百六拾四　馬三拾

鴨狩ノ東拾弐三町ニ在リ南ハ市ノ瀬村ナリ大磯川ニ沿テ東ヘ入ル数村ヲ三沢入リト云左右総テ山ナリ東ハ車田村界ニテ大磯川車田川トモ云樋田川即チ久保川鍛冶屋沢南方ノ一渓ヲ云右ノ三渓合流スル処アリ蓋シ村名ノ因ル所ナリ

車田村

今井

一　高九拾八石五斗四升八合　戸四拾九　口弐百五拾壱男百弐拾六女百弐拾五　馬七

三沢ノ東ニ在リ切房木界マテ拾町許車田或ハ曲間田ニ作ル

切房木村

一　高五拾六石六斗弐升八合　戸四拾六　口弐百拾男百三女百七　馬四

東ハ道村西ハ車田南ハ北川ト云北ハ久保ヘ凡壱里許山嶺連レリ村ノ名義ハ遮キリ塞ク意ナルヘシ今モ岩石ノ峙立シテ見エタリ古ヘハ大磯川及ヒ諸渓流壅塞セシ処ナリシヲ斬鑿シテ水ヲ去シシ事アリシヤナラン

道村

椚原　和田　滝ノ上　宮ノ前

一　高五拾七石七斗弐升六合　戸五拾五　口弐百弐拾五男百拾七女百八　馬七

切房木ヨリ東拾町余ニ在リ山ノ壑窄ミ絶岸多クシテ村居東西ヘ長シ大磯川屈曲嗚咽シテ流ル村内ニ橋ヲ架スル事八所路転曲シテ通スルヲ以テ名トスルカ又古書ニ道ヲ堂ニモ作レリ蓋シ仏堂ニ因テ名ヅクルナラン

水船村

一　高三拾壱石四斗九升四合　戸弐拾壱　口八拾男四拾弐女三拾八　馬三

道村ノ東ニ在リ南ハ古関ニ当ル名義切房木ニ類スヘシ以上弐拾村ヲ岩間組ト云

芝草・大磯小磯二村ハ古関五村ニ合シテ古関組七村ト称ス

芝草村

一 高四拾壱石三斗弐升壱合　戸弐拾弐　口百拾三　男五拾五　女五拾八　馬五

西北ハ水船・東北ハ大磯小磯ナリ

大磯小磯村　峰村　谷隈

一 高五拾八石九斗九升　戸四拾九　口弐百弐拾九　男百弐拾三　女百六　馬三

芝草ノ東北ニ在リ又其東北ハ中郡筋折門村・高萩村ナリ東ハ瀬戸・根子(ネッコ)西ハ山家・久保等各山堺ナリ

上田原(カミタンバラ)村

一 高九拾五石四升　戸六拾壱　口弐百七拾八　男百三拾八　女百四拾　馬拾

三沢ノ西鴨狩ノ南ニ在リ以下四村ハ山嶺ニ囲マレ一構ヘノ地ナリ田原組ト云

宮木村　八ツ沢　小田原　大子(ダイゴ)

一 高百七拾九石八斗九升七合　戸九拾九　口三百八拾九　男弐百九　女百八拾　馬五

下田原ノ南ニ在リ其南ハ波高島ニ界フ西河内飯富ニ向ヘリ

一色(イッシキ)村

一 高百七拾七石七斗六升　戸九拾壱　口三百七拾九　男百八拾八　女百九拾壱　馬八

宮木ノ東北ニ在リ三沢ノ南ニ当ル東ハ常葉(トキハ)村ナリ

常葉村

一 高三百七拾三石九斗五升九合　戸百五拾　口六百四拾五　男三百四拾五　女三百　馬弐

拾、東清沢ヨリ西一色ニ抵テ凡四拾町余、北ハ市ノ瀬村、南ハ上平(ウエノダイラ)ナリ境内弐拾五町、以下七村古関川ニ沿ヒ左右ミナ山ナリ

北川村

一 高七拾九石三斗九升壱合　戸百四　口四百七拾壱　男弐百三拾九　女弐百三拾弐　馬八

市ノ瀬村ノ東北拾町許ニアリ南ハ岩欠(イハカケ)北ハ車田ニ当レリ又東北ハ古関ヘ弐拾町余ナリ是ヨリ南ハ即チ常葉組ナリ

古関村　丸畑　馬場　松葉　宮平　上村　下村　屋敷

一 高百九拾八石八斗壱合　戸百五　口四百弐拾八　男弐百拾五　女弐百拾三　馬拾弐

北川ヨリ東北瀬戸マテ堺内九拾町半、瀬戸川・釜額川(カマビタイ)会流シテ古関ト呼フ釜額ヘ出ル方ハ駿州富士郡ノ通路ナリ口留番所アリ中ノ倉、釜額、本村之ヲ衛ル府ヲ距ルコト九里、市川宿ヘ五里、国界ヨリ駿州根原村ヘ三里半本栖ノ関ニ会シテ一道トナル

桃ガ窪村

一 高六石五斗弐升六合　戸七　口三拾弐　男拾六　女拾六　馬壱

上野平ノ南、下部ノ西、上八木沢ノ山間ニ在リ慶長郷村帳ニ三斗六升ノ高ナリ又弐石五斗弐升大垈　三石八斗九升椿楚利(ツバサツガリ)トアリ何レモ狭村ナリ

釜額村

一 高三拾石八升四合　戸拾九　口九拾九　男六拾弐　女三拾七　馬三

境内東西三里南北壱里東ハ中郡筋本栖村ノ湖中長崎ト云突出セル処ヨリ南ノ方広川ト云処ニ見通シ其南ハ駿州根原村ノ山界ニ接ス本村ノ名義モ山嶺ノ形ニヨリ起ルナルヘシ

中倉村　中屋敷

一 高四拾五石五斗弐升四合　戸四拾弐　口百八拾壱　男九拾九　女八拾弐　馬六

古関ノ東弐拾町許ニ在リ東北中郡筋本栖村ヘ弐里半

瀬戸村　上下二組

一　高五拾四石三斗八升弐合　戸三拾　口百四拾弐男七拾四女六拾八　馬四

古関ノ東北拾弐町中倉ノ西北ニ当ル是ヨリ根子村ヘ壱里許、本村蓋シ瀬戸川水行ノ事ニ因テ名ヲ得ル

根子村　上下二組

一　高四拾四石五斗七升五合　戸五拾弐　口弐百六拾七男百四拾女百弐拾七　馬五

東西壱里弐町瀬戸ヨリ中郡筋折門村ノ山続キ大磯小磯村ニ界ス東河内東北ノ極ニシテ最モ高キ地ナリ根ノ言ハ峰ナリ村名ノ因ル所乱峰ノ間ニ在リ

清沢村　菅窪　細尾

一　高五拾三石七升四合　戸弐拾四　口九拾三男四拾壱女五拾弐　馬弐

本村東西南共ニ常葉村ノ山ニ界シ北ハ大炊平村ナリ以下四村栃代川ニ傍フ

大炊平村

一　高四拾弐石九升五合　戸弐拾弐　口九拾三男四拾六女四拾七　馬四

西南ハ清沢ノ界ナリ大炊ノ言ハ負ナリ方言ニ山ノ中腹、岩傍ナトニ正路ナク小径アルヲオヒト名ヅク山ヲ負フ如ニシテ蟹行スルナリ大ナル平原ト云事ニハ非ス左右狭キ山谿ノ村ナリ

巌欠村　所沢　中屋　東村　三国

一　高五拾五石七升五合　戸三拾三　口百弐拾六男六拾六女六拾　馬三

大炊平ノ東北拾五町ニ在リ岩石多ク缺崩シテ懸崖トナレリ村名ノ起ル所ナリ村中多ク掛樋ヲ造テ耕水ヲ引ク北ニ市ノ瀬・北川ノ阪路アリ

杉山村　本村（戸六）　和那場（戸弐拾八）　栃代（戸拾三）　本村ヲ距ルコト五拾町）

一　高六拾石弐斗五升七合　戸三拾七　口百六拾八男八拾九女七拾九　馬四

西南ハ岩欠東ニ栃代山アリ駿州ノ国界ニテ東河内ノ高山ナリ村内凡ソ東西六拾町許、南ハ常葉山堺ナリ

下部村

一　高九拾五石三斗六升弐合　戸三拾四　口百三拾六男七拾壱女六拾五　馬四

本村ハ湯川入リ上ノ平村ヨリ拾五六町ニ在リ東北ハ常葉ノ山東南ハ湯奥各壱里許、村中ニ温泉アリ

湯ノ奥村

一　高三拾五石三斗七升七合　戸拾八　口七拾三男三拾八女三拾五　馬三

東南ノ方駿州富士郡ヘ間道アリ金山嶺ト云猪頭村ヘ三里余、麓ト云処ヘ下ル、西南ハ大笈東北ハ常葉、杉山各山堺ナリ下部ノ温泉ヨリ村名ヲ得ルナラン

上野平村

一　高九拾石壱斗七合　戸五拾四　口弐百四拾壱男百九女百三拾弐　馬七

常葉ノ南拾七八町ニシテ下部ノ西ニ在リ常葉川ノ北高爽ノ地ニ倚レリ以下十三村帯金組ト云

波高島村

一　高百拾壱石壱斗七升　戸弐拾五　口百弐拾六男六拾四女六拾弐　馬三

上野平ノ西富士川ニ臨ミ河津場アリ以下帯金ヘ係ル方ハ駿州ノ通路ナリ

市ノ瀬村

一　高八十七石二斗七升四合　戸五十三　口二百十八男百五十女百八　馬六

表1　『甲斐国志』による石高，戸数，人口の村別の対比集計（文化3年の集計）

村名	石高	戸数	人口	内訳		馬	牛
				男	女		
	石 斗 升 合						
樋田村	32 8 7 0	15	68	34	34	4	0
熊沢村	42. 8. 7. 5	20	86	44	42	8	0
嶺村	18. 7. 1. 3	12	67	40	27	2	0
久保村	45. 2. 5. 0	22	98	50	48	4	0
大山村	16. 5. 6. 1	14	47	26	21	2	0
三沢村	385. 0. 0. 4	73	723	359	364	30	0
車田村	98. 5. 4. 8	49	251	126	125	7	0
切房木村	56. 6. 2. 8	46	210	103	107	4	0
道村	57. 7. 2. 6	55	225	117	108	7	0
水船村	31. 4. 9. 4	21	80	42	38	3	0
芝草村	41. 3. 2. 1	22	113	55	58	5	0
大磯小磯村	58. 9. 9. 0	49	229	123	106	3	0
上田原村	95. 0. 4. 0	61	278	138	140	10	0
一色村	177. 7. 6. 0	91	379	188	191	8	0
常葉村	373. 9. 5. 9	150	645	345	300	20	0
北川村	79. 3. 9. 1	104	471	239	232	8	0
古関村	198. 8. 0. 1	105	428	215	213	12	0
釜額村	30. 0. 8. 4	19	99	62	37	3	0
中倉村	45. 5. 2. 4	42	181	99	82	6	0
瀬戸村	54. 3. 8. 2	30	142	74	68	4	0
根子村	44. 5. 7. 5	52	267	140	127	5	0
清沢村	53. 0. 7. 4	24	93	41	52	2	0
大炊平村	42. 0. 9. 5	22	93	46	47	4	0
巌欠村	55. 0. 7. 5	33	126	66	60	3	0
杉山村	60. 2. 5. 7	37	168	89	79	4	0
下部村	95. 3. 6. 2	34	136	71	65	4	0
湯之奥村	35. 3. 7. 7	18	73	38	35	3	0
上野平村	90. 1. 0. 7	54	241	109	132	7	0
波高島村	111. 1. 7. 0	25	126	64	62	3	0
桃窪村	6. 5. 2. 6	7	32	16	16	1	0
市ノ瀬村	87. 2. 7. 4	53	218	150	108	6	0
折門村(御弟子)	26. 3. 9. 2	24	100	60	40	3	0
八坂村	7. 4. 4. 8	20	62	32	30	0	0
計	2655. 6. 5. 3	1,403	6,555	3,401	3,154	190	0

常葉ノ北十五六町ニ在リ西北三沢村ヘ三十二町以下七村古関川ニ傍ヒ左右ミナ山ナリ

八坂村

一　高七石四斗四升八合　戸二十　口六十二　男三十二　女三十　鑑札四枚

下芦川村ノ南一里半ニ在リ高萩村ヘ二里根子村ハ一里各ミ坂路也東ハ精進村ノ山堺ヒ本村九一色郷名ニミエズ分村ノ事不レ詳ト云フ

折門村　御弟子

一　高二十六石三斗九升二合　戸二十四　口百　男六十　女四十　鑑札十五枚　馬三

一作ニ折角一慶長郷村帳ニ御弟子村トアリ高萩ノ南一嶺ヲ隔ツ上下二里河内領根子村ヘ一里東八坂村ヘ一里各ニ坂路アリ

『甲斐国志』の編さんは文化三（一八〇六）年より九ケ年の歳月をかけて集大成され幕府に献上されたものである。甲斐国内各村からの報告は、文化三年になされたといわれるが、下部町内旧村の報告も明確ではないが、その頃と考えてよいだろう。

現在の下部町は『国志』記載の旧村・三十三ケ村で構成されていることになる。

戸数一、四〇三戸、人口六、五五五名・男三、四〇一名・女三、一五四名、馬数一九〇四、総石高二、六五五石である。各村の石高を比較してみて、百石以上の村は三沢村、一色村、常葉村、古関村、波高島村の五ケ村にすぎず、大部分の村が五〇石以下である。

次表は『甲斐国志』刊行より五十年前の宝暦六（一七五六）年の『甲斐国三郡村高帳』による石高の対比であるが、東河内領では五〇〇石以上の村は一ケ村、西河内領で二ケ村と三郡各筋と比べて少なく、特に一〇〇石以下の村数が極端に多いことをみても河内領内各村の生活を相像することができる。

表2　宝暦6年（1756）甲斐国三郡郷村高帳による村高の対比

筋別＼石高別		1000石以上 A	500石以上 B	100石以上 C	100石以下 D
山梨郡	万力筋	3	15	25	6
	中郡筋	2	12	11	0
	栗原筋	3	23	27	3
	北山筋	4	4	9	4
八代郡	大石和筋	3	14	24	2
	小石和筋	3	17	21	4
	中郡筋	4	6	6	12
	西郡筋	1	2	3	0
	東川内領	0	1	17	41
巨摩郡	中郡筋	5	19	25	2
	北山筋	7	10	23	18
	逸見筋	7	22	31	3
	武川筋	2	11	19	7
	西郡筋	5	27	33	3
	西川内領	0	2	29	31
計		49村	185村	303村	136村

（上野晴朗氏作成）

村名＼年号	延宝4年 1676	宝永2年 1705	享保9年 1724	延享3年 1746	明和5年 1768	天明8年 1788	享和2年 1802	文政11年 1826	天保4年 1833	天保9年 1838	計
樋田村							○				1
峯村		○									1
大山村										○	1
三沢村										○	1
車田村				○	○						2
芝草村		○									1
北川村		○									1
釜額村	○							○			2
根子村			○								1
大炊平村									○		1
湯ノ奥村						○					1
市ノ瀬村								○			1
計	1	3	1	1	1	1	1	2	1	2	14

（町誌編集のために集められた村明細帳）

三　明細帳からみた近世の下部町

本町管内の旧村ではほとんどの村で村明細帳を所蔵しており、その数も少なくない。町誌編集のために集められた明細帳のみでも一四冊に及んでいる。

甲斐国内における村明細帳は、宝永二（一七〇五）年のものが上限といわれているが、釜額のものは延宝四（一六七六）年の最も古いもので、県内で上限と推定される村明細帳より二十九年も古い。現存するものとしては県内でも最も古く、特筆されべきものと思われる。

延宝四年の明細帳は、残念ながら釜額村の資料のみで他村のものが見当たらない。したがって、他の諸資料との関係で資料として比較するものがない。また集められた明細帳は数も少なく、年度もバラバラであるために、ある年度の本町内旧村の比較さえできない。

ここでは釜額村の延宝四年（一六七六）明細帳と『甲斐国志』（一八一二）記載のものと、文政十一（一八二八）年明細帳三ツの資料から釜額村の推移を比較し、明細帳から見た釜額村の生活を考えてみよう。次表の通り延宝四年から文政十一年までの一五二年間に、戸数で七戸、人口は二倍以上に増加したことがわかる。小さな谷川の水を利用したわずかな田、山腹の傾斜の比較的ゆるい所を畑として（出作りの記述もない）『国志』記載の三十石余の村高とは驚異である。文政明細帳には村高の記録はないが、釜額村の谷間には新田開拓の余地はなく、村高はかわらなかっただろう。延宝四年明細帳では、

田では水稲・永楽・きび・いも
畑では大豆・粟・ひゑ・はい豆・小豆

とあり、文政の明細帳には農作物の記録はないが現在とそんなに変化はないところから農作物の種類も、延宝のころと大差はなかっただろう。したがって食生活の内容も、下部町内山村部は釜額村と同様な生活をしていただろうと思われる。町家や商家とは異なり、粗末で、貧しかったろうと思われる。

	戸数	人口			寺院	僧	馬	石高
		男	女	計				
延宝4年（一六七六）	一四	三三	二六	四九（内僧一）	一	一	四	記述なし
文化3年（一八〇三）	一九	六三	三七	九九	記述なし		三	石 三〇 升 八 合 四
文政11年（一八二八）	二三	記述なし			一	記述なし		

延宝四年
甲州八代郡東川内領釜額村諸色明細帳

一　当村分内　西東三里　古関村境うばが沢ゟ本栖村境和くが沢広川原迄
　　北南壱里　杉山村境ゟ中之倉村境迄瀬戸村観音境かきり計
一、人数　四拾九人内　弐拾弐人男
　　弐拾六人女
　　壱人　僧
一、家数　拾四軒内　九軒　本百姓
　　五軒　水呑
一、馬　四疋
　　女　馬
一、御年貢納米之儀ハ御取米之内三分壱小切金納御直段（値）ハ金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段を以拾月中金納仕候　残三分二之儀大切金納　御直段之儀ハ国中直段ニ金拾両ニ付壱割高之積りを以極月ゟ来年七、八月迄御上納皆済仕候

一、口米之儀ハ壱俵ニ付京舛壱升六合三勺六才臨時物共ニ大切同直段ニ而上納仕候

一、人馬役勤申候儀ハ御川除人足等被仰付候節高割を以相勤申候

一、馬役之儀ハ馬持候者之役仕候　御通り之節ハ組中寄合村次ニ相勤申候

一、田作之儀　永楽　籾　いも作り申候

一、畑作ニ者　大豆　粟　ひえ作申候其外はいまめ　とうあつきつ具り申候

一、耕作之外男女かせぎ之儀ハ岩間村市川村江薪出売買仕候

一、御林　長六百拾四間　居村川岸ゟ波高島前表川迄　三里
　　横百六拾間　壱　居村ゟ鴨狩村前表川迄道法　弐里

一、当村切支丹高札壱枚御座候

一、当村名主給米五斗四升年々高割ニ而百姓役ニ出し申候

一、年々御検見之儀ハ名主長百姓寄合野札を立御案内仕　御引方之儀者引帳面を以銘々割渡し申候

一、村入用掛り物之儀ハ年中帳面ニ記置　惣百姓寄合帳面相改村高之内拾万分壱外残高ニ而割合仕候

一、五艘此米　壱石八升　紙漉船役
　　但し壱艘に付弐斗三升六合つゝ

　内三艘退転米　六斗四升八合

是ハ先規紙漉退転仕御年貢七斗五升六合上納仕者退転仕売置申候田地へ押欠け申取可申と申候得共地方外出し候申儀迷惑仕候、御慈悲ニ御引被下候様ニと奉願候

一、境内　三百五拾坪　当国古関村広泉院末寺　禅宗　長沢寺

是ハ先規ゟ御除地ニ御座候

御年貢地

一、高三斗八升九合　同寺

是ハ御年貢上納仕候

一、鉄炮弐挺　持主　伝兵衛
　　又左衛門

是ハ山中ニ而　猪鹿多　出作も荒申候ニ付前々ゟ定御預り鉄炮如此御座候

一、当村ゟ川尻山ニ古金山壱ヶ所御座候

一、御拝借鉄炮壱挺　名主年番預り

是ハ猪鹿多分出作も荒申候ニ付前ゟ仕来候儀委細帳面ニ記差上申候通り相違御座無候　以上

甲州八代郡東川内領
釜額邑

名主　長兵衛
長百姓　弐兵衛
同　伝兵衛
同　三郎兵衛
同　七郎兵衛

文政十一年

八代郡釜額村明細帳

甲斐国八代郡

子八月　日

釜額村

一、当村分内　東西三里　古関村境ゟ本栖村境
　　南北壱里　川尻竜ヶ嶽広川原迄
　　杉山村境ゟ中倉村境迄

一、家数　弐拾壱軒　内寺壱ヶ寺

一、当村之儀　古関村口留番所役相勤並御林有之候ニ付　替役引之村方御座候

一、紙漉船役米之儀　米八斗六升四合、是ハ文化九申年、御代官中村八太夫様御支配之節御引方被仰付相残米弐斗壱升六合当村百姓六人ニ而御上納申候

一、当村前々川除御普請所ニ御座候処　文政元寅年御代官鈴木伝市郎様御支配之節御伺之上定式御普請所と改申候事

一、御林　長さ　六百拾四間　壱ケ所　居村川岸ゟ波高島前通迄　三里
　　横　百拾四間　居村ゟ鴨狩村前富士川迄　弐里
　此反別三拾九町弐反卜
　柴数　松木九百七本
　　縦木　三　本
　是ハ前所平岡治郎右衛門様御代御見分被成下　目通寸間御改被成如此ニ御座候　此外小木数知不申候

一、此御林之儀者先規ゟ御林ニ御座候得共ゟ何年以前誰様御代ニ御林罷成候も相知不申候山守之義ハ御館林様御代ニハ御春(おすた)た加(か)上り申候ニ付　為御扶持方壱春ニ付御米拾五俵宛被下候其上御川除割之儀も御除被下　落葉下草之儀者　山中之義ニ御座候得共先規ゟ御林ニ捨置申候

一、御本丸様ニ相成　御たか御用不被遊御扶持方も不被仰付候共　先年之例を以村中ニ而相守申候
　宝永二年ノ明細帳ニハ女壱ケ所とあるは、検地帳ノ字ニ而云う是ハ俗称スル字を以て記載したるを以箇取減ずると雖　此拾ケ所ニ含みあるを以則女壱ケ所ニ対照するなり

一、百姓林拾所
　下日影林　壱ケ所
　上日なた　壱ケ所
　下日向林　三ケ所
　是ハ岩山之儀ニ而先規ゟ御改無御座候得共尤中古ゟ山手永場ニ組入申銘々御上納仕申候

一、藪　三ケ所　百姓三人之居藪

一、諏訪大明神宮　壱ケ所　是ハ敷地長拾五間横拾間之処先規ゟ御改無御座候
　未之御検地之節も御改請不申反別無御座候

一、伊勢大神宮　壱ケ所　是ハ敷地長六間横四間之処右同断御改無御座候
　右は何連も鴨狩村神主土佐守祭礼仕申候

一、当村御蔵屋敷壱畝拾弐卜
　是ハ未之御検地之節も高外ニ而御年貢之義御赦免被下候

一、御年貢納米之儀者御取米之内三分壱者小切金納御値段ハ金壱両ニ四石壱斗六升かえ、定直段を以拾月中ニ金納仕残三分弐之儀大切金納御直段之義者国中直段之金拾両ニ付壱割高之積を以極月ゟ来年七八月迄御上納皆済仕候

一、口米之儀者壱俵ニ付京枡壱升六合三勺六才臨時物共大切御直段上納仕候

一、当村名主給之義五斗四升年々百姓役ニ出し申候

一、村入用掛物之義者年中帳面ニ記置　惣百姓寄合村高之内拾分壱引残高ニ而割合申候

一、鉄炮三挺玉目弐匁五卜　内弐挺定御預
　　壱挺御拝借鉄炮

一、切支丹御高札御座候

一、境内　三百五拾坪　禅宗長沢寺
　是ハ先年ゟ御除地ニ御座候
　当村ゟ方々江道法
古関村江弐拾町　中倉村江拾五町
岩間村江弐里半　黒沢村江四里廿町
市川江五里弐拾町　石和江　拾壱里
甲府江九里廿町　常葉村江弐里半
駿州根原江四里　本栖村江三里余

一、当村分内川尻山ニ古金山壱ケ所御座候

右者享保九辰年御改之振合を以此度村役人　立合明細帳差上申候処少茂相違無御座候　以上
　文政十一年子年八月

　　名　主　六郎兵衛
　　長百姓　紋　蔵
　　百姓代　市郎兵衛
　　〃　重右衛門

野村彦右衛門様
　御役所

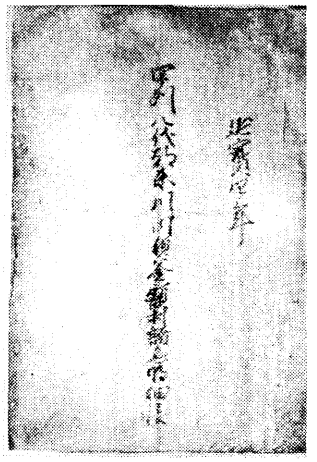

延宝４年諸色明細帳（釜額区蔵）

釜額村の延宝・文政の両明細帳は記述にいささかの違いはあるが同形式とみてよいだろう。記述の内容をみると、

村の位置・面積

隣村との関係で示されている。里数に変わりはないが、延宝明細帳は……沢とまで記され文政よりも詳しい。

家数・人口

本百姓と水呑百姓との別、男女の数が延宝ではわかるが、文政では家数のみである。なお、両者とも成人、子どもの別はなく、僧侶は記されている。馬数も明記され、当時家畜としての馬は人間なみにまたはそれ以上に労働の中心的存在であったことが伺われる。

御年貢米と口米

年貢は大小切金納と記されているが記述の順序に相違がある。口米（第四節で説明）は京枡で計量されること、延宝・文政の両者とも同記述である。

御年貢免除

寺社関係や御蔵屋敷（年貢米の倉庫）等は「御除地」「高外」と記され村高から除外されている。ただし寺社所有田畑でも、延宝には「御年貢地……同寺」とあるところをみれば、屋敷高は免除されているが、田畑は対象となっていたのであろう。が文政にはその記述はない。

幕府公有林と御巣鷹山

隣村との関係で場所表示をし、間数で面積表示をしている。文政では詳しく、山守に対する扶持米と河川工事の人足免除と恩典を与えられていたことが記されている。

農作物

田作は永楽（きびの呼び名）・水稲・いも畑作は大豆・小豆・はい豆・粟・ひえ等が記されている。町内諸村とも大差はなく同様であるが時には村によって、木綿などがみえる。

農耕以外の仕事

「男女かせぎ之儀」とあり、男女とも薪・炭を岩間村、市川村等の近隣の商家へ売買したとあるが文政には記述がない。

紙漉き

延宝の記述には「紙漉退転仕」とあり、紙漉職人が村から出ていったとあるのをみれば職人は他村よりつれてきたのであろうか。それとも釜額村の山でこうぞ、みつまたが栽培されていたので、紙漉職人が出かせぎに来ていたのであろうか明確でないが、障子紙などが製造されていたことは確かである。

寺社の記録

宗旨、僧の数、寺社名、境内の面積が記されている。延宝では「長沢寺」のみで、文政には「諏訪大明神」「伊勢大神宮」と「長沢寺」と寺社名がある。延宝では神社はなかったのだろうか明確でない。

村入用

現在の町財政と同じで、小前百姓全員で、高に応じて割り付けた。

切支丹高札の有無

山また山の奥にまで幕府の命令が徹底していた証拠といえる。

鉄炮の有無

定預りの鉄砲は弐挺、臨時に拝借の鉄砲と厳重に管理していた。

村内の・古金山の記録

川尻（本栖湖畔）の古金山

他村への距離

延宝には記録はないが、文政では甲斐国内の主要な、生活関連の深い町村への距離が明示してある。

人馬役・口留番所役

延宝では人足、馬人足等の役所御用の際の請け方が述べられ、文政では口留番所役が記されている。資料によると延宝時には口留番所はなかったから、口留番所役が与えられて、他の人馬役等は隣村に代えられたのであろう。

百姓林

延宝には記載なく、文政では村有林、共同林として記されている。公有林の一部が下賜されたものか。

二つの明細帳を比較してみると以上の点になるが、本町内旧村の明細帳の記載事項は他郡のものと比して簡略である。釜額村延宝四年明細帳と文政十一年明細帳とでは後者の記述がやや詳しい程度である。山間の小村で、村高も低く、特産物もなく、歴史上の舞台となった事柄も、古跡もなく、ひっそりと生活してきたにすぎないからだろうか。山梨郡・八代郡等の明細帳をみると余計その感が深い。以下年代順に各村諸色明細帳をみることとする。

四　宝永二（一七〇五）年諸色明細帳

柳沢美濃守が甲斐受封後、全村に差し出されたもので、嶺村、芝草村・北川村三村のものである。

宝永二年
甲州八代郡河内領嶺村諸色明細帳
酉五月

一、当村分内　東西六町窪村境ゟ寺所村境迄
　　但し府中迄六里半
　　北南八町山家村境ゟ窪村境迄
一、人数　三拾七人内　拾八人　男
　　拾七人　女
　　弐人　僧
一、御年貢米之儀三(分)ト壱小切金納御直段ハ金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段以十月中御上納仕候　残ル三分二之内三分一大切金納極月ゟ正二月迄御上納仕候御直段ハ金拾両ニ付国中直段ニ四俵高　相残ル米御売付ニ被仰付本年五月ゟ七八月迄右同直段ニ御上納仕候
一、御口米取米三斗六升入壱俵ニ付米三升六合三勺六才つゝ
　　是ハ御口米臨時物共
一、歩金之儀ハ御年貢御上納金壱両ニ付永壱文宛近年相納申候
一、高百石ニ付金壱分つゝ之積り御蔵歩納申候
一、米弐升四合　去申之六尺給御上納仕候
　　是ハ年々多少御座候
一、銀四ト五リん去申之御幸懸出申候
一、畑作粟・稗・大豆　はいまめ　とうあつき　古向麦
一、人馬役之儀御廻状村次之儀ハ家別ニ勤申候御川除人足等ハ高割ニ仕候　岩間村ニ御通り御座候而助伝馬出し申候節ハ高割ニ而勤申候
一、耕作の外男女かせぎ之儀ハ薪、かや、木市川江出し売買仕候
一、女共之儀ハ山家村御関所御証文申請薪かや木市川村へ出し売買仕申候
当村女之儀薪かや木商ニ仕市川大門筋迄も罷出売買申候　依之山家村御関所江平岡彦兵衛様ゟ御判鑑御出置被成　当村ゟ出候女ニハ御判形有之候木札被下右木札を以御関所前々ゟ通来申候
但嶺村大山村久保村三ケ村女之分計山家村御関所通り札被下通り来り申候
　　内　三斗壱升　八郎右衛門
　　八斗三升　長右衛門
一、百姓林三ケ所　ひかけ(みね)
　　大三年
　　曾う里
　　是ハ御検地之節御改茂請不申御年貢茂出不申候反歩も無御座候
一、藪　壱ケ所　ささ竹　百姓三人之居藪
　　文言右同断

一、入相馬草取場　山元　窪山
　　山元　大山村　　入相申候
　道法壱里御座候
　是ハ野銭なしに前々ゟ馬草取来り申候
一、入相山　釜額山　村中薪取場
　中之倉山
　是ハ道法三里半御座候　山年貢ハ何ニ而も出し不申前々ゟ入来り申候
一、小判七両三分　御拝借金
　是ハ六年以前卯辰年平岡次郎右衛門様御代ニ御拝借仕御返納之儀ハ無利ニ
　壱年ニ壱両三分永百八拾八文宛辰年ゟ未之年迄四年ニ御返納皆済仕候
一、当村郷御蔵屋敷拾七ト
　是ハ高外ニ而御検地之節御改被遊　御水帳ニ載　御年貢ハ出し不申候　御
　蔵之儀ハ去卯之年大風ニ而津ふれ無御座候
一、村中諸事入用懸り物之儀年中名主帳面ニ記置極月ニ至惣百姓立合吟味之上高
　割ニ仕候但し壱石ニ付銀三匁懸り申候年々多少御座候
一、当村名主給之儀米五斗四升宛年高割ニ仕候並役高壱石八斗除申候長百姓給ハ
　何ニ而も一切無御座候
　当村ゟ方々江道法
　　寺所村江　壱里
　　岩間村江　壱里半
　　常葉村江　弐里半
　　窪　村江　壱里
　　山家村江　壱里半
　　市川村江　弐里半
一、当村ニきり志たん高札並捨馬札
　以上弐枚御座候
一、定預鉄炮　壱挺
　是ハ先規ゟ猪鹿おとしのためお預ケ被下候
　河内筋下山村竜雲寺末寺
一、境内　禅宗　富向山　玉峰寺

　是ハ未之御検地節御除被下畝卜知(歩)不申候
一、高壱石壱斗　同寺
　是ハ高内ニ而御年貢御上納仕候
　　宮原村　河内守支配
一、天神山之神ほこら　長五尺　壱ケ所
　　横四尺
　是ハ村中之氏神ニ而九月十六日ニ神事仕候
一、諏訪大明神ほこら　長五尺　三沢村右近支配　壱ケ所
　　横四尺
　文言同断

右之通り当村諸事御尋ニ付村中ニ有之品々並前前ゟ仕来り候儀委細帳面ニ記
差上ケ申通相違無御座候

　河内領嶺村
　宝永二酉年五月
　名　主　彦右衛門
　長百姓　甚之丞

嶺村宝永二年明細帳には家数の記入はなく、人数三拾七人とだけ記されているが、天明八年明細帳によると、次の点が異なることに気付く。

　天明八（一七八八）年四月
一、当村男女耕作の間稼之儀薪木売買仕市川大門村へ罷出売申候　女之儀ハ年々四月以前駿州富士郡へ茶津(つつ)み日用ニ罷出申候依之古関村御関所御証文被下置名主印形を以通り来り申候
一、当村家数拾三軒人数七拾壱人
　内　三拾九人　男　馬弐疋
　　三拾弐人　女
一、当村人馬役之儀御廻状村次之儀ハ家別ニ勤申候馬役之儀ハ岩間村御通り被遊候節ハ助伝馬高割ニ仕リ相勤申候定助ハ無御座候

と記され、嶺村の人口は八十三年間に三拾七人から七拾壱人と倍増した。家数は宝永二年より何軒増えて天明八年に拾三軒になったかは不詳だが、分家があったとしても三、四軒の増加ではなかろうか。日庸仕事も駿州富士郡にまで広がっていったことに注目したい。

宝永二年
甲州八代郡川内領柴草村諸色明細帳

一、当村分内　東西六町半　水船村ひる坂ゟ瀬戸村境迄　但し府中江八里半
　南北七町　小磯村境ゟ水船村境迄
一、人数拾弐人内　三拾三人　男
　三拾七人　女
　弐人　僧
一、家数弐拾壱軒内　拾八軒　本百姓
　三軒　水呑
一、馬数　七疋　女馬
一、御年貢納米之儀ハ御取米三分壱小切金納御直段ハ金壱両ニ米四石壱斗四升かへ定直段を以十月中御上納仕候残而三分弐大切金納御直段之儀ハ金拾両ニ付国中壱割高直段を以来年七、八月迄御上納仕候
一、口米之儀ハ三斗六升入壱俵ニ付壱升六合三勺六才つゝ臨時物共ニ大切同直段ニ而御年貢皆済之節相納申候
一、六尺給米壱年ニ四升　つゝ上納仕候　六尺給納
一、銀九分六七匁つゝ　御幸掛り納
　是ハ府中御幸諸事入用懸り
一、田作之儀ハ永楽籾又ハいも作り申候
一、畑作之儀ハ大面粟ひえはいまめ、こうらい　あつき作申候
一、高六石四合八勺　道村ゟ入作
　内　壱石壱斗九斗九升八勺　田方
　四石八升五合　畑方
一、高壱石五斗八升七合四勺水船村ゟ　入作
　壱斗壱合壱勺　田方
　壱石四斗七升六合三勺　畑方
一、高八斗三升五合八勺　瀬戸村ゟ　入作
　弐斗　田方
　六斗三升五合八勺　畑方
一、高四升　畑方古関村ゟ入作
一、高壱斗五升三合壱勺　畑方小磯村ゟ入作
一、高壱石九斗三升三合　畑方水船村江出作
一、百姓林三ヶ所内　せう(照)坂林　壱所
　嶺沢北森壱所
　向　林　壱所
　是ハ先規ゟ岩山ニ而御検見之節も御改請不申反ト無御座候林銭とも出し不申候
一、竹藪　壱所　百姓壱人之居藪
　是ハ文言右同断
一、小判六両
　是ハ七年以前仰之年平岡次郎右衛門様御代御拝借仕候御返納之儀ハ巳年ゟ未暮迄ニ小判弐両つゝ、三年ニ御返納皆済仕候
一、小判三両
　是ハ六年以前平岡次郎右衛門様御代御拝借仕無利ニて巳暮ゟ未暮迄三年ニ御返納仕候
一、年々御検見之儀ハ田畑に銘々札を立御引帳面を以名切明細ニ割渡申候
一、村中諸事入用掛物之儀ハ年中名主帳面ニ記置極月ニ至惣百姓立合吟味之上高割ニ仕候但し年ニより多少御座候
一、当村男女かせぎ無御座候耕作間男はもや木附せい出し岩間村市川村江出し売買仕候
一、御川除場六ヶ所　竹之下但長弐間　高三尺石積壱ヶ所
　横三間

あらい但長六間　高三尺片出し壱ケ所
横壱間
川く本(ぼ)但長弐間　高三尺石積壱ケ所
横壱間
地蔵堂但長三間　高三尺片出し壱ケ所
横三間
かミ川く本(ぼ)但長六間　高三尺石積壱ケ所
横壱間
向屋敷但長弐間　高三尺石積壱ケ所
横壱間

是ハ御入用道具村々御割合ニ而被下御普請相勤申大分之節ハ御買上ケヲ被仰付候時御座候

一、用水之儀ハ大磯川ゟ取申候此水道さし岩ニ而年々堰道くミ申ニ付人足大分自普請ニ仕候

一、当村川く本（ぼ）の山九年以前丑年満水ニ而山くミ仕水出之節ハ上田中田江砂押込水払無御座候

一、当村入相山大磯小磯村山江　拾五日入来り申候

是ハ先規ゟ山年貢出し不申入相来申候

一、薪取山入相釜額分
中倉分長坂通りみつき山江入来申候

是ハ先規ゟ山年貢も出し不申相来り申候

一、根子村山江多郎兵衛壱門共人馬入来申候是ハ先規ゟ子細有之入来申候

一、船弐艘半

此永米御年貢五斗四升但し壱艘に付弐斗壱升六合つゝ内壱艘半百姓退転仕永年貢三斗弐升四合年々弁納仕難儀仕候

一、当村切支丹御高札壱枚御座候

一、諏訪大明神宮ほこらなし　壱ケ所

一、天神之宮

是ハ弐ケ所共先規ゟ御改無御座候故反ト無御座候氏神ニ而九月神事仕候

一、さち　壱ケ所

一、天白　壱ケ所

一、山之神　壱ケ所

是ハ右三社共少々のほこら御座候

当国慈観寺末寺葉柴山昌寿寺

一、境内九畝拾ト禅宗

是ハ先規ゟ御除地ニ而午御検地御改被極高外御除御水帳ニ御座候

御年貢

一、高四斗五升五合

是ハ御年貢上納仕候

当国道村慈観寺末寺

一、境内三畝ト(歩)　禅宗　円明山境正庵

是ハ午ノ御検地ニも御打捨被遊御年貢相納不申候

一、当村名主給米三斗六升高割ニ仕候同役高四石六斗八升名主役ニ引申候長百姓役引何ニ而も無御座候

一、壱畝廿ト

是ハ午御検地之節御除高外ニ而御水帳ニ御座候

一、人足三百五拾人　猪鹿追人足

右者当村諸事御尋付村中ニ有之品ニ前々仕来候儀委細帳面ニ記差上申候通相違無御座候　以上

宝永二酉年五月　甲州八代郡川内領柴草村
名主　金右衛門
長百姓　多郎兵衛
同　貞兵衛

右者宝永二酉年指上申候明細之面不残写差上申所相違無御座候　以上

享保九辰年六月　東川内領柴草村
名主　六兵衛
長百姓　貞兵衛
同　多郎兵衛

右者天明八年申五月御巡見様江差上申候

名主　萩右衛門
長百姓　幸右衛門
百姓代　仲右衛門

柴草村宝永二年明細帳は、その後享保九辰年六月と、天明八年申五月の都合二度にわたって、そのまま提出された。享保九辰年六月といえば、柳沢吉里（松平甲斐守）が和州郡山に御国替えになったのが三月四日であり、その三ケ月後であるから、直轄領となった新代官に差し出したものである。天明八年申年五月は、十五年もの長期間市川代官をつとめた柴村藤三郎が病没した翌年、甲府代官所が河内領を兼帯していたので巡見使が一帯を見回った折に差し出したものである。享保と天明の明細帳は、宝永二年のものと全く同一の形式であって、年号、人口、家数等が修正されただけで出されたものであろう。これは村方にとって、村内諸色のすべてを明らかにすることは、直ちに貢租の増に結びつくことになるので、村方が一致してできるだけ内輪に見積もったものを差し出したのである。柴草の場合、宝永二（一七〇五）年から天明八（一七八八）年まで実に八三年の長い年月であるが、地形的にも新田開発の余地はなく、多少は発展していたとしても、巡見使一行も河内領は国中地方と異なることを承知していたのであろう。

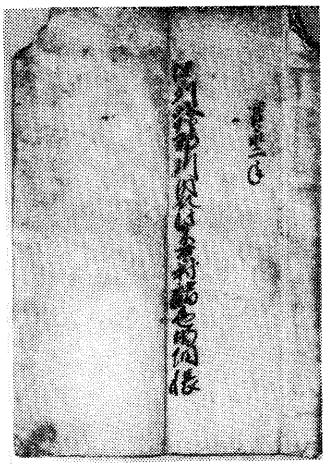

宝永２年諸色明細帳（芝草区蔵）

寛永二酉年
甲州八代郡河内筋北川村諸明細帳
五月

一、当村分内　東西　弐拾八町　一之瀬村境ゟ古関村境迄但し府中迄八里拾弐町
南北　五町　岩欠村境ゟ切房木村境迄
一、人数　百七拾人　内　男八拾八人
女八拾弐人
一、家数　五拾軒　内　四拾軒　本百姓
拾軒　水呑
一、馬　拾疋
一、御年貢米之儀三(分)ト一小切金納御直段ハ金壱両ニ付米四石壱斗四升かへニ定直段を以十月中御上納仕候残三分二之内又三ト一大切金納極月ゟ正二月迄之内御上納仕候御直段ハ金拾両ニ付国中直段ニ四俵高相残米売付ニ被仰付来五月ゟ七八月迄右同直段ニ金子を以御上納仕候、先年館林様御代ニ者府中直段ニ地払被仰付候
一、口米納壱俵ニ付米壱斗六合三勺納来り申候
一、歩金之儀臨時物共御年貢御上納金壱両ニ永壱文つゝ近年ゟ納来申候
一、六尺給米壱斗弐合御上納仕候尤年々ニ多少御座候
一、永百九拾七文
是ハ拾七年以前平岡次郎右衛門様御代ゟ高百石ニ付永弐百五拾文つゝ御上納仕候
一、枝郷　長塩　山うら
一、鉄炮　三挺　定御預り鉄炮
是ハ当村山方之儀ニ御座候へハ猪鹿多く出作毛荒シ申候ニ付御訴訟申し上、玉なしニ而威し申候
一、田方ハわせ稲計り作り来り申候
右田へ麦三(分)ト一程仕付候
一、畑方ハ麦粟ひえ大小豆そば少し作申候

一、耕作之外男女かせきニハ石箕など少々作申候
一、高七斗八升六合三勺　畑方杉山村岩欠村ゟ入作
　内　五斗三升八勺　杉山村　新五衛門
　　弐斗五升五合五勺　岩欠村　弥兵衛
一、高九斗五升壱合
　内　三斗四升五合　田方
　　六斗四升六合　畑方
一、高八斗壱升　畑方岩欠村へ出作
一、高弐拾石七斗六合七勺　一之瀬村へ出作
　内　五石九斗壱升弐合田方
　　八斗四升八合　畑成田
　日影山　拾三石九斗四升七合　畑方
一、百姓山　五ヶ所　大くわつ沢　壱ヶ所
　　まいい山　壱ヶ所
　　かつつ久保　壱ヶ所
　　くわばら山　壱ヶ所
　　ぬまの浦　壱ヶ所
是ハ前々百姓山ニ而御年貢上納之村ニ御座候右五ヶ所之山嶺絃ゟ下江拾八間つゝ市之瀬村入相秣取り来申候
日向山之内
一、百姓山　弐ヶ所　きつ志やう山
　　ごんきよう山
是ハ前々百姓山ニ而御年貢上納之林ニ御座候
一、百姓山　壱ヶ所　大丸山
是ハ前々百姓山ニ而御年貢上納林ニ御座候
一、藪　弐ヶ所　いへの下　百姓弐人屋敷
是ハ未之御検地ニ反別無御座候得共前々支配仕来り申候
一、百姓林　壱ヶ所　かしわき沢　杉山村ゟ買山
是ハ杉山村山買ニ而木草取来リ申候
御年貢上納之林ニ御座候
一、百姓林　壱ヶ所　木はく山　同林買山
是ハ杉山村ゟ買候而木草取来り申候
年貢上納林ニ御座候
一、北川七両
是ハ去ル七年以前卯年平岡次郎右衛門様御代官所之節致御拝借御返納ハ去年ニ永壱貫百六拾文つゝ六年ニ御返納仕相済候
一、当村切支丹御札並捨馬御札弐枚御座候
一、当村御蔵屋敷弐拾四ト弐(歩)拾七年以前未之御検地御水帳高引ニ載、御年貢ハ御赦免被下御蔵ハ七年以前卯年大風ニ而吹潰レ申候
　当村ゟ方々江道法之覚
　江戸江　四拾三里拾弐町
　府中江　八里拾弐町
一、脇道　常葉村江　道筋　先　一之瀬村江四町
　　沿　古関村江　壱里
一、御伝馬助郷　常葉村江定助ニ被仰付候
　常葉江道法　拾弐町
一、当村名主給米弐俵役高引、六石三斗引来申候名主長百姓之内ニ而壱年勤ニ御座候
一、年々御検見御引方之儀ハ田畑江銘々札を立御引申請御帳面筋義名切明細ニ割渡し申候
一、村中諸事掛り物之儀其年々帳面ニ記置　極月ニ至惣百姓立合吟味之上高割ニ致来申候
　其の外検見　一之瀬村妙円寺末寺
一、境内　五畝拾八ト　法花宗　正福寺
是ハ御水帳高外ニ載　御年貢御赦免御座候
一、御年貢地高三斗五升　同寺
　高外除地　一之瀬村妙円寺末寺
一、除地境内　法花宗　妙立寺
是ハ御水帳ニ□□無御座候

一、田年貢地高弐升弐合五勺　　同寺
　　京三宝院袈裟下
一、御年貢地高三斗八升　当山流山伏　大法院
　高外除地
一、山神社地　壱ヶ所村支配
一、鍛冶　壱人　八郎右衛門
一、大工　壱人　長左衛門
右者当村諸事御尋ニ付村中ニ有之品々並前前仕来候儀委細帳面ニ記差上申候通
相違無御座候　以上
　宝永二酉年　河内筋北川村
　　五月
　　名　主　五兵衛
　　長百姓　弥兵衛
　　同　平兵衛
　　同　嘉右衛門
　　同　隆右衛門

前記嶺村・芝草村・北川村三村の宝永二年明細帳によると、三村とも農業を生活の基本とし、

田方　水稲
畑方　麦・粟・ひえ・大小豆類・そば・野菜

などを栽培し、食料を確保すると同時に、農閑期には薪炭等を町家に売り現金収入を図ったものと思われる。また時には日雇い人足などに出てかせいだものだろう。北川村明細帳には鍛冶職・大工職と職種が明記されているが、外の二村には記載されていない。といって村内に北川村のような職種が全然なかったとは考えられないが明確なことはわからない。

五　享保九（一七二四）年諸色明細帳

柳沢家が享保九年三月四日、大和郡山へ御国替えになって、甲斐一国は天領代官所支配に置かれた。当時の明細帳は一冊、根子村に残っているに過ぎず、下部町内旧村全般を把握することはできないが、前記の宝永明細帳と明らかに異なる点は、田畑とも上・中・下の等級がつけられていることである。これは石盛が定着した結果、明細帳に記されたことと思われる。

享保九年
甲州八代郡東川内領根子村諸支書上帳
　　東河内領根子村

一、古高拾弐石五斗三升六合
　四十六年以前　辻弥五左衛門様　御検地
　　比企儀左衛門様
一、高三拾九石九斗九升九合
　此反別　田八反三畝九ト
　分米四石七斗八升弐合
　　中田六畝二六ト
　　内廿ト　前々永諸引
　残　六畝拾七ト　有反
　　下田六畝拾七ト
　　内拾七ト前々永諸引
　残　六畝ト
　　下田三反八畝廿五ト
　　内六畝弐ト前々永諸引
　残　三反弐畝廿三ト　有反
　　山田三反壱畝三ト
　　内六畝廿三歩半前々永諸引
　残　弐反四畝六ト半　有反

畑　拾六町八反壱畝拾卜
分米　三拾五石弐斗壱升六合
中畑壱町六反三畝拾卜
内三反五畝弐卜半前々永諸引
残　壱町弐反八畝拾四卜半有反
下畑三町九反五卜
内七反九畝廿三卜前々永諸引
残　三町壱反拾四卜　有反
下畑三町四反七畝拾四卜
内壱町五反弐畝廿六卜前々永諸引
残　三町九反四畝拾七卜　有反
山砂畑七町三反七畝廿九卜
内　五町七反三畝廿九卜前々永諸引
残　壱町六反四畝卜　有反
屋敷　四反弐畝六卜
内　七畝壱卜　前々永諸引
残　三反五畝五卜　有反

一、家数三拾七軒
内三拾四軒　高持
外　三軒　水呑

一、人数百五拾弐人
内　男七拾七人
女七拾五人

一、馬　拾疋　但女馬

一、耕作之間男はすミはいを焼岩間村市川村扱又東郡筋中郡筋西郡筋迄出し売買仕候女之儀ハ何ニ而もかせぎ無御座候

一、村居屋並　東西ハ壱里弐町折門村境ゟ瀬戸村境迄南北ハ三拾町中倉村村境より大磯小磯村境迄

一、当村ゟ東ハ本栖村迄弐里西ハ道村迄壱里五町
南ハ中倉迄壱里　北は折門迄壱里

一、江戸江四拾五里甲府江九里駿州根原村迄四里半岩間村迄弐里

一、当村市場六さい無御座候極月廿六日市　罷出し候

一、田作稲草永楽籾又いも作り申候こやし草刈敷ニ而御座候

一、畑作ハ粟種はいまめ種　ひえ種とうあき種　多く作り故こやし馬屋こいに而御座候

一、薪ハ当村の山ニ而取来り申候

一、当村山江瀬戸村ゟ入相薪馬草取来り申候

一、御年貢の米納方之儀ハ御取米三分一者金納御座候金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段を以八九月中ニ御上納仕候残三分二大切金納御直段ハ国中ニ壱割高直段を以来ル年七八月迄御上納仕候

一、年々御検見之儀ハ銘々田畑江札を立御引方申請帳面を以名切明細ニ割渡し申候

一、人馬役之儀ハ人ハ御川除人足等被仰付候節ハ高割を以相勤申候御通抔之儀ハ家別ニ相勤申候馬之儀ハ馬持候者之役ニ仕御通之節ハ古関村江出し組一同ニ村次ニ相勤申候

一、田用水之儀ハそり木川ゟ取申候せぎ普請ハ百姓自普請ニ仕候

一、当村御川除場三ヶ所　かミ根子　長拾間　高三尺一ヶ所　横壱間
ちゃ道下　長八間　高三尺一ヶ所　横壱間
かミ瀬戸屋敷　長拾間　高三尺一ヶ所　横壱間
右三ヶ所御川除入用材木人足之儀ハ御買上ヶ山極代銀三匁

一、当御蔵屋敷壱畝歩
是ハ六拾弐年以前御検地之節御水帳のせ御年貢御除罷有候　御蔵之儀ハ卯之年大風ニ而吹潰し御蔵無御座候

一、当村土橋弐ヶ所是ハ百姓自普請ニ任作場道筋ニ而御座候

一、当村入用懸リ物之儀ハ年中名主帳面ニ記シ置来正二月御年貢小割勘定之砌ニ惣百姓立合帳面相改村高拾分一引残高ニ而高割ニ仕候

一、名主給之儀ハ米三斗六升高割ニ仕候役高之儀ハ四斗五升七合除申候長百姓ハ

何ニ而も一切除不申候

一、永百文　当村　半右衛門
　　長兵衛

是ハ本栖村と見取及御年貢と高萩村江弐人ニ而出し申候

一、境内　当国瀬戸村方外末寺
　　禅宗　銅根山　万福寺

御年貢地

一、高壱斗四升九合
　　是ハ御年貢御上納仕候　同寺

一、当村山江入相之馬　古関村　作兵衛
　　道村　五郎右衛門
　　車田村　六左衛門
　　田原村　三郎兵衛
　　芝草村　多郎兵衛
　　大山村　重郎兵衛
　　小磯村　三左衛門
　　大磯村　又衛門

右之村〻八人之者当村山江前々ゟ訳御座候ニ而入相馬取来リ申候

一、大明神鉾蔵　但　壱　尺　壱ヶ所
　　壱尺弐寸五ト

是ハ敷地長拾壱間横弐拾間之所先規ゟ御改無御座候故未御検地之節も先規之通り御改請不申反ト無御座支配ハ河内領宮原村川内守仕来申候

氏神ニ而九月神事仕候

一、当村切支丹御高札壱枚御座候

一、当村銅山　ちゃ道山と申所　壱ヶ所御座候

是ハ三拾六年以前巳年美濃国和田重吉と申者本〆ニ而掘申候

一、大工壱人　木挽壱人

一、鉄炮　壱挺是ハ亀田三郎兵衛様ゟ御拝借づつ

一、鉄炮　弐挺猿猪鹿おとしの多め被下置候定預り

是ハ猿猪鹿おとしの多め百姓所持仕候鉄炮御預り被成候

一、天神鉾蔵　但し　壱　尺　三ヶ所
　　壱尺四寸

此敷地長さ拾間横八間之所先規ゟ御改無御座候故未御検地之節も先規之通御改請不申反ト無御座支配ハ宮原村川内守仕来申候うち神ニ而九月神事仕候

一、子之神鉾蔵　但　壱　尺　壱ヶ所
　　壱尺弐寸

此敷地長拾間横五間之所右同断ニ御座候氏神ニ而九月神事仕候

一、大明神ほこぐら　但　壱　尺　壱ヶ所
　　壱尺四寸

此敷地長拾六間横拾間之所右同断ニ御座候氏神ニ而六月九日神事仕候支配ハ右同断ニ御座候

一、伊勢大神宮　宮　長壱　尺　壱ヶ所
　　横弐尺壱寸

此敷地長拾弐間横八間之所右同断ニ御座候四月十日神事仕候支配右同断

一、山野神ほころ　但　九　寸　壱ヶ所
　　三尺壱寸

此敷地長拾弐間四方之所右同断ニ御座候

一、村中惣百姓ニ而壱ヶ月二三度つゝ猪鹿がり申志候壱つ取申ニ而甲斐守御役人方江差上申儀ハ銀六匁つゝ被下候

一、銀六拾文目　玉薬代

是ハ夫銭といたし高割ニ仕候年ゟ多少御座候米何程と申して山小物成野小物成無御座候

外ニ

穢多猿引乞食無御座候

右者当村有来候わけ大概書上候　以上

享保九年辰七月

東河内領根子村
　名主　八之丞
　長百姓　惣右衛門
　同　甚五衛門

六　延享二（一七四五）年諸色明細帳

延享年代（一七四四～一七四七）の明細帳は車田村に残っている。それも延享二丑年と延享三寅年の二年間の明細帳であるが、延享三年明細帳は、宝暦十辰（一七六〇）年七月と明和五（一七六八）子年六月にもそのままの内容で差し出されたことが記録されている。これは、前掲、芝草村明細帳が宝永二年、享保九年、天明八年と都合三回、八十余年後まで同内容のまま差し出されたことと同じである。ただ車田村の場合は二十余年間に三回と比較的短期間である。

このころから明細帳の内容、なかでも石高、村高についての記述が詳しく、田畑石盛についても記されている。

延享三年
甲斐国八代郡車田村諸色明細帳
寅正月　日

（中略）
田畑石盛
上田壱石三斗　中田壱石壱斗　下田九斗　下下田七斗
山田　五斗　上畑　七斗　中畑五斗　下畑三斗
下下畑壱斗五升　山砂畑　六升　屋敷壱石　刈生畑三升

右のように石盛は上田を基準として、それから二斗下がりを常例としている。車田村の石盛も、上田が一反歩で取高は二石六斗、五分摺で米一石三斗とれる。それから二斗下がりで石盛を決めている。

甲州の筋ごとの村々の中でも山梨・八代・巨摩郡等は河内領の狭隘な山村に比して石盛も高く、『甲州風土記』によると上田では二石二斗と二倍近くになっている。

延享弐年
甲州八代郡東川内領車田村諸色明細帳
丑二月

一、車田村　東　西へ拾町　三沢村境ゟ切房木村境迄
　南　北へ三拾町　熊沢村境ゟ北川村境迄
　但、府中へ　七里半
延宝六年平岡八郎兵衛　御検地　八代郡　車田村
一、高九拾六石弐斗七升　壱合
内
田高　四拾九石六斗四升四合
此反別　五町三反四畝廿八ト
　此　訳
上　田　九反四畝拾八ト　分米　拾弐石弐斗九升八合
中　田　六反六畝三ト　分米　七石弐斗七升壱合
下　田　壱町九反七畝拾六ト　分米　拾七石七斗七升八合
下下田　壱町七反三畝三ト　分米　拾弐石壱斗壱升七合
山　田　三畝拾八ト　分米　壱斗八升
一、畑高　四拾四石七升七合
　此反別　拾六町弐反六畝廿ト
　此　訳
上　畑　壱町五反七畝廿八ト　分米　拾壱石五升五合
中　畑　弐町七反三畝拾九ト　分米　拾三石六斗八升壱合
下　畑　四町弐反弐畝ト　分米　拾弐石六斗六升
下下畑　弐町弐反六畝廿八ト　分米　三石四斗四合
山砂畑　五町四反六畝七ト　分米　三石弐斗七升七合
屋敷高弐石五斗五升
　此反別弐反五畝拾五歩
外

刈生畑高　八斗四升五合
此反別　弐町八反壱畝廿五卜
一、高壱石四斗三升弐合　子御改新田畑
内
田高弐斗三升八合
此反別　三畝
此　訳
下田弐畝六卜　分米　壱斗九升八合
見付田廿四卜　分米　四升
畑　高　壱石壱斗九升四合
此反別　三反九畝廿七卜
此　訳
中ノ下畑　七畝三卜　分米　弐斗八升四合
下　畑　弐反五畝拾弐卜　分米　七斗六升弐合
下ノ下畑　七畝拾弐卜　分米　壱斗四升八合
一、畑　八畝六卜　戌ノ御改最取場
此御取米弐升五合
一、名所止　海部　壱ケ所　戌年御改
此御年貢永拾五文四卜宛年納申候
一、米三斗弐升四合　紙漉船役壱艘半
但シ壱艘ニ米弐斗壱升六合宛
是ハ年々御免定ニ載御上納仕候、只今ハ紙漉不申候
一、人数　百八拾九人　内　男　八拾九人
女　九拾四人
僧　六人
一、家数　三拾弐軒　本百姓
一、馬数　拾弐疋　但シ女馬当才ゟ五才
一、御年貢米壱俵ニ付三斗六升入之積り勘定仕候
一、御年貢御取米之内
三分一者定御直段小判壱両ニ付四石壱斗四升当残三分二之内三分壱ハ国中大切直段ニ壱割高ニ而金納仕リ残リ分は御廻米ニ而御上納仕候
一、御口米之義三斗六升入壱俵ニ付壱升六合三勺四才宛納来申候
一、田作之義ハ永楽　屋らく　えび稲大分作り申候
一、畑作之義ハ　あわ　ひえ　はい豆　あづき　かうらい　多分作リ申候
一、当村より方々江道法
甲府七里半　市川村江　三里余
江戸江四拾里半　岩間村江　拾九町
里沢村江弐里半
身延へ四里半
一、人馬役之義　御役人様　居村大通り之節ハ三沢村樋田村切房木村道村四ケ村組合次申候
一、高七石五斗四升五合　三沢村ゟ入作
内　四石壱升　田方
三石五斗三升五合　畑方
一、高五石五斗九升　切房木村ゟ入作
内　三石八斗六升　田方
壱石七斗三升　畑方
右弐ケ村ゟ当村トへ入作仕候
一、百姓林　六ケ所　向林
すけノ沢
名所　日かげ林
加窪林
日向林
横廻し
是ハ前々ゟ反ト無御座候
一、馬草取場入相山　切房木山江入リ来リ申候
是ハ先規ゟ野銭なしニ而入リ来リ申候
一、入相山弐ケ所　釜額村分　村中薪取場　長坂山ニ而取リ来リ申候
中ノ倉村分　道法三里半
是ハ先規ゟ山年貢出し不申候

一、入相山　根子村山ニ而前々馬草薪取り来り申候
　但シ道法弐里半当村ゟ人別をわけ入相之者ハ可仕候
　是ハ先規ゟ山年貢出し不申候
一、入相山　中之倉山へ道法三里当村之内人別をわけ入来り候者御座候
一、提長九拾六間　小坂御川除場
一、同長三拾弐間　向小坂同所
一、同長五拾弐間　六反田同所
一、同長九拾間　樋ノ沢而南同所
一、同百九拾弐間　家前通り同所
一、同長拾四間　村向同所
一、埋樋　壱ケ所　長六間　六反田
　横壱尺弐寸
　右入用竹木之義百姓居林ニ而取自普請ニ仕候
一、六反田沼　悪水ぬき堀　長三拾五間
　横六尺
　此入用堀ぬき人足壱年ニ拾五六人宛御公儀様ゟ被下掘ぬき仕候
一、井口水門　四ケ所　長三間　但し　壱ケ所ハ小坂
　横弐間　壱ケ所　大通り
　壱ケ所　家前
　壱ケ所　今井
　此入用竹木ハ百姓林ニ而取自普請ニ仕候
一、当村切支丹御高札壱枚御座候
一、薬師堂　弐間　壱ケ所
　弐間
　是ハ此敷地先規ゟ御見捨ニ而午ノ御検地も御見捨ニ御座候
一、壱畝拾九卜
　是ハ先規ゟ高外ニ而午ノ御検地ニも先規之通りに御座候
一、御検見有之候節ハ田畑ニ致し札を立御引方有之候分ハ御帳面を以百姓方ハ割渡し申候事
一、村中年内諸事入用夫銭掛リ物之義年中帳面ニ記置極月ニ至リ惣百姓立合吟味之上高割ニ仕但し年ニ寄高壱石ニ付銀三匁七八卜宛懸り申候
一、御伝馬宿ニ大通り之節ハ岩間へ人馬助合仕候
一、当村男ハ耕作仕付之間ニハ山方ゟ薪出し黒沢村市川村へ出し参り申候
一、当村女ハ作之間ニ薪草、落葉取罷有候
一、当村薪之義ハ入相山居林並買出し、たき並ニ売買仕候
　甲州八代郡落居村光岳寺末寺　禅宗　法立山　延命院
一、境内
　是ハ先規ゟ寺中御検地ニ而午之御検地ニも御捨被下候
一、高壱石壱斗壱升八合　同寺
　是ハ高内ニ而年々御年貢御上納仕候
　甲州八代郡道村慈観寺末寺　禅宗才度山　白泉院
一、境内
　是ハ先規ゟ寺中御検地ニ而午ノ御検地ニも先規之通り御見捨ニ罷成反卜無御座候
一、高八斗八升七合七勺　同寺
　是ハ高内ニ而年々御年貢御上納仕候
　甲州巨摩郡身延山久遠寺末寺　法花宗　躰具山　法円寺
一、境内
　是ハ先規ゟ寺中御検地ニ而午之御検地ニも先規之通り御見捨ニ罷成反卜無御座候
一、高弐石三斗壱升　同寺
　是ハ高内ニ而年々御年貢御上納仕候
一、米七斗弐升　名主給
一、高九石八斗五升三合　同役引高
一、御崎ほこら　長弐尺五寸　壱ケ所
　横壱尺五寸
　是ハ東畑と申所ニ有之敷地ハ午御検地ニも御除被下候

一、神明ほこら　長弐尺五寸　横壱尺五寸　壱ヶ所

右ハ当村諸事御尋ニ付村中ニ有之候品々並前々仕来り候儀委細書面之通り差上ケ申候所相違無御座候　以上

延享三年寅正月

八代郡車田村

名主　六左衛門

長百姓　忠右衛門

同　甚之丞

同　儀右衛門

村明細帳は以上のほかに、年代の少しずつ下がる六通の明細帳が残っている。

天明八申（一七八八）年　湯之奥村

享和弐戌（一八〇二）年　樋田村

文政十一子（一八二八）年　市之瀬村

天保四巳（一八三三）年　大炊平村

天保九戌（一八三八）年　大山村

同年　三沢村

である。

町内の村明細帳を通してみると、旧村諸村は、農業を主とし、食生活での自給自足を図ると同時に、生活物資の不足は、駄賃取りで収入を得てまかなっていたと思われる。駄賃取りは農閑期に商家の多い岩間村・黒沢村・市川村などに、馬または自分の背で背負って薪・炭の売買をしたことが記されている。湯之奥村では富士川対岸の下山村まで行ったとある。その外、川普請（土木工事）人足としての日雇い賃金、大工等の職人としての日当取り、なかでも天明八年嶺村明細帳記述の

「女之儀八年々四月以前駿州富士郡へ茶津み日用ニ罷出申候」

の一文は「出女」の厳しい掟のなかで、当時の国外まで茶摘み日雇いとしてでかけた事実は新鮮な驚きである。以上のように駄賃取り、賃かせぎが行われたのであろう。

また、釜額村、車田村での和紙製造がある。

「紙漉舟役壱艘半

但シ壱艘ニ付米弐斗壱升六合宛」

の一文で確認される。

和紙は現在、市川大門町、中富町西島などで作られているが、和紙の原料は、こうぞ、みつまたで町内でも丸畑、栃代、湯之奥などで昭和三十年代前半まで栽培されていた。釜額村、車田村では、そのように町内で栽培された、こうぞ、みつまたなどを使い手すき和紙の製造をしていたのであろう。

不思議なのは町内明細帳のすべてに桑畑・養蚕についての記載がないことである。してみると、大山村・三沢村の天保九戌年の明細帳が現存している明細帳のなかで一番新しいものだが、一八三八年ころには町内旧村では養蚕が普及しはじめたのはいつ頃からだろうか以上の資料では確認できない。

次に前記六通の明細帳の中湯之奥村・樋田村・市之瀬村の全文を掲載する。

天明八年

村指出明細帳　甲州八代郡湯奥村

申之五月

延宝七未年　甲州八代郡湯奥村

一、高弐拾八石六斗六升　平岡八郎兵衛様
　　石井治太夫様　御検地
　此反別九町壱反九卜
　　此訳
　田高　三斗七升六合
　　此反別　六畝八卜
　畑高　弐拾八石弐斗三升
　　此反別九町四畝壱卜
　　外
　　六斗代
　　中六斗代
　　下四斗代
　　下下壱斗五升代
　　山砂畑八升代
　　屋敷壱石代
　　刈生畑
　　四升代

一、高六石七斗壱合
　此反別拾六町九反弐畝廿四卜

一、当村高反別平岡八郎兵様　石井治太夫様
　御改御水帳弐冊御座候

一、当村御年貢之義ハ小切大切米方共ニ御直段ヲ以不残金納ニ仕候

一、田畑川欠並ニ猪鹿荒地引前々御帳面通御座候

一、当村御蔵屋敷壱畝歩
　是ハ未御検地ニ御除地ニ御座候

一、当村家数拾七軒　人数　三拾弐人　男
　　弐拾四人　女　馬三疋

一、寺壱ケ寺　西河内領下山村竜雲寺末寺
　　禅宗　西方院

　地内御除地

一、氏神壱社山神　神主下部村　依田大和
　是ハ未御検地ニ社地　御除地ニ御座候

一、神社　弐ケ所　当村分内

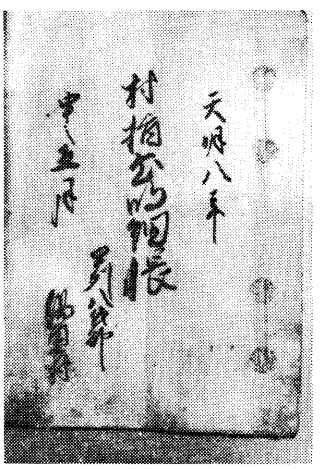

村差出明細帳（湯之奥区蔵）

　壱社山神　せりば
　壱社山神　屋敷平
　右社地未御検地ニ御除地ニ御座候

一、当村分内
　東西五拾丁駿州麓村境迄
　下部村境迄
　南北三拾七丁大垈村境迄
　常葉村山境迄

一、当村金山　三ケ所　中山　内山　かや小屋
　右三ケ所御座候而九拾三四年以前迄金掘致申候所ニ作一切致不申金掘斗仕候得共金筋段々少々罷成り諸色売買高直ニ御座候故右三ケ所のもの共方々へ罷越八九年此方ニ壱人も無御座候

一、当村道法　江戸へ四拾六里　甲府へ拾里　常葉村迄弐里
　下部村へ壱里　波高島へ弐里弐丁

一、当村分内　道橋村入用ニ而致来申候
　御預り

一鉄炮壱挺
　是ハ亀田三郎兵衛様御代官所節猪鹿威ニ御預被下候

一、鉄炮三挺　定御預り
　右ハ百姓所持仕候鉄炮ニ御座候所ニ九拾年以前御改被遊御帳面ニ附被仰付候山方ニ而猪鹿猿多く御座候ニ付おどしのため定預被仰付候

一、切支丹高札並ニ捨馬御高札共弐枚御座候

一、用水せき壱ケ所村中呑水金山沢より八丁二六間取来り申候

一、御林壱ケ所　不とう山　立壱里程
　横壱里程　富士川河岸迄四里
　反別ハ無御座候
　此木数槻栂縦拾年以前尾張屋平忠きり出申候残弐千六百本余大積五寸廻り弐間迄雑木小木立ニ御座候

一、御林御法度札壱枚御座候

一、百姓林　弐ヶ所
　是ハ未御検地ニ反別ニハ無御座候得共前々ゟ百姓支配致来リ申候共ニ寅年ゟ山小物成御上納仕候
　　此訳
　壱ヶ所　立弐拾九間　上ノ山　七左衛門
　　横六十壱間
　壱ヶ所　立三間　函下　奥右衛門
　　横五拾間
一、百姓所藪　三ヶ所
　此反別七畝四卜
　　是ハ去辰年ゟ小物成御上納仕候
一、刈生場之内近年猪鹿猿発向仕故作不申候場所芝木立候場所ニ御座候
一、薪株場当村分内刈生場之内上山向山中山道ニ而取木申候
一、百姓農業之間稼ニ者、男女共ニ薪、かや、すみ等と付馬致渡場弐里余下山村へ弐里出し売申候
一、御伝馬之義ハ常葉村組中寄合相勤来申候
一、村中諸色御役金並ニ文銭等之義ハ帳面ニ記年々極月至惣百姓寄合吟味之上高割ニ致申候
一、名主役引高七石弐斗　給米壱表米但三斗六升入
一、奥山　壱ヶ所　村中薪馬草来申候
　是ハ先年金山御座候内大根為作候所ニ御縄請少ゝ御座候残候分ハ去寅年ゟ小物成御上納仕候
　右之通当村ニ有来候儀並ニ山内共ニ名主長百姓惣百姓立会委細相改候所相違無御座候
　　天明八年　　甲州八代郡　湯之奥村
　　申五月　　名　主　七左衛門
　　長百姓　七郎左衛門
　　同　仲右衛門
　　百姓代　元右衛門

享和二年
八代郡樋田村明細帳
甲斐国八代郡樋田村
名主　善左衛門

延宝六午年
辻弥五左衛門様
比企儀左衛門様

一、高三拾弐石六斗九升
　田高　弐拾石九斗六升八合
　　此反別　壱町八反六畝廿九歩
　畑高　拾壱石七斗弐升弐合
　　此反別　四町七反弐畝四卜
一、家数　拾五軒
一、人数　七拾弐人　内　男　三十九人
　　女　三十三人
一、馬　三疋　当才斗
一、百姓農業之間ハ男女共市川大門村其外薪木出し少々之財物を売或小商ひ抔をいたし渡世仕候

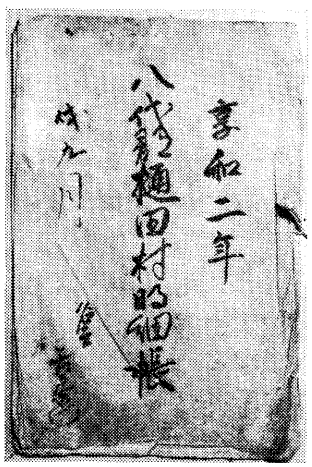

村明細帳（樋田区蔵）

一、当村分内
　東者熊沢村境迄　四丁
　西者宮原村境迄　四丁
　北ハ岩下村境迄　弐町拾間
　南ハ車田村境迄　弐町余
一、道法　当村ゟ

江戸迄　四拾里
駿州境遠嶋迄　拾弐里
甲府迄　七里半
市川大門村迄　三里半
岩間河岸迄　半道

一、御廻米船積之節ハ鴨狩村富士川之畔ニ而船積仕申候
一、田作ハ早奥中手
稲草　ゑひいね
あしけ白
しろけほら
何連茂草こやしにて仕付仕り申候
一、畑作ハ　あわひえ　大豆　小豆
木綿等少々
其外登作申候
是ハ右同断くさこやし志もこい等にて作申候
一、田草馬草等切房木村分内字外向山と申所迄先年より入会来り申候右入会四ケ村ニ而山手永御上納割合相納申候
一、当村之内字柳田と申所之百姓計り熊沢村分内迄入会田草馬草取来申候宝暦年中ゟ山手永差出来申候
一、薪木取場釜額村、中倉村両村山林江入会ニ而先年取来申候、当村ゟ道法三里
一、田方用水ハ川水ニ而仕付仕り申候
一、堤長　六拾間　宇能沢
一、堤長　百八間　西田
一、堤長　百拾間　ひかげ田
一、堤長　六拾四間　家之下田
一、堤長　七拾弐間　柳田
一、堤田　百廿四間　桑原田
右者堤六ケ所前々御普請所ニ御座候得共近年自普請ニ被仰付村役ニ取繕仕申候右入用者村高割仕り申候
一、百姓持林　三ケ所
内　柳田向
大屋
家の上
右山手永被仰付前々ゟ御上納仕来り申候
一、無本寺之阿弥陀堂壱ケ所　但三間四面
是ハ前々御検地之節ゟ屋敷弐拾ト
御検地御除被下置有罷候
一、天神之社　壱ケ所　村中氏子支配
是ハ年々六月廿五日　三沢村神主神事相勤申候
一、切支丹御禁制之高札場壱ケ所
一、御年貢御詰蔵壱ケ所屋敷壱畝弐ト
是ハ前ゝゟ御座候得共去卯之大風ニ而吹つぶし御蔵ハ無御座候
右之通り当村有之御品々明細帳面ニ相仕立奉差上候処少茂相違無御座候
享和弐年　甲州八代郡樋田村
九月　日　名主　善右衛門
長百姓　文　蔵
同　伝左衛門
百姓代　市郎兵衛
市川御役所

文政十一年　八代郡
村差出明細帳　市之瀬村
子九月

延宝六戊午年　平岡八郎兵衛様　御検地
石井治太夫様
甲州八代郡　市之瀬村

一、高八拾五石七斗四升六合
此反別弐拾三町六反弐畝六歩
此訳

田高拾三石七斗四升六合
　反別壱町七反七畝拾六ト
下田七反四畝五ト　九斗代
　分米六石六斗七升五合
下々田九反七畝拾五ト　七斗代
　分米六石八斗四升八合
山田五畝拾五ト　五斗代
　分米弐斗六升七合
六畝拾四ト　田見取
畑高六拾石弐斗七合
　此反別拾九町四反三畝四ト
上畑壱町弐拾八ト　八斗代
　分米八石七斗五合
中畑三町五畝弐拾弐ト　六斗代
　分米拾八石三斗四升三合
下畑四町三反八畝拾四ト　四斗代
　分米拾七石五斗三升九合
下々畑四町九反五畝拾ト　弐斗代
　分米九石九斗七合
山畑五町七反三畝拾七ト　六升代
　分米三石四斗四升
屋敷弐反九畝壱ト　壱石代
　分米弐石九斗三合
畑田成高拾壱石七斗四升
　此反別弐町四反壱畝拾五ト
上畑田成九畝弐拾三ト　八斗代
　分米七斗八升壱合
中畑田成壱町壱反六畝九ト　六斗代
　分米六石九斗七升八合
下畑田成八反四畝拾五ト　四升代
　分米三石三斗八升
　反別壱町七反七畝拾六ト　弐斗代
下々畑田成弐反九畝拾九ト
　分米五斗九升三合
山畑田成壱畝拾ト　六升代
　分米八合

一　家数　五拾四軒　内　拾軒水呑
一、人数　弐百拾弐人　内　男九九人
　女百三人
一、馬　六疋　但シ当才ゟ弐才迄
一、当村作間稼之義者　男者　茶売申候
　女者　薪取申候
一、馬草薪者北川村田代山ニ而馬拾五疋迄ハ前々ゟ入来リ申候
一、北川村日影山み称津る之内拾八間宛前々ゟ入来リ申候
一、当村日向用水之儀者北川村井口ゟ市之瀬田場迄拾六丁前々定式御普請被仰付
　水引来リ申候
一、当村日影用水之義者北川村井口ゟ当村常葉村田場迄拾四丁前々定式御普請被
　仰付水引来リ申候
一、当村古関川通リ　前ゝ定式御普請所
一、当村百姓林　弐ケ所
一、名主役之儀ハ長百姓之内年番ニ勤来リ申候
一、御年貢米之儀ハ波高島河岸に出し申候道法壱里半
一、当村江戸江道法四拾弐里廿八丁
一、当村ゟ甲府ニ道法八里
一、当村高反別　平岡八郎兵衛様　御役御水帳弐冊
　石井治太夫様
一、当村御蔵屋敷壱畝四ト　御除地
　東西へ拾弐丁
　南北へ九丁
一、当村長横之儀ハ　身延山久遠寺末
一、当村御黒印高五石　法花宗　妙円寺

一、当村御除地反別畑壱反壱畝拾五ト　同寺
　前々ゟ高外ニ御座候
一、当村御除地　拾四間　八幡宮社地
　拾壱間
　前々ゟ妙円寺支配ニ御座候
一、当村御除地　五間　山之神社地　前々ゟ同寺支配
　六間
一、当村御除地　五間　山之神社地　村支配
　四間
一、当村御除地　三間　山之神社地　村支配
　弐間
一、当村御除地　三間　御崎社地　村支配
　弐間
一、当村御高札　弐枚
一、当村天水場三ツ沢与申所壱町ト余御座候
一、当村鉄炮定預リ
　是ハ山方ニ御座候へ者猪鹿猿等出申候ニ付玉なしニ而威申候
一、当村神送リ之儀者前々ゟ北川村送リ申候
一、当村御用状継送リ之儀者上十日宛継送リ申候常葉村竹ケ嶋年番之節者丸壱ケ
　年継送申候
　右者当村諸事御尋ニ付村中ニ有之品々前々仕来候儀明細帳面ニ相仕立差上申
　処相違無御座候　以上
　　文政十一子年　　八代郡
　　九月　　市之瀬村
　　名主　兵蔵
　　長百姓　新蔵
　　百姓代　伝左衛門
市川
御役所

第三節　検地

一、概説

国家社会にあって、食料生産は社会機能の最たるものであり、そのための農地は国家社会そのものであった。農地の広狭沃瘦は国家社会の大小、強弱、貧富と直接関係し、また農業生産は税の賦課と表裏の関係にあり、それゆえ、土地制度の改変は歴史の流れを変える力ともなった。

支配者にとって、支配下の農業生産額を知るためには農地の広狭、沃瘦を調査する以外になく、土地調査は古代から行われていた。

律令時代の「公地公民の制」・「班田収授の法」等の制度は当時の「田籍」「田図」「戸籍帳」などの作成によって可能であった。その調査方法は不備で、調査結果は不完全であった。

近世になって、戦国大名の検地を発展させ、組織化し、基準化し全国規模で実施したのが太閤検地であった。秀吉にかわった江戸幕府はさらに精密化して全国の検地をおこなった。甲斐国の歴史に残る、「石見検地」・「伊奈検地（熊蔵縄）」がそれである。

江戸時代を通じて実施された検地は、一筆ごとに田畑・屋敷の面積、収穫高、耕作者を検査、測量して、村ごとの収穫高を出し、それによって、年貢、諸役を課し、幕藩体制を確立していった。

以下、甲斐国における検地の歴史から、下部町内旧村の検地を資料によって記述することにする。

二、甲斐国の検地

甲斐国における検地は(1)武田氏が国主として支配していた時代、(2)武田氏滅亡後、徳川氏が領主の時代、(3)天正十八（一五九〇）年八月、家康の関東入国後の一時期に豊臣家の領有した時代、(4)徳川家康による天下統一後、甲斐国は再び徳川家の直轄領として管領された時代と四区分して考察

することができる。それぞれの時代の検地は、検地の方法、記載の仕方等、時代で異なり、特色のあることが諸資料から明らかにされている。

武田信玄は永禄六（一五六三）年十一月、山梨郡万力筋の乾徳山恵林寺領の検地を行い、翌年、恵林寺を武田家の菩提寺と定め、多額の寺領寄進をした。現在、恵林寺所蔵の青表紙二冊「恵林寺御検地日記」「恵林寺領穀米公事諸納物帳」がそのようすを語っている。この資料が甲斐国における検地の最古の資料といわれている。

武田信玄・勝頼二代の間に、甲斐国内の一国総検地か、あるいは、恵林寺領以外の筋の諸村で検地が行われたかは、それを示す他の資料は確認されていないので明らかでない。

この時代河内領は武田氏の支族、穴山家の所有になっていた。天正八年から九年（一五八〇～一五八一）にかけて、下山の天輪寺領、並びに成島の円蔵院領の検地を行った。両寺に残されている検地帳からみると、貫高と年貢納入者だけの記載方式で、簡単なものである。これは「恵林寺領検地帳」が寺領所有者名や上納額が詳細に記載されていることと比べると、武田氏の時代、甲斐一国の総検地は行われなかった傍証とはならないだろうか。

一国総検地の場合は、検地の方法、記載の方法等が統一基準で行われることが通例であり、恵林寺領と河内二寺領との異なった記載形式では検地の意義は薄れるからである。

武田時代の検地では、貫高制で記載され、土地の呼称は町反を使用していない。時に町反を使用し、または、何升蒔田畑と記載されていても、貫高が必ず添えられて記録されている。

『甲斐国志』第一巻、提要部に、

「武田時代町段ノ数詳ナラス、以二貫高一通用セリ、天正十午年ノ後猶依二旧制一、同十七年命アリテ伊奈熊蔵家次一国打量アリ、慶長元申年浅野弾正少弼打量アリ、右両度ノ高ハ不二分明一、同六丑年大久保石見守奉行トシテ打量アリシ時ノ石高ヲ伝ヘテ古高ト称シ、毎村ニ水帳ヲ蔵セリ」

と記されている。「天正十午年ノ後猶旧制ニ依ル」ということは、武田家滅亡後も、甲斐国の土地制度・年貢関係の処理の方法は武田氏時代の古い制度がそのまま踏襲されていた。徳川家の支配が焦らずに、甲斐国の人士・農民の徳川家への心服を待つ態度とも考えられる。

そして七年後の天正十七丑（一五八九）年、伊奈熊蔵家次による甲斐一国の打量、すなわち検地が行われることになる。

伊奈熊蔵家次、後に備前守忠次と改名した。信州伊奈郡の出身で、武田家滅亡後家康に随身したといわれる。家康はこの者に命じて検地を実施した。

この検地は徳川家康が行った三河・遠江・駿河・信州・甲斐五ケ国の自領総検地の一環であったとされている。

甲斐国は、検地奉行伊奈熊蔵家次の指揮の下で実施されたことは、前述の『甲斐国志』や、県内各地の検地諸資料に伊奈熊蔵の名が記され、時には「熊蔵縄」とも「伊熊縄」とも呼ばれていたことで明らかである。

検地は農民にとって直接生活にひびく貢納の高になってかえってくるので、検地が厳しいと不穏な空気もみられることになる。また検地を恐れて荒地とされたことを示す「熊蔵荒」の記録もみえる。

河内領は家康の家臣・菅沼藤蔵定政に、郡内領は鳥居彦右衛門元忠の知行として与えられていたので除かれ、甲斐国九筋の直轄領で検地は実施された。

この時の検地の方法は、服部治則が『増穂町誌』で述べているところによれば「今川氏の旧法によって実施され、石高でなく俵数で記載されている。現在増穂町南明寺所蔵の伊奈熊蔵寺領証文で確かめられる」と述べられていることで知られる。

三、太閤検地

「慶長元申年浅野弾正少弼打量アリ」とあるのは、わが国の歴史上、太閤検地と呼ばれる検地の一環であって「弾正縄」と記されている。

太閤検地は、従来の検地より、その方法・記載の形式等が全国統一基準で実施され、画期的な検地として知られている。

文禄三・四（一五九四～一五九五）年に集中して実施されたので、別に「文禄検地」とも呼ばれた。

浅野弾正少弼とは豊臣家五奉行の一人、浅野長政で芸州広島、浅野家の祖である。

文禄二年、甲斐国に封ぜられた浅野長政は五奉行が中心となって行った全国総検地をうけて、直ちに自領の検地に着手したものとみえる。

『甲斐国志』国法部に、

「慶長元申、同二酉年ニ至リ浅野弾正長政一国検地シテ石高ニ改ム」

同書、巻之十八、村里部第十六上、都留郡の項に、

「文禄三年浅野左衛門佐始テ検地アリ、是時村里、八十一、高一万八千四百十八石二升」

と記されているのがそれである。なお浅野左衛門佐は長政の家老浅野氏重で都留郡を領していた。

太閤検地は、

「六尺三分を一間とし、一間四方を一歩、三〇〇歩を一反とし、田畑、宅地等一筆ごとに検地して上、中、下、下下の四段階の等級わけをし、京枡を基準枡として、反当収量を測り、石高であらわした」とされている。

四、大久保検地

『甲斐国志』巻之一提要部に、

「同六丑年大久保石見守奉行トシテ打量アリシ時ノ石高ヲ伝ヘテ古高ト称シ毎村ニ水帳ヲ蔵セリ」

とある大久保石見守長安の検地は慶長六年より慶長十一年まで続けられこの時の結果を慶長古高と称して、以後県内各地のその後の貢租の基準として重視されたといわれている。また『甲斐国志』巻之二国法之部には

同六丑年御料所ニナリ平岩主計頭再為ニ城代一時大久保石見守奉レ命打量ス同七寅年ニ及ベリ但都留郡ハ鳥居土佐守領分也四郡高二十三万八千百八十五石四斗一升一合今称ニ之古高一四奉行ヨリ毎村ニ掟書ヲ出ス今稀ニ存スル者アリ此時ノ検地帳ニ熊蔵荒・弾正荒ト書スル事ハ以前両度ヲ指シテ云ナリ其法浅野ノ時ノ如ク一反三百歩ヲ用ラル分ハ除高役ナリ国華万葉記等ニ二十万二千石羽柴加藤ノ拝領高トアリ武家補任ニ二十一万四千石分限帳或二十四万石トモ記タレドモ皆後人ヨリ所レ称ナリ本州ニハ慶長元申年以前ノ文書ニ石高ヲ記ス者未レ見レ之石米ト称スルハ前ニ云ヘル如ク一貫籾四俵ノ積リニテ其法異也

と伝えている。

検地の方法は、検地奉行総指揮のもと、検地役人および竿取が、村役人の案内で村内の田畑の一筆ごとに測量して記載するのである。

竿取のもつ間竿は検地棒ともいわれ、一間は六尺一分の長さで片側に目盛が入れてある。その他の諸道具は絵図のごとく、梵天、端尺杖、水縄、水縄を十字に張る十字などが用いられている。

慶長の検地と呼ばれる大久保長安の検地と、弾正縄と呼ばれる浅野長政の検地とは、大きな違いは間竿の長さの違いである。弾正縄の場合は六尺三分で、大久保検地の場合は六尺一分である。農民にとってこの二分の差

が、実は収量、村高、年貢とひびいてくるので関心の集まるところであった。

検地の結果、反別や田畑の品等が決定される。さらに、石盛とか斗代といわれている年貢の基礎となる数値が定められる。この石盛の数値の決定が領主にとっても農民にとっても最大の関心事であった。

石盛の数値は次のようにして決められていく。まず、田畑の品等から上田と決められた田の三、四ヶ所の坪刈を行い、一坪に平均籾一升あれば一反で三石の収量がある。籾三石を五分摺りにすれば米一石五斗となる。これを石盛十五とする。以下品等に応じて、二つ下がりを通例とし、中田十三、下田十一、下下田九、山田は七というように石盛の数値を定めるのである。

田畑の品等は、

田は、麦田、上田、中田、下田、下下田、

畑は、上畑、中畑、下畑、下下畑

と順序が定めてあり、土地によっては、蘭田とか、麻田などを入れて石盛の数値を高くする場合もある。

検地の結果、貢租の算定基準が定められて、この一反当たりの石盛の数値に村内の集計された総反別をかけ合わせると、その村の「村高」となるのである。

検地の結果は石盛、村高だけでなく、高請の本百姓という身分制度にも関係してくるのである。高請の本百姓という農民は、その村落での旧家で屋敷検地まで受けて認められる。

甲斐国では、国中地方と呼ばれる山梨郡、八代郡は、河内領郡内領と異なり、農地は肥沃で、しかも広大で二毛作田が多くあったことから、蘭田二三、麻田二二、麦田二二、上田二一、中田十九、下田一六、下下田一一上畑一六、中畑一五、下畑一三、下下畑八、屋敷一二などと河内領、郡内領よりも非常に高い石盛を記録していることが知られている。

慶長検地は甲斐一国検地であり、それ以後の検地は資料そのものの不足

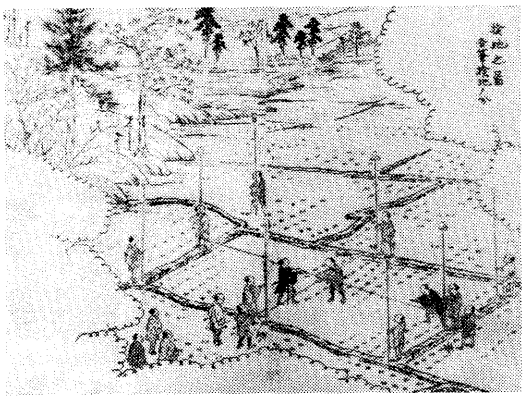

検地の図

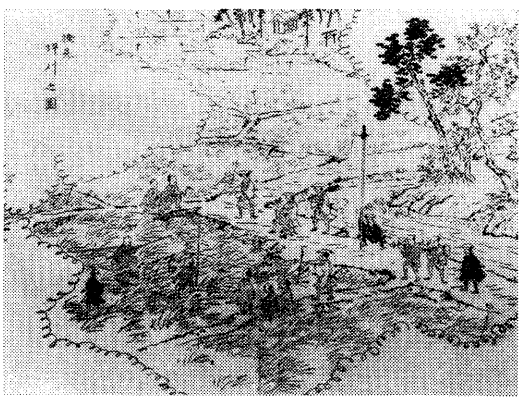

検地坪刈の図

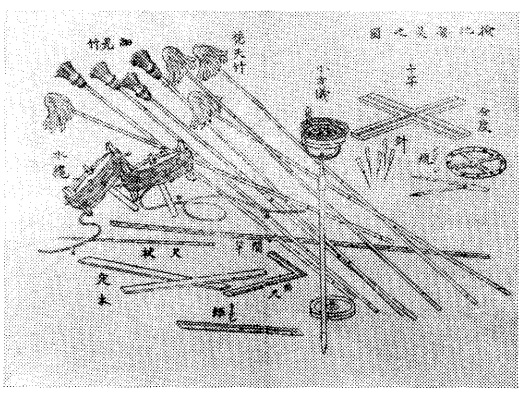

検地要具の図

表1　山梨県下検地帳一覧表

（山梨県立図書館蔵）

区分＼年号	慶長	寛文	延宝	貞享	元禄	宝永	正徳	享保	元文	宝暦	明和	天明	亨和	弘化	明治	合計
万力	174	6		266	5											451
栗原						65	118									183
大石和							38	52								90
小石和								30								30
中郡	311	29		294	61	8										703
北山	215	7	3	319												562
逸見	223	296		127												646
武川	86	254	111	61	21											533
西郡	180	398	61	76	59	5			2				3			784
河内		868	108	50												1,026
郡内		172						1	1	7	2	1	2	4	10	200
計	1,189	2,030	301	1,193	146	78	156	83	3	7	2	1	5	4	10	5,208

上野晴朗氏集計

から十分に把握されていない。上野晴朗著『甲州風土記』中の検地の旋風の項を引用すると、その間の細かなようすがうかがわれる。

これによると慶長以後公に検地が把握されているのは寛文以後である。しかし本県には慶長から宝永二年の間に地頭、給人らが各支配領において独自に検地を行なっている場合がある。

それらの支配地は知行地・御給所・御領地など呼び名はさまざまであり、これらの支配領が全部にわたって検地を行なったものかどうかは明らかではないが、資料の結果からみれば年代的にはまちまちで、しかも地頭によってはかなり辛辣にあくどい検出を行なっている。

八代郡一之蔵村の場合、地頭安藤次右衛門は延宝六年に検地を行ない、村人のひたすらの嘆願にもかかわらず、高三三九石六斗七升四合の村高が一挙に一一九石も増加されて、四五八石七斗一升九合にもなってしまった。

こうした苛酷な私領検のあと、甲府宰相徳川綱重の時代、寛文四年からふたたび大規模な検地が行なわれるようになった。寛文・延宝・貞享年間にわたるもので、栗原・大石和・小石和のように開拓が上代にまでさかのぼり、石高にあまり変動のない地域は、この検地からは除かれた。

この寛文年間の検地は同七年まで行なわれ、十二、三年後の延宝七年、逸見・武川・西郡・河内領・北山筋の一部に、その後の検地が行なわれた。しかし村の都合によって丈量をうけなかった村方もこの中には含まれている。そのかわりこの検地に洩れた村方は、それからさらに七年後の貞享の検地をうけており、今度は延宝に検地をうけた村方は、貞享のおりには新田検地と、社寺の除地改めのみにとどまった。つまり実質的には延宝と貞享の検地は同一のものということになる。延宝検地を先御縄、貞享検地を後御縄と称しているのである。このへんに支配者が、筋によって石盛直しの考えを勘案していた様子がうかがえる。とくに検地の縄入れがいまの中巨摩・北巨摩の逸見・武川・西郡・北山筋に集中していることは、用水堰の発達と、新田開発に深い関連があることがわかり、江戸初期、とくに石高増加のねらいをもって、新田開発が奨励され、また用水堰が整備されて田畑の品等をあげ、石盛直しが行なわれているのである。

上野氏はさらに県内諸資料から次のような検地一覧表をまとめている。

それによると河内領の検地として現在記録されているのは寛文、延宝、貞享年間の三回の検地が集計されているが、後述の第三項（下部町内旧村の検地）の検地資料からすると、慶長検地（大久保検地）が実施された形跡があるが十分な資料が残っていないのでその点明確ではない。

甲斐九筋二領の中でも、特に東河内領は次表のとおり、山は峻険にして、耕地は狭小で、村高五〇〇石以上が一ケ村、一〇〇石以下の村がほとんどであることを考えると、検地の回数も少なかっただろうと思われる。

村数も江戸時代を通じてさして変動はなく、約二五〇年間に二ケ村増加したのみで極めて少ない。

表2　宝暦6年甲斐国三郡郷村高帳による村高の対比

筋別＼石高別		1000石以上A	500石 B以上	100石 C以上	100石 D以下
山梨郡	万力筋	3	15	25	6
	中郡筋	2	12	11	0
	栗原筋	3	23	27	3
	北山筋	4	4	9	4
八代郡	大石和筋	3	14	24	2
	小石和筋	3	17	21	4
	中郡筋	4	6	6	12
	西郡筋	1	2	3	0
	東川内領	0	1	17	41
巨摩郡	中郡筋	5	19	25	2
	北山筋	7	10	23	18
	逸見筋	7	22	31	3
	武川筋	2	11	19	7
	西郡筋	5	27	33	3
	西川内領	0	2	29	31
	計	49村	185村	303村	136村

上野晴朗集計

表3　江戸時代の村数の変遷

郡別	筋別	慶長年中甲斐国古高書帳		宝暦6年甲斐国三郡郷村高帳		文化3年甲斐国志		嘉永6年甲斐四郡村高帳	
山梨郡	万力筋	44	137	49	148	49	148	49	150
	栗原筋	47		53		53		55	
	中郡筋	26		25		25		25	
	北山筋	20		21		21		21	
八代郡	大石和筋	44	175	44	180	44	181	44	180
	小石和筋	40		43		40		40	
	中郡筋	28		28		30		29	
	西郡筋	6		6		8		8	
	東河内領	57		59		59		59	
巨摩郡	中郡筋	49	331	51	341	53	345	53	346
	北山筋	55		58		57		57	
	逸見筋	61		63		64		65	
	武河筋	38		39		39		39	
	西郡筋	66		67		69		69	
	西河内領	62		63		63		64	
都留郡			81		111		111		111
計			724村		780村		785村		788村

上野晴朗集計

五、下部町内旧村の検地

『甲州文庫史料』、第四巻、史料解題に次のような解説がみえる。

寛永元年『甲斐国山梨巨摩八代都留四郡村高帳』は、いわゆる「慶長郷村帳」に示される四郡村高を九筋二領別に整理したもので、寛永元年（一六二四）の写本と目される。これは一〇六丁から成るが、中に石高と村名の脱落したものがあるので注意を要する。なお慶長六年（一六〇一）に行なわれた検地の村高帳と称する「甲斐国四郡古高帳」は、『甲斐叢書』第一巻に収められているので参照されたい。

宝暦六年版『甲斐国山梨八代巨摩三郡村高帳』（一三四丁）は、鷹野慧広の版行になるものである。その跋文に記されるように、甲斐国三郡（都留郡を除く）の古高二二万石余が、その後、改出高・検地出高・新田高等によって二八万石余となり、この石高のうち諸役引高・御普請金懸り高は明らかであるが、各村高のうち高訳は知りがたいので、寛延元年（一七四八）の吟味にて改められた自普請役高・郡中割懸り高・諸品役引高を一村限に仕訳、版行したものであるという。甲斐国の村高帳の版行はこの宝暦六年版をもって初めとするようで最もよく知られているものである。おそらくこの村高帳は甲府その他の書肆で販売されたものであろう。山梨郡山村（東山梨郡勝沼町山）の辻家記録に「甲斐国四郡村高記シ申候売本ニ有之候当村高写置者也、宝暦九卯十月勝沼堰合町河内屋所而ニ見申候而写左之通」と記されるのは（勝沼町史料集成）右の宝暦版村高帳を指しているのにちがいない。

嘉永六年版『甲斐国山梨八代巨摩都留四郡村高帳』（一四一丁）は、これもまた跋文によってみると従来用いられていた三郡村高帳（宝暦版をいうのであろう）以後、新検や分郷などが数多くあったので、郡内領村高ともに掲載し版行したものという。しかし、総石高は従来の三郡高に郡内（都留郡）高を加算したものであり、宝暦版に載る田安領・一橋領が、嘉永版では田安領・清水領となり、それぞれの支配高に異動があるほかは、各村高をはじめ内訳の形式にもほとんど相異はない。以上、甲斐国の村高を示す代表的な四点の史料を掲載することにしたが、これらによって、近世における各村高の推移を知る目安は得られるであろう。

右の「史料解題」の中で述べられているように、寛永元年『甲斐国山梨巨摩八代都留四郡村高帳』と宝暦六年『甲斐国山梨八代巨摩三郡村高帳』に記録されている町内旧村名とでは村名にいくらかの違いがある。

寛永元年（1624）
甲斐国四郡村高帳に記載

八代郡河内
一ノ瀬村
堂村
窪村
岩熊村
八代郡中郡筋
御弟子村

八代郡東川内領
市之瀬村
道村
久保村
岩欠村
八代郡中郡筋
折門村

宝暦六年（1756）
甲斐国三郡村高帳に記載

両者の間には一三二年の長い年月が過ぎていて、その記録の事情は不明であるが、一ノ瀬村が市之瀬村、堂村が道村、窪村が久保村の関係は村名の音訓の読みからなんとなく理解される。検地の際の記録者の誤記か、それとも宝暦六年当時に、一ノ瀬村が市之瀬村のように村名の書き方を改めたものかどうか不明である。村名の由来が土地の自然状況とか、歴史的、社会的状況の中で呼称されるのが一般的であるから、「堂村」の地名からはなにか歴史的建築物それも宗教的な建築物が建っている場所として考えられるが、「道村」ではイメージは大いに異なる。窪村、久保村もしかりである。

岩熊村と岩欠村とが果たして同一村であるのか証する資料はないが、二つの村高帳の記録の順序からして対比してみたのにすぎないが、他に該当する村名がないところからして、そうだろうと考える。

御弟子、折門村は現在も、御弟子、八坂、折門の地名が存続している点で異議はないだろう。

現在、下部町の行政区域に含まれる旧村数は三十三ケ村で寛永元年甲斐国四郡村高帳にその全部の村名が、支配代官所の管轄替えはあったにしても記録されている。

さて、慶長の検地を証する検地帳は町内には、現存していないが、慶長検地が実施されたことを証するに足る資料として、道村水帳がある。延宝六午歳十月の年号と検地役人辻五左衛門・比企儀左衛門署名印がみえる。

甲斐国八代郡河内領　道村水帳
略
壱畝　歩　蔵屋敷
寺中弐反七畝拾歩慈観寺
是者慶長七年之水帳ニ除地之旨有
之ニ付任先規如此
略
延宝六戊午歳十月

辻　弥五左衛門㊞
比企　儀左衛門㊞

右の文中付点の箇所「慶長七年の水帳」と記されているところをみれば、延宝六（一六七八）年の道村には慶長六年より実施された大久保検地の検地帳が存在していたと考えてよいのだろうか。町内資料のなかで慶長の検地について触れているのはこれが唯一の記述である。

次に、『甲斐国山梨巨摩八代郡留四郡村高帳』・『甲斐国山梨八代巨摩三郡村高帳』と嘉永六年『甲斐国山梨八代巨摩郡留四郡村高帳』の中で下部町内旧村の村高はどう変わっているのか一覧表にしてみたが、寛永元年村高と宝暦六年村高と嘉永六年村高とでは取高に差はなく、一〇〇年経過後も変わりはないということは、町内旧村のいずれも、これ以上の新田改高もでなく耕地を広げる余地はないことを意味しているのではないだろうか。

次に町内諸資料から、町内旧村はいつころ検地を受けたのか資料を整理すると次の表になる。

下部町旧村ごと検地村高の変遷

※印前回検地より村高の増加した村

村名＼年号	寛永1年(1624)	宝暦6年(1756)	嘉永6年(1853)	村名＼年号	寛永1年(1624)	宝暦6年(1756)	嘉永6年(1853)
	石 斗 升	石 斗 升 合	石 斗 升 合		石 斗 升	石 斗 升 合	石 斗 升 合
波高島村	24 5 4	※111 1 7	111 1 7	大磯・小磯村	24 0 5	※ 58 9 9 0	58 9 9 0
上ノ平	10 1	※ 90 1 0 7	90 1 0 7	柴草	17 6 9	※ 41 3 2 1	41 3 2 1
桃ケ窪	3 6	※ 6 5 2 6	6 5 2 6	水舟	23 9 4	※ 31 4 9 4	31 4 9 4
湯ノ奥	5 5 8	※ 35 3 7 7	35 3 7 7	堂(道)	45 2 4	※ 55 2 1 5	55 2 1 5
下部	15 8 4	※ 95 3 6 2	95 3 6 2	切房木	58 6 1	56 6 2 8	56 6 2 8
杉山	12 4 9	※ 60 2 5 7	60 2 5 7	車田	81 5 3	※ 98 5 4 8	98 5 4 8
岩熊(岩欠)	31 6 2	※ 55 0 7 5	55 0 7 5	嶺	19 7 5	18 7 1 3	18 7 1 3
大炊平	31 8 8	※ 42 0 9 5	42 0 9 5	大山	13 4 6	※ 16 5 6 1	16 5 6 1
清沢	66 3 9	53 0 7 4	53 0 7 4	熊沢	46 3 5	42 8 7 5	42 8 7 5
常葉	217 8 3	※373 9 5 9	373 9 5 9	樋田	29 5 5	※ 32 8 7 0	32 8 7 0
北川	28 0 3	※ 79 3 9 1	79 3 9 1	三沢	212 9 2	※385 0 0 4	385 0 0 4
一ノ瀬(市之瀬)	66 3 9	※ 87 2 7 4	87 2 7 4	上田原	69 1 9	※ 95 0 4 0	95 0 4 0
一色	92 6 8	※177 7 6 0	177 7 6 0	八坂	2 6 7	※ 7 4 4 8	7 4 4 8
中ノ倉	26 0 5	※ 45 5 2 4	45 5 2 4	御弟子(折門)	21 7 7	※ 26 3 9 2	26 3 9 2
釜額	11 5 2	※ 30 0 8 4	30 0 8 4	窪(久保)	37 0 1	※ 45 2 5 0	45 2 5 0
瀬戸	14 5 9	※ 54 3 8 2	54 3 8 2				
古関	71 3 0	※198 8 0 1	198 8 0 1				
根子	12 5 4	※ 44 5 7 5	44 5 7 5	村高合計	1474 4 7	2543 1 4 2	2543 1 4 2

下部町内に現存する年代順検地帳一覧　（町誌編纂室調べ）

延宝６年（1678）	甲斐国八代郡河内領常葉村水帳	
〃	〃	熊沢村検地帳
〃	〃	道村水帳
〃	〃	常葉村刈生畑帳
享保17年（1732）	〃	東河内領車田村検地帳
〃	〃	熊沢村検地帳
〃	〃	波高島村刈生畑検地野帳
元文３年（1738）	甲斐国八代郡〃	常葉村新田検地帳
〃	〃	杉山村新田検地帳
〃	〃	常葉村高反別帳
延享２年（1745）	〃	波高島村名寄帳
〃	〃	道村水帳
寛政２年（1790）	三沢村田畑検地並石盛控	
〃　３年（1791）	〃　亥検（損）地田畑小前内仕訳帳	
文政	熊沢村新田水帳写腰帳	
天保	田畑山林御水帳写帳	
〃　６年（1835）	甲斐国八代郡東河内領車田村水帳	
	当辰之検（損）地小前書上帳	
15年（1844）	名寄帳上の平	

現存する資料では町内には延宝六（一六七八）年の検地帳が一番古いもので、それ以前のものは前述の道村水帳の一文で知るのみである。また、次表のように各旧村諸色明細帳のなかから検地実施の年表と検地役人等を知ることができる。

明細帳によると、延宝六（一六七八）年と同七（一六七九）年の両年にわたって実施されたことになる。明細帳には検地の年号が明確に記録されているものと「二〇七年以前」・「四十六年以前」とか、「午之御検地」「未之御検地」とかのように記述されているが、明細帳作成の年から遡ると、すべて延宝六午年と同七未年に合致する。両年にわたって平岡八郎兵衛、石井治太夫を検地役人とする一組と、辻弥五左衛門、比企儀左衛門の一組との二組の検地役人によって、町内各旧村で実施された。

村諸色明細帳に記録されている検地の事柄

年　号	村　名	検地の年号	検地役人名
宝永２年酉５月	芝草村諸支明細帳	午御検地	記入なし
〃	嶺村諸色明細帳	未之御検地	記入なし
〃	北川村諸色明細帳	27年以前 未之御検地	記入なし
享保９年辰７月	根子村諸支明細帳	46年以前午年	辻弥五左衛門 比企儀左衛門
延享２年丑２月	車田村諸色明細帳	延宝６午年	平岡八郎兵衛
天明８年申５月	湯之奥村 差出明細帳	延宝７未年	平岡八郎兵衛 石井　治太夫
享和２年戌９月	樋田村明細帳	延宝６午年	辻弥五左衛門 比企儀左衛門
文政11年子９月	市之瀬村 差出明細帳	延宝７未年	平岡八郎兵衛 石井　治太夫
〃　子８月	釜額村明細帳	未之御検地	記入なし
天保４年巳２月	大炊平村 差出明細帳	延宝７未年	辻弥五左衛門 比企儀左衛門
〃　９年戌４月	三沢村明細帳	延宝６午年	記入なし

また、三沢村蔵の資料に次のものがある。

「田畑検地并石盛…略……御役所江書上候控」と長々とした表題である。寛政二（一七九〇）戌年三月とあり、おそらく代官所への報告文書の控として保存されていたものであろう。ちょうど、この年寛政二年は『甲州文庫史料』中の「甲州代官付」に、

寛政二戌年ゟ同五丑年迄
御代官　小笠原仁右衛門
元〆　黒川惣八

とあり、『甲州風土記』甲府勤番支配並びに代官歴代表の中にも、寛政二年から三年にかけて、石和代官小笠原仁右衛門が市川代官を兼帯していたとあるところからみて、代官交替によって支配下の村々から報告させた文書の写しであろう。

寛政二年戌三月
田畑検地并石盛其外刈生新田等荒高家数人数并馬数巳年以来納永都合永御役所江書上候控

延宝六戌午年　三沢村
平岡八郎兵衛様　御検地
石井　治太夫様
御竿之儀者相知レ不申候
高三百八拾壱石三斗二升壱合
此反別　六拾九町八反壱畝拾弐ト（歩）
田高百四拾石五斗九升三合
此反別　拾三町三反弐畝三ト半
石盛　上田十三　中田十一　下田九
下々田七　山田五
畑高弐百弐拾四石四斗五升
此反別　五拾四町九反壱畝弐拾五ト
石盛　上畑八　中畑六　下畑三
下々畑壱五　山砂畑六升　屋敷十
荒高合　是ハ前々荒山砂川欠引
田方荒高　拾八石五斗九升六合
此反別　壱町七反八畝十七ト
此減米拾壱石六斗弐升壱合
内二反ト拾ケ年過候ハヽ可起返候
畑高荒　弐拾石三斗八升七合　前々荒二石八斗壱升六合九タ
此反別　八町壱反三畝弐拾五ト
此減米三石五斗五升弐合
起返リ可申場所も相見へ不申候

延宝六戌午年
平岡八郎兵衛様　御検地
石井　治太夫様
高壱石弐斗七升五合　同所新田　石盛三升代
此反別四町弐反五畝五ト

享保十七子年
御代官
坂本新左衛門様御検地
畑高　壱石六斗八升六合　見取子ノ新田石盛三升代
此反別　五反六畝六ト
内高壱石六升七合　戌石砂入引
此反別　三反五畝拾七ト
壱斗八升七合五夕

延享二年丑二月　見付
小川新左衛門様御検地　丑新田石盛弐升代
高七斗弐升弐合
此反別三反六畝三ト
内高　四斗弐升　卯川欠引
此反別弐反壱畝ト
七升四合八夕

安永九年子
家数百六拾五軒
一、家数百七十七軒
拾弐軒増申候
外ニ寺三ケ寺并番人小屋壱軒是ハ増減無御座候

安永九子年
人数七百拾九人
一、人数七百六拾人　当戌年分
男三百七拾八人　内　三拾人　六十以上
百拾四人　十五才以下
内　三拾七人　六拾以上
女三百八拾弐人　内　百八人　十五才以下
差引四拾壱人増申候

安永九子年
馬数　九疋　五才ゟ弐才迄
一、馬七拾弐疋　五才ゟ二才迄　当戌年分
差引三疋増申候

一　納合　米五拾九石四升　巳御年貢納辻
永拾五貫弐百拾壱文
都合　六拾七貫弐百九拾
五文弐ト五厘
一、納合　米四拾九石弐斗壱
升八合　午年
永五拾弐貫七拾八文
弐ト五厘
都合　六拾壱貫六百弐拾
八文六ト五厘
一、納合　米五拾六石七斗弐
升壱合
永五拾六貫百五拾八文六ト
都合　六拾弐貫四百拾四文三ト
一、納合　米四拾三石五斗弐升六合五夕　申年
永五拾弐貫八百五拾壱文四ト
都合　五拾八貫百四拾九文六ト

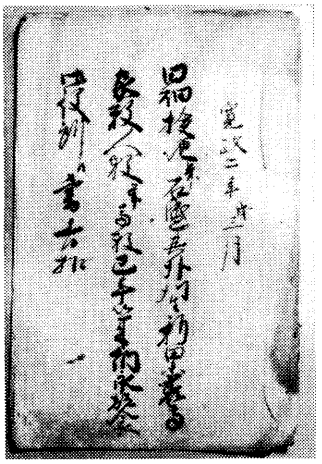

田畑検地等の文書（三沢区蔵）

以上、三沢村文書の表書にみる「……巳年以来……御役所江書上候控」の「巳年」がいつの年号かは明確ではないが、延宝六戊午年御検地から書きだしてあることから、延宝五丁巳（一六七七）年以来の三沢村の状況報告書ではなかろうかと思われる。田畑検地は、

延宝六戊午年（一六七八）
平岡八郎兵衛様
石井　治太夫様　御検地

享保十七子年（一七三二）
御代官
坂本新左衛門様　御検地

延享二年丑二月（一七四五）
小川新左衛門様　御検地

と三度にわたる検地の年号、検地役人名、石高と石盛が記されている。延宝六年検地には、川や沢の氾濫による田畑の流失、山崩れ等による土砂の流入・堆積による荒高や、新田見取（縄をいれなくて、見ただけで畝歩・石高を計る）などが書かれているところから村高全体について改めたものであろう。慶長古高帳や寛永元年甲斐国四郡村高帳では三沢村高は、弐百拾弐石九斗弐升とあるが延宝検地では、三百八拾壱石三斗二升壱合とあり、

百六拾八石余りも増加している。慶長検地より七十年余の歳月が過ぎたとはいえ、地勢的にみても、六〇パーセント増とは厳しいものを思わせる。

石盛については、後述の検地帳から考え、甲斐国の穀倉地帯である、山梨・八代・巨摩郡等の良田地帯と比べると格段に低い。上野晴朗は『甲州風土記』中でこの点に触れて、

「一般に石盛は、山梨・八代郡は地味が豊かで二毛作でもあったから、蘭田二三麻田二二、麦田二二、上田二一、中田一九、下田一六、下々田一一、上畑一六、中畑一五、下畑一三、下々田八、屋敷一二（山梨郡の最高）と、全国の石盛平均からみると非常に高い」

と述べられている。下部町内旧村では上田一三と記され、山梨郡の下田一六と下々田一一の中間にあり、下畑一三と同じ石盛である。河内地方の石盛がそれに比べて低いのは、地味もさることながら、猫の額ほどの狭小の耕地が原因であろう。石盛は、町内諸資料によっても、江戸時代を通じてずっと同じで、山梨・八代郡一帯の旧村のように石盛直しが行われた形跡はない。が、新田出高は記載されているところから、慶長検地以後、検地出高と共に三沢村高のように増加したのであろう。

延宝六年検地帳（一六七八）

延宝六戊午年の検地帳は、常葉村水帳、常葉村刈生畑帳、熊沢村検地帳、道村水帳が残されているが、膨大な資料でその全容を記載することができないが、ここでは常葉村水帳、道村水帳の一部を載せることにする。両村の検地帳を調べて驚くことは零細な田畑の一筆ごとに間竿が入れられていることである。

常葉村水帳

寺ノ下	弐間四間	下々田八ト（歩）	幸林庵
前田	壱間八間	下々田八ト	新兵衛
同所	壱間弐間	下々田弐ト	九右衛門
堀田前	壱間弐間	中田弐ト	七兵衛

道村水帳

寺之前	一、弐間四間半	上田九ト	金兵衛後家
同所	一、弐間三間	中田六ト	仁右衛門
宮の前	一、壱間弐間	下々田弐ト	茂右衛門

わずか二坪の田にまで縄入れがされている。ただ、町内資料によると享保十七年の検地帳には、

「右者甲斐国八代郡〇〇村見取場検地依被仰付、六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積相極者也」

と明記されているが、延宝検地帳のいずれにも、間竿についての記述はない。しかし、県内諸資料から考え、下部町内旧村でも、徳川氏の支配時代を通して、一貫し、間竿は六尺一分が用いられたことは確実である。

以下は常葉村水帳、道村水帳の一部である。

甲斐国八代郡河内領常葉村水帳（延宝六年）

寺ノ下	六間三間半	上畑弐畝二七歩	金三郎
同所	弐間九間	下々畑廿六ト内八ト入	同人

同所	弐間四間	下々畑八ト	幸林庵	同所	壱間拾壱間	下々田拾壱ト	藤左衛門
同所	拾壱間半拾六間半	上田六畝九ト	同寺	同所	壱間拾三間	下々田拾三ト	兵九郎
同所	六間六間半	上田壱畝九ト	久兵衛	同所	壱間八間	下々田八ト	新兵衛
同所	三間弐拾八間	上田弐畝廿四ト	同人	同所	壱間弐間	下々田弐ト	九右衛門
同所	拾三間半拾四間半	上田六畝拾五ト	幸林庵	同所	七間拾間	上田弐畝拾ト	七之丞
同所	六間拾弐間	上田弐畝拾弐ト	同寺	同所	三間弐拾間半	上田弐畝壱ト	同人
同所	五間半七間	上田壱畝八ト	藤左衛門	同所	四間半拾九間半	上田弐畝廿七ト	太郎右衛門
前田	七間半拾六間半	上田五畝五ト内二ト入	同人	同所	四間半弐拾六間半	上田三畝廿九ト	金三郎
同所	六間拾壱間半	上田三畝四ト内廿五ト入	太郎左衛門	同所	四間拾弐間	上田壱畝拾八ト	同人
同所	弐間四間	上田八ト	東前院	同所	弐間六間半	上田拾三ト	藤左衛門
同所	九間拾六間	上田四畝廿四ト	藤左衛門	同所	四間半六間半	上田廿九ト	善喜
同所	四間半七間半	上田壱畝三ト	金三郎	同所	五間五間半	上田廿七ト	次右衛門
同所	六間拾弐間半	上田弐畝拾五斗	太郎左衛門	同所	拾三間半四拾弐間	上田壱反八畝廿七ト	七之丞
同所	六間拾三間	上田弐畝拾八ト	市之丞	同所	四間半拾弐間半	中田壱畝廿六ト	茂左衛門
同所	五間拾弐間半	中田弐畝弐ト	常幸院	同所	五間半九間半	中田一畝弐拾弐ト	金三郎
同所	七間拾弐間	上田弐畝廿四ト	四郎左衛門	同所	四間七間半	上田壱畝ト	久兵衛
同所	九間弐拾四間半	上田八畝弐ト内廿弐ト入	金三郎	同所	八間半拾五間	上田四畝ト	常幸院
同所	五間半拾間	上田壱畝廿五ト	市之丞				

（中略）

| | | |

下々田　壱町弐反六畝廿六歩
山　田　八畝拾七歩
上　畑　弐町弐反弐畝廿七歩
中　畑　壱町三反八畝三歩
下　畑　弐町弐反八ト
下々田　弐町壱反五畝廿壱歩
山砂畑　壱町三反八畝拾七歩
田畑合　拾九町九反八畝拾七歩

延宝六戊午年九月

辻弥五左衛門㊞
比企儀左衛門㊞

遠藤治兵衛手代　田中喜太夫
脇部儀左衛門手代　広瀬長太夫
小人目付　嶋田利左衛門
竿　取　飯塚治右衛門
同　青柳勘兵衛
案内七之丞
五兵衛
源兵衛
喜兵衛
半左衛門
藤左衛門
金三郎
治郎右衛門
八郎左衛門

墨付百五枚　但上質共

甲斐国八代郡河内領道村水帳（延宝六年）

寺之前　一、三間　六間半　上田拾九ト　太郎兵衛　同所　一、八間半　八間半　上田廿壱ト　兵左衛門
同所　一、弐間　九間半　上田拾九ト　甚左衛門
同所　一、壱間半　拾間　上田拾五ト　仁左衛門
同所　一、参間　拾間　上田壱畝ト　常　本
同所　一、弐間　四間半　上田九ト　金兵衛後家
同所　一、弐間半　六間　上田拾五ト　太郎兵衛
同所　一、三間　拾壱間　上田壱畝三ト　ま　つ
同所　一、三間　拾壱間　上田壱畝三ト　太郎兵衛
同所　一、五間　拾弐間半　上田弐畝弐ト　甚左衛門
同所　一、弐間半　拾弐間半　上田壱畝壱ト　太郎兵衛
同所　一、弐間半　九間　上田廿弐ト　観行院
同所　一、弐間半　九間　上田廿弐ト　武兵衛
同所　一、三間半　六間　上田廿壱ト　同　人
同所　一、五間　拾五間　上田弐畝拾五ト　忠兵衛
同所　一、三間　拾四間　上田壱畝拾弐ト　助左衛門
同所　一、弐間　三間　中田六ト　仁左衛門
同所　一、弐間　拾間半　上田廿壱ト　与兵衛

（中略）

志らこ　一、六間　七間　屋敷壱畝拾八ト　長兵衛

同所　一、三間半　七間　屋敷廿四ト　孫兵衛

同所　一、三間　六間　屋敷拾八ト　又右衛門

同所　一、四間　五間　屋敷弐拾ト　金兵衛後家

同所　一、四間　五間　屋敷廿ト　茂右衛門

同所　一、五間　拾弐間半　屋敷弐畝弐ト　太郎左衛門

同所　一、五間　六間　屋敷壱畝ト　与兵衛

同所　一、四間　六間　屋敷廿四ト　太郎左衛門

同所　一、五間　五間　屋敷廿五ト　与次右衛門

同所　一、九間　拾弐間　屋敷三畝拾八ト　武兵衛

同所　一、四間　四間　屋敷拾六ト　甚左衛門

同所　一、六間　八間　屋敷一畝廿八ト　同人

同所　一、五間　七間　屋敷壱畝五ト　まつ

同所　一、七間　八間　屋敷壱畝廿六ト　作兵衛

同所　一、四間　五間　屋敷廿ト　助左衛門

同所　一、九間　拾壱間半　屋敷三畝四ト　忠兵衛

同所　一、六間　八間　屋敷壱畝拾八ト　加兵衛

同所　一、四間　九間　屋敷壱畝六ト　善兵衛

同所　一、四間　八間　屋敷壱畝弐ト　又左衛門

同所　一、四間　五間　屋敷廿ト　吉左衛門

同所　一、六間　拾弐間　屋敷弐畝拾弐ト　大角院

同所　一、六間　七間　屋敷壱畝拾弐ト　観行院

寄

十三　上田五反壱畝廿七歩
　分米六石七斗四升七合

十壱　中田壱反弐畝歩
　分米壱石三斗弐升

九ツ　下田六畝五歩
　分米五斗五升五合

七ツ　下々田六反三畝九歩
　分米四石四斗三升壱合

五ツ　山田壱反弐畝廿壱歩
　分米六斗三升五合

田合　壱町四反六畝弐歩
　分米拾三石六斗八升八合

七ツ　上畑九反三畝廿弐歩
　分米六石五斗六升壱合

五ツ　中畑壱町五反九畝壱歩
　分米七石九斗五升壱合

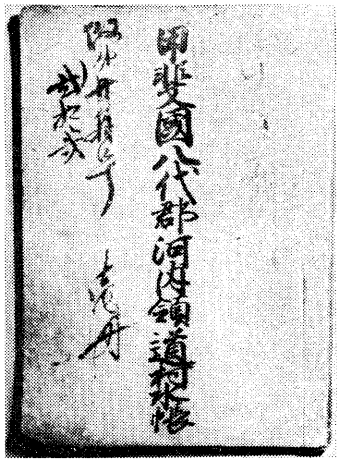



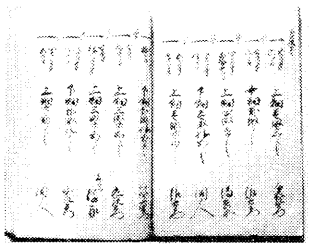

延宝６年道村水帳（道区蔵）

三ツ　下畑四町弐反九
畝廿六歩
分米拾弐石八
斗九升六合
壱ツ半　下々畑三町九
反拾六歩
分米五石八斗
五升八合
六升　山砂畑五町壱反
八畝九歩
分米三石壱斗
九合
十ツ　屋敷四反弐畝廿
七歩
分米四石弐斗
九升
畑屋敷合拾六町三反
四畝拾壱歩
分米四拾石六斗六
升五合
田畑屋敷合拾七町八反拾三歩
高合五拾四石三斗五升三合
外
壱畝弐歩　蔵屋敷
寺中弐反七畝拾歩慈観寺
是者慶長七年之水帳ニ除地之旨有之ニ付任先規如此
高五石　同寺領
是者従先規除地ニ付如斯
延宝六戊午歳十月
辻　弥　五　左　衛　門　印
比　企　儀　左　衛　門　印
遠藤治兵衛手代
田中喜太夫
脇部儀左衛門手代
広瀬長太夫
小人目付
嶋田理左衛門
竿取
飯塚治右衛門

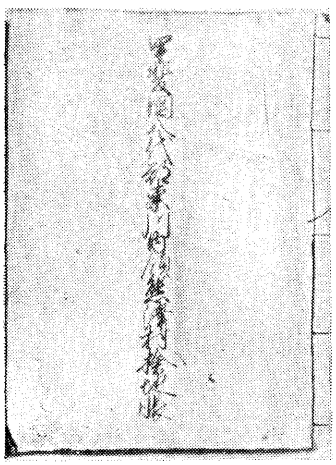

享保17年検地帳（熊沢区蔵）



享保17年検地帳（車田区蔵）

同　青柳勘兵衛
案内　武兵衛
太郎左衛門
甚兵衛
六左衛門

墨付七拾五枚　但上紙共

享保十七年検地帳

享保十七年検地帳は、

甲斐国八代郡東川内領車田村検地帳
〃　〃　〃　熊沢村検地帳
〃　〃　〃　波高島村刈生畑検地野帳

の三冊が保存されている。また過去にその存在が明らかに認められるものに、前述の三沢村寛政二年戌三月の資料がある。

享保十七子年
御代官
坂本新左衛門様御検地
畑高壱石六斗八升六合　見取
子ノ新田石盛三升代

と記されているところから、寛政二年三月当時、享保十七年の検地帳が所蔵されていたと思われる。下部町内旧村のすべてが享保の検地を受けたのであろう。しかも、享保十七年の検地は、新田検地であったことが三沢村寛政二年資料「見取子新田石盛三升代」の記述と、車田村、熊沢村検地帳の記録から推察される。

車田村検地帳では、下田一筆、見付田一筆、他の四十四筆は全部下畑ないし下下畑で、しかも、一畝内外の零細な畑ばかりであり、小字からみても車田川の流れの寄州を拓いた場所である。反別も四反二畝二十七歩、高壱石四斗三升弐合である。この検地は見取検地で、開発直後の地味の劣っている田畑の見取検地で、開発直後の反別だけを丈量し、およその見当で年貢を課し、地味がよくなれば検地の上、石高を決め村高に編入した。またそのような田畑を見取場といい見取場検地とも呼んだ。見付田というのは江戸時代の田の等級で、下下田の下の最下等の等級で地味の悪い田である。

享保の時代は幕府勘定所の機構に新田方という係があり、享保十二（一七二六）年には新田検地条目三十一ケ条が制定され、新田検地の方法や開墾督促の条文などが書かれていた。新田検地帳には本田検地帳とは別につくられ、享保十七年の検地の末尾には、

右之通検地相極者也
覧　播磨守黒印

と検地の結果を承認する署名捺印がある。覧播磨守とは享保五年に幕府勘定奉行に抜擢された、覧播磨守正鋪で、千石を知行し、勘定奉行として享保十九年老齢により辞職するまで十四年間を勤めた。在職中には下総飯沼新田開発、検地などを担当した。延宝の検地帳と比べると、勘定奉行の署名があり、時代が下がるとともに幕府の直轄領の支配が組織化され、機構が整備されていった様子がうかがえる。

熊沢村検地帳では、田畑合わせて一反六畝十二歩と矢張り零細な田畑で二十五筆の新田である。

以下車田村、熊沢村検地帳を載せる。

甲斐国八代郡東川内領車田村検地帳（享保十七年）

小坂　一、下田弐畝六歩　長九間　横七間三尺　七右衛門
高壱斗九升八合

六反田　一、中ノ下畑弐畝三歩　高八升四合　長拾壱間　横五間四尺八寸　又右衛門　同所　一、下畑壱畝六歩　高三升六合　長六間三尺　横五間三尺　同　寺

同所　一、下畑拾八歩　高壱升八合　長七間　横弐間三尺　甚五左衛門　同所　一、下畑拾八歩　高壱升八合　長五間四尺弐寸　横三間壱尺八寸　七郎右衛門

同所　一、中下畑拾八歩　高弐升四合　長五間四尺弐寸　横三間　同　人　同所　一、中ノ下畑拾五歩　高弐升　長四間三尺　横三間壱尺八寸　同　人

同所　一、中下畑拾五歩　高弐升　長五間壱尺八寸　横弐間四尺弐寸　三右衛門　同所　一、下畑弐畝三歩　高六升三合　長九間壱尺八寸　横六間四尺弐寸　六左衛門

同所　一、下畑廿壱歩　高弐升壱合　長七間壱尺八寸　横弐間四尺八寸　同　人　同所　一、下畑弐畝六歩　高六升六合　長拾三間三尺　横五間　同　人

同所　一、下畑壱畝歩　高三升　長八間　横三間五尺四寸　十左衛門　同所　一、下畑三歩　高三合　長三間　横壱間壱尺弐寸　甚之丞

同所　一、中下畑廿七歩　高三升六合　長五間四尺弐寸　横三間　同　人　同所　一、中ノ下畑拾五歩　高弐升　長四間三尺　横三間壱尺八寸　同　人

同所　一、中ノ下畑壱畝三歩　高四升四合　長五間壱尺八寸　横弐間四尺弐寸　権左衛門　同所　一、下畑弐畝三歩　高六升三合　長拾間　横弐間三尺六寸　同　人

同所　一、下畑壱畝拾弐歩　高四升弐合　長七間壱尺八寸　横五間五尺四寸　同　人　同所　一、下畑拾弐歩　高壱升弐合　長五間四尺弐寸　横弐間　庄右衛門

同所　一、下畑九歩　高九合　長六間三尺　横壱間三尺　与右衛門　同所　一、下畑拾五歩　高壱升五合　長七間　横弐間　同　人

同所　一、中ノ下畑九歩　高壱升弐合　長六間　横壱間四尺二寸　同　人　同所　一、下畑壱畝歩　高三升　長拾四間　横弐間壱尺弐寸　文右衛門

同所　一、中ノ下畑壱畝三歩　高四升四合　長六間四尺八寸　横五間六寸　法　円　寺　同所　一、下畑廿七歩　高弐升七合　長拾四間　横弐間　弥　兵　衛

同所　一、下畑壱畝三歩　高三升三合
同所　一、下畑壱畝六歩　高三升六合
同所　一、下畑拾五歩　高壱升五合
同所　一下畑拾弐歩　高壱升弐合
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝三歩　高三升三合
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝六歩　高三升六合
同所　一、下畑壱畝歩　高三升
同所　一、下畑壱畝歩　高三升

長拾四間三尺　横弐間壱尺八寸　惣右衛門　同所　一、下下畑壱畝六歩　高弐升四合
長拾四間　横弐間三尺六寸　伊兵衛　同所　一、下下畑壱畝三歩　高弐升弐合
長拾四間　横壱間　又兵衛　同所　一、下下畑廿四歩　高壱升六合
長拾弐間　横壱間　八十郎　同所　一、下ノ下畑九歩　高六合
長拾弐間　横弐間三尺　七右衛門　同所　一、下ノ下畑九歩　高六合
長拾四間　横弐間壱尺弐寸　市郎兵衛　同所　一、下ノ下畑拾八歩　高壱升弐合
長拾四間三尺　横弐間弐尺四寸　又右衛門　同所　一、下ノ下畑拾八歩　高壱升弐合
長拾四間三尺　横弐間　善右衛門　同所　一、下ノ下畑壱畝廿七歩　高三升八合
長拾四間三尺　横弐間　八左衛門　かちや沢　一、見付田廿四歩　高四升　（以下略）
長拾四間三尺　横弐間三尺六寸　市右衛門　右之寄　弐畝六歩　高壱斗九升八合
長拾四間三尺　横弐間　六右衛門　見付田　廿四歩　高四升
長拾四間　横弐間壱尺弐寸　加右衛門　中ノ下畑　七畝三歩　高弐斗八升四合

長拾四間　横弐間三尺　法円寺　九斗代
長拾三間三尺　横弐間三尺　利左衛門　五斗代
長拾弐間三尺　横弐間　延命院　四斗代
長八間　横壱間六寸　甚五左衛門
長八間　横壱間六寸　三右衛門
長九間　横壱間五尺四寸　十左衛門
長九間　横壱間五尺四寸　権左衛門
長九間　横六間三尺　祖右衛門
長八間弐尺四寸　横弐間四尺八寸　作左衛門

下畑　弐反五畝拾弐歩
高七斗六升弐合　三斗代
下ノ下畑　七畝拾弐歩
高壱斗四升八合　弐斗代
高合　壱石四斗三升弐合
此反別四反弐畝廿七歩
右者甲斐国八代郡車田村見取場検地依被仰付六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積相極者也
享保十七年子十二月

御代官　坂本新左衛門㊞
御勘定　村上佐五左衛門㊞
同　藤井治右衛門㊞
下役　佐藤新八郎㊞
雑賀　源蔵㊞
友部　丈助㊞
新居清太夫㊞
帳附　松井小兵衛㊞
田辺　弁蔵㊞
堀田　藤八㊞
春山幸右衛門㊞
案内　六左衛門㊞
甚之丞㊞
与右衛門㊞
忠右衛門㊞
儀右衛門㊞
十左衛門㊞
市右衛門㊞

右之通検地相極者也

筧播磨守㊞

紙数表紙共拾四枚

甲斐国八代郡東川内領熊沢村検地帳

上川原	一、下下田九歩	高弐升壱合	長五間 横弐間	治兵衛
同所	一、下下田九歩	高弐升壱合	長三間壱尺八寸 横弐間四尺弐寸	藤右衛門
同所	一、下下田六歩	高壱升四合	長三間壱尺八寸 横弐間壱尺弐寸	住安寺
同所	一、下下田九歩	高弐升壱合	長四間壱尺弐寸 横弐間	伝左衛門
同所	一、下下田拾弐歩	高弐升八合	長四間三尺 横弐間四尺八寸	三右衛門
同所	一、下下田壱畝歩	高弐升八合	長拾四間三尺 横弐間壱尺弐寸	八右衛門
同所	一、下下田壱畝九歩	高九升壱合	長拾壱間 横三間三尺	同人
同所	一、下下田拾弐歩	高弐升八合	長六間 横弐間	治郎左衛門
同所	一、下田壱畝九歩	高壱斗四合	長六間三尺六寸 横五間四尺八寸	治兵衛
同所	一、下田壱畝三歩	高八升八合	長八間 横四間壱尺八寸	太郎兵衛
同所	一、下田廿七歩	高七升弐合	長八間四尺弐寸 横三間壱尺弐寸	七郎左衛門
同所	一、下田廿四歩	高六升四合	長七間 横三間弐尺四寸	長左衛門

同所　一、下田廿七歩　高七升弐合
同所　一、下田壱畝歩　高八升
同所　一、下田拾弐歩　高三升弐合
同所　一、下田廿壱歩　高五升六合
同所　一、下田廿四歩　高六升四合
同所　一、拾五歩　高四升
同所　一、下田九歩　高弐升四合
同所　一、下下田六歩　高壱升四合
同所　一、下下田六歩　高壱升四合
同所　一、下下田六歩　高壱升四合
同所　一、下下田三歩　高七合
同所　一、下下田壱畝廿壱歩　高壱斗壱升九合

長六間　横四間四尺八寸　六郎右衛門
長五間四尺弐寸　横五間壱尺弐寸　源兵衛
長五間四尺八寸　横弐間壱尺八寸　与四右衛門
長五間四尺弐寸　横三間四尺六寸　佐右衛門
長四間壱尺弐寸　横三間四尺弐寸　同人
長五間　横四間四尺八寸　庄兵衛
長三間三尺六寸　横二間壱尺八寸　五兵衛
長三間　横弐間　五兵衛
長三間　横弐間三尺　十兵衛
長三間四尺弐寸　横壱間四尺八寸　与四右衛門
長弐間三尺六寸　横壱間四尺弐寸　庄兵衛
長拾三間　横四間　太郎兵衛

同所　一、下畑壱畝三歩　高三升三合
右之寄
下田　八畝廿壱歩　八斗代
高六斗九升六合
下下田　六畝拾八歩　七斗代
高四斗六升弐合
下畑　畑壱畝三歩　三斗代
高三升三合
高合　壱石壱斗九升壱合
此反別壱反六畝拾弐歩

長拾間　横三間壱尺弐寸　治兵衛

右者甲斐国八代郡熊沢村見取場検地依被仰付六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積相極者也

享保十七年子十二月

御代官　坂本　新左衛門㊞
御勘定　村上佐五左衛門㊞
同　藤井　治右衛門㊞
下役　佐藤新八郎㊞
同　雑賀　源蔵㊞
同　友部　丈助㊞
同　新井清太夫㊞
帳附　松井小兵衛㊞
〃　田辺　弁蔵㊞
〃　塚田　藤八㊞
〃　春山幸右衛門㊞
案内　五兵衛㊞
藤右衛門㊞
太郎兵衛㊞
次兵衛㊞
源兵衛㊞

右之通検地相極者也

筧播磨守㊞

佐右衛門㊞

紙数表紙共九枚

元文三年検地帳

「甲斐領八代郡常葉村新田検地帳」は元文三年午二月の日付があり、末尾に、

元文三年午二月　御代官　江守伝十郎㊞
手代新井縫右衛門㊞
〃　内田　伴蔵㊞
〃　岡本　専助㊞

と署名、黒印があるが、『甲州代官付』では、

甲府勤番松野豊後守支配ゟ出役、陣屋無之、右一所ニ被仰付、元文三午年願御免勤番へ帰役、支配之節三万石、大久保孫兵衛御預り所ニ成
江守伝重郎
元〆　市野　儀助
荒井幾右衛門

とあり、『甲州風土記』・代官歴代表にも「江守伝重郎・荒井幾右衛門」とあるが、いずれが正しいのであろうか。

検地役人は享保検地と同様、御代官と手代三名の小人数でぎょうぎょうしさはない。新田検地といっても常葉村では二町三反一畝三歩となかなか広い面積である。地名からみると栃代川、常葉川合流点あたりが洪水ではん濫し、川瀬の変ったところに新田開拓がおこなわれたのだろう。やはり田畑等級は下下田、見付田と悪い。

以下、常葉村新田検地帳、熊沢村の文政十一年子丑新田御水帳写腰張帳を載せる。

甲斐領八代郡常葉村新田検地帳（元文三年）

鳥居嶋	一、下下田廿四歩 高七升弐合	長六間 横四間	平右衛門
同所	一、下下田壱畝拾八歩 高壱斗四升四合	長七間壱尺八寸 横六間三尺六寸	同　人
同所	一、下下田壱畝三歩 高九升九合	長七間弐尺四寸 横四間三尺	甚之丞
竹嶋中瀬	一、下下田九畝廿壱歩 高八斗七升三合	長弐拾四間壱尺弐寸 横拾弐間	瀬兵衛
同所	一、下下田弐畝三歩 高壱斗八升九合	長八間壱尺八寸 横七間三尺六寸	同　人
同所	一、下下田三畝歩 高弐斗七升	長九間四尺八寸 横九間壱尺弐寸	久左衛門
同所	一、下下田壱畝廿四歩 高壱斗六升弐合	長拾三間三尺 横拾四間	慈恵院
同所	一、下下田五廿畝七歩 高五斗三升壱合	長弐拾間三尺八寸 横八間四尺弐寸	同　寺
同所	一、下下田壱畝拾五歩 高壱斗三升五合	長拾四間五尺四寸 横三間	重　三　郎

（中略）

御屋敷　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、下下田拾五歩　高四升五合
同所　一、下下田拾弐歩　高三升六合
同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
同所　一、砂畑廿四歩　高八合
同所　一、砂畑廿七歩　高九合
同所　一、下下田壱畝拾八歩　高壱斗壱升四合
同所　一、砂畑壱畝拾八歩　高壱升六合
同所　一、砂畑廿四歩　高八合
同所　一、下下田弐畝歩　高壱斗八升

長五間　横弐間壱尺八寸　八郎左衛門　同所　一、下下田拾五歩　高四升五合
長八間三尺　横壱間四尺八寸　同　人　同所　一、砂畑壱畝六歩　高壱升弐合
長八間　横壱間三尺　与一左衛門　同所　一、砂畑壱畝歩　高壱升弐合
長七間弐尺四寸　横壱間三尺六寸　同　人　同所　一、下下田拾八歩　高五升四合
長七間四尺八寸　横壱間三尺　同　人　同所　一、下下田壱畝歩　高九升
長八間　横壱間三尺　同　人　同所　一、下下田廿壱歩　高六升三合
長拾五間壱尺弐寸　横壱間参尺六寸　治右衛門　同所　一、下下田拾弐歩　高三升六合
長拾弐間壱尺弐寸　横弐間壱尺弐寸　同　人　源太屋敷　一、下下田拾五歩　高四升五合
長拾六間　横三間　同　人　同所　一、下下田壱畝拾八歩　高壱斗四升四合
長拾弐間　横四間　次郎左衛門　同所　一、砂畑拾弐歩　高四合
長拾弐間　横弐間　同　人　同所　一、下下田壱畝拾五歩　高壱斗三升五合
長拾五間五尺四寸　横三間四尺八寸　治右衛門　同所　一、下下田壱畝三歩　高九升九合

長四間三尺　横三間壱尺八寸　同　人
長八間四尺弐寸　横四間六寸　与一左衛門
長九間　横四間　八郎左衛門
長四間三尺　横四間　清右衛門
長八間　横三間四尺八寸　太郎兵衛
長七間四尺弐寸　横弐間四尺弐寸　五郎兵衛
長四間壱尺弐寸　横弐間四尺八寸　徳兵衛
長九間四尺八寸　横壱間三尺　与一左衛門
長拾間三尺六寸　横四間三尺　正円寺
長八間　横拾壱間三尺　同　寺
長八間　横五間三尺六寸　加兵衛
長八間一尺八寸　横四間　宗仙院

源太屋敷　一、下下田壱畝六歩　長九間五尺四寸　横拾三間三尺六寸　辰之助
高壱斗八合
同所　一、下下田壱畝六歩　長拾間壱尺八寸　横三間三尺　勘左衛門
高壱斗八合
同所　一、下下田九歩　長四間　横弐間壱尺弐寸　忠左衛門
高弐升七合
同所　一、下下田六歩　長四間三尺六寸　横壱間弐尺四寸　伝右衛門
高壱升八合
同所　一、下下田壱畝拾弐歩　長拾壱間　横三間四尺八寸　金右衛門
高壱斗弐升六合
同所　一、下下田廿壱歩　長拾間三尺　横弐間　清右衛門
高六升三合
同所　一、下下田拾弐歩　長七間弐尺四寸　横壱間三尺六寸　弥右衛門
高三升六合
よばわり石一、葭畑弐反九畝拾弐歩　長七拾間四尺弐寸　横拾壱間三尺　加左衛門
高壱斗四升七合
杉木向　一、葭畑六反壱畝拾八歩　長二百間五尺四寸　横九間壱尺弐寸　同　人
高三斗八合
嶋ノ前　一、葭畑壱反三畝拾弐歩　長六拾七間　横六間　同　人
高六升七合
右之寄
下下田六反七畝拾八歩　九斗代
高六石八升四合
見付田三反三畝六歩　八斗代
高弐石六斗五升六合

砂畑弐反五畝廿七歩　壱斗代
高弐斗五升九合
葭畑壱町四畝拾弐歩　五升代
高五斗弐升弐合
高合九石五斗弐升壱合
此反別弐町三反壱畝三歩
右者甲斐国八代郡常葉村新田検地依被仰付六尺一分間竿を以壱反三百歩之積相極者也
元文三年午二月
御代官　江間伝十郎印
手代　新井縫右衛門印
〃　内田　伴蔵印
〃　岡本　専助印
案内　与市兵衛
彦左衛門
八郎左衛門
与一左衛門
市四郎
源兵衛

子丑新田御水帳写腰張帳（文政十一年）

子十一月　日　西八代郡熊沢村

上河原　一、下下田九ト　長五間　横弐間　庄左衛門
同所　一、下下田九ト　長三間一尺八寸　横弐間四尺弐寸　市右衛門
同所　一、下下田六ト　長三間壱尺八寸　横弐間壱尺弐寸　同　人
同所　一、下下田九ト　長四間壱尺弐寸　横弐間　儀右衛門
同所　一、下下田拾弐ト　長四間三尺　横弐間四尺八寸　同　人

上河原	一、下下田壱畝ト	長四間三尺 横弐間壱尺弐寸	源右衛門	
同所	一、下下田壱畝九ト	長拾壱間 横三間三尺	同　人	
同所	一、下下田拾弐ト	長六間 横弐間	萬兵衛	
同所	一、下田壱畝九ト	長六間弐尺六寸 横五間四尺八寸	孫右衛門	
同所	一、下田壱畝三ト	長八間 横四間壱尺八寸	同　人	
同所	一、下田弐拾七ト	長八間四尺弐寸 横三間壱尺弐寸	同　人	
同所	一、下田弐拾四ト	長七間 横三間弐尺四寸	庄兵衛	
同所	一、下田弐拾七ト	長六間 横四間四尺八寸	喜兵衛	
同所	一、下田壱畝ト	長五間四尺弐寸 横五間壱尺弐寸	善左衛門	
同所	一、下田拾弐ト	長五間四尺八寸 横弐間壱尺八寸	同　人	
同所	一、下田弐拾壱ト	長五間四尺弐寸 横三間三尺六寸	常右衛門	
同所	一、下田弐拾四ト	長五間 横四間四尺八寸	同　人	
同所	一、下田拾五ト	長四間壱尺弐寸 横三間四尺弐寸	同　人	
同所	一、下田九ト	長三間三尺六寸 横弐間壱尺八寸	重左衛門	
同所	一、下下田六ト	長三間 横弐間	同　人	
同所	一、下下田六ト	長三間 横弐間三尺	喜兵衛	
同所	一、下下田六ト	長三間弐尺四寸 横壱間四尺弐寸	同　人	
同所	一、下下田三ト	長弐間三尺六寸 横壱間四尺弐寸	同　人	

同所	一、下下田壱畝弐拾壱ト	長拾三間 横四間	周兵衛	
同所	一、下畑壱畝三ト	長拾間 横三間壱尺弐寸	庄左衛門	
	右寄			
	下田八畝弐拾壱ト		八斗代	
	高六斗九升六合			
	下下田六畝拾八ト		七斗代	
	高四斗六升弐合			
	下畑壱畝三ト		三斗代	
	高三升三合			
	高合壱石壱斗九升壱合			
	此反別壱反六畝拾弐ト			
	右者甲州八代郡熊沢村見取場検地依被仰付六尺壱分間竿を以壱反三百歩之積リ相極者也			
	享保十七子十二月　日			
	御代官　坂本新左衛門			
	御勘定所　村上佐五右衛門			
	同　藤井治右衛門			
	筧播磨守			

丑年新田検地改帳

前河原	一、見付畑壱畝拾弐ト	長九間 横四間三尺六寸	丈右衛門	
同所	一、見付畑拾五ト	長七間三尺 横弐間	庄左衛門	
同所	一、見付畑拾五ト	長八間 横壱間四尺四寸	同　人	
同所	一、見付畑拾弐ト	長九間 横壱間三尺	同　人	

（中略）

前河原	一、下下田壱畝六ト	長六間弐尺四寸 横五間三尺	同	人
同所	一、下下田拾八ト	長五間弐尺四寸 横三間壱尺弐寸	同	人
同所	一、下下田弐拾壱ト	長五間壱尺弐寸 横四間	同	人
同所	一、下下田弐畝拾五ト	長拾間壱尺弐寸 横七間弐尺四寸	庄左衛門	
同所	一、下下田弐拾七ト	長九間壱尺八寸 横六間	同	人
同所	一、下下田壱畝弐拾壱ト	長八間 横六間三尺	庄右衛門	
同所	一、下下畑拾八ト	長七間三尺 横弐間壱尺八寸	周	兵衛
同所	一、下下畑壱畝三ト	長八間 横四間	周	兵衛
同所	一、下下田壱畝三ト	長八間壱尺弐寸 横四間	同	人
同所	一、下下田壱畝弐拾四ト	長拾壱間弐尺四寸 横四間四尺弐寸	忠右衛門	
同所	一、下下田壱畝弐拾四ト	長九間三尺 横五間四尺弐寸	正	兵衛
同所	一、下下田弐拾四ト	長六間 横四間	兼	兵衛
同所	一、下下田壱畝六ト	長拾間壱尺弐寸 横三間壱尺弐寸	新	八
同所	一、下下田弐拾壱ト	長拾間 横弐間	庄	兵衛
同所	一、下下田九ト	長四間四尺八寸 横弐間	藤右衛門	
同所	一、下下田弐拾四ト	長五間四尺八寸 横四間	五	兵衛
同所	一、下下田壱畝ト	長拾間 横三間	周	兵衛
同所	一、下下田拾弐ト	長四間四尺八寸 横弐間弐尺四寸	藤右衛門	

右之寄

下下田弐反五畝弐拾四ト　七斗代
高壱石八斗六合
下下畑弐畝拾ト　弐斗代
高四升八合
見付畑壱反三畝六ト　壱斗代
高壱斗三升弐合
高合壱石五斗八升六合
此反別四反壱畝拾弐ト
延享二年丑二月　日

小川新右衛門
石川　劭助
花村文右衛門

右者御水帳写腰張書皆仕候処無相違御座候　以上
文政十一年子十一月　日

立合人　八　兵　衛
藤右衛門
伊左衛門
五　兵　衛

紙数拾六枚但し表紙共

第四節　貢租の変遷と諸掛り

一、概説

わが国における農業は弥生時代に普及したと考えられ、水田耕作を主とした農業に携わる人々を農民と呼び、わが国の主要産業として位置づけられてきた。本節では近世における農民の農業生産に課せられた貢租の歴史をたどり、農民生活の一部を明らかにしようとするものである。

社会の身分制度が固定化されたのは、豊臣秀吉による「刀狩り」以降といわれている。甲斐国が武田家による支配を受けていた時代、甲斐軍団と呼ばれた強壮な兵士たちは、日常は農を営み、戦時には武器を取って戦った。いわば兵農が分離しない生活を過ごしていた。武田家の敗北はそこに

原因があったと史家は指摘している。すなわち武田家を倒した織田・徳川の連合勢は、兵農を分離した専門の戦闘軍団であった。とすれば中世の終わりから近世の初めにかけて、兵農を分離し、「士」と「農民または百姓」という身分制度が作られていったことになる。この意義から本節では貢租について述べることにする。

徳川幕府や全国各地の藩主たちは幕藩体制の経済をささえる力は、本百姓にありとしていた。本百姓とか高請または高持百姓と呼ばれた百姓は自作の百姓で、検地の結果、課税の対象となる田畑、すなわち高請の田畑を耕作している百姓を呼称した言葉である。これに対して自分の田畑を持たず、他人の田畑の小作や日雇いで暮した農民を水呑み百姓（水呑）といった。村役人以外の村の大多数をしめる一般農民は小前と呼ばれた。延宝四辰（一六七六）年の町内釜額村諸色明細帳には、

延宝四年
甲州八代郡東川内領釜額村明細帳

前略

一、家数拾四軒　内九軒　本百姓
　　五軒　水呑

後略

と記されている。狭隘な河内領の諸村にあっては、本百姓と呼ばれる規模の百姓となることは容易ではないことがわかる。

二、貢納の方法

貢納の仕組みには二種類の方法があった。一つは検見取りの方法であった。これは本百姓が耕す田畑には「これだけの収穫がある」という基準の石高が定められていて、その石高に税率をかけるとその年の年貢高が算出される。当時の農業は現在よりも天候に左右されやすかったので、その年の税率は収穫前に行われる「検見と坪刈り」によって定められた。

検見の時は代官所から村々に検見廻村の日程が通達され、検見役人が出張って「坪刈り」を行って定めた。「坪刈り」とは一坪（三・三平方メートル）の田を区切って稲を刈り、籾の出来具合を調査し、それによりその年の収穫高を決定するのである。

もう一つは定免という年貢の掛け方である。この方法は、何年間かの収穫高の平均から、毎年一定の年貢高を決めて上納する仕組みである。何か年と期間を区切った定免がほとんどである。次の定免割付に関する資料は根子村をはじめ、年こそちがえ、ほとんど村に残されている。

寅ゟ午迄五ヶ年定免御年貢可納割付之事

甲斐国八代郡
根子村

一、高三拾九石九斗九升九合
　此取米拾石九斗六合
　　此訳
　高四石七斗八升弐合　田方
　内四斗壱升六合　前之川欠引
　残四石三斗六升六合
　　此取米弐石八斗五升壱合
　　内
　高三石九斗三升八合　田方
　　取米弐石七斗四升八合
　高四斗弐升八合　田畑成
　　取米壱斗三合
　高三拾五石弐斗壱升七合
　　壱石六升三合　前之川欠山崩引

内三石九斗　同荒地引
三斗八升　午山崩引
小以五石三斗四升三合
残弐拾九石八斗七升四合
此取米八石五升五合
内
高弐拾七石壱斗三升八合　畑方
取米　六石八斗四升壱合
高弐石七斗三升六合
取米　壱石弐斗壱升四合
一、高四石五斗七升六合　同所新田　畑方
此取米五斗九升五合
取米合拾壱石五斗壱合
外
一、田九反九畝拾八ト　見取
取米七斗四升七合
一、米八升　六尺給米
一、永百文　御蔵前入用
納合米拾弐石三斗弐升八合
永百文

右者当寅ゟ午迄五ヶ年定免依願書面之通相極候条　大小百姓入作之者迄立相無高下是割賦来ル極月廿日限急度可会皆済者也

延享三年寅十月　小川新右衛門

差上申一札之事
当子年より辰年迄五ヶ年定免

八代郡　根子村

一、高四拾四石五斗七升五合
此反別　廿八町八反七畝拾ト
内　高三石三斗六升
此反別　七反七畝拾八ト　諸引
残高四拾壱石弐斗壱升五合
此反別弐拾七町九畝弐拾弐ト
此取米　拾六石七升六合
内　米弐升壱合　去亥増
同　壱合　定免切替増
同　弐升　免直増

私共村方当子定免切替ニ付改受奉願候所増米御吟味御伺之上右之通御下知之趣被仰渡候間年季中米金御触日限無遅滞相納譬風水旱損等之年柄ニ而モ三ト以上之損毛ニ不相当は勿論畑方ハ何様之損毛有之共実等ニ御引方無之旦田畑損地出来候共小前持高十分一ニ不相当分定免年季中御引方ニ被仰付候間其段相心得小前惣連印之証文可差上者被仰渡承知奉畏候依之御請証文差上申依如件

元治元年
子九月　日　五右衛門
外五拾名

右

根子村
名主　儀右衛門
長百姓　利兵衛
百姓代　永右衛門

市川御役所

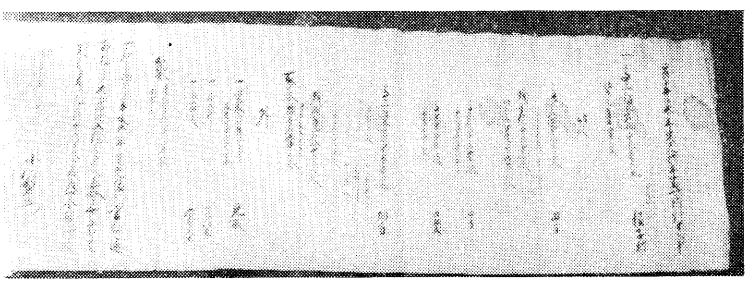

延享３年定年貢割付（根子区蔵）

前二通の文書は、延享三寅年の「定免御年貢可納割付之事」と元治元子年の「定免御請証文」ともいうべき一札である。両方とも定免は五ヶ年の

年季で請けている。延享三年の資料は石和代官小川新右衛門（元文五申（一七四〇）年より延享四卯（一七四七）年在職）が命令しているので、市川代官所設置以前は東河内諸村が石和代官所管下にあったことが伺える。根子村は資料から見ると非常に長い間定免を続けているようで、延享から元治までとすると実に一二〇年もの間定免を続けてきたといえるが、二枚の文書からだけでは十分知ることはできない。

定免割付の形式は、甲斐三郡の村々とも同様の文書が残っている。貢納割付についても「極月廿日限急度可令皆済者也」とあり、十二月二十日までに惣百姓に徹底し、皆済すべしと厳しい調子で書かれている。

定免の条件は、「年季中にたとえ風水干損等」とあるように、自然災害でも三分以上の損害がでない場合は減免（御引方）しないこと、また「田畑損地」といって川欠、山崩れ等による損地も小前持高（百姓一人一人が上納する高）の十分の一に相当しない場合も減免しないということを承知して、小前百姓が惣連印して御請証文を差し出していることからも、非常に厳しい内容だったことが分かる。

定免の規則は三分以上の損害でなければ破約することはなく、それ以上の損害であった場合は破免といって、その年限りの年貢の減免を臨時の検見によって決めていた。

根子村では定免切替について増税されていることが伺われる。「定免切替増」「免直増」がそれである。

こうして年貢が割付けられると、その取り立てはすべて村役人に任せられ、村方では五人組をとおして各家に割付けられ、指定の期限内に各家々から小割高を集めるのである。

貢納に関する村方文書には「御年貢割付」と「御年貢皆済目録」とがある。郷帳と合わせて地方三帳と呼ばれた。

御代官所村方江申渡書付

午三月　　八代郡　岩下村

前略

一、御年貢割付並皆済目録　大小百姓壱人も不残遂披見　銘々得と及呑込　無高下割合候旨印形可致置候　毎度令吟味常々入念帳面書物江印形用百姓疑出入無之様可仕置事

右のような「割付」と「皆済目録」を百姓全員に見せ、一人一人が納得して捺印するように致すこと、毎度入念に帳面に記載し、捺印して百姓に疑念のないようにしておくことと、厳しく申し渡している。「皆済目録」は、代官所から村方へ出す年貢請取証のことで、皆済勘定目録とも記され代官名で次のように書かれ捺印されている。

前書之通皆済相違無之ニ付令奥印者也

代官名　印

右村　名主

惣百姓

これに対し年貢上納の際、村方から代官所へ差し出す明細書があり、「年貢勘定目録」といわれ、時には代官の裏判で「皆済目録」にかえられたこともあった。

本町内にも旧村名主文書の中に、御年貢割付と御年貢皆済目録が保存されている。

甲州河内領北川村子御成ケ割付之事

一、高七拾六石五斗七升壱合　高　辻　　五八村
寺所村
峯　村
久保村
大山村

内　七斗七升壱合　田永流
　　弐升九合　畑永流
残　七拾五石七斗七升壱合　有高
　此取弐拾七石五斗六合
一、高弐石八斗弐升
　此取五斗六升四合
　外
一、米三石三斗四升八合　紙漉舟役
一、米四斗三升弐合　臨時物
右当子御成ヶ如此相極之間名主惣百姓立合　無高下様ニ割付来極月廿日已前急度可致皆済者也
　貞享元年子十月　　平次郎右　印
　　北川村
　　名主百姓

貞享元（一六八四）年、三〇〇年前の文書である。右の御年貢割付を受けて、在方各村では五人組から各戸へと割付がなされ、指定の日限内に各戸からの小割高が村役人によって集められ、毎年極月（十二月）の日限で上納されていた。御代官の署名は資料のように、略されて書かれることがある。北川村資料の「平次郎右」とあるのは平岡次郎右衛門のことで、平岡は享保前後、御代官触頭として勤めた。『御支配代々記』には延宝八（一六八〇）年より元禄十二（一六九九）年まで石和代官として在職のことと記されている。『岩間村誌』には天和元（一六八一）年より宝永元（一七〇四）年までとあり年号にずれがあるが、いずれそのころのことであろう。その外の資料によっても明確ではない。また外の氏名も、

小川新右衛門――小　新右衛門
亀田三郎兵衛――亀　三郎兵衛
小宮山杢之進――小宮山　杢進

などと名字か名前のどちらかが略されている。

甲斐国河内領三沢村辰御成ヶ割付之事
一、高三百八拾壱石三斗弐升壱合　高辻
　三石八斗五合　田永流
　内　壱斗九升三合　田堰代
　弐拾五石三斗四升五合　田水損引
　九斗弐升　畑同断
　残　三百五拾壱石五升八合　有高
　此取百七石四斗八升
一、高壱石弐斗七升五合　刈生
　此取四斗弐升五合
　外
一、米弐斗壱升六合　紙漉船役
一、米壱石六斗六升弐合　臨時物
右当辰御成ヶ如此相極候上者名主惣百姓立合無高下様割付来極月廿日以前ニ急度可致皆済者也
　元禄元辰年十一月　　平岡次郎右衛門

卯御年貢可納割附之事　　三沢村
　　名主
一、高　四拾壱石壱斗四升弐合　　八代郡　大炊平村
　此わけ
　田高拾壱石七斗四升五合
　三斗三升　前々掘代引
　内　八斗壱升八合　前々川欠山崩引
　壱石六斗九升弐合　卯川欠山崩石砂入引

小以　弐石八斗四升
残　八石九斗五升
此取米六石四斗三升五合
畑高弐拾九石三斗九升七合
三石九斗六升三合　前々荒地引
内　三斗四合　卯山崩山押石砂入引
小以四石弐斗六升七合
残　弐拾五石壱斗三升
此取米六石三斗六升八合
一、高九斗五升三合　畑方　同所新田
此取米弐斗弐升八合
取米合拾三石三升壱合
外
一、八文七ト　去辰ゟ　竹藪小物成

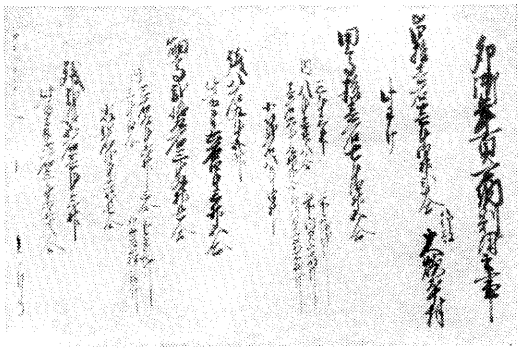

宝暦９年御年貢割付（大炊平区蔵）

一、此反別弐畝弐拾七ト
一、米八升四合　六尺給米
一、永百五文弐ト　郷蔵前入用
一、永三拾五文　去寅政出　山手永
一、米弐升五合　郷伝馬宿入用
納合　米拾三石壱斗四升
永百四拾八文九ト
右者卯から来ル未迄五ヶ年定免当卯御成箇書面之通相極候条村中大小之百姓入作之者迄立合無高下令割合来ル極月廿日限急度可皆済者也
宝暦九年卯十月
金井平三郎㊞
右村名主
惣百姓　㊞

巳御年貢可納割附之事
卯ゟ巳迄三ヶ年定免　甲州八代郡　常葉村
一、高三百六拾壱石六斗壱升三合
此訳
田高　弐百拾壱石四斗四升四合
内高四拾七石五斗弐升三合　前々并戌子山崩川欠石砂入戌川欠川成石砂入去子川欠川成山崩石砂入引
残高　百六拾三石九斗弐升壱合
此取米九拾壱石四斗三升　去辰同
内
高九拾四石九升六合　本途
此取米六拾七石九斗九升六合
高四拾壱石六斗壱升　丑寅起返
此取米弐拾八斗五合
高弐石壱升八合　去辰卯起返
此取米七斗弐升六合
高拾壱石壱斗六升八合　去辰起返
此取米壱石四斗五升弐合
高拾五石弐升九合　去辰亥地成起返
此取米四斗五升壱合
畑田成高四拾石弐斗三升五合
内高壱石三斗壱升五合　前々山崩川欠石砂入戌川欠石砂入去子川欠山崩石砂入川成引
残高三拾八石九斗弐升
此取米六拾石七斗九升五合　去辰同
内
高三拾八石五斗　本途
此取米六拾石六斗四升四合
高四斗弐升　去々卯起返

此取米壱斗五升壱合
畑高九拾七石九斗三升五合
高五石六斗五升壱合　前々堰代引
内　高五石弐斗七合　前々并戌子山崩川欠石砂入去ル子
川欠山崩石砂入川成引
小以高拾石六斗七升八合
残高八拾七石弐斗五升七合
此取米弐拾九石八斗九升弐合　去辰同
内
高八拾石五斗四升五合　本途
此取米弐拾八石九斗八合
高弐斗壱升　屋敷成
此取米壱斗弐升五合
高壱石八斗八升八合　寅改去酉以前起返
此取米三斗七升八合
高四石三斗九升九合　年々起
此取米四斗四升
高八升壱合　去ル寅起返
此取米弐升八合
高壱斗三升四合　去辰起返
此取米壱升三合
田畑成高拾壱石九斗九升九合
内高壱斗五升三合　去ル子川欠川成山崩石砂入引
残高拾壱石八斗四升六合
此取米三石四斗六升六合　去辰同
内
高拾石八斗壱升壱合　本途
此取米三石壱斗四合
高壱石三升五合　去寅起
此取米三斗六升弐合

右同断
一、高拾弐石三斗四升六合　同所新田
此訳
田高八石六斗五升六合　前々并戌子山崩川欠石砂入成川欠
内高七石六斗壱升八合　石砂入去ル子川欠川成石砂入引
残高壱石三升八合
此取米八斗五合　去辰同
畑高三石六斗六合
内高三斗三升四合　前々并戌川欠石砂入去ル子川欠石砂入引
残高三石弐斗七升弐合
此取米六斗九升　去ル辰同
田畑成高八升四合
此取米三升　去ル辰同
取米合百八拾七石壱斗八合
内米弐石八斗五升四合　畑方引
残米百八拾四石弐斗五升四合
外
一、永百九拾四文七ト　竹藪小物成
此反別三反八畝弐拾八ト
一、永百七拾三文　山役永
一、永三拾文　金掘役
御伝馬宿入用
一、六尺給米　御林守相勤候ニ付免除
御蔵前入用
一、御林四拾八町ト　壱ケ所
納合　米百八拾四石弐斗五升四合
永三百九拾七文七ト
右者当巳定免御取箇書面之通候条村中大小之百姓入作之もの迄不残立会無甲乙割合之来ル極月十日限急度可致皆済もの也

文政四巳年十月　林金五郎㊞

右　村
名　主
長百姓
惣百姓

卯御年貢米金皆済勘定目録

北河村

一、米弐拾弐石六斗六升八合　本途
一、米五斗六升四合　刈生
一、米三石三斗四升八合　紙漉船役
合米弐拾七石六斗五合

此　訳

米七石七斗三升四合　小切金納
此金壱両三分　永百拾九文　但シ壱両四石壱斗四升かへ
米五石壱斗五升六合　大切金納
此金七両弐分　永百三拾八文　但シ壱両ニ六斗七升五合かへ
米拾四石七斗壱升五合　米納

納合
金九両弐分　永七文
米拾四石七斗壱升五合
此表　四拾表三斗壱升五合
此払

印）金九両弐分　永七文　度々上納
印）米四拾表　江戸御廻米
印）米六升五合　大豆代米
此大豆壱斗三升
㊞内　六升五合　江戸納　但米一升ニ大豆弐升かへ
六升五合　甲府納　端米代金納
印）米弐斗五升
此金壱分　永百弐拾文　但シ金壱両六斗七升五合かへ

払合　金九両三分　永百弐拾七文
米四拾表六斗五合

外

一、永三百拾弐文　去ル戌年之通納
一、米壱斗六升弐合　去ル卯水夫給米
此永百九拾六文　但弐斗七升五合かへ
一、永弐百九十文　去ル卯秋以降御入用金
一、永五百五拾壱文　当辰春以降御入用金
一、永弐百六拾七文　去ル寅諸国但割并去卯牢屋御普請入用
右之通去卯御年貢米金納払御手形ヲ以御勘定仕上ケ申候若相違之義御座候ハ者
記書シ指上可申候　以上

正徳二辰年六月　東河内領北河村
名　主　平兵衛
長百姓　五兵衛
〃　茂左衛門

表之通去卯御年貢米金皆済ニ付書替如斯候若相違之儀於有之者可為反故者也

辰七月十九日　竹尾吉左衛門㊞

右の資料は正徳二辰年六月とある。西暦一七一二年で本町内の皆済勘定目録としては古い方の資料である。

さきに述べたように貢納は、

1 御年貢割付
2 御年貢皆済目録
3 御年貢皆済勘定目録

の三種の書類が必要となる。順序としては役所からの「御年貢割付」を受けて、村方惣百姓に割付け、その結果を「御年貢皆済勘定目録」として、定められた日限内に御年貢と一緒に代官所に提出する。代官所では正規の請取証としての「御年貢皆済目録」を村方に与える。が、時には「御年貢皆済勘定目録」に代官の裏判をおして「御年貢皆済目録」に代えることが

ある。右の北川村資料は、そのように村方から提出した勘定目録（御年貢納入の明細帳）に裏判して皆済目録に代えたものである。署名の竹尾吉左衛門は当時の甲斐国守柳沢家の代官衆の一人で、享保四年の『御家中御役人付』によると石高八五石であった。

他の資料はすべて皆済目録で、貢租の内容が、本途・小物成・口米等の諸内訳が明らかである。

午御年貢皆済状之事

八代郡水船村

一、米六石三斗六升八合　本途
一、米弐斗八升九合　口米
　内九升八合　公納
一、米六升　六尺給
〆六石七斗壱升七合
　此わけ
米弐石壱斗弐升三合　小切
　此金弐分　永拾弐文八ト
米四石五斗九升四合　大切
　此金四両壱分　永弐百弐拾五文九ト
一、永七拾五文六ト　御蔵前入用
一、金弐分　永百拾弐文三ト　川除割
一、永四文九ト　祭礼入用
一、永八文七ト　己御金駄賃午陣屋繕入用
一、永四文弐ト　歩銀

納合　金五両弐分　永百九拾四文四ト

右者去午御年貢并小物成米金諸懸物共書面之通皆済之処仍如件

享保十二年未六月　中村曾太夫
　土肥八兵衛

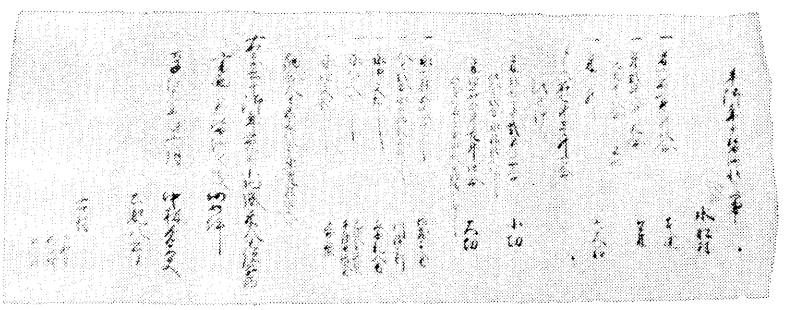

享保12年御年貢皆済状（水船区蔵）

右村　名主　長百姓　百姓代

享保十四酉御年貢皆済目録

甲州八代郡　熊沢村

高三拾九石六斗九升八合

一、米拾壱石三斗五升七合　本途見取
一、米壱斗七升五合　公約口米
一、米三斗四升壱合　三升口米
一、米七升九合　六尺給米
　此掛高三拾九石五斗壱合
　但百石ニ付米弐斗宛
米合拾壱石九斗五升弐合
　此　訳
米三石七斗八升六合　小切金納
此代金三分　永百六拾四文五ト
　但金壱両ニ付米四石壱斗四升
米弐石五斗弐升四合　大切金納
　此代金弐両　永百四拾壱文八ト　但米拾五石ニ付
米弐斗六升壱合　金弐拾九両弐分永弐百文
　此代永弐百弐拾壱文五ト　端米金納
米五石四升　但右同断
　米納

米三斗四升壱合
　此代永百六拾壱文弐ト

外

一、永九拾八文七ト
　此懸り高三拾九石五斗壱合
一、永百四文三ト
　此懸り米五石四升
一、金壱分　永弐百四拾七文九ト
　此懸り高三拾九石五斗壱合
一、金弐分　永六拾三文弐ト
　此懸り高右同断
一、永七文三ト
　此懸り高右同断
一、永弐拾七文四ト
　此懸り高村高不残
　是ハ酉八月ゟ当六月迄之分
一、永四文弐ト　米納懸り
一、永八文六ト　役高懸り
一、永三文四ト
　此銀弐分
　此懸り金四両永三拾五文六ト
納合　米五石四升
　金四両三分　永四文
右之通去酉御年貢并諸掛物共ニ米金度々相納候
小手形差出シ令皆済所依如件
　享保十五年戌八月
　　坂本新左衛門手代
　　樋口五右衛門㊞

三升口米金納
　但米三拾五石ニ付
　　金拾六両弐分永五拾文かえ

御蔵前入用
但米百石ニ付永弐百五拾文つゝ
江戸甲府欠代并青柳御蔵地年番賃
但米百石ニ付永弐貫七拾文壱ト七り
甲州申川除入用
御取替返納
酉秋戌春川除入用金

酉年祭礼入用
但高百石ニ付永拾八文三ト九リ壱も余
初金駄賃宰料　入用
御陣屋修復并水夫
但高百石ニ付
　永六拾八文九ト五リ六毛
甲府小場入用　申七月より戌六月迄
右同断

御金下改歩銀
但両替五拾八匁
　金百両ニ銀五匁

稲垣円右衛門㊞
田部井　仙助㊞
　右村
　　名　主
　　惣百姓

御年貢関係の資料は大体以上であるが、八坂村の資料は時代は異なるがが、割付、定免、皆済と揃っているので三資料を比較してみることとする。

元禄五申（一六九二）年十一月、正徳二辰（一七一二）年十一月、享保十五（一七三〇）年八月の三十八年間にわたる資料である。

甲斐国八代郡八坂村申御成ケ割

一、高弐石四斗五升七合　当流
　内壱斗五升七合
　残弐石三斗
　此取壱石八升
一、高四石九斗九升壱合　同所新田
　内四升八合　永引
　弐石五斗壱升六合　当流
　残弐石三斗七升七合
　此取九斗壱升四合

外

一、米三升
右之通リ当申御成ケ取極候間惣百姓立会無高下致割合来ル極月十五日已前ニ急度可皆済者也
　元禄五申年十一月
　　平岡治郎右衛門㊞
　　右　村

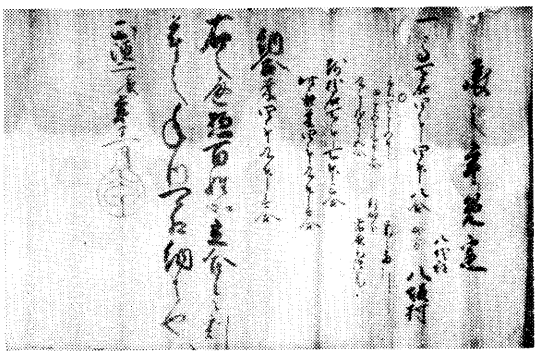

元禄5年御成ケ割付（八坂区蔵）



正徳2辰之年定免（八坂区蔵）

辰之年免定　　八代郡

名主　　八坂村

百姓中

一、高七石四斗四升八合　　畑方

内

三石七斗五升　　前々当引

内三石五斗九升三合　　新畑分

九斗二升三合　　当辰毛付荒引

此取米　四斗九升壱合

納合米　四斗九升壱合

右之通惣百姓等立合令割付之年内可相納者也

正徳二辰年十一月　　八坂村

名主

百姓

享保十四酉御年貢皆済目録

甲斐八代郡

八坂村

高七石四斗四升八合　　本途

一、米七斗六合　　公納口米

一、米壱升壱合　　三升口米

一、米弐升一合

米合七斗三升八合

此わけ

米弐斗三升五合　　小切金納

此代永五拾六文八ト　　但金壱両ニ付

米四石壱斗四升かへ

米五斗三合　　大切金納

此代金壱分永百三拾八文　　但米三拾五石ニ付

金弐拾七両かへ

外

一、五文壱ト　　御金給賃塞料

陣屋修復並水夫　入用

此懸高村不残　　但高百石ニ付永六拾八文

九ト五厘六毛内

是ハ酉八月ゟ当戌六月迄三分

一、永四ト　　御金下改歩銀

此銀弐匁　　両かへ五拾八匁

金百両銀五匁つゝ

此懸金壱分永百九拾四文八ト

印納合金　壱分永弐百文三ト

右之通去酉御年貢幷諸掛物共ニ米金度々相納小手形差出し令皆済所依如件

享保十五年戌八月　　坂本新左衛門手代

樋口五右衛門㊞

稲垣圓右衛門㊞

田部井　仙助㊞

右村　名主

惣百姓

八坂村の古い資料からみると、八坂村の総高七石四斗八合は依然変わらず、御年貢は壱石九斗九升四合を大小切金納で、合わせて壱分銀と銭弐百文余を納めたことが分かる。当時の五公五民というのは平地のことで、山間部はそれより低かった。

辰皆済目録　　甲斐国八代郡桃ケ窪村

高六石五斗弐升六合

一、米壱石壱斗三升三合　　本途

内米三斗三升九合　三ト通御捨免引

残米七斗九升五合　　小切金納

米弐斗六升四合

代永六拾三文八ト

米壱斗七升六合　　大切金納

代永四両四拾弐文五ト　　定金納

米三斗五升弐合

代永八百八拾五文

一、永拾四文　　小物成

掛米七斗九升五合

一、米三升六合　　口米

米壱升弐合　　公納口米

代永三拾文五ト

内米弐升四合　　三升口米

代永六拾五文三ト

一、永四ト　　口永

一、米四合　　御伝馬宿入用

代永拾文九ト

一、米壱升三合　　六尺給米

代永三拾五文三ト

一、永拾六文三ト　　御蔵米入用

納合　永壱貫五百五拾八文七ト

外

掛高六石壱斗七升弐合　　川除郡中割

永百三拾八文九ト

永壱文四ト　　包分銀

永三文九ト　　御金才領入用

掛高同断

永弐文五ト　　甲府御蔵小揚役高掛

永六拾壱文　　陣屋修復入用

永拾六文弐ト　　郡中惣代給

小以永弐百弐拾七文七ト

都合永壱貫七百八拾六文四ト

右者去辰御年貢本途其外共書面之通令皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡もの也

明治二巳年四月　成勘左衛門㊞

右村

名主

長百姓

百姓代

三　税の種類

税の種類は様々であるが、資料から考察すると次のようなものがある。

「本途」というのは高請地に課せられる主税で、田方と畑方とに区別されている。「本途」とか「本途物成」と記されていて、その納入方法は後述の大小切税法によって上納される。大小切税法について甲州人の多くは「信玄公以来永世変わらす花押をもって定めた甲斐の国法」と考えているが、史実は信玄時代にさかのぼるかどうかは明確ではない。

「小物成」は雑税であって、山林・原野などの樹木、下草、落葉などの利用税、紙漉などに対する運上金、冥加金などもこの税に含まれ、多種多様であった。本町での「六尺給米」もその一つである。「六尺給米」というのは幕府の台所の下ばたらき人足の給与用で、村高百石につき米二斗の割であった。

「口米」は本途に付加される、いわゆる付加価値税ともいうべきもので、代官所に属する多くの事務的経費に対して上納された。

「見取」というのは検地を受けない田畑からの取米のことである。

年貢上納は御年貢米というように当初は籾納であったが、享保以後は正米納で一俵につき三斗六升入りであった。

延享三年
甲斐国八代郡車田村諸色明細帳
寅正月
八代郡車田村

前略

一、御年貢米　壱俵ニ付三斗六升入之積リ勘定仕候

後略

宝永二酉年
甲州八代郡河内筋北川村諸色明細帳
五月

前略

一、口米納壱俵ニ付米壱升六合三タ納来リ申候中略

一、六尺給米壱斗弐合御上納仕候　尤年々ニ多小御座候

一、永百九拾七文
是は拾七年以前平岡次郎右衛門様御代ゟ高百石ニ付永弐百五拾文ツヽ御上納仕候

後略

「口米」とならんで「口永」と呼ばれる諸掛りがあるが、右の北川村の永百九拾七文がそれで、永とは銭を指していた。銭によって納めたのである。

御代官所村方江申渡書付
午三月
八代郡岩下村
五八村
寺所村
峯　村
久保村
大山村

今度村々我等御代官所就被仰付候
名主長百姓惣百姓江申渡之覚

前略

一、定免並検見取之村共其年之御取箇相極割付村方江相渡候節右御取箇辻諸石代直段等掛札認相渡候間村方高札場又ハ名主門前ニ張置大小百姓見届可申事
但シ紙ニ認張候而ハ風雨損候間当年ゟ板へ直ニ書記、翌年御取迄之内損候ハヽ書直懸置遍キ事

中　略

一、検見廻村其外御用ニ付相廻リ候節我等並手代迄米味噌置上手前賄致候間少々ニ而モ村方ニ而支度ケ間敷儀堅仕間敷候、尤名主、長百姓御用ニ付旅宿罷出候共勝手向江決而出入仕間敷候惣シ而無用之百姓不可寄集事、

中　略

一、検見其外御用ニ付手代下役之者在方江罷出候節馳走ケ間敷儀曽而仕間敷候、

勿論、金銀ハ不及申　何品ニ而も封物賄賂一切相送間敷候若右躰之儀相聞候ハヽ厳敷遂吟味聊之品々ニ而も宥免難成候間　此段重恵之堅可相心得事

後略

寛延三年三月　　泉本儀左衛門

貢納が百姓にとっての一大事であったことはいうまでもない。当時の年貢、すなわち農民の全収穫に課せられる税は五公五民と定められていた。つまり五割が幕府に五割が農家に残された。百姓は残された米で一年間の家族の生活と、来年の種籾を確保しなければならないのだから、前述の文書のように、石和代官泉本儀左衛門が代官交替にあたり、管下の村々へ申し渡した注意書の中で、「金銀ハ不及申、何品ニ而も封物賄賂一切相送間敷候」の一項を記さねばならなかったように、検見取りに来た代官所の小役人に、賄賂、供応等さまざまな方法で検見に手加減を加えてもらっていた事実がわかる。東河内領の中で、一時期、峯・久保・大山村などが九一色郷に所属していたことがあり、九一色郷は八代郡中郡筋に属していた関係から、石和代官の御触書が保存されていたのである。

乍恐書付を以奉願上候

一、九拾俵　当亥御年貢米　　落居村
　内三拾俵不熟石代
一、百五拾俵　当亥御年貢米　　三沢村
　内五拾俵不熟石代
一、三拾俵　当亥御年貢米　　鴨狩村
　内五俵不熟石代
一、弐拾俵　当亥御年貢米　　楠甫村
　内拾俵不熟石代
一、三拾八俵　当亥御年貢米　　車田村
　内拾弐俵不熟石代
一、弐拾七俵　当亥御年貢米　　切房木村
　内七俵不熟石代
一、五拾俵　当亥御年貢米　　葛籠沢村
　内拾弐俵不熟石代

右者八代郡川内領村々当亥御年貢米之儀御割賦被仰付候通小前百姓迄割賦申付候所ニ当年之儀ハ先達而御願申上候通冷気強年柄故稲作熟方不宜候ニ付死青米等有之分相改書面之通御上納仕相残分青立不熟石代ニ被仰付被下置候様奉願上候
右奉願上候通被仰付被下置候ハヽ一統難有仕合奉存候　以上

亥
十一月

落居村　名主　五兵衛
〃　百姓代　長百姓　吉兵衛
三沢村　名主　丈左ヱ門
〃　百姓代　藤右ヱ門
〃　長百姓　丈右ヱ門
鴨狩津向村　名主　権右ヱ門
〃　百姓代　由右ヱ門
〃　長百姓　甚左ヱ門
楠甫村　名主　儀右ヱ門
〃　百姓代八良左ヱ門
〃　長百姓　甚之丞
車田村　名主　六左ヱ門
〃　百姓代　幸　八
〃　長百姓　儀右ヱ門
切房木村　名主　勘左ヱ門
〃　百姓代　喜之丞
〃　長百姓　元右ヱ門
葛籠沢村　名主加重右ヱ門
〃　百姓代五郎右ヱ門
〃　長百姓　八左ヱ門
〃　百姓代　喜平次

市川御役所

前述の文書は、亥十一月とだけあり、元号がないので明確な年代は不明だが、市川御役所とあるところから、いずれそんなに古いものではない。また「冷気強年柄故稲作熟方不宜候」とあるところから、東川内領岩間組七ケ村の村役人連署で年貢の減免を願い出たものである。

江戸時代を通じて天災飢饉は数多くあったが、全国的には元和元（一六一五）年、寛永・延宝・享保・天明・天保と続き、その都度十万を超える餓死者が出たといわれる。

元禄年代（一六八八―一七〇三）までには、わが国の農業生産は飛躍的に増大していた。新田開田、用水の整備、種籾の品質向上等さまざまな要因があったであろう。しかし百姓の生活は、生産が増せば増したで年貢も増え、よい方向に向くことはなかった。検見取りの方法がそれを可能にしていたのである。

一方元禄前までは、百姓は物々交換によって生活の品を得ていたが、貨幣経済の浸透はそれまでの自給自足を破壊し、百姓の生活を変えていった。豊かな百姓と貧しい百姓と、百姓間の階層分化が進んでいった。

北川村所蔵の次の文書はそのことを語っている。

売渡申手形之事

一、丑ノ御年貢地払金子ニ詰リ申ニ付而か志や畑ケと申所麦畑弐升五合蒔之所甲判金子弐両弐分ニ売渡申所実正也　但シ年季之儀ハ丑ノ暮ヨリ子ノ暮迄而中拾年季ニ相定申候御年貢御役等之儀ハ御帳面次第ニ相定申候　此畑何方たれ人からもかまい無御座候右之年記通甲弐両弐分相済申候ハ無相違請させ可被下候為後日手形仍而如件

元禄十一年
丑ノ十二月廿日

北川村
売主　半　兵　衛㊞
証人　三　郎　兵　衛㊞
証人　五郎右衛門㊞

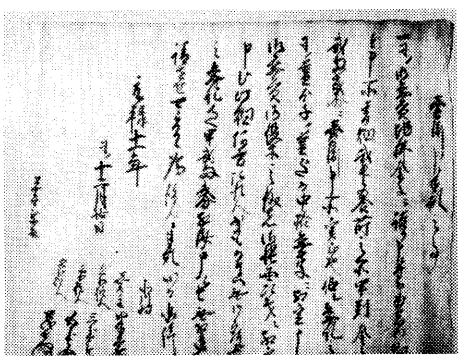

元禄11年売渡申手形之事（北川区蔵）

証人　藤右衛門㊞

平兵衛殿

乍恐以書付奉願上候

東河内領五八村外拾弐ケ村以惣代奉申上候　私共村方之儀ハ奥山中ニ而御田地少至而土地不開年々御上納米差支従前々江戸御買納奉願上来候ニ付去ル未年奉願候然処其節米三拾五石ニ付金七拾両替積を以可取立旨上文被仰付小前より取立奉御上納置罷候今般午未申三ケ年御目録御渡有之候付奉拝見済金百弐拾四両替其外諸掛物有之多分之御未納ニ相成候付奉驚入村々小前之ものも右之趣申聞候哉且又一同奉驚入候其節当国米直段之義も三拾五石ニ付金六拾四両値ニ有之殊ニ甲府石和御弐方之儀は金五拾九両余而御買納仕候趣風聞ニ及□□を□□何れの訳ニ而右様の土地米直段より格外之高値ニ而御買納仕候義ニ有之哉村役人共取計方不得其意趣強而申之速ニ打続極困窮之処申之以過去候御未納今更御取立ニ相成候而は差当夫食手当ハ勿論百姓退転ニおよび誠ニ以当惑至極難ケ敷奉存候隣村之定金之御上納ニ有之尤米穀少々時節ニ而右様相成候義は奉存候得共奥山中村々何共難渋至極仕候前条奉申上候通小前取立方相成当惑仕候間無是非不□悲不歎奉申上候何卒格別之御慈悲を以御買納代之義は其節被仰付被下置候御直段ニ而御聞済被成下置候様奉願上候且又以来之儀之定金納ニ被仰付被下置度奉願上候

右之願之通御聞済被成下置候ハヽ難有仕合奉存候　以上

天保九戌三月五日

八代郡東河内右総代
熊沢村　長百姓　藤右ヱ門
古関村　〃　勘左ヱ門
北川村　名　主　伊右ヱ門
岩欠村　長百姓　定　吉

市川御役所

五八村外十二ヶ村惣代の文書は、天保九戌三月五日（一八三八）の日付で、市川代官は小林藤之助であった。内容は「年々上納米にさしつかえるので、従前から江戸で米を買って頂いて納めてきたが、去る申年（天保六年）にお願いした時の値段は三五石で七〇両替の積りとの仰せで、その通り小前百姓から集めて上納した。ところがこの度、午、未、申年の三ヶ年の目録（割付目録か皆済目録か不明だが、代官所より渡されたので多分皆済目録であろう）を拝見したところ、七〇両の積りでいたのが一二四両替で計算され、その他の諸掛りも多くあって、多額の未納になっているので一同驚いたところである。その時甲州では、三五石について六四両替であり、殊に甲府、石和の張紙値段では五九両余替であったと風聞にしているのに、なぜ地米値段より格外の高値で買納して頂いたのか、村役人はその取り扱いに困っている。このところうち続く不作にて困窮しているところ、今さら未納だからといって取り立てるならば、当座の食にも事欠き、百姓は退転することにもなりかねないので、最初の約束の値段で済ませていただきたい、隣村でも定金納で上納とのことでもあり、これからの上納も定金納でお願いしたい」という趣旨である。ここでいう定金納とは、大小切でいう一両で四石壱斗四升替で計算した金納のことであろう。村方よりの、いわば抗議文とでもいった内容であるが、文章は御公儀に対して誠にていねいな語調で述べられている。

乍恐以書付奉願上候

八代郡道村外九ヶ村役人一同奉申上候私共村々義極山中小高人数多御座候間右引当候而は耕作地悉く行廻り不申候ニ付銘々農間近国出商ひ亦は諸職人出稼等仕御年貢御上納出精いたし営方仕候程々村方ニ付御憐愍ヲ以往古より于今迄金納にて定或買納被仰付難有御上納罷在候村々御座候然ルニ今般国中取締筋御上納村々百姓共之内剛壮之もの取調可奉書上旨御達シニ付則別帳之通村々取調奉書上候処右出人足御差図ヲ以賃銀取究請度尤も無之候而は罷出候義難渋之趣銘々申之左通り一村限り多分之賃銀取究割合いたし候而は前々申上候通小高村々ニ付迚も難及自力候間何卒か様之以御慈悲右賃銀取究メ被成下置御支配所村々一般之御割合被仰付被下置候様幾重ニも奉願上候右願之通り御聞済被成下置候ハヽ村々相助難有仕合ニ奉存候　以上

亥十月

拾ケ村三役連判

大磯小磯村　名　主　市兵衛㊞

長百姓　彦右衛門㊞

百姓代　松右衛門㊞

市川御役所

郡中被仰渡書

一、御年貢金年内皆済可致処納方未熟之村々有之候　当亥年之義此節ゟ小前江申聞割紙通り可相納候　未進之小前期月ニ至相届ケ可請吟味候　若又致等閑置候ハヽ村役人可為越度条其旨可存候

一、御廻米去戌年分川下捗取納不足少候故前年ゟ格別納入用相減候間猶又出精米拵入置可申聊ニ而米も性劣候分者江戸御蔵納不相済今般被仰渡も有之間小前百姓江能ゝ申聞厳密ニ可相致申候

一、五人組帳宗門帳当亥年申渡之期日不差出村々有之候　右両帳之義者　故障等可申立筋無之御用御差支ニ相成候間来子年及ニ延引ニ候村々者厳重ニ可申付候条此段廣(ママ)ニ申渡置候

一、川通村々堤切所出来候義　多く者水防方等閑ゟ之事ニ候　依之川筋最寄之組合を定　出水之節者人足差出可相防候　用具等者常々心掛ケ置差支ニ不相成様ニ地元ニ而可取計尤組合相定候ハ其段可相届候

一、村方勘定向之義　逸ゝ小前江為見届ケ帳面江印形可取置所　疑連々之筋多



人足賃金取りきめの願書（大磯・小磯区蔵）

分及出入村役人取計方未熟之至ニ候　已来急度申合潔白可致御普請仕立方等村役人請負ニ取計候義決而致間敷　御入用米金請払帳面入用次第可差出候　且又名主給　長百姓　百姓代手当等　村限書上候様可致候
右之趣村々小前之者江茂　不洩様可申聞　追而村限請証文差出候様可申達候
亥八月
右之通被仰渡承知奉畏候　私共ゟ最寄村役人江申達一村限御請書差上候様可仕候依之惣代御請印形差上申候　以上
亥八月
甲州村々
西郡惣代浅原村　名　主　四郎左衛門
〃　荊沢村　〃　利兵衛
中郡惣代馬籠村　〃　清兵衛
東郡惣代浅利村　〃　勘兵衛
逸見惣代穴山村　〃　与右衛門
東川内領内惣代上八木沢村　〃　清右衛門
〃　車田村　〃　茂右衛門
西河内領惣代切石村　〃　多郎兵衛

亥八月、代官所より管下三郡領の惣代に対して仰出された、いわば指導書である。御年貢米を年内に皆済しない不心得な村々があるが、期限迄に上納しない場合は村役人の落度となるところから、そのことを承知しておくこと、江戸送りになる御廻米の昨年度分に量目の不足や、質の劣っているのがあり、御蔵入りのならないものがあったから、小前百姓によく申し聞かせ厳重にしなさい。

さらに当亥の年の五人組帳、宗門帳の両帳を申し渡しの期日に提出しない村々があって、御用にさしつかえているので来年の子年に提出が延び延びにならないよう村々へは厳重に、前々から申し渡しておくこと、村方の勘定のことは、小前百姓にも知らせ、決して疑われるようなことはないように、疑われることがあるとすれば、村役人の取り計らい方が未熟であることなど、五ヶ条の注意に対して惣代たちが郡下村々へ徹底し、各村ごとに御請書を差し出すようにする、との御請書である。

乍恐以書付奉願上候
久兵衛他三拾五人
八代郡三沢村名主庄五郎外長百姓四人之者共奉願上候趣意者　私共村方近年至村柄衰微仕御年貢御上納年内御皆済茂相成兼村役人共当惑仕何卒村柄立直リ　御上納年内御皆済仕候様勘弁仕度与存居候所去亥村入用夫割之節、村方より願候ニ者近年村内小売酒屋等多分出来平日余慶失墜出来　其外諸祝事並衣類等分限不相応成儀も有之与相見既ニ午年中村内相談之上居酒厳敷法度いたし置候所　追々猥ニ相成無弁もの共寄集大酒抔いたし無益之金銭障ヲ責　酒狂之上ニ而何事も発(ママ)リ村内難儀之基相成　御収納差支相成候儀ハ眼前ニ御座候間当年ゟ拾ケ年小売酒屋相止メ申度旨一同相願候ニ付酒屋共右之趣申聞候処甚相歎キ延引致呉候様強申之無拠当正月廿一日惣小前出会為致以来酒之儀者村内急度差留メ他村而已売買為致延年聞済可然哉之旨村方へ及相談候所村内酒屋有之候而者迚茂取締兼追々等閑相成可申与奉存候間是非〳〵差留惣連印定書差出可申旨申之則別紙之通定書連印取始候所日限延引相成候而も印形不揃ニ付村役人共取斗方迷惑仕右候而者一村難治御儀ニ奉存又候、同月廿八日惣小前寄会相触得与熟談為致候所別段存知寄も無之印形延引相成儀者申訳無之段申之無拠印形取揃其上勘弁可仕与候　名前順印形取立候得共前書名前之者共如何相心得候哉　再応寄会取究候上相願候程之儀　今更印形難渋仕殊ニ酒屋共儀も是迄　売る計等出銭致呉までハ相止候儀は相成がたき旨申之村役人共誠ニ当惑仕一村難治歎敷御儀奉存候　何卒御慈悲之御勘弁を以右名前之者共　逸々被御召　御吟味被仰付一村安泰ニ相治リ候様被仰付被下置候ハヽ難有仕合奉存候余者御糺之節乍恐口上ニ而可奉申上候　以上
文化十三年
子三月
八代郡三沢村
名　主　庄五郎
長百姓　磯右衛門
勝右衛門

奥右衛門
幸右衛門

市川御役所

乍恐以書付奉申上候

一、私共村々去ル辰年榊原小兵衛様御支配之節拝借御普請被仰付田畑荒地起返リ可差出旨御吟味ニ付去午年迄三ヶ年鍬下御免当未年右之場所起返可奉差上段御請仕候ニ付当春御見分之上作付相成候場所起返リ奉差上候然処右御年貢之儀何年より本免御年貢上納仕候哉段御勘定所被仰渡之趣を以御糺御座候得共先達而奉御見分請候通リ石砂利之場所ニ付本免御年貢上納可仕年限難見極容易ニ本免御取箇之儀御請難仕候得共御吟味之趣無拠奉存候ニ付当未年より来ル寅年迄弐拾ヶ年之間御取下ケ被仰付翌卯年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候得共御聞済無御座候ニ付来ル亥年迄拾七ヶ年季ニ御訴訟仕候得共年季ニ永取格別可相縮方再応御吟味ニ付一躰年限見極義ニ而難儀は奉存候得共　当未年より来未迄十三ヶ年之間御取下ケ被仰付翌年申年より本途御取箇御上納可仕積リ奉願上候　且又高石場其外水深川付之所此節起返ニ相成兼候場所来亥年迄五ヶ年鍬下御免翌子年不残起返リ可奉差上場所之義且子年より子年迄十三ヶ年之間御取下ケ被仰付翌年十四ヶ年目丑年より本途御取箇御上納可仕候積御請可仕候間右之通ニ而御聞済被成候様奉願上候此上如何様御吟味請候而も年限相縮候儀仕候右之通御聞済被成下候ハヽ村々一同難有仕合奉存候　以上

未
十一月

上今諏訪村
名　主　与左衛門
長百姓　午　助
百姓代　幸左ヱ門

下今諏訪村
名　主　与次兵衛
長百姓　沖右ヱ門
百姓代　甚左ヱ門

下今井村
名　主　林右ヱ門
長百姓　重左ヱ門
百姓代　金左ヱ門

鴨狩津向村
名　主　与左衛門
長百姓次郎左ヱ門
百姓代　長右ヱ門

三沢村
名　主　仲右衛門
長百姓　宗兵衛
百姓代　弥右ヱ門

市川御役所

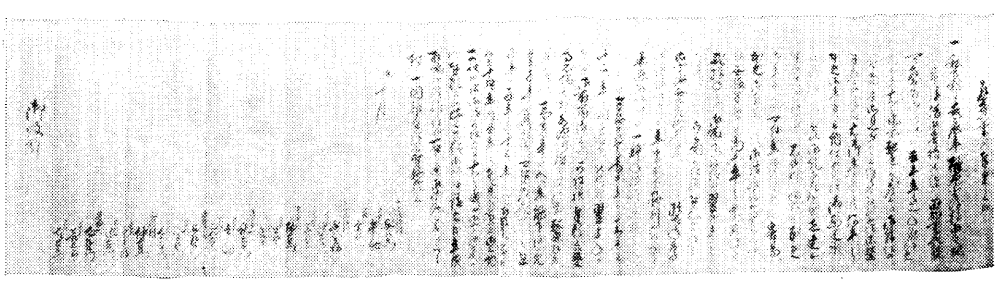

文化13年三沢村外４ケ村からの願書（三沢区蔵）

三沢村の文化十三子（一八一六）年二月の文書は、うち続いた凶作による全国的な民心の不安と二百余年にわたる幕藩体制の結果、社会規範の乱れを象徴しているようだ。この年幕府は武家屋敷などにおける賭博勝負の取締りを強化したりして、世の風潮を正そうと努力していたが、東河内の僻村でも近年村内に小売の酒屋がたくさんでき「無弁もの共寄集大酒抔いたし」そのため「無益之金銭障ヲ責酒狂之上ニ而何事も廃り村内難儀之基」と浪費により生活の上でも「御収納差支相成候儀ハ眼前御座候」と、御年貢も上納できない有様なので、惣小前が集まって酒屋追放の相談の上連印し約束しようとしたが、久兵衛他三五人が署名に加わら

ないから村役人をはじめ困惑しているので代官所でなんとかしてほしいと訴えている。

前の文書は三沢村など五ヶ村からの願いの書で、榊原小兵衛御支配の時に荒地を開墾すべく費用など拝借して始めたが、最初の三カ年間は鍬下御免四年目から全部開墾する予定で何年より御年貢上納するかについてはきめかねている。未より亥までの五ヶ年間は鍬下御免、翌子年には起返しを完了しますので、子年より子年まで十三ヶ年間は取り下げ、十四年目の丑年より本途取箇御上納出来るよう取計ってほしいとの要望書である。

四　大小切税法

甲斐国の貢納には他国に比して特殊な税法が行われていた。国中三郡、山梨、八代、巨摩郡に通用した「小切」と呼ばれた貢租の方法である。これは大切と合わせて「大小切」税法といわれた。

『甲斐国志』巻之二国法の部に

「本州収納ノ法ニ米方大切、小切ト云フ事アリ、其ノ始詳ナラズ、古人ノ説ニ相伝フルハ小切ト云フハ他国ノ畠方定免夏成ニ相当レリ、古ヘ五月上納ナリシガ後八月納ニ成リ、又享保中百姓願ニ依テ今ハ九月上旬ノ納ナリ、他国ハ畑方ハ金納、田方ハ米納ニ定マリタル事ナレドモ、国ノ仕来リニテ本州ハ田畠米打合セ其内ニテ三分ノ一ヲ小切ト云ヒ金納ニス、是ハ古法ニ一反三百六十歩ノ内二百四十歩ヲ大ト云ヒ百二十歩ヲ小ト云フヨリ出ヅ、大ハ皆籾納ナリ、後ニ又其内三分ノ一ヲ金納ニ被ル仰付ケ、今云フ之ヲ大切ト、三分ノ二ハ猶籾納ナリシガ寛文中甲府殿ノ時ヨリ河西十五万石ハ正米納ニナリ、河東ハ宝永中松平美濃守一統領分ノ時ヨリ正米ニ成ル、大小ノ割方九井ニ引当ツルニ図アリ、私田ノ内ヘ方田ヨリ一線ノ増ヲ加ヘ、九分ノ四ニ当ルヲ正米納メトス、九分ノ二ヲ公直ヲ以テ金納ニス、九分ノ三ハ端米直段ニテ金納ナリ、大ニ切ル小ニ切ルト云名ナルベシ」

とあって、「大小切」の由来は「其始詳ナラズ」と記しており、いつの時代かは明らかではない。現在確認されているのは、元和―寛永期（一六一五―一六四三）にまでさかのぼるのではないかといわれている。

この特殊な税法は一方で民力を休養し、他方で軍資を調達する必要から年貢米の一部を割引きして金納させた。すなわち年貢米の三分の一を金一両につき五石の相場だったのを、四石一斗四升替の安石代とし、毎年九月米の収穫の終わらないうちに金納させ、これを「小切」と称した。さらに残りの年貢米の三分の一を十月になってから、時の相場で金納させた。国中相場といって甲府・黒沢・鰍沢・勝沼の四ケ所の張紙平均値段であり、これを「大切」と称した。残りの九分の四の籾納部分は河西十五万石については、寛文年間甲府家時代より、河東については宝永年間に柳沢家時代より正米納に改められた。この税法は江戸時代を通じて行われた。百姓にとって当時の米価値上がりによっても、この安い石代での上納は都合のよいことであり、幕府は「小切」廃止を意図したといわれるが、明和五（一七八八）年の甲金問題、さらに安永五（一七七六）年の甲州枡の使用を改めようとして百姓の抵抗にあい、国枡、甲金とともに小切の廃止を断念し、結局明治まで続くことになる。

『甲斐国志』国法部の始めに、

「国法トハ本州ノ私ニ設ル法ニハ非ラズ、先王ノ制作シ給ヘル典故ノ偶ゝ此国ニ伝テ所レ遺ノ者ニシテ、後冷泉天皇天喜康平ノ頃ヨリ五百有余年武田氏守レ国循テ所受ナレバ、武田治国法トモ称セリ、所謂国法即チ軍法ナリ、軍陣法ニ甲州流又武田流ト称シ、礼典ニハ小笠原流ト称ス、当今海内ニ周流セリ、於ゝ今他州ノ制度ニ異ナリトスル者ハ小切・大切・三升枡・甲金分銖ノ四等・銀四拾匁等ナリ」

と記され、甲斐において他国の制度と異なるものとしては「大小切・三升（甲州枡）と甲金」の三つを甲斐の国法として受けとめている。

「大小切」を具体的に説明すると、村高四二〇石の村では五公五民であるので二一〇石を年貢米として納めることになるが、その内の三分の一の七

○石は一両につき四石一斗四升替で金納すると金高は一六両余になる。これが「小切」で、残り一四〇石の三分の一の四七石弱は時の相場で金納する。これが「大切」といわれた方法である。

宝永二年（一七〇五）の中納言綱豊により松平美濃守への引渡目録の中に、大小切税法について記され、また、貢納について、定金納と記されている村々がある。このことは、さきに述べたように、甲斐国では、正米納から金納へと移っていった時代が割合とはやい時代からであったことを証するものである。

表紙

宝永二酉二月

中納言綱豊卿ゟ松平美濃守江引渡目録

引渡役人　飯嶋八右衛門印
遠藤治郎右衛門印
平岡彦兵衛印

（縦24.2cm　横16.8cm）

県立図書館蔵

略

一、大小切金之事

是ハ村々三分一小切金一両ニ付米四石壱斗四升替金納、三分一大切金納、残米并小物成米紙漉船役等共々打込米納仕候、但シ米金納次第ニ御座候

一、定金納場所有之哉事

村名省略

一、米金可納次第之事

村名省略

是ハ小切金之外、米金百姓心次第納来申候口米小物成ハ米納為仕候

宝永二酉年二月日　　飯嶋八右衛門印
遠藤治郎右衛門印

御料所

甲州山梨・八代郡村

略

一、御年貢取米大小切金納之事

是ハ本運取米三分一小切金納、三分二之内　大切金納、残米納、小切金壱両ニ付四石一斗四升替定直段被仰付候、大切金国中ハ一ケ年従公儀直段被仰付候、金納増し廿三ケ村ハ小切之分不残大切直段、尤未年金一両ニ付七斗八升替、申年金壱両ニ付七斗七升替四升弐合ニ而山方七ケ所ハ大切之外米高翌五月迄可延引、

但し年々従公儀直段被仰付、近年米高直ニ付大切直段ニ而訳相済申候、国中納払村定ニ而小切不足、大切直段ニ而皆金納

一、金納村々之事

……山家……八之尻……

鶯宿、古関、八坂、下芦川、梯、高萩

右廿一ケ村小切之外大切直段ヲ以金納、大山・道村、水船、芝草、大磯、小磯、瀬戸、中之蔵、釜額、湯奥、十島、椿草里、樋ノ上、上佐野、下佐野、大垈、根子、桃ケ窪

右村々皆金納、小切金之外大切直段を以米納申候、翌五月迄延金売候

略

一、御年貢米俵入之儀、壱俵三斗六升入外七合五勺入置、三重俵ニ致江戸廻し仕候、江戸蔵前ニて右之俵三斗五升入ニテ相納、甲州より壱俵三斗六升入之積り致差引申候

略

一、八代郡南山中拾ケ村、先規ゟ諸役免許御朱印所持仕候処、先地頭渡辺囚獄取札百姓方へ被下置候、右之札損失百姓願候ニ付、近年平岡治郎右衛門、平岡彦兵衛方へ諸商売役免許之提札を置申候、右十ケ村之内本栖、精進弐ケ村居村ニ而材木商売仕候ニ付、是又願ニ依而両村江渡置申候

一、河内領大崩村、久保村、大山、大磯、小磯村、右五ケ村ゟ薪取商売市川大門外村へ出し女通路として提札百姓願ニ付、治郎右衛門、彦兵衛方ゟ出し九月ゟ翌九月迄常ニ番人方へ証文出し置候

略

一、川内領古関村用水樋木、前ゟ釜額村御林ニ而被下候

略

右者拙者御代官所御城附ニ相成候ニ付心得とも可罷成分如斯御座候　以上

宝永二酉年三月日　　平岡彦兵衛

延宝四年

甲州八代郡東川内領釜額村諸色明細帳

前略

一、御年貢納米之儀ハ御取米之内三分壱小切金納御直段ハ金壱両ニ四石壱斗四升かへ定直段を以拾月中金納仕候　残三分二之儀大切金納、御直段之儀ハ国中直段ニ金拾両ニ付壱割高之積りを以極月ゟ来年七、八月迄御上納皆済仕候

後略

甲州八代郡東川内領
釜額村
名主　長兵衛
長百姓　武兵衛
同　伝兵衛
同　三郎兵衛
同　七郎兵衛

宝永二酉年

甲州八代郡河内筋北川村諸色明細帳

前略

一、御年貢米之儀三(分)ト一小切金納御直段ハ金壱両ニ付米四石壱斗四升かへニ定直段を以十月中御上納仕候、残三分二之内又三ト一大切金納極月ゟ正二月迄之内御上納仕候御直段ハ金拾両ニ付国中直段二四俵高相残米売付ニ被仰付来年五月ゟ七、八月迄右同直段ニ金子を以御上納仕候　先年館林様御代ニ者府中直段ニ地払ニ被仰付候

後略

宝永二酉年

河内筋北川村
名主　五兵衛
長百姓　弥兵衛
同　平兵衛
同　嘉右ヱ門
同　隆右ヱ門

宝永二酉年の旧村諸色明細帳は、右北川村の外に芝草村、嶺村があり、大小切上納についての項は同文である。

享保九年

甲州八代郡東川内領根子村諸支書上帳

前略

一、御年貢の米納方之儀ハ御取米三分一小切金納御直段　金壱両ニ四石壱斗四升かえ定直段を以八・九中ニ御上納仕候　残三分二大切金納　御直段ハ国中ニ壱割高直段を以来ル年七、八月迄御上納仕候

後略

享保九辰七月　　東河内領根子村
名主　八之丞
長百姓　惣右ヱ門
同　甚五ヱ門

延享弐年

甲州八代郡東川内領車田村諸色明細帳

前略

一、御年貢米壱俵ニ付三斗六升入之積り勘定仕候

一、御年貢御取米之内

三分一者定直段小判壱両ニ付四石壱斗四升当残三分二之内三分壱ハ国中大切直段ニ壱割高ニ而金納仕リ残リ分は御廻米ニ而御上納仕候

一、御口米之儀三斗六升入壱俵ニ付壱升六合三勺四才宛納来申候
後略
延享三年寅正月
八代郡車田村
名　主　六左衛門
長百姓　忠右衛門
同　甚之亟
同　儀右衛門

車田村諸色明細帳には、この外に延享三年のものがあり右と大小切については同文である。

天明八年
村指出明細帳
甲州八代郡湯奥村
申之五月
延宝七未年
一、高弐拾八石六斗六合　平岡八郎兵衛様　御検地
石井治太夫様
甲州八代郡湯奥村
中略
一、当村御年貢之義ハ小切大切　米方共ニ御直段ヲ以　不残金納ニ仕候
後略
天明八年
申五月
甲州八代郡湯之奥村
名　主　七左衛門
長百姓　七郎左衛門
同　仲右衛門
百姓代　元右衛門

文政十一年
八代郡釜額村明細帳
甲斐国八代郡釜額村
子八月
前略
一、御年貢納米之儀者御取米之内三分壱者小切金納御値段ハ金壱両ニ四石壱斗四升かえ、定直段を以　拾月中ニ金納仕残三分弐之儀大切金納御直段之儀者国中直段ニ金拾両ニ付壱割高之積を以極月ゟ来年七、八月迄、御上納皆済仕候
後略
文政十一子年八月
名　主　六郎兵衛
長百姓　紋　蔵
百姓代　市郎兵衛
同　重右衛門
野村彦右衛門様
御役所

下部町内旧村所蔵の村諸色明細帳に、前述のように「小切」「大切」金納についてすべて上納相済みましたと報告がなされている。

延宝四辰（一六七六）年釜額村の諸色明細帳が一番古い明細帳であるから「大小切」についての本町内の古文書では、延宝四年をさかのぼるものは所蔵されていない。さきに述べたように磯貝正義・飯田文弥氏共著になる県史シリーズ『山梨県の歴史』の中で「大小切」に関する記録は元和―寛永期（一六一五―一六四三）の古文書の記録で確認され、それ以上古い記録は今のところ発見されていないといわれているが、本町の延宝四年はそれより時代がさがるので、両氏の説が本町内でも確かめられることになる。

慶応三年
大小切歎願
儀定書
卯十一月日　八代郡上田原村
儀定書之事

一、当国元国主武田信玄公江軍用米金上納ニ付元亀三申年中御取箇之内　三ケ一小切金納金壱両ニ付米四石壱斗四升替積りを以被仰渡　慶長度御当家御先代東照神君様ゟ凡弐百余年之間同様被仰付百姓永続罷在候処、今般大小切正米上納可致旨　郡中惣代江被仰渡候　大小之百姓一同驚入露命相続難相成何共歎ケ敷存候　何卒先規之通被仰付度歎願中村役人諸雑用何程相遣リ候共惣高を以割合次第無遅滞急度出銀可仕候　万一歎願中村役人御過怠等被仰付候節者　小前銘々罷出強而御歎願可仕候　尤当時郡中惣代ゟ歎願差出置候間、右御沙状有之候迄　出稼、出商等一切不仕候、依之一同連印儀定書仍而如件

慶応三年
卯月十一月　日

上田原
兼兵衛
藤　蔵
佐右衛門
丈左衛門
他四十六名省略
百姓代　新三郎
同　岩右衛門

当　村
村役人中

上田原の慶応三年の大小切歎願に関する儀定書は、大小切とも正米について上納するよう郡中惣代に仰せいたされたが、「小切金納」は武田信玄公が元亀三申年中（一五七二）に申し渡され、慶長以後も御当家の御先祖東照神君さまも同様になされてきたのに、今になっての仰せは驚くばかりである。これでは生きることも難しくなるので、撤回を歎願中であるので、村役人は諸費用がいくらかかっても村中で負担するので、がんばってほしい。その間、村中、出稼ぎも出商売も一切せず待機しているよう連印で約束した」という村役人を激励した文書である。これが慶応三年である明確な情況は不明だが、幕府は江戸時代を通じて、幾度となく甲州独得の税法を廃止して増徴を図ったが、その都度三郡農民の激しい抵抗にあって達成できなかった。なかでも最も大きい動きは、明治五（一八七二）年八月二十三日に起こった「大小切騒動」である。維新によって生まれた明治新政府は、近代国家の成立を図るために、先ず国家財政の基礎固めと、地租改正によって全国一律の税法を実施し、建て直しを図った。もちろん大小切税法の廃止もその一つであり、農民の歎願と抵抗の中で強行されようとしたので、峡東九七ケ村の農民六千人が起ち、山梨県庁に迫って旧法の存置を強請するという事件であった。

第五節　天領機構と村役人

甲斐国一円が幕府直轄領とか天領と呼ばれるようになったのは享保九（一七二四）年三月以降である。それは大名領、すなわち個人としての大名の私有領地であったものが、幕府の命令によって、幕府が直接支配する領地となったことを意味する。甲斐の国主であった柳沢家が吉里の時代に突然、大和郡山に御国替になった時からである。江戸幕府の歴史上「元禄」の時代は、最も奢侈に流れた時代であり、八代将軍吉宗の代にいわゆる「享保の改革」が断行され、柳沢家もその余波を受けての転封となったのである。

天領となった甲斐国支配は、甲府勤番と呼ばれる幕府老中の直接の指揮命令下にある旗本が、甲府城の警備と城下町―府中―の市政を担当することとなった。甲府勤番は江戸旗本の小普請組に属するなかから選ばれ、遠く甲府まで派遣されたのである。

一方、勤番支配下の府中以外の村々は、江戸勘定奉行の直接の指揮命令下にある三部代官所が、管区を定めて、支配下の村々の政治をつかさどっていた。

いわば、直轄領、天領には二系統の支配機構が存在していたことにな

る。

本節では、後者の村方の民政について述べることとする。

封建制度下における支配機構の末端組織が村役人で、百姓の生活と直接結びついていて、徳川幕府三百年を支えていたことになる。学問的には、次のように考えられている。

村役人（むらやくにん）　江戸時代、幕府・諸藩の地方行政を分担した在村農民の公吏。ふつう地方三役すなわち名主・組頭・百姓代をさすが、それを支配する大庄屋、また三役以外のものもふくめて総称するのがよい。最高級のものは数か村を支配し、苗字帯刀を許される大庄屋で、所により割元・大肝煎・大名主・郷頭・十村・十村肝煎などと呼ばれ、その支配区域は組（与）・郷・筋・触・手永などと呼ばれ、郡奉行と地方三役との間にあって法令の伝達、願い届けの上申にあたった。三役以外には、納名主・蔵庄屋・給庄屋・山守・堰役人など、支配事情や村々の慣習により、村役人が置かれた。→地方三役　〈金井　圓〉

（大日本百科事典）

村役人については、地方によっても名称はさまざまであり、地位・資格も差があった。

甲斐国の村役人、すなわち、地方三役村方三役と呼ばれる役職は、名主、長百姓、百姓代の三種である。

このことについて、上野晴朗は『甲州風土記』に

「直轄領の縦の流れからいえば、名主―長百姓―組頭（百姓代が生まれる）の線に村構成が統一されていたからで、これは名主、長百姓の上位永代役にたいして、その下位に株をもった組頭が構成されており、この序列によれば百姓代は組頭の下位についてしもうのである。しかし百姓代が名主役の行為を監視し、村入用その他諸割賦物などに対する権限が強くなるにつれて、組頭からも、百姓代があらそって出るようにもなり、組頭の株、百姓代の権利株が各村内で争奪されるようにもなった」

と述べているように、百姓代の役職が設けられる前後では村役人の構成が異なることとなる。上野氏は、享保以後から百姓代が設けられたとしていることから、天領となった時代から甲斐での村方三役に異動が起こったことになる。

下部町内に保存されている資料でも、名主、長百姓、百姓代、五人組の組頭の順で署名がされている。

三役の任務は、代官所の支配の下で、名主は、主に村の自治・法律（お触れ、法度など）の伝達、年貢の収納、農業施設や諸帳簿などの管理等の責任をもった村の代表者であり、長百姓は、名主の補佐役、百姓代は村民の代弁者として小前百姓の要求や言い分を名主に伝え協議する役目であった。その外村には五人組制度があり、組頭が強い権限をもっていた。

名主は、惣百姓の中から高持（年貢上納の多い大百姓）百姓が入札などによって選ばれた。村役人には御給地と呼ばれる地頭支配のころには御名主給米などと呼ばれる籾の支給があったが、享保以後は、村負担で支払われた。

村役人の数は、村方の大小に関係したが、町内史料で見るかぎり一定していない。

町内史料のなかで、名主、長百姓・百姓代・組頭の署名が明確である文書は大山部落の「村定書之事」（次節村極の項に全文掲載）である。

前略
右之趣万端高銭ニ付惣百姓難渋之上村中熟談ヲ以取究候上は急度相守可申依之惣連印相揃申処如件
万延元年
申極月廿五日　　大山村
名　主　友右ヱ門

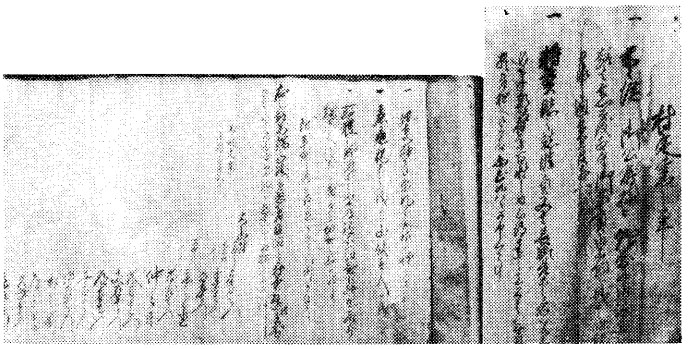

万延元年の村定書（大山区蔵）

長百姓　半右ヱ門
同　断　喜右ヱ門
百姓代　庄之亟
同　断　茂左ヱ門
組　頭　仲兵衛
同　断　茂右ヱ門
　　丈右ヱ門
　　常右ヱ門
　　与左ヱ門
　　伊左ヱ門
　　和兵衛
　　常兵衛
　　久次右ヱ門
　　庄左ヱ門

指出申願書の事

一、当村名主役之儀ハ七人御役目衆之内汰左ヱ門殿と六人ニ而名主役年番ニ御勤メ可被下候御事

一、御年貢儀は御割付之通随分精出し御上納可申候御年貢諸夫銭米遣之分江ハ利足月弐割無造背相掛ケ申候御事

一、御年貢上納被成候ハヽ御公儀様御通御同役長百姓衆中并百姓代被指添拝見致させ御公儀様御極之分小百姓迄相通事候様ニ預入候然上ハ御米を取立之儀は諸割付より多分米仕候て御公儀様御吟味御座候ハヽ勘定前成共御差越被仰付候共毛頭御恨申間敷く候御事

一、御年貢御取立ニ付御書付等諸夫銭入其年米を被成候方ニ而割合御皆済方へハ相掛申間敷事

一、御上納金表替取極候ハヽ其時ニ而替札百姓代江御知らせ可被下候御事

一、御年貢勘定者之儀は百姓代組頭相談を以て壱人宛極月十日以前ニ急度差出可申候御事

一、近村江日帰リ御用ニ御出之義ハ本五乙遠方迄御出之節は壱通宛ニ取成可被下候御事

一、御年貢諸夫銭之義ハ極月切ニ不残惣百姓皆済仕可申候若し未遂之者御座候ハヽ当人は不及申ニ五人組ニ如何様之御吟味被下候共其節ニ置一言之申訳仕間敷候御事

一、名主引渡目録之儀ハ向後ハ八月十五日相定名主長百姓百姓代組頭立会諸帳面は不及申ニ其外名主付の諸証文書付等ニ至迄相改次番之御方へ相渡可申候御事

一、御役人様御上下弐人御留リ候ニ付諸事銀弐匁夫銭ニ御入被成可被下候御事

一、名主給米之儀は先年通八俵ニ役高三石六斗是引御勤メ被成可被下候然上ハ諸帳面御仕立之節長百姓衆中御寄合賄等御座候共名主役ニ被成被下候若不時之御用ニ付諸帳面書上ケ御座候ハヽ相談之上其節相応之夫銭入可申候御事

一、御用之義ニ付市川より大嶋迄之内一夜留リ銀弐匁五分宛ニ被成可被下候御事

一、市川江御用之義ハ壱や泊リ弐匁五分候也参府御用之義ハ壱夜留リ銀三匁二夜留リハ四匁五分宛ニ被成被下候御事

一、夫銭帳之義ハ名主方平方当座ニ付合割印記置被成被下候御事

一、御年貢其外勘定目録之義ハ小百姓迄御知らせ可被下候

一、御役所様より御貢作金等其外御諸色御用金被下置候節ハ惣百姓相談之上御割合被成被下候御事

一、御免状被下置候節ハ是又小百姓迄為致拝見可被下候御事

一、名主所帳紙墨筆代甲弐分宛ニ御定被成可被下候御事

一、百姓代之義ハ組頭ニ而廻番ニ被成可被下候御事

一、欠役之義御上下弐人御留リニ付薪二把持参弐人宛御夫可被下候御事

一、参府之義ハ壱年ニ二度宛惣百姓廻リ番ニ被成可被下候御事

一、村中惣名寄百姓届之者を御頼被成御仕立可被下候御事

一、百姓入合之刈生所ニ立置候草木御売被成候節ハ惣百姓相談之上御売被成被下候御事

一、ゴゼ座頭留リ壱人ニ付五分宛被成可被下候御事

一、酒之義ハ神事祭礼御酒斗壱升宛御取被成其外一切無用ニ被成可被下候御事

一、年内諸夫銭之儀ハ夫銭名主致月〆ニ極月と八月名主渡口二度宛ニ割合通リ夫銭無之様ニ被成可被下候御事

右之ケ条一々惣百姓寄合相談之上村役人相定申候上は右ケ条書之通無相違名主役御勤被成可被下候右打訳之上定書通引仕候所少も相違無御座候仍如件

宝暦十年辰八月　日　　常葉村

江右ヱ門㊞

外百二十四人略

右之通り願之通御座候

名主　嘉左ヱ門㊞

長百姓　勝左ヱ門㊞

汰左ヱ門㊞

重兵衛㊞

庄右ヱ門㊞

五左ヱ門㊞

四郎左ヱ門㊞

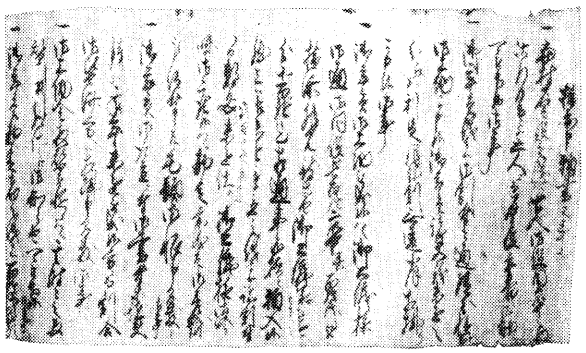

宝暦10年の願書（常葉区蔵）

これは宝暦十辰（一七六〇）年の常葉村の百姓衆が名主をはじめとする村役人に願いの書面を差し出したものである。このなかで、「名主役は年番で、長百姓七人衆が勤めてください。次の名主役との交替は八月十五日に引渡し目録を村役人立合いの上で引き継ぎをいたすことにしましょう。名主への給米は八俵ニ役高三石六斗です。名主所の紙、墨筆代は甲金で弐分にしてください。百姓代は組頭の廻り番で勤めさせてくださいなどと二十六ケ条にわたる願いを惣百姓で相談したとある。

指上ケ申立割之事

一、北川村名主役之儀ハ近年三人之衆中御勤被遊候所御帳面之儀ハ三月三日ニ引渡来リ候へとも二三年此方年々御滞リ被遊候ニ付惣百姓寄合相談之上口上ニ而度々御見分右之通リ三人之衆中御相談被遊御勤被下候様ニ御願候へとも御聞入無之以此度惣百姓寄合相談之上建割を以三人之衆中年番ニ御勤被遊被下様ニ奉願上候仍而惣百姓建割如件

宝暦十四年

申三月　　百姓代　治右ヱ門㊞

外九十人略

御名主長百姓衆中様

右之通り惣百姓連判少も相違無御座候　以上

名主役順廻定書之事

一、八代郡北川村名主役之儀ハ先年ゟ仲間衆中三人ニ而壱ケ年番ニ被相勤来候所ニ当三月三日年々名主替リ定日御座候ニ次番江相渡リ不申候ニ付　右三人衆中此度休役致度由惣百姓中江段々被申候得共　小前双方得心無御座候而右三人之衆中ニ而御勤メ被下候様ニと惣百姓中相願被申候得共　御得心茂無之候ニ而御役所様江御訴被成候処ニ御日延被仰付候処を私共内証ニ而御異見申候儀ハ当年者幸左衛門殿御勤メ被成来ル三月三日ニ平右衛門殿御請取　次番善右衛門殿御勤メ被成夫ゟ本村幸左衛門殿方へ亦々長百姓弐人有之筋を以弐年づゝ御メ被成候様ニ御異見仕候得共　当時　得心茂無之候ニ付其節ニ至リ候て者何連とも双方相談之上名主役相仕立可申候　扨又　杉山村并古関村江廻状継役引高として先年ゟ壱石四斗弐升八合有之候所此度双方相談之上右役高是ゟ未江ハ村方請取近年ありき給米直三俵ニ相定置候得共此ハありき給米直ニ定め直し杉山和那場古関村へ何程相増又ニ栃代名主所迄廻状継送りの年ハ何連に茂相談仕御用間違無之様に仕可申候

右の文言双方得心仕　此一件叶申分無御座候為其双方連印如御座候　以上

明和五年子三月

北川村

名主　幸左衛門

長百姓　善右衛門
〃　平右ヱ門
百姓代　九〇名略

北川村
扱人　正福寺
同断　妙立寺

市之瀬村
扱人　次兵衛
同断　幸左衛門

常葉村
扱人　体伊
同断　久三郎

取扱済口証文之事

一、八代郡北川村名主長百姓只今迄三人ニ而御用勤被成候所右三人之衆中此度小前方得被訴出候儀は私共も永々村役相勤罷有候得共当時手廻りも無之候ニ付何とそ新役弐三人も相立休役仕度被相願候ニ付従々小前中渡々寄合相談仕リ候得共新役も弐人計リ心当も有之由相計リ候所名主長百姓被申候儀ハ弐三人相立拙者共ぜひ〳〵休役致申渡被相願候ニ付出入ニ及候所ヲ当村妙立寺并仙住院市之瀬村幸左ヱ門并半兵衛名主長百姓衆中双方得異見仕候儀ハ此度新役壱人仲右ヱ門相立四人ニ而諸事御用等相談仕御勤可被成候名主給米之義ハ米三俵ニ而相定申候様ニ異見被下候上は名主長百姓大小之百姓得心仕候上ハ違来少も申分無御座候為其扱済口証文仍而如件

明和八
卯之三月　日

八代郡北川村
名主　善兵衛
長百姓　長右ヱ門
〃　仲右ヱ門
外六十二人省略



明和５年名主役順廻定書（長塩・磯野定勇蔵）

扱人　妙立寺
〃　仙住院
〃　〃　幸左ヱ門
〃　半左ヱ門

前掲の三通は北川村名主年番に関する文書で、一通めは宝暦十四年申三月とあるが、その年明和に改元している。西暦一七六四年である。二通めは明和五子（一七六八）年三月、三通めは明和八辛卯（一七七一）年で、この七年間に出した三通ともが、名主役に関する惣百姓の寄り合いがもたれ、北川村では名主替わりの日を毎年三月三日と定め、三人の長百姓が年番で勤めることと惣連判をして村役に申し入れたが、引き継ぎが定めの通りにいっていないので、村方小前百姓は困っているという内容である。一通めの宝暦文書では三人で相談して一年交替で名主役を勤めてくれとあり、二通めの明和五年文書では、一年交替がだめなら二年交替ではどうか、どちらでも納得のいく話し合いの上で勤めてほしいと扱人を立ての寄り合いである。扱人とは仲裁人のことであるので、三人の長百姓の話し合いがこじれた結果、第三者の寺の住職、隣村の有力者が中に入って話をまとめた約束書である。明和五年文書では、幸左衛門、善左衛門、平右衛門と三人の名が明らかである。結局、この三人が名主役を永く勤めたい欲望がこのような文書となったわけであろう。明和八年文書では、名主、長百姓の三人が永年村役を勤めたが、新人に村役をやってもらって三人は休役をさせてほしいと願い出たが、妙立寺、仙住院の住職・市之瀬の幸左衛門、半兵衛の四人のあっ旋で、新人の仲右ヱ門を新たに長百姓に加

えて四人で諸事御用を相談することとしたという示談書である。これらの文書から、名主役をめぐって長百姓間の欲望がうず巻いていることが伺われる。

上野晴朗はこのことについて『甲州風土記』の中で次のように述べている。

さらに時代がくだり階層構成にも著しい変化が現われるようになると、無役の高持の出現が、さらに、一層村落内の対立抗争を激化させていった。名主は年番名主が多くなり、長百姓への入役は組頭株、百姓代株を重複して持つ者への優先があるやら、また村が残してしまう年々の負債を身替して負担してくれる者への優先があったり、村によって三役および組頭問題はいよいよ複雑性をおびるにいたった。

村役人の権限と機能は、封建体制下の最末端の政治上の単位として、村内の納税その他の義務を遂行し村を治めることである。代官所に提出する書類は普通三部つくり、一部を村に残し、控とよんで村役所に保存された。村中惣連印は五人組帳とか、対談議定書とか、あるいは御触書の請書とか、惣百姓の印鑑を必要とするものに用いられもし、一人でも不服があって印がなければ、その文書は成立しない、したがって本百姓が亡くなり後家になると印鑑を用いることができなかったくらい厳重であった。

村役人には年番の名主と歩き（小使）に、村負担で年給が支払われた。江戸初期の地頭支配までは一応わずかでも籾の支給があったが、御領所になってからは賄いはすべて村負担となってしまった。

村役人の数は村によって一定せず、行政上の単位は一つでも、勢力的に村が二分しているときは名主は非公式に二名立てられた。ただし町が行政上の単位として「三判」が重んじられる以上、二人のうちの一方の名主は裏名主と呼ばれるのである。

村役人（長百姓）および組頭の構成は、県内を均してみると、総家数一〇〇軒の単位村とすると、長百姓は七、八名、小前惣代が三、四名選ばれて、このうちの長百姓の中から一名が名主に、小前惣代から百姓代が選ばれるのである。名主の勤務は一般に八月一日から、翌年七月三十一日までであり、七月下旬になると、あらかじめ取りきめられている選出方法により（年番か輪番かあるいは入札によって次の当番名主をきめる）名主がきまると、村中惣連印で代官所まで願上形式で報告されるのである。

三沢村にも名主役をめぐるいくつかの資料がある。

扱済口証文之事

一、此度当村名主役儀ニ付左様惣百姓江村役人中より申被渡候趣は近年不如意ニ付金子等ニ差支迷惑候依之新役五人相仕立一同差添拾人ニ被成候共又は右之名主給定メニ而平方ニ而呑込候方有之候ハヽ其仁ニ而被勤我等五人退役為致候共何ニも相談之上返答可有之よし申被渡候然ニ惣百姓打寄り度々相談致候所新役五人相添都合拾人ニ而御勤被下候様訴出則引請連印相済候依之村役人方平百姓之内ニ而高持十三人被撰出札入ニ申被渡候所此度落札之者共幸右ヱ門・治右ヱ門・辰右ヱ門・太兵衛・岡之丞五人の者共役入不得心ニ而難相済候ニ付村役人中より無是非右四人方へ御差越被仰付候処為近村我等共気之毒ニ存則三沢村ニ罷越内済之筋寺社方江御相談仕候得共寺社被仰候は此度一件之義少々内々ニ而忌合有之候得共難致と御申被成候ニ付我等共斗ニ而御役所江罷出御日限申請罷帰リ達而寺社方ヲ御頼候得ば早速御請引有之我等共一同ニ而此度之一件取扱候趣は落札四人之衆愚昧之致方と存候右高持之百姓ニ而新役五人相仕立之一紙連印一同ニ仕其上拾三人撰候節落札ニ而も難致役入旨辞退之断も不申請印□□ニ相成候節ニ至テ差支候は四人衆無申分不調法と被申候扨又幸右ヱ門殿義ハ不斗印形仕候得共役人之義ハ何共迷惑ニ候得ば四人衆一同ニ相逃候様御取斗可被下候且又名主前江も右の印形相貰五人一同ニ御書付可請と願入置候何卒五人一同ニ頼入候達而被相願候併幸右ヱ門殿義ハ惣百姓ニ而新役ヲ頼候儀も有之候得共其節は丈右ヱ門殿ニ格年名主願出候得は此義も不相成札入ニ相成候上は五人一同と存候依之五人者一同ニ相除給リ右之名主給江此度六俵相増都合拾四俵ニて其外之義ハ前々之通リ右役五人ニて唯今之通リニ乍苦労も御勤可被下候右名給

増所ニては無之由ニ是悲幸右ヱ門壱人指わへ候様被申候得共此度差略之上我等共無心以達而増給相願候此外壱人指くわへ候而も村ためニ罷不成義ニ存候得ば是悲々々五人ニ而御勤被成此末御勝手之筋休役被成度節ハ跡役之義右例入札ニ而落札之者不及辞退役入致候此度之義ハ此方共貰之義ニ候得は決而此度之義堅例証ニは仕間敷候扨又郷次伝馬村法ニて間口仕来り候処近年村方之衆中高役ニ相願候処此義も少々差略致し殊ニ当村寺社方候百姓隣憐之筋ニて乍新法定夫給是迄間口役ニ差出候所此度より高割ニ致寺社も一同相還て営候得ば五人之衆中江も此義御無心ニ御座候今年七月より高割ニ可被成候扨又扱郷之義ハ道造人足是迄間口役ニ相勤候所今年より平イラ再々百壱人ニ六分之積り以次合可申候様差略仕候

右扱之品々何卒双方御得心被成御済被下候得ハ村方も泰平ニ相納我等共迄何分恭存候

右之通御異見逸々奉承知候上此一件ニ付惣百姓申分無之候依之連印仕候

明和八年
卯二月九日

百姓　伝兵衛
外百五十一人省略

右之通村中納得印形相済候ニ付我等共も承知仕得心印形仕候　以上

三沢村
名主　嘉四郎
長百姓　圓右ヱ門
同断　丈右ヱ門
同断　勝太郎
同断　伊左ヱ門

前書之通相違無御座候付印形仕候　以上

三沢村
扱人　長松院
光沢寺
随応寺
地逸庵
車仙
車田村
六左ヱ門
上田原村
岸右ヱ門
三沢村
世話人　磯右ヱ門
同断　同所　米左ヱ門

乍恐書付を以奉願上候

八代郡三沢村名主役之義前々より年番ニ相勤来り申候ニ付去辰七月より当巳六月迄名主利平相勤罷有申候次名主之義当巳七月より来ル午六月迄名主市兵衛相勤候様被仰付被下置候様奉願上候然上ハ御年貢上納金等名主引負仕候惣百姓急度弁納可仕候

右願之通被仰付被下置候ハヽ大小之百姓一同有難仕合ニ奉存候　以上

巳七月
八代郡三沢村
名主　利平
次名主　市兵衛
長百姓　勇右ヱ門
〃　丈左ヱ門
〃　元右ヱ門
百姓代　七郎右衛門
惣兵衛

市川御役所



明和８年扱済口証文（三沢区蔵）

三沢村の一通目の明和八（一七七一）年の済口証文は村入用金も不如意で

迷惑しているので、新しい村役人を選出し、前々の村役人と合計十人で勤めて欲しいと惣百姓で相談一決したが、入札によって選ばれた人たちが役人になることを承知しないので扱い人も近村の人を頼んで仲裁し、名主給の増米とか、伝馬役、郷継役をめぐる寺社方の争いも話し合いがついたという証文である。次の「巳七月」の市川代官所への陳情文も名主役の交替について、三沢村では年番になっているので、そのようにして欲しいとの要望書である。このように村役人は村独自の方法で決められていった。

次の資料も三沢村蔵のものである。

口上書を以願上申候

一、御用状継　御役人様方御通行人馬継之義　当村より常盤村へ市之瀬村を除継送り候儀惣百姓迷惑候ニ付市之瀬へ継候様仕度　御役所様迄御願申上度旨　村役人中迄度々相願候処　市之瀬を都而御除被成候儀茂無之殊ニ小村之儀ニ茂候得者　差控時節見合候様ニとも御異見被成候故是迄其分ニ而罷有候とも何之謂茂無之市之瀬を相除いたわり候儀も無之筋ニ候　市之瀬村より小村ニ而茂　市川ゟ十嶋迄之村ニ不残相勤候所　市之瀬村をいたわり我等共ゟ常盤村へ継候儀何分心外存候依之当年之儀者是非共願候間何方様迄成とも御願被下　市之瀬村継ニ被成可被下候　此儀夫銀等何程相掛り候とも村高割被成可被下候　惣百姓一同　御願申候ニ付　連印を以御願申候　以上

安永四年未八月

伝兵衛 ㊞

外五十三名省略

村御役人中

代官所よりのお触書等の達しは、廻状形式で、伝達されていった。代官所より市川大門村の名主へ、市川大門村より隣村の高田村、黒沢村と各村名主所属の「歩き」（小使い）と呼ばれる使いによって、村から村へと回されていった。三沢村の願書は、三沢村から市之瀬村、常盤村へと廻状を継いでいくのに、三沢村から常盤村へと送らなければならないのは、まことにもって不合理である。市之瀬村を特別扱いするのはけしからん、村役人は費用がいくらかかっても、村高割で負担するので、どの役職のお役人までもよいから願ってほしいと惣百姓の連印までして、村役人の尻をたたいている文書である。

不正、不合理を正そうとする民衆の強さと、陳情行政の実態をかいま見る思いがする。

口上書之事

一、此度当村百姓之内御伝馬并郷継日役其外諸役寺社共高割ニ可致願有之ニ付名主、長百姓中被申聞候当村寺社之義往古より右諸役村法ニ而相除き来候所向後新法ニ右諸役相勤候義難成候若シ此上新法之願相立寺社共高割相成候ハヽ村入用夫銭之内申分有之候依之口上書を以申入候　以上

午ノ四月

三沢村

長松院㊞

光沢寺㊞

瑞応寺㊞

学舎㊞

神主豊前守㊞

同

名主長百姓中

右の口上書は三沢村寺社方より村方役人にあてたもので、内容は、御伝馬役、郷継役、その他の諸役を寺社方にも高割いたしたいという話だが、当村では昔から寺社方はそのような諸役を免除されてきたのに、今後新しい規則で寺社方にも、たって高割するというのであれば、村入用の経費のことで文句がある、というものである。「午ノ四月」とだけしかないが、おそらく、前掲の安永四年未八月の市之瀬村との郷継をめぐる問題で、小前百姓から村役人にあてた口上書と関連があろう。三沢村小前百姓が市之

瀬村を通り越して常葉村まで手間のかかる郷継を少しでも楽にしようと五つの寺社にも割当てようという話合いがもたれたことに対して寺社連名の反対口上書である。「御伝馬役」とは何かというと、公的な官吏の旅行や物資の輸送に備え、街道の宿、駅に常置した乗継用の馬を置く制度があり、律令時代から行なわれ、一時八世紀頃廃絶したが、鎌倉、戦国時代に制度の整備が急がれた。甲斐国でも武田氏によって完備されていたが、徳川氏に引継がれ、江戸時代を通じて村方に課せられていた。街道筋には伝馬役の負担提供を義務づけられた「伝馬宿」という地域があり、東海道各宿では一〇〇人以上の馬方と一〇〇匹の馬、中山道では五〇人の馬方と五〇匹の馬の常置が定められ、それによって大伝馬・小伝馬・伝馬等の規模によって呼称されていた。甲斐国内では甲州街道筋以外では公用通行の貨客に対して、その都度、人馬提供とそれに伴う労役負担が命令された。「伝馬役」には馬役と歩行役があった。また、天領の高掛物として本途物成（貢納）に対しする付加税として、六尺給米、御蔵前入用、伝馬宿入用米があり、宿駅の運営費にあてた。「郷継」については以上の伝馬並びに廻状等の公用の貨客については村から次の村へと引き継がれ運送され、または伝達されていった制度を指して呼称した。

村役人の仕事は多種多様で、惣百姓の生活の全般にわたって気を配らなければならなかった。

次の三沢村蔵の資料もその一つである。

差上申一札之事（三沢村）

一、当村百姓重右ヱ門跡式之儀倅勝左衛門相続可仕候所身上不如意ニ付中郡辺ニ罷越借宅渡世相稼罷有候所此度病死仕候ニ付跡式之儀勝左ヱ門倅熊蔵を以御百姓相続仕度奉存候尤勝左ヱ門儀是迄村御役本江妻子有之候御披露も不仕次第不埒之段申訳無御座候　右勝左ヱ門妻之儀　御法之宗門之者ニ無御座候　当常葉村忠三郎と申者婦ニ而慥成者ニ御座候間何卒親子共御帳面ニ御組込被成下以御憐愍御百姓相続致候様奉願上候然ル上ハ御公儀様御定法ハ不及申村法共急度相守り可申候

右之趣御聞済被下御百姓相続仕候ハヽ親類組合一同難有仕合奉存候　以上

寛政十一年未十二月

勝左ヱ門倅　熊　蔵
同人弟常葉村　多次右衛門
親類当村　儀左衛門
組　頭　彦右衛門

村役人中

跡目相続の願書で、孫に百姓株を相続させたい、恐らく、重右衛門の倅勝左衛門は身上不如意につきとあるので、勘当同然で、中郡辺で生活していたが、結婚披露もしてなかったので、村役人は勝左衛門に妻子のあることを正式には知らされていなかったであろう。

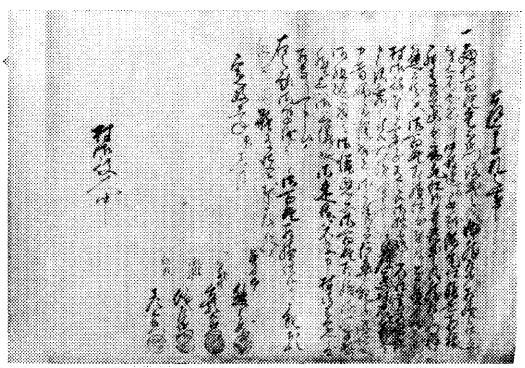

寛政11年跡目相続の願書（三沢区蔵）

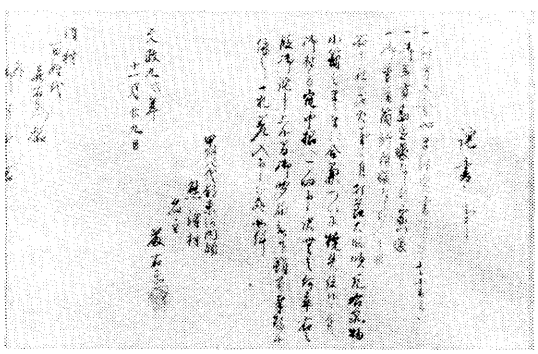

文政９年名主の詫び状（熊沢区蔵）

詫書之事

一、村方入会やま約定書ならびに其書るい
一、御年貢勘定帳ならびに宗門帳
一、御普請箇所附帳ならびに人足帳
右は私義火事ニ付折節大風吹凡右品物小箱のまゝまに合兼ついに焼失仕候ニ付御村方衆中様へ一向申訳無之何卒右之段御詫申上候間御聞届被下難有奉存候依之ニ一札差入申候処如件

文政九戌年　　甲州八代郡東河内領
十一月廿九日　　熊沢村
名主　藤右衛門

同村
百姓代
善右衛門様
外
御村中様

文政九戌(一八二六)年十一月二十九日、熊沢村名主藤右衛門宅が火災にあい、名主持ち回りの帳箱も家屋と共に灰になり、村の帳簿を焼失したことに対し村中一同へあてたわび状である。

次の文書は三沢村蔵のもので天保五(一八三四)年の年号がある。天保年間には史上に残る飢饉があり、全国各地は騒然とし、百姓一揆が頻発した。

天保三辰七月二十八日　筑前国久留米藩で百姓一揆
天保四己八月　全国各地で一揆
天保五午五月　大阪市中で打毀し
天保七申十一月　奥羽で飢饉、死者十万、甲斐郡内で一揆
天保八酉二月十九日　大塩平八郎の乱

史書を繙くと、天候不順で凶作が全国を襲い、貧弱な百姓が生きるために決起した様子がわかる。三沢村資料がその当時を想像させる。

天保五年
米売方覚帳
午三月晦日　三沢村　名主　忠次郎

去ル巳年　諸作不熟ニ而一統難渋之世柄ニ罷成　中ニ者飢ニ茂可及哉相見へ候ニ付夫食御拝借相願置候得ども満多御下知茂無之、且亦　其郷限り穀留ニ而米穀売買何連茂相成兼候間、村役人之勘弁ニ而　志者らく之間、助米之心得を以　西郡今井村ゟ買入米致シ下直段ヲ以村方へ売り出シ候次第　左之通

一、米拾九俵　今井村ゟ買入直段甲金壱匁ニ付二斗壱升かへ代金五百廿壱匁壱ト七厘
内
三百九拾匁壱ト　村方売代銀〆高
残る百三拾壱匁壱ト全損毛右損毛差出人数

一、金　壱両　長百姓　左兵衛
一、金　壱両　同　断　太兵衛
一、金甲五拾壱匁　百姓代　松右衛門
〃　丈右衛門

壱軒に付米壱杯さし
一、米　三斗三升　名主　忠次郎
代七拾匁弐ト七厘五毛
一、壱升三杯　外ニ壱杯　大石武八
一、金　壱朱銀七拾七
一、壱升三杯　外ニ壱杯　柿しま啓蔵
代四百九拾匁
中略　以下九十二名

代三匁
一、壱升三杯　外二壱杯　〃　儀　助
代三匁
一、壱升三杯　外二壱杯　大　草　与左ヱ門
代三匁
一、壱升三杯　外壱杯　佐　兵　衛
代三匁
一、壱升三杯　外壱杯　弥三郎隠居
代三匁

右之通り売渡し損まよい、五人に而出合勘定相済候所相違無御座候　以上
三月晦日
名　主　忠次郎
長百姓　佐兵衛
〃　太兵衛
百姓代　松右衛門
丈右衛門

三沢村の「米売方覚帳」から、飢饉時の様子が散見される。「中ニ者飢ニ茂可及哉相見へ候」と飢え死にするかもしれない人々がいたこと、「其郷限り穀留ニ而米穀売買何連茂相成兼候」と米・麦・や雑穀等一切の移動が禁じられているのは、第二次世界大戦前後の食糧管理法による統制の厳しさを考えると理解できるだろう。結局、三沢村役人において、「助米」の心得でというのは現在の天災救助法に匹適する非常時のお助け米の積りで西郡今井村（現在の中巨摩郡若草町今井）より購入し、その代金は五百二壱匁壱分七厘であった。帳面記載の内容からして、恐らく、家族数によって配分がなされたであろう、五分類による配分がなされている。村役人も大変な仕事だろうことは、文末の「売渡し損まよい五人ニ而出合勘定相済候」とあり、名主、長百姓、百姓代の五人にて弁償決算をしたのである。

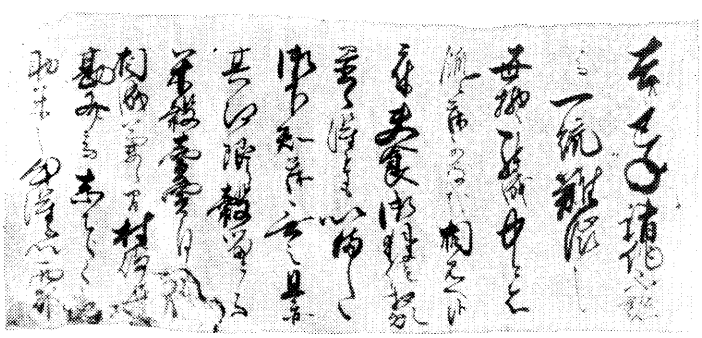

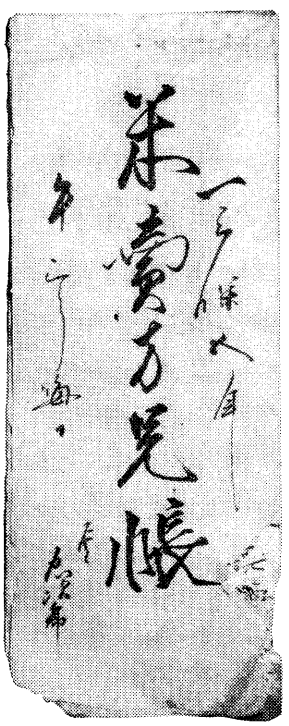

天保５年米売方覚帳の表紙とその一部（三沢区蔵）

乍恐書付を以奉願上候
八代郡三沢村百姓半次郎宅江当月九日之夜盗賊忍入衣類等盗取候所村役本江も不申出殊ニ本村と隔候枝郷成ニ付一円内聞等も無之村方ニ而も不奉存候所岩間村辺ニ而右盗賊搦捕市川大門村番人頭方江連行候由十三日之朝村方番人申出候ニ付則半次郎呼出相糺候所駿州辺江商ひニ罷越候留主之義ニ付右之段不訴出不調法仕候由申之候就而は盗賊奪取候品々書付相認翌拾四日ニは御役所様江御注進可仕奉存罷有候所御差紙を以御取出被仰御注進手後候ニ相成御吟味御察　奉請候而は申訳無御座奉恐入候扨又半次郎方江盗賊忍ひ入候様子居宅東之方ニ壱間戸有之右場所え壁を破かけかね相はつし納戸江入込長持壱棹櫃弐つより品々盗出して尤右場所ニ老母壱人娘壱人臥り罷在候へ共一向不奉存夜明ケ而見付驚入申候由相違無御座候右盗取候品々左ニ書付奉差上候

覚

一、花色ちりめん女綿入壱勺　裏もへぎ
一、□色紬行付女帯壱筋
一、青梅立嶋男綿入壱勺　裏もへぎ
一、茶もめん単物女
一、青梅立嶋女綿入壱勺　裏もへぎつぎつぎ
一、絹袷羽織壱勺　裏郡内嶋
一、青行付単物男壱勺
一、もめん黒一重羽織壱勺
一、ちりめん青茶羽織壱勺
一、もふる女帯　壱筋　裏赤色
一、結飛色女綿入壱筋　裏赤色
一、糸入嶋女綿入
一、紬袷羽織男壱勺
一、立嶋もめん袷男壱勺　裏つぎつぎ
一、絹壱重羽織壱勺
一、木綿綿入はおり壱勺　裏鼠ニ片付
一、黒布　壱反

右之通被盗取候品々奉書上候所相違無御座候　以上

寛政二戌年正月

右　村
名　主　元右ヱ門
長百姓　伊左ヱ門
百姓代　辰右ヱ門
〃　半次郎

市川御役所

寛政戌年正月は一七九〇年で、十一代将軍家斉の治政の初めであり、徳川幕府は政治の建て直しのため、天明七未（一七八七）年松平定信を老中筆頭とし、田沼意次・意知親子による腐敗した世の中の規律を正そうとしていた時代で、諸国に郷倉を建て備荒貯穀を命じたり、江戸に集まっている出かせぎ人の帰農を奨励したりしていた寛政の改革、盗人が東河内の貧しい農村にまで出没し、村役人が治安に気を配っていた様子が伺える。

差出申一札之事

一、百々村百姓利平父義先月廿七日下部村入湯ニ罷越入湯場より同月廿九日暮方当村御分内阿弥陀堂ニ立寄休足いたし居候内かんねつはけしく百々と申より外言舌不相分候ニ付村御役人中御立合之上医師御薬用等被成下其上居村迄飛脚差遣し被下難有仕合奉存私共直様迎ニ罷越候処死去仕候ニ付御役人中御立会の上死人雑物相改候処殺害ニ無御座病死いたし候ニ相違無之死人并雑物共ニ追請取申候　然上は後日御村方へ聊御厄介相掛ケ申間敷候依之当人并組合親類一同連印を以一札差出申処仍如件

天保十五辰年
十月二日

巨摩郡百々村
百姓利　平㊞
組合要右ヱ門㊞
親類作之亟㊞
名主半六代　半之亟㊞

三沢村
御役人中

村役人は時には死者の世話も引き請けなくてはならず、貢納からはじまって大変な仕事だったろうことが伺える。

第六節　村極

近世の村極（村法）といわれるものは、現代の法律体系と異なり日常の生活慣行の中から生まれたもので、その村落の自治法として成立したものである。『大日本百科事典』のなかでは次のように述べている。

村法　そんぽう　戦国時代から江戸時代に及ぶ村落の自治的規約。村極・村定・村掟・置文・議定・申合などさまざまな名称をもち、個条書にして保存されていた。戦国・安土桃山時代のものは自主的・自衛的な色彩が強いのに対し、江戸時代のものは、「五人組帳前書」の影響を受けて長文だが微温的で、その内容は、法令遵守・村寄合・治安事項・農耕秩序・衣食住・制裁条項（村八分など）が定められている。

〈金井　圓〉

もともと自治のための申し合わせであるので、村々によって取り決め事項が異なるのが通例であるが、「五人組帳前書」を受けて定められていることがわかる。

本町内保存の資料によると、覚・連判・定書・法度定・儀定書等様々な形式で書かれているが、箇条書きがほとんどで類型的である。

内容は法度定または御触書に関する年貢上納・日常生活の規範・村役人についての相談定書などである。

本町内保存文書は年代的に江戸中期以後のものばかりであり、その数も多くはなく、町内旧村に伝わる村役人持ち回りのいわゆる帳箱に蔵されていたものである。

本節では年代順に御触書と清書・村極とを併せて記述することとする。

覚　（北川村）

一、前々御法度並御仕置之儀五人組帳之前書を以被仰渡候通常々無油断拝見仕急度相守可申事

一、年頃凡自今以後は名主之内壱人宛勝手次第可罷出事

附　自分之礼ニかゝハリ町宿ニ逗留仕間敷事

一、節句八朔歳暮其外名主代リ為礼府中ニ罷出儀自今以後ハ堅可為無用事

附　公儀向之御祝義申上候儀有之候ハ、此方より之可任差図候我等方江見舞或ハ祝義等有之節も為悦罷出候事無用ニ可仕候事

一、検見其外　用ニ出候為礼罷出儀可為無用并府中泊リ宿江近村之者共見舞之儀無用可仕事

一、手代物書御用にて府中江罷出候節非義ヶ間鋪儀有之は早速可申出候少も遠慮仕間敷候事

一、御用向は勿論願之儀又は承合度義有之節ハ我等宅へ直ニ可罷出候惣而手代宅江名主長百姓平百姓共ニ一切出入仕間鋪事

附　手代物言親類縁寺ハ可為各別事

一、家来方ハ不及申手代物言家来下人共金銀米銭衣類道具酒肴一切商物仕間敷事

附　手作物之類或ハ鮒等之魚類惣而軽き物にてモ商物堅無用可仕候事

一、手代物言下人等迄金銀其外一切取替仕間敷事

附　支配所之村方にて調　て不計内有之申遣候節外へうり候直段之通売上ケ可申代銀之書付ハ我等方へ可差出候事

一、検見并不時之御用ニ而我等并手代物言在出之節前々之通御賄米被下置候然共外ニ入用も有之候間不残夫銭帳ニ書載可申候村賄は　所に有合之物を以一汁三菜之外料理ヶ間敷義仕間敷候尤酒肴遣申間敷候事

一、名主長百姓御用にて府中江罷出候節御用向仕舞次第早速罷帰可申事

附　町宿ニ而賄之儀通帳ニ　御用之品書附町宿之留帳と押切仕直夫銭帳ニ相認差出可申候事

一、自今以後夫銭掛リ物其時々入用之訳委細書付置帳面ニ仕立名主長百姓并惣百姓印判仕毎年春中ニ可差出候掛リ物随分減少仕候様ニ相心得可申少ニ而も費ヶ間鋪義仕間敷事

附　従而為自分之入用府中へ罷出遊興ヶ間敷義仕間敷事

右之通村中大小之百姓不残為申聞急度可相守若相背者於有之は可為曲事者也

正徳元卯年五月

竹尾吉左衛門

東河内領北川村
名　主
長百姓

右之御書付御被成村中惣百姓不残申聞せ其上名主宅ニはり付置急度相守可申候若相背候ハヽ何分の事にも可被仰付候　以上

卯五月

北川村
名　主　　印
長百姓　不　残印

正徳元辛卯年は西暦一七一一年、今から二百七十年前、六代将軍家宣の治政下で、新井白石が幕政を改革しようとした時代で、「武家諸法度」の改訂、金銀の改鋳がはかられたり、水戸藩主徳川綱条が「礼儀類典」を幕府に献上したりして、華美を競った元禄文化を引き締める政策をとっていた時代で、甲州では柳沢氏の治下であった。

北川区所有の右の文書は柳沢氏の指導書で、特に代官所下役人と村方三役との交際について、厳重に取締ることと村役人自身の行動の制約を命じている。「覚」とあるが、冒頭に記されているように「前々御法度并御仕置の儀……中略……被仰度候……」は前々より仰せ渡された御法度や五人組前書の趣旨を固く守ることを誓っている。そして最後に仰せ渡された趣旨を村中惣百姓でお請けした一札を差し出した「御請印帳」といってよい文書である。

幕府直轄領となってからの法度定は次の資料である。寛延三午（一七五〇）年三月、石和代官泉本儀左衛門よりの村方申渡書が嶺村に残っている。前述の柳沢時代のものより詳しく百姓の生活について規制している。

○百姓の持ち山の周囲の竹木などみだりに切ってはいけない。

○常に身持ちをつつしみ、衣食など奢侈に流れず精出してかせげ。

○ばくち等の勝負ごとや遊興などをしてはならない。

○勧進・能・すもう・操狂言・芝居などの見せ物はしてはいけない。

○火事を出すな、もし出火の場合は懸命に消火しなさい。

○頼母子講などすすめる者があったら、直ちに代官所へ申し出なさい。

など村方百姓の生活に深く立ち入って戒めている。

御代官所村方江申渡書付

午三月

八代郡　岩下村
五八村
寺所村
峰　村
久保村
大山村

今度村々我等御代官所就被仰付候
名主長百姓惣百姓江申渡之覚

一、前々被仰出候御法度書之趣先支配申渡置候通弥以堅相守可申候　今度支配替ニ付何ニ而も新規之儀仕間敷事

一、公儀御為ニ成候筋之儀ハ不依何事早々申出事

一、御年貢収納之儀百姓第一候間米金並諸役高掛物等役所より触次第其日限無相違急度可相納候　若及滞遅候ハヽ吟味之上越度可申付候事

一、御林之儀大切ニ相守可申候百姓持山四壁之竹木猥ニ伐取申間敷事

一、御年貢割付並皆済目録大小百姓壱人も不残遂披見銘々得と及呑込無高下割合候旨印形可致置候　毎度令吟味常々入念帳面書記附印形用百姓疑出入無之様可仕置事

一、定免並検見取村々共其年々御取箇相極割付村方江相渡候節　右御取箇辻諸石代直段等掛札認相渡候間村方高札場又ハ名主門前ニ張置大小百姓見届可申事
但シ紙ニ認張候而ハ風雨損候間当年ゟ板へ直ニ書記翌年御取迄之内損候ハヽ書直懸置遍き事

一、名主を初大小百姓常ニ身持惰家作並衣服食物等奢が満しき儀不仕耕作ニ精出稼等油断無之様堅可想得事

一、博奕諸勝負三笠訴之類其外不依何事遊興堅仕間敷尤右類之儀携候者共有之ハ不隠置早々可申出事

一、勧進　能　相撲　操狂言　芝居其他諸見物之類堅興行仕間敷候事

附　遊女歟無物技子之類一切不可差置候

一、御伝馬宿並脇道中之馬次場共御用之儀ハ不及申其外人馬共御定之通リ無滞次立往還之難儀無之様可仕事

一、軽き旅人煩等之儀ハ所之者入念助抱致其品ニより役所へも早速可申出事

一、道中筋在方共不依何事異変之儀出来候ハヽ早々役所へ可申出事

一、道中筋並在方共ニ怪敷躰之者参居候ハヽ見逃不仕所ニ留置早速注進可申出候惣而悪事有之候者見逃致候類又ハ押隠置候ハヽ其所之名主五人組迄可為越度事

一、宗門並五人組之儀無懈怠相致可申候　若疑敷宗門之者有之候ハヽ早々注進可申出事

一、御年貢皆済以前米穀一切引ちらし申間敷候若猥成儀村有之ハ吟味之上越度可申付事

一、前々永荒場惣引地ニ相成候所常々心を付早々立帰リ候様可精出シ尤立帰リ之場所出来候ハヽ早速可申出候若隠置令露顕おゐてハ隠田之可為沙汰事

一、御鷹方之衆を初其外之衆中共ニ御用ニ付村方相廻候　節　随分入念　聊麁仕間敷候　先御代官ゟ申渡置候通可相心得事

一、御巣鷹山有之村々ハ御代官被申付置候通リ御巣鷹大切相守可申事

一、町場在方共ニ常ニ火元入念可申付若出火等有之節ハ早速駈付精出消留可申候若又疑敷者令　徘徊候ハヽ捕置注進可申出事

一、公事訴訟願等之儀我等直ニ専届手代等江任候儀者無之候間可得其意候

一、御年貢米郷蔵詰致置候節　盗人　火之用心大切ニ相守昼夜無油断番人附置可申事

一、堤川除其外御普請所之儀　御入用ニ而出来候場所ハ不及申百姓自普請えも常ニ大切ニ仕若大風雨出来之節随分かけ廻り精出相囲可申支

一、村入用之儀其度ニ割合取立明細帳面ニ記附置年中入用〆書仕割合相違無之段奥印致惣百姓連判帳面弐冊宛役所へ可差出押切壱冊ハ其村方江可相返　若帳面外之割合名主　長百姓ゟ申懸ケ候共　一切不可指出勿論其段早速役所江可申出事

一、御年貢勿論村入用夫銭等割合指出候節其度ニ名主請取書可取置　百姓江割渡候ハ百姓方ゟ請取書可取置　若請取書不渡取遣未熟ニ致置候ハヽ急度曲事ニ可申付事

一、我等廻村之節並手代御用ニ而指遣候節村々名主　長百姓壱人つヽ村境迄可罷出村境越不可参　尤名主長百姓其外無用之者不可出事

一、御年貢金相納候節軽キ下非師躰之者ヲ刀持遣候儀者致間敷事

一、検見廻村其外御用ニ付相廻リ候節　我等並手代等迄　米味噌買上　手前賄致候間少ニ而も村方ニ而支度ケ間敷儀堅仕間敷候　尤名主　長百姓御用ニ付旅宿罷出候共勝手向江決而出入仕間敷候　惣シ而無用之百姓不可寄集事

一、手代書役并我等家来手代小者等ニ至迄賄賂或ハ村方江対し非道成儀も有之候ハヽ誰によらすひそかに我等方江可申出　訴出候者並村方難儀ニ不成様ニ可申付事

一、手代下役並御家来下々迄不依何品ニ売懸ケ類或ハ金銀諸色借物等一切仕間敷事

一、手代下役並家来下々ニ至迄村方江対し勃紀頼母子無尽講之類　取持すヽめ候者有之者何品ニよらず堅不請取勿論　早々我等方江可申出候　若右之類差出候段相聞候ハヽ可為越度事

一、検見其外　御用ニ付手代下役之者在方江罷出候節　馳走ケ間敷儀曽而仕間敷候　勿論金銀ハ不及申　何品ニ而も封物賄賂一切相送間敷候若右躰之儀相聞候ハヽ厳敷遂吟味聊之品々ニ而も宥免難成候間此段重〔不明〕之堅相心得事

一、名主其外百姓等御用ニ付役所江罷出候節手代居小屋江見廻候類決而仕間敷候且又手代並召仕等ニ至迄　土産祝儀になそらい酒肴其外如何様之軽キ品ニ而も封物賄賂堅相送申間敷事

一、郷宿之儀役所ゟ曽而申付候間百姓勝手次第可致旅宿候事

一、俵拵蔵縄等近年麁末成村方茂有之由若不宜俵拵有之候ハヽ於河岸場ニ吟味之上米主呼出急度申付候間　兼而随分入念可申付事

右之趣相守　猶又前ニ御代官江差出置候　五人組帳前書之通無油断急度相守可申候　若し違背之者於有之者　吟味之上可為曲事書面之趣大小百姓不残　遂披見一村切ニ名主　長百姓　惣百姓致印形一紙之請書可差出者也

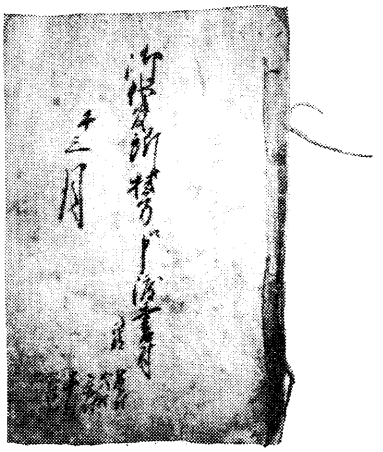

寛延３年御代官所より村方への申渡書
（大山区蔵）

寛延三午年三月
泉本儀左衛門

右者此度御代ニ成候ニ付御書付以　被仰出候趣大小百姓逸々拝見仕奉畏候　急度相守可申候　若違背仕候者御座候ハヽ何分之曲事ニ茂可被仰付候右及請書連判一札指上候
以　上

午三月
八代郡峯村
名　主　勝右衛門
長百姓
惣百姓
久保村
名　主　儀右衛門
長百姓
惣百姓
大山村
名　主　助右衛門
長百姓
惣百姓

被仰渡候条々之事
一、名主長百姓あさ木綿羽織之外着ス間敷事
一、平百姓ハ羽織等一切不相成候事
一、氏神其外祭礼等ニよびよハれ候間敷事
一、祝言初産之祝等木綿之外無用之事
附　右祝言等ニ酒さかな不相成候事
一、死失等有之候節酒一切無用之事
一、日待之儀一村一夜ニ可致事
一、念仏百万遍之義無用可仕事
右之通被仰渡候間急度可相守旨村中大小之百姓不残寄合読聞せ候処右条一々承知奉畏候間小前一同請印仕候処依而如件

天保十三年
寅八月
作右エ門㊞
外四十八人省略
根子村
名　主　次兵衛㊞
長百姓　半左衛門㊞
同　断　八右衛門㊞
同　断　利兵衛㊞
同　断　重左衛門㊞
百姓代　幸　蔵㊞
同　断　半右衛門㊞

天保十三寅（一八四三）年八月、根子区蔵の文書も御請印帳であり、村民の日常生活に関し指導している。

表紙
天保十四年
被仰渡御請印帳
卯六月　八代郡　市野瀬村

被仰渡御請印形
一、百姓身分ニ而絹、紬等着用は勿論婦人腰帯はぶき子供衣類やつ口并諸々用ひ申間鋪事
一、怒り下駄雪踏（せった）婦じくら草履相用申間鋪事

一、日かさ并志(蛇)やの目傘相用申間鋪事
一、小間物渡世いたし候者村内江為立入申間鋪事
一、従先般被仰渡候きぬ類は不及申在々村々おゐて都而奢ケ間鋪品売買致間敷且又諸色高値売渡申間鋪事
右之通村中堅相守可申候依之惣百姓御請印形仕候　以上

万延元年
申極月廿五日

大山村
名主　友右ヱ門
長百姓　半右ヱ門
同断　善右ヱ門
百姓代　庄之丞
同断　茂左ヱ門
組頭　仲兵衛
同断　茂右ヱ門
丈右ヱ門
常右ヱ門
与右ヱ門
他左ヱ門
和兵衛
常兵衛
久次右ヱ門
庄左ヱ門

徳兵衛㊞
外四十六人省略

天保十四（一八四三）年の文書で、「被仰渡御請印帳」の典型的資料である。日常生活の中で衣生活が派手にならないようにという指導書に対し、仰渡された趣旨を御請証文として、惣百姓連印で守ることを誓ったものである。

村定書之事

一、前々従御公儀様被仰出候御法度之趣は急度相守御年貢御上納之儀は御触日限之通急度相納可申候事
一、博奕賭之諸勝負又は長脇差等之宿いたし候者都而村方百姓之内ニ心得違之者有之ハ無用捨差押へ候而相不正候ハハ可申上事
附　火之用心くはへ煙管灯火致間敷事
一、請取場之道橋は早朝より出合無油断精出可作尤雪道等は触出不及人並より相遅れ候者は吟味遂可相成事
一、聟取嫁取祝儀又は初着之祝等成丈軽可仕事
一、仏事神事祭礼等分限より軽可仕事
一、癪疱祝等之儀も山伏壱人可済事
一、葬礼之野酒等は不申及肴等一切無之様取究万端諸人儀等遣取も一切無之様可致事
附　年例之儀も右ニ応男女共門例ニ可仕事
右之趣万端高銭ニ付惣百姓難渋の上村中熟談ヲ以取究候上は急度相守可申依之惣連印相揃申処如件

一八六〇年、万延元年十二月二十五日の村中惣連印で、生活の簡素化を「熟談」している。いつの時代でもあることである。

法度定

今般当国一統疱瘡祝儀之儀去子年之儀者村々難取続段御願申上候程ニ年柄殊ニ当丑年之儀も田畑共旱損ニ付右祝之儀左ニ倹約可致事
一、疱瘡棚上棚下ケ儀家内限リ相祝尤村内は勿論他村親類等ニ至迄呼振舞ハ不及申菓子紅粉絵等取遣リ度々致間敷事
右は御役所様より費之儀御差留之趣被仰付三郡一統申合も有之依之前書之通リ倹約取究候上ハ聊違変仕間敷候仍村中一同連印差出申所如件

文化十四年

丑八月　　伝兵衛㊞

外百六十三人省略

文化十四（一八一七）年の疱瘡の快気祝についての文書で、疱瘡の快気祝は倹約して、家内だけで祝い、親類縁者などに振舞ってはいけない。農業も不作が続いているので、三郡（巨摩・山梨・八代）の申し合わせもあり、お互いに約束を守りますという取り決めであるが、疱瘡のことだけでこれだけの連印状というのも珍しい。

これまでの文書は「被仰渡書御請印帳」であるが、次は「村法度連印帳」で、村民の主体的な申し合わせによって定められた内容である。

神送リ定書之事

一、疫癘天行候節神送リ致候ハヽ煩候もの壱両人も有之ハ見合快気致候節其最寄々々ニて煩候ものと煩不申候者相談之上可願出候さかんなる内は人々に神力を取神送り無用之事

一、煩候もの疫病にては無之抔と申而神輿家内へ不入申も是迄ハ有之候以来は組切に相談いたし不隠置神輿可入申事

一、神輿入り候儀ハ病者より願次第ニ可致事

一、引どり之節家の内ニ入候人々は神主様并六斉衆中輿かつき其外壱両人可入事

一、病家にて悪騒いたし損失等出来不致候様相慎可申事

一、家別壱人宛罷出勿論紙はた壱本つヽ持参いたし宮より境目迄相越可申事

一、神酒之儀弐樽つヽ取可申候其外入用は神主様より差図次第ニ可致候尤疫病除之御札家別御引可被下事

右之通此度相談を以相極候ニ付五人組頭連印いたし定置申所仍如件

明和九年辰三月

三沢村組頭

奥之丞㊞

外二十五人省略

村役人

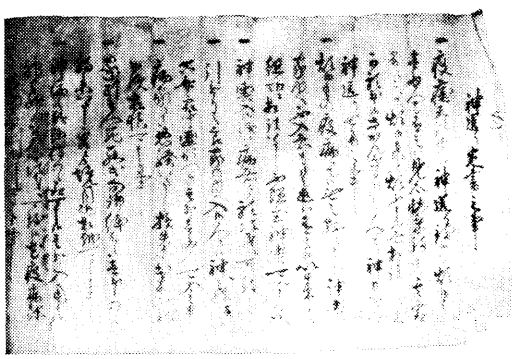

明和９年神送り定書の一部（三沢区蔵）

明和九辰年は改元の年で、安永元年でもある。一七七二年のことで、村内に疫病にかかっている患者のある場合の神送りの儀式について村中の申し合わせである。

村中連判之事

一、今度当村ニ而諸事我まヽニ而御座候故、名主、長百姓、平百姓寄合議儀仕候上ハ以来作物ハ不申及かりし き其外小林木草ニ付一円ぬ寿み申間敷候、例何成りともぬ寿み取申候ハヽ何成とも村中惣中間ニ而見出し急度議儀仕可申候、其とう人の者ニ刀物おさい取其上酒壱俵之直だん相定申上ハ以来何ニ而も我まヽ仕申間敷候、其ため連判仕申候　為後日連判手形如件

享保八年

卯五月三日

北川村　名主　平兵衛

同所　長百姓　長左衛門

北川村

惣百姓中

「諸事我まヽニ而……」の文中に、村掟、部落内の規律がルーズになっていることが伺われる。この文書も、木草なりとも盗み刈りなどしてはならないことを申し合わせ、盗難があった場合は村中で詮議し、盗人からは刃物をおさえ取り、酒壱俵の値段の罰金をとるという申し合わせで、これも

珍しい連判である。享保八年は一七二三年で、約二五〇年前の村の生活を伺い知ることができる。

村中連判之事

一、当村之儀ハ先年ハ山内入会之処ニ双方みだりに刈取申候ニ付此度惣百姓寄合相談之故此以後之儀ハ郷別持分切ニ刈可申候刈敷取候節ハ村中相談ニテ山口脇可申候名主所より申付無之内ハ一切刈申間敷以後薪等ニ至迄刈取切申候ハヽ其者諸道具取可申候事

一、平木六人山之儀此上我まゝに刈取り申間敷事

一、高そう利よこ屋之上四人山之儀ハ右之外一切入申間敷候事

一、らうば山之儀ハ大中山ニ御座候へハ先立テ切取刈置仕間敷相談之上刈可申候事

右之通り村中相談ニて相定申候上ハ　相違無御座候為其連判証文仍而如件

寛延二年
巳十二月

岩欠村
太郎兵衛㊞
外ニ二十八人連署省略

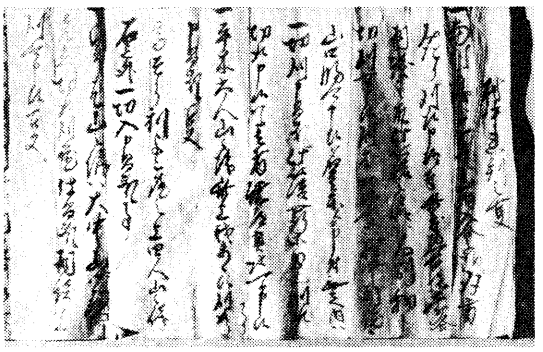

寛延２年入会山の村極（岩欠区蔵）

寛延二（一七四九）年の村入会山の管理について申し合いした証文で、もし、この申し合わせを破って勝手に薪、刈敷など刈り取った者は、罰として山仕事用の諸道具を取り上げるという、相当、厳しい約束である。北川村の村中連判書も、同じ申し合わせだが、罰則にはそれぞれ個性がある。

惣百姓定メ連判事

一、当村水所御林におゐて落葉下草等取候者見附訴出候者ニハ甲壱分つゝ褒美為取可申候当人ハ御役所へ御差出し被遊候処一言之御恨申間敷事

一、五人組宗門前書御条目読聞候間正月十七日名主所へ惣百姓寄合可申候事

一、歳当之義只今までは相廻り候得共向後は相互ニ仕可申候事

一、桑木山并大日向におゐて角目ニ相成木伐リ取者ヲ見附候ハヽ為褒美五百文取之可申候并ニ野火付候者之義も右同断相心得可申候事

一、ともらい之義葬礼相済候ハヽ賀子野より罷帰可申候勿論香奠帳之儀壱人前四冊つゝニ相定メ置可申候事

一、博奕宝引宿等仕家ヲ見付候ハヽ為過銭壱〆文つゝ差出可申候　且又五人組切ニ急度詮儀仕り名主所へ訴出可申候万一等閑ニ仕脇より相知候ハヽ五人組よりも五百文つゝ出之可申候事

一、面々持林草木猥りニ伐取間敷候薪伐り取候者有之ハ為過銭三百文出之可申候事

右は名主長百姓百姓代并惣百姓打寄相談之上定メ連判仕候間右ケ条書之通り猥り無之様ニ急度相守可申候若し違背之者有之は右加判之者打寄定メ通り申付候　以上

安永拾年
丑之二月　日

常葉村
磯右衛門
外百三十四人（略）

安永拾（一七八一）年丑二月は天明改元の年である。すなわち安永十年四月二日が天明元年ということになる。

村法度連判（印）帳といわれる。この種類の文書は以上の三通で、岩欠村、北川村、常葉村の資料であるが、岩欠、北川村のものは山慣行について定めたものであるが、常葉村のものは入会山、「御林」「オヘーシ」と呼ばれた官有林の管理を定め箇条と博奕や宝引きなどのかけ事を禁じた箇条が書かれており、罰金を徴収すると、その金額まで明示されている。なお

違反者を見つけた者へは「褒美」として若干の金銭を与えるとなっている。

岩欠村では諸道具の取り上げ。

北川村では酒壱俵分のお金と刃物取り上げ。

常葉村では褒美として五百文。罰金として三百文となっている。

村定めの中には若者の日常生活を規制したものもある。当時の若者組がどんな組織であったかつまびらかではないが、全国的には若者組は娘組と対応した組織で、成年（一五―一八歳）に達した男子が自動的に加入し、若者同志の集団規律の中で親睦を深めると同時に、一人前の村人として成長するための集団訓練を経験させることがねらいで、村落の警備、共同作業、祭礼行事などの村落共同生活の諸行事のおもなにない手となってきた。漁村地帯の「若者宿・若衆宿」などの常設的・長期的な寝宿などは有名である。次の資料は常葉村日影部落の「若者定メ」である。

若者定メ連判之事

一、常葉村若者共諸事附合条猥ニ相成候ニ付惣而若者打寄相談之上若者頭四人相頼其上若者定メ書ヲ以左ニ相記申候事

一、当年より若者改年拾弐才より頭方江相頼若者入可仕候三拾五才迄、三拾六才より五拾才迄中老ニ可仕候事

一、若者附合等村方之衆中は不及申他村衆中其不仲間迄朝夕に熟勤一ニ仕合、不礼不作法無之様可仕候事

一、若者共村方は不申及他村操芝居角力其外市町等江罷出候而も志んみやふニ可仕候万一喧嘩口論等仕候ハヽ其儀ニ付夫金等相掛リ候ハヽ其人ニ而指出し可申候事

一、博奕宝引等仕間敷候惣而若者之内不埒之儀見付候ハヽ札入ニ仕其上吟味可仕候事

一、惣而春垂木作等一円手ヲ付申間敷候事

一、七月氏神祭礼廿五日六日同七日三日間之内大酒呑喧嘩口論等無之様仕リ狂言之差障リ不相成様ニ仕候事

一、正月十四日年々道祖神祭之儀ニ付六ケ敷等有之候ハヽ村中一同等吟味仕可申候万一諸掛リ等御座候ハヽ往古より組合候組切ニ而指出し可申候事

一、初寄合之儀は正月七日ニ年々惣若者寄合相談等相定メ可申候若者入又は其外諸事届ケ候儀有之候ハヽ其節相断可申候寄合之儀も制限之通間違無之様可仕候若無拠障入等有之候ハヽ其訳頭方江相届ケ可申事

一、他村より居跡に罷出候者は頭方江相頼若者入可仕候其外若者名改候ハヽ其名ゟ相届可申候事

一、若者之内村方江奉公ニ出候ハヽ其訳頭方江相断名前除之可申候又村方江罷帰リ候ハヽ相断若者入届候事

一、若者壱軒之家ニ壱人候者は壱人、弐人候者は弐人若者入仕諸掛リ等は壱人ハ指出し可申候若し弐人罷在候内壱人入候ハヾ壱人は相除き可申候事

一、若者之内六ケ敷等有之候ハヽ随分仲間ニて可相済是非〳〵相済不申候ハヽ若者頭江可訴出候事

一、若者之内父母ニ不孝の附合仕候者御座候ハヽ急度仲間吟味ヲ可申候事

一、惣而氏神掛リ之儀は此上諸事可家掛リ仕可申候事

一、若者之内氏無之者此上は何れ江罷出附合致候共差笠脇差並指下張紙おの草里是ヲ向後は着す間敷候若又猥ニ附合仕候者有之候ハバ仲間寄合吟味之上若者仲間除之可申候事

右之ケ候書免々堅相守可申候事若し相背心得違等御座候ハヽ吟味之上其科ニより寺料とし分無御座候依之定連形而如件

安永四年

未八月

常葉村

日影之若者

儀証証文

一、此度若者頭并若者とも打寄相談仕候義ハ先年定メ置申候連印相用候共相談之上三役割日向日影相わかり候上ハ岩より下江ハ不申及面々之支配切不依何事ニ相談仕リ若又岩より下江参リ我儘ニ成義仕間鋪候若し又若者之内も怒り候而他

之組合江参不作法成儀仕候ハヽ若者頭并仲座方ニ而せんぎ仕り可申候事
一、日向村若者とも日影方へ夜遊等ニ参り我儘成儀仕候ハヽ日向村若者頭江相届ケ急度吟味為仕可申候若なをさりニ仕候ハヽ若者とも相談仕り可申候事
一、他村江狂言并春もふ見物に参り候而喧嘩口論等仕候ハヽ壱人も帰り不申候様可仕候事
一、若者之内名を改候ハヽ若者頭江相届ケ其名前可相記候様ニ可仕候事
右之通急度相守リ可申候若シ違背之者御座候ハヽ若者頭江相届ケ吟味ヲ請可申候為其連印仕リ誂置申候仍而如件
安永八年
亥之正月日

常葉村日影の若者組の「定メ」でみると、安永四（一七七五）年に若者組加入年齢を改めたことが第二項に記されている。当年（安永四年）より若者組を改め一二歳より三五歳まで、三六歳より五〇歳までを中老とするとある。「定メ」の内容は生活心得で、

一、喧嘩、口論などはしてはならない。
二、祭りなどで大酒を呑んで暴れてはならない。
三、博奕、宝引等かけ事をしてはならない。

などが重要な法度とされている。後の「儀誼証文」は日付が安永八（一七七九）年とあり、四年後に若者組の伝統の確認と申し合わせ事項をしたためたものである。二百年前の青年たちの生活を想像させるに十分な資料である。

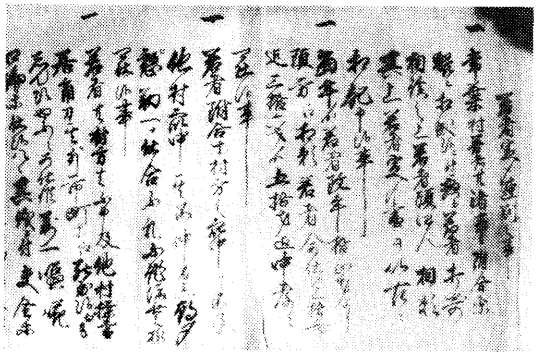

安永４年常葉村日影の若者定（常葉衣田長典氏蔵）

次の資料は大炊平若者組の儀定書である。前記の常葉村日影部落の「若者定メ」と大差はない。

儀定前書之事　　大炊平村

一、当村若者義是迄儀定書等茂無之候所此度相談之上義定取極メ左之通リ
一、御公儀様御法度之義者不及申ニ祝言其外祭礼等江罷越候而茂大酒ヲ呑喧嘩口論等不仕様相慎可申候　若又喧嘩口論之場江侍リ候ハヽ其席ニ而相済可申候事
一、初寄合之義者年々正月二日与相定メ無相違急度出会可致候事
一、正月十一日道祖神かざりの義者早朝ニ出会可致候
一、正月十四日道祖神祭礼之儀者御触之通りひそかに可仕出会之義ハ右同断
一、若者頭之儀者　二ケ年宛相勤メ跡役之儀者古役ニ而名前差候ハヽ、違背申間敷候事

前書之通り急度相守可申候　以上
天保七丙申年
正月日　　大炊平村
惣若者中

村極（村法）は、その時々の村々の情勢によって取りきめられる。五人組御仕置帳の影響が、随所に現れていて、生活の隅々まで規制している。次の定め書は根子村のもので、御幸復活を議定したものである。

相定申一札之事
当社御幸之義ハ天下太平五穀成就国家為安全之古へ明和年中迄相勤候得共村内ニ差支有之休年仕候処村中之相談を以先規之通当年より御幸相勤申候然上ハ村役人世話人当日は早朝より出席いたし万事取締方仕候様左二ケ条を以相定申候
一、御幸之儀ハ五社四組に割格番ニ相始廻ニ可仕事
一、御幸刻限之儀ハ四ツ時より八ツ時迄之内可相勤四ツ時にハ双方当番之社に罷出御供可仕候若し右場所へ不寄合者有之候ハヽ急度可及吟味ニ事
一、御幸当番之組ハ前日ニ壱人宛寄合差図次第祭じたく仕当日差支無之様可仕候事

一、桟敷場之儀ハ年々天照大神社と相定御神酒双方へ可出申事
一、祭礼中不依何事村役人之差図決而相背申間敷事
一、作花之儀ハ壱組ニ壱本宛急度差出可申事
一、世話人之内弐人宛股引、脛巾ニ而祭礼中取締方可仕若不作法之者有之ハ差押
御幸差支無之様可致事
一、若者之儀当日は早朝より村役人世話人差図次第相勤可申事
一、祭礼之節神輿之義ハ当番之組持ニ可致事
一、宗重良、幸右ヱ門、重郎左ヱ門、儀右ヱ門半左ヱ門、徳八之義ハ右祭リニ付
勤高有之間〇〇村役何方へ渡候共村役人世話人同断ニ可仕候事
一、祭礼之節衣類之儀村役人上下百姓代ヶ話人并身元宜敷者ははかま其外之者格
立候衣類仕間敷事
右之条々堅相守可申候万一相背候者有之ハ吟味之上急度可申付候為其村中一同連
印を以儀定仕候処相違無御座候　以上

嘉永四年
子八月日

吉左ヱ門印
外五十六人省略

これは、神社御幸の復活を定めた儀定書である明和年中（一七六四～一七七二）に御幸が中止されて約八十年後の嘉永四年（一八五一）に村中、相談の結果、再び実施することになったが、祭り準備の当番、御幸の時間、村内の五の神社を四つの組に割当て祭礼をする等、なお、村役人、世話人の服装まで規定している。

村　定　書　　三沢村

一、無尽会之事
是ハ去寅年度秋大旱魃ニ而田畑共致皆損、去冬ゟ当卯春迄両会相休申候
所又候当年茂旱損ニ而田方不植付場所有之　植付候分も仕付荒ニ多分相成　其上
畑方も旱損いたし、小前困窮ニ付尚亦当冬ゟ来ル辰春迄無尽会休度由願有之ニ付
相談之上相極候ハたとへ田畑損亡有之候迚も年二休候而ハ無尽未熟之基ニ相成候
ハヽ休間敷事に候　然共両年打続旱損ニ而難儀之筋頻ニ願候節ニ有之候へハ先
此度ハ願之通冬春両会共ニ相休可申候、然上ハ来ル辰年万ニ一当年通リ之悪年ニ
而　他村ニ而ハ無尽相休又ハ当村内外之法度ハ仕候共、無尽之儀ニおいてハ難儀
之筋決而不願出　無尽会急度相調可申候旦亦穀無尽之儀来ル辰夏麦作相応ニも取
入申候ハヽ麦無尽会無滞出会仕相調可申候

一、村中諸法度之事
是ハ去寅年相定組頭江ケ条書写置候通来ル辰之麦作取入候迄ハ村法度急度相守
可申候事右之通村中相談を以相定申候上ハ書面之趣、急度相慎可申候　依之定書
一札組頭連印を以差出置申候仍而如件

明和八年
卯十月

同所組頭
弥兵衛
太兵衛
太左衛門
勝左衛門
儀左衛門

三沢村御名主長百姓中　　以下　二一名省略

天保八年　　三沢村
博奕取締方惣連判帳
酉九月　　名主　勝[不明]

村方願定書之事
一、当村之義是迄村御役人中并組合中ニ而時ゝ御見廻り被成博奕等無宿者之宿いたし候義　厳重御差留被成　召抱之番非人ニも厳敷申被置　昼夜見廻りいたし候得共　中ニ者右様之宿等いたし候者有之由　略相聞候ニ付　此度村中相談之上右宿いたし候もの共御役人中者勿論　番非人ニ見当り候共(不明)取斗可被下候(不明)御役所様へ御差出相成候迄　臨時諸雑用等何程相掛り候共当人ニ而差出　其外組合之者共右宿等閑致候共不穿鑿之儀ニ付　銭五百文宛過料組合中ニ而差出可申筈　村方一同相談之上取極候上ハ　聊心得違無之様仕可申候　依之小前一同連印差出申所仍如件

天保八年
酉九月　日

冨右衛門
外百六拾三名

当村
御役人中

車田村の資料には職人の賃金を取り決めた定書がある。賃金の取り決めも現在と比べて大差はないのがおもしろい。

諸職人賃銀取定之事　　車田村

一、諸職人之内段々賃金等勝手儘ニ引上候類茂有之　御役所様及御聞諸賃銀勝手ニ引上候儀者決而不相成趣　御触御廻状ヲ以被仰渡候ニ付名主方而同役一同出会之上組頭打寄
右之段申渡候処諸職人之義も御触之趣承知奉畏賃銀之儀者是迄之通左ニ取定申候
一、大工上職人　一日　甲銀壱匁
一、茅大工上職人　一日　甲銀八ト六リ
一、石積上職人　一日　甲銀壱匁
一、籠細工職人　一日　甲銀八ト
右者私シ共賃銀之儀　前書之通リ相定メ尤中下職人之義者上職人ニ而ト附致シ賃銀是迄通リ相定メ申候　然ル上者聊違返仕リ申間敷候為其連印致シ差出シ申処仍而如件

天保十三寅年
五　月

車田村
大工職人　藤左衛門
半右衛門
多　助
藤三郎
国兵衛
金　平

利右衛門
利　平
次郎左衛門

茅大工職人　喜左衛門
藤左衛門
忠右衛門
周　蔵

石積職人　長左衛門
籠細工職人　安右衛門

相定申法度儀定書之事　　芝草村

一、正月年始之儀　村方江ハ酒一円差出申間敷候事
一、五節句儀之酒一円差出申間敷事
一、正月十四日祝儀之儀相済候上　道祖神場江酒弐升御礼として差出申候事
一、三度祭礼之儀成丈倹約ニ可仕候事
一、聟取之儀村呼等一円無之　当役壱人酒ニ而呼外所持之儀両隣相頼之可申候
附　若者頭江酒壱升持参いたし　若衆入可仕候事
一、嫁取之儀ハ村方江ハ一円志らせ不申候事
一、初産之祝御酒等一円無之様可仕候兼而父祖様土産之儀請不申候事
一、日待之儀夏秋村中（以下不明）
一、葬礼之儀酒一切差出申間敷事
一、医師頼ミ信心等仕候節も　何ニ而も互ニ差出申間敷候事
一、神仏参詣下回之節ミやけ　酒儀一切無御座候事

右ケ条之通村中大小之百姓一同寄合　得ト相談之上村方窮民立直り候ため倹約之儀取極候上ハ急度相守可申候　為後日仍如件

嘉永四亥年
八月　日

芝草村百姓　甚兵衛
外二十一名
百姓代　政　八



天保13年諸職人賃銀取定めの一部（車田区蔵）

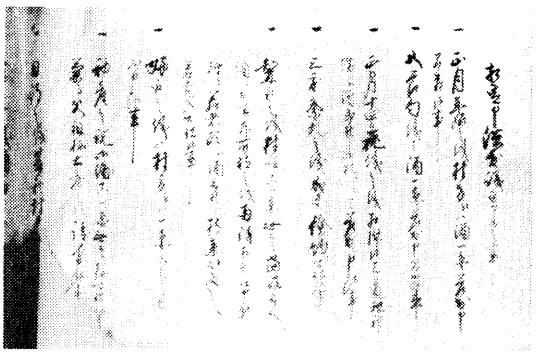

嘉永４年の村極（芝草区蔵）

文化十一年
戌霜月　　三沢村
　　組頭　貞之亟㊞
　　外二十五人省略

右之通り相違無之候ニ付組之者共連印仕候　以上
三沢村
御役本

文化十一戌（一八一四）年十一月の村極めで、一年間無尽会を休みましょうという申し合わせである。それもこれも御年貢上納の日限が迫っているので、各家々で出費を倹約しようという相談がまとまったのである。小前百姓、特に河内地方の零細農業の実態が浮き彫りにされている。

相定申儀定書之事
一、今般山林等猥ニ伐荒候ニ付村中一同相談之上取極申候、山林等伐刈候ものハ三〆文之過料取　野荒致候もの者五〆文之過料取見付次第訴人致候ものハ壱〆文之褒美相渡候様取極候上ハ以来猥ニ伐刈致候而者相互不宜儀ニ付若伐刈致候者ハ出金諸難様（切り）　何程相掛り候而も其人ニ相掛申候依之以来相慎可申為其儀定連印取極候処依而如件

文久二戌年
四　月　　小前忠左衛門
　　外八拾八人
　　名　主　沖右衛門
　　長百姓　茂平次
　　同　断　甚右衛門

以上、本節記載の町内各部落蔵の古文書のすべてにうかがい知れるのは、生活を無駄なく切りつめ、出費をできるだけ少なくし、村内の秩序をお互いに守ることを要求している。その半面、いわゆる村八分という村落共同体としての制裁があり、犯す者は厳しく罰せられたのである。

定書之事
一、当戌年之儀は照続田畑諸作ともに不熟仕御年貢御上納之失手当御日限通り出精相成兼候ニ付小前一同寄合相談仕り候処近年発起無尽等多分有悪年ニ至り候而は別而御上納差支にも可相成哉ニも奉存候間当年之儀は無尽会相休ミ御年貢御上納年内皆済ニ相成候様出精仕度段村中相談之上惣代を以御役本へ奉願上候依テ当戌之霜月より来ル亥十月迄無尽会相休ム可申候尤来ル亥之冬会より是迄之通り無相違無尽会仕可申候万一当年より格別世柄悪敷候ハヽ尚又其節村中相談取極可申候依テ連印一札差出候処如件

〃　文右衛門
長百姓　六兵衛
　　源左衛門
　　善左衛門
名　主　重左衛門

第七節　五人組

一　はじめに

五人組とは五人組または、五人組合、などと呼ばれ、この起源は遠く唐の制度からはじまっている。日本でも大化の改新後五保の制が実施されたが、中世には姿をひそめた。室町時代の末期鉄砲渡来以後、戦術が変わったので隊伍編成の必要から武士に五人組、十人組が編成され、秀吉も洛中の治安維持のために侍、下人にこの制度を実施し、一方乱国期の自衛のため庶民の間にもこうした組織がつくられるようになった。

江戸幕府は慶長八（一六〇三）年まず洛中に盗人防止のため十人組の制度をしき、町人に連帯責任を課し、やがてキリシタン禁制や、浪人取締りなどの警察目的のためにこの五人組制度を積極的に実施した。寛永十四（一六三七）年の郷中ご条目に五人組に関する詳細な規定を見ることができるのは、この制度がすでに整備普及していたことがわかる。諸藩もまたこれにならって多く五人組制度を活用し、庶民にもこの最小単位の五人組制度を組織して、主に治安維持の目的を果たし、他面これを通じて儒教思想の普及と封建制度の維持をはかった。特に天領において重視された様子がうかがえる。江戸時代には、当主を代表者として、五戸編成を原則としたが、少ないときは二、三戸、多いときは十数戸に及ぶ場合もあった。

農村では、水呑百姓も同時に編成したが、町方では普通家持、地主に限り、別に店借りだけの五人組も編成した所もあった。編成は多く町役人が定めたが、寄合いで組分けを協議した場合もある。五人組の機能は、まずキリシタンや不受不施派（日蓮宗の一派、江戸時代禁止）などの教徒や、犯罪の相互監察、告発、他郷者の警戒などの警察的使命に任じ、やがて泰平の世には、領主の意思伝達の機関となり、貢租の確納や、相互扶助に重点がおかれるようになった。

五人組とは、その名の示すように五人（五軒）が一つの組合をつくって、共同生活を営む社会組織であって、一種の地域の生活団体であり、俗にいう「向こう三軒両隣り」はここからきたものであろう。

この五人組制度は組合員同志が相検察し相互に非法なことができないようにし、もし非法であるときはこれを救護し、また相互にその行動を明らかにし、もし逃亡者が出たときはこれを捜索し、あるいはこれに代わって租税を代納する義務を負い、あるいは組内の孤児を扶養し、絶家の遺産を処分し、すべてに共同生活の義務を課した。民衆を組織づける最小の単位ではあるが、幕府にとっては誠に好都合の組織体であった。

二　三代将軍家光による五人組制度の強化

寛永十四（一六三七）年十月二十六日、三代将軍家光は関八州伊豆甲斐信濃の代官に令じ、五人組の制を厳にするといって次のような覚書を令達した。

一前々縦仰せつけられ候五人組、いよいよ念を入れ、相改むべき事。
一在々処々、悪党なきように、切に申し合わせ、常々これを改むべく、もし不届なる者あるに於ては、せんさくの上、五人組は申すに及ばず、その品により一郷の者曲事になすべき事。
一不審なる者に宿を貸すべからず、自然知らずして貸し候はば、仮に親類縁者たりというとも、怪しき事あらば、早々そこの庄屋（名主）五人組迄ありように申し届けるべき事。
一御料私領ともに或は新田、或は郷中へ越し来る者ある時は、元の出所をよくよく相改め、たしかなる者にて、構いなきに於ては、これを差し置くべき事。
一在々処々に盗賊者ならびに悪党これあるに於ては、きっと申し出ずべき事。かりに同類たりというとも、その咎を免じ御褒美を下され候。もしかくしおき、他所より訴人あればせんさくの上、その五人組はもちろん、庄屋ども曲事に行われべく、或は同類、或は親類縁者などに仇をなすべきと存じ、申し出でざる儀あるべし。右の通り存じ候はゞ内々をもって申すべく、御褒美下されその上仇を致し候はぬようにきっと仰せつけられるべき事。

一在々処々、堂宮ならびに、山林にからまり、不審なるもの見い出すに於ては、相からめ取り、（押え）庄屋ならびに、一郷の者相談の上、そこの地頭、代官へこれを渡すべく、捕え候儀なり難く候はば、その村々庄屋へ届け申すべく、御褒美下され候。しかる上は庄屋早速人を集め、精々念を入れこれを捕へからめるべく、自然捕へ候儀なり難きは、相慕えおちつく所へこれをたのみ搦め候ように致すべくもし聞きのがし見のがし欠落（逃亡）せしめるに於ては、たとえ後日聞き候とも、曲事になすべき事。

一在々処々、悪党ある時は、鳴を（音を）立てべく（合図を送る）しからば先々の村より出合ざれば郷中せんさくの上、曲事になすべき事。

一悪党捕へ候節、地頭代官、そこに有り合せず（陣屋のない所は）候はば江戸へ召し連候、奉行所へ差出すべく（突き出す）、諸事入用、公儀に従い下されべく候事。

右在々処々盗賊ありて切々悪逆を致し候事、給人の面々、御代官の輩油断なく思し召され候、かたく改（戒め）めて之をたすけ、悪党せんさくすべし。

もし無沙汰にせしめ、この後悪人これあるに於てはそこの給人代官常々不念の間曲事になすべき事、この外御法度の儀いよいよ念を入れ申しつけるべきもの也

（原文の読み下し文）

以上のように寛永十四年の五人組への命令は主として自警団的な内容が多く、特に盗賊のとらえ方、不審者に対する対応の仕方、悪党に対する処置等がこまごま規定されている。

また延宝七（一七五七）年十月三日には四代将軍家綱名をもって鉄砲の取締りと、馬盗っ人と馬の売買について村の五人組にかたく申しつけがなされた。

村々五人組の儀　いよいよかたく申し付け、仲間にて申し合わせ村々にかくし鉄炮あればこれを差出し、また馬盗っ人については五人組合へ図りかたく守るべきこと」

と命令がなされた。

また同じ五人組に対する布達の中に農耕に従事する者の心得として次の布達がなされている。

村々五人組の儀いよいよかたく申し付け、仲間にて申し合わせ耕作に精を出すべし。もし作の時分相患い候はば仲間にて肝煎申すべく、もっとも下人などもたざる小百姓、植えつけ刈り取り候節相患い候はば、作荒れざるよう親族縁者は勿論五人組のうちにて助け合い候ように仕るべく候。作の間（農閑期）には男女ともに相応の稼ぎ致し申すべく候。もし無精にていたずらに暮し候者あるにおいては五人組の内にて互いに吟味致し意見申すべく用いざる者あらば庄屋へ早々に相断わり庄屋より申し聞かせその上にも承引致さず候はばその方へ（代官へ）訴へ候ようにかねて申しつけ置き、訴へ来り候はばよく僉議の上その品によりいましめ申さるべく、かつまた科重き者あり候はばこの方（勘定所）下知得らるべく候。自然庄屋五人組かくしおき候はばこの方（勘定所）下知得らるべく候。

この条の儀年々村々に相触れ候箇条のうちへ入れ、毎年相改め（更新）らるべく候。重ねて見分（目付）を遣し候節各々不吟味の儀これあるに於ては不念になすべく候（読み下し文）

以上のごとく四代将軍家綱は民衆を組織づけ、指導を強化し、治安を維持するため生活上のこまごました内容まで規定して幕府の思いのまま民衆を支配する態勢を一段と強化した。

三　江戸時代本町に示された五人組仕置帳

仕置帳の性格

五人組仕置帳とは江戸時代五人組の遵奉すべき法規を列挙した前書、町村役人以下五人組が連署連判し、その条文に違反しないという請書をつけた帳簿とを仕置帳といった。一部は町村役人が保管し、年に何回か村民を集めて、前書の法規を読み聞かせたもので、村方五人組帳ともいった。

これは別に五人組の組合員が共に遵守すべき規則を記載したものであるので普通「五人組帳」というが、別にこれを「五人組仕置帳」「五人組証文帳」または「五人組御条目」などともいった。

次の五人組仕置帳は上田原村のものである。

五人組御仕置帳

条々

一　前々従　公儀度々出候御法度書之趣弥〻以堅相守御制法之儀不相背様村中大小之百姓下〻至迄可申付候事

一　五人組之儀町場者家並在郷者最寄次第家五軒宛組合下〻店借借地之者ニ至迄悪事不仕様組中無油断可遂詮儀若徒者有之名主之申付を茂不用候ハバ可訴之事

一　毎年宗門改帳三月迄之内可差出若御法度之宗門之者有之者早速可申出切支丹宗門之者・御高札之旨相守宗門帳之通人別入念可相改宗門帳済候而後召抱候下人等寺請状別紙可取置事

一　五人組宗門帳ニ押候外別之印判拵置申間敷候若子細候而印判替候ハバ名主長百姓江可断名を改候ハバ早速致断五人組宗門帳ニも改候名を可記事

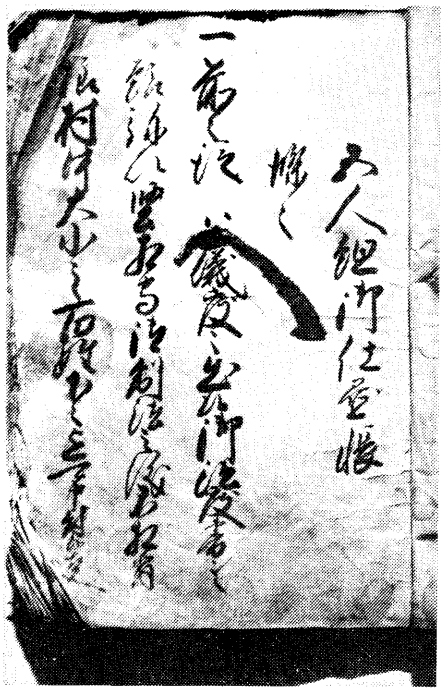

五人組御仕置帳の一部（車田二宮秋夫蔵）

一　切支丹転之者並類族有之分者別帳ニ記之切支丹奉行所江差出置候事ニ候間若他村より縁組等ニ而右之族当村江来候ハバ早速可注進事

一　田畑並山林等永代ニ売買御停止ニ候若質物ニ書入候ハバ拾ケ年限質手形ニ名主組頭加判可為仕候田畑質ニ入金子借置田畑を者金主ニ為作御年貢地主より出候儀不可仕候惣而証文怪敷文言於有之者出入ニ成候節訴不取上候且又証文ニ名主印形取可申事

附　名主組頭江加判願候ハバ其様子承届早速致加判可遣事

一　衣類諸道具又者門橋等之はつし金物之類出所不知売物一切買取申間敷候右之品質ニ茂取間敷又者不可預置出所知候物ニ而茂請人無之候ハバ質ニ茂取間敷事

一　家業第一可相勤百姓ニ不似合遊芸を好或者悪心を以公事致数寄非公事を勧偽を巧害を成者又者不孝之輩有之者不隠可申出不依何事ニ神水を呑誓紙書候而一味致同心徒党ケ間敷儀不可仕事

一　盗賊悪党人有之者訴人可仕褒美可為取其上仇を不成様可申付候事

一　百姓衣類之儀結構成物を不可着名主者妻子共ニ絹紬木綿可着之平百姓者木綿之外不可着紗綾綸子縮緬之類襟帯等ニ茂致間敷候然共平百姓ニ而も身代宜者者手代方迄断を立差図請絹紬木綿可着之事

附　男女共ニ乗物ニ乗遍加ら須惣而百姓家作等目立候普請奢ケ間敷義仕間敷事

一　聟取嫁取之祝儀奢ケ間敷儀無之様分限ゟ軽可仕候人大勢集り大酒不可呑所ニより蚊屋之祝儀新宅之廣目初産之祝不相応之儀仕候儀者可為停止応分限内証ニ而軽可仕祝言之水祝停止之事

附　葬礼之野酒停止之事

一　捨子不可仕若シ他所之者捨置候ハバ村中ニ而致養育早速可注進事

一　生類憐之儀常ニ心懸不実無之様不仁之儀一切不可仕候事

一　猟師之外鳥獣一切不可取猟師たりというと茂鶴白鳥捉候儀御停止ニ候若村中ニ而鶴白鳥致売買候者有之ハ可訴事

一　捨牛馬之儀不可致若他所之者捨牛馬並放牛馬当村江来候ハバ見出次第名主組頭江告之村中立合致詮義持主知候ハバ其村之名主牛馬主より手形取之其上早速可注進事

一　新地之寺社建立之儀堅御停止ニ候惣而祠念仏題目之石塔供養塚石地蔵之類田畑山林野又者道路之端新規ニ一切建間敷候仏事神事祭礼等軽可取立事

一　馬之筋伸候儀御停止候売買仕候ハバ出所聞届請人取五人組江相断可売買出所不慥成牛馬不可売買事

一　寺社之儀住持社人替候ハバ可注進叓

一　神仏致開帳候ハバ可注進当村之神仏他国江当分相移致開帳儀前方ニ可注進他国より神輿を送り来候様成儀有之者不可請取村中ニ少之間茂差置間敷叓

一　当村有之候出家社人山伏行人道心者亦者非人等其外穢多之類常ニ致吟味候而胡乱成者住居為仕間敷候名主長百姓江不達候而他所より来候者一夜之宿をも不仕候様右之者共江可申附事

一　村中之者之内或者立退遂電或者身代潰候而住居難成者有之バ可注進又者他村より子細候而立退来候者有之候ハバ親類たり共当村ニ差置申間敷事

一　他所之者之内当村ニ有付住宅仕度願候ハバ其者之出所家職之様子承届出所之村方から名主長百姓江届之慥成請人取手形取之宗旨相改遂注進可差置店借借地之者置候共右同断可想心得叓

一　百姓子孫ニ為分取候共壱人前之高五石より内ニ而者不可分小高之百姓者子孫ニ為分取間敷候若子細有之分候儀有之候ハバ可得差図惣而新規之百姓有付候ハバ可注進跡式之儀を存生之内親類並名主長百姓立合書付置後日出入無之様可心懸事

一　当村之内ニ而能操角力又者狂言其外見セ物類芝居為仕間敷候、私領ニ而も分郷ニ而茂或者村隣等ニ而当村境目紛敷地ニ而致候ハバ不始以前可注進叓

一　遊女野良之類一切当村ニ不可差置一夜之宿を茂致間敷事

一　行衛不知者一夜之宿をも不可致旅人其外何者ニ而茂堂宮山林道路ニ死人有之ハ其者持来雑物相改名主組頭立合其様子書付ニ而可注進堂宮山林隠居候胡乱成者有之者遂詮儀捕置可訴え其外手負又者不審成者他所より来候ハバ出所尋致附届注進之上請差図彼者可出事

一　往来之輩相煩候ハバ早速医師ニ為見随分致養生能ゝいたわり食物等入念あたへ看病仕置可注進行歩不叶先江参候事難成候ハバ其者之在所聞届迎を呼手形取相渡遣可申候若病死致候ハバ其者之道具等相改名主立合致封印置可請差図事

一　殺害人或者致自害候歟或者倒者有之者番人附置早速可注進火事盗賊喧嘩等手負之者惣而不慮之儀出来候ハバ右同断無油断可訴之

一　村中ニ喧嘩口論有之ハ名主組頭立合致裁判他村ニ而喧嘩等有之節者不可集人数立退来候者有之者隣郷之者迄出合搦捕早速可注進搦捕候儀難成候ハバ跡を志たひ落着所江急度可申渡事

一　田畑不可荒置永荒之場起返切添又者新田有之候ハバ早速可申出隠置脇より訴出候ハバ当人者不及申名主組頭迄可為越度叓

一　堀を埋又者道を狭メ秣場林際切添田畑前ゝ〻無之所江道を附馬入不可仕若し道付替新堀不致候而不叶処有之者可請差図叓

一　用水之懸引常ニ申合置違論無之様可仕若水論境論之場江刀脇差弓鎗長刀等持出遂荷擔者有之ハ其科本人より可重叓

一　御伝馬宿江定助大助郷より人馬寄候ハバ問屋等寄又者名主遂詮義猥ニ人馬触間敷候其之宿之馬囲置面々勝手ニ能荷物附候様成義一切不可仕候事

一　御朱印者勿論駄賃伝馬人足之儀常ニ致吟味置無滞様可仕候事

附　助郷江人馬触来候ハバ刻限之通無相違可出若人馬触難心得共先無滞差出後日可申出事

一　御用之人馬者不及申本海道ニ而無之候共往来之者駄賃人馬之儀昼夜不限無滞可出候事

一　御朱印又者御証文茂無之人馬出候様ニと申或者駄賃不出通候者有之者其品より押置名主組頭立合詮儀之上怪敷躰ニ候ハバ可注進事

一　村中申合番屋を作番人附置火の用心随分入念可申付候若出火等候ハバ唱を立村中立合情出可消勿論御年貢米入置候蔵大切ニ囲可申事

附　風烈之時分切ゝ相廻り昼夜不限用心可仕近在出火候ハバ早速走附可防申事

一　堤川除不切様常ニ申合洪水之時分村中之者出合可囲道橋等損候而往還之滞ニ成儀田畑損毛ニも可相成所惣而小破之時より早速修復自普請ニ難成処、御入用を以可申附候触無之候茂請取場之道橋者常ゝ無油断可作叓

一　洪水之節堤川除囲候節又者盗賊狼藉者並火事有之唱を立候節村中之者十五以上六拾以下之男子不残可差出若場所江不出合者有之者名主長百姓可遂吟味叓

一　鉄砲之儀運上出候猟師又者猪鹿為防願候而鉄砲渡置候以外村中不可隠置御定月之外鉄砲不可打証文之通猥ニ無之様可相心得叓

一　御林御立山之竹木者勿論枝葉下草等迄銭出候而刈取所多り共苗木刈取候儀不可致御林之透候所江者苗木植立候様可仕候百姓持林並屋敷四壁之木ニ而も目立候木伐遣候者先書付差出可伐之堤ニ有之候草葭等刈取間敷叓

附　新規之植物不可致堤際切掛植立仕間敷事

一　入会野山面ミ之持林ニ而茂草木猥掘取間敷候霧嘴入候儀可停止田畑江山崩破入等無之様苗木植立可申事

附　山中ニ而致焼畑来候所者格別野火附候儀可為停止事

一　諸作第一能種を撰候而蒔耕作可入念荒地之様致候者有之者急度可遂詮儀独身ニ而煩候者有之者名主長百姓立合村中ニ而致介抱田畑不荒様可致事

附　地不相応ニ田畑諸作地劣り耕作不精成者有之者吟味可仕左様之者ニ者小検見之節茂引方不申付候事

一　常ニ耕作商売茂不致者家業の稼無之者村中ニ有之者遂吟味其趣可訴支

一　博奕惣而賭之諸勝負或者百姓講与名附商売ニ事寄セ博奕ニ為似儀何ニ而茂不可仕違背之者有之者又者右之宿致候者阿らば早速可訴事

一　百姓不似合致風俗長脇差指喧嘩口論を好致酔犯行跡悪敷者何らハ可訴事

一　他所江参リ二夜泊り罷在候程之儀者名主江断可罷出候若他所他国江奉公江出又者用事候而相越候ハバ其様子書付名主長百姓江相断公事訴訟公儀江出候共其趣名主五人組江可相届支

附　百姓願書江名主長百姓奥印可仕支

一　御年貢皆済無之以前穀類他国江不可出為納金之米売候ハバ先米納之員数積納米程上米拵置次之余米責可申支

附　御用之置米急用之事候共名主壱人ニ而封印切取出申間敷候相改の名主長百姓壱両人立合ニ而封切可申支

一　御城米並荏大豆共名主長百姓之内ニ而立合青米死米砕米籾糖無之様随分致吟味桝目不切様吟俵拵儀弐重ニメ小口から摺縄ニ而仕名主長百姓升取米主手代印形之中札入可申候外札者木ニ而茂竹ニ而茂国郡村名主米主名計可記候尤廻船之節貫目等入念船頭上乗手形申付可相廻支

一　御城米積出候節名主長百姓立合俵数相改船積可致於船中ニ米差取不申様上乗船頭共江堅可申付候船懸り之場ニ而別而無油断可仕候且又御廻米を船頭ニ相渡納名主陸を参候様成儀不可仕於御蔵悪米婦け米等ニ紛シ候様成儀仕間敷候船上乗之儀村中遂吟味可遣之御蔵前入用船中雑用等不入様委細帳面ニ相記可相渡候事

一　御城米納ニ参候者逗留中悪所惣而遊山ヶ間敷所江一切不可罷越事

一　御年貢金限名主方江取集扣帳ニ納候度々金銀請取手形通帳渡置扣帳押切帳致印形遣置後日出入無之様可仕候支

一　御年貢納払致勘定名主方江手代印形帳可取置支

一　御年貢納之節名主方より米金銘ゝ手形遣之庭帳入念可致書付不念ニ而印形無之後日訴出候共取上間敷事

一　惣而従公儀被下候人足扶持賃銭等当座ニ銘ゝ割渡帳面ニ請取候趣書付印形可取置候惣而継合勘定不可致候事

一　御年貢毎年免状出候ハバ村中之者拝見仕名主長百姓方より村方大小之百姓出作之者ニ茂不残致触候而致寄合小物成浮役臨時物米金壱人前宛書付小百姓江も疑敷不存様其訳為申聞右免状置候而惣百姓立合拝見仕候旨銘ゝ印形可取置郷蔵之戸ニ茂免状写可張置御年貢割仕候節村中入用夫銭小入用迄御年貢ニ入交一同ニ不可致差引立可割合算違等無之様随分入念御年貢之儀申渡日限通相納候様常々村中可申合支

一　免状為拝見仕村中連判翌年正月十日迄可差出事

一　公用之儀又者村中申合候儀ニ付名主方江百姓寄合候節村入用ニ懸食物酒肴等一切給間敷事

一　名主長百姓始惣而前々申付候通手代並妻子召仕等ニ至迄金銀米銭衣類諸道具酒肴等軽品ニ而茂音信礼物一切仕間敷候右之者共若買物借物或者押売押買、何事ニ不依不作法之儀致候ハバ不隠置有躰ニ其趣可申出若隠置後日相聞申候ハバ名主組頭迄可為越度支

一　自分之家来並手代召仕当村江来口上ニ而申儀者不及申自分並手代印形無之書付持参候而何事申付候共一切承引不仕早速可注進支

一　手代村ゝ相廻り候節何時茂飯米塩味噌為持廻候若持参不致候節者所直段相調其上休泊之所ニ而御定之木銭出之上下共ニ少茂百姓之世話ニ不相成村ゝ之費無之様申付候条酒肴等此方より差図無之物何ニ而茂調置間敷候若調置此方不入付寄合飲喰村中入用ニ割懸候ハバ名主長百姓可為曲事無差図人馬集置隙費申間敷事

一　村中年中之夫銭懸物小入用等之儀随分名主長百姓吟味入用無之様入念右入用帳白紙閉手代印加渡置候条惣村中入用少茂不残当座ニ右之趣委細書付居合候者印形可仕候此外別紙拵置間敷候役所之押切印手代之印有之帳之外名主組頭より

懸物割懸候ハバ可為曲事毎年翌正月中ニ前年村入用帳写候而本帳相添可差出候
懸一覧写帳留置本帳名主江可相返候間年々帳面紛失無之様可致大切ゑ

一　御鷹方之儀前々相触候通可相心得ゑ

一　御料所国々百姓取箇夫食拝借種貸等之外願之儀ニ付強訴徒党逃散者堅停止ニ候処近年御領内ニも右躰之願筋ニ付御代官陣屋江大勢集致強訴候儀茂有之不届至極ニ候自今以後厳敷吟味之上重科可被行之条御代官支配限百姓共江兼々急度申付候様御代官共江可被申渡候

右之条々堅相守此旨違背之輩有者可為曲ゑ此帳毎年正月五月九月十一月一年ニ四度宛村中大小之百姓寄合慥ニ為読聞常ニ此趣合点仕罷在候様入念可申附者也

享保十乙巳年正月

前書之御箇条一ヶ条奉拝見村中大小之百姓五人組壱人茂除候者無御座候御箇条書則名主方江写置申候所被仰付候通為読聞一ヶ条宛合点仕急度為相守可申候違背仕候ハバ如何様之曲事ニ茂可被仰付候為其連判如斯御座候　以上

右之口応求令染毫畢

維持寛政八年

サニ賢　　酒井波江書

五人組御仕置帳は庶民の生活の向上を図るためのものではなく、庶民の生活を規制し幕府や為政者が好都合になるように、百姓の生活を厳しく命令し、相互に監視し合い疑わしきは密告させて吟味し、もし禁制にふれれば、村方三役をはじめ五人組までが連帯責任に問われて厳罰に処せられるというものである。また村方三役あるいは組頭には、警察的、司法的な一部権限までもがあたえられていた。この五人組は隣組とか、隣保組、組合の衆というようにし現在では相互扶助的な強い性格をもった組織に様変わりしている。

五人組御仕置帳の前文に

公儀より度々出された御法度は堅く守り、また違背しないように大小の百姓下々まで申付くべきこととし、さらに組中の者が悪事をしないように油断なく評議し、もし徒者や名主の申付けをもきかない者があれば、訴え出ずべきこととしている。この五人組御仕置帳が意図しているところは、次の四点であろう。

一、キリシタン信者の弾圧。
一、年貢の皆済の方策と農業の永続
一、犯罪の防止と浪人の監視
一、現在の平和の生活が維持できるように、仕来りの成文化。

● 1、キリシタン弾圧については
キリシタン信仰より転向の者あるいはその親類縁者までもキリシタン奉行所へ届け出なければならない。

● 寺の僧、神社の神主がかわった場合には、速かに届け出なければならない。と定め、

● 2、年貢皆済の方策と農業の永続については、
百姓が永続するためには、田畑の永代売りを禁止して年季売りにする。

● 壱人前高五石以内は、子どもたりとも分け与えてはならない。

● 田畑を永く荒しあるいは開墾地等あらば申し出ること、もし、かくしておいては当人はもちろん名主組頭まで越度とする。

● 年貢皆済以前に米を売ってはならないもし売るならば前年の御年貢員数積りを残して、残余は売ってもよろしい。

● 御城米・荏・大豆にても俵俵の時は名主長百姓立会って不良米がはいらないように、枡目がきれないように中札・外札には責任者の印形をとりおくこと。

● 御城米積み出しの節は、名主長百姓立ち会って員数を調べ船頭や上乗りによく注意すること。

● 御城米納めに参る人の逗留中の注意事項、勘定は後日出入にならないように控帳をこしらえておくこと。

● 御年貢免状は村中によく拝見させ、めいめい印形を取り置き郷蔵の戸にも免状の写をはりおいて、村人によく納得してもらうようにする。

● 百姓を一生懸命にするためには遊芸を好んだり、非公事を勧めたり、

親不孝の子は届けさせ、他方百姓の着物などを制限し、祝儀・祭礼・葬式などに至るまで細かく指示し節約することをすすめた。

3、犯罪防止について。

● 出所のわからないものは売買してはならない。

● 日ろごから出家・社人・山伏・行人・道心・非人・穢多などを調べておいて、胡乱（うろん）なる者が一人もいないようにする外他所より来た者には一夜の宿もしてはならない。

● 村の者のうち立ち退き・逐電・身代潰れの者があれば注進すること、他村より立ち退いて来た者は親類であっても留めおいてはならない。

● 村中に喧嘩口論があれば、名主組頭までも立ち会って裁判をすること、また他所において喧嘩口論があり立ち退いてくるようなことがあれば、隣郷の者までも出て搦め捕えること。

● 猟師は鶴や白鳥などは捕えてはならない。なお定月以外に鉄砲をうってはならない。

● 博奕・賭の諸勝負をした人はもちろん、場所を提供した人も訴え出ること。

● 百姓が不相応な脇差をさし、酔犯不行跡のものは訴え出ること。

● 他所へ二泊する人は名主へ断り、他国へ奉公に出るか引っ越す者は、公事訴訟して行くこと。

4、仕来りの成文化について。

● 捨子等があれば村中で懇に養育し、往来に病気で苦しんでいる者があれば早速医師に診察を請い養生をし、いたわること。死人があればその処置する。

● 捨牛馬するべからず。牛馬を買い求める時は請人をとり、五人組へ断ること。

● 新しく寺社を建て、道端に塔・地蔵建つべからず、また神社の開帳を厳しくいましめる。

● 遊女野郎の類には一夜の宿も貸してはならない。

● 堀を埋め、道を狭め、秣場や林際を切り添え、道なき所へ道をつける等してはならない。

● 水論・境論の場へ刀・脇差などの武器をもって加担する者の罪は本人よりも重い。

● 定助・大助郷にみだりに人馬の触を出してはならない。その人馬も勝手に使用してはならない。御朱印はもとより駄賃伝馬人足のことは平常よく話し合って、いざという時滞りなく差し出すよう心がけておくこと。また御朱印も証文もなく人馬を出せとか駄賃をも出さずに通行しようとする者に対しては名主組頭立ち会いの上詮議すること。

● 洪水時には村中出合って警戒し、盗賊火事などの時には大声で叫び村中の十五歳以上六十歳以下の男子は皆出合うこと。出ない人は名主長百姓立会の上吟味をすること。

● 御林御立山（幕府藩の直轄林）の竹木・下草・堤などの葦などまで刈り取ってはならない。

● 手代・妻子・召仕に至るまで、音信礼物は禁止する。また公事であっても村入用に懸る食べ物酒肴など飲食をしてはならない。

● 押売押買質物借物などについても不作法のことのないように、若しそのことをかくしおいて他からわかった場合には名主組頭の越度とする。

● 家来・手代・召し使いの者が自分手代の印形のない文書を持参しても、すべて無効である。

● 手代回村の場合必要な品々は持参するので当方から何の指図もないのに馳走して村入用に割懸けするようなことがあれば、名主長百姓の曲事とする。

● 村年中の夫銭懸物は村役人がよく吟味して、村入用が少なくなるように心がける。毎年翌正月中に前年村入用帳写し、本帳を添えて提出すること。

● 百姓は食べ物の貸借や種貸または強訴逃散はもともと禁止されているが、近年陣屋へ強訴のこともあるが、自今は重科とする。

● この御仕置帳は正月・五月・九月・十一月と一年に四度づつ読み聞かせ遺漏のないようにすること。

四　高札と定書

五人組仕置帳と共に幕府が必要とする事項については、各奉行所よりの高札「定」を掲示して五人組を通して徹底を図った。樋田村に残る文書によれば、百姓の徒党、強訴、逃散等は固く禁止された。もしこのような動きを察知したならば、自村他村を問わず早速その筋へ申し出ること、その訴人には銀百枚が下され、その内容によっては苗字帯刀を許す。同じ徒党の仲間であっても、訴え出たものはその科を許されるばかりかほうびを下さるということである。いかに幕府が百姓の団結や行動を恐れていたかをうかがい知ることができる。

五人組定書（樋田区所有文書）

定

何事によらず、よろしからざる事に、百姓大勢申合候を徒党ととなへ、徒党して強いてねがい事くわだつるを強訴といい、あるいは申合せ村方たちのき候を逃散と申、前々より御法度候条

右類の儀、これあらば居村他村にかぎらず早々其筋の役所へ申出べし、ごほうびとして

ととうの訴人　銀百枚
こうその訴人　同断
てうさんの訴人　同断

右の通り下され、その品により帯刀・苗字御免あるべき間、たとへ一旦同類なるとも発言いたし候ものの名前を申出るにおいては其科をゆるされ、ごほうび下さるべし。

一、右類訴人いたすものなく、村方騒立候節村内のものをさし押ととうにくわわらず、一人もさしいださざる村方これあらば村役人にても百姓にて重にとりしずめ候ものは御ほうび銀くだされ帯刀苗字御免さしつづき下しおかるべき者也

明和七年四月　　奉行

此時御支配、御代官野村彦右ェ門様御改御墨入双裁仕置候為念如斯御座候

以上

八月

樋田村
名主
長百姓
〃
百姓代

火事の高札（樋田区所有文書）

また幕府が百姓を支配し年貢をとりたてる上に恐れられていたことは百姓の徒党、強訴、逃散についで火事であった、火事は一旦発生すると百姓の所有物を空に帰すると共に年貢の取りたてに大きく影響するからである。樋田村からは火事に対する高札を見ることができる。

定

火を付る者をしらば、早々申出へし、若かくしおいては其罪重かるへし、たとい、同類たりといふとも申出るにおいては其罪もゆるされ、急度御ほうび下さるへき事。

一、火を付る者見附候はばこれ越捕へ、早々申出へし、見のがしにすべからさる事。

一、あやしき者あらはせんさくをとげて早々御代官地頭へ召連来るへき事。

一、火事の節、長刀、鎗、刀、脇差等ぬき身にすべからざる事。

一、火事場その外いつれの所にても金銀諸色ひろいとらば御代官地頭へ持参すへし、若隠置他所よりあらはるるにおいては其罪重かるへし。たとい同類たりというとも申出る輩は、其罪をゆるされ、御ほうび下さるべき事。

右条ニ可相守之於相背可被行罪科者也

正徳元年五月　日

奉行

その内容は火付けを発見したならば早々申し出ること。もしかくしておくならば、その罪は重い、もし同類者であっても申し出たならばその罪は許されるばかりかほうびを下される、火付け者を発見したならば、それを捕え申し出ること決して見のがしてはならない。あやしい者がいたならば早々代官所へ召連れてくること、火事のときはなぎなた、やり、刀等ぬき身にしてはならない。火事の場所等で金銀を拾った場合は代官所または地頭へ持参する、もしかくし置き他より知れた場合はその罪は重い、たとへ同類者でも申し出た場合はその罪は許されほうびを受けるであろう。右の条文は堅く守るべきこと、もしそむく者あらば重い罪を受けなければならない。

五　五人組に関する書付書と請書

幕府よりの御仕置帳による命令に対して村々よりは御請証文として一同連印の上誓書ともいうべき証文が提出されその実施の徹底が計られた。次に本町峯村、岩欠村より発見された御請証文を記述する。

差上申五人組改証文之事

一、前々従御公儀様被仰出候御法度之趣堅相守五人組限り詮議いたし不審成もの無之様、可仕五人組中御法度帳之趣、正月、五月、九月、十一月壱ケ年ニ四度宛村中大小之百姓寄合篤与読聞一々承知奉畏り候。若相背候もの御座候ハバ如何様之曲事にも被仰付可被下候為其小前一同連印を以御請証文差上申処仍而如件。

八代郡峯村

組頭百姓　七兵衛

他　市左ェ門

前書之通り相違無御座候ニ付奥印仕候

名主　伝左ェ門

長百姓　繁蔵

才兵衛

百姓代　源一

市川

御役所

すなわち「差上申五人組改証文之事」として、前々の御公儀ご法度のこと組合にて守るべく詮議いたし、不審の者のないよう一年に四回村中のものに読み聞かせ承知させ、もし違反した者は、どんなおとがめをも受けますと一同連印をもって御請証文を出させ、その徹底を期している。岩欠村よりのものとして

差上申す五人組証文之事

一、今度五人組御改に付親類、縁者仲能者計組合不申大小之百姓高持の外、組合水呑等之者の下組に仕惣而村中に徘徊仕者壱人も不残此証文に記前々被仰出候御条目、御法度之趣常々堅相守可申候、為其連判仕指上ケ申所仍如件

宝暦十二年午四月　日

八代郡岩欠村

組頭　権左ェ門

久兵衛

他

以上のように岩欠村からは「差上げ申す五人組証文之事」として親類、縁者、仲の良い者ばかりでなく大小百姓高物の外水呑百姓その他村中のもの一人も残らずおおせの御条目ご法度のことを堅く相守ります、との証文が出されている。

幕府は百姓から年貢を多く取り立てるために、その生活を厳しく規制し五人組を通して徹底させるため代官役人に対して御書付書が出された。その内容は

○、生活が苦しいのに着飾ってはならない。

○、博奕や三笠附等の勝負ごとをしてはならない。

百姓がこのようなことをすると村は衰え、荒地も出、はては村中離散する者も出る原因になる、各代官はこれを厳しく取締り農業に専念させるよう、もし違背の者がいたならば風聞たりとも召捕れ、捕え違いしてもよいとの厳しい令達であった。また右近将監からも同様趣旨の厳命があった。このことを受けて村役人からはお代官に請書として前書の御書付村中一人なしに申し聞かせ皆から請証文を取り、御書付写は名主の家に貼って置き忘れずに必ず守るよう致します。もし博奕や三笠附をなし、身分不相応な衣類を着るものがいたら召し捕えます。あやしきものをも召し捕え吟味の上お達しにそむいた者がいたならばそれは村役人、親類、五人組まで必ずお咎めを受けるようにします。と連帯責任の請書が出されている。

被仰渡請書　　四月　（大山区蔵）

御書付

都而御料所之内国郡ニ茂より候得共　関東筋並甲州辺は一躰人気強戦を申募不宜者も致出来候風義之国柄ニ相聞、別而武蔵・下総・上野・下野・常陸辺は不宜者も有之、困窮之村方ニ応じ候而は身分不相応ニ着服等取飾候者茂有之様相聞候博奕、三笠附之儀は前々被仰出度有之儀ニ候得共、万一内々右躰儀茂有之、若右ニ携候者有之候而は、農業等可致存念も薄ク相成衰故御取箇江も響、御年貢上納茂不捗取村々年増ニ候、百姓共未熟相募候而者、後年至り荒地、手余地も出来之基候、困窮之村方離散欠落もの等は其品種々可有之候得共、多分は村方不取〆ニ而、不宜儀共相募末々続不相成行候儀相聞、豊作年茂其紛無之哉ニ候、其場所支配之御代官其土地人気村之盛衰善悪を相考、御取箇筋は勿論、村内博奕、三笠附等之吟味常々心を用支配内、不宜者有之候而は、一村之衰御損失之第一与心得日々出精、遂吟味、取〆候様心懸候儀専一ニ候所等閑之心得茂有之哉自身ニ而召捕候儀は稀成事ニ候、以来御代官支配所之内、不宜行跡之者、或は万一博奕、三笠附等いたし候者有之は、厳敷尋出遂吟味、是迄悪敷村方も、農業一躰ニ相成候様ニ可取計候、村方応し不相応之身分ニ而不宜筋相聞候ハヽ風聞たりとも召捕、可遂吟味候、尤捕違候而も不苦候間右之趣御答御取〆第一与相心得及心之（ママ）候程致出精候儀要之事ニ候

右之趣、此度改申渡候間、関東筋者勿論、惣御代官御預り所役人江可被申渡尤親規御代官被仰付候ハヽ、其度々是又可被申渡候

三月

右近将監殿、御直摂津守殿、侍座ニ而御渡被成候御書付写相渡候間被仰渡之趣、末々迄忘却無之様急度相守、銘々役所々江張置博奕、三笠附並困窮之村ニ応候而は不相応ニ衣服等取締り不行跡之者共未見届ケ不申風聞而已之者ニ而も呼出可被遂吟味、御書付ニ有之通捕違候分は、不苦候間厳敷可被遂吟味候、尤等閑ニ被得心、外より風聞相聞江候ハバ其名可為不念条可被其定候。

三月

前書之通此度御書付を以仰出候条村中大小之百姓水呑、借地、店借り等迄不洩様具ニ申聞名主方へ小前請文取置勿論御書付写、名主当番之もの方へ張置為読聞忘却不致様急度可相守候、若以来博奕、三笠附等致候歟不似合衣類ヲ着家業を疎致身持行跡等難心得躰之もの於有之は、不意ニ召捕遂吟味候条村役人常々心を用如何ニも於有之は、早々可訴出、若其ものより意恨を可被含抔身分を厭等閑ニ致置怪敷風聞於有之は、召捕吟味の上村役人並親類、五人組迄急度相咎候条可得其意候　以上

明和四年四月

小田切新五郎様
御役所

樋田村からは小前五人組一同に御法度の趣洩れなく読み聞かせ一同連印をもって代官所へ提出した誓詞の古文書が出て来た。内容は、

一、農業に精出し田畑を荒らさぬよう心がけ、もし空地等が生じた場合はかくさず申し上げ作付けして年貢を納められるようにする。

一、御年貢米は期限通り納めもしおくれた場合はいかなるお咎も受ける。
一、村役人は時々村を見回り普請場所は小破のうちに手入れをする。
一、村入用についてはうたがいのないようにする。
一、御用にて村回りの節余計の人馬は出さずお泊まりの際も有合わせの品で間に合わせ一汁一菜にすること。

右仰せの通り承知し小前大小の百姓下人に至るまで洩れなく申し聞かせ御請印を差し上げます。

被仰渡書小前連印帳
天保三辰年十二月
当御代官所甲州八代郡樋田村
藤右衛門

差上申一札之事

私共村々此度御代官所当分御領所被仰付候ニ付前々御法度之趣急度相守五人組前書年々小前江不洩様為読聞印形取之差上可申事

一　農業水通ニ出精いたし田畑不荒様心懸ケ、切添切開立荒地起返は勿論先規より無謂高外紛敷地所、作付可相成空地等御座候ハバ、早々訴上請御改相応之御年貢可納、若隠置後ニ相知候ハバ村々何人共越度可相成事。
一、百姓風俗悪舗怪敷筋相聞候歟博奕、賭之諸勝負いたし候もの有之候ハバ可申出事。
一、御年貢米金銀納方之義御触御日限之通り無相滞急度上納仕候若相滞いたし候ハバ何様ニ茂御咎可被仰付候事。
一、百姓共公事出入有之候ハバ村方困窮之基ニ付常々村役人共心付出入立候節ハ双方与能和融内談ニ而済べく無拠子細有之候ハバ訴上べく事。
一、御普請、自普請共、小破之内手入いたし、村役人共時々見廻り根囲等心付数年相保候様可仕事。
一、村入用之義常々心ヲ付過分不相掛取計、不正義不仕正路勘定いたし、小前疑無之様仕べく事。
一、御用ニ付御廻村之節、御手附手代中ニ而も御先触之外余計之人馬差出申間敷候、尤御休御村方ニ而ハ都而取繕間舗義不仕木銭米代御渡被成候間所有合品ヲ以一汁一菜之外、御馳走箇間舗義不仕水夫等至迄貰之向江差出申間敷事。
一、御手附、御手代は不及申御足軽中間小もの衆に至まで金銀米銭並其外、軽品ニ而茂壱物等決而仕間敷候、若し右躰之義有之後相顕候ハバ御吟味之上急度可被仰付候事。
一　村において身持不埒もの、勘当帳外相願候節ハ当人召連可罷出御吟味之上、心底ヲ茂御丹精し被成改心、帰農之もの出来候ハバ村役人迄御引渡相成候歟、右之御趣意ニ付心得違無之様小前末々まで不洩様ニ可申聞置事。

右被仰渡之趣承知奉畏候然上者写取小前大小百姓下人ニ至迄不洩様可申聞仍而御請印形差上申処如件

天保三辰年十二月　日
当御代官所
甲州八代郡樋田村
名主　栄左衛門
外略
山口鉄五郎様
市川御役所

また樋田村からは日常生活を質素にすべき御触れに対しては、具体的な品名をあげて趣意に添うべく請書が出されている。次に記述する。

婦人被仰渡書請印帳
天保十四年卯七月　日
甲州八代郡樋田村

差上申御請書之事

一、百姓身分ニ而絹紬等着用は勿論婦人腰帯はぶき・子供衣類・やつ口・はきもの緒相用申間敷候事。
一、ぬり下駄・雪踏（せった）婦じくら草履相用申間敷事。
一、日かさ・蛇の免傘相用間敷候事。

一、小間物渡世致者村内江一切為立入申間敷候事。
一、従先般被仰渡候絹類ハ不及申在々村々ニおいても、都而奢ケ間敷品売買致間敷且又諸色高直ニ売渡申間敷候事。

右之通猶又被仰渡御座候中上之時々御見廻り万一御触之趣ニ相背者有之候ハバたとへ子供たりとも差押当人は勿論親類・組合・村役人迄急度被遊御糺旨御厳重被仰渡其段早速惣百姓江申渡名主方江請印取置追而御廻村之砌り右請印帳御改請候様可致趣是又被仰渡候依之此段廻状ヲ以御通達仕候　以上

前書之趣郡惣代之もの江被仰付候ニ付今般御請書写書相廻ニ付、早速私共より小前末々もの迄打寄都而申渡候処聊不洩候様相守申段承知奉畏候依之小前一同御請印判差上申候処仍而如件

天保十四年卯七月　日

八代郡樋田村
百姓代　十六名
長百姓
名主

市川
御役所

幕府は徹底して百姓の華美な生活を取り締まった。そのお達しは時々村を見まわり御触れに違反したものについては、たとえ子供であっても取り押え当人はもちろんのこと関係する親類・五人組・村役人まで取り調べることとの厳しいものであった。

五人組が村の防犯のために差し押人をきめて村内の見まわりをした。また防犯のための誓書としては五人組当番の村内見回りの際怪しい者を発見した場合呼び出しに応じて悪党を差し押える盗賊悪党差押人の当村役人中へのお請書も樋田村から発見された。

御取締平日備書上帳

嘉永四年　八代郡樋田村

今般御取締筋之義別段被仰渡候ニ付臨時御取締方与して御役人中並ニ重立候方々御両人宛組合当番相立隔番ニ不時村内見廻り火附・盗賊は勿論博奕其外怪敷もの見当り候節声立候筈ニ御座候ニ付兼而定置候相図ヲ聞附次第早速駈附御差図請相働可申旨承知仕候、然ル上ハ平日心附居時々御用相勤候次第ニより当村入用ニ而御手当被下候筈被仰聞承知仕依之連印請書差出申所如件

嘉永四亥年九月　日

盗賊悪党
差押人
百姓　吉兵衛
市郎兵衛

当村
御役人中

六　五人組と村定

村々では五人組をより良く育て御公儀よりの御法度を堅く守る必要があったので村定によって五人組の守るべき事柄が決められた。すなわち、年貢上納の期限・五人組の和・五人組内の不和・五人組対五人組間の問題解決、組合員の願い事の処理等について寛政十二（一五四九）年水船村では次のように決定している。

相定申一札之事　水船村

一、奉重御公儀前々被仰付候御法度之趣意弥以堅相守可申候事。
一、御年貢之義ハ名主方より相触候ハバ日限之通り急度上納可致候事。
一、前々相定置候村定法度之義弥堅相守可申候事。
一、五人組頭之義組合猶（空白）ヶ間敷義無之様平和取計可申候事。
一、於小前中願之筋有之候ハバ其組合之組頭江可相願候尚又組頭事済候様取計可申候事
一、他組より他組江相懸り候義有之ハ両組頭立会双方江異見指加へ事済候様ニ取

計可申候事。
一、組頭より組頭江相懸り候義ハ両組下並百姓代立会、内済可仕候事。
一、前書定通り諸事内済可仕様取計可申候、無拠難済義ハ、組頭指添村役人へ相願出可申候事。
一、前々被仰渡候御制法之義、急度相守可申候
一、村定之義、年久敷相成候故諸事弁方不行届村内混乱為致候義茂有之候ニ付村中寄合詮義之上以来定書之通り急度相守可申候事。

寛政十二年
申三月　日

水船村
名主　奥右エ門
長百姓　千之丞
同断　幸七

五人組制度は日本では太古より五をもって合数の単位とするならわしがあったが、政治組織の発達と共に、地方行政として五戸を単位とする小団体の自治的組織制度となって発達し人々の生活の中に位置づけられた。江戸時代になって最も整備され社会組織の単位として民政・農政の基礎組織として、単に警察の目的にのみ止まらず、これによって農村保護・民風刷新等の成果を期待した訳であるが、実際は連帯責任による命令、貢納等の徹底に終わったように思える。

幕府時代、幕府の御料所であった甲州は幕政によって厳しくこの制度が行われ、部落内の共同的自治活動・相互扶助の協力体制、村内の治安維持等にその組織力を発揮した。だが、明治二年六月この五人組制度は廃止された訳であるが、長い間人々の生活を支えたこの五人組制度は完全に村々からなくなることはなく遺風として残り、第二次世界大戦に入ると再度隣保組合として村々に復活し戦争目的遂行に大きな役割を発揮するようになった。戦後も部落内の小組合組織として残り連帯責任制度こそなくなったが有機的機能は存続している。

第八節　宗門改め

一　宗門改め

キリスト教が日本に入ってきたのは後奈良天皇の天文十八（一五四九）年八月十五日、マラッカに渡航した弥次郎とともに、ゼスイット会の宣教師フランシスコ・ザビエルが九州に伝えたといわれている。ザビエルはその後あらゆる障害、迫害と戦い、約二カ年余の間布教に心血を注いだために、鹿児島の領主島津貴久（一年後禁止）、平戸の領主松浦隆信、山口の領主大内義隆等を説得して布教の許可を得、全国に数千の信徒を得た。

ザビエルが日本を去った後も、後任の神父らは一身をなげうって布教に専念したので、キリスト教はますますひろがり信徒は日を追って増加し、天正九（一五八一）年には信徒は十五万人にも及んだ。

のち織田信長が天下をとってからは、仏教を憎むあまり政策としてキリスト教を保護し、その布教を許したので、キリスト教は燎原の火のごとく日本中に広がり、信長の晩年には日本全国に教会堂二百余か所、信徒は三〇万人、神父は五九人にもなってキリスト教は黄金時代を迎えた。

しかし、政権が織田信長から豊臣秀吉に移るや、はじめは織田の宗教政策をついでキリスト教を保護したが、天正十五（一五八七）年六月十八日にいたって秀吉は『日本は神国たり、切支丹国の邪法受くべからず』といって禁令を天下に布告し、教会をこわし神父を追放し信徒を圧迫した。慶長元（一五九六）年十二月十九日にはキリスト教信者の捕縛の厳令を発し、宣教師及び信徒二六名を長崎で処刑した。

やがて政権が豊臣から徳川に移ると家康は一時キリスト教を保護し、慶長八（一六〇三）年には神父及び修道士一二六人、神学生二八四人、教会八十余か所、信徒実に二〇万人を数えおびただしい発展を示したが、慶長十六（一六一一）年八月になって二代将軍秀忠は急に禁教令を天下に布き、京都所司代板倉重勝に命じて京都内外の天主堂を破壊させ、外国宣教師を海

外に追放し、信徒を流刑に処した。

越えて十八年、幕府は役人を九州に遣わして長崎その他の教会堂を焼き払い、翌十九年には信徒百余人を外国に追放し、元和五（一六一九）年にはキリスト教の転向をこばむ信徒一六〇名を、京都や九州島原においてそれぞれ火刑に処した。これを動機として信者の結束が高められ寛永十四（一六三七）年十月島原に内乱がおきた。幕府はことの重大さを痛感し、キリスト教の全面禁止と鎖国令を発して諸外国との通交を禁止した。国内に対しては、三代将軍家光のとき五人組制度を厳重にし、キリスト教の禁制を強力におしすすめた。このころよりキリスト教の暗黒時代が始まり、各地にキリスト教の禁制に対する古文書が発見され往時の様子を伺い知ることができる。

その徹底はとくに五人組をとおして行われた。切支丹に対する迫害の最も激しかったといわれる寛永十五（一六三八）年に出た近江国浅井郡仏生寺村「指上申五人組之事」にはその第三条に、「五人組の内に切支丹の宗旨御座候わば、急度申し上ぐ可く殊に其宗旨の者とらえさし上げ申す可く候。」と定め、五人組自体にキリシタンの検察権を与えている。

また翌年寛永十六（一六三九）年の越前国敦賀郡江良浦「五人組誓詞」によると、その第二条に、「一、ばてれん並に吉利支丹の宗旨堅く御法度に候、若し組中にこれ在るに於ては則時に申し上ぐ可く候、相隠し候て脇より聞え申候わば、組中曲事仰せ付らる可く候事。」と定め、その徹底を期した。

さらに寛永十九（一六四二）年ころから切支丹についていわゆる宗旨改めを行ったことは明らかであって、同年に出された信濃国佐久郡糠の尾村「午年五人組御帳」を見ると、その第六条に、「吉利支丹宗年々毎月御改に御座候。左様なる不審の宗旨の者御座無く候、向後牢人者なりとも左様の者御座候はバ、早々申し上ぐ可く候、子供下人に寄らず、毎月せんさく致し申し上ぐ可く候、若し申し上げず候はハ、抱え置候宿の義は申し上ぐるに及ばず、その村の名主まで御仕置に仰せられる可く候事。」

吉利支丹の不審なる宗旨を発見したならば、早々申し出ること、もし隠しておくようなことがあればその五人組の所属する村の名主までがその御仕置を受けることなどのきびしいお達しのあったことを伺い知ることができる。

二　江戸幕府の宗門改め

江戸幕府は慶長十九（一六一四）年、キリスト教禁止を明らかにしたのち、はじめのうちは臨時に宗門改めを行い、人々の信ずる宗教を取り調べて寺院僧侶の寺請証を出させていたが、島原の乱後、寛永十七（一六四〇）年には宗門改役をおき、直轄領におけるキリスト教徒の摘発や弾圧を行い、ついで寛文四（一六六四）年からは一般諸藩にも宗門改めを実施するようになった。すなわち一万石以上の藩では専任の官をおき、一万石未満の領主は名主、年寄をして毎年五人組の手形を取らせた。代官支配地では代官が主領となり、所属の手代をして毎年改め、京都では所司代、長崎その他は長崎奉行その他が、寺社領地ではその寺社がこれを改め、いずれも一紙証文及び、届帳を出すことになっていた。その後寛文十一（一六七一）年の条令によって宗門人別帳が作られた。これは毎年三月ころから六月ころの間に行われ、九州地方は特に厳重で長崎などではいわゆる踏み絵が強制された。宗門改めの証明を寺院僧侶に任せたため寺檀関係が成立し、これが形式化したので弊害が多くなった。享保年間（一七一六―三五）になって将軍吉宗は宗門改めを廃止しようとしたこともあるが、強い反対意見が幕府内に出て実現できなかったいきさつもある。

こうして幕府の強い宗門改めの政策は、宗門改めの制度となって日本中津々浦々まで実施された。

三　宗門人別帳

「宗門改め」とは、江戸時代キリシタン信仰を禁止、根絶するために設けられた制度で、キリシタンの信者であるかないかを識別するため、人ごと

に信仰する宗旨、宗教の取調べをして旦那寺にその帰依者であることを証明させて、領主に報告させた制度で、これを忠実に実行させるため、寛永十七（一六四〇）年、宗門改めをつかさどる役目として宗門改め役をおき、キリシタン奉行として定員二名の奉行をおき、配下には与力六、同心三〇人が付けられ強力にその任務の遂行が行われた。

この宗門改めに基づいてつくられたのが宗門人別帳で、人別帳は戸籍簿であり、本来は別々のものであったが人別帳にその構成員と宗門を書きこんだので一帳となり宗門人別帳と呼ぶようになった。下部町における宗門改めはどのように行われたか常葉村に残る宗門人別帳を記載し、往時の宗門改めのようすをうかがい知ることにする。

常葉村宗門人別帳

文政二卯年

宗門人別帳

八代郡　常葉村

三月

名主　治郎左衛門

一、耶蘇宗門改為御禁制密ニ弘ル族有之与相見江爾今無断絶之条、向後ハ遂穿鑿候役人ヲ定メ、常ニ無油断家中並領内改之不審成者無之様ニ可申付候、若シ此上切支丹宗門領内ニ有之を他所ゟ顕るにおいては、可為不念事

一、切支丹宗門其所ニ有之儀者名主五人組可存之所ニ此以前ゟ高札ニ書残候旨趣令達背不申出、以来脇ゟ於顕ニ者穿鑿之上、乍存知不申出候ハバ、可被行罪科之旨、兼て被申聞之、無油断、相改候様可申付支

一、切支丹宗門、近年軽者共不令露顕法を弘め継、切支丹者不出、すすめを茂致候程の者、婦かくかくれ、有之候而、情ニ入遂穿鑿からめ取候様ニ、急度可申付事

附り　宗門訴人之輩ハ以前よ里、御定之通り御褒美、可被下候事、

寛文四年十一月廿五日

右御条目之趣堅可相守、若不審成者、有之ハ早速可申出事

一、此以前ゟ切支丹宗門ニ而、転候者ハ勿論、或ハ転或ハ死失候者之類族たりといふとも可申出事

一、何連之門派共、誰弟子共不知僧尼有之は可申出事

一、僧俗共ニ尋常にかわり勤行仕候類仏具其外怪敷道具所持仕候者、有之ハ可申出支

一、不受不施悲田宗之者、有之ハ可申出事

右之通り被仰渡承知仕奉畏候、村中之者僧俗男女乞食非人穢多等まで壱人茂不残当歳以上宗旨人別ニ相改申所、疑敷者無御座候、若隠置他所よ里顕候ハバ、当人者不及申上、親るい、縁者、名主、長百姓、五人組共如何様之曲支ニ茂、可被仰付候為其銘々、旦那寺之判形を取、村中連判を以差上申所仍如件

文政二年

卯三月

一、代々禅宗常葉村常幸院旦那　丈右衛門　当卯四十六年

同寺旦那　同人妻　当卯三十九年

同寺旦那　同人子ふ具　当卯廿一年

同寺旦那　同人子うめ　当卯六年

同寺旦那　内男壱人　女三人　馬壱疋　三年

人数　〆四人

一、同寺旦那　清兵衛　当卯廿九年

一、同寺旦那　政兵衛　当卯廿六年

同寺旦那　同人妻女　当卯廿一年

同寺旦那　同人母　当卯五六年

同寺旦那　兄弟　ふく太郎　当卯廿壱年

同寺旦那　きく　当卯三年

人数　〆五人　内男弐人　女三人

一、同寺旦那　太兵衛　当卯四十弐年

同寺旦那　同人妻女　当卯三十六年
同寺旦那　同人母　当卯七十壱年
同寺旦那　同人子　倉之助　当卯十五年
人数〆四人　内男弐人　女弐人　馬壱疋　弐年
一　同寺旦那　治左衛門　当卯三十壱年
同寺旦那　同人妻女　当卯二三年
同寺旦那　同人母　当卯八十三年
人数〆三人　内男壱人　女弐　馬疋壱　弐年
一　同寺旦那　武八　当卯七十弐年
同寺旦那　伊兵衛　当卯三十九年
同寺旦那　同人妻女　当卯四十年
同寺旦那　同人子　せき　当卯五年
同人娘　とめ　当卯十三年
人数〆五人　内男弐人　女三人　馬壱疋　弐年
一　同寺旦那　権左衛門　当卯七十七年
一　同寺旦那　ろく　当卯三十六年
一　同寺旦那　新平　当卯廿九年
同人妻　当卯廿四年
同人妻　当卯五十壱年
人数〆三人　内男壱人　女弐人
一　同寺旦那　弥五左衛門　当卯三十壱年
同寺旦那　同人妻　当卯三十壱年
同寺旦那　同人母　当卯六十三年
人数〆三人　内男壱人　女弐人
一　同寺旦那　喜内　当卯四十五年

同寺旦那　同人妻　当卯三十三年
同寺旦那　同人弟　利助　当卯二十七年
人数〆三人　内男弐人　女弐人
一　同寺旦那　兵右衛門　当卯三十四年
同寺旦那　同人妻　当卯弐壱年
同寺旦那　同人母
同寺旦那　同人子　三五郎　当卯弐年
人数〆四人　内男弐人　女弐人
（以下略）
一　代々禅宗常葉村東前院旦那　徳右衛門　当卯八拾壱年
同寺旦那　同人妻　当卯七十壱年
同寺旦那　吉右衛門　当卯三十三年
同寺旦那　同人妻　当卯廿七年
同寺旦那　同人子　七五郎　当卯廿七年
きく　当卯四年
人数〆六人　内男三人　女三人
一　同寺旦那　萩右衛門　当卯五十年
同寺旦那　同人妻　当卯四十六年
同寺旦那　千吉　当卯廿年
人数〆三人　内男弐人　女壱人
一　同寺旦那　丈右衛門　当卯五十七年
同寺旦那　栄兵衛　当卯廿弐年
同寺旦那　同人妻　当卯廿九年
同寺旦那　とく　当卯十八年
同寺旦那　三之助　当卯六年
人数〆五人　内男三人

一　同寺旦那　女二人　松右衛門　当卯三十五年
一　同寺旦那　同人妻　当卯三十三年
一　同寺旦那　長松　当卯五年
一　同寺旦那　松五郎　当卯四年
　人数〆四人　内男三人　女壱人
一　同寺旦那　繁八　当卯五十弐年
一　同寺旦那　同人妻　当卯五十弐年
一　同寺旦那　彦四郎　当卯廿弐年
一　同寺旦那　喜内　当卯廿年
一　同寺旦那　庄七　当卯十八年
　人数〆五人　内男四人　女壱人
一　同寺旦那　長右衛門　当卯五十五年
一　同寺旦那　同人妻　当卯五十九年
一　同寺旦那　喜右衛門　当卯三十年
一　同寺旦那　同人妻　当卯廿五年
一　同寺旦那　乙松　当卯年廿六年
一　同寺旦那　菊松　当卯廿年
一　同寺旦那　福松　当卯十七年
一　同寺旦那　さよ　当卯十弐年
一　同寺旦那　つる　当卯弐年
　人数〆九人　内男五人　女四人
一　代々禅宗常葉村明珠院旦那　平次右衛門　当卯四十五才
一　同寺旦那　同人妻　当卯四十三才
一　同寺旦那　熊蔵　当卯廿三才
　人数〆三人　内男弐人　女壱人
一　代々禅宗下山竜雲寺旦那　伝七　当卯七十才
一　同寺旦那　同人妻　当卯五十六才
一　同寺旦那　平三郎　当卯三十三才
一　同寺旦那　同人妻　当卯廿十七才
一　同寺旦那　忠八　当卯廿七才
一　同寺旦那　由五郎　当卯十六才
　人数〆六人　内男四人　女弐人
一　同寺旦那　弥右衛門　当卯七十八才
一　同寺旦那　五郎兵衛　当卯四十才
一　同寺旦那　同人妻　当卯三十七年
一　同寺旦那　亀太郎　当卯十五才
一　同寺旦那　和吉　当卯十三才
一　同寺旦那　定五郎　当卯五才
　人数〆六人　内男五人　女壱人
一　同寺旦那　松右衛門　当卯四十三才
一　同寺旦那　圓右衛門　当卯廿才
　人数〆弐人　男旦人
一　同寺旦那　平左衛門　当卯廿五才
一　同寺旦那　同人妻　当卯廿五才
一　同寺旦那　同人母　当卯五十八才
　人数〆三人　内男壱人　女弐人
一　代々法花（華）宗市之瀬村妙圓寺旦那　源右衛門　当卯五十九才
一　同寺旦那　同人妻　当卯四十五才
一　同寺旦那　弁吉　当卯廿五才
一　同寺旦那　留次郎　当卯十七才
　人数〆四人　内男三人

女壱人

一 同寺旦那　幸蔵　当卯四十五才
同寺旦那　同人妻　はな　当卯三十五才
同寺旦那　きの　当卯十五才
同寺旦那　徳蔵　当卯四十三才
人数〆五人　内男弐人　女三人

一 同寺旦那　定右衛門　当卯四十三才
同寺旦那　同人妻　当卯三十三才
同寺旦那　同人母　きん　当卯六十三才
同寺旦那　とめ　当卯十九才
人数〆五人　内男壱人　女四人　当卯十六才

一 同寺旦那　平右衛門　当卯二十四才
同寺旦那　同人母　当卯五十四才
同寺旦那　条五郎　当卯三十才
人数〆三人　内男弐人　女壱人

一 同寺旦那　久左衛門　当卯六十四才
同寺旦那　同人妻　当卯五十四才
同寺旦那　かよ　当卯十八才
人数〆四人　内男壱人　女三人　（以下略）

一 代々禅宗三沢村長松院旦那　はる　当卯十壱才
（以下略）
惣人数　六百廿四人　内三百弐拾八人　男
弐百九拾六人　女

右之者　代々拙寺旦那紛無御座候ニ付、銘々名所ニ印判之取差上申候、若御法度宗門之由、訴人御座候ハバ拙寺共何方迄茂罷出急度申訳可仕候

文政二卯年
三月

甲斐国巨摩郡小林村南明寺末寺
同国八代郡常葉村常幸院末寺　常葉村　常幸院　印
同国同郡同村常幸院末寺　東前院　印
同国山梨郡甲府大泉寺末寺　明珠院　印
同国巨摩郡下山村竜雲寺末寺　下山村　竜雲寺　印
同国同郡身延山久遠寺末寺　三沢村　長松院　印
外　市之瀬村　妙円寺　印

一 巨摩郡小林村南明寺末寺　禅宗　常幸院　僧五人　男四人
一 八代郡常葉村常幸院末寺　東前院　僧壱人
一 同郡同村常幸院末寺　明珠院　僧壱人
一 同　正因寺　僧壱人
一 同　光林寺　僧壱人
一 同　竜沢寺　僧壱人
一 同　東光寺　僧壱人
一 同　慈了寺　弐壱人
一 同村本山流修験　福寿院　男弐人　女弐人
一 同　大法院　男壱人　女壱人
一、家数　百五拾軒

人数合　六百弐拾四人
男　三百弐拾八人
女　二百九拾六人
馬拾弐疋

一　寺八ヶ寺
人数合拾六人内　拾弐人僧
四人男

一　修験弐軒
人数合六人　内三人男
三人女

一　他入之者人数三人

一　出生之者人数弐拾九人内拾七人男
拾弐人女

外
常幸院抱番　非人　人数五人　内弐人男
三人女
村抱番非人　非人　人数三人　内弐人男
壱人女

都合村内人数　六百五拾四人

右者当卯年宗門人別相改村中大小之百姓、其外水呑等ニ至迄、村内徘徊仕候者壱人茂不残相違無御座候、印判致差上申処為後日仍如件

文政二卯年
三月

甲斐八代郡常葉村
名主　治郎左衛門
長百姓　丈右衛門
〃　重郎右衛門
百姓代　又右衛門
〃　吉之丞
〃　茂右衛門
〃　藤兵衛

市川
御役所

以上常葉村より出された宗門人別帳に見られるように、宗門改めについては、堅く幕府のご制禁を守り村中の者、僧俗男女、乞食（こじき）、非人、穢多等にいたるまで、ひとりも残らず宗門人別帳に記載し、それぞれ旦那寺の証明をもらい、名主、長百姓、百姓代連名で役所に報告し、「右の者卯年宗門人別相改めにつき大小百姓、その他水呑百姓にいたるまで村内一人も残らず記載いたしましたが、記載の通り全く相違ございません」とキリスト教信者が一人もいないことを誓約している。

旦那寺もまた、以上のように証明するからには「もしも御法度の宗門の者がいるとの訴人が出た場合にはどこまでもまかり出て申し開きをいたします」と責任を明確にして各旦那寺もそれぞれ認印をおした。

また「差上申宗旨改証文之事」として、宗門人別帳提出後に出生したり聟・嫁・奉公人など他所から入ってきた者等ついて幼児たりとも別扱いにせず、寺の証明をもらって役所へ報告し、もしご法度の宗門の者がいた場合には、名主、長百姓、五人組までいかようの曲事としての罪をも受けますと誓い役所へ報告している。

差上ヶ申宗旨改証文之事　（嶺村）

惣人別合七拾四人
内三人

是ハ去亥年御改之後出生人、他所ゟ来り候者御改旦那寺之判形取之差上申候

一　禅宗八代郡道村慈観寺旦那　金十郎娘　せん　当子　弐才
一　禅宗八代郡嶺村玉宝寺旦那　市左衛門娘　たま　当子　弐才
一　禅宗八代郡嶺村玉宝寺旦那　源兵衛娘　せき　当子　弐才

家数拾四軒
人数合七拾三人　内男三拾六人

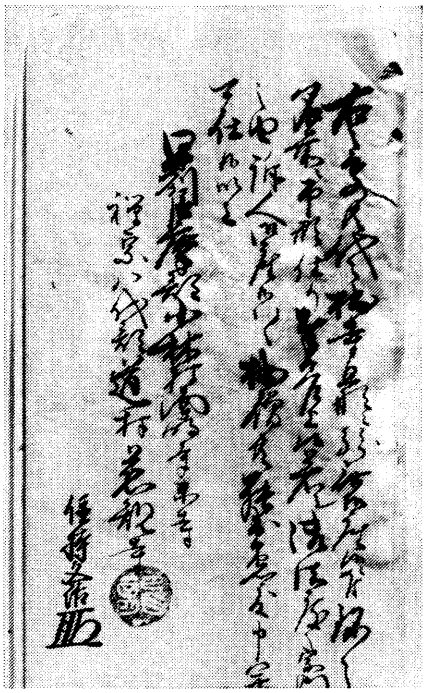

文政11年宗旨改證文（嶺区蔵）

外　寺壱ヶ寺
　　僧壱人
家数四軒
人数弐拾壱人　内男拾人
　　女拾壱人　慈観寺旦那
家数拾軒
人数五拾弐人　内男廿六人
　　女廿六人　玉宝寺旦那
右者嶺村男女壱人茂不残拙寺共旦那ニ紛無御座候　若御法度之宗門之由訴人御座候ハバ拙寺共罷出　急度申披可仕候　以上
甲州巨摩郡小林村南明寺末寺
　禅宗　八代郡道村慈観寺㊞
　　住持文括　印
甲州巨摩郡下山村竜雲寺末寺
　禅宗　八代郡嶺村　玉宝寺㊞
　　鑑司良山　花押

女三拾七人　牛なし　馬弐疋

去亥年御改之後他所江出入無御座候
同年御改之後　死失人　重左衛門
右同断　勇八母
右同断　周右衛門伜
　安太郎
右者村中男女並ニ去亥年御改之後出生人　他所ゟ来り候もの宗旨相改候処、疑ケ敷もの壱人茂無御座　若御法度之宗門之者御座候ハバ　名主　長百姓　五人組迄如何様之曲事にも可被仰付候、為其一紙連印証文差上申処　仍而如件
文政十一子二月
　八代郡嶺村
　　名主　金十郎
　　長百姓　弥五左衛門
　　〃　市左衛門
　　百姓代　安右衛門
市川
御役所

幕府に切支丹宗門改役が置かれたのは寛永十七（一六四〇）年であるが、これが全国的に実施されたのは寛文四（一六六四）年十一月で、幕府は諸藩に対して宗門改めの実施を命じ、また旗本などの知行地では名主・年寄が厳重にこれに当たり、「毎年五人組手形を取り置く」こと等も命じた。このようにして寛文四年の幕令によって、それが全国画一的に法制化され実施されていった。

これによって、以後毎年の宗門改帳が各地で作られるようになり、その改帳の体裁も宗旨を人別に記載する宗旨人別帳に統一されていった。幕府はこのとき、宗門改帳の作製について、(イ)百姓一軒ずつの人別、(ロ)一戸、一村、一郡ごとの男女別合計、(ハ)死亡・生誕・婚姻・奉公・転任による住人の移動、(ニ)各人の年齢、宗旨とを記載して各人に捺印させ、その作製の時期は検見か年貢取り立ての時にすることを命じた。

このため、宗門改めの中心はこれ以後宗旨人別帳の作製になった。そしてこの帳が果たした機能は、庶民の宗門信仰調査だけでなく、民衆の戸籍原簿となり、彼等の転住、逃散防止に役立ち、またときにはその租税負担能力を把握するための租税台帳の役割をも果たしたのである。

これは、潜伏切支丹の発見がほとんど必要としなくなった江戸中期以後も、このような幕藩体制維持のため必要だったので、かえって宗門改めの制度はより整備され強化されていった。

こうした宗門改めや寺請制度によって当時の民衆はまず寺院に掌握され、そして幕府の政治権力の支配組織に組み入れられ、幕藩体制はますます強化されていった。

このような制度は、民衆の中に自然に発生したものではなく、上からの権力によって強制されたもので、この結果は村々の檀家制度を一層厳しいものにしていった。

この宗門人別帳は、明治四年四月に戸籍法三十三則が公布され、次いで明治五年二月太政官布告をもって俗にいう「壬申戸籍」がつくられるまで連綿と続いて現在の戸籍のもととなっている。

四　高札による密告制

幕府の切支丹禁制の政策は徹底を極め、村々に高札を掲げ、その発見に努めた。発見の方法としては密告制をとり、その訴人に対してはその種類に応じて銀貨のほうびが出された。

切支丹発見の最初の責任を五人組に課し、村よりの信者の発見が他よりの密告によってなされた場合は、本人はもちろんのこと、名主、長百姓、百姓代にまで罪科が及び、五人組も一様にその咎を受ける仕組みであった。次に一色内藤高重氏所蔵の御高札を記す

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者こ連阿らハ申出遍し、

御ほうびとして

ばてれんの訴人　銀五百枚

い類まんの訴人　銀三百枚

同宿並宗門の訴人　銀百枚

右の通り下さるべし、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、申出品により、銀五百枚下さるべし、隠置他所よりあらハるるにおゐてハ、其所の名主並五人組一類共に可被行罪科者也

正徳元年五月　日

奉行

このようにして切支丹の禁制は高札をもって発見に努め信者の弾圧をはかった。

この高札によれば、切支丹を発見した訴人（告訴したもの）に対しては、前述のように奉行所から一定のほうびが与えられたものであって、ここでのばてれん（伴天連）とは宣教師すなわち神父のことであり、いるまんとは信徒のことであり、宗門とは宗教上のグループのことである。そのほか立かえりとは一旦転んだがふたたび切支丹へ復帰したもの、またこのように切支丹の禁制圧迫が激しかったので、信徒のなかには切支丹の信仰をやめて他宗を信仰するものがでた。これを「切支丹転び」といった。

明治になり政権が新政府に移管された後も（慶応年間）幕政をそのまま引き継ぎ切支丹の禁制は続けられたらしく、一色から次のような「定」が発見されている。

定

一、切支丹宗門の義は是迄御制禁之通り堅可相守事

一　邪宗門之儀堅く禁止候事

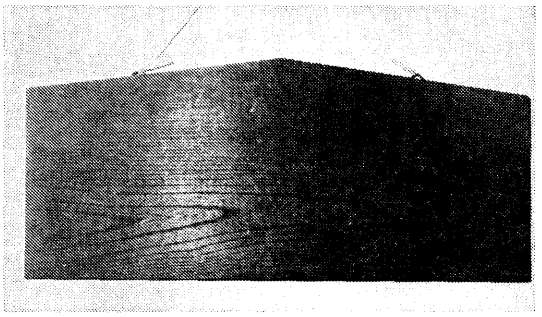

切支丹発見の訴人にほうびを与えるという高札（一色・内藤高重氏蔵）

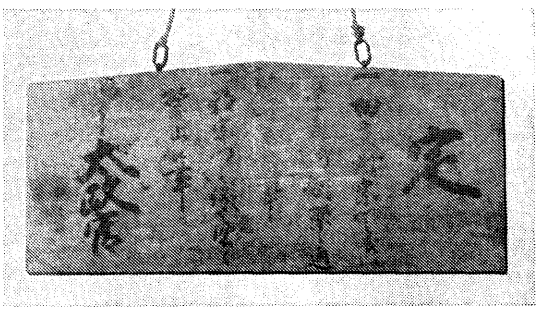

切支丹禁制の定（一色・依田克己氏蔵）

慶応四年二月　太政官

以上のようにして時代は明治に入るが、明治の新政府も切支丹の禁制をとかず体制の維持が続けられたため、諸外国から強い非難を受け明治六（一八七三）年、高札を取り除く命令が出された。

第九節　村入用と夫銭

一　村入用夫銭帳

下部町各旧村には「村入用帳」または「村入用夫銭帳」が数多く残っている。

村入用とは、村で負担しなければならない一切の費用のことであり、神社の祭礼費、村役人の給料、道普請の材料費、行路病者、行き倒れ人に対する費用、巡見使、回村役人の賄い費、寺社への奉献物、浪人、座頭、神主などの宿泊料まですべて含まれたものである。夫銭とは村の運営上欠くことのできない人足賃のことであり、村の道作り、橋かけ等の公共事業の人足賃から、役所への諸状の届、伝馬役から回状継ぎ送り、年貢のお触れ人足賃までが含まれ、これら諸経費はすべて農民が負担した。

この「入用帳」作成にあたっては、年間入用を記入するのに必要な紙数を見積もって白紙の帳面二冊をつくり、年頭に支配役所へ差し出して綴じ目印を受け、それに年間の入用を順次記入し、一年分を合算すると役所へ提出し、奥書・証印を受け一冊は役所、一冊は村役人が保管し後日の参考とした。これは御役所でも重要書類とした証左である。

村入用と夫銭をつまびらかにすることにより、どのように出費し村をどのように運営し活動したかの一端を知ることができる。

次に上之平村と三沢村の村入用夫銭帳を記載しその特徴や違いなどを明らかにしたい。



安政２年村入用夫銭帳（上之平区蔵）

・上之平村村入用夫銭帳

安政二卯年
寅村入用夫銭帳
三月　日　　上野平村

丑極月三十日　一、銀拾弐匁　名主役
是ハ年番引渡入用ニ使申候
寅正月四日　一、筆壱対代六ト　同断
一、墨壱丁代六ト　同断
一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト
一、ろうそく拾弐丁　同断
代壱匁弐ト
十三日　一、壱匁五ト　同断
是ハ座当（頭）弐人泊り申候
廿七日　一、三匁六ト　同断
是ハ当村□□義林伊太郎様御役所ニ召捕ニ相成
右之者御尋ニ付御役所様江罷出候御掛り
一、三百文（匁）　同断
外此壱匁八ト是ハ同断飛脚賃ニ掛申候
二月六日　一、壱匁五ト　同断
是ハ浪人弐人泊り申候
八日　一、拾弐匁五ト　同断
是ハ村方相談以火防祈禱仕候
八日　一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト
是ハ五人組帳並外帳面仕立申候
三月十一日　一、六匁　同断
是ハ五人組帳宗門帳仕立申候同断掛り
七日　一、弐匁五ト　同断
是ハ勢州神主勧化ニ出申候
九日　一、七ト弐厘　同断
是ハ市川飛脚壱人泊り申候
十二日　一、三匁六ト　同断
是ハ五人組帳並外帳面差上ニ参申候御掛
廿日　一、壱匁弐ト　名主賄
是ハ阿津田御師定例御初穂ニ出申候
廿三日　一、壱匁五ト　同断
是ハ座当（頭）弐人泊り申候
廿五日　一、四匁　同断
是ハ御用提灯仕立申候
四月二日　一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト
廿二日　一、三匁六ト
是ハ去丑年御年貢者禰金御決に付引替ニ参リ申候
卅十日　一、八匁五ト　同断
是ハ村内相談之上神送入用
五月五日　一、壱匁八ト　同断
是ハ乙黒村明安寺穀代料当年分差出申候
六月五日　一、六ト　同断
是ハ右同断夏秋見廻料出申候
六月五日　一、壱匁五ト　同断
是ハ浪人泊り申候
六月朔日　一、三匁五ト　同断
是ハせがき仕り候節村方取集候トニ而不足ニ付賄申候
五日　一、拾五匁六ト　同断
是ハ村方御田地御囲自普請仕候入用
十日　一、五匁五ト　同断

是ハ用水入用ニ使申候

十四日
一、壱匁弐ト　同断
是ハろうそく代
十五日
一、拾匁六ト　同断
是ハ村方祭礼用
廿日
一、こも三拾枚代三匁　同断
是ハ用水使申候
廿二日
一、壱匁五ト　同断
是ハ高根神社神主上下弐人泊申
廿二日
一、六ト　同断
是ハ右同断御初穂ニ出申候
廿三日
一、四匁五ト　同断
是ハごぜ五人泊り申候
廿七日
一、壱匁弐ト　同断
是ハ常陸国鹿島太神宮神主勧化ニ出申候
廿七日
一、六ト　同断
是ハ甲府天王様神主江勧化出申候
七月三日
一、三拾弐匁　同断
是ハ村内橋木四丁代
七月十九日
一、拾五匁　名主賄
是ハ遠州秋葉山奥印（院）御普請ニ付三ヶ年間分勧化ニ出申候
十九日
一、七ト五厘　名主賄
是ハ座当（頭）壱人泊り申候
玉七月十一日
一、拾弐匁五ト　同断
是ハ春定式川除並用水御普請ケ所附帳相仕立申候　村役人百姓代御掛賄代
十八日
一、三匁六ト　同断
是ハ右帳面差上御役所様江参申候
廿日
一、壱匁五ト　同断
是ハ諏方神社神主上下弐人泊り申候
廿日
一、六ト　同断
是ハ右同断神主江御初穂ニ出申候
廿二日
一、壱匁五ト　同断
是ハごぜ弐人泊申候
廿日
一、弐ト　同断
是ハ浪人弐人ニ出申候
八月朔日
一、拾弐匁五ト　同断
是ハ用水堰夫割仕候村役人百姓代同掛賄代
十六日
一、壱匁八ト　同断
是ハ信州宇寿い熊野権現神主江勧化出申候
十七日
一、六匁　同断
是ハごぜ八人泊申候
十九日
一、壱匁弐ト　同断
是ハろうそく御用之度ニ使申候
十九日
一、旦紙弐束　同断
代壱匁六ト右同断
十九日
一、七ト五厘　同断
是ハ浪人壱人泊り申候
九月七日
一、銀三匁六ト　名主賄
是ハ小切金御上納ニ参り同掛り
九日
一、拾五匁弐厘五毛　名主賄
是ハ村方祭礼入用
十一日
一、三匁　同断賄
是ハ江戸浅草大黒天様勧化ニ出申候
十三日
一、弐匁五ト　同断賄
是ハごぜ三人泊申候
十三日
一、弐匁　同断
是ハ当春御普請御扶持米之義ニ付御役所様江御書付を請其節飛脚賃払申候

十四日　一、三匁六ト　同断賄
是ハ右御扶持義ニ付御尋之筋有是候ニ付罷出候同掛り
十六日　一、三匁　同断賄
是ハ馬籠村迄御普請御扶持米請取参申候
十八日　一、弐匁　同断賄
是ハ下山村助郷之義ニ付出会参り申候同掛
十月朔日　一、六ト　同　断
是ハ石田常福寺定例勧化ニ出申候
三日　一、六匁七ト五厘　同　断
是ハごぜ九人泊り申候
十二日　一、六ト　同　断
是ハ甲府八幡宮神主勧化ニ出申候
十四日　一、壱匁五ト　同　断
是ハ三峯ご別当上下弐人泊り申候
十四日　一、六ト　同　断
是ハ右同断御初穂ニ出申候
十七日　一、拾弐匁五ト　同　断
是ハ御拝借金返納割賦仕候同掛り
廿一日　一、壱匁　同　断
是ハ下山村迄御普請参申候
廿四日　一、三匁六ト　名主賄
是ハ大切金御上納ニ参り候同掛り
十一月朔日　一、壱匁五ト　同断賄
是ハ座当（頭）弐人泊り申候
五日　一、拾弐匁三ト五厘　同　断
是ハ御廻米仕立申諸入用使申候
八日　一、三匁六ト
是ハ大地震ニ付御役所様江御注進ニ参り申候御掛り
一、五匁六ト　同　断
是ハ右同断ニ付土蔵半潰並御普請所崩候ニ付ケ所附帳仕立
申候間掛り賄代共
廿日　一、三匁六ト　同断賄
是ハ右帳面差上ニ参り申候
廿二日　一、拾四匁弐ト六厘
是ハ甲府御代官様御陣着ニ付下山宿ゟ八日市場迄助郷人足
ニ参り同掛参申候
同　一、七ト五厘　同断賄
是ハ番人屋敷年貢当村忠左エ門出申候
一、三匁　年内油代
一、七ト五厘　同阿かし代
一、拾八匁　勘定入用
一、拾八匁　勘定申賄代
一、八匁　百姓代給
一、五匁　夫銭割価
一、拾弐匁　勘定後夫銭入りに至申候
一、拾六匁五ト送り夫銭
惣〆銀三百九拾匁三ト八厘五毛
村高九拾石壱斗七合
内訳
高六石六斗　名主長百姓役引
高七斗弐升　寺高引
役高七石三斗弐升
残高八拾弐石七斗八升七合
但シ高壱石ニ付
銀四匁七ト壱厘五毛四才
右者寅正月ゟ同十二月迄村入用諸夫銭書面之通御座候　内証ニ有躰ニ書載可申旨
再応ニ被仰聞候ニ付　右之外割合之品毛頭無御座候　依之惣百姓一同連印を以差
上申候処仍而如件

安政二卯年
三　月　　八代郡上野平村

名　主　勝左衛門
長百姓　嘉重郎
　　太郎兵衛
百姓代　利　作
百姓代　喜代兵衛
平小前　良兵衛
　外　四十三名
宮木入作　五名

市川
御役所

安政二年の村入用夫銭をまとめてみると

普請等材料費　三拾五匁
人足　百三拾九匁九分壱厘
神主等延三九人宿泊代　三拾四匁七分
　内訳　神主六人分　四匁五分
　ごぜ二一人分　弐拾壱匁弐分
　座頭七人分　五匁弐分五厘
　浪人五人分　三匁七分五厘
村内神事祭礼費　五拾匁壱分弐黒
村外寺社勧化料　弐拾五匁三分
寺社初穂料　四匁八分
年貢関係（人足番賃）　弐拾三匁九分
給　八匁
其の他雑費　七拾八匁壱分五厘
　計　六百九拾六匁壱分三厘五毛
この外特別人足賃三百匁がかけられている。

以上まとめ書きしたように、今の財政支出ともいうべき村入用夫銭の支出が

○神社や寺に対する勧化と初穂料
○外来者の役人や浪人、神主等の宿泊費
○村内の神を祭る祭礼費
○諸連絡のための飛脚賃

などでほとんどが占められている。その外雑費としての助郷人足賃や筆墨紙、ろうそく代等もあるがそれの占める割合は少ない。

このことからいえることは、当時上之平の主な活動は、当然のことながら幕府の政策に従い役所と諸連絡する飛脚などに多く当てられ、信仰面（祭礼神事・勧化・初穂）にも多額の費用をついやして五穀の豊作や村民の無病息災を願い、またごぜや座頭の宿泊賃等まで支出して娯楽を求めていたことをうかがい知ることができる。

（注）ごぜ＝女のめくらの人が三味線をひき、歌を歌いながら物語りを聞かせ銭をもらって村々を歩いた人
座頭＝男のめくらで、ごぜと同じことをして村々を歩いた人



嘉永４年村入用夫銭帳
（三沢区蔵）

○三沢村入用夫銭帳

嘉永四亥年
戌村入用夫銭帳
三月　八代郡　三沢村

正月　五日　一、壱匁弐ト九厘　茂兵衛
右諸帳面引渡箱持人足弐人
十日　一、壱匁弐ト　同　人
右御普請丁張竹代
十日　一、七ト五厘　元右衛門
右同断
一、三ト　勝右衛門
右同断縄拾房
十日　一、八ト　茂兵衛
右同断抗木四巴
十日　一、壱分八厘　市左衛門
右同断縄六房
十九日　一、六ト　市郎左衛門
右はしかけ人足壱人
廿日　一、壱匁五ト　勝右衛門
右御普請御仕様帳御成御渡候付厥沢迄日帰り
廿一日　壱匁五ト　伊左衛門
右同断
廿一日　一、五匁五ト　茂兵衛
右定例疱瘡祭り入用
（中略）
十四日　一、三匁　茂兵衛
右塩沢道造り人足賃渡ス
〃　一、三匁　作兵衛
右勝坂道造り賃
〃　一、八ト　茂兵衛
右同断立会
十七日　一、六ト　源左衛門
右柿嶋ゟ矢の花迄道造人足
〃　一、六ト　金右衛門
右同断
十月十一日　一、壱匁七ト　茂兵衛
右大切金納日帰り
廿一日　一、壱匁七ト　同　人
右御手本米差上日帰り
十八日　一、壱匁七ト　同　人
右熊ノ波御尋ニ付日帰り
〃　一、壱匁弐ト八厘　和　七
右往還道繕杭木拾六本代
十八日　一、四匁　徳右衛門
右同断抗木廿九本代
〃　一、四匁九ト七厘　茂兵衛
右御蔵囲五間籠壱本二間籠弐本竹代
廿八日　一、五匁壱分三厘　同　人
右御米河岸番賃鴨狩へ渡ス
十五日　一、拾九匁弐ト八厘　茂兵衛
右御米河岸出し船賃払イ
〃　一、壱匁八ト　次郎左衛門
右前行給取集人足三人
廿九日　一、弐匁五ト　宗兵衛
右用心小屋造り人足代共

十二月三日　一、六ト三厘　茂兵衛
右甲府八幡宮御師初穂ニ出ス
〃　一、壱匁七ト　勝右衛門
右御割付御目録受取日帰り
一、五拾四匁九厘　送り銭
〃　一、七拾弐匁　夫銭取替利足
定例
〃　一、八匁　在郷氏神
定例　御神酒
〃　一、六拾五匁　氏神祭礼入用
〃　一、六拾匁　長百姓役銀弐人分
〃　一、五拾六匁　百姓代役銀弐人分
〃　一、三拾八匁　年中紙代
〃　一、三拾八匁　御年貢勘定賃
〃　一、三匁五ト　年中筆墨代
〃　一、六匁　年中蠟燭代
〃　一、三拾六匁　歩　給
〃　一、五拾四匁　番人給
〃　一、拾弐匁　番人夜廻り給
〃　一、六匁　博奕取締給
〃　一、六匁　橋繋給
〆七百七拾七匁六ト弐厘
内六拾七匁三ト四厘　是年貢御目録寄合銀
八匁五ト　水留古木払代
差引七百壱匁七ト八厘
高三百八拾五石五斗八升二割
高壱石ニ付壱匁八ト弐厘
俊助㊞

一五七名
右者八代郡三沢村戌正月ゟ同十二月迄村入用夫銭書面之通名主長百姓百姓代村中大小之百姓不残立会　割賦仕候　此外ニ何ニ而も懸り物一切無御座候　若シ右之外帳面を以割合仕候ハハ　私共何様之御咎ニも被仰付被下候　以上
嘉永四亥年
三　月　八代郡三沢村
去戌名主　茂兵衛
当亥名主　伊左衛門
長百姓　勝右衛門
百姓代　嘉平次
中　忠　助
市川　御役所
前書見置もの也
市川　御役所

次に三沢村の主な出費についてまとめ、上之平の村入用と比較してみる。

川除郷蔵普請材料費	三拾九匁九分壱厘
右人足賃	百弐拾三匁九分五厘
神主等延九人宿泊代	弐匁八分
村内神事祭礼費	百拾五匁
村外寺社勧化料	五匁四分九厘
寺社初穂料	四匁壱分
年貢関係（人足番賃・船賃）	七拾四匁三分壱厘
番人給外給付代	二百三拾匁
その他雑費	百八拾弐匁〇分六厘

計　七百七拾七匁六分弐厘

三沢村の場合は上之平に見られない橋・道路・郷蔵・河川等の人足その他の諸費用が多く、社寺に対する初穂料や勧化が少なく、祭礼の費用等も少なくなっている。

二　村入用夫銭割

村入用はすべて村民が負担するわけだが、その割り当てを村入用夫銭割といいその方法は違いがあり、戸割すなわち家別割（平均割）と高割すなわち石高割＝田畑山林の収穫高（今の評価所得）に応じての割り方とがあったようであり、また両方を合わせたもの、つまり戸割と高割を一定の比率で課す方法もあった。例えば熊沢村の場合は戸割と高割、三沢村の場合は高割だけで行われていた。また村に裁判などが生じ特別の出費がでた場合は特別な割り方としては、弘化四（一八四七）年における熊沢村の場合、次のような方法によったこともある。

弘化四未年
出入夫銭割取帳

極月　日　　熊沢村　名主　徳右衛門

夫銭割取
惣五百四拾弐匁三(分)ト八厘
是ハ三ツ割
一、百八拾匁七ト九厘　家別弐拾壱軒
是ハ家別願人高割　壱軒に付四匁三ト五毛ずつ
高壱石ニ付四匁三ト五毛ずつ
一、百八拾匁七ト九厘但し右同断
是ハ家別惣高割　壱石ニ付弐匁三ト四厘弐毛づゝ
一、百八拾匁七ト九厘但し右同断
是ハ家別惣高割　相手方分
落着の上取立分
高壱石ニ付　弐匁三ト四厘弐毛づゝ
一、百五拾弐匁八厘　家別割壱軒ニ付
是ハ久保山割合掛り　四匁弐ト五厘づゝ
高壱石ニ付　壱匁九ト八厘五毛づゝ
一、拾七匁三ト六厘五毛　家別割
一、拾四匁九ト七厘五毛　村高割
一、四匁三ト弐厘六毛　相手高掛り
一、拾弐匁九ト壱厘五毛　家別割



弘化４年夫銭割取帳
（熊沢区蔵）

これは訴訟の夫銭割取であってその関係者から徴集されたもののようである。

従って願人とか、落着の上取立分相手高掛などという用語も見られる。

三、村入用夫銭にかかわる村極

常葉村には次のような願い書が残っている。これは村の財政支出ともいうべき村入用と夫銭の支出方について、事なく運営されるよう惣百姓が寄り合って、村役人に具体的な条目を定めて願い出たことについて、村役人が同意を与えたものである。



宝暦10年村入用夫銭にかかわる願書の一部（常葉区蔵）

指出申願書之事

一、当村名主役之儀ハ七人御役目衆中之内、満左ヱ門殿与(と)六人ニ而名主役年番ニ御勤メ可被下御事

一、御年貢儀者、御割付之通随分精出シ、御上納可申候、御年貢、諸夫銭未遂之分江者、利足月弐割無違背相掛リ可申候事

一、御年貢御上納被成候ハバ　御公儀様御通、御同役長百姓衆中並百姓代被指添拝見致させ御公儀様御遊之分小百姓迄相通事候様ニ願入候、然上ハ、御未遂取立之儀者諸割付ゟ数多未遂仕り御公儀様御吟味御座候ハバ勘定亦成共、御差紙被仰付候共、毛頭御恨申間敷御事

一、御年貢御取立ニ付、御書付等諸夫銭入其年　未遂被成候方ニ而割合御皆済方ヘハ相掛申間敷御事

一、御上納金両替被遊候ハハ其時この両替札、百姓代江お知せ可被下候御事

一、御年貢勘定者之儀者、百姓代、組頭相談を以壱人宛極月十日以前ニ急度差出可申候御事

一、近村江日帰り御用ニ御出之義ハ本五乙遠方迄御出之節者壱通宛ニ被成可被下候御事

一、御年貢諸夫銭之義ハ極月切ニ不残惣百姓皆済仕可申候、若シ未遂之者御座候ハハ当人は不及申ニ、五人組切ニ如何様之御吟味被成被下候共其節ニ置一言之申訳仕間敷候御事

一、名主引渡日限之儀者、向後ハ八月十五日ニ相定メ名主、長百姓、百姓代、組頭立合諸帳面ハ不及申ニ、其外名主付之諸証文書付等ニ至迄相改、次番之御上下弐人御留りニ付、諸事銀二匁夫銭ニ御入被成可被下候御事

一、名主給米之儀者、先年通八俵ニ役高三石六斗是引御勤被成可被下候。然上ハ諸帳面御仕立之節、長百姓衆中御寄合、賄等御座候共、名主役ニ被成被下候、若不時之御用ニ付諸帳面書上等御座候ハハ相談之上其節相応之夫銭入可申候御事

一、御用之儀ニ付市川ゟ大嶋迄之内一夜留り銀弐匁五ト宛ニ被成可被下候御事

一、市川江御用之義者壱夜留弐匁五ト、二夜留りハ四匁宛ニ被成可被下候御事

一、夫銭帳之義ハ名主方平方当座ニ附合割印記置被成可被下候御事

一、勘定目録之儀ハ小百姓迄御知らせ可被下候御事

一、諸色御用金被下置候節ハ惣百姓迄為致拝見可被下候御事

一、御免状被下置候節ハ是又小百姓迄為致拝見可被下候御事

一、名主前帳紙墨筆代甲弐分宛ニ御定被成可被下候御事

一、百姓代之義ハ組頭ニ而廻番ニ被成可被下候御事

一、火役之義御上下弐人御留りニ付、薪弐把持参二人宛御夫可被下候御事

一、参府夫之義ハ壱年ニ二度宛惣百姓廻り番被成可被下候御事

一、村中惣名寄百姓届之者を御願被成御仕立可被下候御事

一、百姓入合之刈生所ニ立置候草木御売被成候節ハ惣百姓相談之上御売被成可被下候御事

一、ごぜ、座頭留り壱人に付五ト宛ニ被成可被下候御事

一、酒之義ハ、神事祭礼御酒許り一升宛御取被成其外一切御無用ニ被成可被下候御事

一　年内諸夫銭之義者夫銭名主銭月〻ニ極月と八月名主渡仕二度宛ニ割合送り、夫銭無之様ニ被成可被下候御事

右之ケ条一〻惣百姓寄合相談之上、村役人相定申候上者右ケ条書之通り無相違名主役御勤被成可被下候、右相談之上定書通少も相違無御座候

宝暦十年
辰八月

常葉村
平左ヱ門
外九十二名

名　主　嘉左衛門
長百姓　勝左衛門

右之通り願尤御座候

嘉左衛門
重兵衛
庄左衛門
五左衛門
四郎左衛門
以上

以上の文面をわかり易く拾い書きすると

一、年貢や諸夫銭が未納の者は利息として月二割を割り増すこと。
一、年貢未納のためそれにかかわる諸夫銭等は未納者で負担すること、
一、年貢や夫銭は十二月までに完納すること、もし完納できない者が出たときは五人組にて責任をとる。
一、名主の給米のことについては先年通り、八俵に役高三石六斗引きにする、そのため寄合等の賄が生じた場合は名主にて仕払うようにする。
一、御用の節、市川より大嶋の間は一夜泊まりとして銀弐匁五分とする。
一、市川へ御用のときは一夜泊まり弐匁五分、二夜泊まりは四匁とする。
一、勘定目録は小百姓まで知らせること。
一、名主の紙筆墨代は甲弐分とする。
一、ごぜ・座頭の泊まりは壱人につき五分とする。
一、年間の諸夫銭は八月と十二月の二度に分けて名主に納めること

以上のように村入用と夫銭について名主の給米、市川までの旅費、会計報告、名主の紙代、ごぜ等の泊まり賃、諸夫銭の納入日等についてこまごまと相談し、規定したことに対して村役人は「右之通り願尤御座候」と同意を与えている。

四　年々村入用夫銭

寛政九（一七九七）年より天保十三（一八四二）年までの市之瀬村の年々村入用夫銭帳には各年の村入用夫銭額が次のように記録されている。（これは毎年ではなく、ない年がかなりある）

天保十四年
年々村入用夫銭書上帳
卯三月
八代郡
市野瀬村

寛政九巳年村入用夫銭
一、甲銀三百九拾八匁三ト弐厘　甚平渡
　但高壱石ニ付銀四匁九ト
同十午年村入用夫銭
一　甲銀三百六拾九匁八ト　兵蔵渡
　但高壱石ニ付銀四匁五ト五厘
同十一年未村入用夫銭
一　甲銀三百九拾四匁九ト九厘　定右衛門渡
　但高壱石ニ付銀四匁八ト六厘
文政元寅年村入用夫銭
一甲銀三百四拾弐匁九ト八厘　兵蔵渡
　但高壱石ニ付銀四匁弐ト弐厘
同二卯年
一　此年者無御座候
同三辰年村入用夫銭
一　甲銀四百三拾五匁六ト三厘　豊蔵渡
　但高壱石ニ付銀五匁三ト六厘
天保元寅年村入用夫銭
一　甲銀四百四拾四匁六ト八厘　十郎右衛門渡
　但高壱石ニ付銀五匁三ト四厘
同二卯年村入用夫銭
一　甲銀三百七拾七匁九ト　兵蔵渡
　但高壱石ニ付銀四匁五ト四厘

同三辰年
一　此年者無御座候
同十二丑年村入用銭
一　甲銀五百拾四匁六ト三厘　　友右衛門
　　但高壱石ニ付銀六匁壱ト八厘
同十三寅年村入用夫銭
一　甲銀四百弐拾九匁三ト六厘　　十郎右衛門渡
　　但高壱石ニ付銀五匁壱ト五厘
〆
右者年々村入用夫銭書面之通り相認メ差上申候処相違無御座候　以上
　天保十四年卯年三月
　　名　主　重郎右衛門
　　長百姓　友右衛門
　　百姓代　勝　太　郎
市川
　御役所
右夫銭帳九冊辰八月十七日ニ改
　兵蔵ゟ
　豊吉定右衛門へ渡ス
　上ノ田甚平へ一札　太郎右衛門渡ス
　壱冊　友右衛門へ渡ス　皆相済申候

右の年々夫銭帳からわかることは、寛政九年と天保十二年（四十五ヶ年間）とを比較してみると、天保十二年の方が百拾六匁三分壱厘、壱石当たり壱匁弐分八厘高くなっている。つまり村のかかりがずいぶん多くなったことがわかる。

五　村入用と助郷

助郷もまた村入用にかかわる支出として大きなものであり、農村財政の負担を大きくした。和宮様御下向に際しては下部町内の村々についても多くの助郷の割り当てがあり、持参品などの詳細な割り当てもあって、村々の財政的負担を大きなものにしていたものと思われる。

乍恐以書付奉申上候
　郡中総代道村助左衛門外弐人書上候、今般和宮様御下向ニ付、当御支配下八代郡村々当分中山道追分沓掛軽井沢三宿江加助郷被仰付候ニ付、同宿々江助郷惣代之もの罷越人足小屋掛等其外談判有之候ニ付用意之品々其外左之通
一　弓張提灯壱張つゞ
　外ニ目印と申て四、五ヶ村づゝ組合高張提灯用意可致候
一　寒国之儀ニ付、綿入弐、三枚づゝ用意可致事。
一　簑笠、行杖、わらじ用意可致事
一　飯米並味噌之儀、往返十二、三日程用意可致候
一　□□之儀は村役人罷出極小高村は二、三ヶ村づゝ組合大高村之儀は人数ニ応し手配差支無之様可取計事。
一　村村出立巨摩郡長沢泊り、夫より信州佐久郡高野村泊り同所より沓掛宿迄之積り。
　右之外取締として御目鑑を以惣代之もの弐人被仰付其もの共の差図を請右御用御差支無之様仕度奉存候、右は彼地より罷越候助郷惣代之もの談判之上乍恐心得方奉申上候此段御聞済被成下置候様願上候　以上
　　大塚村　三郎右衛門
　　道　村　助左衛門
　　一色村　茂　兵　衛
　木村薫平様
　市川御役所

第十節　入会と慣行

一　入会の歴史



入会山古絵図（波高島区蔵）

先史時代にも書かれているように、当下部地区に人間が移り住んだ時代は定かではないが、処々縄文式土器等散見するところから、相当古い時代から人が住んでいたことは確かである。はじめは狩猟生活から農耕文化への発達と共に農業方式も改善され、無肥料の天然作から農作物の増収が考えられるようになり、いつしか野草の肥効を知り、これを用いて農作物の耕作を行うようになった。

そのため人口のまばらなところでは身近な場所で採取していたが、集落が形成され人家の増加と共に隣接地のみの採草だけに頼ることができなくなり、山野にその場を求めるようになった。

山林には草木が繁茂しており、建築用材や薪炭材としての原木が自由に得られ、また肥料用の野草は豊富にあってそれぞれ人々はほしいだけ採取することができた。

商工業が未発達の当時としてはすべて自給自足のほかなかった。小集落が生まれそれに里長ができ、村となっては村の権力者ができ、その上に司があり国の強者は一国の国主として国内のすべてを支配し農民からは農作物の貢物を収納することになった。

農民は一定の土地からより多くの収穫を上げなければならなくなって人々は次第に山野の野草を重視するようになった。山峡の里下部町にも時代を追って、まばらだった人家が次第に増加し、人里近い山野の木材は伐られ野草の刈り取りも多くなり、やむなく奥地へ奥地へと入るようになった。

古代は林野の支配はなく、地域住民の公共のものであったが、荘園が開かれ田園の支配が権力者に掌握されてから貢納は民と耕地に課せられるようになった。そこで賦課を免れるため役人の手の届かない山林の開発をも考える者もでて、奥地山間に切畑が作られるようになった。しかし後年これらの開発された山畑も耕地として貢納の対象となり、それと共に山林もまた権力者支配の課税対象にされてしまった。

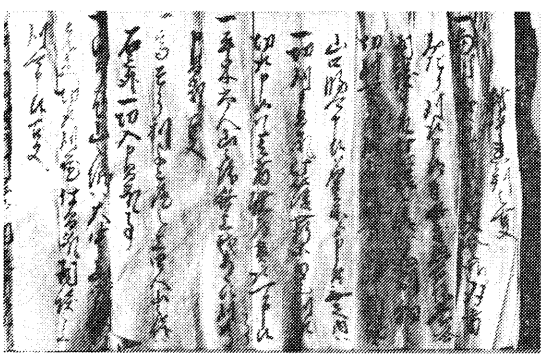

寛永２年村中連判書の一部（岩欠区蔵）

室町時代に入っては権力者によって土地の領有が明確にされ、人家に近い山野はこれらのものの所有として社寺への寄進などもあったので百姓の自由に入山できる山林は限定され、その区域は狭くなり、産物である草木は需要を満たすことができなくなった。そこで奥地山林へ向こうことを余儀なくされた。奥地山林は道路不便のため当時としては無価値に等しかったが、草木の採取は自由であって奥地山林の草木採取は、里方農民の共有の場であった。しかし時代が進んでここにも権力者の手がのび、貢租が賦課されるようになる

と、これが権利として公認されるようになる。これがいわゆる入会権の発想となる。

戦国時代には甲斐国主は洪水の被害を守るため御林の制度が定められた。そして国土を守るため入山を禁止し、立木を保護し、治水を図り、また堤防欠壊防止の防護林を堤防に育てたりして領民を水害から守る方途が講ぜられた。

江戸時代に入ると、徳川氏の農業を国本とする産業改革と、人口の増加とが農地の拡大をますます進めると共に、官林の設定や個人所有林が増加するに従い、自然入会地の面積もしだいに狭められてきた。広々とした入会地によって自由に薪炭・馬糧・肥草等を採取し得たときに比べて、入会地が不足しここに入会地に関する各種の争議がおこることになる。特に元禄・享保年間を最盛期にして入会地が当時本県農山村に住む部落民にとって、必要欠くべからざるものであっただけに、入会地の縮小あるいは存否は彼等の生活上切実かつ真剣な問題であって、死活問題であった。だから彼等だけで入会地における部落間の争いに和解が成立しない場合は、他の村々の名主名士等に調停を依頼し、それでも解決しない場合は幕府にまで訴えての大がかりの争議にまで発展した。それ程入会地は部落民の生活に必要欠くことのできないものであっただけに部落民の存亡をかけての争いがおこなわれた。

要するに当時の入会関係は地理的・経済的・社会的条件等複雑な事情がからまり合い長い歴史的過程を経て出来上がったものであるから、入会山と入会部落の関係は極めて緊密であり村の死活を左右する程の問題であるだけに問題が発生するとその解決は大変むずかしいものであった。

二　本町における入会慣行

入会というものは個人対象でなく、一または何か村かが一集団として、幕府に山年貢を上納する代償として入会権が認められたもので、入会地の機能は、部落民の経済生活を支えるに十分な機能を果たすと共にさらに共同社会としての部落の精神的結合のためにも大変役立つことが多かった。だから入会地の存在は、部落や村の向上発展に欠くことのできない重要なものであった。

入会山の争いはいったん起こると解決が大変むずかしいものであっただけに、入会慣行が大変尊重された。入会慣行は、入会地域の住民がその地方の慣例または定規により一定の山林・原野などに入り共同に収益し得る慣行及び権利をいう。

下部町の入会慣行については江戸時代以前のことは詳しい状況はわからないが、江戸時代からの多くの資料からはこの制度がかなり複雑に展開されていったことを推測するに難くない。それは山林原野は生活上重要な基盤をなしてきただけに、入会慣行が尊重されたのであって、その性格は歴史的理由によりかなり複雑化したものであった。各旧村の文書をみると入会もしくは入会山と称しさらに慣例として慣用語で薪採場・秣場などの多様な呼び名があったようである。

次に岩欠村の慣行について寛延二（一七四九）年の古文書を記載する。

村中連判之支　（岩欠村）

一、当村之儀ハ先年ハ山内入会之処ニ双方みだりニ刈取申候ニ付此度惣百姓寄合相談之故此以後之儀ハ郷別持分切ニ刈可申候刈敷取候節ハ村中相談ニて山口脇可申候名主所より申付無之内ハ一切刈申間敷、此以後薪等ニ至迄刈取切取申候ハバ其者諸道具取可申候事。

一、平木六人山之儀此上我ままに刈取り申間敷事。

一、高そう利よこ屋之上四人山之儀ハ右之外一切申間敷候事。

一、らうば山之儀ハ大中山ニ御座候ハハ先立テ切取刈置仕間敷相談之上刈取可申候事。

右之通り村中相談ニて相定申候上ハ相違無御座為其連判証文仍而如件

寛延二年
巳十二月

岩欠村
太郎兵衛㊞

外二八人連署

（省略）

徳川時代になると甲州においては武田治政の長所をとり、奥地などに存在する原生林をそのまま御林として伐採を厳禁して洪水を未然に防止する治水政策をとった。

江戸幕府の林政は国土の保安・用材の造成・民衆の生活安定をその主要な目的としたらしく、民衆もまた、よくこの趣旨を体して、村内申合せ、村規定をつくり治山のためや、生活安定のための入会地の保護のため村中連判状をつくり申し合わせを厳にしたことがうかがわれる。

三　入会山の保護

明治初年の山梨県における入会山の面積は、林野総面積の四割七分を占めていたと記録に残っているので、江戸時代もややこの程度の面積を占めていたものと思われ、下部町におけるそれもほぼこの比率で入会地は利用されていたものと思われる。もともと入会地は村の共有地として存置されたものであるから厳密な規約をもうけて互に相戒めこの保護に努めてきた。三沢村ではみだりに入会地に入っての採草等の行為を禁じ入会地を保護するために鑑札制度を設けた。次は三沢村にあった鑑札の写真である。

これは文字の様子から推察するに幕末から明治初年のころのものと思われる。表の鑑札の単純さからも当時を偲ぶことができる。

また岩欠村からは山林等へ入り込み、木や草をぬすみ取らぬようにとの相互に戒め合う天保七（一八三六）年の定書が発見された。

定書一札之事

一、野良之物盗取又ハ山林等迄入込木草盗取候者並ニ留守宅を見込金銀・米銭衣類等諸品多少不限盗取男女ハ年寄小供ニ至迄軽重ニ不依分杭江括附一両日さらし其上村方追払可申筈、厳重取定メ申候処相違無御座候以来何様之取行ニ相成候共自分仕成候儀ニ付双方共申分無御座候依之一同連印仕候仍如件

天保七申年

十一月

岩欠村

安右衛門

同人　妻

外三十組

右之通ニ付野荒、盗物等致し候者ハ高札場江入札致候尤木草取之義者先年定書相用申筈議定仕候　以上

立合人　常法寺

金竜院

この古文書から見る限り野良荒しや山林の木草等の窃盗者は軽重によらず杭にくくり付け一両日さらし、その上村追放という厳しいもので、これに対しては安右衛門夫婦外三十組が連印（夫婦署名は珍しい）し、それを二



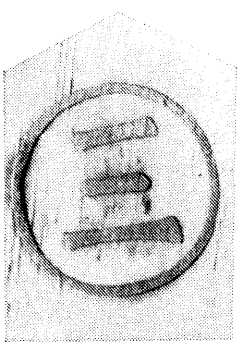

入会権鑑札（三沢区蔵）



天保７年盗みどりに対する定書（岩欠区蔵）

寺が立ち会い保証している。別に木草盗みに対しては先年定めたものがあると規定し入会山に対するそれはより厳しさがうかがい知れる。

入会山の運営が正しく行われ、隣接地との争いをも未然に防止するため、番年を決めて定期的に関係の村々の役人が立ち会って境を調べ境改めを行なった。

入会山取替覚帳

慶応四辰年正月五日　熊沢村名主

為取替書添之事

此度入会所境改番年ニ付前書之通り一同立会境目相改候処相違無御座候依而一同連印為取替申添如件

久保村
名主　茂兵衛
長百姓　啓蔵
同断　庄兵衛
百姓代　勢助
同断　五兵衛

嶺村
名主　源七
長百姓　伝左衛門
同断　斉兵衛
百姓代　伊右衛門

寺所村
名主　庄兵衛
長百姓　定右衛門
百姓代　吉右衛門

岩下村
名主　平右衛門
長百姓　甚之丞
百姓代　庄右衛門

熊沢村
名主　重左衛門
長百姓　藤右衛門

葛籠沢村
名主　芳右衛門
長百姓　勇助
百姓代　丈左衛門

岩間村
名主　太吉
長百姓　丈右衛門
同断　閑右衛門
百姓代　久左衛門

四　入会山の争い

前文にも記したように当時の百姓は唯一の肥料源を採草に求めていたので、入会地の確保、維持管理は当の村々にとっては死活の重大さがあった。

そのため村対村の境界争い、採草権の保障問題等複雑な問題がからみ合い争いが絶えなかったようである。

○古関村と釜額村の争い。

一、古関村の吉左衛門と釜額村の長兵衛こさ切之出入ニ付長兵衛子供並村中ですごし仕候は八ケ村之衆寄合、釜額村へ古関村之惣百姓入合ニ木草取申筈ニ御扱被成候其上刈生山之儀御公儀様へ御訴訟申上候所今度各御扱被成候儀ハ古関村境大柴と大草利之間おねより横道上大日影迄ハ古関村釜額村惣百姓入合ニ木草取申筈ニ御扱被成候上ハ双方申分無御座候事

一、小屋之沢御巣鷹山並居林のけ申候事。

一、釜額村新林立申間敷候事。



延宝３年入会山の論争に関する文書（釜額区蔵）

一、古関村切つみ仕間敷候事。
一、釜額村前々より山道之儀古関村人馬通り候共かまい無御座候事。
一、古関村ハ馬立場より引木仕間敷事。
一、大柴之下道ハのけ上道を通申筈ニ御済ニ成候事。

右者御代官様扱人中御訴訟申上目安申請、右壱ツ書之通り双方合点仕相済申上候以来たがいに申分無御座候　以上

延宝三年
卯之四月二七日

古関村
名　主　金左衛門
長百姓　権左衛門
　　八左衛門
　　仁左衛門
　　七兵衛
　　太左衛門
　　加兵衛
　　与五右衛門
　　仁兵衛
　　伝左衛門
　　藤兵衛
　　弥兵衛
　　文左衛門
　　伝右衛門
　　作右衛門
　　小左衛門
　　広兵衛
惣百姓中

常葉村　七之丞殿
市之瀬村　中兵衛殿
落居村　四郎右衛門殿
岩間村　伝兵衛殿
同所　彦右衛門殿
〃　与兵衛殿
〃　忠右衛門殿
〃　弥兵衛殿
楠浦村　伊兵衛殿
宮原村　狭兵衛殿
車田村　善左衛門殿
〃　甚左衛門殿
切房木村　太郎左衛門殿
〃　甚兵衛殿
中蔵村　七兵衛殿
〃　半左衛門殿
三沢村　甚右衛門殿
〃　八左衛門殿
〃　市兵衛殿
〃　平兵衛殿
小磯村　甚右衛門殿
大磯村　甚兵衛殿
根子村　作兵衛殿
瀬戸村　伝右衛門殿
柴草村　作兵衛殿

古関村吉左衛門と釜額村長兵衛とのこさ切りのことについて長兵衛の子供並に釜額村中が大変困り、そのため八ケ村の人たちが寄り合い、釜額村へ古関村が入会いして出入りできるよう決めた。

古関境大柴と大草利の間のおねから横道上大日影までの区域は、古関村釜額村双方入会って木草などを刈りとってもよろしいが前記の六ケ条は厳守することで異議なく申し合わせ決定された。

（注）こさ切り＝江戸時代樹木の陰が田畑作物の生育や耕作の妨害となる場合、許可を得て伐採除去できた。これをいう

刈生山＝草刈山

居林（居久根林）＝一種の私有林。

切房木村からも複雑な山論文書が出ている。

「今度切房木村論山入会御見分御詮議之上証書差出有躰ニ可申上旨被仰付奉畏候」として争いの内容につきこまごまと切房木村から奉行所に報告した正徳六（一七一六）年の古文書がある。次に原文を記す。

差上申口上書之事。

一、今度切房木村論山入会御見分御詮議之上証書差出有躰ニ可申上旨被仰付奉畏候

一、切房木山之儀道村・車田・樋田・熊沢入会来候旨書上候処道村・熊沢ハ其村と山かへ致しニ付近所勝手ヲ以テ刈かえ山ニいたし候旨申候然ル上ハ車田・樋田両村計入会にて道村熊沢は入会と書上候ハ相違ニ而明細帳ニ茂刈かえ山と書上可申事ニ候、四ケ村之内弐ケ村ならてハ入会と申ニ者無之旨御詮議ニ御座候先年明細帳認候節ハ刈かへ山と申儀心付不申道村・熊沢両村共ニ車田・樋田同然ニ入会と書上申候、道村・熊沢・切房木村者双方勝手ヲ以刈かえ山ニ仕候只今御詮議之上入会村同然とハ難申候然共往古より山かへ仕置而今以先規定之通り刈かへ申候、車田・樋田両村ハ入会と奉致候。

一、其村山元ニ候共入相山之内世満り候間勝手ヲ以テ刈かへ山に仕間敷事ニ筈入会之村々茂先規無之義山元我儘山かへ可為致筈無之候。何年已前より刈かへ山ニ致置候哉其節入会之村々以テ相談の上山かへ致候哉御尋ニ御座候往古刈かへ山ニ致候儀何百年以前之儀ニ御座候哉年久敷義ニ而先祖より不申伝候得者其節刈かへ山之わけ私共不奉存候今以右之通りかりかへ山ニ仕入来申候

一、入会村々明細帳ヲ以証拠ニ申処元四ケ村と書上候内道村・熊沢ハ右詮義之通り山取りかへ入会ニ而者無之候然上者元来三沢・宮原入会四ケ村之処ニ其節帳面外ニはづし置此度山論ニ取結び候様ニ相見へ候由御詮義御座候。明細帳認申候節ハ入会村之内車田よりハ名主善左衛門樋田よりハ名主卯兵衛道村より名主太郎左衛門熊沢よりハ太兵衛四人同道ニ而切房木村名主太郎左衛門方へ罷越候請帳ニ記候入会之わけ見届罷帰り候、宮原、三沢両村ハ入会村ニ而無御座候ニ付岩間村口組下二十ケ村寄合明細帳之儀相談仕候節茂切房木村名主方江茂終ニ断茂不申候右之通り入会村々者急度見届候所ニ宮原・三沢ハ入会村ニ候ハハ可致油断儀無御座候

一、中尾山之儀崩上東原ニ切房木分名所さる畑壱枚有之下横切久保山境之由見分之上申候、中尾山之儀別山ニ而東西北共ニ沢通り切り候処右久保其村境之所畑下外ハ草茂里境慥ニ不相見候山境之儀ハ峰沢を限り可申処ニ峰を越え其村畑有之下通り久保之由境不分明ニ候旨御尋御座候久保・切房木両村境ハうち石より沢下りねぶ之木がれ江見下し中尾山さる畑はバ下三石へ見通し切房木村名所高はぎと久保村名所大日向右両名所境ニ引通し両村境ニ而御座候往古より右之通境申伝候処少も相違無御座候則御見分先ニ而久保・切房木両村立合境懸御目申候

一、三沢・宮原申候は論山之惣名草が入、小名所大日向・三ツ沢・中尾ばね・あらし・とび山と申由其村名所右之通りに候哉と御尋ニ御座候

此度切房木村論山此惣名ハ外向き登申候内小名所之義ハ中尾・阿らし・さる畑・いけはた・おばたけ・水能つる・高はぎ以上七ケ所ニて御座候、右之分御水帳ニ御記御座候此度論所之内ニ此外之名所無御座候、三沢・宮原申処之惣名草が入并小名所大日向・とび山・中尾ば嶺・三ツ沢四ケ所之儀切房木分内ニハ無御座候御水帳名所御吟味之上自然御座候ハハ如何様ニ茂可被仰付候右四ケ所之名所久保村ニハ御座候哉不奉存候

一、去ル未之五月八日ニ三沢村より人馬切房木山あみかけと申処此度論外之山江入候ニ付其節かま三挺取置候由申ニ付三沢村江遂詮議候処あみかけと申処は古来より入不申場所ニ無御座候此度論山江入候を三沢村所ニ盗山仕候様申懸ケ偽り申上候由三沢村之者共申候尤論山江入候而者かま取可申筈ニ候論山より二十丁茂隔ル則山入可申様無之旨御詮議御座候

右あみかけと申名所ハかうがいたてばはつづき名所ニ而御座候ニ付かま三挺取

置今以名主方ニ差置申候其後三沢村より右之山ニハ入申候ニ付其分ニ仕罷在候去年於御評定所両度対決三沢之者共入候由申上候得共去未ノ四月廿三日三沢之者切房木山此度論所之内中尾山阿らしと申場所江参草刈申ニ付三沢村ハ入会ニ無御座候ニ付かま壱丁取置申候右場所之義四拾七年已前戌年車田・樋田・両村と切房木村かや場立出候ニ付争論仕候節茂右申上候通り三沢ハ入会ニ無御座候ニ付車田・樋田ト一同茂不仕罷在去年俄ニ入会と申阿らし江入候儀難心得奉存候

右之通り少茂相違無御座候　以上

正徳六申年

六月廿六日　　東河内領切房木村

名　主　太郎左衛門
長百姓　三右衛門
同　断　甚右衛門
同　断　甚兵衛
同　断　庄左衛門
同　断　七郎左衛門

御奉行様

さらに時代は下がるが切房木村外四か村が久保村その他を相手取り入り山境界問題を訴え出た際事件の吟味中は双方とも論所へは立ち入りが禁止された、そのため離れ地に入会山を持つ樋田村では久保村によって地内の通り抜けを禁止され難渋しているので役所によって解決してくださるようにとの願書が出された。弘化三（一八四六）年のことである。その原文を次に記す。

乍恐以書付奉願上候

当御代官所八代郡切房木村外四ケ村より同郡久保村其外江掛外向地境一件御吟味中右論所之場所江双方共ニ立入候義不相成去年御差留被仰付御請印形奉差上候然ル所願方之内樋田村之儀右外向山之内字中尾東平並奥入山北平江入会ニ付前書論所之内道筋を通行いたし来且又当春中同村之もの共右論所ニ而薪伐採置候ものも数多有之候間右薪引取方并通行道之儀相手久保村江及掛合候所、譬通行而已ニ候共論所之内ヲ通り候儀不相成薪引取之儀も同様故障之旨申候得共前段申上候場所江之通行は論所之内道筋ニ限り外ニ可立入道筋無之右は久保村之者共儀も眼然相弁居候義ニ而万一此上通路差滞候而ハ樋田村之者共外向山中尾東平奥入山北平江入会木草刈取候儀決而難成日用薪は勿論田畑肥草差支誠ニ以難渋至極仕候間何卒以御慈悲前段之始末御賢察被成下相手久保村之者共被召出御利害被成下道筋通行差支無之様被仰付被下置度奉願上候

弘化三未年八月十一日　　右　樋田村

元右衛門印
六左衛門印
作兵衛印

市川
御役所

五　明治以後の入会慣行

以上江戸時代の本町における入会慣行について古文書を追ってその概要を記述したが、以下明治維新以後の入会慣行の推移について記述する。

江戸時代甲斐の国における林野総面積の四割七分は入会山で、村民の共有物として認められ、村民はそれぞれ厳密な規約を設けて互いに相戒めその保護に努めてきたことは前に述べた通りであるが、それが維新政府になってから内容変更がなされ、明治九年旧制を廃し「山林原野官民有区別処分法」が制定され、入会権を百姓から収奪する形をとり、明治十年には「入会仮規則」を設けて入山の取締りを厳重にし、明治十一年にはさらに「官林取締規則」を公布して官林地における下草刈取りの許可制をしいて入山鑑札制度を施行、入山の制限を行った。だが入会時代に比して入会山保護の思想は人々からうすれ、その結果は林木の乱伐がなされた。こうして

明治二十一年には官有林野はすべて官林として、農商務務省の直轄に移され、明治二十二年には官林はすべて御料地に編入され県下の官林は帝室林野局静岡支庁の管理下に置かれた。だが依然として乱伐乱採が行われ、その結果は年々大洪水が発生して県下の莫大な農地を押し流した。そして遂に明治四十年八月には本県有史以来の大洪水をまき起こし、その被害は惨たんたるものであった。ここに至って官民共に治山の必要を痛感し、根本的な治水策を検討しはじめた。そして明治四十二年には内務省から山林技師を招いて、その災害の原因が山林の乱伐にあることをつきとめ、全国に例を見ない林野警察制度をしいて現地の厳重な取り締まりを行い、反面長年の懸案たる入会御料地の経営の検討を始めた。

しかしまたまた明治四十三年八月には前回（四十年）にも勝る大洪水に襲われ、前回の災害が復旧し得ないその上の災害だったので、その惨状は全く目をおおうものがあった。ここに至りこのような結果を招いたのは、当時における政府の森林経営のずさんから来ることもさることながら、県民自体が森林の効用をわきまえず目前の利に走って官林の乱伐に走ったことにも遠因があることもわかって、官民共同の責任を痛感した。

ここにいたり、県下の広大な皇室林野を山梨県に下賜して、山梨県の気候風土に対応した合理的経営によって県民の生活向上と福利を願って明治天皇は明治四十四年三月十一日入会御料地を全部山梨県に御下賜になった。

こうして入会御料地は全部恩賜県有財産となった。この面積は全県面積の三三パーセントを占め入会関係を有する町村は当時県下全町村の八割五分すなわち二〇六か村に及んだという。

ここに及んで県は従来の入会慣行の精神を認めて従来草木の払い下げを受けていた町村又は町村組合に、永久に毎年随意契約によって林野産物を売り払うこととし、入会関係の人々の生活を支えた。これによって県は一時荒廃した入会地の管理保護を積極的に推進し、県民もまたこれと協力して愛林思想を振起して盗伐の監視・天然成林・人工造林等を盛んに行うようになり、安定した管理が行われるようになった。

それは入会御料地御下賜になった翌年、すなわち明治四十五年の三月十八日県は県有財産管理の完璧を期するため、恩賜県有財産管理規則を定め、以来各町村の入会関係はこの規則に従って運営されるようになり、各町村とも恩賜林保護組合が結成され、恩賜県有財産管理規則に基づき積極的に各町村組合ごとに保護規則を定めて保護管理にあたり、その成果を挙げ現在に及んでいる。

第十一節　江戸時代の交通

一　交通の概略

江戸時代の甲州の陸路としては、甲州街道のほか鎌倉往還（沼津往還）と中道往還が主たるものと考えられ共に甲州街道と東海道を結ぶ脇往還であり、前者は甲州と駿河・伊豆・相模三州、後者は甲駿の間の商業路であった。鎌倉往還は石和から御坂、籠坂を越えて御殿場に通ずる往還であった。商業路としての中道往還は、甲府から右左口峠の迦葉坂の険を越え、精進・本栖を経由して富士山の西側から東海道の吉原宿に達するものである。さらに中道往還の脇往還として、根原から端足峠を越え仏峠を経て尾根伝いに下部町釜額部落長坂をおりて、番所（関所）を通り古関村照坂峠を越え道村車田村三沢村を経て岩間宿に達する駿州往還と照坂から大磯小磯村・大山村を経て市川大門村の陣屋へ通ずる往還があった。さらに三沢から勝坂峠を越えて常葉・波高島へ通じて富士川舟運を利用する道筋は東河内領を縦断する往古からの往還であった。また市之瀬から古関村へ通じ、常葉村から栃代・仏峠を越えて駿州往還へ連繋し、上之平から下部村湯之奥村を経て金山峠を越え駿州猪之頭へ通ずる道が江戸時代における本町の主な往還筋である。

この往還筋のうち、根原から端足峠を越え、仏峠から長坂・古関、照坂そして三沢村に通ずる駿州往還（長坂往還）が最も交通量が多く、朝早く沼

津を出発した生魚は夜道をかけて運ばれ、翌日の午前三時ころには古関についたという。つまり松明をつけた多くの人々や馬の背によって運ばれて駿州往還の賑わいを見せた。

古関からは肩を変えて市川を経、甲府の市場へ届けられ、朝の食膳に供したという。

二　関所の歴史的背景と古関の関

下部町には前記のように、古関の関所と湯之奥の関所と二か所に関所があった。関所は領国の治安上必要な地に早くから設けられたもので既に大化改新には制度化された。その後次第に整備されたが中世には交通路の施設の建設及び修理が荘園領主・豪族・民衆などに任されていたので、彼等は利用者から一定の交通費をとり修理費等にあてた。この使用料徴収所が中世一般の関所で、鎌倉時代に入ると関所から社寺への寄進があって関所の数はふえた。その外地頭・荘園領主・豪族などの設置によって関所はますますふえた。南北朝五十年間の動乱期には皇室・公卿・幕府・荘園領主等が各所に関所を設けて関税収入を得た。このため関所が交通を阻害した点は著しく、旅行者は困却し商品は高騰した。そのため関の存廃をめぐってしばしば一揆が起こったこともある。織田信長・豊臣秀吉の時代に入ってからは、人心の収らんすることと商品の流通を図って関所は徹底的に廃止され、全国の関所はほとんど同時にその姿を消すに至った。これにより交通は発展し、商品価格は安定した。近世に至り、幕藩体制の成立により幕府諸藩は領内治安維持のため交通統制を機能とする関所の設置を再び必要とするに至った。そのため全国的に関所網は張りめぐらされ、特に江戸時代に入っては江戸防衛に重点がおかれ、通行者の検査を厳重に行った。「入鉄砲に出女」といわれ武器と女性の出入りについてはその調べは細心を極めた。これは江戸下屋敷住いの大名家族の脱出を防止することが主目的であることは既に知られていることであり、入鉄砲については江戸の治安を守るためぜひ必要のことであった。

関所は陸上の関のほかに海上の関も設けられ、江戸湾入口の浦賀御番所は主に積荷のうち武具の取り調べが厳重になされた。

幕末になり下田その他に海関が増設され外人の通行や禁制品の領外移送を警戒したり、移動物資に課税する関所が天領や大名領に多かった。これらは普通口留番所または御番所と呼ばれたが、荘内藩で四か所、甲斐一国で二十か所、飛騨一国で三十一か所、肥後藩では文化六（一八〇九）年実に七十七か所を数えた。

近世の関所の厳重な取締規定が交通の発展をある程度阻害したことはいなめないが、その反面特に徳川三百年間の存続に寄与し、この間ほとんど反乱を見なかったのも関所の力に負うところが多かったといえる。

こうして関所は大化改新以来形はいろいろ変わったが、幕末まで続けられ明治初年全面的に廃止された。

（注）口留番所＝江戸時代各藩の水陸交通の要地や藩境に設けられた関所で、人及び物資の領内出入りを取り締まる機関であって御番所とも称された。

三、古関の関

古関の口留番所の位置は、下記写真が示すように、中之倉・長坂・釜額の三路線が合して、古関部落に通ずる地点で、詳しくいえば一方は常葉川（中之倉川）と釜額川の二つの川が合流している谷間。他方は急峻な山でせばめられた要衝の地で道に沿って番小屋はつくられていたらしい。そして矢来は、山から門へ、門から川へ、一九九メートルぐらいの長さでめぐらされ、急な山を登るか、中之倉川を渡らなければ関所破りはできない地点であった。

今はもう門の土台石もなければ番小屋もないが、塁壁を思わせる苔むした石垣がひとり番所の在り方を伝えている。

甲斐国と古関の関について「甲斐関所口留番所資料」（県立図書館蔵）によると。

甲斐国志四郡の口留番所弐拾五ケ所とあって、万沢・十島・本栖・山口

・鶴瀬・黒駒・芦川・萩原・河浦・古関（中道）・古関・鰍沢・黒沢・小渕沢・小荒間・大井ケ森・笹尾・長沢・浅川・小尾・巌下・馬場・諏訪・山中と記してある。（田安藩本は二十四ケ所として諏訪・山中を載せず。正保図弐拾六ケ所となり）そのうち八代郡は本栖村・遠島村・黒沢村・古関村・上芦川村・九一色村の内古関と記し、巨摩郡は万沢村・鰍沢村右八ケ所、亀田三郎兵衛御代官所（市川代官所）八代郡湯奥村・佐野村弐ケ所、巨摩郡鳴島村・大城村弐ケ所、この四ケ所ハ遠見番所ニ付判鑑不入。と書かれ古関の関所は市川代官所の支配下にあった。

甲斐山梨、八代、巨摩郡所之関所定書（石和代官・小宮山杢之進）には古関関所定として次の文書がある。

古関定

一、御定之番人昼夜おこたりなく勤番可仕事。

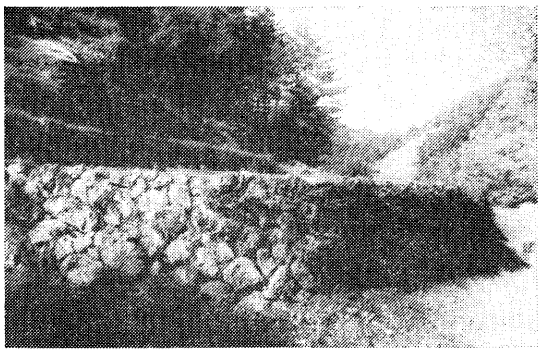

口留番所跡（古関地内）

一、朝六ツ時御番所扉開、晩六ツ時〆可申候、夜中猥ニ往来させ申間敷候、断り次第聞届可通候。

一、鉄砲出入共掛等（代官）証文にて可通事。

一、御国中より他国へおもむく女有之者是又我等共証文ニ而可通事。

附。御直参之面々罷通候節為持鉄炮之儀は当人ニ断次第聞届可相通候、大員数承届後日ニ役所江書付可差出事（文化三年八月）

一、何者によらず急用として御番所江参懸りならびに疑敷様子のもの有之ハ留置府中江注進可致事。（陣屋江可注進事）

一、士民僧侶ニ限らず、様子のあやしき躰ニて大勢相伴ひ、御番所を通らバひそかに人を附て見送らせ、府中江（陣屋江可注進）注進致し且又御国中之者大勢相伴ひ御番所ニ参りかからバ是ヲ押へ留置、早速府中江注進可致事

附、手負人同断之事

一、女往来之儀東西河内領者其所ニて名主証文ニ而可通之其外ハ我等共証文ニて可通之、尤身延山久遠寺会式に女参詣ハ先規の如く久遠寺末五ケ寺の証文に而可通事。

一、当国中境外によらず物惣の聞ありて往来の人繁く其外疑敷様子あらば早速府中江注進スヘし、勿論騒動之節ハ大切ニ御番所ヲ守り加番人等之儀常可示合事。

一、御番所近辺山林幽谷之内、人畜によらず、疑敷者有之バ早々府中江可致注進事。

一、大風雨地震等の時分別而不可致油断万一御番所ノ扉並御番所破損ニ及ブニおいては御番所の内外つかり御番所ニ居昼夜是を守り、早速其趣府中江可致注進尤其節ハ加番人を出し可申候。

一、御番所火の用心随分大切ニ念を入るべし、若し近辺火事有之時分ハ、一番組の者早速馳セ参じ御番所警固スヘし、若可防方便於無之番人以下御道具ニ附添近辺を立離べからず。縦令番所焼失ニ及共御番所近辺不可離事。

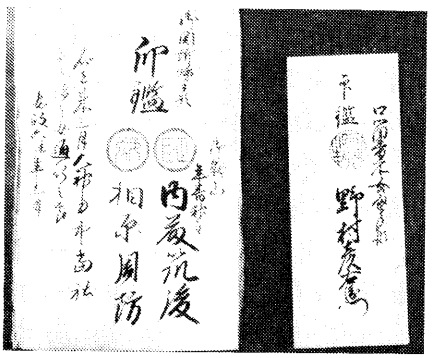

口留番所女通行手形（古関区蔵）

一、御番所道具取扱大切ニ念を入るべし毎年甲府中（陣屋）より其改を受紛失無之様可致候事。

一、誰人によらず御番所ニ宿すべからず、親類縁者たりというとも制外江通べからざる事。

一、御関所近辺間道有之ハ私ニ往来有之由是を聞付ニおゐてハ早速人ヲ遣し見届させ府中江可致注進事。

右条々堅可相守者也

享保九年

以上のように関所の開門閉門の時

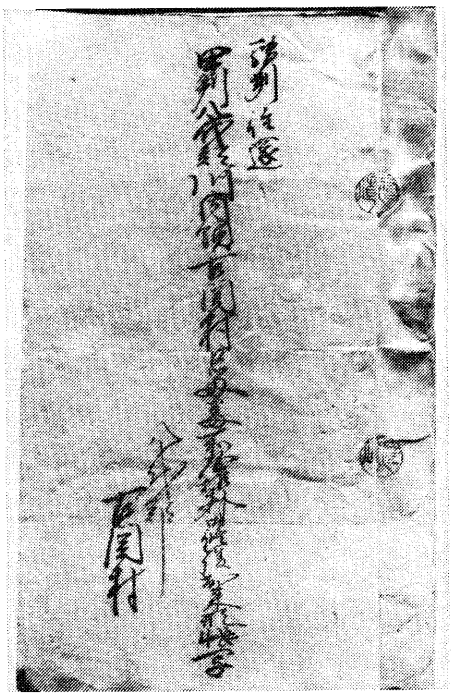

口留番所修復に関する文書（古関区蔵）

刻から鉄砲・女人の出入り取りしまり、通行人の調べ大風雨、地震等の災害時における勤務、火の用心、番所諸道具の取扱方法などこまごまと規定された関所定書である。これによって当時の関所がどのように運営され通行人はどのように管理されていたかがうかがい知ることができる。

特に鉄砲と女の出入りは厳重な取り締まりが行われ前記「定」にある通り役所の発行する手形か所名主または寺参詣等では寺の証文がないと通行は許可されなかった。

古関番所の構造と備品

古関番所の構造や備え置くべき品々については、以下に示す二つの番所修理に関する古文書から知ることができる。

古関番所の修理については、現在古関区に「修復目論見帖」が文化元（一八〇四）年十一月分として残っている。この目論見書によると、

番小屋＝二間に三間半、七坪、大工六十人、屋根職十六人、人足五十人、
御　門＝高さ一丈、開き九尺、栗材一尺に八寸角で一丈三尺、大工四人、人足三十五人
矢　来＝延長二十四間、栗材百九十二本、長さ八尺五寸、四寸角大工二十人、人足二十人、手間五十人、

これだけの費用を名主勝右衛門以下長百姓その他連名で市川御役所に届け出ている。

この関所の規模は大体これを標準とするものだが、修復に際しては現地で人足を調達し代官所に報告していた模様である。

関所の修理については、文化三年、同十二年、文久二年にもそれぞれ修理がなされたようで、その度に目論見書を出しては市川代官所から予算をとっていたようである。

駿州往還
甲州八代郡川内領古関村口留番所屋根其外
修復出来形帳写
八代郡　古関村

八代郡川内領古関村

高百九拾八石八斗壱合
一、口留番所屋根葺替　但梁間弐間
　　桁行三間　壱ケ所
此屋根平坪六坪
　外ニ壱坪　弐間ニ三尺葺下庇之分右入用
　萱六拾三束　四尺打違　屋根葺
　　五尺縄〆
　是ハ番所屋根并葺下共七坪但シ壱坪九束ニ遣積り
唐竹百拾八本　目通り弐三寸廻り此山木竹　葺押竹
代永八拾九文弐分　但し拾本永七文五分是ハ右同所二十壱坪拾七本つゝ
此山竹葺押ニ遣候積り
同竹拾八本　目通り五六寸廻り
代永九拾文　但し壱本永五文

是ハ六本ハ屋中竹四本ハ折廻八本ハ棟行ニ遣候積り
竹簀拾枚半　長六尺横六尺　屋根受
代永八拾壱文九分　但し壱枚永七文八分是ハ屋根庇共七坪二十一坪壱枚半つゝ　屋根受ニ遣候積り
縄百五房　弐拾尋廻り　但し拾房永八文六分代永九拾文三分
是ハ右行平壱坪拾五房つゝ遣候積り
屋根葺拾人五分
是ハ右同断平壱坪壱人半つゝ積り
人足弐拾人
是ハ屋根葺手伝并足代仕立取払共一式
畳八畳　但し錬緑無椽麻共壱畳永百文代永八百文
是ハ年来相立折腐候ニ付取替候積り

一、口留御門御修復　但高壱尺
開九尺　壱ヶ所
流五尺

右入用
栗木弐本　長壱丈三尺但し巾九寸厚六寸門柱
代永百三拾六文　但壱本永六拾八文
是ハ打腐候ニ付取替え積り
同木壱本　長壱丈巾六寸厚五寸　地復
代永拾五文
是ハ右同断
同木壱本　長壱丈巾九寸厚五寸　冠木
代永五拾弐文
是ハ右同断
同木壱本　長壱丈壱尺巾五寸厚四寸　棟木
代永弐拾壱文
是ハ右同断
同木弐本　長壱丈三尺巾三寸五分角　桁木
代永弐拾六文　但壱本永拾三文
是ハ右同断
同木三本　長九尺巾四寸厚三寸　梁木
代永二十七文　但壱本永九文
是ハ右同断
同木壱本　長三尺五寸角　中組木
代永五文弐分
是ハ右同断
同木弐本　長壱丈三尺末口三寸　株桁木
代永弐拾文八分　但壱本永拾文四分
是ハ右同断
同板六枚　長五尺巾壱尺厚六分　目板
代永三拾九文　但壱枚永六文五分　外ニ壱枚古枚用
是ハ右同断壱枚四ツ割中八枚メ行平拾弐枚つゝ両平四枚ハ両妻方
松板弐拾四枚　長五尺巾壱尺厚壱寸　屋根板
代永三百拾弐文　但し壱枚永拾三文
是ハ右同断屋根片側拾三枚つゝ両側分
同枚弐枚　長五尺巾壱尺厚壱寸　両破風板
代永弐拾六文　但し壱枚永拾三文
是ハ壱枚扉割二四枚ニメ左右破風板ニ遣候積り
栗木四本　長壱丈三尺巾壱寸五分厚弐寸　目板押木
代永三拾壱文弐分　但し壱本永七文八分
是ハ門片側弐本両側目板押ニ遣候積り
杉木壱本　長壱丈四尺四寸角　門笠木
代永弐拾六文
栂木四本　長七尺三寸角　扉笠桟
代永四拾弐文　但壱本永拾文五分
是ハ扇弐枚壱枚弐本つゝ笠桟遣候積り
同木六本　長五尺三寸角　同横桟
代永三拾五文四分　但壱本永五文九分　外ニ四本古木用
是ハ扉弐枚壱枚三本つゝ横桟ニ遣候積り

松木拾四挺　長七尺巾三寸厚壱寸　同格子桟
代永五拾四文六分　但壱本永三文九分
是ハ扇弐枚壱枚七本つゝ格子ニ遣候積り
同弐本　長壱丈五寸角　両袖柱
代永弐拾六文　但壱本十三文
同木四挺　長六尺五寸厚弐寸　両袖貫木
代永弐拾三文六分　但壱本永五文九分
是ハ片側壱挺つゝ長之内弐寸五分つゝほぞ入之積り
杉木弐本　長七尺巾三寸五分厚三寸　同棟木
代永拾三文弐分　但壱本永六文六分
是ハ片側壱挺つゝ遣候積り
同木四本　長七尺巾三寸厚弐寸　同桁木
代永拾五文弐分　但壱本三文八分
是ハ右同断
同木弐本　長七尺巾四寸五分厚三寸　同笠木
代永拾七文　但壱本永八文五分
是ハ右同断壱本つゝ両袖仕立木ニ遣候積り
松板拾六枚　長三尺巾壱尺厚壱寸　同屋根板
代永百六拾文　但壱枚永拾文　外ニ拾弐枚古松板用
是ハ両袖屋根片平七枚つゝ四坪分
栗木板八枚　長三尺巾壱尺厚六分　同目板
代永四拾文　但壱枚永五文
是ハ四ツ割三拾弐枚ニメ片平六枚四坪之分
三寸釘五百弐拾四本　但百本永五拾文
代永百六拾弐文　外ニ六拾本古釘用
百六拾八本　門屋根板弐拾四枚　破風板四枚合弐枚八本壱枚六本打
八拾四本　扉笠格子拾四本壱本六本つゝ
百七拾六本　屋根目板両妻共弐拾八挺両袖屋根板拾六枚合四拾四枚壱枚四本つゝ
九拾六本　両袖目板両妻共三十弐枚　壱枚三本打
五寸釘四拾本　目板押木四本壱本拾本打
代永三拾八文四分　但拾本永九文六分
八寸釘七本　門笠木より棟木江打
代永拾弐文五分　但拾本永拾七文九分
七寸釘八本　両袖笠木より棟木江打
代永拾弐文五分　但拾本永拾六文九分
鎹拾六挺　長爪木五寸
代永百弐拾四文八分　但壱挺永七文八分
是ハ扉笠桟四本　壱本四挺打候積り
三ツ道具柄樫棒三本　長九尺三寸五分通り
代永四百五拾文　但壱本ニ付永百五拾文
是ハ年末相用修復等相成候ニ付取替
三ツ道具鉄物
代永八百三拾七文
大工三拾人
是ハ門扉其外一式ニ遣候積
人足三拾八人五分
是ハ大工手伝其外一式ニ遣候積り
矢来延長弐拾四間
内長九間北之方長拾五間南之方
是ハ前同断同人支配之節御修復被仰付候処年来相立木品悉折腐及大破ニ建替ニ被仰付度旨願出候間手代差遣同心不為仕候処申立之通り相違無御座候間建替被仰付候積り
右入用
栗木六拾三本　長九尺末口三寸五分　矢来木
代永六百三拾文　但壱本永拾文
是ハ北之方矢来長九間之処壱本ハ柱江取付除之土台付間ニ送り八本つゝ之積り
同木百五本　長六尺末口三寸五分　右同断
代永八百四拾文　但壱本永八文

是ハ南之方矢来長拾五間之処壱本門柱江取付除之土台付間ニ送り八本つゝ之積り

同木七本半　長弐間巾五寸厚四寸　土台木
代永百八拾三文七分　但壱本永弐拾四文五分
是ハ右同断長拾五間之処土台木ニ遣候積り

同木弐拾弐本　長八尺末口三寸　和杭
代永弐百六拾四文　但壱本永拾弐文
是ハ右同断南北長　四間弐本ハ門柱ニ取付除之間ニ壱本根入三尺

松木弐拾四挺　長弐間五寸　巾四寸　厚壱寸　貫木
代永百九拾六文八分
是ハ右同断弐拾四間之処弐通つゝ壱通り五寸之積り

五寸釘四拾五本
代永四百弐拾弐文四分
是ハ矢来一式ニ遣候積り

人足拾弐人
是ハ大工手伝古木片附共一式に遣候積り
右寄

永七貫八拾壱文三分
葺大工拾人五分　但し飯料共壱人永三拾弐文

大工五拾四人
賃壱貫八百九拾文　但し飯料共壱人永三拾五文

人足七拾人五分　但し同　永弐拾四文

合金拾壱両永百七文三分
外ニ金壱両永三拾弐文七分

右ハ当御代官所甲州八代郡川内領古関村地内駿州往還口留番所并ニ口留御門矢来御普請之儀及大破候ニ付其段御訴奉申上候処御見分之上可成丈ケ訴相減御入用不相嵩様精々御吟味之上古木相用先格仕来ヲ以御目論見御伺被成下候処御下知相済御修復被仰付候処私共付添書面之通り御普請丈夫ニ皆出来仕尤右御用中御非分之儀毛頭無御座候依而之出来帳差上申処如件

天保六未年三月日

甲州八代郡川内古関村
百姓代　次左衛門㊞
長百姓　次郎左衛門㊞
名　主　勘左衛門㊞

山口鉄五郎様
御役所

前書之通り相違無之もの也
未三月　市川
御役所御判

右之通写書上候処相違無御座候　以上
文久元年
酉七月　日

古関村
名　主　茂平次
長百姓　伝兵衛
百姓代　源左衛門

市川
御役所

○古関番所の規模

古関番所の番人数、規模、備えておくべき品については次の文書によって知ることができる。

林金五郎書留　口留番所一件
口留番所覚帳
甲府より九里
一、八代郡河内領古関村
村役百姓番人弐人つゝ
・番所　弐間　梁三間
・門　高九尺　門九尺
・左右柵高七尺五寸　右拾四間　左六間
・置物　突棒　指俣　鋲(もり)壱本宛　棒五本　本縄　早縄　壱筋つゝ

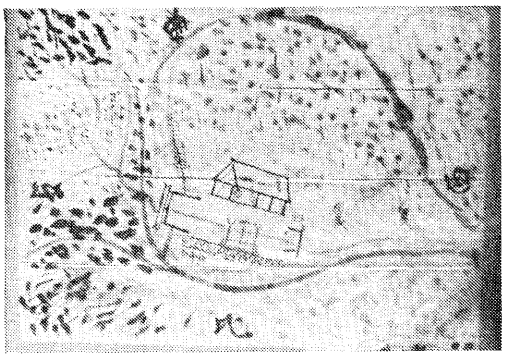

古関口留番所絵図明治３年（古関区蔵）

○古関番所の番人、普請、高役免除について

番人の人数、高役の免除、関所の普請、通行人の管理等については次のような二つの古文書から知ることができる。

甲州駿州富士郡え出口甲府道法九里
同国同郡東川内領
古関村
番人　百姓弐人

一、口留番所壱ヶ所
右場所の儀、往古相立之段申伝而已ニ而、中絶致居候処、六拾六年以前、宝永二酉年松平甲斐守領分に相成候節、番所有之宜場所之者に而同国山家村に有之候番所を引移し相建、番人之儀は、古関并隣郷釜額中ノ倉三ヶ村高役免除を申付、御料所に相成候而も諸事先格通を以、高役免許被仰付来、外御給米等は不被下候

一、右場所敷地の儀は、番所相立候節より、高六升九合高内引に相立来候

一、門番所矢来等甲斐守領分の節は、領主入用を以、普請有之候に付、御料所に相成候而、度々御入用御修復の儀相願候共、難相立旨先前御代官申渡自普請に仕来候。

一、右場所取メリ勤方の儀は、鉄炮女出入相改、甲府勤番支配并御代官手形を以、相通何物によらず、疑敷ものは相糺、諸荷物等怪敷相見候得ば相改、其外何事によらず怪敷筋の儀有之候得は、早速支配役所江申出候儀に御座候

同国同郡東川内領
古関村

村高九拾四石七斗七升八合

一、口留番所壱ヶ所　番人百姓弐人

一、番人御給米無之、高役免除被仰付、百姓弐人に而御座候

一、米五升七合　御伝馬宿入用

一、米壱斗九升　六尺給米

一、永弐百三拾六文九分御蔵前入用

一、番所敷地高六升九合高内引に相立来申候

（注）高役とは石高に応じて賦課された臨時の課役、おもに普請などの土木工事に徴収された役夫、金銀をいう。

また関所（番所）には特定の手配人の取締りも命ぜられ、関所の指図に従わない者は打ち捨てても良いとの達しなどもあったようで、市川御役所より古関の役人に示された文書に次のようなものがある。

毛利大膳太夫家来並分知家来共、印鑑之有無ニ不抱御関所関門等入出等いたし候もの有之候ハヽ取押可申聞、若手餘候ハヽ、打捨不苦候間、其段可相届旨和泉守殿被仰渡候事。

右之通江戸表より御達有候間可得其意もの也

慶応四年八月六日

市川
御役所

河内
古関村役人

○番所通行人報告

番所通行人の報告については次のような古文書も見られる。

甲州より駿河富士郡江出口

一、口留番所　壱ヶ所

甲州八代郡本栖村

右番所の儀、富士川満水の節、尾張殿御家来紀伊殿御家来稀に罷通り、持鑓壱本ツヽ有是候處其人之断に而名前等承届通り来、其外是迄、武具為持通候もの一

向無之由、尤御直参の向々并諸家中共持道具之儀ハ、其人之断に而、相通追而、名前道具員数等支配役所江相届候筈、勿論不依何事に疑敷儀は、相改候儀に而、右の外鉄炮道具、御支配御代官の断、無之候而者、不相通定に候處是迄、右当所武具通懸り候儀一切無之由に御座候

甲州駿州富士郡江出口
一　口留番所　壱ヶ所
甲州八代郡東川内領
古関村

右番所の儀、前書弐ヶ所同様の定に候處、是迄武具通懸り候儀、無之由に御座候。

○江戸末期の関所

戊辰の戦争は慶応四（一八六八）年正月三日、政府軍と幕府軍が鳥羽、伏見で戦端を開き、ここから戊辰の戦争は始まる。新政府の指示にも従わず反乱は各所におこった。なかでも三月六日新選組隊長近藤勇等は、甲州勝沼で政府軍と戦い甲斐全土に争乱の恐れが生じたので、政府軍甲斐鎮撫府司令は甲斐の関所をそれぞれ政府軍によって固めた。次の文書によって古関の番所が彦根藩、高島藩によって警護されたことがわかる。

「明治元年五月国内騒擾、脱兎襲来ノ儀難計ニ付、臨時諸藩ノ出兵及護衛隊、護国隊等ヲシテ四境ノ関門ヲ固メシム、沼津藩ハ鰍沢、上黒駒、山中ノ三ケ所及勝沼上野原両所、中津藩ハ川浦、上小田原ノ両所人数六十六人ヲ以テ厳衛セシム、又高島藩ハ古関、肥後藩安田源之丞ハ武州八王子表掛川藩差添ヲ命セラレ、真田信濃守家来綿貫泰蔵壱分隊ヲ以テ黒駒ニ屯ス、芸州藩モ亦山中ヲ警護ス、六月八日彦根藩、高島藩ニ替リテ古関ヲ守ル」

として古関の番所は戊辰の戦い中はその警護が厳しかった。

古関の古老の話によると、明治維新のころ、古関の番所を守るために南部、諏訪、彦根等の藩の家来が二十人ぐらいずつ出張してきて調練していたことを聞かされたという。

関所廃止

明治に入り新しい時代は関所の必要を認めなくなったので、明治新政府は次のような行政官布告を通達し、関所もその機能を終わったが、古関の番所はそのまま差置き往来の旅人は取調べることなく、諸品のみ改めたようである。

今般大政更始四海一家之御宏被為立候付、箱根始諸道関門廃止被仰出候事
明治二年　正月
行政官

右之通被仰出候付、当国四ヶ所出兵之分モ被差止候共、口留番所之儀者都而先其儘差置候間往来ノ旅人改方者不致、諸品而已相改若怪敷体之者徘徊致訳慥而異変之儀及見聞候得者、神速注進可改者也
巳二月二十四日
市川御役所

明治五年関所が閉鎖されるまで、村人たちは二人交代で出役し、その役割を果たしてきたものだと伝えている。出役した扶持をもらう代わりに村に課せられた高役を棒引きにしてきたものだということである。この関所は、宝永二年に復活したものであるが、最初はいつの時代に置かれたものかは、文献もなくわからないが古老の説によれば、国主武田信虎（信玄の父）が信玄によって今川氏へ追放された時、にわかに出来たものだという。父追放後、信玄は信虎の再侵入に備えて駿河に通ずるすべての街道を完全にしゃ断したことは、諸種の文献も伝えていることから、このことはかなり信ぴょう性のあることであろう。

関所の廃止後、二間・五間くらいの大きさだった番小屋は、二円で民間に払い下げられて、民家に改造されたと古老は語ってくれた。

三　江戸時代の交通と助郷

江戸時代、幕府はその重要な交通政策として駅伝の制を確立し、諸街道に宿駅を特定してこれにあたらせ、伝馬人足の補充的役割を果たさせるために宿駅近傍の農民を動員し、人馬継立ての仕事をさせた。この課役を負担させられた郷村を助郷あるいは助郷村といい、またこの課役そのものを助郷役とよんだ。（俗に御転馬または御伝馬役ともいった。）類似の制度は江戸時代以前にもあったが、この時代になって最も制度化し、また交通量の増大にしたがって極めて大きな社会的経済的影響を及ぼし、近世農民の疲弊の一大原因となった。

それは前記のように各宿近傍の村々を附属助郷に指定し、いずれも高一〇〇石につき馬二疋人二人を割り当てることを基準とした。助郷役は村の助郷勤高に応じて、村の責任で提供する義務をもつ強制的な夫役であった。もっとも強制的とはいえ、全く一方的な労力提供ではなく一定の賃金は支払われたが極めて低い賃金であった。この課役は強制的ではあったもののそれ程の負担でもなかったが次第に苛酷化し、後には宿駅の補充どころか、かえって助郷の方が主役となり、宿駅の疲弊救済のため種々の名目でその負担が軽減されるのに反して、助郷はますますその負担か重課され、その課徴範囲も広範に及んでいった。すなわち創始当初はわずかに周辺二三里程度であったものが次第に拡大され、ついには一〇里四方にまでも及んだ。これは往復の日時を含めれば一役ごとに前後数日を費さざるを得ないことになり、その負担は一層増大した。このような遠距離出役は出労不可能のものとなって、ついに金納をもってその代替えをした。この金納による負担は助郷村々に疲弊をもたらし農村を苦しめた。その上参勤交代その他交通需要の大きい時期が農村の農繁期と重なったので、農村へ及ぼす影響は甚大であった。そのため困窮した農村では代助郷願いと称して、他村を一時期に指定しての休役嘆願または課役の免除願いが次第に多く出されるようになったが、全く顧みられなかった。そのため明和元（一七六四）年十二月末から翌年正月にかけて上州から武蔵辺に展開した大一揆のいわゆる「伝馬騒動」は、助郷役重課反対に立ち上がった農民一揆で、助郷農村を守る非常手段とも思えた。この助郷反対の農民闘争は以前から発生していたが、この明和の伝馬騒動をきっかけにして、助郷重課反対、助郷拒否などの農民闘争は激増し、しかもそれは全国規模で広がっていった。「村々必至と困窮相募」「此儘罷在候ては一同及退転候外無之」などの切実な訴えともなり、「乞食にも相成」という叫びともなって燎原の火のごとく広まっていった。

この実態は当時の下部町にも例外なく見られることであった。

助郷についての御訴訟

当時三沢村からも助郷について市川代官に対し、次のような訴訟がなされている。

御訴訟

一、乍恐申上意趣は三沢村之儀往還之御伝馬頭ニ而御座候ニ付、前々より郷村御奉行様御代官様御通被遊候節は岩間組之内三沢村組下樋田村、車田村、切房木村、道村以上四ヶ村より人馬三沢江寄合、御伝馬相勤申候所ニ御本丸様御領内ニ罷成候而より以来御代官様御通被遊候節、右四ヶ村より人馬一圓出し不申居村計ニ而御伝馬相勤申候御事

一、御代官様岩間より黒沢村江御立被遊候節、組中より人馬寄合御伝馬相勤申候、是にも三沢村之人馬脇村なみに罷出黒沢迄之御役相勤申儀、迷惑ニ奉存候三沢村を御通被遊候節も近年脇村之寄馬は出し不申一村計ニ而賄申儀難儀に奉存候御事。

一、三沢村之儀は御伝馬頭之場ニ而御座候ニ付、万端御役重ク御座候所ニ御代官様岩間村ニ御留り被遊候節、御宿掃除人足砂付馬竹松葉なわ其外日役並賄人迄岩間村へ相勤申儀、三沢村ヲ通被遊候節御伝馬ニ指合何共迷惑ニ奉存候、御慈悲ニ三沢組一組御立ニ成被下候ハヽ難有可奉存候御事。

右之条々被聞召分ケ御下知奉希候　以上。

貞享四年

卯八月　　河内領三沢村
名主　重右衛門㊞
組頭　市右衛門㊞
同　吉右衛門㊞
同　佐兵衛㊞
同　八良右衛門㊞
同　市兵衛㊞
同　市良兵衛㊞
惣百姓　㊞

御代官様

以上の願いごとを要約すると

一三沢村は往還の御伝馬頭で、御奉行様、代官様御通行のときは、三沢村組下の車田、樋田、切房木、道以上四ケ村から三沢村へ寄合い御伝馬を勤めてきましたが、御本丸様の御領内になってからは御代官様御通行の節、右四ケ村は人馬を出さず、三沢村だけで伝馬役を勤めています。

一御代官様が岩間より黒沢へおいでのときは、三沢村も脇村なみに人馬を出し伝馬を勤め迷惑していますが、三沢村をお通りのときは近年脇村からは寄馬もなく三沢村だけで勤めています。大変難儀です。

一三沢村は御伝馬等でいろいろな役目が重くなっているところへ、御代官様が岩間村に御留りのときは宿の掃除人足、砂付馬、竹松葉縄その外御日役賄人まで岩間へ勤め、三沢村をお通りの時は出役しなくてはならず大変困ることなので、ぜひご慈悲で三沢村が立っていけますようお願いいたします。

という願いである。江戸時代は代官等の通行にかかわる助郷制度は村の大きな負担となり、どんなに人々の生活を圧迫してきたことか、このままでは三沢村は立っていけないと切実な訴えが出されたように、助郷制度は各村々の深刻な問題であったので、それに伴う改善を願っての御訴訟文など数多く見られる。

また同じような問題では、波高嶋村外拾八ケ村より、新規に助郷が増加されないことをも願っての確認書ともいうべき申上げ書が発見されている。

乍恐以書付奉申上候

八代郡波高嶋村外拾八ケ村惣代波高嶋村長百姓丈右衛門上八木沢村同利兵衛奉申上候、年々駿府御目付様鰍沢河岸より御乗船ニ而下山村泊り翌日同村より身延山大野江御巡見被遊大野村より御乗船定例ニ御座候得者天保四巳年以前迄者私共組合村江者人足觸当一円無之、同年より新規ニ觸当有之旧例之段相改候へ共押而觸当候ニ付奉出訴候処、夫々御取調之上、今般被仰聞候者御荷物之儀先例仕来之通船積相成候様御目附様江御掛合被成候段被仰聞然上者東河内領船共組合村々之義先例之通人足壱人も差出不申候而も御通行御差支無之旨被仰聞乍去万一大風雨ニ而南部村迄御陸路被遊御通行、猶又御荷物不残陸路継立ニ相成候節者私共組合村々ゟ百名ニ付人足弐人宛差出助合候様是又被仰聞先例ニ者無之候得共、御直様理解シ御趣意難黙止承知奉畏候　依之此段奉申上候　以上

天保十三寅年八月

拾九ケ村惣代
波高嶋村長百姓　丈右衛門
上八木沢村同　利兵衛

市川
御役所

以上を要約すれば、年々駿府様御目附様が御通行になっても、天保四年までは私共組合村々へは人足の御触れもなかったが、同年よりは新規に改めたといって押して触れ当てたので、御出訴申し上げた。調べの結果、御荷物は先例の通り船積みするということで御目附様の同意を得たので、東川内領からは一人の人足も出さなくともよい、しかし万一大風雨の時は南

部まで陸路を行かなければならない。また荷物までもが陸路を行く時には、私共組合の村々より百名について二名の人足を出して、助け合うことで御許しをいただいた。先例にはないことだが事情黙止しがたく承知致します。

○下部町における助郷と、助郷にかかわる村対村の争い

幕府の役人等通行の際における助郷制度は、村々にとっては大変な負担となったので、助郷勤高については村対村が鋭く対立して争議に及び、ついには訴訟にまで発展し奉行の判定を受けることすらあった。

助郷には、定助郷、大助郷、代助郷、加助郷の別はあるが、大助郷は行列人数が多く御用人馬が不足している場合に、臨時に出役する地域である。下部地区及び瀬戸、根子部落は下山宿の大助郷であり、久那土地区、大磯小磯部落は八日市場、切石、時には岩間宿の大助郷であった。駿州代官通行の折でも下山宿へ出役、人足百九拾六人、馬弐疋の御触れであった。人足の中には正人足、詰人足、触人足の別があり、正人足には賃銀が支払われたが、多くは村入用夫銭の中で計算されたので、村々の大きな負担となって村の疲弊の原因ともなった。そのために人馬の触当てについての争いは各所にあった。これもその一例である。

この訴訟人は下山村名主喜代平外二人であり、相手方は根子村外拾八ケ村である。この事件の経過はおおむね次のようである。

この件については、天保十四年には次のような内容によって既に解決済みであった。すなわち、「天保十四年卯年高山又蔵様御役所吟味ニ而精々御利害被仰聞奉承伏候」とあり、訴訟方並びに定助郷人足六拾五人の内、高掛人足弐拾八人、残り人足三拾七人及びその余りの者は、御触れに応じて壱人三人懸りの積りをもって、東西河内領の大助郷へ触れ当てる。また東西河内領大助郷村々では、隔年に人足拾五人あて下山宿へ詰めさせ、正人足の積りをもって賃銀を払う。風雨などで船越し船積みができない時には、波高島、上下八木沢、帯金へ臨時に触れ当てる。また雇揚人足をする場合には、根子村外拾八ケ村の大助郷村々が高割りをもって賃銀を支払うことになっていた。ところが行列に多くの人足を要したことから、たまたま弘化弐巳年九月高山又蔵代官の折訴訟をおこし、同三年田村伊予守奉行所において熟談内済となったものである。

駿州代官池田岩之丞が信州へ御通行の折り、人足拾弐人、馬弐疋の御触れが出たので、賃馬弐疋は下山村より出し、御触れ人足は弐人懸りの積りをもって、都合百九拾六人の人足に対して、話し合いの通り下山村では三拾六人を差し出し、残り百五拾九人は割合触れ当て通り東西大助郷村々より詰めさせた。相手方では壱人は壱人にて継ぎ立て、残りの御触れ人足は壱人三人懸りの積りをもって割り当てるという済口であるので、たとえ差しつかえがあっても詰め置く人足を使用してはならないと言い張り、結局下山村では男女の人足まで出して身延山まで継ぎ立てた。

天保十五年九月には、駿州の大目附大久保長門守御通行の節は、下山村では話し合いの通り人足を差し出し、大助郷村々より差し出すべき人足は、御役所様より郡中惣代之買い揚げ人足を仰せ付けたというもので、問題はますます大きくなったが、弘化三年奉行田村伊豫守の時次のような条件で双方が納得した。

「下山村并助郷人足六拾五人之内高掛人足弐拾八人引残三拾七人有之候ニ付御触当三拾七人迄者下山村並定助郷弐ケ村ニ而相勤其餘御触有之節者東西大助郷村々江触当候得者聊無差支罷出御用大切ニ相勤可申其餘者同年済口証文之通相心得」

と結び解決した。つまり下山村並びに助郷人足六拾五人之内、二八人は石高に応じて賃銀を支払う人足であり、残る三七人は下山村並びに定助郷二ケ村で差し出す。それ以上人足が必要の場合は東西川内領大助郷村々へ触れ当てるという内容で了承した。このように熟談相整いました。これも御威光の御儀と有難く存じます。従って右の一件については重ねてお願い事などいたしません。御慈悲をもって御取調べはこれまでにしてお下げ下さ

いますよう、連印をもってお願いいたしますという内容である。

乍恐以書付内済御吟味下奉願上候（清沢村蔵）

当御代官所甲州巨摩郡下山村名主喜代平外弐人相手同国八代郡根子村外拾八ケ村江相掛難渋出入弘化二巳年九月中高山又蔵様御支配之節承出訴相手方ゟも返答書差出御吟味中之所、訴者共一旦御支配之御吟味相拒候ニ付同三午年三月、久須美佐渡守様御奉行所江御差出ニ相成当時田村伊豫守様江御引渡ニ相成御吟味中之処、御支配御役所之御吟味相拒候段心得違発明いたし御吟味下相願訴答一同帰国之上御吟味中之処掛合之上、夫々事柄相分熟談内済仕候趣意左ニ奉申上候。

一、訴訟方申上候者従前駿府御目附様其外御用人馬継立仕罷在候処大助郷根子村外拾八ケ村之もの人足差出高之儀、右村々惣代を以、天保十一子年其節之御支配小林藤之助様御役所江訴上及出入高山又蔵様御役所御引渡相成御吟味之処御通行之節者御出役有之御差支無く様御差図被成下候旨精々御利害被仰聞一同奉承伏訴訟方並定助郷人足六拾五人内高掛り人足弐拾八人残三拾七人其餘之分者御觸ニ応じ壱人三人懸りの積ヲ以東西大助郷之村々江觸当、陸路御通行之節者無差支様人足差出且亦大助郷之村々ゟ隔年人足拾五人宛下山村江相詰可申尤東川内領者、正人足差出積を以拾五人丈賃銀以来之外共相渡勿論風雨等ニ而差掛り御荷物舟積難相成節者波高嶋上下八木沢帯金村江觸当正人足無差支様差出若川支等ニ而船越不相成節者雇揚人足仕根子村外拾八ケ村高割を以賃金相払可申尤前夜御泊江村役人之内壱人相詰罷在万一御差支有之節者御出役様之御差図を請御差支無之様可仕筈、示談内済行届同十四年四月中済口証文奉差上ケ跡部能登守様御奉行所江御伺中之処同五月五街道御取締して御朱印並御証文人馬御觸当有之　御役人様方御通行御



安政２年御吟味下願の一部（清沢区蔵）

座候節も当村方觸当通大助郷村々ゟ人足指出八日市場まで御継立仕殊ニ其節人馬遣方之儀御糺有之　御目附様御通行之砌者、前後村々同様　御触壱人江弐人添江積を以御継立仕候旨奉申上置候　然ル処同年御目附、市橋内膳様九月十一日甲府御発駕　当村御泊翌十二日、身延山、大野山御巡見、夫ゟ南部村御泊り之趣ニ而御觸人馬者、御朱印馬五疋、人足五拾弐人其外重キ御真筆入御用物人足八人、右者御奉行様ゟ別段宿村々江御觸有之候儀候処、右御觸人馬之内五拾弐人者、南部村迄五拾丁壱里ニ而、凡四里拾五町之山坂嶮岨之難場、殊ニ大野山、御巡見有之、夫ゟ南部村江御越ニ而里程凡六里余之御継立ニ付、壱人之御觸者、済口証文之通三人懸り御用物人足者御觸壱人弐人懸り御朱印馬五疋者、宿方継立之積、尚又駿府御代官池田岩之丞様御検見、為御用信州表江御通行有之同日当村御泊ニ而人足拾弐人、賃馬弐疋之御觸ニ付、馬弐疋者訴訟方ゟ差出、切石村江御継立尤近場ニ付、御觸壱人者弐人懸を以、都合人足百九拾六人之内三拾七人、済口之通訴訟方ゟ指出、残百五拾九人者、割合人足觸当通、東西大助郷村々ゟ為相詰置候得共、先出入惣代波高嶋村丈右エ門、重立上八木沢村清右衛門、常葉村太兵衛申候ニ者、訴訟方人足者、御觸当壱人を壱人ニ而継立可致、残御觸人足を壱人三人懸りニ大助郷一躰江觸当可致候右ハ済口証文ニも其餘之分者壱人三人懸り之積を認メ有之候儀ニ付、従令御用差支相成候共、為相詰置候　人足を壱人多り共、決而継立不相成旨不当之義申張候ニ付右之もの共江御出役ゟ精々御利害有之候得共、全御用為差支当村方江難渋相掛候、存意を以何分承伏不仕、依之当村役人共江被仰聞候者、右始末之儀、進而取調可致間、最早深更ニおよび御出立際ニ相成、人馬差支候而者不容易儀ニ付、訴訟方村方ニ而勘弁可致旨被仰聞無是非村内男女共ニ而、身延山迄御継立仕候処、折節大雨ニ而中々難相勤無據、久遠寺召抱人足拾五人村々高割ニ而觸当候外ニ尚又波木井村人足五人、小田舟原村人足七人、南部村助郷相又村人足拾人、同横根中村人足拾人、同中野村人足弐拾人、相雇候処、早速右村々ゟ差出候ニ付、其節者無御差支南部村迄御継立仕、右入用当村方ニ而弁金差出置之処、向後右様之儀ニ而　当村方難渋者不及申御用人馬相継立差支相成候ニ付、同月中其段御利害奉願候処、右丈右エ門外弐人被召出、再応御利解被仰聞候得共、訴訟方村方人足者、御觸通壱人ニ而継立、其餘者壱人三人懸ニ而觸当可致趣キ我意申募り罷在内、同拾五辰年九月中、御目附大久保長門守様御通行ニ付当村方ニ而者、済口証文之通り人足差出其外　大助郷村々可差出分者、御役所

様ゟ郡中惣代、相又村藤助、三沢村幸右衛門江買場人足被仰付賃銭御渡被下置、弘化二巳年春方ゟ惣代之もの江猶又御利害被仰聞候得共、弥以承伏不仕候ニ付、根子村外拾八ヶ村役人銘々被召出御利害被仰聞度趣、奉願候処、波高嶋村丈右衛門、上八木沢村清右エ門、常葉村太兵衛上ノ平村嘉十郎、市之瀬村重郎右エ門ニ而取志きり村々御呼出之儀相拒ミ罷有又候、御目附様御通行御差支候ニ付、前年之通郡中惣代八日市場村牧平波木井村多郎左エ門江賃銭御渡被下買揚人足ヲ以無差支致、御継立候得共此上此同様之臨時御用出来候も難計　片時も等閑ニ難捨置殊ニ訴訟方村方之儀　前後継場之振合も有之、山坂嶮岨難渋之場所、其上南部村江者前願之通行程五十町壱里ニ而凡四里余有之実以御觸壱人を壱ニ而者、難継立儀相手村々之もの相弁居候得共我意ニ相募り候、波高嶋村丈右エ門、上八木沢村清右エ門、常葉村太兵衛ニ被相勤兎角訴訟方村方江難渋相掛候巧を以右躰勝手儘不当之儀而已申居殊ニ当村方之儀者、継前ニ引続度々証失ニ而近来別而一統難渋ニ相逼り御百姓相続方ニも差支、取継方奉御歎願茂与罷在候処右躰邪曲不当之儀被申募永々争論抱居候而者弥夥鋪失脚相懸御用人馬も難相勤次第ニ落入、誠ニ以難立行必至与当惑仕候間、右躰不当之儀不申立御用人馬以来無差支指出右卯年人足百弐拾九人雇揚賃馬割ヲ以出銀仕、当村江難渋不相懸様被仰付度段訴上且相手方ニ而者、駿府御目附様年々西川内領御通行被為在、御荷物継立方之儀下山村並定助郷粟倉、初鹿嶋同郡大助郷波木井門野大野小田舟原、清子、大城、小縄高住赤沢、雨畑、大嶋都合拾壱ヶ村並ニ訴訟方共拾弐ヶ村高千七百五拾石余家数凡千百五拾軒餘有之、右村ニ而従前御荷物継立来、然ル処、天保巳年九月ゟ私共組合村々江俄ニ人足觸当候ニ付右村方江罷越新規之事故難相勤段及断候処、累例ニ者不致、同年限人足差出呉候様達而無心申ニ付無余儀差出候処翌午年之儀ハ仕来り之通り右村ニ而相勤罷在、右巳年ニ事泥ミ尚翌年未年又候御通行間際ニ人足觸当来候間、難等閑相断候処、訴訟方役人共申候者、当日ニ至り定例村々江振替当候而者、難ニ間ニ合ニ候間、是非共差出呉候様無心申ニ付、実意ニ基キ差出候処、謀計相巧ニ相手方拾九ヶ村江隔年ニ觸当候付難捨置天保七亥年先前御支配、小林藤之助様御役所江　新規難渋之始末奉願上候処、一件落着不仕依之翌年子年中訴状認、御吟味奉願上候処、御調中御場所替ニ相成、高山又蔵様御役所ニ而尚御吟味中同十四卯四月示談内済仕候儀者、下山村並定助郷人足六拾五人内馬掛人足弐拾八人、残三拾七人其余之分者、御觸ニ応シ壱人参人懸り之積を以東西大助郷村江觸当陸路御通行之節者　差支無之様、右人足差出且又東西大助村々ゟ隔年人足拾五人づつ下山村江相詰可申候、尤東河内領之儀者、正人足差出候積りを以拾五人丈賃銀已来之分共、此度相渡、勿論風雨等ニ而差懸り御荷物、船積難相成節者、波高嶋村上下八木沢帯金村ゟ觸当正人足無差支様差出　若シ川支等ニ而船越不相成節者、雇揚人足ヲ以觸当根子村外拾八ヶ村高割を以賃銀相払可申候　尤前夜御泊り候村役人之内壱人相詰罷在万一御差支有之節者　御出役様御差図請差支無様可仕旨、示談仕済口証文奉差上候処、跡部能登守様　御奉行所江御伺中、五街道御取締御役人中様　駿州ゟ当国西川内領御通行有之相手方村々江人足觸当候間、人足差出置尤其節之儀者、下山村前後継場村々ゟも東川内領村々江觸当一統之儀ニ付人足差出置、其後風聞承り候得共、人足割合不相当之趣ニ付和田村長百姓重郎右エ門　上八木沢村同利兵衛、波高嶋村同丈右エ門　市之瀬村名主重郎右エ門右四人下山村江罷越、御先觸与並人足割合帳面見届候処、如案訴訟方ニ而可相勤高掛り人足其外、不相当之人足為差出置候ニ付篤与掛合および候処問屋喜代平並村役人一同申候者割違いたし候間、相違之分追而割戻し以来者御伺御下知之通取斗、不正人足觸当致間鋪候間　此度之儀者了簡致呉候様挨拶有之候ニ付任其意置御伺御下知之程奉伝候処示談之通御下知済之趣　同七月中被仰渡一同難有奉承知罷存候、然処同九月中御目附様御通行　御先觸人足五拾弐人　御上様御真筆御用持人足弐人夜ニ入候節者、提灯持人足六人且又駿府御代官池田岩之丞様　御荷物継立人足拾弐人、都合人足七拾弐人江弐人懸り或者三人掛り積立右之内ニ而訴訟方並定助郷人足三拾七人相勤候而者、三分一拾弐人三ト三リニ相成　天保度済口証文之趣ニ而者相手方御先觸人足之内三拾七人者勿論　拾五人都合正人足五拾弐人訴訟方ニ而相勤残御觸人足壱人三人懸り之積を以、東西大助郷村々江觸当、御荷物継立　差支無之様取計可致シ処、右様御觸人足江一図ニ弐人懸り或者三人懸りニ積立、内三拾七人相勤候而者、全訴訟方、勤人足不足いたし夫而已なら須、拾五人分、不遣立、右者訴訟方並定助郷人足拾七人、其余之分者与、差別有之依而者添人足之儀訴訟方人足者勝手次第為差添、大助郷者大助郷ゟ壱人弐人添之処私欲ニ泥ミ不相当三人足相手方村々江、百弐拾九人觸当候ニ付　村役人壱人づつ下山村江罷越、問屋喜代平外役人共江及掛合候処素ゟ謀意巧候もの共故、何とも不相熟、無據御出役様江右之段申上御聞済相成候得共、新長百姓源兵衛、重立、喜代平、茂兵衛、喜右エ門、重左エ門、儀右エ門東兵衛、文蔵、安兵衛儀

右体両度御伺御下知証文、相振候、取計いたし、相手方村々難渋相掛候ニ付其段御届可奉申上与存、組合村々出会仕居候処、彼等共ゟ訴上御差紙相附罷有前件御下知証文を以夫々御答申上候処、右証文ニ相当り至極尤之趣被仰聞御座候処彼是年跨ニ相成尚又辰春中ゟ訴訟方達変之者共江御利解奉願候処、不当之儀申募何分承伏不仕　依而翌巳年無余儀差出奉願上候処、源兵衛外右前之者共ゟ訴状不差上年月引延シ相拒ミ罷在、立入人等有之候得共、右者御伺済之儀付御裁許同様与相心得罷在候処、破談仕り　候段難心得其段訴訟人共江掛合方奉願是又掛合候得共弥我意不当之儀申張同七月中訴答一同被召出、御直被仰聞候趣訴訟方並定助郷人足三拾七人共ニ与歟並共与歟文字無之、依而者下山村々もの共申立難取用段被仰聞御座候上、宿許江引取相手方之者共者帰村被仰付候後、下山村々もの共、御利解之趣、定而奉承伏候議与奉存候処弥々増違変申募、実々ニ当惑之余り同年八月中不奉恐願久須美佐渡守様御奉行所江御歎訴奉申上候処、御引渡ニ相成帰村仕尚又右御下知証文相立候様、奉願上候処兎角邪欲不当之心底ニ而数年難渋相掛ケ右違変中辰巳二ヶ年、他村役人江買揚人足世話方被仰付候分訴訟方並定助郷人足不足之分者勿論、西川内領大助郷村々ゟ可差出分有之　全相手方村々ゟ可差出人足ニ者曾而無之　既ニ天保十四卯年之儀も人足差支之様仕成　身延山久遠寺召抱人足其他村々ゟ人足相雇、継立候由ニ候得共訴訟方並定助郷人足之儀者途中ゟ引取候風聞有之旁々以安心不仕然者相手方村々人足差支、右ニ而雇ひ人足又者、買揚人足其外継場山坂難所有之候趣を以品々申立候共以前

御諸候様方、両度御通行有之往還道与して　役引高等被仰付置候村々有之、何連茂相弁居道造等折々手入いたし聊ニ而も難所等無之儀者御存知被為在御座候、御儀之所　万端不当之儀申立数ケ年之間相手方村々江難渋相掛ケ加え、難渋出入抔与目安を以申立候儀、難得其意右村々役人之内古役本陣九左エ門並茂兵衛、喜右エ門、百姓代重左エ門等者御下知之趣相用候心得ニ候哉、又者訴状名前之者共而已ニ候哉、此儀難心得殊ニ先般御伺済ニ相成候、証文連印之もの共者勿論、其外変心之もの共、一同被召出御吟味被成下置度且臨時御用人足觸当之儀者、西川内領継場村々並東川内領村々往古ゟ仕来り之通り東川内領一統之觸当有之候節者、相手方組合村而も聊差支無之様人足差出、御用大切ニ相勤可申候得共、下山村々限勝手觸不致様被仰付度前奉申上候、御先觸人足江弐人懸或者三人懸之積

右之内ニ而三拾七人相勤候而者全訴訟方定助郷人足遣方押領いたし候取計且又訴訴方ニ而茂添人足為致候ハハ勝手次第為差添定助郷者定助郷ゟ又為差添、大助郷者大助郷ゟ壱人ニ付弐人添え処、相手方添人足江紛込、不当之仕業難捨置、最早是迄度々御歎願奉申上候得共、右名前之者共勝手儘ニ罷出存意申立兎角年月を経相手方村々難渋ニ陥り候様相工誠ニ歎ケ敷次第ニ御座候、殊ニ相手方村々之儀ハ山沢洞間ニ狭猪鹿多分発向いたし諸作物喰荒シ候ニ付、男女之隔も無く、農時者田畑江相詰猪鹿相防候程之土地柄ニ付、中ニ者御年貢米之分定買納被仰付置候、村々も有之孰茂小高村ニ而平生木伐炭焼、又者薪等伐出、米雑穀都而買入誠ニ難儀至極罷在候、且訴訟方と並定助郷、大助郷村々之儀者、御物成御上納米之分延納ニ而年ニ寄多分之助力有之且者駅場之儀ニ付往古ゟ人馬継役引高等者不及申上、其後御検地之節御改出高之分、是亦御役引被仰付、右村々前後継場村々見平均候而も、御目附様御荷物継立差支無之処、右様謀計を以觸当仕候ニ付御取調奉願候処、御利解難黙止殊困窮村々　天保十亥年中ゟ引継数年及出入　諸入用相嵩難儀仕候間、前条之通、示談内済仕候儀、御伺済ニ相成相手方村々小前村々之もの共迄、安心罷在候処、間茂なく御下知証文相破り勝手儘之儀申立、重年難渋相掛り相手方村々相続方抱り必至与鋪歎ケ奉存候、畢竟下山村々之儀者身延山麓ニ而旅人止宿ハ勿論、右山会式之節ハ莫大之金銀落込、茶屋小屋等ニ至迄潤益筋之村方ニ而諸入用等不厭困窮之相手方村々押掠剰御上様不恐、大膽不当之心底何共難捨置奉存候間、厳重御吟味被成下置、右御伺御下知証文相守、此上相手方村々江難渋不相掛ケ安堵御百姓永続仕候様、被仰付度旨申立双方申争御吟味中之処、今般掛合之上、天保十四卯年御伺済口証文之通、下山村並定助郷人足六拾五人之内、高懸人足弐拾八人引、残三拾七人有之候ニ付、御觸当三拾七人迄者、下山村並定助郷弐ケ村ニ而相勤其余御觸有之節者東西大助郷村々江觸当候得者、聊無差支罷出御用大切ニ相勤可申其余者同年中済口証文之通相心得候筈取極、其余申争之廉者、夫々事柄相分り双方無申分掛合、行届熟談相整内済仕、偏ニ御威光故之御儀与難有仕合奉存候、右一件ニ付重而双方共、御願筋毛頭無御座候間、何卒以御慈悲、御吟味是迄ニ而御下ケ被成下置度、連印を以、奉願之候　以上

当御代官所

甲州巨摩郡下山村

小前村役人惣代

長百姓　藤兵衛

安政二卯年七月七日

訴訟方百姓代　直蔵

同御代官所

同所八代郡

相手方　根子村
瀬戸村
北川村
市之瀬村
杉山村
岩欠村
大炊平村
清沢村
常葉村
湯之奥村
下部村
上之平村
波高嶋村
上八木沢村
下八木沢村
帯金村
角打村
樋上村
和田村

右拾九ケ村

小前村役人惣代
波高嶋村
長百姓　丈右ヱ門
市之瀬村
名主　重郎ヱ門

上八木沢村
長百姓　清右ヱ門

森田岡太郎様
市川御役所

前書之儀済口証文訴答ニ而恵暮居候間、為後証之、惣代一同連印仕置候　以上

八代郡根子村
外拾八村惣代
波高嶋村
長百姓　丈右ヱ門
市之瀬村
名主　重郎右ヱ門
上八木沢村
長百姓　清右ヱ門
和田村
〃　重郎右ヱ門
上之平村
〃　嘉十郎
清沢村
〃　儀右ヱ門
常葉村
〃　太兵衛
北川村
〃　仲右ヱ門
瀬戸村
〃　才兵衛
帯金村
〃　惣兵衛

以上

前書済口本紙儀ハ波高嶋村丈右ヱ門江預ケ置申候　以上

また古関村からは和宮様御下向につき、中仙道追分外二か所の宿への助郷人足の出労について割り当てがあったが、当村は駿州より甲府への往還の古関口留番所を勤めて三役を免除されております。それに当村は山の中の村で耕地は少なく、農閑期には産物その他を旅商いしたり、また駿州方面に紙漉き稼業に出かけたりして生計を得ている次第です。また先月二十九日から大雨で古関川並びに釜額川が出水し、村内通行も難儀している始末ですので、どうか特別のご配慮をお願いしますとの市川御役所への元治元(一八六四)年十一月二日付の歎願文も見られた。当時の助郷人足出労がどんなに村人の負担になっていたかがわかる。

乍恐以書付御歎願奉申上候　(古関村)

八代郡古関村役人奉申上候、私共村方之儀、今般和宮様御下向ニ付、中仙道、追分外弐ケ宿江当分助郷被仰付候処、最早御経過ニ相成、殊ニ壱ケ路之義ニ付当御役所ニおいて、助郷高御取調申上御請印形被仰付置、私共村方之義者、駿州ゟ甲府之往還口留御関所番相勤候ニ付、前々ゟ梨、三役免除被仰付罷有候ニ付、其段奉申上候処、御免ニ迄可相成趣、被仰聞候間人馬用迄等不在罷在候処、右宿方江助郷人馬御触当有之、誠ニ以当惑至極一件当村之義、極山中谷合ニ而耕地少作間ニ者地之産物、其外等旅商いたし、又者駿州路ニ罷越、紙漉等罷越耕作者壱人女子江相任、其上当節右御番所御門、其外大役および昼弐人夜四人両相勤手廻兼候折柄先月二九日より大雨ニ而古関川釜額川通出水いたし、村内通行も難成程之仕合ニ有之、右御用之義恐入同御儀ニ者御座候得共、夫々出先ゟ引戻候而も火急之義ニ付、御間合申間敷、誠ニ以当惑至極ニ御座候間、何卒格別を以御慈悲当村江御触当之人馬分他村江御振当被仰付被下置度奉願上候　以上

子十一月二日

古関村
名主　茂平次
長百姓　伝兵衛
百姓代　弥右衛門

市川
御役所

高木源六郎様

○助郷費用の支出

当時、助郷人足についての賃金は幕府からは支払われず、その費用については各村々の村入用から支出されていた模様で、明治元年のものであるが、車田村の「切石宿大助郷割合帳」によって、当時助郷に対する出費の様子をうかがい知ることができる。

明治元年
切石宿大助郷割合帳
辰　十二月　　車田村
名主　長右衛門

三月十四日より十五日迄

重左衛門　与兵衛
忠三郎　祖右衛門
重右衛門　長左衛門
奥右衛門　喜兵衛
〆八人　此賃三拾弐匁也

是者遠州掛川様甲府城へ御所替御荷物八日市場より鰍沢迄継送り申候

才(宰)領名主
長右衛門

一　四匁五分　田原村舟賃
弐百匁　八日市場朝飯丹しめ
九百匁　酒肴代
壱〆廿四匁　鰍沢茶屋丹しめ
〆弐〆六百廿四匁



明治元年切石宿大助郷割合帳
（車田区蔵）

此飯拾弐匁也

十七日
壱匁五分　名主
右御荷物継受之儀ニ付八日市場御調べ参り。
五月廿七日
一九百五拾三匁
此銀三匁八分壱厘
右御荷物継送り賃銀八日市場より請取。
六月廿二日
政吉
宗吉
藤三郎
清左衛門
〆銀拾六匁
是ハ諸家様日々大通行　八日市場へ立人足出ス
壱〆文　小入用
銀四匁五分七厘
右五人賃
六月廿三日
万吉

源五右衛門
定右衛門
兵　八
七郎右衛門
喜左衛門
松右衛門
長左衛門
藤　七
利右衛門
茂右衛門

壱人三匁五分也
〆拾弐人分
此賃銀四拾弐匁
一　四匁五分　名主長右衛門
一　四百匁　松明代
一　壱貫弐百匁　八日市場朝飯丹しめ代
弐〆四百文　切石松坂屋払
〆四貫文
此銀拾八匁三分弐厘
是者内藤備後守様　甲府御入国ニ付御荷物継送り出張いたし候得共雨天ニ付日送り
一　人足左のものにて相勤メ
此銀四拾八匁
一　四匁五分　長右衛門
壱〆九百匁　鰍沢請酒代
七百匁　八日市場朝飯丹しめ代
壱〆三百匁　鰍沢茶屋丹しめ代
弐百匁　楠甫万屋川支ニ付御礼
四百匁
〆四貫五百匁

以上によってわかるように助郷人足に出ることによってかなりの費用がかかった。しかしその費用については幕府からは支出されず、ほとんどが各村の支出であったので、当時の村々や百姓に対する経済負担は大きいものがあり、そのため前述したように、この助郷制度は農村疲弊の大きな原因になったともいえる。

此銀廿匁六分壱厘

第十二節　飢饉

一　日本における飢饉

日本における飢饉については『日本書紀』にも見え、欽明天皇二十八年の条には「郡国大水いでて飢えぬ。或は人相食む」とあり、また推古天皇三十四年の飢饉については「老者は草の根をくらい、道のほとりに死ぬ」とある。

平安時代の末、養和元（一一八一）年の惨状はかの有名な鴨長明の『方丈記』に惨状がえがき出されている。

中世に入っては南都留郡河口湖町小立の妙法寺住職が代々書きついだといわれる『妙法寺記』に、山梨県地方、特に郡内地方の飢饉のようすが次のように克明に記されている。

文明五癸巳＝甲府大飢饉、餓死すること無限、米は百三十文に壱升、粟は七十文、大麦六十文也（中略）

天文三甲午＝此春言語同断餓死致候而、人々つまること無限、次に疫病はやり候而、皆々病み申候……こと。この年は始の年八月より明子年の四月迄わらびを掘り候而皆々身命を継候。

天文十辛丑＝此年春致餓死候而、人馬共死する事無限、百年の内にも無御座候と人々申来り候。千死一生と申候。

江戸時代に入ってからは、大小合わせて一三〇回もの飢饉があったといわれ、なかでも享保、天明、天保のそれは三大飢饉として知られ、享保の飢饉は享保十七（一七三二）年に起こったもので、主に西日本を中心に起こり、餓死者の数は明確なことは知れないが、とにかく莫大なものであった。

天明期の飢饉は天明二（一七八二）年から七年に及ぶ長期のもので、なかでも三年と七年の被害は甚大なもので、範囲は全国に及んだが東北地方は特にひどかった。中でも天明三年は春から夏にかけて晴天の日が少なく気温が上がらないため稲は穂を出さず立ち枯れ、特に関東北部から東北にかけては歴史上まれに見る大飢饉となった。相馬藩の家臣の紺野嘉右衛門の書には、「葛やところ（山いもの一種）の根を掘り、木草の根葉、野生のひえをつみ、たにし、片貝、えび、ざこをとらえ、家にいる者はわらを炒りこがし、石臼で粉にしてねり、わら餅、わら団子として食べた。弱い者から青ぶくれて餓死していった。」とあり、この大飢饉で死んだものは数十万人にのぼったという。

天保の飢饉は天保四（一八三三）年、この年は風水害のため、東北地方から関東にかけて不作に見舞われた。つづいて天保七（一八三六年）年には天候不順で五穀は実らず、天保四年を頂点とする六年に及ぶ大飢饉で、幕府は各地に救小屋をたてて救済したがとても及ばず、米価は高騰して餓死者が続出した全国的な大飢饉で、一揆や打ちこわしが各地に発生した。

わが山梨県でも天保の飢饉の被害は大きく、特に郡内領の人々の悲惨な状態は、天保九年三月下和田村の宗兵衛という人の書いた『天保巳年よりの兇年記録』、嘉永七年に増利村の秋山子徳という人の書いた『甲斐騒動一件実録』や『徳川太平記』等にも、郡内領は水田が少なく収穫皆無の上に、米穀類の移入がとまり悲惨な飢饉に瀕したことが記録されている。事実郡内領は地勢と地理的関係からも推測されるように、飢饉は徹底的で、人々の苦しみは筆舌に尽くせないものがあったことだろう。

天保四年八月一日に郡内を大暴風雨が襲い、農作物は全滅となり耕地は

流され、続いて天保五年、六年、七年は夏中でも綿入れを着るような不順な天候で、農作物の収穫は皆無となり物価はどんどん上がった。

しかし物価が上がっても物資のあったうちはまだよかったが、いかに金を積んでも物が得られないときがきた。国中三郡の豪農、穀商は穀止めといって郡内に米穀を送らなかったので、郡内一三九か村の人々は餓死に瀕し、山野に分け入って楢の実、餅草など野生のもので食べられるものは何でも食べ、ついに藁をかみ松の樹皮まで食べたが、餓死する者が続出し路辺には死者が横たわり惨状は目を覆うばかりであった。

この惨状から人々を救出せんとした下和田村森武左衛門のような義民的な人が出て。「坐して餓死するより国中に打って出て、米穀を奪取するか。奸商（わるがしいこい商人）に一撃を加えてたおれるか」と、人々を扇動しここに有名な郡内一揆が発生した。

時の指導者はこの度重なる飢饉に対して、どんな対策を講じたろうか。まず応急策としては租税の減免、米銭の施与、穀物の払い下げを行い、また一方では代用食の調理方法や食用植物の栽培方法、飢饉に備えての作物栽培法、夫食の貸し出し、荒地の開墾、食糧の備蓄等手まめな指導がなされた。

二　下部町における飢饉のようす

下部町の江戸末期における飢饉について古文書をたよりに考察してみたい

乍恐以書付御届奉申上候　（三沢村）

八代郡三沢村役人奉申上候　私共村方之儀ハ山中極難村ニ御座候処、当午畑方諸作之義も六月上旬ゟ照続、天水無之付、作柄皆損同様ニ御座候。田方之義も字西田、柿島反別壱町六反歩余枯ニ相成ニ付、惣小前百姓一統当惑罷在候、依之此段御届奉申上候　以上

天保五午年　八月　日

八代郡三沢村
名主　忠次郎
長百姓　太兵衛
百姓代　丈右衛門

市川
御役所

三沢村の場合、天保五年六月上旬から干天が続き、先ず畑作が全滅し、続いて水田に水がなくなり西田、柿島の一町六反歩余の稲が立ち枯れとなり、百姓は大変困りぬいている。との実状報告書を市川役所に提出している。

天保の飢饉は天保四（一八三三）年にはじまり同七年を頂点とする六年に及ぶ大飢饉で、幕府の救済にもかかわらず米価は高騰し、餓死者が続出し一揆や打ちこわしが各地に発生して人々の生活は惨状を極めた。

これは日本歴史上でも名高い大飢饉の年であるが、栽培面積も少ない上に栽培技術とて幼稚であり品種改良もなされていなかった当時は、そのような情況の中で収穫高も少ない上に天候に左右される確率は非常に高かったので、少しばかりの異変でも飢人が出たように思われる。

次の飢人数の報告と夫食の拝借を願い出た古文書は別の年のものであるが、このようなものはどこの部落からも出されている。

安永六年
飢人数書上帳
酉十月
八代郡三沢村

持高七斗九合八夕
一　飢人数弐人　伝兵衛
内　男　壱人

女　壱人
持高八斗五升五合六夕
一　飢人数七人　　清右衛門
内　男　五人
女　弐人　内壱人十四才以下
持高六斗五升壱合
一　飢人数七人　　嘉平次
内　男　四人
女　三人　内三人十五才以下
（以下八拾軒省略）
右之寄
惣家数　百七拾弐軒
此人数七百拾壱人之内
家数八拾三軒
合飢人数　三百人
内　男百五拾四人
女百四拾六人　内四拾五人　十五才以下六十才以上
外
家数六拾五軒
人数弐百六拾壱人
是ハ当分の間取継候者共
家数廿四軒
人数百五拾人
是ハ村役人其外小前春迄者
可取継之奉存候者共
右者先達而奉願候通、夏中旱魃ニ而　畑方皆損仕リ当時夫食一向無之及飢ニ候者共吟味仕候所　書面之通無相違御座候間、夫食拝借、被仰付被下置候様、奉願上候。　以上

八代郡三沢村
名　主　丈右衛門
長百姓　円右衛門
〃　丈右衛門
〃　幸右衛門
〃　太右衛門
百姓代　由右衛門

市川
御役所

総人数七百十一人の内、飢人三百人、当分の間食べつなぎの出来る者二百六十一人、春まで可能なもの百五十人。以上のような実状ですので夫食を借していただきたく願い上げますとの陳情文のように思われる。

注＝夫食とは近世農民の食糧のことで米麦が中心であった

このように三沢村総人数七百十一人の内、飢人四二%、当分の間食べられる者三七%、三月までは食いつなぎのできるもの二一%、実に村全体の約八〇%は飢人という飢饉の惨状であったことがうかがい知れる。

三　幕府の飢饉対策

貯穀の奨励と報告

江戸三大飢饉のうち最も長かった天明の大飢饉は天明二（一七八二）年から同七年まで続き、被害は莫大なものであった。

幕府はそのための飢饉対策として食糧の貯め置きと、より多くの食用作物の栽培を奨励した。当座はその効果があったが、飢饉の苦しみを忘れ天保の飢饉でまた災害を受けた！その節も貯穀を命じ、弘化二年にも食用作物の栽培を奨励したが、必ずしも十分な成果が上がらなかった。そこで幕府は安政三（一八五六）年に粟、ひえ、その他土地に合った食用作物の栽培を百姓たちに徹底させるよう、郡中惣代を通じて村役人に命じた。その際甲州河内領郡中惣代から市川御役所に出された請書が樋田から発見された。

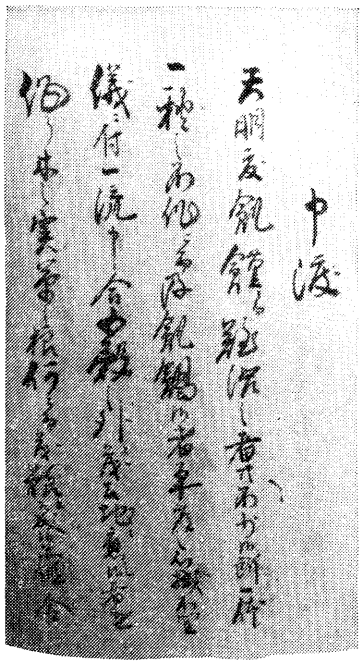

安政３年飢饉に対する御諭書の一部
（樋田区蔵）

申渡

天明度飢饉ニ而難渋之者共不少候所、一体一秋之不作ニ而、飢渇候者平常之心掛不宜儀ニ付、一統申合五穀之外ニ茂、土地ニ応じ候者も作り木之実、草之根何ニ而茂粮に相成品、縦令不用ニ成候迄茂貯置候様、其頃申渡是迄ニ貯穀之御世話茂有之、其当座之差は多り茂宜相見候処いつとなく飢渇之難を忘、平常之心掛ケ薄く相成、既ニ天保度違作之節及飢候もの共茂不少、多分之拝借等を以漸く取続候ニ付、其節茂貯穀囲増之義申渡猶又去ル巳年都而夫食ニ可相成品出情作付いたし万一違作之年柄有之候共、他之力をかりず銘々無差支取続方専ら心掛候様御觸有之、格別囲高相増候向茂有之、又は左迄ニ無之向も有之、右者平年之飢渇を忘ざる様、無怠盈ニ不心掛候而者、迚茂貯夫食湛足之部ニ者、至間舗所、近年諸国地震水旱損等打続猶又今般御府内関東筋ニ地震此上迚茂天災之程難計候間、何成共夫食ニ可相成程之ものは、囲候様可取計候、且粟、稗之類は蒔旬之遅速ニ茂不抱左迄手入を不致候共、何品ニよらず其土地ニ応じ候、夫食足し合ニ相成候物は、田之畔又は荒地之場所等迄植付候様可致候、夫食手当之ため、荒地付捨致し候迄を強而起返ニ差出し候ニ茂不及候間心得違無之、手当行届き候様可致候。

右者阿伊勢守御沙汰之趣

松平河内守殿、被仰渡候ニ付申渡候間御趣意難有存、籾麦粟稗等夫食ニ可相成品、出精囲増可致ハ勿論、其外村役人共厚致世話、木木之実、草之根ニ而も粮ニ相成候品貯置、此上若天災等有之候茂、不及飢渇様心掛可申、尤自分廻村席村々貯穀並其外粮ニ可相成品貯置候ハ見分致候間、其旨可相心得、尤御趣意之趣村々呼出し、可申達候処御廻米最中且短日の折柄遠路聊費用可有之与相厭、惣代江申渡候間組合村々江及通達小前末々江不洩様可相達候。

右之通夫食程ニ可相成品貯方郡中惣代ゟ村々迄達し方之義、去卯十二月中申渡置候処、其後貯方取計候趣届出候村方無之、畢竟村役人共等閑故之義与相聞心得違之事ニ候。御趣意之趣、難有存村役人共差あたり実意ニ世話致し、右申渡置候通木之実草之根何品ニ而茂、貯方致候、村方来巳二月晦日迄、無相違右届け候、右者村々役人共呼出し可申渡處、当惣代共江申渡間、組合限不洩様可申達候。

前書之通被仰渡之趣、一同承知奉畏候、依之請印奉上候処如件

安政三辰年十二月五日

甲州河内領
郡中惣代　惣連印

市川
御役所

すなわち大要をまとめると、

「天明の飢饉で食なく大変苦しんだものは少なくない。一秋の不作で飢渇するものは平素の心がけが悪いからだ、土地に応じ何でも作り、木の実草の根何でも食べられるものは貯め置き、たとえ不用になっても貯めおくこと、万一不作の年がきても他人の力を借りず各自で生活ができるようにすること。近年地震や干ばつ等天災がやってきたが、何なりとも夫食の足しになるものは貯めおくこと、粟、稗の類は干ばつ等にも強い。夫食のたしになるものは田の畦、荒地等にも植え付けること。

右のこと松平様の仰せ渡されたものですので有難いことです。籾・麦・粟・稗等の夫食はもちろん、その他のものも村役人は厚く世話をして、木

の実草の根にても糧になるものは貯め置き、もし天災等の場合にも飢えないように心がけること、夫食の貯め方につき郡中惣代は村役人を指導し、村役人は実意をもって百姓を指導して貯め方については来る二月みそかまでには必ず実践報告をすること」と強く申し付け、飢饉の対策をほどこしたことがわかる。

次に桃久保村における貯穀者と貯穀量についての文政四（一八二一）年の報告を記載する。

文政四年
去辰度秋貯穀小前書上帳
八代郡
桃久保村

覚

一　人数八人　庄左衛門
一　人数六人　甚右衛門
一　人数五人　喜兵衛
一　人数五人　与右衛門
一　人数五人　七蔵
一　人数四人　常右衛門
一　人数弐人　久七
　人数三拾五人
　右三拾五人
　此石　麦　三升五合
　　稗　三升五合

右者去辰貯穀度秋書面之通取集、小前帳面相認メ差上申所相違無御座候　以上

文政四年
巳正月

桃久保村
名　主　庄左衛門
長百姓　喜兵衛
百姓代　与右衛門

市川
御役所

三沢村には、家別人数と各人より集めた貯穀量を明細にしたため、末尾に「右者去戌（文化九年）之夏貯穀書面の通り、小前取集め村役人方へ預り置所相違無御座候」という「貯穀小前取集帳」がある。

文政十年
戌夏貯穀小前取集帳
八代郡三沢村

一　麦　四合　　此人弐人　市左衛門
一　同　壱升　　此人五人　安之丞
一　同　壱升　　此人五人　源左衛門
一　同　六合　　此人三人　奥之丞
一　同　八合　　此人四人　用左衛門
一　同　六合　　此人三人　兵左衛門
一　同　四合　　此人二人　兵左衛門
一　同　八合　　此人四人　仁兵衛
一　同　四合　　此人弐人　武兵衛
一　同　六合　　此人三人　庄　七
一　同　六合　　此人三人　小兵衛
一　同　四合　　此人弐人　宗右衛門
一　同　六合　　此人三人　吉右衛門
一　同　壱升　　此人五人　喜兵衛

一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	壱升弐合	此人六人
一	同	壱升	此人五人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人六人
一	同	六合	此人三人
一	同	壱升	此人五人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人

為右衛門
七右衛門
八左衛門
宗左衛門
利左衛門
武左衛門
忠次郎
作兵衛
熊右衛門
庄兵衛
久兵衛
仙左衛門
仁左衛門
忠左衛門
仁左衛門
永左ヱ門
友右衛門
賀右衛門
平兵衛
政兵衛
久右衛門
直右衛門
与左衛門
政　八
甚之丞
幾左衛門
治左衛門
源右衛門
平右衛門

（以下六一軒一八五人省）

一	麦	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	壱升	此人五人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	八合	此人四人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	四合	此人弐人
一	同	八合	此人四人
一	同	六合	此人三人
一	同	六合	此人三人
一	同	壱升	此人五人
一	同	壱升弐合	此人六人
一	同	壱升	此人五人
一	同	八合	此人四人
一	同	壱升	此人五人
一	同	壱升	此人五人
一	同	八合	此人四人

峯右衛門
藤七跡
弥三郎
和　平
善左衛門
半四郎
角右衛門
吉右衛門
甚之丞
儀　平
儀右衛門
幸　七
斧右衛門
定右衛門
文右衛門
重右衛門
平次郎
才兵衛
与市左衛門
清尼衛門
三　七
宇左次
丈右衛門
儀右衛門
勝右衛門
忠右衛門
幸右衛門
茂兵衛
彦兵衛

〆八斗九升

右者去戌之夏貯穀書面之通り小前取集村役人方へ預り置所相違無御座候　以上

文政十亥年
三　月

名　主　幸右衛門
長百姓　儀右衛門
百姓代　小兵衛

市川
御役所

以上の報告書からいえることは、各村々には村役人が管理する郷蔵（貯穀所）があって飢饉に備えての貯穀が春麦・秋籾と毎年二回なされ、子細に家別、穀量、人数が報告されたようである。しかし貯穀については一人につき二合ずつとなっており、その量はお達しであったのか村決めでなされたのかはわからないが、一人二合程度の貯穀であったなら飢饉対策としては余りにも少量に過ぎるような感がする。

○各家夫食保有量の調査

幕府は村々に残っている夫食の調査、つまり籾麦等の穀物を調査したのである。目的はこの調査によって村々の困窮の様子を知り救援の方途を講ずるというよりは、むしろこの米は藩役員の手によって封印され、毎月きめられた量しか食べられず、残りは集められて家臣の食料にまわすという、およそ救援とは逆のことがなされていたといわれ、この夫食保有量の調査によって村々の飢饉はより深刻なものになったと思われる。次に波高嶋村よりの調査報告書の古文書を記載する。

天保五年
雑穀小前書上帳
午二月　　八代郡波高嶋村

一	穀物無御座候	人数六人	六右衛門
一	籾三俵　稗六升	人数八人	庄右衛門
一	籾三斗	人数五人	半右衛門
一	麦壱俵	人数三人	八右衛門
一	穀物無御座候	人数三人	政　吉
一	籾弐俵　麦壱俵	人数四人	吉右衛門
一	籾弐俵　麦壱俵	人数拾壱人	善　蔵
一	籾壱俵	人数拾人	久左衛門
一	穀物無御座候	人数弐人	万兵衛
一	籾壱俵　麦壱俵	家内四人	清兵衛
一	籾拾七俵　麦五俵	人数六人	吉郎左衛門
一	穀物無御座候	人数弐人	伊　八
一	穀物無御座候	人数壱人	善左衛門
一	穀物無御座候	人数五人	藤右衛門
一	籾拾俵　麦弐俵	人数七人	勝右衛門
一	穀物無御座候	人数三人	嘉　吉
一	穀物無御座候	人数四人	由右衛門
一	穀物無御座候	人数四人	清右衛門
一	穀物無御座候	人数六人	弥兵衛
一	穀物無御座候	人数五人	徳左衛門
一	籾壱俵	人数四人	重右衛門
一	籾拾五俵　麦五俵	人数五人	丈右衛門
一	穀物無御座候	人数三人	甚之丞
一	穀物無御座候	人数四人	喜左衛門
一	穀物無御座候	人数四人	源右衛門
一	籾壱俵　麦壱俵	人数九人	重右衛門
一	籾五俵　麦四俵	人数六人	五右衛門
	合　籾五拾五俵三斗	但壱俵ニ付六斗入	
	麦弐拾俵	但壱俵ニ付六斗入	

稗六斗
人数百三拾三人
右者此度村方雑穀数相改可差上旨被仰付候ニ付村役人立合小前壱人別相改候処書面之通相違無御座候。以上
天保五年
午二月
八代郡波高嶋村
名主　丈右衛門
長百姓　吉郎左衛門
百姓代　善　蔵
市川
御役所

同年全く同じ報告書が桃ケ久保にも現存している（内容略）

以上によると波高嶋村の場合、総軒数二七軒のうち一四軒は穀物が全くなく、総人数一三三人中五二人には夫食が全くないという惨状で、同桃ケ久保村のものを見ると七軒中四軒は「穀物無御座候」としてさらに深刻な状態であった。

しかし波高嶋村長百姓吉郎左衛門の家のように籾十七俵、麦五俵計二十二俵、名主丈右衛門の家のように籾十五俵、麦五俵もの貯穀をしているものもあり村中でも貧富の差は大きかったように思える。

幕府はこのようにして百姓の食糧保有量を調べ百姓の飢餓の実態を知ると共に、年貢収納の計画をたてたとみえ飢饉の時でも幕府は年貢米を強要して厳しく取りたてたといわれている。幕府はこのようにして収納した年貢米を江戸や大阪に送って現金に替え、それで幕府の経済をまかなっていた。だから大量の米を飢饉の救済にまわすことは、幕府の経済を破たんさせることになり、また江戸大阪への廻米で商人は莫大な利益を得て、幕府の財政援助をすると共に独占的に米の買い占めをし、悪循環を繰り返してますます経済界に混乱をきたし、飢饉を厳しいものにして大量の餓死者を出すにいたったということである。

四　食糧の「〆買〆売」の禁止

幕府は飢饉による食糧不足の深刻化を防ぐため、食糧の国外持ち出しの禁止と、買い占め売り惜しみ、酒造等の禁止を固く下命した。道村からはこの御触れを固く守る請書が連印をもって役所に提出されている。

差上ケ申御請書之事
一　当年穀類他国出之義、先見合可申旨、其外穀類〆買、〆売等不仕且酒造稼致候者、当新酒造込之義、先見合、猥リニ酒造り致間敷候旨、其他品々此度御触之趣小前之者共迄為読聞、御触の通り急度可相守り旨、厳敷申渡、私共方江小前之者共ゟ請書取置可申候、尤此上私共無油断心懸、右ニ付小前之者共不埒之儀等無之様取計、御触之通急度相守可申候。依之御請書印形差上ケ申候。
以　上
年九月　日
八代郡道村
名主　善左衛門
長百姓　重左衛門
同断　教左衛門
小前東　八
他　五十一名（省略）
市川
御役所

五　飢餓者救済と夫食の貸し出し

飢饉に際しては幕府からの夫食の貸し出しがなされた。その返納については「必ず期限通り返します。もし返納できない者が生じた場合は必ず五人組の共同責任で返済いたし絶対に村役人に迷惑をかけるようなことは致しません」と組中連印の上儀定書が村役人に提出された。大炊平村の天保

八（一八三七）年の儀定書は次の通りである。

儀定書之事

去申年田畑違作ニ而、難渋ニ付御役所迄、奉願上候処、為御救与籾御貸被下置難有奉請取候、則御返納之儀、御役所様ゟ被仰付候御日限之通り、無相違御返納仕候。若差支候者有之者、其組合ニ而急度御返納仕り村役人迄少茂御難儀懸ケ申間敷候、為其村中連印仕申処如件

天保八酉年
七月　日

八代郡大炊平村

一 籾八升　丈右衛門
一 〃七升　源兵衛
一 〃五升　亥右衛門
一 〃六升　茂重郎
一 〃四升　幸右衛門
一 〃八升　祖重郎
一 〃壱升　伝兵衛
一 〃八升　七兵衛
一 〃六升　与左衛門
一 〃六升　佐与兵衛
一 〃五升　茂兵衛
〆籾壱石六升

一 籾五升　市右衛門
一 〃三升　勝三郎
一 〃六升　三之丞
一 〃六升　元兵衛
一 〃弐升　岩右衛門
一 〃四升　勝右衛門
一 〃五升　政　八
一 〃三升　広兵衛
一 〃四升　久左衛門
一 〃四升　儀右衛門
組合員ら

村役人中

六　飢饉対策としての夫食代用食の栽培と貯え

幕府は飢饉の対策として御教諭書を各村々に示し、夫食代用食の栽培と貯え方についてこまかく明示した。

百姓一統申し合わせて、夫食はもちろんのこと、木の実、草の根何にても栽培しため置くように心がけること、はとむぎ、えんどう、やまいもその他の品々何なりとも空地に作り、夫食としてたくわえ置くよう示した。このことは天明三卯（一七八三）年、弘化二巳（一八四五）年にそれぞれ通知したが、村役人共は請證文も出さなかった始末、この度は御趣意の通り取り行い実施の報告書を提出すべしとした安政三（一八五六）年の御教諭書が水船部落より発見されている。

市川御役所

夫食養可相成品々貯方御教諭書

水船

不作之年柄、百姓共夫食等拝借相願候得共、一体農家之者、一秋不作等ニ而飢渇及候と申程之儀ハ有之間敷、平常之心掛ニ而一年半年之飢を凌候程之手前不調之事者有之間敷、百姓共一統申合五穀之外ニも土地に応じ候ものを作候儀ハ勿論、木実、草之根何ニ而も養ニ相成候品ハ、仮令不用ニ相成候迄も採之置候様可致事。

一　春中照続苗代水差支植付不相成又者五月中大雨等ニ而、稲草水腐致候類、秋検見之節仕付荒抔と名目を附、内見帳江記シ引方申立候儀多有之候得共、右体之儀有之候其節相届見分請其時ニ当り何ニ而も出来立可申品達植付可申粟、稗之類春植向之遅速も曾而不構殊ニ稗春田ニも畑ニも出来、水旱ニも痛少き由候間、前春分ゟ之気候等無覚束向候年ハ兼而稗苗等可心掛置事。

但し田方之雑事作者其村も上毛米を御年貢上納致候儀ニ付心得違ニ而稲作仕付不相成場所は其儘荒シ置候事有之右上毛米御年貢上納致候者、百姓勝手作之事ニ而稲作不相成無拠雑事作仕付候儀ニ付、心得違致間敷候事

一　薏苡仁に仁（はと麦）者麦にも勝り候ものニ而畑江作候而も利を得る事有之由尤農地ニ応真土は勿論、砂地ニ而も出来易一旦植置候ば諸草不厭はびこり出来立候物候間秣場等之端或は用悪水路川縁、堤等植付実を取貯候様可致事

但シ　二月植八月ニ実を取候ものニ而　尤実之形細長く皮白方粮ニ宜候事

一　縁豆（えんどう）は畑之畔、崩畑めく様之地ニ而も出来立、殊ニ二月末に植、五月末六月実を取る、直ニ植又ハ八月ニ実入候ニ付糧ニ作候而、甚益ある物ニ候間、種を貯、少し空地迄も植付似様可致事

一　薯蕷（やまいも）河首馬草括蔞（かしゆところ）括蔞（からすうり）、蒟蒻、

葛、蕨等は五穀にも不劣夫食ニ相成候物ニ而、自ら山林、草地等江生ジ木立障にも不相成物候間百姓持山或は御林之内迄も種蒔付事。

一　荒地之内本田畑ニ起返米麦等の上穀出来立申間敷の見込候土地者其土地ニ応し世免て百姓之糧ニ相成候品、無油断植付可申事。

一　御林山之内木立無之新田畑開発は難相成、空地同様之場所等可有之其外木立薄き場所等江も、地元村百姓役として樋（かや）栗、椎之類土地相応之物を植付成木之上実を結候而、年々採之夫食ニ貯置候様可致事。

右之趣、天明三卯年、弘化巳年相触有之猶又去卯年中百姓夫食糧ニ可相成、木之実草之根其外何品ニ而も貯方之儀致仰渡候ニ付、同年卯十二月中申渡請証文申付置候処、右貯方取計候趣届出候村方無之畢竟村役人共心得方等閑故之儀ニ可有之依之前々御触之趣猶申諭候間、お役人共実意ニ差はかり厚世話致し難有御趣意貫候様可致候。前書蕎苡仁等前品々植付候、凡反別並此上植付荒地其外場所名々場図面取調来巳二月晦日迄ニ可申立候、尤右貯方格別骨折世話行届候、村役人は御筋迄申規模相立候様致可遣候間、差はたり出精可取斗候事。

安政三年
辰十二月

お教諭書の内容は

不作の年に百姓共夫食の拝借を申し出るものがいるが、一秋ぐらいの不作で飢渇を訴えるのは、それは心がけが悪いからである。百姓は皆申し合わせて五穀の外でも土地に合ったものは木の実、草の根、何でも食べられるもの、たとえ不用になってもこれを採りたくわえ置くようにすること。一春中照り続き、また五月中大雨で苗が腐りなどしても田を荒らすことのないようにする。もしそのようなときは粟、稗等を春植えすること、特に稗は春田でも畑でもよく水旱にも強いゆえ、春気候が悪いと思ったら稗苗を用意すること。

ただしこのようなとき稲作もせずそのまま荒らしたときでも上毛米は年貢として上納すること。

一はと麦は麦にも勝るもので、畑地はもちろん、砂地でもどこでも良いので秣場の端や用水路の川ぶち、堤等どこにでも植え付けること、一えんどうまたは畑の畦、崩れ畑等どんなところにでもでき、殊に二月まけば五、六月にはとれ、又すぐまけば八月にはとれるもので、はなはだ益の多いものなので、種を用意し、少しの空地でもまくこと。

一やまいも、かしゅところ、からすうり、こんにゃく、くず、わらび等は五穀にも勝るものなので、百姓は持ち山、御林どこでも植え付けること、一御林の内木がなく畑にもならないところには、かや、栗、しい等植え付け夫食にため置くこと。以上のような内容のことが書かれている。

七　役所よりの救済金下賜にまつわる問題

天保七年は近年まれに見る大凶作のため、貧民を救うことを目的として物持ち衆から出金させて救済金として難渋の者に渡されたが、その返還は籾種代のみは三割の利子つきで五か年々賦で返納するよう命ぜられたが、極難の者は返納できませんのでご容赦願いたい旨、代官所はもちろん御奉行所まで歎願してほしいとの、百姓百十九人から村役人への願い書も出された。天保八（一八三七）年の三沢村の例である。

天保八年
当村小前一同願連印帳
御願申定之事

八代郡三沢村
名　主　勝右衛門

一　去申（天保七）年之義者、稀成大凶作ニ付、郡中村々物持衆中ゟ差出金被仰付則当春方、楠甫村善応寺江御手代葉山孫三郎様御出役被遊壱人別々被御召出御手渡シ被下、難有頂戴仕罷有候処、当五月ニ相成東西川内領村々物持者勿論、難渋之者迄被御召出、御用金被仰付一統難渋仕候処、当八月右御手渡被下候御用金之内ニ而、籾種代三割之利金差加へ（天保九（同十三））戌ゟ寅迄五ケ年賦返納可致旨被仰渡候段、村御役人中ゟ被仰聞、村方一同驚入、極難之者ニ而御返納出金相兼候間、此段村

々惣代を以御用金御下ケ願籾種代御返納、御用捨被成下候様、御役所様者勿論御奉行所様迄御歎訴被成下度、小前一同奉願上候、然上者惣代雑用之儀ハ何程相掛候共、脇村々振合ヲ以無相違割合出金仕可申候、尤御用金御下ケ相成不申候節者御用金掛者出金不仕様、双方相談之上取極置申候、依之小前一同連印ヲ以御願申上候処仍如件。

天保八酉
九月　日

富右衛門
外　百拾九人（略）

当村
御役人中

当時は栽培技術の低さと品種の劣悪などによって自然災害への対応等の不備の条件が重なり、江戸時代には度々飢饉が襲来した。一たん飢饉になると、その主食のほとんどを米麦と雑穀にたよっていた当時の百姓は、抵抗力も弱くきびしい惨状を呈した。

これに対し、幕府も飢饉の調査や救援、平時にあっては食糧作物の栽培や貯穀の奨励等様々な飢饉対策が真剣に講ぜられ、その様子が古文書によってうかがい知ることができるが、文化程度が低く、交通も発達せず、幕府の行政も形式的な行動にすぎなかった往時としては、施策は皆無の状態に等しいもので、百姓たちは自然の中にほうり出され、弱者から倒れていったようにも思える。その上百姓たちは苦労して得た食糧も年貢米として上納させられたということを思うとき、百姓たちにとってはまさに天災と人災の二重災害を被ったことになり、塗炭の苦しみを受けて悲惨この上ない状態を呈したことになったともいえる。

第四章　明治時代

第一節　維新前後

一　皇妹和宮の降嫁

公武合体策　徳川家康の江戸開府以来、二六〇余年間にわたった封建政治も終末が近づいた。第一四代将軍家茂に至って、内にあっては尊王と佐幕の対立化、外からは諸外国の圧力が加わり、国状騒然の様相を呈していた。

安政の大獄で多くの勤王の志士が処刑され、幕府と朝廷の関係は、ぬきさしならぬところまで悪化していた。

桜田門外の変で大老井伊直弼が横死してから、老中首座久世広周等幕閣の首脳部は、朝幕間のくいちがいをなくして、公武合体をはかろうとした。

その実現の一策として、老中安藤信睦は京都所司代酒井忠義に命じて、皇女の降嫁を策謀させた。和宮は仁孝天皇の第八皇女で親子内親王といわれた。当時一五歳で、六歳のときから有栖川宮熾仁親王といいなづけであった。朝廷は強引な懇請とおどしに屈し、宮の降嫁を承諾した。

和宮は降嫁交渉の翌年、文久元年十月二十日に心にもなかった江戸下向の旅に出発した。文久二年二月十一日、江戸城において同じ年齢の将軍家茂と婚儀の式をあげた。

助郷の状況　和宮の中山道下向に関連して、本町内にある古文書は興味深いものである。町内の村々から、遙かな軽井沢、追分、及び沓掛宿へ加助郷として出役し、宮の行列の雑役人足に当たった。

封建体制下で、事あるごとに民衆を動員する仕組み、動員に応じた代官や、村役人の役割。諸経費の村々末端までの割り付けや、遠い旅のことども、人足として参加した庶民の苦労がしのばれる。



和宮下向に関する議定書の一部
（市之瀬区蔵）

為取替申議定書之事

今般
和宮様御下向ニ付市川附衆壱ケ村当分加助郷御印状被下置候ニ付左之通取定メ申候

一、人足数触当之処日限遣払等之付問屋年寄衆江談判之上沙汰可仕候
右惣代之儀ニ付御当日六日前出人足名前帳持参沓掛宿江着談判之上手配可仕事、人足小屋之儀定助郷ニ而拵置候間壱人ニ付銀弐匁四分づゝ小屋賃差出可申候尤人足着之節致勤定相済可申事

一、御当日人足食事人足壱万六千人江御米四斗入弐百俵被下候御沙汰之処寄人足馬士は三万二千五百人寄候ニ付右御米弐百俵人数江割合可申処市川附之儀は小屋代之内ニ而相弁可申候且薪木之儀は銘々入用次第買入可申候

一、馬触当ニ相成候分馬一疋人足弐人ニ替り差出可申事
前書之通対談仕候上は相互ニ□敷仕御伝馬無滞急度相勤其外取極メ有之ハ廉々双方少も相違仕間敷候依之為取替議定一札仍如件

中山道追分
沓掛
軽井沢
三宿助郷惣代
内山村
組頭　儀左エ門
馬瀬口村
文久元酉十月九日
名主　治左エ門
甲州市川附御支配所
六拾壱ケ村惣代

道　村　助左ヱ門
大塚村　三郎右ヱ門
一色村　茂兵衛

請取一札之事
一金　弐両也
右は小屋掛代金之内書面之通り慥ニ受取申候也
中山道追分、軽井沢、沓掛三宿
助郷惣代
内山村　組頭　儀左ヱ門
馬瀬口村　名主　次左ヱ門
文久元酉年十月
市川御陣屋附惣代甲州八代郡
道　村　助左ヱ門
大塚村　三郎右ヱ門
一色村　茂兵衛

人足馬士の数三万二千五百人とは大人数である。内容が明らかではないが、延べ人数とも思われる。市川代官所管内から参加した人数は、一両を百匁として、二百匁を二匁四分で割ると、八四人ほどとなるが、その数は定かではない。

市川代官所支配下、八代郡の郡中惣代三人は、人足名簿を持参して現地に出張、三宿惣代と小屋掛その他、用意すべき場品等について打ち合わせをしてきた。その結果を十月二十一日に代官所へ報告した。次の書き付けはその報告書である。

乍恐以書付奉申上候
郡中総代道村助左ヱ門外弐人書上候今般和宮様御下向ニ付当御支配下八代郡村々
当分中山道追分沓掛軽井沢三宿江加助郷被仰付候ニ付同宿々江助郷惣代之もの罷
越人足小屋掛等其外談判有之候ニ付用意之品々其外左之通

一、弓張灯提壱張づゝ
　外ニ目印と申て四五ケ村づゝ組合　高張灯提用意可致候
一、寒国之儀ニ付綿入弐枚づゝ用意可致事
一、簑笠、行杖、わらじ用意可致事
一、飯米並味噌之儀往返十二三日程用意可致候
一、宰領之儀は村役人罷出極小高村は二三ケ村づゝ組合大高村之儀は人数に応し
手配差支無之様可取計事
一、村仲出立巨摩郡長沢村泊り夫より信州佐久郡高野町村泊り同所より沓掛宿迄
之積り
右之外取締として御目鑑を以惣代之もの弐人被仰付其もの共の差図を請右御用御
差支無之様仕度奉存候右は彼地より罷越候助合惣代之もの談判之上乍恐心得方奉
申上候此段御聞済被成下置候様奉願上候　以上
大塚村　三郎右ヱ門
道　村　助左ヱ門
一色村　茂兵衛
木村薫平様
市川御役所

文久元酉年十一月二日宰領出立三日より外人足は市川宿迄夜中ニ出
立仕
和宮様　御下向ニ付信州沓掛宿江当分助郷ニ人足被仰付諸雑用　割合帳
此帳面御帳箱ニ用る帳前代ニも候間万一後年ニ有之候て見合之為
也
（帳面の表紙）
車田村　名主　新太郎

車田村
切房木村　両村割合分
十一月二日　市川江払
一、七百六拾四文　高張提灯壱張代

一、百文　　同竹代

三日

一、金弐朱　今福渡舟賃払
一、七百八文　大蠟燭十五丁
一、壱貫文　中蠟燭六拾挺
一、三〆百六拾六文　薪代沓掛宿問屋払
○此甲銀弐拾両五分
　但両替金ニテ当六貫四百文
　壱〆八拾文　六仁村内宿ニ御用相済候ニ付五ケ村ニ祝払
○此七両弐匁　但両替右同断
一、六匁　上酒五升
　是は弐ケ村出立之節名主方へ祝仕
一、百廿四文　ひの木たいまつ十二把
　内弐把奥右エ門　十把茂兵エ
〆金弐朱分
　此五両壱分七匁
　弐貫七百文分
　此拾七両五匁
○三拾三両五分弐匁
　弐ケ村割分
金五拾五両七分四匁五毛
　石高
一、八拾壱石弐斗　車田村
一、五拾六石六斗弐升八合　切房木村
合高百三拾七石八斗弐升八合
　但高壱石ニ付四分五毛宛
掛高五拾六石六斗弐升八合
一、弐拾弐両九分三匁　切房木村
掛高八拾壱石弐斗

一、三拾弐両八分九匁　車田村
　弐ケ村割合分

十一月二日昼より出立　宰領名主　新太郎
　十三日戻り　拾壱人
　此日賃三〆八百四拾八文
　但壱人賃三百四拾八文ツヽ
十三日戻り　百六拾五人
　重助倅　文左エ門
　茂兵衛　万　吉
　政　吉　仲右エ門下男　嘉兵衛
　吉右エ門　忠三郎
　兵　八　善兵衛
　庄左エ門　奥右エ門
　喜左エ門　幸左エ門
　重右エ門
此日賃　四拾九貫五百文　キリ上組代
　但壱人三百文ツヽ
外二九人　此賃壱〆三百四拾八文
　政　吉　嘉兵衛　喜左エ門　六　吉
　兵　八　十右エ門　善右エ門　奥右エ門
　忠三郎
是は沓掛宿より坂本宿迄別段ニ御用相勤候間
　壱人百四拾文ツヽ増賃
二日より三日朝迄市川ニ而入用
一、壱〆四百七拾弐文
三日
一、七貫弐百文　米壱斗六升
　韮崎宿拾六人
　扶持米沓掛宿ニ用意之分仕
同

若神子村ニ泊り其外小入用共
一、四貫九百九文
外　三百文　長沢村ニテかき代済
是より信州地ニ相掛り銭相場違ひ申候
同晩　海尻泊り諸入用
一、五貫弐百文
五日迄分泊リ諸入用
一、七メ四百六拾四文
六日　沓掛宿ニて木銭払
一、弐貫文
七日より八日晩迄
八幡宿江夜中引上人足参り其外小入用共
一、壱メ九百四拾文
九日より十日迄
沓掛坂本宿迄参諸入用
一、三貫八百拾七文
十日晩　追分宿ニテ泊リ諸入用
一、四貫八百文
十一日晩　戻り海尻泊り諸入用
一、五貫六拾四文
信州地
〆三拾貫三百壱文
此甲銀百九拾六両五匁
十二日　甲州地ニ相成　韮崎宿泊リ諸入用
一、四貫九百七拾六文
十三日　韮崎宿鰍沢宿ニテ諸入用
一、弐貫七拾弐文
甲州相場
〆七拾五貫六百三十七文
甲銀四百七拾七両七分三匁

信甲并切房木村と割合共ニ
〆七百六両六分七匁
村内ニ入用　此目方五百八十目
一、弐貫拾四文　五分　拾七本
一、六メ五百文　餅米壱斗弐升　上白米壱升用意ニ而信州江持参
一、七拾八文　すき返し紙、もち包紙
一、金弐朱
此ハ同十八日
是は弥五右エ門人足に仕度仕候而出府いたし候得共足痛ニて韮崎より相戻り候
得共夫々小仕度も有之候間骨折として差出申候
市川ニ而払
一、三百弐拾弐文　御用提灯壱張
一、弐朱
此ハ同十八日
是は信州江出立留主中夜番大切ニ相勤候ニ付源蔵方へ差遣候
六口
〆拾貫六百九拾四文
此甲六拾七両六分弐匁
合七百七拾四両弐分九匁
四百四拾八文
提灯とし立紙代　六左エ門方払
〆七百七拾三両三分五匁
掛高九拾八石六斗八升壱合ニ割
但高壱石ニ付
七両八分三匁五毛宛

名主　新太郎
長百姓　六左エ門
〃　仲右エ門
〃　長右エ門
〃　嘉右エ門

百姓代　仲　吉
〃　徳右エ門

右は車田、切房木両村分の精算勘定である。次は久保、大山、嶺村の組の精算帳である。

文久元年
和宮様人足賃銀割合帳
酉十一月　日　（表紙）

八代郡　久保村
大山村
嶺　村

おぼえ

一、壱メ三拾弐文　灯燈二ツ
一、弐メ三拾六文　ろふそ久二箱
一、三百弐拾四文　市川弁当
一、五百七拾弐文　〃　叶屋酒代
一、壱メ四百文　舟ちん
一、三メ百七拾弐文　竜王泊り
一、六百文　韮崎　小休
一、壱メ百拾八文　同所米口代
一、四百六拾四文　小田川弁当
一、弐百拾弐文　箕和　小休
一、三百文　ふし
一、八拾四文　目印
一、弐貫八百文　長沢泊り
一、五百三拾六文　海之口弁当
一、五百文　上畑酒代
一、四メ弐百文　野沢泊り
一、三拾弐文　紙代
一、百弐拾四文　目印
一、弐百五拾弐文　妙婦り出し
一、百文　円蓮丹
一、四百弐拾四文　小田井泊り
一、三百四拾文　口宿　小休
一、金弐分　米代
一、四拾文　油元結
一、金三朱　すみ
一、弐百文　六し
一、金弐朱　薪代
一、五百文　根久井塚夕めし
一、弐百文　酒代
一、六百文　塩名所木銭
一、百文　さどう
一、五百拾六文　酒代
一、百七拾壱文　坂元屋小使
一、四百文　荷物継送り
一、壱貫四百八拾四文　追分木銭
一、弐百五拾文　酒代
一、壱メ四百七拾弐文　八幡弁当
一、百文　円れんい丹
一、百文　笠取峠　小休

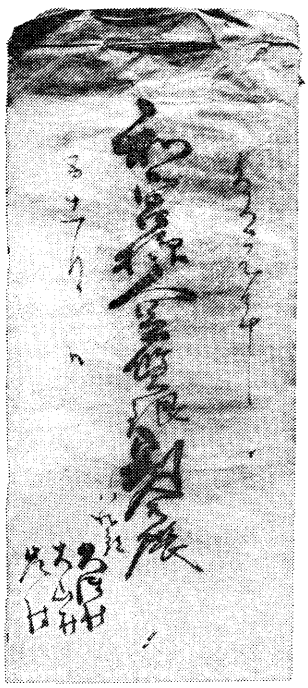

和宮様人足賃金割合帳
（嶺区蔵）

一、三百八十文　酒代
一、金弐分ト百文　長久保泊り
一、三拾弐文　元結
一、四百八拾文　和田峠　小休
一、九百八拾文　高木村弁当
一、百文　〃
一、百五拾六文　あんま
一、金弐分壱朱　上訪諏泊
　弐百四十八文
一、金七百六拾文　金沢弁当
一、四百八拾八文　だいこ原酒代
一、弐分ト四百六拾八文　〃　泊り
一、八百六拾四文　韮崎弁当
一、四百八拾文　〃
一、四百六拾六文　布施　小休
一、三メ五百文　市川宿泊り
一、壱メ五百十一文　酒代
一、六百拾文　酒代
一、餅八升五合半　代四メ三百拾弐文
一、米弐升五合　代壱メ百廿四文
一、弐升一盃半　代九百五拾文
一、味噌　代七匁ト百文
一、八人　代三匁弐分　三村分会
一、弐百八拾文　右酒代
一、壱人　代八分　岩下村出会
一、壱匁　右酒代
一、拾壱人　代四匁四分　三村役人
一、弐匁二分　酒代
一、三分　紙代
一、金三朱　賄代

一、三貫三百文　才領
一、三拾九メ　人足百五拾六人
一、四百匁　相場違ニ而入る
〆　金三両
　此銀百八拾四匁弐分
　銭八拾八貫六百五拾壱文
　此銀拾六匁四分
銀〆七百匁五分弐厘
　割高八拾石五斗四升四合
　　但、壱石ニ付甲銀八匁七分
一、高四拾五石弐斗五升　久保村
　此銀三百九拾三匁六分七厘五毛
一、高拾六石五斗六升壱合　大山村
　此銀百四拾四匁八厘
一、高拾八石七斗壱升三合　嶺村
　此銀百六拾弐匁八分

前記資料のほか、和宮下向について人足の割当、出費、手当などの記録が市之瀬村にもあった。

市川宿を十一月二日出発して十三日に帰ると、一二日間の旅である。往路は韮崎市から、南佐久郡南牧村（海ノ口）を通り佐久市に至る。佐久甲州街道であった。北巨摩と海ノ口あたりに各一泊して、二泊三日くらいで目的地についたようである。復路は同じ街道を帰ったものと、別に軽井沢から小県郡和田村を経て、諏訪への中山道、さらに、諏訪から韮崎への、信州往還を帰郷した組もあった。

現在の道路で、鰍沢から韮崎までの国道五二号線、韮崎から一四一号線、一八号線をつなぐ、沓掛までの距離が約一一五キロある。当時は谷あり、峠あり、曲折の多い道で里程は相当に延びていたことであろう。

小さい村では二、三ケ村が連合して参加している。車田、切房木連合は一五人の参加者名があり、延人数一六五人とある。下部町内の各村々の連合からも、およそ、この程度の人数が出たものと思われる。

この助郷道中の諸費用が、こまかく記録されていて、参考になることが多い。人足の日当が日賃三四八文とか、人足一五六人で三九貫（一人たり二三六匁）などと記されている。後で日賃を割増した組もある。米の値段は一升およそ四五〇匁であったようである。

江戸幕府の幣制では、金、銀、銭があって、大取引には金銀が、小取引には銭が用いられた。金貨の種類には、大判（一〇両）、五両判、一両小判、二分判（二枚で一両）、一分判、二朱判（八枚で一両）などがあった。四朱で一分、四分が一両である。

銀貨は秤量貨幣で貫、匁、分、厘があって、一貫は一、〇〇〇匁、一〇分が一匁、一〇厘が一分である。金銀の交換は、金一両が銀五十匁に当たり、後に変動して六〇匁になり、江戸末期には一〇〇匁以上にもなった。普通孔あき銭の単位が文である。千文が一貫に当たる。

甲州と信州では銭相場が違っていた。車田切房木の記録によると、信州の三〇貫三〇一文が、甲銀一九六両五厘とある。一両を一〇分ノ一貫とすれば、甲銀は一九・六貫になる。三〇・三貫は、甲銀の約一・五倍になる。これは甲州金の値うちが高かったことを、あらわしてはいないだろうか。

人足には米が支給されたとあるが、市川役所からの人足には、小屋代の中に含まれていて、米の現物支給はなかったようである。

助郷に要した経費は、各村の石高に応じて割当られ、やがて各戸から徴集された。その一石当りの掛高は村々により大きな差がみられる。経費の一部分が公儀などから支給されたかどうかは、定かではない。

二　薩長戦争

征長戦と治安　文久三年八月十八日の政変で、尊攘派公卿と長州藩が朝廷からしめだされた。二十六日には京都御所に、公武合体派の巨頭、京都守護職松平容保等と、在京の諸藩主が集合した。

十一月二十六日には一橋慶喜も京都に入り、翌年正月には参与会議が成立して、合体派が勢をもりかえした。

長州藩はこの参与会議からしめ出されていた。長州藩を頼みにしていた尊攘派志士の、あせりによる動きが活発化した。元治元年六月五日夜に池田屋の変が起きた。その変報によって長州藩内はにわかにわきたち、やがて、七月十九日の禁門の変となった。京都守備軍と長州軍との間に、蛤御門で激戦が展開された。

孝明天皇は元治元年七月二十三日に、長州追討の命を下した。第一次長州征伐は長州藩の恭順によって、十二月二十七日の撤兵命令となって終了した。

しかし、長州藩内の諸隊はその勢力を増強していた。慶応二年正月二十一日には、薩長同盟の密約も成立していた。これよりさき幕府は再度の長州征伐を決意して、将軍家茂は慶応元年五月十六日に江戸城を進発した。同年閏五月二十五日に、陸路を大坂城に到着した。

かくしているうちに、九月二十一日に長州再征の勅許が下った。翌年六月七日に戦端が開かれた。だが、征長軍参加の各藩は、それぞれ藩内の事情もあって、足なみがそろわなかった。

このころ、紀州藩内や、大坂（阪）周辺に世直し一揆が爆発した。江戸でも打ちこわしが起こった。武蔵、上野、信夫、伊達、豊後、杵築などの一揆がとくに盛んであった。

幕府軍は連戦連敗の状況下で、慶応二年八月二十一日に、天皇に休戦命令を出させた。

当時、天領としての甲斐一円は、幕府の直轄地で甲府勤番の支配下におかれていた。四囲を山にかこまれた天険の地で、江戸の守りの一環として重視されていた。

征長戦の進行中、国中の治安にはとくに意が用いられ、勤番支配の意志

は、代官を通じて村々に伝えられていた。その反応は町内のいくつかの資料から知ることができる。

乍恐以書付奉歎願候

八代郡東河内領古関中倉釜額右三ケ村役人一同奉申上候今般国中御取締方ニ付村々百姓共之内六十才以下十五才以上剛壮之もの取調可書上ニ而御触渡有之承知奉畏候処一体私共村々儀は極山中耕地狭災地柄ニ而農業一事之活業相成兼候ニ付血気盛之もの共土地之産物其外等旅商ひいたし又は駿州路江罷越紙漉稼等仕漸営方仕在殊ニ古関村之儀は駿州より甲府江の往還ニ而口留御番所御建被置同村並中倉村ニ而隔日番相勤釜額村は右加番相勤別而同村之儀は御林守被在何れも三役御免除被仰付候儀ニ而去々酉年中　和宮様御下向ニ付加助郷被仰付候節も右始末申上奉歎願一旦右御用御免被仰付候処其後尚多分之人馬御触増有之精々御利害之上己来之例ニ不抱半高勤被仰付候極之義ニ而非常等之節は三ケ村之もの共被出御番所守渡仕候義ニ御座候間何卒格別之以御慈悲今般御用之義御免被仰付被成下置候様御憐愍之御沙汰幾重にも奉願上候　以上

文久三癸亥年七月

八代郡東河内領
古関村
名　主　甚右エ門
長百姓　沖右エ門
百姓代　元兵衛
中倉村
名　主　長右エ門
長百姓　勇右エ門
百姓代　政右エ門
釜額村
名　主　八兵衛
長百姓　市之丞
百姓代　勇　助

市川
御役所

天保七年の郡内騒動は国中までまきこみ、甲府勤番の軍事力も無力化されたが諏訪藩兵などによってようやく鎮圧された。同年の三河加茂一揆、翌年の大塩の乱とともに、徳川斉昭が幕府権力の没落を警告した三大騒動の一つであった。この事件がわずかに二七年前のことであった。

一五歳から六〇歳までの剛壮の者をもって、自衛団を組織することと、農兵の徴兵は、甲府代官支配下の一三七ケ村にも命令されていた。市川代官所管下の村々にも、同じような内容の触が出ていた。

別の記録によると、「お上の御用にて村々一五才以上六〇才までの者、数人づつくじ引にて選定御用人足に徴集される」とある。これは文久三年八月のことで、剛壮の者の名簿提出だけでなく、実際に人足として徴集されたことがわかる。

それにしてもこの三ケ村は、番所や御林守の勤めを理由に、和宮様下向の助郷人足を断わり、今度は、剛壮の者調べも断わろうとしている。

嘆願書中にある三役とは、㈠御伝馬宿入用米（切石、岩間など伝馬宿への入用米、後には、宿への助郷出役もあった）、㈡御蔵前入用金（年貢米蔵の費用、人足出役もあった）、㈢六尺給米（幕府雑役夫の給米）の三つで江戸時代の高掛物である。石高を基準に賦課された租税で、享保六年以降は百石につき二斗であった。

また、村人が旅商、出稼などで生計をたてる、山村のようすがわかる。

この嘆願が聞き届けられたかどうかの記録はない。

「出女入鉄砲」は、江戸にいる大名の妻子が国もとに帰ること、江戸に武器がおくられることを警戒した、封建体制維持の代表的なことばである。幕末期でもその事情はかわらず、治安維持上の重要さも加わり、住民の鉄砲所持はきびしく制限されていた。

慶応元年寅六月
献金小前書上帳
八代郡根子村　（表紙）

一金三両　幸右衛門
一金三両　伝兵衛
一金弐両　利兵衛
一金弐両　兼兵衛
一金壱両　永左衛門
小以金拾壱両

右者今般御進発御用金之内上納奉願候壱人別書面之通御座候　以上
寅六月
八代郡　根子村
名　主　儀右衛門
長百姓　幸右衛門
百姓代　兼兵衛
市川
御役所

この僻村の、しかも小前（大高持の大前に対する、江戸時代の弱小農民）百姓までが、長州征伐の御用金を献金としていることに驚く。代官を通して公儀が命じての献金か、生活の平安を願っての、自発的な拠出であったものだろうかは不明である。

博徒、無宿の取り締まり　将軍が長州征伐のため、大阪に出陣中であり村々の治安維持が一層必要とされた。

慶応元年
御触書連印帳
丑十二月廿九日
八代郡
桃久保村
（表紙）

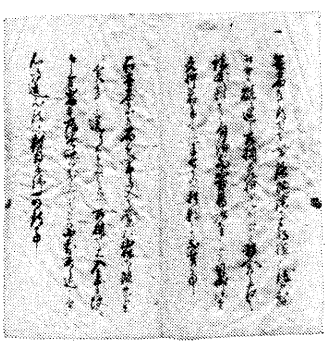

蔵美正野佐**御触書連印帳の一部**

当時長防御征伐
御進発中ニ付諸方穏便之取締致義申迄も無之義ニ付　追々触置候を村役人五人組頭之者其外重立候者申合村内昼夜見廻り厳重取締可致事

一　無宿共之内刀を帯　鉄砲鎗等を持横行致候趣相聞　既ニ追々召捕差押差出候も　移人有之右は諸民難儀は勿論不容易次第ニ候間　見掛次第差押若手向致手余り候ハヽ　打殺候共不苦事右無宿者共　宿をいたし又は堂社山林等ニ隠連候者迄　食事等送り候者有之候者召捕之上　入念手弾（段）等、申付厳重致吟味候義ニ有之候間小前末々迄申聞心得違不致様村内取締可致事

一、博奕御法度之趣者申迄も無之　村民業躰授之候義ニ付、村役人其外見廻候節家舟並堂社山林迄も相見掛次第差押可訴出事

右之趣村々厳重不洩様　村役人共より申渡し壱人別請出印形取置可申　尤不時見廻り出役差引其節見届候間　若等閑之村有之おゐてハ　村役人共越度之次第厳重可及沙汰候　此廻状村下令請印月日剋付ヲ以厳達留村より早々可相返者也

丑十二月廿六日

名　主　庄二右衛門
長百姓　喜　兵　衛
百姓代　与一左衛門
小　前　久　七
八郎兵衛
忠右衛門
甚右衛門

市川
御役所

取り締まりの対象は無宿者、博徒、武器をもって横行する者などである。彼等に宿をかしたり、食事をあたえぬこと。村内昼夜の見回りにより、見掛しだい取り押え、手向かう者は打ち殺してもよいという、厳しいものである。

村では百姓一人一人の連印状の請書をつくり、代官所に差し出した。

御請書之事

今般国内無宿博奕盗賊共厳重ニ御取締　御出役様御廻村被遊其節被仰渡候ハ一村限りニ村法を以厳重に取締方可致旨被仰付候に付前々より御法度書之趣堅相守可申勿論聊も博奕等致間鋪候万一右様不正之儀致候ハハ六日内戸〆仕其上組合申付当人江縄等掛ケ村内引廻し可申候段被仰聞候依之一同連印御請書差上申処如件

慶応二年　　保右衛門
寅五月　日　　常　八
　　外二一名
　　（省略）

八代郡杉山村
名　主　万兵衛
長百姓　広　蔵
同　断　又左衛門
同　断　伝左衛門
百姓代　丈右衛門
同　断　政右衛門

役人が取り締まりをいい渡して、村々を回った。杉山村の取り締まりの村法（その村だけのきまり）は、不正のあった者は戸締まりにし、縄を掛けて村内を引き回すという罰則まで設けて差し出した請書である。

差上申御請書之事

一、国内無宿博徒盗賊共厳重之御取締之義被仰出候義ニ付而者一村限仕法相定以来取締方行届候様可取計旨今般御出役様御廻村之上村役人中江被仰渡候ニ付仕法立右之通取極申候

一、無宿無頼悪徒一夜たりとも差置並食料与へ候もの者早速御役所江訴上可奉御吟味請事
　但隣家のもの平常□故ニ御村許江不申出候ハハ其段御役所江申立尤右入用差出申事

一、村方百姓悪徒者たらき候歟又ハ悪事等江加候者共者風聞たりとも差押早速御役所可申之事
　但し隣家のもの当人御吟味仕置済之上其次第に寄右入用迄差出可申事

一、博奕宿致候ものは早速御役所へ御訴申上御仕置済之上三十日之間戸〆之事
　但し隣家組合三日之間戸〆之上右入用も当人江准し出銀可致事

一、博奕江携候もの者早速御役所御訴訟申上御吟味済之上村法を以三十日の間戸〆之事
　但し隣家組合共次第寄戸〆入用之義当人者勿論隣家組合たりとも出銀可致事

前書之通御取締筋ケ条を以一人別ニ被仰聞承知仕候然上者御役人中昼夜ニ不限堅御見廻被成候義ニ付万一如何之仕業御目留御役所御訴可相成候吟味御仕置済等相成候上村法受候とも決而御恨申間敷候加之右一件ニ付諸雑費割合少も村高役江相掛ケ受度様申間敷候
仍之一同連印御受書差上申処如件

八代郡大炊平村
小前組頭　文　蔵
外　六人
組　頭（一二名省略）

慶応二寅年
七月　日
村方
御役人中

前書之通御取締私共村方仕方立之義可為読聞壱人別請印取置候間此段右以写奉差上候処相違無御座候　以上

大炊平村　名　主　庄右衛門
長百姓　源　兵　衛
〃　頼右衛門

市川　　百姓代　清兵衛
御役所

大炊平村では役所のお達しに対して、さらに、村法をもって罪科を課し、隣家、組合まで一連託生的な厳しいものである。役所への訴えや、吟味仕置の経費も分担して出すという、念の入れようである。

百姓たちから村役人へ、村役人から代官所へと、形式も整った請書である。

郡内騒動には大量の無宿者が参加して蜂起した農民たちの統制を乱した。幕末になると他国から流れて来た博徒、農村から放出された無宿の横行に、役所も農民も手を焼いていた。

二の宮村（御坂町）源七郎の記録によると、安政年中には竹居村安五郎（竹居の吃安）、若宮の勝蔵（黒駒の勝蔵）、国分村三蔵、市川市松などを親分とする博徒の動きが盛んで、「此ころは右の者共増長致候に付、農事も女ばかりにては野中へ罷出がたきなり」という状態であった。

取り締まるべき役所は三部代官（甲府、石和、市川）と、田安領役所の四ケ所があり、甲府には勤番士が大勢つめていながら、かれらを増長させていた。数百人の子分をもち、博徒間の闘争も激化して、役所も気味悪く思っていた。村方役人に厳重な取り締まりを命じておきながら、役所は手をこまねいていることが多かった。

慶応二年には、市川代官所支配下の巨摩、八代両郡の惣百姓が、代官安藤伝蔵の場所替えを要求して強訴をおこした。それは、代官が博徒の取締りもできず、まったく治安維持能力を失っていること、一般農民からの金銀搾取など、不合理な施策に対する抗議であった。

「此上御捨置候はば、申年（天保七年）同様一国騒乱可仕」と訴状の中に述べられている。当時の郡下の情勢が察知される。

三　戊辰戦争

幕府倒壊　第二次征長戦に敗れてから、幕府の権威はみじめに落ちぶれた。

第十五代将軍慶喜（よしのぶ）は内外の情勢に鑑み、土佐藩主山内豊信（やまのうちとよしげ）の建白を容れて、慶応三年十月十四日に、大政奉還の上表を朝廷に奉呈した。翌十五日に上表は勅許され、徳川家康の江戸開府以来二六〇年間にわたった封建政治も終末を迎え、鎌倉幕府以来七〇〇年続いた武家政治も崩壊した。

慶応三年十二月九日、明治天皇出座の小御所会議において、王政復古の大号令が降り、徳川家の辞官納地のことも決定された。

幕府倒壊の幕切れは薩摩、土佐、安芸、尾州、越前の五雄藩代表と、公卿の宮廷陰謀の形をとった。しかし、明治維新を成功させたものには草莽の活動があった。草莽の士は地方の平凡な名主や豪農で、農兵隊などを組織し、藩権力には利用されたが、反面、その統制にも服さないで行動しようともした。これが倒幕派に結びついて、慶応元年から明治元年にかけて一斉に活動した。この無名の志士の働きによって、明治維新の社会をかなりの幅で改革することができた。

本町内においても、常葉村神主依田兵部藤原国明が、内侍所御守興供奉に勤務して活躍した。

さらに、草莽のもう一つの下層、一般民衆の間に「ええじゃないか」の、民衆狂乱歌舞があった。名古屋地方に伊勢神宮の御札が降ったという、うわさが流れた。「伊勢神宮のお札が降れば世が変わる」というええじゃないかの思想と狂乱は、慶応三年八月ころより大津、京都、大坂、西宮の近畿地帯、駿府を中心に東海道すじ、江戸、横浜、松本と、狂乱のあらしは全国各地に広がっていった。

この「ええじゃないか」の民衆狂乱は、幕府権力を麻痺させた。新時代への民衆の希望と、不安の入りまじった、ゆがめられた解放感の現れと評価されている。

甲府を中心に、本県にもこの大衆混乱が波及した。下部町内では慶応三年九月ころから、各村々に神札が降り、民衆の神参りが盛んに行われた。

当時の不安定な世相は、やがて世直し一揆のどよめきとなって、全国各地に広がっている。米屋、酒屋、質屋の打ちこわしから、名主、庄屋や役所を襲うようになり、規模を拡大して一揆になっていった。一揆の指導者は、富農や中層の農民であり、あるところでは貧農層や町民であった。

この一揆が世直しといわれたのは、封建的な束縛から解放され、新しい社会をつくろうとする、民衆の願いの爆発であったからである。直接的には物価騰への反発、助郷出役反対、農兵徴集への反抗などであった。蜂起した一揆の件数は、慶応二年が江戸時代の最高であった。

次の嘆願書は、昨年の大風水害で米価が高騰したので、窮民救済方法として、麦作取り入れまで、備蓄米を融通されたいというものである。これに対する役所の処置によっては、打ちこわしなどの農民蜂起の可能性もあったと思われる。

作恐以書付奉願上候
切房木村役人奉申上候去寅年之義未聞之大風水災稀成不作未曾有之米価高値窮民救方村備之義御代官様厚以御仁恵当麦作取入迄為請方人前ニ応備穀之義被仰諭ニ随ひ備穀仕先般御届申上置候義ニ御座候然所是迄村役人並重立之者ニ而出穀融通いたし請方取計且は先達中御取締並窮民請方之義ニ付御出役様方御廻村之砌り精々被仰候次第も有之候処最早麦作取入迄日数三日ならでハ無之野夫食差支候者も御座候間此従奉歎願候何卒格別之以慈悲前書備穀御下ケ渡被成下窮民共江割渡請方相成候様奉願上候　以上

慶応三年
卯四月

八代郡切房木村
百姓代　利　助
長百姓　金左ヱ門
名　主　宇兵衛

市川
御役所

嘆願書中に、「去寅年之義未聞之大風水災……」とあるのは、慶応二年八月の瀬戸村徳岩院が倒壊したときの台風のことである。

東征と甲州の状勢　大政奉還後、武力討幕派と公儀政体派の争いの中で、慶喜が新政権の内部に、力をとりもどせる見込みがあった。

これに対抗する西郷隆盛の画策で、江戸薩摩藩邸襲撃事件が、慶応三年十二月二十五日に起こった。

慶応四年正月二日には、慶喜軍が大坂（阪）を発して京都に向かい、三日に鳥羽伏見の戦となった。旗本、会津、桑名藩兵と、薩長両藩兵が激突した。六日までの戦闘で慶喜軍は完全に敗れた。七日に慶喜は幕府軍艦開陽で、大坂を脱して江戸に向かった。

正月七日に慶喜追討令が公布され、旧幕府領は朝廷の直轄地と決定された。十五日に政府は、内政も外交も天皇みずからおこなう、と王政復古の詔書を列国公使に手渡した。

慶応四年二月、有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする薩、長、土など三二藩の兵は、東海、東山、北陸の三軍を編成して、江戸へ進軍をはじめた。

鳥羽伏見の戦いにはじまる戊辰（ぼしん）の内乱は、諸藩に新政府と幕府のいずれの側につくかの、態度決定をせまるものとなった。

幕府直轄領であった甲斐においても民心が動揺して、政治的にも社会的にも不安定な時期であった。この混乱期に最初に甲州に入って来たのは、公家（くげ）高松実村を奉じた高松隊であった。官軍鎮撫隊といって、一月十八日に京都を出発、東山道の諸藩を帰順させながら東進して来た。

この先触隊長として小沢雅楽助（うたのすけ）（一仙）が先行して来た。かれは二月一日甲州に向けて諭達を出して、身分のある者、志気のある者に対して、朝廷への忠勤を呼びかけた。

二月三日には信州諏訪、高遠両藩の警衛士をともない甲府に入った。これに応じて浪人、神主などが参集して、八日には神主約一六〇人が遊軍隊をつくり参加した。

雅楽助は甲州鎮撫十箇条を示した。これは後に「にせ勅使条目」といわ

れたものである。その内容は武田の旧政の復古と、武田の浪士、神主を士族同様にとりたてること、農民には大小切税法の維持、年貢の半減令をしくことであった。これは維新政府の方針とちがっていたために甲州平定後、にせ勅使として抹殺された。

三月上旬には高松隊の神主、浪人の有志は断金隊を結成して、官軍に組み入れられた。

二月八日には江戸脱走の徒兵数百人が、甲州街道を西進して甲州に侵入して来た。しかし、石和、田中両陣屋徴集の民兵（三、〇〇〇人ともいわれた）と、幕命によって入峡した井上八郎の遊撃隊に追われて、相州方面に潰走した。

当時、甲府城内には四百人からの武士が常駐していた。東山道軍は、幕府軍が甲府城に立籠り反抗することをおそれて、甲府城乗っ取りを焦眉の目標としていた。

三月四日には、東山道の官軍先鋒六〇〇余人が甲府に入った。続いて五日には、東山道軍参謀板垣退助の後隊、九〇〇人が甲府に到着した。

甲府城内は主戦派と開城派とに分れたが、開城ときまり、城代佐藤駿河守は勤番士と共に城下を退去した。甲府城は、甲府代官中山誠一郎らによって無事に引き渡しを終了した。これは、幕府三〇〇年の甲府支配の終わりを意味している。

この五日には、幕臣近藤勇の率いる甲陽鎮撫隊一七〇人が、甲州街道から勝沼に到着した。これは、かつての新撰組に会津藩兵を加えたもので、甲府城を占拠して、再挙をはかろうとしたものであった。

しかし、甲府城はすでに官軍の手中にあった。近藤の隊と、一、二〇〇人の官軍が激突した。これが三月六日の柏尾（勝沼町旧柏尾村）の戦である。質量ともに優勢な官軍は、短時間に幕府軍を敗走させた。この戦での官軍の勝利は、甲州の民衆を新政府側につけさせる、決意をうながしたものであった。

このころの峡南の模様が、岩間村の都築匡賀翁の手記に次のようにあらわされている。

慶応カラ明治ニカケテ幕臣又ハ官軍ノ通行スルモノガ多カツタ。勝沼戦争ノハジマル前ノコト、袴ノ股立ヲトリ、大小ヲ腰ニハサミ、鎗ハ何本トナク紐デマルケテ背負ヒ、十人又ハ十五人位ノ侍ノ一団ガ昼夜トナク岩間宿ヲ通過シタ。後デ察シタコトダガイヅレモ幕臣デ、近藤勇ラト呼応シテ甲府ニ入ルツモリデアツタノガ、結局勝沼デ合流シ大イニ戦ツタモノデアルラシイ。勝沼戦争ガオワツテカラ、今度ハ夜陰ヒソカニコノ村ヲ通ツテ静岡ノ方ヘ逃レテイツタ人モアルヨウダ。有名ナ新撰組ノ結城無二三トイフ人ナドモ大宮ノ方ニ長クカクレテイタト、コレモ後デ聞イタコトガアル。

板垣退助は甲州が一応安定したので、全軍を率いて、甲府を出発して江戸に向かったのが八日のことであった。

十二日には東海道先鋒軍参謀海江田武次が、副総督柳原前光の命を受けて、浜松藩兵一〇〇人をしたがえて甲府に入り、政務をとることになった。これで、戊辰の動乱による甲州の動揺は一段落した。次は海江田の告示である。

今般王政復古真の天領と被仰出候に付追々自朝廷御沙汰可有候得共一応是迄通相心得万端支配領へ相付夫々職業勉励可致旨東海道副総督御沙汰候事但大小何事に不関心付候件之候はば不打捨置支配頭へ取次早速申出候尤公明之建言も有之に於ては採用不可致旨御沙汰候事

辰三月

東海道副総督参謀　海江田武次

『山梨県政六十年誌』

海江田は庁舎に、旧幕府の勤番支配所を使用した。これが山梨県庁のはじまりで、甲州における明治新政の発足とみなされる。

明治元年三月十四日には五カ条の「御誓文」が発布され、国家の基本方

針が内外に宣言された。

この日、高松隊の小沢雅楽助は、悪逆無道の巨魁として処刑されている。

官軍は沼津の水野出羽守を甲府城代として、甲府、市川、石和の三ケ所に代官を置き、町には奉行を、村には名主、長百姓の制を存続して、村治にあたらせた。

二十三日には、東海道軍副総督柳原前光が入甲して、三日間滞在官職制を定め、施政方針をたていったん江戸へ引きあげた。

次の資料は、東海道鎮撫副総督からの仰渡書で、各村からは受書が代官に提出された。

被仰渡書

徳川慶喜
朝敵之魁主と相成既
御親征被仰出我等東海道鎮撫の先鋒副総督蒙
勅命進軍之処慶喜東叡山江蟄退謹慎之趣相聞候乍去是迄徳川支配来候新撰組並会
藩其他残賊等所々江襲入邪説を煽立し詐謀百出良民を誘引是為ニ不図天理ニ背候
輩も有之自罪科を招候段不堪痛嘆ニ今後為
皇国勉励努力抽誠忠候儀実ニ億兆の職分ニ候条左ニ可相心得自然心得違之もの於
之有者至当之所置厳重可致事
但し大小何事によらず心付候件々有之
候ハハ上下貴賤無差別不打置夫々支
配頭江取次早速可申出候尤公明之建
言有之においては迅速採用可致候間
甲州一円百姓町人ニ至迄申達一同受
書其筋より取揃本営迄差出候様可致
事

辰　三月　　東海道鎮撫
副　総　督

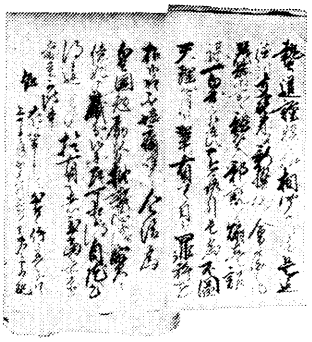

被仰渡書の一部（上之平区蔵）

水野出羽守殿

右之通水野出羽守様より被仰渡候段被仰渡承知奉畏候依て御受書差上候　以上
慶応四辰年
四月十六日

当所支配所
甲州八代郡
大磯小磯村
組　頭　重郎左衛門
組　下　新　助
清左衛門
新左衛門
喜右衛門
（以上九組省略）
百姓代　源右衛門
貞右衛門
定右衛門
松右衛門
見習長百姓　峯　兵　衛
長百姓　直右衛門
市　兵　衛
彦右衛門
忠右衛門
名　主　谷右衛門

上の写真は同じ「被仰渡書」の受書で上之平村のものである。

幕府時代の行政のしくみを、とりあえず存置して、それを使っての命令伝達、請書による趣旨徹底は見事なものである。

新政のはじまりらしく、庶民の公明な建言なら採用するという、ただし書のところに新鮮味が感じられる。

新政の方針　この時期の新政府の方針が、「覚」や「定」の文書となって、町内にいくつか残されている。

次の二つの「覚」は清沢村のものである。

覚

今般
王政御一新ニ付
朝廷之御条理を追ひ外国御交際之義被仰出諸事於
朝廷直チニ御取扱被為成万国之公法を以条約御履行被為在候ニ付而は全国之人民
叡旨奉戴心得違無之様被
仰出自今以後猥りニ外国人を殺害し或は不心得之所業等致し候者は
朝命ニ悖り御国難を醸成した而已ならず一旦御交際被仰付候各国に対し
皇国之御威信も不相立次第甚以不届至極之義ニ付其罪は軽重ニ随ひ士列之者と雖
も削士籍至当之曲刑ニ被処候条銘々奉
朝命猥りニ暴行を所業無之様
仰出候事

三月　　太政官

覚

王政御一新ニ付而は速ニ天下御平定万民安堵ニ至り諸民其所を得候様御煩慮被為
在候ニ付此折柄天下涼浪之者有之候様ニ而は不相済候自然今日之形勢を伺ひ猥り
ニ士民共本国を脱走等いたし候義堅く被差留候万一脱国之者有りて不埒之所業い
たし候而は主宰のもの落度たるへく候尤此時節ニ付無上下
皇国之御為又は主家之為筋等存込違心致し候者は心路を開き公正ニ心を以其旨趣
を尽させ依願太政官代より可申出被仰付候事
但今後総而大奉公人は不及申農商奉公人ニ至迄相抱候節は出処篤と相糺可申自
然脱走之者相抱不将出来御厄害ニ立至り候節は其主人落度たるべく事

三月　　太政官

「御誓文（ごせいもん）」発布の三月十四日は、江戸城総攻撃予定日の前日であった。正月から三月にかけて、内外の情勢は憂慮されることばかりであった。新政府は一日も早く国家の基本方針を宣言し、倒幕戦争を完勝して、諸勢力を結集する必要があった。

薩長出身の指導者は、倒幕がかれらの私意から出たものだと、いわれないためにも、公議世論を重んじるとの方針が必要であった。

対外的には、備前藩兵が外国兵と発砲しあった神戸事件、土佐藩兵がフランス兵一一人を殺傷した堺事件、天皇との会見におもむこうとした、イギリス公使パークスが攘夷主義者におそわれた事件など、列国の強い抗議をまねいていた。外国の信頼を欠いては、倒幕戦争の遂行もおぼつかない状況にあった。それで思い切った開国和親の方針がたてられた。

そして、天皇は京都御所の紫宸殿に群臣をあつめ、次の五カ条の国家の基本方針を天地の神々にちかった。

一、広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ
一、上下心ヲ一ニシテ盛ンニ経綸ヲ行フヘシ
一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

この「御誓文」には新政権が民心をあつめるために、旧来の政治の弊害や、身分秩序をこわしていこうとする、革新的な気迫を見ることができる。

さらに、同じ御誓文発布の日に、五つの禁令が布告された。討幕戦の進行中各地に発生して、新政府軍をおびやかしていた一揆や暴動対策として、徒党、強訴、逃散の禁止である。キリスト教信仰の禁止、草葬（そうもう）に対しては、本籍地をはなれることを禁じ、政治活動を制限した。

次の三つの定は清沢村と、杉山村のものである。

定

一　人たるもの五倫之道を正しくすべき事
一　鰥寡孤独廃疾のものを憫むべきこと
一、人を殺し家を焼き財を盗む等の悪業あるましき事

慶応四年三月　　太政官

定

何事により須よ路し加らざる事に大勢申合候をととう登となへ　ととうして　志ひて稀がひ事くわだつるを　ごう楚登いい　あるひハ申合せ居町居村を立のき候を　てうさんと申寿　堅く御法度たり　若右類の儀これあらハ　早々其筋の役所へ申出辺し　御本うひ下さるべ具事

慶応四年三月　　太政官

定

一、切支丹宗門の儀ハ是迄御制禁之通堅く可相守事
一、邪宗門之義ハ堅く禁止候事

慶応四年三月　　太政官

切支丹禁制の高札は、本町内にも市之瀬の小林英雄所蔵のものがある。新政府も、旧来の村方役人を村治に当らせるとともに、治安維持のために五人組制を重視した。

差上申五人組改証文之事

一　前々従　御公儀様被仰出候　御法度之趣　堅組守五人組限り詮議いたし　不審成もの無之様可仕義　五人組御仕置帳之趣　正月　五月九月　十一月壱ヶ年に四度宛　村中大小之百姓寄合　篤与為読聞　可承知奉畏候　若相背候者御座候ハヽ　如何様之曲事ニ茂被仰付可被下候　為其小前一同連印ヲ以　御請証文差上申所仍而如件

慶応四年辰三月

八代郡嶺村
百姓組頭　元右衛門
組下　藤　助
〃　八之丞
〃　竹　蔵
〃　惣左衛門
〆五人一組（以下の組略）
名主　源　七
長百姓　伝左衛門
〃　才兵衛
百姓代　伊右衛門

市川
御役所

四、江戸開城後の県内動向　三月九日旧幕府陸軍総裁勝海舟の命を受けて、山岡鉄太郎が慶喜の軽い処分と、江戸進撃の中止を申しこむため、駿府において西郷隆盛と会見した。

西郷は慶喜を備前岡山藩にあずけることを主張した。この報告には勝は絶対に反対であった。十三日には江戸薩摩邸で、西郷と勝の第一回会談が行われた。イギリス公使パークスの意向がかげで強くはたらき、西郷は慶喜処分の嘆願書を、政府に取りつぐことを約して、あすの江戸城攻撃の中止を布告した。

西郷は京都の会議で、慶喜の水戸隠退などの徳川処分と、江戸城明けわたしの条件をきめた。四月四日に、西郷は東海道先鋒総督とともに江戸城にはいり、徳川処分の朝旨をつたえ、十一日には江戸城明け渡しが平和裡におこなわれた。

江戸開城後の数か月間の情勢は、戊辰戦争期間中でもっとも深刻なものであった。旧幕士や佐幕派諸藩士が江戸を脱け出して、関東各地で反新政府の戦闘をはじめた。これに呼応する農民一揆も活発化して、各藩ともに鎮圧するために寧日ないありさまであった。

江戸の治安も悪化して、幕臣渋沢成一郎、天野八郎らの彰義隊が上野の山に立てこもり、新政府軍兵士との衝突、殺傷事件が続いていた。

房総の請西藩主林昌之介は、旧幕士伊庭八郎らの遊撃隊と合流して、房総半島から相模に上陸した。そして、小田原藩や伊豆、駿河の諸藩に、反新政府の説得をしてまわった。これに呼応して博徒、農民のあばれまわるものもあった。

林の遊撃隊は、閏四月（日付不明）甲州にも侵入して来た。その模様は『山梨県史』によると次のようであった。

上総国木更津に走った幕臣のうち、林昌之介が遊撃隊という二〇〇人余の一隊を率いて、相模から黒駒に入り、市村騒然となった。そこで甲府城代水野出羽守は、松代、中津、掛川、各藩兵を石和周辺に、また甲府勤番士を山崎周辺において警備を固めたので、遊撃隊はなすところなく敗走してしまった。またこの一件のみでなく、甲府勤番士のうちにも、去就を決めかねている者が多くいた。

遊撃隊の事件に結着がついて間もなく、五月六日に柳原副総督が、一国の鎮撫政務裁決として甲府に入り、甲府城代に次の政令を出している。

甲州ノ儀ハ東海東山両道の要地ニ付自然賊徒襲入及紛擾候テハ不容易候故明日入府一国鎮圧政務裁決可致間闔境不洩可有通達候也

五月五日　　東海道副総督

水野出羽守殿

柳原前光は六月一日、甲府城代を廃して鎮撫府を置いた。その新政は一部官員の職制を修正しただけであった。民政を担当する代官を三部代官として、役名も役宅も全く同じであった。八月二日には名称が知県事となった。市川知県事には成沢公置（幕府最後の市川代官の成沢勘左衛門）が任命された。管下の村々には、天朝料八代郡〇〇村となった。

甲府の地理的重要性から、駿州口に在る古関村の口留番所（江戸時代の小規模な関所）の警備が重視された。甲府駐留の諸番兵が交互に警衛に当たっていた。月二回づつ交代で、一隊一〇人から六〇人で、甲府と古関の間を往来していた。その模様は前記都築翁の手記の続きがある。

ソウイウワケデ、駿州口ハ大切ナトコロダツタカラ、諸藩兵ガ古関村ノ旧関御堅メヲ命ジラレタモノデアル。ソノ兵隊ハ往復トモ宿泊シ、時ニ通過スルコトモアツタガ、名主、長百姓ノ宅デ賄ナドシタモノダ。官軍ノ服装ハ大将ハ金ノ陣笠ニテマコトニ美々シク、又兵卒ハ大小ヲ横タエ、剣付鉄砲、大鼓、喇叭ヲモツテオリ、朝夕喇叭ヲ鳴ラシテ一同ヲ揃ヘ、而シテ歩行シタ。ソノ時ハ先ヅ大鼓ヲ打チ、足並揃ヘタモノデ大平久シキニワタリシ事故、見ルモノ皆メヅラシク、面白ガル人モアリシガ実ハマダ人心兢々タルモノデアツタ

古関村では広泉院が仮宿舎となっていた。本町内でも当時の人々は、これら隊士の往来をものめずらしく眺めたことであろう。

六月八日に警備の交代があって、鎮撫府参謀から、高島藩への命令が次のように出ている。

当国古関警衛今般彦根藩へ仰付けられ候間交代の上引上げ候事

覚

八月十五日　　岩間宿泊

右彦根人数明十五日当府出立古関江付御警衛右之宿泊ニ相極メ罷越候条諸事無滞心得可いたし置人数之義ハ上下拾六人ニ候間屹度頼入候　以上

辰八月十三日

甲府ニ而彦根道中方

岩間宿
御本陣中
宿々
御本陣中

古関口留番所の警衛に当たった諸藩は、次のとおりであった。

信州高島藩（諏訪伊勢守）、同松代藩（真田弾正大弼）、江州彦根藩（井伊掃部頭）の三藩である。

五月十五日には、大村益次郎指揮の官軍が上野の山を攻撃した。二、〇〇〇、または三、〇〇〇人といわれた彰義隊を一日で攻めつぶした。

同じ五月には会津藩と庄内藩が、仙台藩を盟主に奥羽越列藩同盟を結んだ。北越では河井継之助のひきいる長岡藩が抗戦した。これら反政府軍と東征軍が各地で交戦した。

九月の会津落城ののちは、各地とも急速に鎮定されていった。

近年来国々彼是之事件打続万民難渋弊モ不少趣相聞候処今般御政体御変革更始御一新万民塗炭之苦ニ陥候テモ御憐恤被遊候沢厚之御趣意ハ既御布告在之兼而承知之通候然ル処関東国々賊徒横行正民ヲ掠犯シ候ニ付夫々官兵ヲ以討鋤被仰付当国之鎮定致シ一件

朝命遵奉之趣相聞候如此非常多端下々難渋モ不少事故一廉御救助モ被成下度厚被思召候得者猶未ダ奥羽方兇暴之逆賊トモ抗命討伐戦争之最中御軍費其外不容易

折柄不被為任セ御思召候得者出格之御裁断ヲ以テ当国御料当辰年分貢納米惣高之三分通上納御捨免被成下候間右趣意奉戴シ愈家産農業相勤候様鎮撫府被仰出候

右之趣支配所中江可被相達候事

辰六月

鎮撫府参謀　印

増田安兵衛殿

八代郡大磯小磯村

重郎左衛門印
（外四一名省略）

百姓代　臣右衛門
松右衛門
弥右衛門

長百姓　岸兵衛
猶右衛門
市兵衛
忠右衛門

名主　斧右衛門

市川
御役所

この鎮撫府参謀の通達にある、増田安兵衛は市川の代官である。

九月八日に元号は、明治と改められた。

東国の鎮定を進めているので軍費も容易ではないが、救民の厚い御裁断で、甲州の御料地では辰年の年貢米が三分減らされた。それで、いよいよ農業などにはげむようにという達しである。これに対する請書が出された。

会津落城後も旗本榎本釜次郎（武揚）を首領とした反政府軍が、箱館（後の函館）に立てこもった。しかし、三年五月には降伏して、これで戊辰の内乱は完全に終わった。

この一年余りの戦乱は幕府勢力を一掃して、統一国家成立の速度を早めるのに役立った。また、敗れた東北諸藩も、勝った政府がわ諸藩も、膨大な戦費のためにつかれはて、藩の解体に拍車をかけた。

さらに、内乱期に各地に起こった農民一揆や民衆暴動は、さまざまな要求をかかげて世直しを求めた。これら農民の動きに対処する、強大な統一政府の必要が、大きな課題であることを示した。

明治二年十月、本県に田安騒動という大規模な農民一揆が起こった。

明治元年十一月五日、三部知県事を統轄していた鎮撫府が廃されて、甲斐府がおかれた。これは全国の重要な旧天領の、九府一五県の一つとしての府であった。しかし、江戸時代以来の田安領はそのままで、維新政府は甲斐国全部を掌握してはいなかった。

甲斐の田安領は、延享三年にはじまる。八代将軍吉宗の第二子宗武は、江戸城内田安門に屋敷を、摂津、播磨、武蔵、下総、甲斐に一〇万石の領地を与えられていた。甲斐国内では山梨、八代両郡のうち六〇ケ村、三〇、〇四一石余であった。天保三年に関東領地の所替えがあって、前記二郡に巨摩郡が加わり、一〇三ケ村、四七、九六〇石余を領するようになった。陣屋は一丁田中（山梨市）にあった。

騒動は成立したばかりの維新政府が、財政難のために太政官札（不換紙幣）を濫発したためである。明治二年六月には府県藩に対して、石高一万石につき、太政官札二、五〇〇両を強制割当をした。その引き替えに同額の正金を上納させた。

当時は贋金が流通していた。田安代官は領民の上納正金中の二分金に、贋金があったとして、悪金をつきかえした。さらに、貢租納期を繰り上げて正金納を命じた。

これに対して領民が反発して、十月十五日に山梨、八代両郡五八ケ村、農民四、〇〇〇人が天朝御料地編入を要求して、笛吹河原に集結した。

これは贋金騒動ともいわれた。本町内にも金札に関連した次の文書がある。

明治二年巳年
被仰渡ニ付金札請書之事
六月　日
八代郡　釜額村

被仰渡候金札受書之事

一、金札正金同様通用之義ニ付而先達而より追々厳重被仰出有之ニ付此節ニ至りては最早心得違之もの無之は勿論ニ候万々一心得違之者有之おゐては速ニ召捕厳重ニ申付候条此旨相心得候様在町共不洩様可被相触候事

巳六年廿六日

右之通御達候間可得其意右は追々相触置候間心得違えもの有之間敷筈候へ共夢々一中何之取引致候物を金札ヲ以買物いたし候節迷惑筋又は金札故直相増を割引等申聞候ハヽ封手を以堅箱訴可致速々召捕厳重可及吟味条堅此旨可相心得旨小前末々迄無洩申聞承知之旨小前壱人別請印名主方江取置可申此上不行届之村方有之おゐては村役人一同越度ニ申付兼而其心得可有之候

右之趣村方一同申聞候条承知奉畏候ニ付受書取置申候　以上

明治二巳年六月

市右衛門
丈左衛門
他　十三人
村方役人中
勇　助
佐右衛門
紋　蔵
市之丞
七郎兵衛
八兵衛

太政官札が信用されず、売買のとき相場で割り引きなどがなされ、額面どおりの通用が困難であったことがうかがえる。

田安騒動は、入峡した田安家重臣鈴木稲城と、権知事土肥謙蔵の説得で、二十一日には鎮静化した。十二月二日には、民部省から一揆取調御用として、監督大祐塩谷良翰が出張してきた。

明治三年一月、領地返上決定触が出され、田安領は五月甲府県に正式に編入された。

第二節　明治の行政改革と村の合併

一　明治初期の行政改革

新政府の行政動向　明治維新の激動の中から生まれた維新政府は、一刻も早く強力な統一政府をつくらなければ、欧米諸国の圧力から、国の独立が守られないと考えていた。

そのため天皇親政を看板に、天皇の権威を高め、その威光を借りて、薩長出身者中心の中央政府の政治危機を乗り切ろうとした。富国強兵策を強力に押し進めるために、急速に西欧の制度、文化をとり入れた。ために、めまぐるしく法制が改廃され、朝令暮改、新しいものを指向する中に、古いものを温存する矛盾もみられた。

明治初期の中央官制は、太政官のもとに立法をつかさどる議政官、行法（行政）をつかさどる行政官、司法をつかさどる刑法官がおかれた。議政官は上局と下局にわかれ、行政官は行政、神祇、会計、軍務、外国の五官に分れていた。これは慶応四年閏四月に公布された政体書によるもので、行政、立法、司法の三権分立と、議事制度の採用官吏の公選という進歩的なものであった。しかし中身はかなりあいまいなものであった。

明治二年七月八日には、職員令を公布して、中央の行政機関を神祇、太政の二官に分け、民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務の六省に改正した。

太政官は律令官制の行政の最高機関であった。平安時代に、太政大臣から摂政、関白が分化し、平安時代末期には有名無実化したが、江戸末期まで存続した。慶応元年一月、太政官代がおかれ、明治十八年十二月二十二日の内閣制度の発足まで続いた。だじょうかん　とも読み、ここから多くの命令、布達が出さりた。

明治二年一月二十日の薩、長、土、肥藩主の版籍奉還の建白提出から、四月までには大藩のほとんどが建白を提出した。六月十七日には版籍奉還の勅許がおりた。藩主は藩知事に任命され、形式上は天皇の一地方官となった。

越えて、四年七月十四日、天皇は在京の諸藩知事を召集して、藩を廃し県を置く詔書をつたえた。

本県行政の推移　明治初期の本県の行政形態も目まぐるしく変遷した。

版籍奉還は諸藩主が版（土地）と籍（人民）を朝廷に還納することで、明治元年十月の藩治職制や、二年六月の藩改革項目などによって、新政府の藩統制力を強めていった。

こうした版籍奉還が諸藩に進められて行く一方では、天領は二年七月十七日、京都、東京、大阪の三府を除いた府を県と改称し、蝦夷地を北海道と改称した。本県では甲斐府が廃されて甲府県となった。

この当時の地方制度は、府藩県三治制であったが、全国各地に農民一揆や反政府運動が頻発し、各藩とも財政的破綻も著しくなって、廃藩の機運が高まっていた。政府は四年二月、薩、長、土の藩兵を中心に、親兵一万を東京に集め、その軍事力を背景に、強制的な廃藩置県を断行した。二六一の藩が廃されて、全国は三府三〇二県となった。さらに、この年十一月には府県の統廃合がなされて、三府七二県となった。この時甲府県も山梨県と改称された。県令として土肥実匡が任ぜられた。

こののち名称、県域ともに変更されずに今日におよんでいる。

鎮撫府時代の市川代官所は市川県となり、間もなく郡政局となり、甲府県時代には郡中総代制にかわった。県は各郡に郡中総代二四名をおき、四人あて五日交代で甲府に宿泊して、三人あて県庁の詰所に出勤して郡治にあたらせた。任期は二ケ年であった。三年五月に郡中総代詰所定則二〇項目が出されている。

本町の郡中総代に関連した文書として次の二つがある。

三年八月、郡中総代車田村嘉右ヱ門、昨年来御用多く勉励致し候に付御褒美として銀三枚下され候

山梨県の行政管轄変遷表

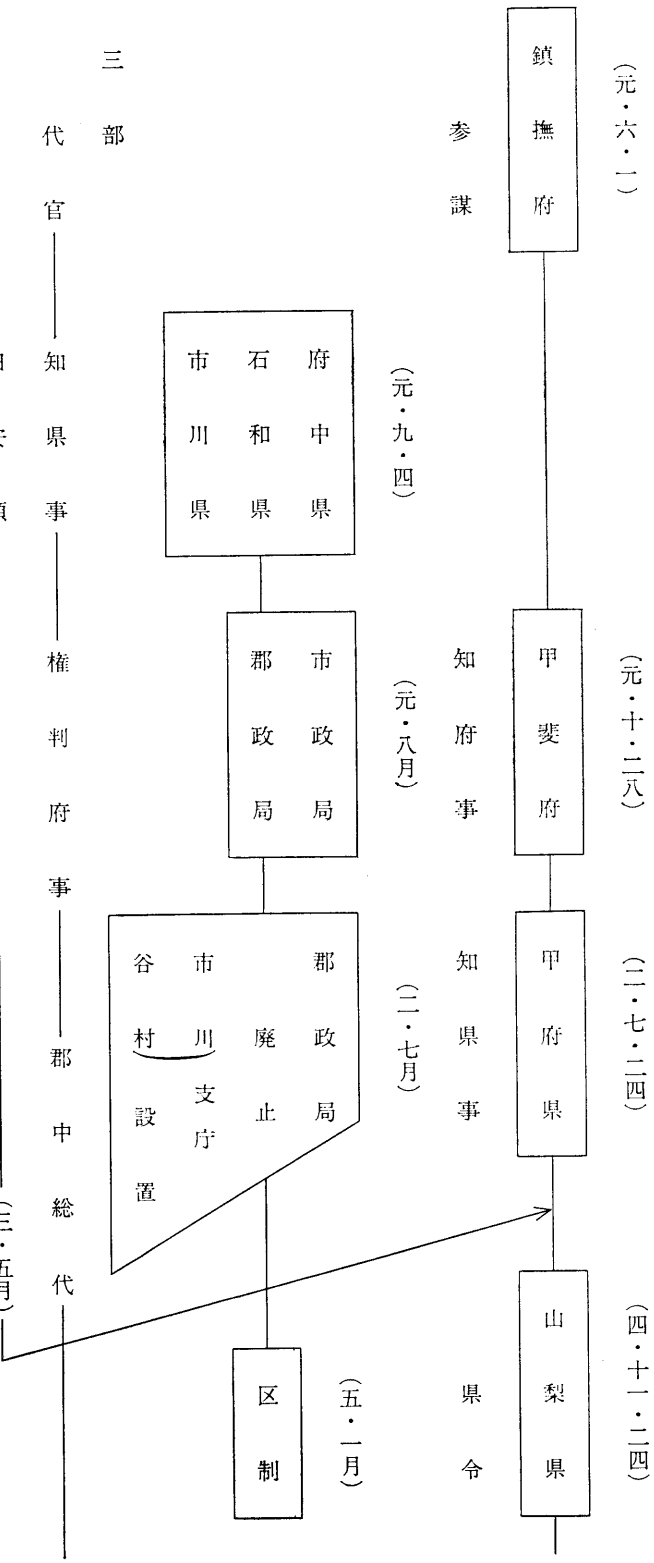

四年八月、常葉村遠藤源五左ェ門に郡中総代として勉励につき御褒美として銀三枚を下さる。

六年八月には郡中総代制が廃止された。

貨幣制度　戊辰戦争の軍費や、廃藩された藩の負債をかかえ、さらに文明開化をいそぐ諸施策のために、政府の財政は窮乏していた。大量の太政官札を発行し、四年五月十日には新貨条例を公布し、貨幣を金本位制とした。一両を一円とし、十進法を採用した。

貨幣制度は民衆の生活にも深刻な影響がある。次に、本町内にある関連資料をあげる。

覚

借金銀利足之義是迄定之利足有之候処自今貸借隻方之者相対示談之上利足取極貸金証文江急度書載候而取引可致候処金子貸渡候砌前利ニ引落候様之取引いたす間

敷若相背ニおゐては双方共可致曲事事

辛未正月　　太政官

右之通り被仰出候間相達候条　得其意小前末々迄不洩様可申聞事

辛未二月　　（古関・渡辺昌朋蔵）

利息は貸金証文に必ず記載しておけということである。銭相場の混乱の中で借金利息についての、争いごとも多かったことが想像される。

覚

一、古甲金壱分　此通用　金弐両弐分

一、甲重　壱分　此通用　金弐両

一、甲定　壱分　此通用　金一両三分弐朱

右甲金相場之義　当節釣合相違いたし候哉ニ而通用不致儀ニ相聞候ニ付　今般甲金通用相場書面之通相立候条　当国四郡共通用可致候　向後格別之相場相立取引いたし候もの於有之者急度及御沙汰ニ候条　心得違いたす間敷事

右之条得其意小前末々迄不洩様可申聞候事

此廻状刻付順達廻尾より可相返もの也

未二月四日　　市川庁　　（渡辺昌朋所蔵）

これは四年一月二十九日に、甲州へ政府より布達されたものである。三月十四日には改定の布告が出されている。

新貨幣御発行ニ付而者　諸貨相場立之儀ハ都而本位貨幣を準拠といたし　金壱円ニ付何程又者何品何程ニ付金何円何銭　相場立いたし　決而従来之銀目亦者其之外称呼ヲ以新貨ニ相場相立候義無之様可致候事

辛未九月　　大蔵省

右之通被仰出候条　市在無洩可相達候　且当国ニ而者　当時通用無之甲金称呼ヲ以相場相立物品売買いたし不都合之次第ニ付　以来甲金之称呼者可相廃候事

辛未十一　月　甲府県　　（渡辺昌朋蔵）

四年十一月十三日のこの布達により、甲金による甲州独特の貨幣制度が廃止されて、新貨幣制度に吸収されていった。なお円の単位が出たのは、三年十一月からであった。

大阪造幣寮におゐて既ニ新貨ノ銭造盛大ニ施行有之候得共　夥多之故　右金銀一時ニ改鋳国内一般新貨遍く発行難相成候処　弐分判ヲ嫌忌シ候ヨリ自然上下ノ不融通ヲ醸シ候ニ付　今般為替金三井組江申付政府在来之古金銀ヲ引当トシテ凡高三百万円之正金引換十円　五円　三円　三種之証券ヲ製造シ　来十五日ヨリ発行いたし海関税ヲ除ク之外　租税其ノ他之上納物日用公私之取引ニ至ルまで総て正金同様ニ通用セシメ候　尤右証券之義ハ新貨鋳造之高ニ応シ引揚くへき筈ニ候得共　若シ差当り正金引換方望出候モノハ何時ニ而も三井組ニおゐて在来之弐分判ヲ以引換遣候条　諸民一毫之懸念ナク従前金札同様互ニ通用いたすべく此段相廻候事

辛未十月　　太政官

右之通被仰出候間　相達候条　得其意　小前末々　不洩可触示　此廻状村名下令受印　至急順達従廻尾可相返もの也

辛未十一月十六日　　市川庁　　（渡辺昌朋蔵）

新政府の貨幣制度は、元年四月十九日に太政官金札の発行を布告し、五月九日に新貨鋳造を布告、二年二月五日には大阪に造幣局を設置し、従来の金銀座を廃止した。四年十二月二十七日には、はじめて新紙幣を発行した。五年十一月十五日には国立銀行条例を公布して、各国立銀行に兌換券の発行をゆるした。しかし、九年八月一日には国立銀行条例を改正して、



新貨交換と旧銅貨品位明治４年（渡辺昌朋蔵）

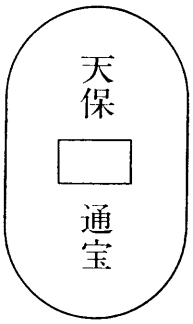

八厘銭

銀行紙幣の金貨兌換を廃止した。

四年二月十六日には、田方正租以外の租税はすべて金納とした。八月二十五日には府県租米の金納をゆるした。五年八月三十日には田畑貢米のすべての金納をゆるした。

旧銅貨之儀去ル辰年　定価被仰出候処今般新価幣御発行ニ付　各比較商量之上当分左之通品位被相定候条　其旨相心得新貨幣並金札共取交聊無差支通用可致事

辛未十一月

太政官

新貨幣並金札之比較

新貨壱円　金札壱両ニ当る
新貨五拾銭　金札弐分ニ当る
新貨二十五銭　金札壱分ニ当る
新貨十二銭　金札弐朱ニ当る
新貨六銭弐厘五毛金札壱朱ニ当る

旧銅貨品位

拾枚を以　八銭とす
百弐拾五枚を以て壱円に換る

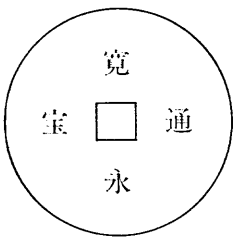

二厘銭

六拾弐枚と二厘銭二枚を以て五拾銭に換る
三十一枚と二厘銭壱枚を以て廿五銭に換る

但し十二銭半　六銭二厘五毛

右の割合たるべし　以下同断

拾枚を以　二銭と須
五百枚を以　壱円ニ換る
弐百五拾枚を以　五拾銭ニ換る
百弐拾五枚を以　廿五銭と換る

青銅銭と唱へ　元四文銭也

拾枚を以　壱銭半と須
六百拾七枚を以　壱円に換る
三百三拾四枚を以　五拾銭ニ換る
百六十六枚を以　弐拾五銭ニ換る

銅銭ニ而元四文銭也

拾枚を以　壱銭と須
千枚を以　壱円ニ換る
五百枚を以　五拾銭に換る
弐百五拾枚以　弐拾五銭に換る

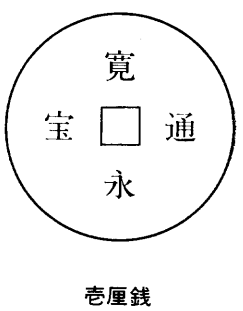

壱厘銭

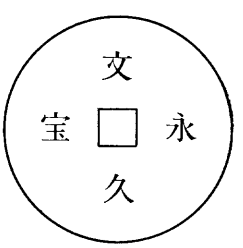

壱厘半銭

右者新貨幣本位之金貨と定位の銅銭との比例に依而定むるが故ニ一種又者数種を併せて用ゆるとも一口の取遣り一円之高を限り用ゆるべし　但し壱円之高を越連ば是を拒む権阿るべし　尤相互の便宜に依り取遣する時ハ右制限ニ不抱勝手たるべし

右之通り相達候条得其意小前末々迄不洩様触置候事

未十二月廿八日

市川庁　申下刻出之

（渡辺昌朗蔵）

すべてが文明開化の方向をめざす世相の中で、貨幣経済の滲透も急速に進み、旧銅貨と新紙幣、新硬貨との交換の円滑化をはかることは、経済の発展上重要なことであった。

醸造株鑑札の更新

今般御濁酒其外銘酒類並醤油醸造御定税則御改正被仰出従前之株質札都而廃止いたし更に免許鑑札大蔵省租税司より引替可相渡間是迄渡置候当九月十五日限り可差出事

一、是迄六ケ株与唱江壱株を二所或三所江分け候者とも有之趣右者自今禁止候事

一、右分け株を以醸酒致し居候もの今般改而相願候ハヽ　新規鑑札下渡候間願人姓名書相添当九月十五日限迄可願出事

一、向後新規稼致度望之ものハ毎年八月中ニ可願出事

一、右免許鑑札所持之もの以来石数之定限無之醸造之手続は其年造込凡積石数銘々之力ニ応じ造主より八月晦日限可申立其年柄勘弁之上醸造石数向ニ定造高免許鑑札下ケ送候事

但し当未年之免許鑑札引換以前之儀ニ付従前之株鑑札を以造込石数可申立事

一、濫製之もの有之候ハヽ規則ニ従ヒ科料可申付条心得違無之様可致事

右之趣得其意を従来酒造人は勿論無識可相触候尤御規則書披見致度もの其旨可申出候此廻状至急順達留より可相返者也

未八月二日（明治四年）

市川庁

（渡辺昌朗蔵）

酒造などの醸造株鑑札の更新が、税則改正で行われた。醸造も新政府の統一的な方法で許可し、それにより税収の方途を講じようとするものであった。

営業税は各種の営業に従事するものへ賦課した県税であった。その種類は明治十年山梨甲第二百二十三号布告によると、酒造免許税、酒類造石税売薬営業税、煙草卸小売税、船税、車税、牛馬売買免許税、各種印紙税、銃猟税、度量衡税、銀行税などであった。

天然痘予防

疱瘡といふ病は一生一度必ず是を免るゝ事能はず而して多くは幼少の者に感ずるものにて唯病中の苦しみのみならず痘痕肌膚に残りては醜き顔色となり眼目に発しては盲となり甚しきは命を害ふも又少からす実に可恐可憫事なり然るに近年種痘の法大に開け纔に四五点を種ゑて容易に此病難を免るゝ事となり実に人生無極の幸福にして可尊良法なりといへども或は其理を弁ぺずして種々の浮説を信じ幼童あるも種痘いたさず又は貧究にして医師への謝礼等に差支へ心ならず等閑に打過終に自然痘を煩ひ他人へも伝染するに至る甚だ遺憾の事に付昨壬申二月中種痘の法を設け施行に及ぶといへども旨趣未だ貫徹せず遺漏の者も有之哉に付此度方法改正各所病院出張所に於て左の通受場を区別し定日を立普く施行候条各村戸長に於て此意を体し小前末々に至る迄無洩種痘いたし候様可申輸事

一、別紙日割之通各種痘所へ其所属の町村には痘瘡不相済幼童は召連可罷出事

一、種痘相済たる者は戸長に於て戸籍名前の上へ朱圏を可記置事

一、小児出生候はゝ八十日後両三箇月の中に其所轄の種痘所へ出必らす種痘を可受事

一、種痘を受るもの身元難渋なる者は謝礼差出に不及尤身元相応の者冥加の為謝金は心任せたるべき事

但本文冥加金は貧究にして家業に間暇なく種痘定日に罷出難き者へ救助金に差遣し冬夏の間種痘瘡取続きのため種痘いたし遣し候儀に付右救助金又は諸雑費等に充候儀と可相心得事

心得事

一、種痘定日には出張所有之村方の戸長又は伍長の内にて三名出張種痘人の駆引其他諸事世話可致事

但是迄の世話掛は自今相廃止候事

右の趣管内無洩相達する者也

明治六年十月七日

山梨県権令藤村紫朗（三沢村御布達書）

明治九年五月十八日には、天然痘予防規則が内務卿大久保利通から布達されている。次はその概要である。

小児初生七〇日から満一年までに必ず種痘すること。初種後五年か七年ごとに再三種すること。

種痘した者と、天然痘にかかった者は、医師から証明書を取って置く事。区戸長は、初種の者、再三種の者、事故で種痘しなかった者を地方庁に届け出ること。

満二五歳以下の者の送籍時には、前記医師の証明書を所持させること。

管内に天然痘が流行するときは、接近の府県に報告して、住民全員、未痘児はもちろん、種痘済の者まで、年齢期限を問わず接種すること。

種痘をせずに、無稽の説を唱へ、他人をまどわす者は罰金を科せられる。

斬髪村廻達　明治元年には横浜に斬髪店が開業し、翌二年には東京にも開店した。四年八月に斬髪廃刀随意の布告が出されている。

斬髪村廻達　　大山村戸長

県第七拾五号御告示二斬髪ト結髪トノ得失ハ御文面ニ瞭然タリ然ル処闔国人未タ其可不知徒ニ忌嫌シ不断者あり甚敷ニ至リテハ片竈ノ形ニ換江天庭ヲ剃リ其態不忍見阿リ又狡児の空言ニ貼着シ紛議ヲ発して正副戸長之内ニも未タ猶予シテ不決者有之由如何ナル哀情かや又別ニ論スル所阿る折ニ頭部ヲ剃ト言事西洋各国ニハ未聞商支那之俗剃残髪芥子ニ髣髴するも不可羨慕者那里我皇国ニおゐても大古より曽テ剃髪ハ無之処滓屠ノ教行るゝニ及テ所謂入道与唱江稍々薙髪習弊阿るも民俗曽剃髪之挙ヲ不息蓋シ天正元亀擾乱之頃兵士脱冑暇那きお以天窓ノ気ヲ上発セシ免ンガ為天庭中ヲ円ク又剃リ逢気ニテ発するニ与里其剃而処ヲさ可いきといひ剃而処ノ形ナリ月の如く那るを以て文学尚額ニ至迄剃リ半髪ハ那くな里さ連ハ剋刊（かみそり）を天窓ニ施すらくハ近共不良の習ニ有之斬髪者人民をして健康ならし免且ハ結髪の冗費与時間トテ省キ候ハゝ一個ノ生涯ニ取テも若干ノ益ナリ況や闔国多員ニ出ぬ可ヲヤ斬髪ナラバ只朝暮浴後ニ梳而已ニシテ時間ヲ費スコト少ク又湯水ニテ灌頂セバ其愉快言フベカラズ故ニ斬髪ハ第一寒熱ノ外威を防禦スル只一ノ良法ナリト御達之御心ヲ可奉感激事ナリ竊ニ聞ク御政令ハ蠱ニ因可変革ラザルモノ得者ト風俗又然リ然ルニ或ハ言其猥ヲ真似テ真実ヨトラズ以テ非存ベシ此短褌補スヘキニハ先ツ善ト聞カバ速ニ移リ悪ト見ハ忽チ誠シム因リテコレ性善ト可謂ナリ且結髪ノ費ヲ学校ニ換用ナクバ可令注念事ナリ夫レ学ハ身ヲ立テ財本学問無連ハ実ニ十全ノ活斗ヲ立ツル能ハス斯ヲ以結髪冗費ヲ学校ノ用ニ供シ黙首ヲシテ文明ニ赴カシムルニ御布告可令尊奉諺虎ノ害ヲ去カントスルニ山ヲ焚キ野人之菽粟ヲ不顧ト依テ遐遠斬髪ノ不可ヲ言者アラバ得失ヲ説キ弁駁シ黙変スルヲ顧慮シテ猶予スルモノアラハ深厚公意ノ在ルトコロヲ知ラシ免速ニ一様ノ風俗ニ帰シ候様各区正副区長毎邑正副戸長ヨリ諷諭ヲ致シ尚用サルモノ有ルハ厚キ御趣意ニ悖リ更ニ恐懼之至ニ付其者名前書持被成度此段及御通達候也

右御達シ之趣相守斬髪候義正副戸長者勿論伍長之者は拝見次第斬髪いたし其外小前末々迄至又ハ他江罷出候者有之ニ付来る六日迄ニ者不残斬髪可仕候承知之者左ニ名前下江請印可仕候且故障之者ハ何ニ之事ニ付ハ名前下迄下札ニて至急順達可仕候也

明治六年

酉七月

戸長　赤池伊右衛門

副戸長　赤池与右衛門

伍長　十三名

頭髪についての諸外国のようすを述べ、皇国においても太古は剃ることがなかった。戦乱の時代には胃の中のむれ気を抜くために剃った。結髪の弊害を健康上や、経費の面から説き、結髪に要する冗費を、学校教育に当てることをすすめている。正副戸長は布達の趣旨をよく説明して、六日までに斬髪するようにして、承知の者の請印をとるようにという廻達である。

県庁からの斬髪布告は、各町村の戸長からふれられたが、斬髪を説いてまわる村役人で、斬髪していなかった者も多かったという。

そのころ流行した歌に「半髪頭をたたいてみれば、因循姑息の音がする。総髪頭をたたいてみれば王政復古の音がするザンギリ頭をたたいてみれば文明開化の音がする」というのがある。一般民衆のとまどいが想像される。

番人抱議定　二年六月十七日には、版籍奉還をした各藩主を知藩事に任命し、その藩士を士族とした。一般の人民を農・工・商の平民とした。四年八月二十八日には、穢多・非人の賤称が廃されて一般平民とした。しかし、職業や生活上の較差は残されて来たこともある。三年三月九日、平民の苗字帯刀がゆるされ、四年十一月二十七日に、平民の乗馬、羽織の着用がゆるされた。五年一月二十五日には、皇族・華族・士族・平民の四階級制とされた。

六ヶ村番非人抱議定之事

右番非人抱夫持之事

但シ五ヶ年切替

年内

夏者　麦　四斗五升

秋者　雑穀四斗五升

其の外

正月	年始	五月	節句	八月	彼岸
十五日	祝ひ	六月	祭礼	九月	祭礼
二月	彼岸	七月	盆貰ひ	九月	大豆
三月	節句	八月	節句	十二月	歳暮

当箇条之通リ候条其余ハ見廻ニ而已相勤可申上大山の儀ハ箇条相除尤御用向は格別相勤可筈取極申候今般新小屋立建掛之義は小屋懸リ出来迄は惣高割其ノ余者都而豪家半分に割合ニ而何程相懸リ候とも無口支出銀可申筈六ヶ村一同取極申候処如件

明治三午年正月　日

一、当番小屋敷割合

熊沢村　甲銀　八分六厘

岩下村　〃　壱両弐分弐厘

寺所村　三分二厘

嶺村　甲銀　三分二厘

大山　〃　三分三厘

久保村

名主　啓蔵

長百姓　庄兵衛

百姓代　勢平

熊沢村　岩下村　嶺村　寺所村

大山村（各村役人）

右割合之通り年々久保村江相払可申候　以上

久保村　御役人中

改暦　日本の暦は七世紀のころに、中国から伝えられた太陰太陽暦であった。太陰暦によって日を数え、これに太陽暦の一年をいくつもの節気に分けて、組み込んだものであった。

明治五（一八七二）年十一月九日、改暦の詔書によって、それまでの太陰太陽暦を太陽暦に改めることになった。それと同時に太政官布告が発布され、五年十二月三日をもって明治六年一月一日とした。以後一年を三六五日として、四年ごとに一日の閏をおくこと、さらに一日を昼夜均等に二四時間に分けることなどが制定された。

こうして一、〇〇〇年以上にわたって用いられてきた常用暦が太陽暦に改められたが、民衆の習慣や年中行事などがただちに改められるわけではなく、それまでの暦は旧暦として、その後も数十年にわたって民間で用いられた。

旧暦の習慣のなかには、月名や雑節などをはじめ、今日でも用いられている習慣や名称が少なくない。

二　村の合併と町村制、郡制の施行

区制　明治維新後の地方行政単位としては、江戸時代の村の制がそのまま踏襲されていた。田畑などの耕地・飲用水、水田灌漑用水の利を中心に成長して来たのが、小規模な旧村である。これを近代的な国家組織に統一するため、明治初期に盛んに村の合併が行われた。

その最初の試みは、いわゆる「壬申戸籍」の元になった、明治四年四月施行の戸籍法実施のためや区制であった。全国一斉に「区」制が設けられ、各区に戸籍事務取扱役としての戸長がおかれた。区制施行の文に

各地方土地ノ便宜ニ隋ヒ予メ区画ヲ定メ毎区戸長並副ヲ置キ長並副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ掌ラシム

とある。区の区域は従来の村とは別に定めたものである。

本県の場合には、五年正月十八日全県下を四郡に分け、さらに八〇区とした。

山梨郡　第一区から第一七区
八代郡　第一区から第一六区
巨摩郡　第一区から第三五区
都留郡　第一区から第一二区

本町は八代郡の次の所属であった。

第十一区　折門、八坂
第十二区　山家
第十三区　熊沢、嶺、久保、大山、芝草、大磯小磯、根子、瀬戸
第十四区　三沢、樋田、車田、切房木、道、水船、古関、中之倉、釜額
第十五区　上田原、一色、市之瀬、北川、岩欠、杉山、大炊平、清沢
常葉、上野平、波高嶋、桃窪、下部、湯之奥、（加藤善吉著下部町郷土史年表）

一区はおよそ千戸とした。戸長副戸長は官選によるものであった。五年四月の名主、庄屋、年寄の廃止によって、一般民政もつかさどるようになった。八月には郡中総代の制度も廃されて、その事務を各区の戸長に移した。

戸長　五年十月二十五日には、各区に区長・副区長をおき、村ごとに戸長、副戸長を設けた。

十月廿五日　名主長百姓ヲ廃シ各村正副戸長ヲ置カントシ其選挙法ヲ布達ス曰
今般大小切安石代廃止ノ上ハ村費等精々減少無之テ不相叶ニ付従前ノ組分ケハ勿論小村ノ分ハ可成大最寄ヘ合併村吏人員減省候様毎区協議ノ上早々可申出事
一、名主長百姓相廃止更ニ人選ノ上毎村戸長副戸長ヲ置候条別紙規則照準公平入札ヲ以選挙致シ来ル十二月十五日ヲ限可取極事
但戸長副戸長選挙候迄ハ元名主長百姓ニテ是迄ノ通事務可取扱事
右ノ趣無洩可相達者也
壬申十月廿五日　『山梨県史』

（明治五年）

村吏改置定則

一、戸長ハ一村壱人ニ限リ副戸長ハ村高ニ応
左ノ通

百石以下	副戸長　壱人
百石以上　三百石迄	同　弐人
三百石以上五百石迄	同　三人
五百石以上八百石迄	同　四人
八百石以上千石迄	同　五人
一千石以上	同　六人

但給料ハ民費タルヘシ尤村事務ノ繁簡ニ因テ人員給料共増減アルヘシ
一、戸長ハ村内土地人民ニ関係ノ事件士民ノ別無都テ取扱副戸長ハ是ニ次テ事務ヲ輔ケ貢納夫銭勘定取立方等事務一々戸長ノ改ヲ請可事
一、戸長副戸長勤務無年限タリト雖モ詮議ノ品ニ寄転役退役申付候儀可有之其節ハ更ニ公選ヲ以可相定事

一、入札日限取定前以一村無洩相達尤戸数多ノ村方ハ両日ニ割合入札可致事
一、入札済翌日封ノ儘県庁へ持参官員ノ立会ノ上開封致シ高札ノ者へ可申付事
右規則ノ条々堅可相守事

壬申十月　『山梨県史』

六年四月には、市町村伍組編成法並びに戸長公選法が定められ、四戸から十二戸で伍長を編成し、組内で伍長を互選した。伍長によって正副戸長が選出され、県庁がこれを任命することとした。

当時の戸長事務受渡規則による諸帳簿から、戸長の事務の概要を知ることができる。

諸帳簿引渡目録之概数

一　戸籍原帳　一　布告書
一　内外寄留名録　一　徴兵名前書上帳
一　送籍扣帳　一　廻状順帳
一　検地帳　一　銃猟并僕婢人力車乗馬駕籠鑑札受払帳
一　名寄帳　一　村明細帳
一　同税金取立帳　一　耕地絵図
一　民費割賦帳　一　地券書類
一　同取立帳　一　山林帳
一　学校取扱書類　一　地所質入書入売渡割印帳
一　貢納米金勘定帳　一　布告書村内廻達表
一　同取立帳　一　諸往復書
一　伺届指令留　一　諸約定証書
一　願書留　一　村内誰より誰へ相掛何々一件書類

（三沢村御布達書綴）

六年九月、区制の改正が行われ、県下八〇区が廃されて三四区となった。下部町の大部分は第二〇区に属した。

明治初期の村の合併　戸長公選布達のはじめに、小村はなるべく合併して、村吏人員を減少するようにと記されていた。しかし、この時期に本県で合併したのは、次の二例のみであった。

八代郡中沢村（戸数三〇）門前町村（戸数九）金沢村となる。
巨摩郡初鹿島村（戸数二八）小縄村（戸数二一）本建村となる。

六年に入ると政府は大蔵省布達をもって、町村費を節約し住民負担の軽減のため、とくに財政貧困な町村の合併を積極的に促進する方針を打ち出した。一月に、山梨県権令として入峡し、翌七年十月県令に昇任した藤村紫朗は、政府の方針にそい町村合併を積極的におしすすめた。

明治七年九月廿五日　合村心得ヲ布達ス無益ノ冗費ヲ省キ有用ニ転スルハ尤急務ニ付追々相達候趣モ有之処　管下村々ノ中反別少ク人口多カラサル小村不少　右等ハ便宜合村不致テハ毎事無用ノ労費ヲ増シ不便利ニ付　既ニ此理ヲ弁ヘ速ニ合併致シ候村々モ有之　或ハ即今協議中ノ向モ有之趣ニ候処　間ニハ旧来ノ慣習ニ固着シ偏見ヲ主張シ無謂苦情相唱ヘ候村々モ有之哉ニ相聞　不都合ノ事ニ候右等ハ篤ト利害得失ヲ考究致シ早々協議ヲ遂ケ　反別戸数人口並ニ地理ノ実況ヲ取調速ニ合村ノ見込可申　就テハ秣場　堤防修理ノ儀ニ付　自然故障ノ次第アリテ等閑ニ打過候事情有之難図ニ付　左ノ通相心得協議可致事

合村ニ付心得

一　村持山或ハ入会山等有之村ヘ他ノ村々合併スルトモ　事実差支アルニ於テハ其持山　入会山ヲ共同セサルモ苦シカラス　但協議ノ上可成双方互ニ便利ヲ得一和親睦共ニ業ヲ営ム様心懸ヘシ
一　川筋水害之アル村ト其患ナキ村ト合併スルトキハ　水防入費等ハ従前ノ通関係ノ村ニ於テ相弁ヘ　其害ヲ蒙ラサル方ニ於テハ其入費ヲ課出セサルモ妨ケナシ
一、用水堰入費等之アル村ト之ナキ村ト合併スルトキハ　従前ノ通用水関係ノ村ニ於テ其入費ヲ弁ヘ　関係無之方ニ於テ其入費ヲ課出セサルモ妨ケナシ
但右弐ケ条　若連年災害打続ク歟下莫大ノ費用ヲ要スル事故アリテ難渋致ス時ハ　協議ノ上之ヲ補助スルハ雖難相救ヒ吉凶相扶クル交際上ノ義務ナレハ　此

旨厚ク会得スヘシ
右之趣　管内無洩相達スル者也
明治七年九月廿五日
山梨県令　藤村紫朗『山梨県史』

県令の布達によると、共有林、入会山、水利、治水問題などが、合併上の障害になっていたことがうかがえる。合併には旧来からの慣習、偏見に固着せず、古くからの村落共同体の慣習を認め合いながら、良く協議するようにと指示している。

この時期に本町関係の合併も進められた。

七年十月九日　嶺村、久保村、大山村は三保村となる。
七年十一月十七日　八坂村、折門村畑熊ほか九ケ村は九一色村となる
八年四月二十三日
清沢、大炊平、岩欠、杉山、北川、市之瀬、常葉、上野平、波高島
桃ケ窪、下部、湯之奥、十二ケ村合併して、富里村となる。

七月には戸長一人、旧十二ケ村には副戸長各一人（常葉には二人）を置き、合村事務所を常葉常幸院に設けた。

八年六月三十日　上田原村、下田原村、一色村、宮木村は共和村となる
八年八月　寺所村、五八村、岩下村、熊沢村は河頭村となる

山梨県の合併は七年に四八件、八年には一〇三件とすすみ、明治年間に合併した村数の七七%にあたる。幕末期に七八八ケ村であった村数は、三四〇ケ村余りにまとめられた。これは全国的にみても、およそ一年くらい早く進行した。

九年十月にも区の区画が改正された。郡下の当時の村が、県下三四区のどこに属していたかがわかる。また、村名もよくわかるのが次表である。

改年区第一九（旧区第一六）
大河内、栄
改正区第二〇（旧区第一三、一四、一五、）
三保、落居、葛籠沢、宮原、河頭、芝草、根子、大磯小磯、瀬戸、楠甫、初鹿
嶋、岩間、三沢　鴨狩津向、樋田、車田、切房木、道、水船、古関、中之倉、
釜額、共和、富里
第二〇区は、割石峠から湯川の範囲で、区長は共和村二宮貫平であった
改正区第二一（旧区第十一、十二）
九一色、大塚、上野、市川大門、印沢、高田豊和、八ノ尻、山家

郡区町村編成　明治政府が最初に制定した、本格的地方自治制度がいわゆる三新法であった。郡区町村編成法、府県会規則、地方税規則の三法律である。十一年七月二十二日の太政官布告第一七一八、一九号をもって公布されている。十三年四月公布の区町村会法とあわせて、地方制度の一つの体係を形成したものであった。

郡区町村編成法は、地方を区画して府県の下に郡区町村をおき、郡町村名は従前のままとする。郡には郡長一人、区には区長一人を置くことを原則として、小さな郡の場合には、数郡に郡長一人をおくことができる。町村には戸長一人ずつを置き、数町村に一人置くこともできる。ただし、区内の町村には別に戸長を置かないで、区長に戸長の事務を兼ねさせることができた。というものであった。

郡区町村編成法　左之通被定候条此旨布達候事
明治十一年七月廿二日
太政大臣　三条実美

第一条　地方ヲ劃シテ府県ノ下郡区町村トス
第二条　郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル
第三条　郡ノ区域広濶ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一郡ヲ劃シテ数郡トナス

（東西南北上中下某郡ト云カ如シ）

第四条　三府五港其他人民輻輳ノ地ハ別ニ一区ト為シ其広濶ナル者ハ区分ツテ数区トナス

第五条　毎郡ニ郡長各一名ヲ置キ毎区ニ区長各一員ヲ置ク　郡ノ狭少ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クコトヲ得

第六条　毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クコトヲ得　但区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得

この郡区町村編成法によって、従来の区制が廃止され、行政区画としての郡町村の名称が復活した。行政系統は府知事、県令―郡（区）長―町村戸長という形に整理された。

本県においては本法が布告されるとただちに、郡区域制定に着手した。従来の山梨、八代、巨摩、都留の四郡を九郡に分け内務省に上申した。原案の南八代を西八代、西巨摩を北巨摩、東巨摩を中巨摩とすることで裁許となった。

こうして、郡の区域、名称が決定したので、十一年十二月十九日、各郡に郡役所を設け、同月二十四日に郡長が置かれた。各村々は郡の管轄下に入れられた。西八代郡の初代郡長は名取善十郎、郡役所の所在地は市川大門町で、所属の村数は三五ケ村であった。

十二年二月七日戸長選挙法が公布された。これまでの戸長は、伍長の選挙による間接選挙であった。ここに、二〇歳以上の戸主男子で町村に本籍をもち、その町村に地租を納める者という、基準での直接選挙になった。

戸長選挙法

第一条　戸長タルヲ得ヘキ者ハ満二拾五才以上ノ男子ニシテ其町村ニ　本籍ヲ定メ満壱年以上住居シ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル
但左ノ各款ニ触ルヽ者ハ戸長タルヲ得ス

第一款　懲役実決ノ刑ニ処セラレタルモノ

第二款　身代限リノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘザル者

第二条　戸長ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ満二拾才以上戸主ノ男子ニシテ其町村ニ本籍ヲ定メ且其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル　但前従第一款ニ触ルヽ者ハ戸長ヲ選挙スルヲ得ス

第三条　戸長ヲ選挙セントスルトキハ郡長ニ於テ予メ選挙ノ投票ヲ為スヘキ日ヲ定メ其町村ニ報告スヘシ

第四条　選挙ノ投票ハ附与シタル用紙ニ被選挙人ノ住所姓名年齢等詳記シ選挙予定ノ日之ヲ郡長ニ出スヘシ

第五条　郡長ハ投票ヲ調査シ其最モ多数ノ者ヲ当選人トシ同数ノ者ハ年長ヲ取リ同年ノ者ハ鬮ヲ以テ之ヲ定ムヽ若シ当選人ヲ辞スルカ或ハ法ニ於テ不適当ナル者ハ順次投票多数ヲ得タル者ヲ取リ本人並ニ選挙人ニ示シ県庁ニ具申スヘシ

第六条　選挙会場ハ該町村書役ニ於テ斡旋シ主務ノ郡書記之ヲ監督スヘシ

第七条　選挙ノ際事状該町村ノ治否ニ関係スルト認ムルトキハ官選ヲ以テ特ニ任シ或ハ其当選者ヲ改選セシムル事アルヘシ

第八条　戸長ノ任期ハ三年トシ三年毎ニ改選ス但前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得

第九条　戸長任期中ト雖モ第一条ニ掲ル各款ニ遭遇スルカ或ハ他村ニ移住スルカ又ハ事故アリテ退職スル時ハ更ニ其欠ニ代ル者ヲ選挙スヘシ

第拾条　前各条ノ外選挙ニ係ル細則ハ郡長ノ定ムル所ニ従フヘシ

こうして、戸長は公選され、戸長役場は各戸長の自宅とされた。布告の伝達、租税の上納、戸籍、徴兵、土地、教育に関する行政事務、町村支弁の各事業を管掌することになった。

十二年四月には、山梨県町村規則が発布され、町村初の代議員制が発足して、村々は一斉に村会規則を制定して、議会を開くようになった。

富里村議会関係の記録は、十二年度からの村会議案、村会議事録などが保存されている。久那土村は二十二年からの村会決議書、古関村には三十八年からの村会決議記録がある。

十二年四月には数箇村に戸長一人をおくことになり、小さな村の連合戸

長時代である。連合町村会も開かれた。

本町関係は同年四月二十八日に、左記のグループが決まった。

一、鴨狩津向村、車田村、三沢村、樋田村
一、切房木村、道村、水船村、芝草村
一、瀬戸村、釜額村、古関村、中之倉村
一、大磯小磯村、根子村

十三年一月には、合併困難な村々は連合した。連合役場に戸長が設けられたので、単村の長を村用と称した。

三沢、樋田、河頭　車田　切房木　道、水船、芝草　大磯小磯、瀬戸、根子　古関、中之倉、釜額

三沢村外四個村連合
古関村外八個村連合

十七年十月

三保、山家、落居――三個村連合

十五年七月には、古関連合村に官選戸長として、共和村佐野孝道が就任したという記録もある。（加藤善吉著下部町郷土史年表）

市制町村制の施行　自由民権運動の発展と、国会開設運動の高まりの中で、三新法が約一〇年間施行されたあと、明治二十一年四月二十五日に市制・町村制が公布された。二十三年五月十七日には府県制・郡制が公布された。これによりわが国最初の近代的な地方自治制度が成立した。

市制町村制の施行は二十二年四月以降、地方の実情に応じて、府県知事の具申により、漸次施行の方針であった。山梨県においては、元老院でこの法律の審議にあたっていた、中島知事の赴任によって、はやくも二十二年七月一日から実施された。次は知事の告示である。

内務大臣ノ指揮ニ依リ同年七月一日ヨリ県下甲府ニ市制ヲ、其他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス

明治二十二年六月二十六日

山梨県知事　中島錫胤

市町村制は隣保団結の旧慣を尊重し、自治及び分権の原則を実施するため、政府の事務を地方に分任し、住民としてこれに参与せしめる。という、地方自治本来の精神に立脚するものであった。しかし、当時の我が国の事情から、住民自治の要素は不完全であった。団体自治の形態を一応備えているものの、官治的色彩の濃いものであった。

市町村会は選挙による名誉職の議員をもって組織されたが、執行機関としては、町村会において、町村公民中より選挙される町長、町長の選挙と町村会の同意による助役をおき、収入役は町村長の推薦により、町村会が選任する有給の吏員とされた。

市町村は国から独立の人格を認められ、市町村に関する事件ならびに、法令により委任された事件、市町村の財産収入で処理するものとされた。しかし、府県知事、内務大臣の監督下におかれ、さらに郡長の監督をうけた。内務大臣による監督権は、市町村会の解散、予算強制、市長の任命、町村長選挙の認可等であった。

府県知事または郡長は、市町村長、助役等市町村吏員の懲戒処分権があった。市町村の行為について許可事項も多かった。

選挙もまた、制限選挙や等級選挙制で、制約が多かった。

このように、市町村制によって発足した地方自治制は、その内容において集権的、官治的性格が強かった。

市町村制実施のために、当時全国七万余を数えた町村を、五分の一に減少させるという、町村合併が強行された。

本町の各旧村も県の方針に従って、次のような合併がなされた。

久那土村　三沢村、車田村、切房木村、樋田村、芝草村、水船村、道村

古関村＝古関村、釜額村、中之倉村、瀬戸村、根子村、大磯小磯村
下九一色村＝九一色の内、畑熊組、中山組、折門組、三帳組、垈組、高萩組、八坂組、下芦川組
富里村＝大河内村の内　字川向が合併
落居村＝落居村、河頭村
山保村＝山家村、三保村

山梨県における町村合併進展状況

年　代	合併村数
明治　5	2
〃　7	48
〃　8	103
〃　9	0
〃　10	1
〃　11	1
〃　12	1
〃　21	5
〃　22	5

『山梨の百年』による

府県制・郡制施行　府県制・郡制の公布は明治二十三年五月であった。本県はいち早く二十四年八月一日に施行された。この施行は、全国的には十年の歳月を要した。

告示第二四号
明治二十四年八月一日より本県下へ郡制を施行せられる
明治二十四年七月一日
山梨県知事　中島錫胤

告示第三〇号
明治二十四年十月一日より本県に府県制を施行せられる。
明治二十四年九月一日
山梨県知事　中島錫胤

郡役所に郡長がおかれて、町村行政の指揮監督が行われるようになった。

府県と郡は、本来府県知事、及び郡長の所管する国の行政機構であって、それが同時に地方公共団体の区域とされた。その執行機関には、国の行政官庁である府県知事、及び郡長をもってあてられ、その主要な補助機関も国の官吏があてられた。

したがって、府県は地方公共団体とはいっても市町村と異なり、国の監督をうける範囲が広かった。

公選の議員による議会の権限も狭く、これに対する執行機関の優越性が認められていた。住民自治の要素は、市町村の場合よりさらに稀薄で、官治的性格の濃いものであった。

郡は郡制施行前においては、単純な行政区画であったが、これが郡制施行により、はじめて府県と市町村の中間における自治体とされた。

このように、我が国の地方自治制は、はじめ府県、郡、市町村の三段階の地方公共団体をもって発足した。

郡は、大正十二年の郡制廃止によって、地方公共団体の性格を失うのである。

県知事は、二十四年十月一日に県議会議員の選挙を告示した。

議員の定数は、西山梨―一、東八代―三、南巨摩―三、北巨摩―四、北都留―三、南都留―三、東山梨―四、西八代―二、中巨摩―五、甲府―二定員三〇名であった。十月十五日には新制第一回臨時県会が開催された。

市町村制、県府制によって、その基礎を支えられた我が国の地方自治制は、その成立後いくたの改正を経て、終戦にいたるまで実施されて来た。おおむね昭和四年の改正までは、自治権の拡充強化の方向をたどった。その後戦時体制の進展にともない、自治権は漸次後退の経過をたどり、つい

に昭和十八年の改正で、地方自治の本旨は有名無実となった。

県議会議員及び郡長　明治年間の本町関係の県会議員は次のようであった。

十年　五月　二宮貫平（上田原）　区長中より選出
十年　五月　渡辺信喜（三沢）　公選議員代理出席
十二年三月　二宮貫平　当選
十六年八月　二宮貫平　再選
二十四年十月　二宮貫平　当選
二十八年十月　堀内源太郎（常葉）　当選

『県政六十年誌』

郡長氏名	就任（年・月）	退任（年・月）
名取善十郎	明治一一、一二	明治一四、一二
依田孝	〃一四、一二	〃二三、三
八代駒雄	〃二三、三	〃二三、九
相曽長能	〃二三、九	〃二三、一二
近藤茂晴	〃二三、一二	〃二七、一二
福島為則	〃二七、一二	〃三〇、四
小林陽	〃三〇、四	〃三三、五
福島為則	〃三三、五	〃三八、六
樋口兼泰	〃三八、六	〃三九、七
福武勇次郎	〃三九、七	〃四一、四
青柳晴雄	〃四一、四	大正四、一
大河平親貞	大正四、一	〃七、六
古屋芳平	〃七、六	〃八、八
大野元	〃八、八	〃九、一二
猪瀬弁吾	〃九、一二	〃一二、
奥村信太郎	〃一二、	〃一五、六
小泉源	〃一五、六	

第三節　地租改正

一　地租改正前の貢租

年貢から地租へ　維新政府が政治を統一して、秩禄処分、富国強兵、殖産興業の諸政策を強力に推進するためには、膨大な財源が必要であった。産業の進展がみられなかった当時としては、歳入の大部分は地租によるほかはなかった。

江戸時代には各藩の年貢のとり方がまちまちで、四公六民、五公五民とさまざまであった。米による現物納は、運搬の不便さ、その年による豊凶で収入がちがい、財政の計画が立てにくい上に、支払いは全部現金でやらなければならない、などの不合理があった。

政府は明治三年七月二十四日、税制を改正して、田方地租は米納、畑方地租は石代納（金納）とした。四年二月十六日には、田方正租以外の租税をすべて金納とした。四年八月二十五日には、府県租米の金納を許した。五年八月三十一日には、田畑貢米のすべてを金納に改めた。

政府は地租を金納させるために、農民が有利な農作物を自由に作り、販売できるように、四月九月作物栽培の制限をといた。さらに農産物の商品化を促進して、農民の年金納を容易にするために、五年三月十五日に、土地売買の禁止を廃止した。やがて、農地は大名のものから、農民の所有へ

と一大変革がなされる。

以下、地租改正までの、本町内関連の記録を記載する。

大小切歎願　大小切は、江戸時代に甲州国中三郡でおこなわれていた、独特の税法であった。

『甲斐国志』に、「古法ニ一反三百六十歩ノ内、二百八十歩ヲ大ト云ヒ、百二十歩ヲ小ト云フヨリ出ヅ」とある。田畑貢租のうち三分の一を小切（しょうぎり）といって、金一両につき、米四石一斗四升替えの安石代で上納させた。また、三分の二の大切（だいぎり）は、最初は籾納であったが、そのうちの三分の一（全体の九分の二）を、毎年十月、国中相場（甲府、黒沢、鰍沢、勝沼の四ケ所の平均値段）で金納させていた。

小切値段は江戸時代を通して据えおかれ、米価の値上がりによって、農民の貢租負担は実質的に減少していった。

小切制は武田信玄の租法であるとする説があるが、その由来は明確でなく、現在確認しうる記録の上では、元和から寛永期に求められている。

甲州の農民にとって、大小切税法は一大恩典と考えられていた。慶応三年十月の幕府による、大小切税法廃止の計画に対して、山梨、八代、巨摩三郡の惣百姓が強い抵抗を示して、これをしりぞけている。

その例として、前記（第三章四節）の大小切歎願儀定書、上田原村の文書がある。

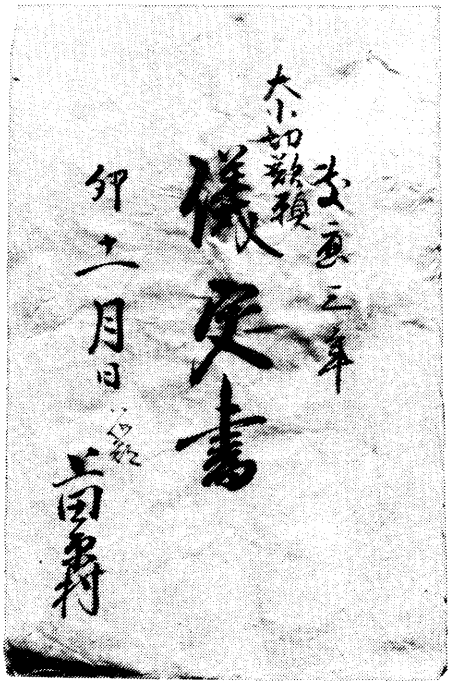

大小切歎願儀定書（上田原区蔵）

それから、五年の歳月が流れる。

甲州農民の執拗な抵抗によって、維持されて来た大小切税法も、維新政府の強力な措置によって、遂に廃止される時が来た。

明治五年八月八日、懸案の大小切税法廃止の布告が出されるやいなや、三郡惣百姓の反対運動が起こり、やがて東郡九七ケ村農民が蜂起した。この一揆は大小切騒動とよばれて、その規模の大きさと、処罰の広範囲に及んだ点、天保騒動に並ぶものであった。

布告が出されると、三郡の各地で集会が開かれ、県庁への歎願がくりかえされた。八月二十三日には、栗原筋、万力筋を中心に東郡の農民が武装蜂起した。山梨県庁の報告によると、農民六、〇〇〇余人、甲府庁下に殺到した。県庁は一時「願ノ趣聞届候事」の黒印状を出させられるまでに追いつめられた。

県庁は二十日夜半、信州上田分営に鎮圧のため一中隊の出兵を依頼し、二十二日、二十三日には陸軍大輔にやつぎ早な出兵を願い出た。軍事力による弾圧の方針をとったのである。

勝利に酔った農民が村々へ引き揚げたあと、入峡した東京鎮台兵の警衛下で、九月三日、土肥県令は恵林寺に栗原、万力筋の村役人を集め、さきの許可の取り消しと、黒印状の取り上げを命じた。こうして御一新を掲げる政府の力の前に、農民は屈服した。

明治五壬申八月廿一日
大小切御歎願書　芝草村　控
乍恐以書付奉歎願候
山梨県管下　市川附之内　八代郡東河内領　五拾九ケ村役人一同奉申上候　今般

御改正之折柄当国租税之内大小切并石代之義　御廃止被仰出村々大小之百姓一同奉驚動候　取来当国之義者武田家よりの旧法　是迄被御立置　難有永続罷在候処右大小切御所置有之哉　余国与違ひ石盛其他　御取箇追々相嵩　殊ニ当国之義者　寒嘎雨国打続時候不順　且東西ヲ相隔　富士川与申本朝無双奔流之大河有之養水は山沢から涌出冷水故　年々諸作出来劣　其之上　猪鹿之害多く　無難之年柄与いへとも　取実至而尠　従来之大小切石代等御立被置候ニ付　生活罷在候得共　近来諸物価高騰ニ而　今日之生業難相成　悉く疲弊ニ陥リ　悲歎罷在候折柄前条之御所置　御廃止被仰出候而者　難立行存　大小之百姓一同寝食稼業忘レ動揺既ニ御庁江罷出愁訴仕度　銘々心配ヲ究メ候ニ付　愚昧之もの共　粗暴等之義も難斗　深く心痛仕　村役人共々　可奉歎願旨　精々及説諭　一ト先鎮静相成候ニ付　不顧恐　此段私共奉歎願申上候　何卒寛大之御仁恤ヲ以　前段厚御憐察之上　大小切石代之義　従前之通　御据置被成下　往々御百姓永続相成候様　御憐愛之御沙汰挙而奉歎願候　以上

明治五壬申
八月廿一日

八代郡東川内領
五拾九ケ村
役人連印

山梨県
御役所

年貢割付状と年貢皆済目録　江戸時代の租税には、本途物成（村々の高請地に課した）、その他の附加税、並に小物成（山年貢、野年貢、草年貢などの雑税）とがあった。

村々の高は度々の検地によって決定され、村高が租税の基礎とされていた。一定の期間一定の税率による定免（実収の如何にかかわらず）の方法と、その年々の検見による、税率決定法があった。高にかける税率を免といい、損毛のひどい場合には、検見を行い破免することもあった。

貢租を軽減する方法に、高内引と称する次のようなものがあった。天災のため耕作不能におちいった場合、これを起返すまで免除する、一作引、当毛引、連年免除の連々引、永久免除の永引などがあった。また、被災の状況によって、永荒場引、荒地引、川成作、石砂入引、山崩引などの制もあった。

検見によってその年の免が決定されると、年貢割付状が村々の村役人に、村高を一括して賦課された。その時期は収穫の前後で、納期はおよそ十二月下旬であった。村役人はそれぞれの個人に割当、これを全納すると、年貢皆済目録が交付された。

新政府も江戸時代の税制を踏襲していたが、明治五年以降は、金納一途に改められた。

次は、明治元年の皆済目録で、二年四月に交付されたものである。

辰皆済目録　　甲斐国八代郡

高四拾壱石三斗弐升壱合　芝草村
一、米拾弐石五斗九升四合　本途
　内米三石七斗七升八合　三分通御捨差引
　残米八石八斗壱升六合
　米弐石九斗三升九合　小切金納
　代永七百九文九分
　米壱石九斗五升九合　大切金納
　代永四貫九百弐拾五文五分
　米三石九斗壱升八合
一、米弐斗壱升六合　定金納
一、永五拾五文　紙漉船役
一、永百文　卯より未迄　小物成
一、永七拾五文　五ケ年季　鉄炮役
掛米九石三升弐合　水車運上
一、米四斗壱升壱合　口米
　米壱斗四升　上納口米
　内　代永三百五拾弐文

米弐斗七升壱合　三升口米
代永六百八拾壱文四分

掛永弐百三拾文
一、永六文九分　口米
一、米弐升五合　御伝馬宿入用
代永六拾七文九分
一、米八升三合　御蔵宿入用
代永弐百弐拾五文三分
一、永百三文三分
納合永拾七貫六百九拾六文三分
外
掛高四拾石五斗五升六合　川除郡中割
永九百拾弐文五分　包分銀
永拾五文五分　御合才領入用
永四拾四文弐分
掛高右同断　祭礼入用
永弐拾五文　甲府御蔵小揚
掛高右同断　役高掛
永拾六文三分　陣屋御修復入用
永三百八拾五文九分
此永壱貫三百九拾九文四分
都合永拾九貫九拾五文七分

右者去辰御年貢本途其外共書面之通全皆済ニ付小手形引上一紙目録相渡もの也

明治二巳年四月　成勘左衛門㊞

右　村
名　主
長百姓

百姓代

以下、用語の意味を略記する。

起返―荒地を再開墾して、農地に復旧する。

永(えい)―永楽銭、永楽通宝のことで、室町中期から江戸初期にかけての標準通貨

江戸時代伊勢以東の幕府領で、幕府の収支勘定や、関東の畑年貢、さらには物価の表示などに用いられた、銭貨の名目的呼称。公のときに用いた。

口(くち)**米**(まい)―田の面積に応じて、本租のほかに加徴した租米。

江戸時代、年貢高に応じて、一定比率で徴収した租米。見本として俵から抜きとられた米などの意があった。

口米永(くちまいえい)―江戸時代の年貢の附加税で、口米と口永を合わせたもの。元和三年、貢米一俵(三斗五升入)につき口米一升とされた。口米一升、貢米百文につき、口米三文と定めた。

口(くち)**永**(えい)―口米永の略

才領―宰領のことで、かしらだって民事を取締り処理すること、又はその人。

荷物の運送の指揮監督。

多人数の外出、旅行の世話役、またはそのことがら

置居米―江戸時代の米価調節用や、備荒貯蓄用に米を囲って置くこと。またはその米(囲米)。置米ともいう。

包分銀―柳沢吉保時代に包分役を置き、その役の諸手当につかわれた附加税。

廻(かい)**米**(まい)―江戸時代、米を産地から消費地などへ回送すること。又はその米。

取米―年貢米のこと。

租税上納割賦帳　大小切騒動の流血事件の直後、県から次の告諭書が発

せられた。

今般安石代悉皆被廃止候ニ付爾後貢納ノ儀土肥県令出京其筋へ縷々申立候へ共既ニ別紙ノ通国々安石代并関東筋畑方永納ノ分反当低ク余国並不相当ニ付悉皆改正相成候程ノ儀ニテ申立ノ趣一切御採用不相成候仍テハ従前余国ニ無之公納口米并免元ノ両条ハ今年ヨリ相廃止候条可得其意右ニ付巨細ノ儀ハ区々戸長并為総代呼出候役人共へ申達候間同人共ヨリ篤ト承リ御趣意奉戴此上可成丈節倹相用夫銭減方精々注意耕耘向格別勉強出産増殖上納不差支様可心掛候此廻状至急廻達従留可相戻者也

壬申九月廿一日　　山梨県庁

『山梨県史第二巻』

次の租税上納割賦帳から、大小切制の安石代が廃止されている。

当申租税上納割賦帳

八代郡　杉山村
甲斐国八代郡　畑方　同所　新田
午より子迄七ヶ年定免　田方　杉山村
一　高四拾八石壱斗五升
右同断
一　高拾石八斗壱升七合
右同断
一　高壱石弐斗九升
皆田　午　改新田
貢米合拾弐石八斗九升壱合
去未同

外

一　永七拾文　　山　税
納合　米拾弐石八斗九升壱合
永七拾文

右者当申租税書面之通候条総百姓立会無甲乙割賦致決算本極月限急度上納可致者也

明治五壬申年十月　　山梨県庁廼

二　地租改正事業の進行

地租改正条例の公布と地価算定　明治六年四月、大蔵省は地方官を招集して、地租改正を協議した。同年七月地租改正条例を公布した。その要点は次の三点であった。

土地の所有者には、地券をわたして、その所有権を認める。

これまでの地租は、土地の収穫高の何割というように決めていたが、これからは土地のねだん（地価）を決め、地租は全国一率に地価の三%とし、豊凶にかかわらず課税して金納とする。

地租を納めるのは、農地を耕作しているといないにかかわらず、土地の所有者とする。

政府は諸政策推進のために、財政上歳入を減ずることができなかった。旧来の貢租を減じないことを目標に、地租改正を進めなければならなかった。

改正にはまず、地押丈量といって、江戸時代の検地仕法で縄延や、隠田をただし、田地を測定し、地価を算定しなければならない。

地価算定については、『山梨県政百年史』に次のように記されている。

まず地価の算定については、「地方官心得書」によって「自作ノ地ヲ検査スルハ第一則ヲ以テシ、小作ノ地ハ第二則ヲ以テス」（第一三章）とされた。第一則（自作地の地価算定方式）によると、収穫代金から一五パーセントの種肥料（定率）と地価の百分の四の地租・地方費を控除したものが作益とされる。そして自作地の利子率百分の六は（一般慣行上の利子率に比して非常に低く現実的根拠を有しない）、総反別の総地価に対する地租が旧貢租より減じないことを目標として算定されている賦課率の結果から算出されたものであった。こうして第一則に

よる地価算定の式は次のように示される。

$$地価=\frac{a\,b(1-0.15)}{\frac{6}{100}+\frac{3}{100}+\frac{1}{100}}=10\,a\,b(1-0.15)$$

収穫量＝a，地価修正率＝b

次に第二則（慣行小作料を基礎とする地価算定）においては、まず地価百分の四の地租・地方費の倍額が小作米金と定められる。つまり小作料中、国家取分（百分の四）と地主取分とを折半とし、利子率の四分は（慣行利子率よりきわめて低い）、右との関連で算出されたものだという。この小作地の地価算出の定式は、自作地のそれ（第一則）を基礎としてつくり出されたものであつた。次の式であらわされるであろう。

$$地価=\frac{c}{\frac{4}{100}+\frac{3}{100}+\frac{1}{100}}=\frac{100}{8}c$$

小作米代金＝c

ところで政府は、「小作米ハ地主ト小作人ト相競フノ間ヨリ出ルモノナレバ、収穫ノ多寡ヲ推知スベキ確証ニシテ、人民互ニ欺隠スル能ハザル者タルヲ以テ、第二則ヲ適実ノ者トス（略）」（心得書第一三章）といい、「小作米ハ地価ヲ求ムル標的」（同第一六章）というように、地価算定にあたつては第一則よりも第二則が適実とされた。そして畑の場合はもつと明確に、「小作米金ヲ以テ地価ヲ算スルヲ本則トス可シ」（同第二一章）とした。ここに慣行小作料なるものが誰の目にも明瞭で、確実な準拠となりうるものとして、地主小作関係の展開が不十分であった当時においても、自作地をも小作地とみなして第二則方式による算定を行おうとする政府の意図が示されている。

（中　略）

ところが、この年をとおして地価算定について不明確であった政府の方針も、七年末になると、これまで基調としていた慣行小作料による第二則方式を全面的に否定し、全般的に収穫調査を基礎とする第一則方式によって行なうことを明らかにした。というのは地価算定が第二則方式の適用を認められる条件―慣行小作料率が村平均六八パーセント以上という制限規定―に応じうる地域はごく限られたものであったこと、したがって全体として旧貢租を減じないという基本目標にそって地価を高めうる方途は、第一則方式への転換に求められなければならなかったからである。

こうして八年に入ると、収穫量調査を基礎とする地価算定が進められ、九年を一般整頓の年とする目標の下に改正事業が推進されることになった。

改租着手と調査雛形　地味調査、地価の振付けなど違反せず、不平不満なく事業の円滑な推進のために、議定を行った村が多い。次は常葉村の議定書である。

議定書之事

今般地券地価付之儀　村方一統相談ヲ以　右正副戸長地券立会人并伍長相願　地味取調　地価振付候処　聊違反申間敷候　依之一同連印仕候処　如件

明治七甲戌年三月　日

伍長　望月幸右衛門
外　百四十三名

静光院
東仙院
明珠院
光林寺
慈了院
竜沢寺
依田　国明
福寿院
大宝院

戸長　遠藤源五左衛門
副戸長　赤池忠兵衛
〃　松井久三郎

地券御発行ニ付代価小作付

各区　正副戸長

第九十四号

地券御発行ニ付　地価之調理等　兼テ及布達候通　旧来之貢額ニ抱ハラス　銘々見込之代価ヲ書載シ　小作帳ヲ添　差出候筈之処　右簿帳区々之調ニテハ検査ノ際不都合ニ付　更ニ別紙雛形ニ照準　手作地　小作地ノ仕訳いたし反別并壱ケ年之収額米金　地価共書載　早々可差出　尤未一筆限り帳不差出　村々右帳差し出候上日数ヲ限り引続差出シ可申　此段相達候事

但本文簿帳　差出候上ハ　最前相達候　小作帳差出ニ不及候事

明治六年八月十八日

山梨県権令

藤村紫朗（熊沢村蔵）

調査雛形

幾筆モ合シ一口ニ小作入付相居候分ハ　一筆限リ帳ノ番号ヲ　如此朱字ニテ　番号下ニ載スベシ　畑方モ之ニ準ス

何　番　　但シ種肥其ノ外諸費ヲ引去リ作又ハ両毛作トモ総テ其ノ他一歳字何何　ノ収穫ヲ挙ベシ

一、田何反歩　　何等

此収穫米何程　　右　同人印

地価　何程　　小作人其印

何　番

字　何

一、畑何反歩

此収穫品何程

地価　何程

但シ麦桑茶藍木綿之類総テ其品ノ数量判然タルモノハ悉ク記載スヘシ　其品ニヨリ其量ヲ記シ難キモノハ収利ノ代金ヲ記スベシ

何　番

字　何

一、屋敷何反歩

地価何程　　如此一人別認メ一村ノ合計

一、持山何反歩　　左ノ如ク仕訳スベシ

地価何程

一、林　何反歩

地価何程

右ハ地券御発行ニ付　私共村方銘々持地反別代価等可申上旨御達ニ付　私共立会　役前　隠田　切開　縄伸之類迄地毎ニ取調候処　箇所落ハ勿論　隠歩等一切無御座候　且取揚米并小作米等　聊詐欺之儀不奉申上　若心得違之儀有之後日相顕ハルニ於テハ如何様之処置有之候共　毛頭申分無御座　依之地主一同調印ヲ以テ奉申上候　以上

何国何郡何村

百姓惣代　何　某印

戸長　何　某印

長官宛

右雛形ヲ作為スルニ当リテハ左ニ記スル箇条ヲ会得シ調スベシ

第一条

地代金ハ一ケ年収穫之内　種肥代其外諸費ヲ引去　全ク地主所得トナルベキ米金ヲ　其ノ村売買ノ利息割合ヲ以テ見込ノ代価ヲ記載スベシ

第二条

雛形ニ記セル収穫米ハ是迄年々其地ヨリ　登量惣数ヲ挙ゲベシ　尤モ其年々豊凶ニ依テ一定ナラズト雖モ　半年作柄ヲ正実ニ書出スベシ

一、用紙美濃紙　堅帳　壱枚四行つゝ

一、収穫米麦　合ニテ止メ候事

但シ勺ハ四捨五入之事

一、地価ハ厘ニテ　止メ候事

一、貸長屋敷地ハ宅地江記載可致候事

但シ抱屋敷地も前同断

一、小物成ハ高外　山林芝地類　番号　字　地目記載之事

但シ反別は是迄取調候反別　強掛紙ニテ記載之事

地主　姓名者不及記候事

一　畦畔ハ記載ニ不及候事
　但シ総計ハ記載スルモノ
一、土地田畑并私墾田畑共　処分済之分　持主姓名記載ノ事
一、田畑ハ等級毎ニ　左之通
　但シ壱反ニ付
　収穫　米　麦　何石何斗何升何合
　地価金　何百何拾何円何拾何銭何厘
　利朱　何分何厘
一　林竹藪　芝地之類モ同断
一、宅地ハ等級無之ニ付　初筆之分江　左之通
　但シ　壱反ニ付
　地価金何拾何円何拾
　但シ村方之適宜ヲ以等級相定候分ハ　田畑之廉々見合スヘシ
一、反別之内　外番ニ有之溝或ハ冷水　濡水路一筆毎ニ其反別ヲ記載候事
一、内番有之分ハ此際総テ押番ニ可改候事
別紙写之通　雛形相廻候条　御写取　早々御順達有之度候也
　七月十八日　　八代郡第拾三区
　　副区長　　印
　正副戸長地券掛　御中　　（熊沢村蔵）

収穫取調帳　地価の決定に収穫量の調査が重要である。芝草村では、七年六月には次のような調帳が完成していた。

収穫取調帳

八代郡第十三区　芝草村

字南尻　壱　　地主
一　畑　壱畝歩　　内藤伝兵衛印
　此収穫　大麦三升　　自作
　　大豆壱升七合
　此地価金六拾銭

同一地　弐十六
一　畑　六畝弐拾四歩
　此収穫　大麦四斗四升八合
　　大豆壱斗五升八合
　此地価金八円七銭

字中畑ケ　六十一　五十六　五十八　五十四　五十七　六十　　地主
一　田　弐畝弐拾八歩　　内藤久左衛門印
　此収穫　米壱斗三合　　自作
　此地価金三円七銭六厘

字ついじき　六十二　六十三　六十四
一　私墾田　弐拾九歩　　教昌庵
　此収穫　米弐升九合
　此地価金八十七銭

字中畑ケ　三十壱　　内藤源左衛門印
一　屋敷　弐畝拾五歩
　此地価金弐円四拾銭

字中畑ケ　三十九　　内藤甚兵衛印
一　屋敷　壱畝六歩
　此地価金一円弐拾銭

字なぎ　千百五　　赤池繁右衛門印
一　竹林　弐拾壱歩
　此地価金五銭弐厘

同一地　千百六

赤池長兵衛印

教昌庵

内藤文左衛門印

一　竹林　拾四歩
　此地価金三銭四厘

字ついじき　六十九
一　私墾林　弐畝拾五歩
　此地価金拾五銭六厘
字ついじき　七十一　八十三　九十四　九十六
字つるね　三百十八
字中おばね　百二十七
字深沢　百三十九
字瀬戸坂　二百七十九
一　林　壱反弐畝廿六歩
　此地価金八拾三銭四厘

以上は地目による抜粋で、字名の下、地番数字は朱書されている。さらに同帳の終わりの部分を記載する。芝草村の合反別などがわかる。地番の最後は一、二二三番地であった。

合反別拾弐町八反八畝拾七歩
　此地価金六百四拾円八拾八銭五厘
　内
田反別壱町弐反四畝廿九歩
　此収穫　米　弐石九斗三升
　　大麦　壱石九斗四升三合
　　此地価金百五拾壱円五拾弐銭壱厘
畑反別拾壱町壱反弐畝壱歩
　此収穫　大麦　拾六石七斗三升四合
　　小麦　六石三斗壱升九合
　　大豆　四石三斗七升八合
　　小豆　壱石九斗七升
　　粟　壱石六斗六升三合
　　稗　四斗八升
　　大角豆壱石弐斗七升弐合
　　此地価金四百四拾円七拾弐銭弐厘
私墾田四畝六歩
　此収穫　米　壱斗弐升八合
　　此地価金三円七拾八銭
私墾畑壱畝弐拾五歩
　此収穫　小麦　弐升三合
　　大豆　四合
　　粟　壱升壱合
　　此地価金五拾六銭
屋敷反別四反五畝拾六歩
　此地価金四拾四円四拾銭弐厘
　　外ニ
林反別八町七反八畝弐拾壱歩
　此地価金六拾一円三拾三銭四厘
竹林反別六畝六歩
　此地価金四拾六銭弐厘
私墾竹林弐拾五歩
　此地価金六銭六厘
私墾林弐畝拾五歩
　此地価金拾五銭六厘

右者地券御発行ニ付私共村方銘々持地反別代価等可申上旨御達ニ付私共立会役前隠田切開縄伸之類迄地毎ニ取調候処箇所落ち勿論隠歩等一切無御座候且御場米并小作米等聊邪欺之義不奉申上若シ心得違有之後日相顕ハルニ於テ者如何様之御取置有之候トモ毛頭申分無御座候依之地主一同調印ヲ以奉申上候以上

甲斐国八代郡第十三区
芝草村

明治七戌年六月

伍　長　内藤伊右衛門印
同　断　内藤善左衛門印
同　断　内藤松右衛門印
同　断　内藤半兵衛印
伍長惣代　内藤忠右衛門印
副戸長　赤池繁右衛門印
戸　長　内藤源左衛門印

山梨県権令　藤村紫朗殿

収穫値段記

一　米壱石　三円　一　大麦壱石　壱円廿銭
一　小麦壱石　壱円六拾銭
一　大小豆壱石　壱円七拾銭
一　粟壱石　八拾銭　一　稗壱石　四拾銭
一　大角豆壱石　壱円三拾銭

この取調帳には、中畑ケほか三つの字に、二八筆の地番と、屋敷地主二八名が記載されている。

切絵図と一村総絵図　明治六年に出された、地所調雛形に、絵図の作成の仕方が次のように示されている。

一、絵図面ハ字分ケ切絵図ト一村総絵図ヲ仕立候事。
一、切絵図ハ田畑屋敷其外共一筆限押番号ヲ設ケ社地、寺地、墓地、馬捨場、池沼、溜井、郷蔵地の類村持の分ハ図中へ朱ニテ書入候事。道ハ朱、川藍（あい）村持林入会山林の類草色荒地ハ持主旨無共鼠色深荒地ハ薄墨ノ中へ黒点ヲ加工高外荒蕪地の類ハタィシャ色社寺領等上知の分ハ黄色田畑、屋敷、私墾地等持主有之林ハ色分ケなし。
一、一村総絵図ハ道、川、山、居村字村境ヲ記ス。
一、切絵図ニハ一筆限番号ヲ記シ村持ノ分ハ朱ニテ書入色分け致候事。
右之通ニ候事。

『新修甲州法制史』

村々は地所調雛形にそって、絵図の作成の準備を始めていた。政府は六年七月二十八日の太政官布告、第二七二号、地租改正条例をもって、字限地図及び一村総絵図の作成を命じた。

この時期につくられた絵図は、その後、二十年六月二十日の大蔵大臣訓令で、字限地図を基本に統一更正地図として改正されてきた。

二十七年二月には、磯部弥平の製図によって、富里村分間地図が完成した。

他方では、八年の地租は検見などせずに、七年の年貢額で強行された。また一方では、八年三、四月ころになると、地価調査が進み、八年分の租額が村々に提示されてもきた。

八年十月ころから、九年三月にかけて、各村々より地所等級附書上帳、地所取調一筆総計簿、一筆限総計簿などが提出された。これらの帳簿は、伍長や副戸長の連名、および地主連名調印がなされていた。

これに対して、県から村々へ、地租改正地価表が下附された。地価表にさまざまな苦情が生じたので、巨摩、八代両郡区長連印の知事宛の伺いが提出されたりした。

改租用の米価は、明治三年から七年の平均相場による平均米価がもちいられ、一県一率米価主義がとられた。

反別地価名載書出帳及び一筆限名寄帳　次に杉山村の一筆限名寄帳の抜萃を記載する。

五十五番　六等
字　寺前　畑弐歩　小林直次郎
一　壱　間　此収穫麦弐合
二　間　此地価金三銭六厘
此地租金壱厘

八十三番　明治十六年
字　寺前　三月廿八日
一　八間半　宅地弐畝廿歩　代替　小林藤左衛門
九間二尺四寸　此地価金三円六十銭八厘　小林重吉
此地租金九銭壱厘

百　番　二等
同　所　苅生畑芝地成一畝廿歩　小林儀右衛門
一　五　間　此収利金壱銭三厘
十　間　此地価金十一銭七厘
此地租金三厘

百十九番
字　寺前　高外
一　壱　間　掲示場壱歩　官有地
壱　間

百廿三番
字　寺前
一　三　間　境内拾弐歩　八王子社
四　間

百廿八番
字　寺前

一　三　間　墓地廿八歩　有明寺
九間半

百四十七番
同　所　宅地七畝拾七歩　有明寺
一　十間四尺八寸　此地価金拾円三十五銭一厘
二十一間　此地租金弐拾五銭九厘

百六十四番
字　東原　宅地弐畝八歩　小林久右衛門
一　七間四尺八寸　此地価金三円十銭壱厘
八間四尺二寸　此地租金七銭八厘

百八十一番　一等
同　所　苅生畑竹弐畝十二歩　同人
一　四　間　此収利金二銭五厘
十八間　此地価金六厘

三百廿番　六等
同　所　田壱畝七歩　小林直次郎
一　三間一尺二寸　此収穫米三升五合
十三間一尺二寸　此地価金一円廿三銭一厘
外　二歩　溝代
外　三歩　畦代
此地租金三銭壱厘

貼紙が二枚ある。

十七年度全歩水害

拾七年荒地五ケ年期

三百三十三番　一等　　小林儀右衛門
字　向嶋　畑林成七畝六歩
一　十二間　　此収利金四銭八厘
　十八間　　此地価金四拾四銭
　　此地租金壱銭壱厘

三百六十五番　二等
字　森　　山畑芝地成八畝歩　　小林平左衛門
一　十二間　　此収利金七銭九厘
　二十間　　廿間此地価金七十二銭
　　此地租金壱銭八厘

旧杉山村の二、二二二の筆数のうち、山林、原野を除く、すべての地番が八分冊にまとめられている。帳簿の作製グループごとに、関係者の氏名と、合反別と、地目ごとの総反別も記されている。

土地等級と、合筆、代替、などによる貼紙の字はほとんど朱書されている。

作製の年代がつまびらかでないが、記載事項に変更があったときには、貼紙などして逐次訂正されている。

地券の発行　新政府はさきに定めた「地券発行規則」にしたがって、明治五年七月四日、全国にわたって地券を発行交付した。これは「壬申地券」といわれた。

当時としては、土地の所有権をはじめ、いっさいの権利の得喪変更についての、唯一の公示方法だった。

この地券の制度は、明治二十二年三月、「土地台帳規則」の制定施行によって廃止されるまで、存続された。

地券は一定の形式で、政府がその用紙を印刷して、各府県単位に発行交付した。

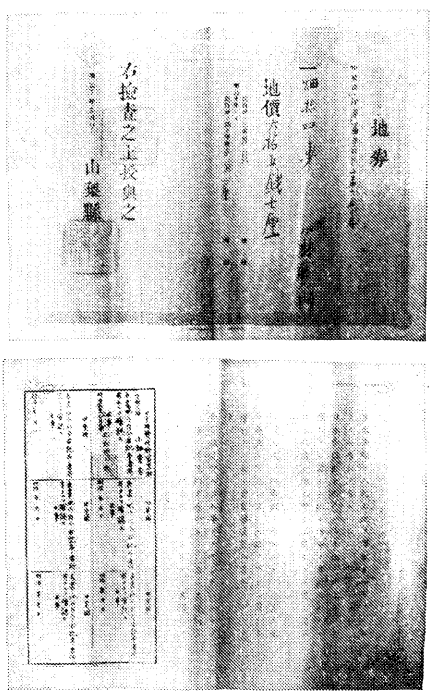

地券の表と裏（杉山蔵）

表面には、国、市郡、町村、地番、地目、反別、持主名、地価、地租を記載し、「右検査之上授与之」とし、年月日、山梨県、県庁印が押捺されていた。

裏面には、次のような文言が印刷されていた。

日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ラス此券状ヲ有スヘシ
日本帝国外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ権利ナキ者トス故ニ何等ノ事由アルトモ
日本政府ハ地主即チ名前人ノ所有ト認ムヘシ
日本人民ノ此券状ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ権利アル者ニ売買譲渡質入書入スルコトヲ得ヘシ
売買譲渡質入書入等ヲナサントスルモノハ渾テ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其規則ニ因ラスシテ此券状ヲ有スルトモ其権利ヲ得サルモノトス

と、印刷されている。

次に地券の例をあげる。

大日本帝国政府

明治八年改正　地券

甲斐国八代郡富里村杉山第八拾三番

持主　小林藤左衛門

一　畑拾四歩
　地価六拾五銭七厘
　　此百分ノ三金弐穫　地租
　明治十年ヨリ
　　此百分ノ弐ケ半金壱銭六厘　地租

地券之證 右検査之上授与之

明治十二年三月八日　山梨県　山梨県

（表）

甲斐国西八代郡富里村
家督相続　小林　重吉
表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス
主事
西八代郡長依田孝
明治十六年三月廿八日

（裏）

裏面には上記のような　欄が五―六もうけられてある。

地券用紙は地目により色分けがされていた。この地券に記載されている地租は、国税で、明治十年以後は地価の百分の二・五に軽減された。

県の地券発行について、各町村は「地券台帳」を備え、これに地目、地番、反別、地価、地租、地券授与年月日、地主の本籍、氏名、地主変換などの事項を記載した。

次の帳簿には地券の発行枚数などの状況が記録されている。

地券証印税総計帳

山梨県第廿区
富里村ノ内（表紙）
旧杉山村

合　券数　二千三百五拾五通
　印税　廿六円八拾壱銭三厘

内

地価金二千三百八拾四円七拾六銭八厘
　金六円八拾七銭三厘　二円上三百六拾壱通
　金拾九円九拾四銭　二円下千九百九拾四通
合反別七拾四町九畝拾九歩
　此価金弐千三百八拾四円七拾六銭八厘
　此印税金廿六円八拾壱銭三厘
　　此訳
田反別三町八反弐畝九歩
　此価金六百七拾二円七拾六銭壱厘

内

地価金四百六円七拾四銭六厘
　此印税金弐円六銭四厘　二円以上　百九筆
地価金弐百六十六円壱銭五厘
　此印税金四円弐銭　二円未満　四百二筆
畑反別拾六町五畝廿九歩
　此地価金千弐百七十八円廿二銭八厘

内
地価金七百九十八円三拾七銭八厘　二円上
此印税金三円九拾九銭弐厘　百九拾八筆

地価金四百七十九円八十五銭　二円未満
此印税金九円五十九銭　九百五十九筆
宅地反別九反七畝拾五歩
此地価金百三十三円三十七銭九厘

内
地価金百廿二円九拾八銭三厘　二円以上
此印税金六十壱銭六厘　三十七筆

地価金拾円三十九銭六厘　二円未満
此印税金九銭
竹林成反別四反壱畝廿五歩
此地価金三円九十三銭二厘

内
畑竹林成三反八畝廿二歩　二円未満
此価金三円六十五銭弐厘　拾三筆
此印税金十三銭
畑竹林成三畝三歩
此価金廿八銭　二筆
此印税金弐銭
林成反別拾壱町六反八畝九歩
此地価金六十六円五拾八銭九厘

内
畑林成六町七反五畝廿九歩
此地価金三拾八円廿四銭九厘

内
地価金三円五銭　二円以上
此印税金拾銭五厘　壱筆

地価金三拾五円拾九銭九厘　二円未満
此印税金壱円廿八銭　百廿八筆
刈生畑林成四町九反弐畝拾歩
此地価金廿八円三十四銭

内
地価金拾二円廿二銭八厘　二円以上
此印税金六銭壱厘　五筆

地価金拾六円拾壱銭弐厘　二円未満
此印税金三拾壱銭　三拾壱筆
芝地成反別四拾壱町壱反三畝廿二歩
此地価金弐百廿九円八十七銭九厘

内
山畑芝地成壱町八反九畝九歩　二円未満
此地価金拾七円九十壱銭弐厘　八十壱筆
此印税金八十壱銭
刈生畑芝地成三十九町弐反四畝拾三歩
此地価金二百十壱円九十六銭七厘

内
地価金三拾円九拾五銭　二円以上
此印税金十五銭五厘

地価金百八十壱円壱銭七厘　二円未満
此印税金三円六十九銭　三百六十九筆

合印税金廿六円八十壱銭三厘
此券数弐千三百五拾五通

内
弐円以上　三百六十壱筆
地価金千三百七拾四円三十三銭五厘
弐円未満　千九百九拾四筆
地価金千拾円四拾三銭三厘
右之通相違無御座候　以上

右村地券担当　小林政重
右戸長　小林政勝

山梨県令　藤村紫朗殿

この総計帳は年代がつまびらかでないが、小林政勝が戸長在任は明治八年七月から十四年二月までであるからその間の作成であろう。

地券を紛失したときは、地券台帳により再交付が受けられた。

家督相続または、土地の遺贈については、相続開始のとき（戸主死亡、失踪または隠居）から六か月以内に、地券の書き換え手続きをしなかったときは、罰金として地券一通につき、証印税の五倍が科せられることになっていた。

土地の売買にあたっては契約締結の証として、売渡証文が作成された。土地を売渡し、または譲渡する者は、売渡、譲渡証文に地券を添えて、その他の戸長役場に差出し、奥書割印を受けて、買受人、または譲受人に譲渡することになっていた。戸長役場には土地売買譲渡奥書帳を備えて置いた。

土地の質入、または書入証文には、必ず町村戸長の奥書と証印が必要とされていた。この奥書証文は、願い出があったときには、帳面と証文とに番号を朱書して奥書をした。奥書証印のないときには、担保設定の効力がないものとされていた。

山林原野の地租改正　山林原野の地租改正は、田畑宅地の調査に引き続いて、明治九年より実施丈量に入った。次は県令の丈量に関する布達である。

乙第七九号　　各区正副戸長

山林原野検査之儀　相達候ニ付テハ　既ニ取調差出候向モ有之候処　高内外ヲ混シ　取調有之且未タ不差出向モ有之　不日丈量着手之筈ニ付テハ差支不少候間更ニ順序左之通リ相心得　別紙雛形ニ照準詳細取調　地引　絵図面相添　本月廿五日限リ無遅滞　可差出　此旨相達候事

一、高外山林原野　大略耕地丈量之手続ニ拠リ　一筆限リノ区別アルモノハ　其筆限耕地同様丈量シ　一字限リ区別ノミナルモノハ　其字（あざ）限丈量スヘキ事

一、山岳ハ斜面側面ニテ　縦横間数ヲ量リ　反別を算出スヘシ　深山幽谷或ハ柴草山等　手広ノ地ニシテ　容易ニ丈量ナシ難キ地ハ　差向キ四至ノ境界ヲ詳記シ　周囲ノ里程ヲ量リ凡ソノ反別ヲ取調ブベキ事

明治九年九月十一日

山梨県令　藤村紫朗

この布達にもかかわらず丈量作業は困難なことであった。筆数多く、官有民有の区別が錯雑していて、十一年四月にいたっても、丈量未済の村が多かったといわれている。

九年の山野税は、前年の税米大豆を九年の石代相場によって計算して、仮納させ、改正の際に過不足勘定をする、便法が講じられた。

十二月八日、県は調査結果にもとづき、戸長、地主総代を召集して、地価額の当否を推問、不公平のないことを認めた。

これによって、新税額は九年にさかのぼり収税することとした。

本県の林野改租事業の問題点としては、古来入会地としてひろく住民に利用されてきた林野が、官民有区分未定地とされて来たことである。

十一年には従前の官林と社寺上地林を官有地に編入した。官民有区分未定地の一部分を民有地として、他はすべて官有地に編入して、本県林野の改租を完了したのは十四年のことであった。

第四節　戸籍法・学制・兵制・郵政、選挙制度の施行

一、戸籍法の改正

徳川時代の戸口制度　近代的な統一国家形成のために、維新政府は地租改正による土地制度の確立とともに、戸籍制度を改正して、人民の掌握を図る必要があった。

明治の戸籍制度の基礎となっていたのは、徳川幕府時代の戸口制度であった。制度の中には、宗旨証文、五人組帳、石高帳などがあった。さらに、重要なものに宗門人別帳、宗門改帳がある。

人別帳には、氏名、族籍、年齢、人の出入増減を記載して、名主が管掌していた。

宗門改帳は、島原の乱後、切支丹禁制を目的としたもので、記載事項は次のようなものであった。

男は名を、女の名は必ずしもかかないでよい。
氏は士以上、年齢は何才と記す。
順序は、戸主、父母、妻子、譜代の召仕。
年期雇人。
戸主は捺印し、妻、召使は実家をかく。
一戸の所有田畝歩、石高。
各戸の末家数及び人数。
小計何人、内、男何人、女何人。
各戸の宗門の寺院名と、その証明印、などであった。
取扱者は、寺院、名主、五人組頭、家主などである。

明治当初の戸籍　明治当初の戸籍としては、不完全ながら、明治三年戸籍があげられる。この戸籍に至るまでの経過は次のようであった。

新政府は、戊辰戦後江戸に集まる脱藩者や、浮浪者の取り締まりに手を焼いていた。そのため、早急な戸籍の整備をせまられていた。

戸籍法のなかった二年十月、東京府は府内の士籍法、及び戸籍法を公布した。これは、元年十月二十八日、京都府で公布した戸籍編製の仕法書をもとにしたものであった。

京都府の仕法書は市中戸籍仕法書と、郡中戸籍仕法書に区別されていた。さらに、元年十一月には士籍法、卒籍法、社寺籍法が公布されていた。

政府は戸籍の作成を全国的に実施しようとして、二年六月四日に次のような民部官達をだしている。

一、市中戸籍仕法書
　但他所入来往奉公人雇人仕法相添
一、郡中戸籍仕法
　但　右同断
一、市中制法
一、郡中制法
一、町役可心得条々
一、村役可心得条々
一、社寺籍法
一、士籍法

右京都府ニ於テ編立ノ分今般府県一般施行被仰付候間此段相達候事
但京都府ト記シ有之処ハ某県ト書改ムヘシ上記ノ儀ハ兼テ御布告ノ趣モ有之候ヘトモ此書ニ限リ重刻不苦候事

一、戸籍編製ノ儀其ノ始メ手数相掛候事ニ候ヘトモ後年其事ニ馴レ候上ハ簡易ナル良法ナレトモ事改ムルヲ嫌フ下民ノ常情敢テ当惑不致様懇々説諭施行スルヲ肝要トス此段ノ心得相達候事
一、各書二冊渡方ノ事

壬申戸籍　庚午戸籍が不完全なものであったので、整備された戸籍制度施行までには、次のような改正がなされてきた。

明治二年六月二十五日の藩政廃止にともなって、従来の藩士を士族およびそつとして、農・工・商を平民とした。

明治三年九月十九日、平民に姓をゆるした。

四年四月五日、戸籍法を改正して、国民を華族、士族、卒族、神官、僧侶、平民の六階級に区別した。

四年八月二十八日、布告を発して、従来の穢多非人の称呼を廃して、これを民籍に編入した。同年十月、甲府県から出された布告につぎのようなものがある。

穢多非人ノ称被廃自今身分職業共平民可為同様御布告有之候ニ付テハ其所民籍へ編入致シ同一ノ取扱可致ハ勿論ニ候得共中ニハ抱番人御廃相成候事ニ相心得給分等不相渡村方モ有之哉ニ相聞候処従来ノ村番一時ニ相廃候テハ取締向差支可有之且差向元非人共活計出来兼候間追テ相達候迄番人ト唱エ是迄ノ通為相勤置可申事
但従前ノ非番人共番役相止度キ者ハ勝手次第任其意代リノ者ハ元非人ノ内用弁可相成者人選可致事
辛未十月　　『山梨県史』

四年十月三日、宗門人別帳を廃止した。

五年一月二十九日、壬申戸籍の実施に従って、卒の身分を廃して、国民の族称を皇族、華族、士族、平民の四族とした。

四年四月四日には、太政官布告第百七十号を公布した。

今般府藩県一般戸籍ノ法別紙ノ通改正被仰出候条管内普ク布告致シ可申事
（第三十三則までであった。略）

これによって、整備された近代的成文立法としての戸籍法が、公布された。施行は五年二月一日からとされた。

維新政府は、戸籍の調査が民治民生上の第一の要務と考え、人民掌握の最初の手段として強力に実行した。

幕末からの世相は、脱籍、無産の輩の横行、無頼の徒の横行、押入強盗など多く、治安確立のためにも戸籍の整備が必要であった。全国の戸口調査、浮浪人取り締まりの行政的、警察的目的から戸籍法の公布となった。

実施の年の干支から壬申戸籍ともいわれ、現行戸籍の開祖ということができる。

政府は五年一月十三日、「戸籍法心得方」を一般に頒布した。各府県はこの心得方に準拠して、新戸籍の編成施行にとりかかった。

山梨県令は七年二月二十二日、次のように布告している。

戸籍トイウモノハ戸数ヲ明ラカニシ人員詳（つまび）ラカナラシムルタメニ設クルモノニテ官府人民ノ保護ヲナスニ一日モ闕（か）クベカラザル大切ノ記録ニシテ下ニ於テハ各自永世ノ系譜タリ。

抑モ人民安隠（あんのん）ニ生業ヲ営ミ蓄積ノ財貨モ猥ニ他ヨリ侵シ奪ウ事ナク住家土蔵モ毀焼スル事ナク弱キ者トテ強キ者ヨリ凌（しの）グ事能ワズシテ今日気安ク世ヲ渡ルモノハ悉ク皆官府保護ノ庇蔭ナラザルハナシ、サレバ此戸籍ニ漏ルル者ハ官府ノ保護ヲ受ケザルモ同理ニテ其国ニ住ミナカラ其国民ニアラザルニ近シ、此故ニ先達テ戸籍編制ノ儀被仰出一人トシテ無籍ノモノモ無之様トノ御主意ニ候処管下戸籍未ダ全備ナラズ随テ人員遺漏ノ弊ヲ免レズ其以不相済事ニ付此般更ニ別冊ノ通リ編制法ヲ改定シ候条従前ノ粗漏ヲ訂正シ別紙箇条ニ基キ早々編制可致就テハ掛官員改メノ為其中巡回申付候条整備次第其趣区長ヨリ可届出若了解シカタキ条件アラバ無憚可伺出事。

明治七年二月二十二日　　山梨県権令藤村紫朗

また別冊として、

一、戸主幼少ナルカ或ハ婦女ノミニテ戸主ニ可相立男児無之ヨリ空名ヲ掲ゲ置候向モ有之趣ノ処右ハ一身両名ニシテ現員ノ実ヲ失イ不都合ニ付幼少ノモノ又ハ婦女ニシテ戸主ニ相立候儀ハ不苦訳ニ付急度相改メ或ハ空名ヲ記シ或ハ現員脱漏等無之様詳カニ取調現実ノ人員記載スベシ。

一、年齢ハ従来ノ戸籍ニ記載スル者ニ拘ラズ更ニ其者ノ生年月ヨリ当明治七年一月マデヲ算シ幾年幾月ト記載スベシ。

一縁故アリテ入籍致サセ度者有之節主家転退年ニテ送籍スベキ在籍コレナキ者ハ其次第願出許可ノ上入籍スベシ但従前入籍致サセ置候分ハ此度編制ノ際ニ限リ願出ニ不及以後ハ本文ノ通リ可心得事。

一　戸籍ノ台紙並ニ略紙ハ区長総代理ヨリ可相渡筈ニ付町村戸数ノ概略毎区区長ニテ取纏メ申出請取ノ上毎町村ヘハ区長ヨリ配達スベシ。

一、毎戸ノ標札番号雛形ノ通リ改正シ速ニ掲グベシ裏家住居ハ往来ヨリ見ヤスカランタメ雛形ノ通リ路次（ろじ）入口ヘモ掲グベシ。

一、従前ノ区村境界ノ目標相廃更ニ雛形ノ通取建可シ。但シ境界変更コレアラバ其時々可相改事。

『新修甲州法制史』



明治５年の戸籍簿（熊沢区蔵）

戸籍編製法は七年九月十三日付県令告示によって一部改正された。甲州において壬申戸籍の完成年代は明瞭ではないが、八年九月七日付の布達に次の文がある。

壬申戸籍編製ノ節本人居所不定等ニテ調漏相成今以テ無籍ノ者往々有之趣相聞不都合ノ至ニ候得共当時戸籍改正ノ際ニ付編入願出候者ハ是迄漏籍、事由ニヨリ聞届候分モ可有之候条右等ノ類ハ本月限リ編入可相届出右期日ヲ過ギ届出候者ハ屹度相当ノ処分ニ可及候此旨布達候事。

『新修甲州法制史』

このいましめ文から推測して、その前後に完成したものと考えられる。

壬申戸籍の形式は、美濃紙の二紙を戸主一名に用いた。まず一紙には、郡、区、住所、番、先代、相続、任役、姓名、印鑑、産神、葬所、家業、余業、持家として、門、本宅、土蔵、物置、貸屋、雪隠、持屋敷として、竪、横、坪、山林、鉄砲（猟筒・威筒）船、車、牛、馬、人員として、内男、十四才以下、十五才以上、廿一才以上、四十以上、六十以上、八十以上、女、十四才以下、十五才以上、四十才以上、八十才以上、他住男女、癈疾、逃亡、出生、囚獄、流刑、死亡、皇学男女、支那学、一学、一学、医術、武術、算術、筆学、修業人、持高（内田畑）、反別（内田畑）、他村持高（内田畑）、反別（内田畑）新開田畑、請地小作田畑、歳入金米、貢納金米、小物成、抱、運上、第二紙にはその家族である戸主らんで、親の名と続柄、戸主、年令、姓名、印があって、以下、高祖父、高祖母、曾祖父、曾祖母、祖父、祖母、父、母、妻、男子、女子、婦、孫、曾孫、玄孫、兄弟、姉、妹、大伯父、大伯母、大叔父、大叔母、伯父、伯母、叔父、叔母、従兄弟、従姉妹、その他厄介などの記載らんとなっている。

これを現代戸籍簿の形式と比較すると、

(イ)戸主の系譜、職業、役職、信仰宗教、菩提寺などが明瞭である。

(ロ)特技、学術、前科などが明瞭である。

(ハ)その印鑑簿が併置されていること。
(ニ)その家産、歳入、納税などが明らかである。
(ホ)いわゆる大家族主義によっていて、あらゆる親等が明瞭である。

などの点に特色がある。

またこの戸籍のもう一つの特色は、神社仏閣も一個人として戸籍に記載されていることである。

釜額区には、八代郡第十四区、釜額村戸籍が保存されている。二六戸に一寺が加えられて、二組の伍組に分かれている。形式は庚午戸籍から壬申戸籍までの中間的なものである。表紙に明治五年改正とかかれているが、五年以前の編製の上に、五年九月ころから十七年七月ころまでの記載が見られる。

各村々とも、戸籍編製には苦労したものと思われる。

戸籍規則によると、戸籍本簿を六か年ごとに政府に差出すことになっていた。これには多くの費用が必要とされた。山梨県は政府に建議して、戸籍は府県に蔵して総計表だけを毎年提出する。政府は全国の戸数人員を知ればよいとした。これに政府が受け入れて、次のような太政官通達が出された。

今般其県管下甲斐国一円山梨県人別調トシテ太政官権大書記官杉享二差遣候
右取調ハ他府県人別政表ノ模範トモ相成候ニ付取調方法等懇切ニ協議致シ人民営業ニ差障無之様可取計此旨相達候事

明治十二年四月二日

太政大臣　三条実美

『山梨県政百年史』

いつくかの経緯を経て、全国にさきがけて「甲斐国現在人別調」の調査となった。十二年十二月三十一日午後十二時における常住人口を調査した。

調査項目は、住家、寄留、族籍、家族、婚姻、年令、生国、宗旨、職業、廃疾聾唖盲人の十項目であった。

調査票は左記のような家別の様式であった。

甲斐国何郡何村

住家	借地持家							明治一二年何月何日
姓名	家主及家族	男	女	身上ノ有様	年齢	生国	宗旨	職業	唖聾盲
平何ノ誰	家主	男		夫	四十六 二月	甲	真言	釘鍛治	
誰	妻		女	妻	四十二 五月	駿	真言	○針仕事	
誰	長男	男		未婚	二十五 七月	甲	ナシ	庖厨鍛治	

十三年八月、わが国最初の人口調査に当たるこの調査の集計事務が終了した。

明治十九年戸籍法　十九年九月内務省令第一九号「出生、死去届出及ビ寄留者届出方ノ件」が制定された。施行は十二月一日とされた。

それによると、出産、死亡、失踪者復帰、廃戸主、廃嫡、改名、復姓、身分変換、その他戸籍に関する事項についての届出義務が規定をみた。

正当な事由がなくその届出を怠った者は、二十銭以上、一円二十五銭以下の科料に処せられるものとされた。

同年十月には、内務省令第二二号で「戸籍取扱手続」が定められ、戸籍簿の調整、並びに記載方法、戸籍永久保存の原則が確立された。

この戸籍法による戸籍簿の形式は、現在下部町役場に保存されている除籍簿によると、次のようである。

（明治十九年式戸籍）

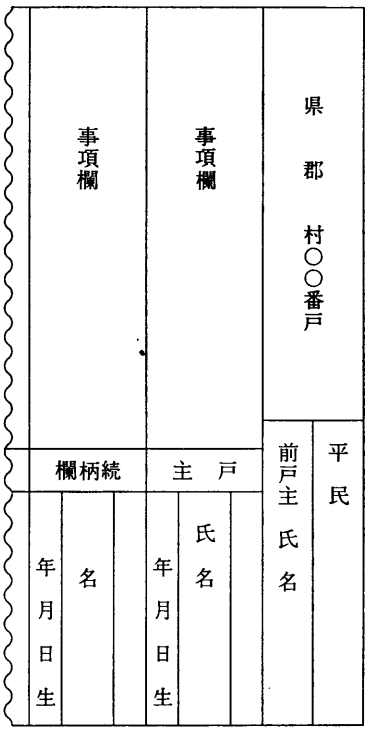

一葉目（表のみ裏面なし）は、戸主を含み七名、二葉目には八名分の記載らんがある。

明治三十一年戸籍　旧民法（明治二十九年法律第八九号）においては、戸籍も旧来の戸口調査的性格から前進して、司法的、身分公証的性格をもつこととなる。

この戸籍法の一大変革は、三十一年六月、法律第一二号のいわゆる旧戸籍法の制定公布となる。同年七月十六日からの施行である。

四年布告の戸籍法、及び十九年内務省令第一九号、同年内務省令第二二号などの寄留規定を除きすべて廃止された。

この戸籍法の本質的変革の特色は、身分登記の制度が樹立されたことである。具体的には、本籍人身分登記簿と、非本籍人身分登記簿の二種類を一年ごとに調製することとしたことである。

身分に関する届出、報告などの身分登記簿の記載事項は次のようであった。

出生、嫡出子否認、私生児認知、養子縁組、養子離縁、婚姻、離婚、後見、隠居、失踪、死亡、家督相続、推定家督相続人廃除、家督相続人指定、入籍、離籍、復籍拒絶、廃家絶家、分家、廃絶家再興、国籍得喪、氏名及び族称変更など、身分登記変更の部に記載された。記載は届出の順になされた。

身分登記を基礎としたから、一事項を戸籍と、身分登記簿の双方に重複して、二重に記載する結果となった。

なお、従来と異なる主な点は次のようであった。

(イ)従来の内務省所管の戸籍事務が、司法省の所管に改められた。

(ロ)新たに戸籍吏の職を置き、戸籍役場の名称を用いた。

(ハ)戸籍簿のほかに、新たに身分登記簿を設け、これに身分に関する事項を戸籍簿とは別に記載した。

(ニ)新たに戸籍を編製するごとに、その副本を作製して、これを監督庁に送付する副本制度が創始された。

(ホ)従来の戸籍は、実証的な住所登録の性格が強かったが、観念的な「家」の登録制度となったことである。

三十一年戸籍の形式は次のようであった。

大正三年戸籍法と新戸籍法　大正三年三月三十一日公布、四年一月一日施行の戸籍法によると、身分登記制が廃止され、戸籍役場、戸籍吏の名称も廃止された。

戸籍簿の形式は、明治三十一年戸籍簿と大差がなく、一葉目の表に戸主一名、裏に家族二名、二葉目の表と裏に各二名ずつ記載らんがあった。

第二次世界大戦後、民主国家としての諸制度改革がなされたなかで、昭和二十二年十二月二十二日に新戸籍法（現代戸籍法）が公布された。施行は二十三年一月一日であった。

戦前の家族法は「家」の制度を定めて、その家長である戸主が、他の家族員を支配する戸主権を認めていた。さらに戸主の地位は、その全財産とともに、長男ひとりに相続させるという特殊な家督制度であった。

（明治三十一年式戸籍）

<table>
<tr><td>本地籍</td><td>事項欄</td><td>事項欄</td></tr>
<tr><td>県郡村字番地</td><td rowspan="2">戸主</td><td rowspan="2">続柄</td></tr>
<tr><td>前戸主</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>族柄
前戸主ト
ノ続柄
父
母
氏名
続柄
氏名
出生
年月日
戸主トナリタル原因及年月日
家族トノ続柄
父
母
氏名
続柄
出生
年月日
名</td><td></td></tr>
</table>

一葉の表には戸主を含む二名、裏には三名、二葉目には、表裏各三名ずつ記載できた。

戦後家族に関する法律は、個人の尊厳と、両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない（憲法二四条二項）とされた。

これにより戸籍も「家」の登録から、個人身分の公証簿にかわり、家督相続の規定も廃止された。

現代戸籍簿の形式は次のようである。

（現行戸籍）

<table>
<tr><td>本籍</td><td>戸籍事項欄
昭和年月日
編製㊞</td><td>事項欄
養父母欄が必要なら設ける</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>父
母
氏名
続柄
A
名
出生
年月日</td></tr>
</table>

Aの部分を額書らんといい、妻などと記載する必要のあるときのみ、横線を引いて作る。

一葉の表には筆頭者一名、裏に二名、二葉目は表裏それぞれ二名ずつの記載らんがある。

記載事項は次のようである。

戸籍事項欄

一、新戸籍の編製に関する事項
二、氏の変更に関する事項
三、転籍に関する事項
四、戸籍全部の消除に関する事項
五、戸籍の全部に係る訂正に関する事項
六、戸籍の再製又は改製に

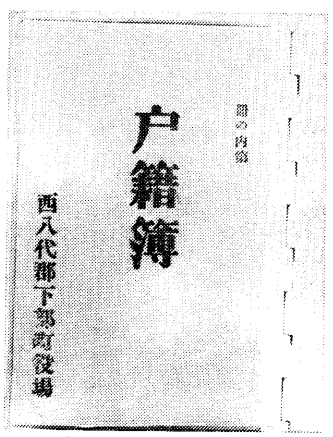

現在（昭和55年）の戸籍簿
（下部町役場）

関する事項
身分事項欄
①出生に関する事項、(2)認知に関する事項、(3)養子縁組又は離縁に関する事項、(4)婚姻離婚に関する事項、(5)親権、後見人又は補佐に関する事項、(6)死亡、又は失踪、(7)生存配偶者の復氏又は姻族関係の終了、(8)推定相続人の廃除、(9)入籍、(10)分籍、(11)国籍の得喪、(12)名の変更、(13)就籍者、(14)死亡による婚姻解消、(15)夫又は妻が日本国籍を有しない者、(16)新戸籍編製、他戸籍に入る者の従前の戸籍表示、(17)除籍の事由、(18)一部訂正の趣旨及び事由

二、学　制

学制頒布　学制は、わが国の近代的な教育制度の発祥となったもので、それ以前の教育は江戸時代からの延長であった。庶民の教育機関としての寺子屋と、武士階層のための幕藩体制下の教育機関であった。

学制のねらいは、新政府の開国進取、殖産興業、富国強兵の国是を推進する、文明開化の大前提としたものであった。学制序文（太政官布告第二一四号）に学制の理想を次のように示している。

必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス

五年八月三日、文部省布達第一三号別冊で示された学制の大要は次のようであった。

学区制、全国を八大学区に分かち毎区に中学校一ケ所を置く。
一大学区を分かち三二中学区として、毎区に中学校一ケ所を置く。
一中学区を二一〇小学区に分かち毎区に小学校一ケ所を置く。
全国に大学校八、中学校二五六、小学校五三、七六〇を置く計画であった。小学校は当時の人口六〇〇人に対して一校、中学校は人口一三万人に一校を置く割合である。（以下第七編教育と文化参照）

三、兵　制

徴兵令　新政府は富国強兵策の推進のために、戸籍をつくり人民の移動をにぎり士族、平民をとわずに、兵隊を徴集する必要があった。

藩士軍隊と民衆軍隊の優劣は、第二次征長戦で明瞭になり、戊辰戦後の藩兵は国家統一の障害となって来た。装備も各藩によって異なっていて、同じ洋式軍隊といっても、イギリス式、フランス式、オランダ式とまちまちであった。

軍務官副知事大村益次郎は、藩軍隊を解散して、兵隊を広く国民から徴募して、洋式訓練をほどこした軍隊の創設を考えた。しかし、兵部大輔になってまもない明治二年九月、刺客に襲われて十一月にはこの世を去った。

大村の遺志は、五年に陸軍大輔となった、山県有朋らによって実現されて来た。

三年十月に、陸軍はフランス式、海軍はイギリス式とする、兵制統一の布告が出された。

四年二月には、薩、長、土三藩の兵約一万による御親兵（五年に近衛兵と改称）がおかれた。

五年十一月二十八日、太政官から徴兵告諭が出されて、陸海の二軍を備えることになった。告諭には、「上下を平均し、人権を斉一にする道」に立って、士、民の別なく「皇国一般の民」として国に報ずる、国民皆兵の理想がうたわれていた。

六年一月十日（太陽暦切替により五年十二月三日が、六年一月一日）、徴兵令が発布された。男子二〇歳に達する者を陸海二軍にあて、陸軍は五種類の兵科に配属させ、海軍は徴兵によらず、志願兵があてられた。陸軍は六軍管区にわけ、各軍管区に鎮台を置いた。

最初の徴兵制度によると、三か年の常備兵役ののち、第一後備兵役二年、第二後備兵役三年の義務とされた。

本県における徴兵は次の布達からはじまった。

此程徴兵ノ儀ニ付御布告ノ趣相達置候処最早近日徴兵使発行可相成積ニ付別紙ノ通区数ニ応シ人員割相示シ候間一家ノ主人嗣子承祖ノ孫独子独孫其他羸弱宿病不具ナルモノヲ除キ当年相当弐拾才ノ者ニシテ身ノ丈五尺壱寸曲尺以上強壮兵役ニ堪ユル者毎区抜擢致シ来ル十五日迄ニ書面ヲ以可申立事

右ノ趣至急可触示者也

明治六年二月二日

山梨県権参事　富岡敬明

山梨郡
八代郡　正副区長
巨摩郡

別紙

山梨郡

一　徴兵　人数　第何区

高（石高）と区毎に示されている

合高七万八千拾九石弐斗三升九合弐勺

徴兵七拾三人　但市中共

八代郡（下部町関係の区のみ記す）

高弐千弐百六拾五石九斗七升六合

一　同　弐人　第拾壱区

高千百四石五斗四升七合

一　同　壱人　第拾三区

高千八百四拾七石八斗六升六合

一　同　壱人　第拾四区

高千七百四拾九石壱斗五升三合

一　同　壱人　第拾五区

合高六万六千六百三石五斗五升七合七勺九才

徴兵五拾三人

巨摩郡（各区の石高・人数略）

合高拾四万千六百弐拾弐石壱升壱合

徴兵百拾弐人

右区内ニ於テ御主意ニ適当ノ人物無之差支候節ハ毎区融通不苦事

『山梨県史』

六年二月二十七日に徴兵使が着県して、三月三日に第一回の徴兵検査が実施された。身体検査と筆算試験を行い、検査終了後、籤を抽き当たったものを徴兵員とした。その結果の兵員は次のようであった。

常備		補充	
騎兵	三人	騎兵	三人
砲兵	七人	砲兵	三人
工兵	五人	工兵	二人
輜重兵	壱人	輜重兵	壱人
歩兵	八十壱人	歩兵	三拾弐人

『山梨県史』

五月十四日には各区々長を徴兵議員に兼務させ、各村戸長を副議員兼務とした。

常備兵入営日割左ノ通相定候条無遅延本人共へ申達置当日一区限召連可罷出事

但為取締議員ノ者山梨八代巨摩三郡ヨリ四人都留郡ヨリ壱人附添出京可致尤休泊雑費等郡費ヲ以取賄可申事

但本文費用ハ常詰区長ヨリ可相渡事

山梨

六月三日　八代三郡ノ者県下着

巨摩

同　四日　調査　都留郡ノ者谷村着

同　五日　出立　調査

同　六日　道中　出立
同　七日　道中　以下上ニ同シ
同　八日　東京着
同　九日　著届
同　十日　入営
右ノ趣管内無洩相達者也
明治六年五月廿五日

山梨県権令　藤村紫朗

『山梨県史』

このようにして、十日には東京鎮台に入隊した。

免役連名簿と兵制の進展　徴兵令は発布早々に民衆のはげしい反対にあった。徴兵の強制性、兵営生活の恐怖、働き手をうばわれる家族の難渋などから、徴兵忌避の風潮が盛んであった。明治六年には国内各地に徴兵反対暴動がおこり、血税一揆といわれた大規模のものもあった。

徴兵令には免役条項があった。不具廃疾者、官吏、官立学校生徒、留学生などは徴集除外とされていた。また納税の責任者である戸主、嗣子、養子など家の存続に必要な者の免役を許していた。有産者は代人料二七〇円を納めると免役となった。当時の歩兵二等卒の年俸は一五円三三銭で、代人料はきわめて高かった。

民衆は徴兵のがれのために、幼女を相手に養子縁組を結び、分家や他家に入籍し、あるいは分家や廃家を再興して戸主となって、徴兵のがれをはかった。

各区　正副区長
同　戸長

本年徴兵為検査徴兵使来ル二月中旬当県来着ノ趣ニ付山梨八代巨摩三郡ハ県下ヘ召集都留郡ハ谷村ヘ召集候筈ニ付癸酉ノ年乙第百九拾四号ヲ以徴兵連名簿及ヒ免役連名簿共一区限り取纏差出候様相達置候処今以不差出不都合ノ事ニ候条来ル十日限リ無相違可差出若シ前顕等閑ノ者モ有之ハ追テ屹度取糺候条心得違無之様注意可致事
但本人年令ノ儀ハ当日一月ヲ根拠トシ満弐拾歳十一ヶ月迄ノ者取調候儀ト可相心得事
明治七年一月一日

権令　藤村紫朗代理
山梨県参事　富岡敬明

『山梨県史』

甲斐国八代郡第十三区
国民軍免役連名簿

芝草村

姓　名　内藤〇〇〇
住　所　芝草村
戸　主　内藤〇〇〇
誕　生　年号年月日
族職業　農
徴兵令第　または
三章中ノ　嗣子、戸主
条二当ル者　身ノ丈五尺三寸
本年一月満廿一歳七月　朱書　この二行は

この形式が一名分で、一九名記載されている。戸主が七名、嗣子が一二名であった。

（連名簿の終りの部分）

当村ニ於テ当十七歳、十八歳以上、四十歳迄相成候者　取調候処書面之通　十九名　有之
此段　御届申上候　以上
明治六年第八月

八代郡第十三区
芝草村　副戸長　赤池繁右衛門
戸長兼副議員　赤池源太郎
区長兼議員御中　（芝草区蔵）

次に兵制の進展を列記する。

七年　兵部省が陸軍省と海軍省にわけられた。陸軍士官学校が開設された。

八月三日、陸軍諸兵上下士官生徒選抜、徴募の布達が県権令藤村紫朗から出されている。

九年　海軍兵学校が開設された。

十年　六鎮台兵力四万、戦時七万となる。

十月二日　富里村北川丸畑岩松真索、西南戦争から凱旋途中、兵庫県にてコレラのため死亡。下部町戦病死者の第一号であった。

十一年十二月　参謀本部が置かれ、軍令と軍政の分離がなされた。

十五年一月四日　軍人精神の根本とされる、軍人勅諭が出された。「我国の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある」、からはじまり、忠節、礼儀、武勇、信義、質素の五ケ条の訓誡が示されていた。

十五年　陸軍大学校が設立された。

十六年　徴兵令が改正されて、代人料の制度が廃止された。

二十一年　鎮台制度を廃して、師団制とした。

二十二年　学生、留学生など徴兵延期を満二六歳までにとどめ、戸主の免役規定を廃した。

四、郵政の創始

郵便制度の誕生　江戸時代の通信には、幕府の御用をつとめる飛脚があった。宿場ごとに人足が待機していて、次の宿場まで継走したので継飛脚と呼んでいた。大名などは早駕籠を用いた。商人は町飛脚を利用した。町飛脚は幕府の免許をうけて営業していた。

明治維新前後のころには、定飛脚問屋が各駅の伝馬所から人馬の供給を受けて、信書と貨物の運送を営業していた。

郵便事業は国家社会の中枢神経というべきものであり、国民の個人生活にも深いかかわりがある。近代国家づくりをめざす新政府は、郵政事業を重視して、通信は政府の手によって運営すべきものと考えて、新式郵便の官営を企て、着々とその準備を進めた。

明治元年四月、会計官の内に駅逓司という部局を設け、水陸運輸及び駅伝に関する行政を担当させた。翌二年七月には駅逓司を民部省の所属にうつし、三年五月には前島密が駅逓権正に任ぜられて、信書取り扱いの官業化への準備が開始された。

三年十二月、試みに東海道筋の東京―京都―大阪間に郵便を開始した。

四年一月二十四日（太陽暦三月十四日）新式郵便の開設が布告された。三月一日（太陽暦四月二十日）に前記三都間の郵便を実施した。この日がわが国郵便創業の日である。

書状集箱（郵便ポスト）も各所に設置され、日本で最初の郵便切手も印刷された。額面四八文、一〇〇文、二〇〇文、五〇〇文の四種類で、額面の左右に竜の模様がえがかれていたので「竜切手」と呼ばれた。やがて新貨条例の発布によって、旧来の両貫文が廃されて、円銭の単位が用いられることになった。切手の額面も五年二月には、半銭、一銭、二銭、五銭の四種に切り換えられた。この切手の採用は新式郵便の最大の特徴であった。

官営の郵便実施に対して、飛脚問屋が一斉に反対運動をおこした。四年八月駅逓司を駅逓寮と改称、八月英国留学から帰った前島密が駅逓頭（えきていのかみ）となり、飛脚問屋たちの説得に成功した。

新式郵便の立案者が前島密で、その実施者は杉浦譲であるといわれている。杉浦は三年六月十七日に、前島の後任として駅逓権正に任じられ、郵便創業までの九か年間、その実施準備にあたったのである。四年七月十五日（太陽暦八月三十日）の東京―横浜間の郵便の開設、さらに、神戸、長

崎、新潟、函館の開港地に新式郵便開始の決定を行うなどの功績者であった。

杉浦は天保六年九月二十五日、甲府二十人町、甲府勤番同心杉浦七郎右衛門の長男として生まれた。幼名を愛蔵といい、軽輩から身をおこし、安政二年十月には徽典館教授方手伝いとなり、文久三年と慶応二年に二度フランスに渡り、慶応元年には清国の上海に御用出張をした、外国事情通であった。

ところで、当時は新式郵便といっても、それを運ぶのは人の背と足であった。郵便物を運ぶことを「逓送」といい、運ぶ人を「逓送人」と呼び、その仕組みは飛脚時代と変わりばえしていなかった。ただ組織が全国的になって行くこと、政府の強大な権力が管理運営にあたっているという点が、非常に大きな違いであった。

郵政事業の発展　明治五年五月、二百数拾年間続いた民間飛脚営業を廃止して、飛脚業者の救済策として陸運会社の設立を認めた。のちの内国通運会社である。同時に伝馬所、および助郷制度も全廃された。この間の事情は次の布告によっても知ることができる。

甲州道中并脇往還駅々トモ至当之相対賃銭ヲ以テ士民公私之区別無之行旅之往来物貨之運輸公平正実之規則相立陸運会社開業之儀願出即願之通聞届来ル九月朔日ヨリ開業候条得其意会社定式之賃銭相払各安堵ニ旅行物貨運輸可致候因而右同日ヨリ伝馬所併ニ助郷トモ相廃シ候条往還稼致度者ハ総而陸運会社へ入社会社鑑札ヲ以テ稼方可致社外無札之者往還稼不相成候条心得違致間敷右会社式者駅々会社ニ就テ詳知可致候

右之通触示者也

壬申八月五日　　山梨県庁

明治五年八月発行『峡中新聞』第二号附録より。

これに関連して、甲駿両国間の運輸は唯一の富士川水路によることから、富士川運輸会社の設立が、七年一月二十五日に内務卿大久保利通の認可を得ている。『山梨県史』

四年十二月、東海道吉原駅から甲府に至る郵便が開かれ、五年七月には東京―甲府間の各駅間に郵便線路が開通して、県下最初の郵便役所が甲府に開設された。

七月一日に甲府柳町二二番地に、かつての飛脚問屋加藤源六郎所有の建物が役所にあてられ、初代甲府郵便取扱人（のちに取扱役と改称）には前記加藤源六郎が任命された。

新式郵便を民衆一般が信用し利用を勧奨させるため、県庁内に郵便掛を置いて、第一次の監督も行わせた。

四年十二月五日には東海道筋は長崎まで郵便が達し、沿道最寄の二、三十里の場所へ枝道郵便が開かれた。五年七月一日（太陽暦八月四日）には全国に郵便を実施した。

この時、山梨県下に開設された郵便役所、郵便取扱所は次の八ヶ所であった。

下鳥沢、下初狩、上谷村、勝沼、石和、甲府、市川、上野原、『法規分類大全』第一編郵便編

六年四月一日、郵便料金の全国均一化にふみきった。書状は国内のどこに出しても、二匁ごとに二銭と定め、市内郵便は半額の一銭とされた。

五月一日には郵便事業を政府専掌とし、信書の逓送はすべて、駅逓頭の特任とし、わが国郵便制度の基礎を築いた。

この年の十二月には、はじめて「はがき」が発行された。その形は二つ折りの薄紙で、市外用が一銭、市内用が半銭であった。はがきが単葉の厚紙になったのは、八年五月発行のものからである。

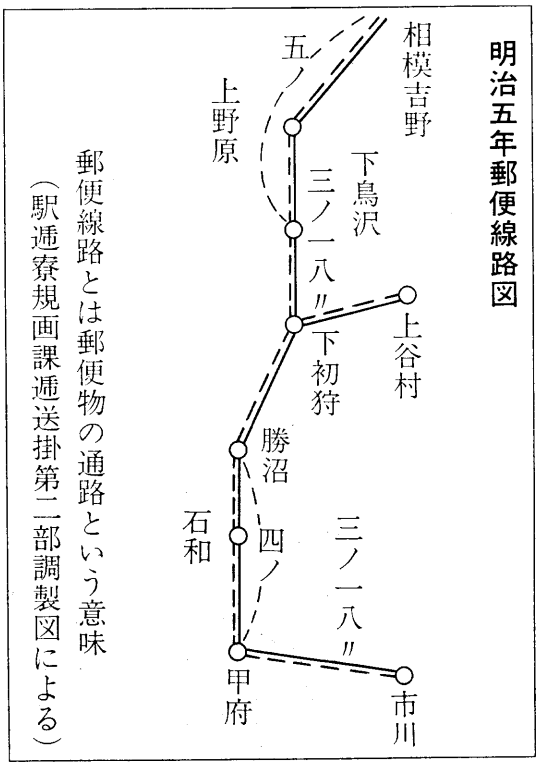

六年六月には甲府―上諏訪間の線路が開設された。七年五月一日には甲府―東海道奥津（おきつ）までの沿道の郵便が開始された。

七年七月には県下各地に郵便取扱所が増設され、その数は六年の一〇か所から、一挙五二か所となった。本町内では七年一月十六日に常葉郵便取扱所が開設され、所長は馬場彦左衛門が任命された。同年七月一日には、車田村塩平に開設され、所長には二宮康史が任ぜられた。

八年一月一日には、郵便役所および郵便取扱所を、一律に郵便局と改称した。

郵便と為替貯金と簡易保険は、わが国郵政業務の根幹となる三大事業である。

八年一月二日に郵便為替が創業され、五月二日には郵便貯金がはじめられた。

十年一月十一日に駅逓寮を駅逓局と改称した。

十八年十二月二十二日には逓信省が創設された。

三十九年三月一日、郵便振替貯金の創業。

大正五年十月一日、簡易生命保険の創業。

近代通信の一端をになうものとして、有線および無線の電気通信がある。これらの事業も逓信省の管掌であった。次に電気通信発達の概要を記載する。

明治元年十二月二十五日、東京―横浜間に電信が開通した。

六年二月十七日、電信が長崎に達した。

十一年三月二十五日、電信中央局の落成を期して、電信開業式が挙行され、上海および、国内の六十八局との交信がおこなわれた。

十二年一月二十九日、万国電信条約に加入した。

二十二年一月一日、東京―熱海間に市外電話開設される。

二十三年十二月十六日、電話交換を東京、横浜で開始した。

本県に電信が創設されたのは、十二年六月十五日である。電話は三十八年三月、東京―甲府間の通話事務開始に始まった。

本町内の電話業務の開始は次のとおりであった。昭和六年五月一日久那土郵便局、七年五月二十一日下部郵便局、十年四月一日富里郵便局、十四年九月一日古関郵便局である。

五、選挙制度

明治前期の選挙制度　新政府の行政制度の変遷につれて、選挙制度も変容を重ねてきた。

明治六年四月三日、市町村伍組編成法並びに区長戸長公選法が定められた。これによると、従来の百姓代の制度を廃して、四戸から一二戸までで伍組を編成し、組内の公選で伍長一人を置き、正副戸長は伍長の公選で定め、正副区長は戸長の公選により、県庁がこれを調査して任命した。

このころすでに、財貨、酒食によって、選挙の腐敗がなされていたことが、『山梨県史資料』に詳述されている。

五月十二日に、藤村県権令は区戸長選挙にたとえ小前の出身者でも、至当の人材ならば選出すべきであると布達している。

八年一月三十日藤村県令は、伍長の人選は組合一統にて入札をなし、封書して正副戸長へ差出し、区長が点検の上伍長をきめることと布達している。三月十三日の布達では、選出された伍長には、区長から「依公選当区何村第何伍長ニ決定候事」、の証書を授与することとされた。

九年三月二十七日、区戸長選挙規則を改定して、正副戸長選挙規則と正副区長選挙規則に分離した。

正副戸長選挙人は当該町村の伍長である。被選挙人は、男子で年齢二一才以上で、普通の読み書き算術に通じていて、住居が本町村、または隣の町村にあって、六か月以上在籍のものとされた。

なお、官職にある者、廃疾、逃亡、失踪、処刑中の者、一年以上の懲役実刑に処せられた者、正副戸長を免職された者、または辞職後六か月以内の者は被選挙人にはなれないと定められていた。

正副区長の選挙人は、当該各村の正副戸長とされていた。被選挙人の資格要件は、前記正副戸長の場合と同様であった。

十二年二月七日、戸長選挙法が制定された。九年三月の正副戸長選挙規則が廃止された。戸長の資格要件は、満二五才以上の男子、その町村に本籍があって、満一年以上居住し、その町村に地租を納める者とされた。なお、懲役実刑に処せられた者と、身代限りの処分を受け負債の弁償が済まない者は除かれた。

戸長を選挙する者は、満二十才以上の戸主男子で、その町村に本籍があって、地租をその町村に納める者とされた。住民の直接選挙となった。

戸長の任期は三年とされていた。

十五年の改正では、戸長資格に財産制限が加えられ、住民の直接選挙から、町村会議員による間接選挙となった。

十二年四月二十八日、町村会規則が制定布達された。これにより村々は一斉に議会を開くようになった。

町村会議員の数は町村の大小に比例して定められた。

議員の資格は、満二五才以上の男子で、その町村に本籍があり、満一年以上居住し、その町村に地所を所持するものとされた。

風癲白痴の者、懲役一年以上及び国事犯一年以上の刑に処せられた者、（満期後七年を経た者は此の限りではない。）身代限り処分を受け負債の弁償が終わっていない者、官吏教導職にある者は除かれた。

議員の選挙人は、満二〇才以上の男子で、その町村に本籍があり、その町村内に地所を所持するものとされた。失格者は前記被選挙人の場合と同じであった。

議員の任期は四年で、二年ごとに半数改選とされた。議長、副議長の任期は二年とされた。

十七年五月、区町村会法が改正された。議長はそれぞれ区長、戸長が担当することになった。

区町村会議員の選挙権者は、満二〇才以上の男子で、その区町村内に居住し、その区町村内において地租を納めるものとされた。

被選挙権者は満二五才以上で、他は選挙権者と同じとされた。

府知事、県令の権限が強化されて、区町村会の停止または解散をさせることができるとされた。

県会議員選挙は、九年十一月七日発布の県会条例並びに県会規則による県会議員選挙が、翌十年一月三十一日限りで実施された。

県会条例第一条に、「県会は各区々長及び公選議員と併せ事を議するの会」とされ、区長三四名と毎区公選議員三四名によって組織された。

県会公選議員は、毎区総代人の互選とされた。

十一年七月二十二日、太政官布告で府県会規則が公布された。これによって、地方制度の上に代議員制度の一部が実現した。

本県においては十二年三月一日から三十一日までの間に選挙会を開くこととされた。県会議員の定数は三十名、西八代郡の定員は三人と定められた。

定められた。通常県会は四月二十二日から十日間開かれた。

議員の資格要件は、満二十五才以上の男子で、その府県内に本籍があり、満三年以上居住し、その府県内で地租十円以上を納める者に限るとされた。

欠格者としては、風癲白痴、懲役一年以上の実刑に処せられた者、（十二年四月四日、これを懲役一年以上及び国事犯禁獄一年以上実刑に処せられたる者、但し満期後七年を経た者は此の限りでないと改正）、身代限りの処分を受け負債の弁償を終わっていない者、官吏及び教導職とされた。

選挙人は、満二〇才以上の男子で、その郡内に本籍があり、その府県内において地租五円以上納める者に限るとされた。

欠格事項は前記被選挙人の場合と同様であった。

議員の任期は四年、二年ごとに半数改選である。

市制・町村制及び府県制・郡制施行以後

明治二十一年四月、市制、町村制が公布され、本県においては、二十二年七月一日に施行された。これにより、わが国最初の近代的な地方自治制度が成立した。

市制、町村制においては、市町村内に居住する者を、住民と公民に分け、公民だけが市町村政に参加する権利があり、公務に参加する義務があると規定された。住民はその市町村内に住居のある者、公民は、満二五才以上の帝国臣民で公権を有し、一戸を構える男子、二年以来市町村の住民で市町村の負担を分任し、その市町村内において地租を納め、もしくは、直接国税年額二円以上納める者とされた。

市町村の公民はすべて選挙権を有するが、公民権停止中の者、及び陸海軍の現役にある者は除かれた。

被選挙権は、市町村公民にはすべて与えられた。ただし所属府県郡の官吏、有給の市町村吏員、検察官および警察官、神官、僧侶、その他諸宗教師、小学校教員などは市町村会議員になれなかった。

議員選挙には等級制が採用され、市では三級・町村では二級選挙制が行われた。町村では、直接町村税の平均額以上納める者を一級選挙人とし、未満の者を二級選挙人とした。議員は名誉職で、任期は六年であったので、各級選挙人は、三年ごとに各級とも議員定数の二分の一を選挙した。但し、いずれの級に属する被選挙人を選挙するかは、全く自由であった。

この等級選挙制は大正十年四月施行の、市制・町村制一部改正に至るまで続いた。

町村長および助役は、町村会において、町村公民中部年令満三〇才以上で選挙権を有する者から選出された。任期は四年であった。

府県制、郡制は二十三年五月公布され、本県では二十四年十月一日に府県制が施行された。

府県制による県会は、県内郡市において選挙した議員をもって組織された。本県の議員定数三〇名、西八代郡は二名であった。

選挙は複選制といわれるもので、市では市会と市参事会が会同し、市長を会長として行われ、郡では郡会と郡参事会が会同し、郡長を会長として行われる。但し会長は投票に加わらない。

被選挙権は、県内市町村の公民で選挙権を有し、その県において、一年以来直接国税一〇円以上を納めた者とされた。但し、その県の官吏および有給の吏員、神官、諸宗の僧侶、教師はのぞかれた。

県会議員は名誉職で、任期は四年、二年ごとの半数改選とされた。

府県には副議決機関として府県参事会がおかれた。県参事会の構成は、県知事、高等官二名、および名誉参事会員であった。名誉参事会員は、県会が議員の中から、四名を互選した。

本県に郡制が施行されたのは、二十四年八月一日であった。

郡制による郡会の構成は、郡内の町村会において選出した議員と、大地主の互選による議員の二種類であった。各町村から一名を原則として選出し、総数が二〇名を超えるときは、人口を標準として二〇名に止めるよう配当した。一〇名以下のときは、一〇名になるよう数を増すことができ

た。郡内において町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一万円以上の者を大地主とし、町村会選出議員定数の三分の一の議員を別に選出した。大地主の数が三分の一に達しないときは、選挙によらず郡会議員となった。

被選挙権者は、郡内町村公民で町村会の選挙権を有する者と、大地主中選挙権を有する者である。

所属府県並びに郡の官吏、その郡の有給吏員、神官、諸宗の僧侶や、教師、小学校教員などは除かれた。

大地主で選挙権を有する者は、帝国臣民で公権を有する男子、年令二〇才以上、禁治産者でないこととされた。租税滞納処分中は停止された。

大地主の選挙は代人によって行うことができ、陸海軍の現役中は代人でなければ選挙を行うことができなかった。

郡会議員は名誉職で任期は六年、三年ごとの半数改選とされた。大地主議員の任期は三年で全数改選であった。

郡副議決機関として郡参事会がおかれた。郡長と名誉職参事会員四名で組織された。名誉職参事が会員中三名は郡会で互選し、一名は府県知事が、郡会議員または、郡内町村の公民のなかから選任した。

明治二十三年に、府県制と郡制が全文改正されて、複選制を廃し、直接選挙制が採用された。直接国税納入額三円以上の者に選挙権が付与され、有権者数は数十倍に拡大された。

四十四年には市制・町村制も全文改正された。

郡制は大正十五年三月廃止となり、郡会は消滅した。

わが国の衆議院議員選挙法は、明治二十二年二月、憲法発布と共に公布された。

選挙権は満二五才以上の男子で、直接国税十五円以上納める者とされた。有権者は当時の農村では約二町歩以上の地主に相当する人々で、国民総人口の一%強に当たり、本県の場合は人口およそ、四〇〇、〇〇〇人、有権者数三、八〇〇人余りで、全県民の〇・九五%の少数で、政治運動に関係してきた人々を失望させた。議員定数は三〇〇人である。

二十三年七月一日に第一回総選挙が施行された。本県選挙区は次の三区にわかれ、定員三名である。

第一区（西山梨、北、中巨摩）立候補　四名
第二区（東山梨、南、北都留）立候補　四名
第三区（東、西八代、南巨摩）立候補　六名

この選挙は候補者の政見よりも、閥族縁故に依存し、買収が横行し、山梨の選挙の腐敗渕源と説く人もある。

三十五年八月施行の第七回総選挙から、甲府市が定員一名、郡部は定員四名の大選挙区となった。

第五節　日清及び日露戦争

一　日清戦争

日清戦争の経過　明治二十四年五月十一日、ロシア皇太子に警備の警官津田三蔵が剣で切りつけた。これが大津事件である。ロシア皇太子はウラジオストックでのシベリア鉄道の起工式に出席するため、途中わが国に立ち寄ったものである。

そのしたがえて来た六隻の軍艦は長崎から神戸に来航した。この露国極東艦隊の威容は、日本の一大脅威であった。

さらにシベリア鉄道の敷設は、大陸軍国ロシアの軍靴を極東にひびかせるものとして恐れられ、国内に恐露病がみなぎった。

同年七月五日には、提督丁汝昌のひきいる、清国北洋艦隊の新鋭巨艦定遠、鎮遠をはじめ七隻が東京湾に入港した。これは親善訪問とはいえ、日本に対する示威運動とみられた。わが国はこれらに対抗できる軍備の拡充が急がれた。

二十七年韓国に、新宗教運動と結びついた農民の反乱が起こった。韓国政府は、清国にこの東学党鎮圧のため出兵を求めた。わが国も居留民保護のため出兵することとなった。

政府は韓国において、清国との力のつりあいを保つため、二十七年六月二日の閣議で出兵を決定した。六月五日には東京に大本営が開かれ、九日には、大鳥圭介公使と陸戦隊四百人が京城にはいった。十二日には、第五師団混成旅団の先頭部隊が仁川に上陸した。

清国は天津条約により、出兵の通知を六月七日にして来た。清国部隊の牙山上陸完了は九日であった。

六月二十二日には、混成旅団本隊六千が仁川に到着した。

この韓国における日本と清国の対立に、ロシアとイギリスが、日清共同撤兵の調停に乗り出して来たが失敗した。

清国の勢力を韓国から追い出すことを決意したわが軍は、七月二十五日には韓国王宮を占領し、国王大院君に「韓国は清国の属国ではない」と宣言させた。

この日早朝、豊島沖で最初の海戦が起こった。巡洋艦吉野、秋津島、浪速が、清国艦と交戦して、広乙は浅瀬にのりあげて降伏、済遠は逃亡、陸兵輸送船高陞号を撃沈した。

二十九日には成歓の清軍陣地を抜き、三千の清軍を平壌に敗走させた。

八月一日に清国に宣戦を布告して、九月十五日には大本営を広島に進めた。

この日平壌を総攻撃し、夜には清軍を撤退させた。このころの戦闘は、小銃の一斉射撃と白兵戦のくり返しで、大砲はまだあまり発達していなかった。

九月十七日、連合艦隊と北洋艦隊主力とが遭遇して黄海々戦があった。彼我各十二隻、戦闘約五時間、清国艦四隻を撃沈、擱坐一隻、戦場離脱七隻、日本艦隊で撃沈されたものなく、北洋艦隊は完敗した。わが艦隊の勝因は、速力による艦隊運動と、速射砲の威力であるとされた。

制海権を得た日本は十月下旬、第一軍が鴨緑江岸の清国軍を撃破するのに呼応して、第二軍を遼東半島の花園口に上陸させた。

十一月六日に金州を、二十二日には旅順を占領した。

二十八年二月には、山東半島に上陸して陸海から威海衛を攻め、北洋艦隊の定遠、済遠、威遠を沈めた。

三月上旬第一軍は牛荘、営口に進出し、他方澎湖島も占領した。

清国は戦意を失って講和を打診して来た。講和会議は下関で三月二十日にはじまり、四月十七日に調印された。講和条約の内容は、清国は朝鮮の独立を承認し、遼東半島、台湾、澎湖島を割譲し、償金を支払うなどであった。

二十三日にはロシア、ドイツ、フランスの各公使が日清講和条約に異議を申し入れて来た。いわゆる三国干渉である。日本政府は当時の国力から、やむなく遼東半島を返還することを三国に通報した。五月五日のことであった。

日清戦争の勝利は、列強の極東進出に対する被害者意識から、ひたむきな富国強兵の洋化策と、維新以来の近代国家への国民意識高揚とが、効を奏したものといえよう。また、組織力に富む国民性の築いた新しい秩序と、老大清国の古い秩序の差ともいわれている。

町内応召兵士　米国海軍少将ジョージベルナップは日本の勝利を予想して、二十七年「ニューヨークサン」に次のような寄稿をしている。

日本人の素質を知るには、過去千年のあいだの日本歴史を知る必要があろう。それによってこの民族の献身的武勇と、戦略的才能、それに英雄的行動がいかにすぐれているかを知ることができる。

このベルナップの指摘のように、本町内から参戦した人々も勇戦した。しかし、太平洋戦争の終戦時に、兵事関係の悉くの記録が焼却されて、日清、日露の役に従事した兵士について不明の部分が多い。

今後、年月を経るごとに埋れ去られることが多いと思われるので、出征軍人の氏名、戦没者の氏名など正確を期しがたいが、敢えて記載する。

旧下部町内は、渡辺嗣雄編「殉国散華芳魂録」（昭和四十四年九月二十三日発行）により、古関、久那土地区、一色、上田原については、町史編

纂室の調査により記述する。

出征軍人名簿

赤池　定吉（岩欠）　小松市太郎（山口）
小林　喜雄（長塩）　高野　与吉（波高島）
小林　伊作（〃）　高野　理弼（〃）
磯野　新作（〃）　高野　高造（〃）
松木　留作（下部）　高野由太郎（〃）
北条　彦作（長塩）　赤池八百太郎（道）
上田　美一（三沢）　渡辺　福蔵（中倉）
岩崎　正三（嶺）　伊藤瓶太郎（丸畑）
大原　駒作（上田原）　土橋　桂一（古関）
内藤　為作（一色）　今村　万吉（三沢）
赤池　宗孝（中倉）

戦没者略歴

田中角太郎（北川）
竹内安太郎（清沢）
石井　豊也（常葉）
今村　市助（三沢）

二十八年六月二日に日清両国間において、台湾割譲の批准書交換が終わると、北白川宮能久親王の近衛師団を台湾に急派した。将兵は大連から冬服のまま熱帯に送られた。

日本軍をなやませたものは、全島内各地での住民の反撃と、マラリア、コレラ、チブス、脚気などの病気であった。衛生対策のおくれのために、病気にたおれたものは全師団の半数にも達したといわれた。

二　日露戦争

日露戦争の経過　わが国の遼東半島への進出が、三国干渉によりさまたげられたことは、連戦連勝の報に狂喜していた国民に、三斗の冷水をあびせかけられた感があった。

藩閥も政党も、列強の干渉をはねかえすには、軍事力の強化以外にはないと考えた。臥薪嘗胆を合言葉に、軍備拡張計画が推進された。陸軍は明治二十七年に七個師団であったものが、三十六年には一三個師団に増強された。海軍も日清開戦時の六万三、一〇〇トンから、三十五年には二倍半に増大された。

一方ロシアは二十九年に、日本に対抗する露清同盟密約をむすび、満州横断鉄道敷設権をえて極東経略を進めた。

清国に対する列強の利権奪取合戦は、三十一年に頂点に達した。三十年にドイツは膠州湾を占領し、三十一年にはロシアが旅順、大連を、イギリスが威海衛、九竜半島を租借した。フランスも三十二年に広州湾を租借した。

さらに、イギリスは揚子江沿岸一帯を、フランスは広東、広西、雲南を、ドイツは山東省、ロシアは満州をそれぞれの勢力下におさめた。このようにして清国は半植民地化され、日本は支那分割の危機とうけとめていた。

三十三年三月、山東省でドイツの鉄道敷設に反対して農民が乱をおこした。清国の植民地化に抵抗したのは、朝廷ではなく民衆であった。農民を組織したのは、義和団という宗教的な秘密結社であった。暴動の鎮圧に失敗した清朝は、逆に暴動を利用して列強の圧力を排除しようとした。

五月二十五日に清朝は列国に宣戦し、軍隊に攻撃を命じた。列国は公使団を救出するため、さまざまな対立をふくみながらも、連合軍を組織して北京にむかって戦いを進めた。わが国も七月六日に出兵の閣議決定をして、連合軍の一万八、〇〇〇のうち、最大の一〇、〇〇〇の兵力を派遣した。八月十四日に北京は陥落した。

ロシアは三十四年に、東清鉄道の完成まで清国は満州に軍隊をおかない。満州、蒙古の利権を他国にあたえない。ロシアの満州における駐兵権を認める。という内容の露清条約を清国におしつけた。日本とイギリスの強い抗議で露清条約は成立しなかったが、ロシアは満州を占領し続けた。

三十五年一月、日英同盟がロンドンで調印された。条約の内容は清韓両国の領土の保全と、イギリスは中国において、日本は中国と朝鮮において特殊利益をもつこと。日英いずれかの国と他国と戦争が起これば一方は中立を守り、第三国が戦争に加わった場合は、援助のため参戦することなどであった。この同盟は日本の朝鮮支配を認めていないが、列強の干渉をおそれることなく、ロシアと対決できる立場をつくることができた。

三十五年四月、ロシアは清国との間に満州還付条約を結び、十月八日には第一次撤兵を実行した。しかし、第二次撤兵の約束日である翌年四月八日には実行されなかった。逆に在満兵力を増強し、清国に対して、満州の港を外国に開放しないこと。露国軍撤兵後も満州の利権はロシアのものであることなど、七項目の確認を要求した。

三十六年八月、日本は六ケ条の協商案をロシアにしめした。日本は韓国に、ロシアは満州の鉄道経営に特殊権益をもち、これを保護する出兵権をたがいに認める。ロシアは朝鮮政府に対する援助と助言の専権を日本がもつことを認める。などであった。

十月のロシアの回答は、朝鮮海峡に要塞をもうけないこと。朝鮮の北緯三九度以北を、中立地帯にすることなどであった。

これに対して日本政府は、三十七年一月に戦争開始を決意した。二月四日の御前会議で日露開戦を決定し、翌日国交断絶をロシアに通告した。

九日には日本艦隊は、露国軍艦二隻を仁川沖に攻撃し大破させた。連合艦隊は旅順港外に露国艦隊を襲撃して、戦艦四隻などに損害をあたえた。

九日には露国が宣戦を布告し、日本も翌十日に宣戦の詔勅が出された。

ロシアは満州の侵略に対して、これほど早く日本が反撃してくるとは思わなかった。作戦は欧露、西シベリアからの増援軍をまって、決戦をいどむ方針であった。

日本は敵の有力増援部隊の到着前に逐次撃破を意図した。二月十六日、第一軍の一部は仁川に、主力は大同江鎮南浦に上陸した。海軍は露国極東艦隊を封じこめるため、旅順口閉塞作戦を二月から五月にかけて実施した。

第一軍は五月一日に九連城を抜き、鴨緑江右岸の敵を撃破し南満州に進入した。

五月五日から第二軍が遼東半島大沙河口に上陸し、二十六日に南山を占領した。南山は堅固な要塞で、朝から晩まで十四時間の激戦で、三万六〇〇〇の兵力で攻撃し、死傷者四、四〇〇人を出した。

十九日より第一〇師団が大孤山に上陸して、第一軍と第二軍の中間を北上した。

六月四日には第三軍を編成して、旅順を攻撃させた。

第二軍は十五日に、敵の旅順援軍を得利寺附近に撃破した。七月二十五日には大石橋、営口を占領した。新編成の第四軍は、七月三十一日から八月一日にかけて折木城を抜いた。

八月十日には黄海海戦があり、露国艦隊は旅順港脱出に失敗して、その戦力を半減した。

八月二十八日ころから九月四日まで遼陽会戦が行われた。第一、第二、第四軍の一三万〇、〇〇〇人と、露軍二二万〇、〇〇〇人の会戦兵力で、相方約二万〇、〇〇〇人の死傷者を出した。日本軍は砲弾も少なく敗退する敵軍を追撃することができなかった。

旅順は近代的な設備を整えた要塞で、決死の攻撃にもかかわらず、犠牲を多くするばかりであった。八月十九日、九月二十六日、十一月二十六日と総攻撃を繰り返しても、一つの敵陣さえ突破できなかった。

十一月二十八日からは、二〇三高地に集中攻撃をくりかえし、ようやく十二月五日に占領した。この戦闘で戦闘総員六四、〇〇〇人のうち一七、〇〇〇人の死傷者を出した。露軍は三十八年一月一日に降伏し、旅順は一月二日に開城された。

旅順要塞の攻防戦は一五五日間、後方部隊まで加えて一三〇、〇〇〇人の軍隊を投入して、五九、〇〇〇人の死傷者を出した。

三十七年十月十日から十七日にかけて、沙河の会戦がおこなわれ、露軍を沙河以北に撃退した。

翌三十八年一月二十六日から二十九日にかけて、露軍の攻勢による、黒溝台会戦があった。

二月下旬には旅順より北上した第三軍も加え、全軍で奉天攻撃を開始した。三月一日に総攻撃がはじまり、一進一退の戦況であったが、八日に露軍の退却がはじまり、十日に奉天を占領した。奉天会戦の期間は約二旬、日本軍の死傷は、二四〇、〇〇〇人のうち七〇、〇〇〇人、露軍は三二〇、〇〇〇人のうち九〇、〇〇〇人で、露軍に再起不能の損害をあたえることはできなかった。

日本軍は三月中旬には、鉄嶺方面に退却する露軍を追って、開原の線に進出して、やがて休戦をむかえた。

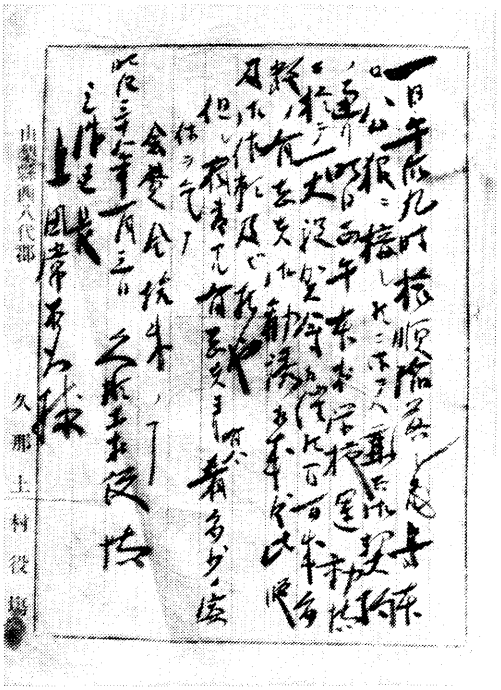

旅順陥落祝賀会通地（三沢区蔵）

三十七年十月十六日にリポー軍港を出発したバルチック艦隊は、翌年四月十四日にカムラン湾に到着した。五月二十七日に沖島付近で、日本連合艦隊がバルチック艦隊をむかえ撃つ、日本海海戦が起こった。

午後二時から七時までの戦闘で、戦艦四隻をはじめ露国艦隊の八割を撃破した。翌二十八日には残存艦の主力が降伏した。戦艦八隻以下三八隻の露国艦隊のうち、撃沈されたもの一九隻、捕獲されたもの五隻、目的地ウラジオストックにたどりついたものは三隻のみで、他は遁走中沈没、または外国の港湾に遁入武装解除された。日本側は水雷艇三隻が撃沈されたのみであった。

戦艦数四隻の劣勢な日本海軍の勝因は、艦艇の速力がまさっていたこと、射撃の正確さ、火薬の効力、戦法の巧みさなどがあげられた。

わが国力と軍事力の限界を知る為政者は、早くから講和の機会を求めて、ひそかに米国に仲介を依頼していた。

露国も三十八年一月二十二日、レニングラードに生活苦を皇帝に訴えに集まった民衆に、軍隊が一斉射撃を加えた「血の日曜日」という事件がおこり、各地にストライキが続発した。六月には戦艦ポチョムキンの水兵反乱があり、ロシアも戦争継続が困難な状況にあった。

六月十日に米国の講和への申し入れがあり、八月十日には日露の全権がポーツマスで会見した。講和条約は九月五日に調印された。条約は遼東半島租借権と、旅順長春間の鉄道の日本への譲渡。ロシア軍の満州からの撤退。日本の韓国管理を認め、樺太の南半分の割譲を内容とするものであった。日本国内には、賠償金もとれない講和に反対の運動が激発した。

日本の永年にわたる野望であった日韓合併に関する条約は、憲兵などの強力な警察力を背景に、四十三年八月二十二日に調印された。

この節での年月などは、主として『日本の歴史』読売新聞社発行、『日本の歴史』ほるぷ出版社発行などによった。

町内参戦兵士　ロシア兵は陣地戦になると独特の粘着力を発揮した。日本軍の下士官、兵は歩哨や斥候などの任務で、機敏な行動と、全体状況からの判断力にすぐれていた。分隊や小隊の戦闘は巧みで、とくに自軍全体状況のなかで、自隊の戦術的位置を知り、自発的に犠牲にもなるという精神に富んでいた、といわれている。

このような優れた兵士が、本町内からも多数参戦している。

出征軍人名簿

渡辺　清三（清沢）　渡辺　延喜（大炊平）
伊藤　栄吉（大炊平）　渡辺　寅吉（岩欠）
渡辺　惣助（〃）　渡辺　泰株（〃）
渡辺　長久（〃）　渡辺　源重（〃）
渡辺　正徳（〃）　渡辺　陔作（〃）
小林　義隆（杉山）　磯野多一郎（〃）
伊藤　嘉一（丸畑）　平野　玄林（〃）
伊藤　善春（〃）　小林　俊朗（北川）
伊藤　亀吉（〃）　小林　万吉（〃）
小林　喜雄（長塩）再　小林　正次（市之瀬）
小林　伊作（〃）再　小林　恒利（〃）
北条　彦作（〃）再　桜田　兼義（〃）
北条　眩隣（〃）　依田　清正（宮ノ平）
磯野　晴次（〃）　切金　英義（日向）
小松市太郎（山口）再　小林　光吉（〃）
高野由太郎（波高島）再　佐野　由房（上之平）
高野　貫一（〃）　佐野　文平（〃）
遠藤文次郎（〃）　佐野　政重（〃）
穴山　元治（〃）　佐野本次郎（〃）
高野　高造（〃）再　佐野諏方儀（〃）
遠藤　幸作（〃）　遠藤勝之助（〃）
佐野　敬之（竹之島）　遠藤　長造（上之平）
佐野　正三（桃川）　遠藤　仙松（〃）
鈴木　栄助（〃）　依田　豊治（下部）
佐野　光吉（下部）　佐野　弁則（〃）
石部　春寿（〃）　佐野　倉蔵（〃）
依田　祖一（〃）　赤池　和一（〃）
望月斧太郎（湯之奥）　赤池八百太郎（道）
佐野　午吉（道）　佐野　鉄蔵（〃）
上田　佐重（三沢）　佐野重太郎（〃）
上田　宗重（〃）　小林　兼重（水船）
深沢　大重（〃）　内藤　盛富（芝草）
深沢　義政（〃）　内藤　福松（〃）
上畑　好松（〃）　赤池　万吉（切房木）
桐戸　一吉（〃）　日向　昌宜（車田）
桐戸　順一（〃）　土橋　長重（〃）
桐戸　慎一（〃）　日向助太郎（〃）
小林　留吉（〃）　渡辺菊次郎（樋田）
高野作之助（〃）　伊藤　栄保（熊沢）
保坂　信義（三保）　伊藤　馨（〃）
土橋　熊吉（〃）　伊藤　徳治（〃）
渡辺　利一（〃）　伊藤　永吉（〃）
渡辺　勝政（〃）　伊藤　君保（〃）
藤巻熊太郎（〃）　伊藤　才重（〃）
鷹野　喜重（〃）　伊藤　叶重（〃）
二宮栄十郎（上田原）　内藤　源六（一色）
大原　駒吉（〃）　内藤　平十（〃）
望月　富保（〃）　近藤　貫一（〃）
佐野　東三（〃）　内藤　徳蔵（〃）

大原　進誠（上田原）　佐野　馬蔵（一色）
大原　為重（〃　）　加賀美理新（〃　）
深沢　与助（〃　）　伊藤　豊作（古関）
伊藤　満直（中之倉）　土橋　兼一（〃　）
赤池　幸作（〃　）　内藤　兼作（〃　）
赤池　虎吉（〃　）　渡辺清十郎（〃　）
渡辺　義治（〃　）　若狭　藤作（〃　）
赤池今治郎（瀬戸）　伊藤　秋俊（大磯小磯）
赤池　富治（根子）　伊藤八百吉（〃　）
赤池　寛（〃　）　赤池　泰重（〃　）
伊藤瓶太郎（丸畑）再　田中　来光（〃　）
伊藤茂一郎（〃　）　内藤七五郎（〃　）
赤池　清作（釜額）　今福秋太郎（八坂）
赤池芳太郎（〃　）　赤池　仙造（折角）
（再は日清日露両役参加者）

以上一二六名の参戦者があった。外に次の一二名の戦没者がある。

戦没者名

渡辺　清重（大炊平）　小林幸三郎（折門）
上田　美一（三沢）　磯野　新作（長塩）
内藤　粂一（中之倉）　赤池　宗吉（中之倉）
北条　重治（長塩）　保坂　美久（三沢）
渡辺　彦重（車田）　伊藤　高義（大磯小磯）
赤池　幸重（大磯小磯）　曽谷　朝則（竹ノ島）

戦役時代の世相　日清、日露の二つの戦争は、日本資本主義経済の規模を一まわりずつ大きくしていった。

三十三年五月には芦川第一発電所が営業を開始して、甲府市内に電灯がともされ、動力源としての電力利用がはじまった。

三十六年には中央線が甲府まで開通し、製糸業と織物業の機械化が進められた。

この時期に若尾逸平、根津嘉一郎などの甲州財閥が台頭した。

三十六年と三十八年には、県内最大規模の製糸女工のストライキがあった。小作争議も続発していた。

莫大な戦費から地租の増徴や、間接税の増加があり、物価の値上がりを考慮に入れても、日露戦後の国民税負担は、日清戦争当時の二・七倍にものぼったという。

次に町内戦役関連の記録を列記する。

㈠　三十七年春、富里在郷軍人団が組織されて、団長に松木留作が就任した。

㈡　三十七年九月十五日　久那土臨時村会議事録本村出征軍人家族慰問方法并ニ本郡軍人援護会費本村負担額支出方法ノ件

本村出征軍人家族慰問方法ニ付テハ
本郡ニ組織セル軍人援護会費　本村負担額拾壱円四拾四銭八厘ヲ三倍シタルモノ　即参拾四円参拾四銭四厘ヲ各区戸数ニ配当　徴収シ其総額ノ三分ノ一ヲ西八代郡軍人援護会費ヘ支出シ　本村組織セル出征軍人慰問会ノ名義ヲ以テ　出征軍人家族ノ生計程度ニ準シ　救財又ハ慰問スルモノトス
これを受けて、九月二十日の区長会は、
戸数三百八十戸ニ割リ、壱戸ニ付金九銭壱厘、
と決定した。

㈢　三十八年四月九日に、久那土村日露戦争戦死者渡辺彦重、上田美一、保坂美久の三柱の合同葬が営まれた。

㈣　三十八年七月五日　富里村会議事録
軍人葬儀執行ノ定日　本月廿三日ト相定メ　該委員ニハ村会議員并ニ各区長代理者外ニ　会葬区ニ於テ弐名宛撰ス

大炊平区二　渡辺源左エ門　渡辺勝左エ門
長塩区二　赤池正宝　小林利右エ門

(五)　三十八年十一月十六日　富里村会議事録
議案壱号
山梨県凱旋門建築費本村負担額支出ノ件
原案ハ村税ヲ以テ負担シ　予備費ヨリ支出スル事ニ決ス

(六)　四十三年三月　帝国在郷軍人会が設立されて、各村々の在郷軍人団はその分会となった。

(七)　町内各地で、満州軍総司令官大山巌や、連合艦隊司令長官東郷平八郎、旅順攻撃や各海戦の幻灯会が開かれて、軍事思想の高揚がはかられた。

(八)　四十年三月、湯町熊野神社に日露戦争の戦利兵器が、陸軍大臣寺内正毅から奉納された。
なお、二十八年七月三日、日清戦争の戦利品三三点が知事から慈観寺に下付されていた。

(九)△富里村明治三十九年事務報告書（抜萃）
一、兵事
壮丁ノ数及検査ノ状況
本年　四拾弐人
合格者　甲　十八人　乙七人
△久那土村明治三十九年事務報告書（抜萃）
兵事
壮丁ノ数二十六名　内合格者弐拾弐名
不合格　四名
抽籤ノ結果現役弐名　補充弐拾名トス

第六節　恩賜林

一　恩賜林の沿革

御下賜以前

(一)　官民区分未定時代（自明治初年　至十四年）
本県の御料地は大別して従前官林、社寺上地林、入会御料地の三種である。
従前官林は徳川時代の「御林（おはやし）」（幕府や藩主の領有した山林）、「巣鷹山（すだかやま）」（平安時代からあって、狩猟用の巣鷹を捕獲するためにたかの巣をかけた森林。または巣を営むに適したものとして、指定された保護林）で、明治二年版籍奉還の際に官林に編入されたものである。
社寺上地林（じょうち）は、明治三年に社寺有の山林を帝室の財産に上地（知行地を官に没収すること。土地を返納すること。またはその土地）されたものである。
入会御料地は本県に下賜され、山梨県恩賜県有財産となったもので、一般に恩賜林と呼ばれているものである。
この土地は昔から山税その他の「小物成」（江戸時代に田畑に対する本年貢の本途物成に対して、山年貢、野年貢、草年貢などの雑税をいう。）を納め、自由に入山して樹木及び下草を採取した、慣行があるといわれた林野である。
台帳面積は二九万八、二〇三町歩で、この見込面積は一六万〇、〇〇〇町歩で、県総面積の三分の一強にあたる広大なものである。
この御料地は高山峻嶺、名山、大沢を含み、全国的にもまれな存在であった。
政府と県は、山林火入の悪弊を矯めようとして、たびたび布達を出して来たが効果があがらなかった。十二年十月県は、「小物成」山林の伐採を全面的に禁止する布達を出した。これがかえって反抗の気勢をたかめ、火災が四方にしきりに起こり、盗伐も各地に続発した。
この間に県は官民有区分調査を進め、十四年一月、政府の許可を得て官

有地に編入した。これによって、山梨県の山野地租改正が終わったとされた。

このとき県入会林野の九九%が官有地となった。藤村県令の考え方は、民有にすると県民が公課に堪えられないと思い、官有として、従来の入会慣行を残そうとしたものとされている。

㈡、官有地時代（自明治十四年、至二十一年）

十四年二月内務省は、官民有区分の確定地はことごとく官林に編入し、とくに実地が林相をなしている土地の、編入洩れのないよう各府県に通達して来た。

山林の管理が内務省から農商務省にうつされ、全国の官有林に統一的経営を施行しようとしていた。これに対して藤村県令は、官林への旧来の入会慣行を禁止すると入会村民が困惑するので、旧来の入会を許しておかれるように上申した。

県令と農商務省の間に度重なる伺いと指令の交換、交渉の後、ようやく県の懇請が採用されるようになった。

県は十六年一月に、官有山林原野草木払下条規を制定した。条規の要旨は樹木芝草伐刈慣行があって、許可されないと生計上困難を招く村は、樹木は二〇か年、芝草は五か年以内の年期で、相当の代価で払い下げ、許可された村落は、山野樹木の保護に責任をもつというものであった。

このために、当時の県民の心は緩和して、生気を回復した。

㈢、官林時代　自　明治二十一年三月

至　明治二十二年八月

県は鋭意林野の保護管理に努めてきたが、二十一年三月、本県の官林をすべて農商務省の直轄とし、松本大林区署の所管に属することになった。しかし、入会原野は山梨県知事の管理とされた。大林区署では十分に管理し難い事情が多くあったためである。

二十一年五月松本大林区署は、甲府市太田町一蓮寺内に山梨派出所を設置した。翌二十二年一月からは、同派出所を甲府派出所と改称し、さらに三派出所を増置した。

この時期に、大林区署は本県吏員の立ち会いの上、官有地の境界調査を行い、主要境界線に標識を設置した。境界野帳見取図も作成し、これが後年境界査定の参考となったものである。

㈣　御料地時代　自　明治二十二年八月

至　明治四十四年三月

かねてから皇室御料地の拡張が計画されていた。二十二年八月に県下の従前官林、上地官有林、原野は、松本大林区署及び県の所管から、御料局静岡支庁に管轄をうつされた。

これを山林種別からみると、入会林野およそ三一万〇、〇〇〇町歩、従前官林八万二、〇〇〇町歩余、社寺上地林二万二、〇〇〇町歩であった。

十六年の県布達、草木払下条規は樹木の払い下げが二〇か年以内ときめられていたため、濫伐、暴採が横行して守られなかった。

二十三年三月、静岡支庁は御料地の経営に改良を加えようとした。改善の方法としては、年々均等の樹木を永く住民に払い下げ、森林経済の実をあげ、住民は子孫に至るまで皇恩に浴するようにしようとした。このため草木払下条規を廃し、宮内大臣の認可を得て、九月県告示をもって、御料地草木払下規則を公布した。この規則は二十五年二月、二十九年四月、三十一年一月に改正もしくは追加されたが、規定の精神は変更されなかった。

改正の眼目は払い下げを受けた住民に、伐木跡地及び未立木地に植樹を行わせ、輪伐区画の調整測量の業務、盗伐被害の処理を各部落に負担させた。草木払下規則上の責務を各部落総代に負わせたことである。

この規則中の入会団体の輪伐区画調整は、多大の手数料と費用を要した上に、輪伐区の拘束を受けることから、払い下げ手続きはまれにしか提出されなかった。

このため二十八年に入会御料地樹木臨時払下手続が制定され、十二月県告示で布達された。この規定は一時的な規定を変更無期限とし、各種の規律を設け監督を厳重にした。これに対して入会民の抗訴が続発し、濫伐し

盗伐の弊が絶えなかった。御料局は物議をおそれ、人民の理非を矯正することができず、規則は無視されることが多かった。入会御料地は人民の公然私欲を敢てする目的物、といわれるありさまであった。

三十九年六月に、御料地処分（特売）の方針が、宮内大臣から示達された。

(1)、県下の入会御料地のうち無立木地、これに準ずる稀少の林地、一〇〇町歩未満の点在地は、相当代価でその入会団体に払い下げること。

(2)、前項の払い下げ予定地の価格は、面積、材積などの概略の調査を行い、これを算定すること。

(3)、払い下げを終わったのちの残存の御料地で、入会権の解除を必要とするものは、その実況に応じて土地分与の方法、あるいは償金下与、あるいは将来における収益分与の方法などによって解除を図ること。

これによって、四十年六月三〇日までに払い下げの願い出は筆数二、四九二、見込面積は一六〇、〇〇〇余町歩に達した。しかし払い下げ希望価格が安すぎて、入会地下賜までに、払い下げ許可のあったものは、僅かに九〇〇町歩に満たなかった。未許可の願書は御料地下賜の際に、出願者に返付された。

大水害と入会御料地の下賜　本県は高峻な山岳が四囲に連なり、諸川は急流が多く、岩質も一般に脆弱で水害を受けやすい自然条件下にある。

水害は史実によると、明治年間だけでも八、十一、十四、二十五、二十九、三十七、三十九年と遭遇している。

とくに四十年は未曾有の大水害であった。死者四二二人、家屋の流失倒壊一一、九四三戸、耕地や宅地の埋没流失は七、六〇〇ヘクタール、その惨状はいうに忍びないものであった。

その応急災害対策も緒につかない四十三年、またもや大洪水に見まわれて県民の困窮はその極に達した。

水を治むるには山を治むるにありとの考えから、県は県下河川の流域調査を行った。その結果によると九〇、〇〇〇ヘクタール余の荒廃林地があり、重要河川の水源地に五、〇〇〇ヘクタール余の崩壊地があることが明らかになった。この荒廃の原因は、維新以後入会地に対する官と民との意見が異なり、愛林の観念を失わせた結果であった。

県は四十三年四月、新たに林野警察を特設した。これは山林河川の取り締まりのためであった。このとき下部に、市川警察署林野警察巡査出張所が設置されて共和、古関、富里、久那土を管轄した。

四十三年十一月山梨県会は内務大臣に意見書を提出した。その骨子は入会御料地の無償下附を受け、県自から経営に当たり、その実をあげ水災を防止して、県土の保全をはかりたいというものであった。

四十四年三月十一日、明治天皇は特別の思召をもって、山梨県下における御料地を、県有財産として下賜されることになった。次はその御沙汰書である。

御　沙　汰　書

山梨県管内累年水害ヲ被り地方ノ民力其ノ救治ニ堪ヘサル趣憫然ニ被思食特別ヲ以テ帝室林野局甲府支庁所轄御料地ノ内段別弐拾九万八千弐百参町七反七畝拾五歩ヲ山梨県々有財産トシテ下賜候条善後経営ノ策国土保安ノ途相立テサセ恩旨貫徹候様処理スヘキ旨御沙汰被為在候此段伝宣候也

明治四十四年三月十一日

宮内大臣子爵　渡辺　千秋

内閣総理大臣侯爵　桂　太郎殿

下賜された御料地の面積は二九八、〇〇〇ヘクタール余り、実測は約一六四、〇〇〇ヘクタールである。本県林野面積三四〇、〇〇〇ヘクタールの半分を占めている。

御料局は「山梨県御料地引渡につき覚書」を起草し知事に内示した。局と県の両庁は協議の結果、「山梨県恩賜地引渡に関する協定条項」を定め

た。協定の要目は、三月十日仮引渡し、同月三十一日に土地台帳を交付して引渡しを終わり、同時に旧入会御料地に関する、御料局の権利義務を全部、県が継承すること。入会御料地特売規程を廃止することなどであった。

その他、旧入会御料地に関して、現に山梨県下に奉職している御料局員全員を、県吏として引き継ぐ約束がなされた。

三月二十五日の臨時県会において、恩賜財産管理仮規則、恩賜財産に関する予算及び、四十四年度一般歳計追加予算の議決がなされた。

財産管理の方法は当分の間、御料局の定めた御料地草木払下規則、入会御料地樹木臨時払下手続などをそのまま施行することとされた。

恩賜財産は模範林としたため、県有への登録税および地租は免除された。

県は財産管理のために、四月内務部内に恩賜県有財産管理課を新設し、四か所の出張所と二六分担区を配置した。

これまでの記述は主として、昭和四十三年一月、山梨県恩賜林保護組合連合会発行の、『山梨県恩賜林御下賜関係記録』と、四十六年五月、山梨県発行の『山梨県恩賜県有財産御下賜六十周年記念誌』によった。

二　入会の状態

入会慣行の概要　四四年六月一日から七月六日まで、入会地下賜の前後策を講ずるために、農商務省山林局長上山満之進（明治二年山口県生まれ、後の枢密院顧問、台湾総督）が、県内各地の実態調査を行った。

その調査結果を農商務大臣に復命した、「山梨県恩賜林付視察復命書」により、入会慣行の概要を記載する。これは当時極秘書類とされていた。

広大な恩賜林の入会関係は錯綜を極めている。これは入会慣行のある林野を基準にして、維新前からの旧村単位に、入会団体が組織されているためである。

全県下の入会山は三一七、入会部落は一、三〇〇を算していた。

入会団体は町村内の大字を単位としているものが普通であるが、小字が単位のものも少なくなかった。

入会関係には次の二つがある。

㈠、単式入会、単独入会または単村入会といわれて、一村または一部落が単独で、一つの入会山に入山するものである。

㈡、複式入会、二つ以上の町村が入会うもの。二つ以上の部落が入会うもの。他町村または他郡と入会うものなどさまざまである。

全県的に単式入会に属するものは、一村全部のものが二六。一部落のものが一二五。合計一五一であった。複式入会に属するものは一六六あり、ほぼ半数ずつである。

同一入会山に対する入会団体間の関係もさまざまである。その関係の区別は、江戸時代においては、産物採取の分量、入山の時期、採取器具などが主なるものであった。明治期においては、採取産物の範囲と、経費分担率および、利益配分率の差などが重要であった。

入会団体の権能は、産物の払い下げ、土地の借受、部分木の植栽などすべて、入会団体でなければゆるされなかった。団体内の住民も団体の承諾が必要であった。

入山の資格は、入会団体内の住民であることとされた。

入会の目的としては次の三種がある。

㈠、産物の採取、江戸時代の採取物件は、住民の自家用及び稼用の用材、薪炭材、小柴、下草などであった。現今では入会団体住民の必要とするもの以外に、多量の樹木を払い下げ、他に転売し、数十年間の転売契約を締結しているものもあった。

採取方法も、共同入山して産物を採取する入会採取と、特定採取とがある。特定採取は特定の産物採取に、入山の区域と住民を限定したものである。

幕府時代に入山時期その他の制度を定めたのは、永年の産物供給と、国

土の保全に役立てるためであった。

㈡、借地、桑園を主として雑穀、蔬菜などの耕作地及び造林地である。払い下げ代金が低廉なため転貸して、益金を収めているものもあった。

㈢、部分木植栽、官民有区分後、県が奨励し、御料地時代には内規を定めて許可してきたものである。入会団体以外のものが部分木の植栽をする時には、入会団体と収益分収の契約を結び、その承諾が必要であった。

富里村地内入会山　上山局長の視察復命書は、一〇章から成っていて、附属書類も五集ある。その第五集（実地視察の部）の中に富里一号から八号までがある。

局長は六月十六日に甲府を出発して、釜無川下流、富士川上流の治水、沿岸の地況林況を視察して、鰍沢町、西島村を経て八日市場に旅宿した。その調査の結果が、第七章（入会の状態）第一七節（富里村地内入会山）である。これを記載して当時の入会状況の参考としたい。

富里村ハ西八代郡富士川ニ瀕セル中部ニ在リ村内ノ水流ハ西走シ波高島ニ於テ富士川ニ入ル。

六月十六日村吏員ヲ八日市場ニ招キテ入会山ノ状況ヲ聴ク。富里村ニハ入会山十三字アリ。孰レモ村内各部落ノ単村入会ナリ。

其名称及入会部落名左ノ如シ。此他富里村民ハ他村ニ於テ入会山ヲ有セス。

桑木山、大日向、大子山　常葉部落
羽前場　杉山部落
長屋泉水、広野村上、中山、向山、若草里　湯之奥部落
石小屋　清沢部落
せふ婦　大炊平部落
壱本木、雨河内　下部部落

常葉部落内桑木山ノ払下樹木ハ従来ハ料金ヲ戸割トシテ地元人民ヨリ取立テ入山セシメ他ニ売払ヒタルコトナカリシカ明治三十三年一月ニ至リ樅、栂、唐檜、虎ノ尾、其他製紙原料トナルヘキ立木悉皆ノ転売契約ヲ佐野某伊藤某ト締結シ二千円ヲ受領セリ。

此買受権ハ後伊藤某一人ニ帰シ其後更ニ数人ニ転移シ明治四十年終ニ四日市製紙会社ノ手ニ帰シタリ。（附属書類富里第一号）

此契約中ニハ針葉樹ニテモ檜、唐松、五葉松ハ包含セスト常葉区長語レリ風聞ニ依レバ此三種ハ佐野某ニ売渡シ佐野ハ之ヲ岩渕ノ住人勝間田某ニ譲リタリト謂フ。

佐野某、伊藤某トノ当初ノ期限契約ハ明治三十九年末迄ナリシカ。

其後二、三回之ヲ更新シタルヲ以テ今尚有効ナリ。其更新ヲ為ス毎ニ常葉部落ハ更ニ多少ノ料金ヲ取得セリ。

常葉部落ノ収得セル代金ハ若シ将来一般ノ制度ニ依リ払下ゲヲ受クル能ハサルニ至ルコトアルモ返還セサルコト契約書ニ明記ス。

売払代金二千円ハ当時ノ住民各戸ニ分配セリ。分配の方法ハ戸籍面ノ三分家シテ竈ヲ別タサル者ハ十分ノ一戸分、竈ヲ別チ分家シテ三年ニ至ラザルモノハ十分ノ三戸分、其三年以上六年未満ノモノハ十分ノ六戸分、其ノ他ハ一戸分トシ一戸当リ十二円二十七銭トセリ。此配当ヲ受ケタル総戸数ハ百六十三戸ナリ。此他契約更新ノ際受領シタル金額及分配方法ハ明ナラス（附属書類富里第五号）

明治三十三年八月桑木山ノ雑木ニ付依田某ト年期売契約ヲナサントシタルモ当時下戻訴訟中ナリシヲ以テ其事止メリ。桑木山ノ針葉樹ハ昨年迄ニ既ニ大部分ヲ伐採シ今ヤ一千尺メ位ヲ余スノミ。昨年中四日市製紙会社ハ払下以外ノ樹木ヲ伐採シ山本某（県会議員）ノ告発スル所トナリ終ニ過伐金八千円余円ヲ上納セリト謂フ。

雑木ハ年々二百四五十棚宛払下ヲ受ケ之ニ四割ノ益金ヲ加ヘ部落内一部ノ者ニ炭木トシテ売払フ。明治四十二年度四十三年度共ニ同シ。

大日向及大子山共ニ柴草山ニシテ年々柴草ノ払下ヲ受ケ戸割ヲ以テ料金ヲ徴収シ自由ニ入山セシムト村吏員語レリ。然ルニ附属書類中収支計算書ニハ徴収金ノ収入セラレタルモノヲ見ス。

常葉区ハ入会山ニ於テ借地ヲ為シ切替畑トシテ之ヲ部落民ニ小作セシメ多少ノ益金ヲ得。

杉山部落内羽前場山ニ付テハ二個ノ年期契約アリ。（附属書類富里第二号及第三号）一ハ栗原某ヲ対手トシ明治三十四年二月樅、栂、唐松、檜、虎ノ尾、檜、松

類全部ノ転売ニ付年期契約ヲ為シタルモノニシテ一ハ叙上樹種ヲ除キタル以外ノ立木全部ノ転売ニ付明治三十七年二月小林某ト年期契約ヲナシタルモノナリ。

此契約ヲ締結シタルカ為メ杉山部落ハ第一ノ契約ニ付テハ七千九百四十円（内千二百九十円ハ予金トシテ受領シ残部ハ契約期間中毎年百九十円ヲ支払フノ契約）第二ノ契約ニ付テハ一千五百十二円五十銭（内二百円ハ手附金トシテ受領シ一千三百十二円五拾銭ハ年々五十二円五十銭宛支払フ約定ヲ得タリ。

契約書中ニ払下ノ停止セラレタル場合ニ於ケル約束アルモ煩雑ナレハ玆ニハ略ス。

栗原ハ契約後約二年ニシテ買得権ヲ四日市製紙会社ニ譲渡シ小林某モ昨年五、六月頃其権利ヲ他ニ譲渡セリ。

年期契約ニ依リテ得タル金銭ノ処置ヲ部落吏員ニ問フモ答弁ナラス風聞スル所ニ依レハ小林某ハ雑木ニ付権利ヲ有スルヲ以テ四日市製紙会社カ事業用ノ雑木ヲ払下ケントシタルトキ多額ノ報酬金ヲ貪リタリ又小林某ヨリ権利ヲ譲受ケタル。両人ハ杉山区ニ対シテ十分ニ契約ヲ履行セサルヨリ之カ追窮ヲ受ケ数回欺瞞ノ策ヲ講シテ遂ケス終ニ訴訟トナリ刑事問題ヲモ惹起セリト。

湯奥部落内長屋泉水外四字ニ在リテハ明治四十年四月製紙原料（樅、栂、唐檜、白檜黒）全部ノ転売ヲ山本某、石原某（両人共現ニ山梨県会議員ナリ）ニ二千円ヲ以テ明治四十八年迄十箇年間契約シタリ。

未タ一回モ伐採セス而シテ代金二千円ハ既ニ全部受領済ナリ然ルニ契約書中毫モ伐採禁止ノ場合ニ処スル規定ナシ（附属書類富里第四号）

「収得金二千円ハ部落ノ旧債償還ニ用斗タリト謂フ」

長屋泉水外四字ニ生立スル雑木ハ年々払下ヲ受ケ部落民ノ炭焼業者ニ売却ス。地形材質ニ従テ売価ヲ異ニスト村吏員説明セリ風聞ニ依レハ県会議員山本某ハ雑木ニ対スル権利ヲ買受ケ居レリト。孰レカ真ナルヤ明ナラス。

富里村内他ノ入会山ニ付テハ特ニ記スヘキモノナシ。

当日ハ天候不良ナリシカ為メ親シク村役場ニ就テ調査スルコトヲ得ス。村吏員ヲ数里隔テタル八日市場ニ招キテ状況ヲ聴取シ附属書類モ村吏等当日ハ携帯セス数日ノ後初メテ其写ヲ送致シタルノ状態ナレハ総テ実情ノ尽ササル所アリ。加フルニ村吏等喋々弁シ去ルニ拘ハラス質問ニ対シテハ何等カ答弁ニ躊躇スル所多キモノアリ。附属書類中収支計算ニ関スルモノノ如キハ悉ク正確ナルヤ否ヤヲ保シ難シ。

三　恩賜林下賜と村会

古関村村会　上山局長は僻地、嶮路もいとわず県下の要地を踏査して、その卑見として「恩賜県有財産の経営方針の大綱」が示されている。

(イ)　恩賜林ハ原則トシテ県有ヲ持続スルコト

(ロ)　入会慣行ヲ制限シ入会ニ対スル権利思想ヲ除去ニ努ムルコト

(ハ)　地元住民ノ生業及生活ニ必須ナル林産物ハ努メテ之ヲ供給スルコト

(ニ)　荒廃地恢復スルニハ施業ノ巧拙ヲ論セスシテ其達成ヲ眼目トスヘキコト

(ホ)　入会慣行ヲ制限シ弊習ヲ制抑スルト共ニ入会団体ニ与フル将来ノ利益ヲ以テシ自ラ進テ経営ノ実行ニ協力セシムルコト

この意見書などをもとにして県は「山梨県恩賜県有財産管理規則」を、四十四年九月九日の県議会に附議決定し、四十五年三月十八日に公布施行した。これは現行管理条例の母体となったものである。

この県の動向にそい、その指導のもとで、各村々も七月ころから恩賜林の保護規則の制定をはじめた。古関村においては七月七日に村会が開かれ、次の三議案が上提され審議された。

一、古関村恩賜県有財産保護規則

一、古関村恩賜県有財産ニ関スル特別会計規則

一、古関村明治四十五年度恩賜県有財産ニ関スル歳入出予算表

審議の結果、決定を七月十二日の議会まで延期することとなったが、次に当日提案された保護規則を記す。

古関村恩賜県有財産保護規則

第一条　本村ハ明治四十五年山梨県令第二十二号山梨恩賜県有財産管理規則及同年山梨県令第二十三号山梨県恩賜県有財産管理規則施行細則ヲ遵守シ本規則ヲ設ク

第二条　本村ノ保護スヘキ恩賜県有財産ハ左記ノ箇所トス

西八代郡古関村大字釜額字小屋入　第六百八十一番恩賜県有財産

一台帳面積　弐町歩

同郡同村同字　字小芝第千五百五十四番恩賜県有財産

一台帳面積　壱町歩

同郡同村同大字　字茸沢第二千五番恩賜県有財産

一台帳面積　壱町参畝拾歩

同郡同村同大字　字奥野第二千三十二番恩賜県有財産

一台帳面積　弐拾町歩

同郡同村大字釜額字三ツ沢第二千三十三番恩賜県有財産

一台帳面積　五町歩

同郡同村同大字　字川尻第二千三十五番恩賜県有財産

一台帳面積　参拾町歩

同郡同村大字同字姥ケ沢第百四十二番　同

一台帳面積　八反歩

同郡同村大字同字滝ノ前第百四十三番　同

一台帳面積　六反歩

同郡同村大字同字水上第六百四十一番　同前

一台帳面積　五反参畝拾歩

同郡同村大字同字保山第六百三十一番　同前

一台帳面積　参反参畝拾歩

同郡同村大字同字栃沢第千五百四十三番　同前

一台帳面積　参反参畝拾歩

同郡同村大字同字熊穴第千五百五拾参番　前同

一台帳面積　七町五反歩

同郡同村同字　字柿平向第千五百九十二番　前同

一台帳面積　弐町歩

同郡同村同字　字草多第二千三十一番　前同

一台帳面積　四町八反歩

同郡同村同字　字向平第千四百七十五番　前同

一台帳面積　五反歩

同郡同村同字　字柿平向第千五百九十三番　前同

一台帳面積　六町歩

同郡同村同字　字茸沢第弐千拾六番　前同

一台帳面積　四町歩（古関釜額ニ於テ地籍ヲ区分シ入会ノモノ）

同郡同村同字　字老僧作第六百十五番

一台帳面積　七反参畝拾歩（古関釜額ノ入会地）

同郡同村同字　字老僧作第六百十六番

一台帳面積　壱町歩（古関釜額入会地）

同郡同村同字　字三ツ木第千九百九十七番

一台帳面積　九反歩（前　同断）

同郡同村同字　字川尻二千三十四番

一台帳面積　参町歩（前　同断）

同郡同村同字川尻二千三十六番

一台帳面積　壱町参反参畝拾歩（前　同断）

西八代郡古関村字中之倉字日向山第二千九百三十六番

一台帳面積　拾弐町歩

同郡同村同字　字牛首二千九百二十四番

一台帳面積　八町歩

同郡同村同字　字立岩二千九百二十四番

一台帳面積　拾町歩

同郡同村同字　字川尻二千九百二十六番

一台帳面積　参拾町歩

西八代郡古関村大字根子字棚上四千六百三十番

一台帳面積　八拾壱町六反六畝弐拾歩

西八代郡古関村大磯小磯字日影林第四千二百五十四番

一台帳面積　弐町四反歩

同郡同村同字　字岩根林第四千二百七十四番

一台帳面積　六反六畝弐拾歩

同郡同村同字　字熊蔵林第四千二百七十六番

一台帳面積　参町歩
同郡同村同字　字棚上第四千二百七十七番
一台帳面積　六反歩
同郡同村同字　字山之神第四千二百七十八番
一台帳面積　参反歩
同郡同村同字　字蛾ヵ岳第四千二百七十五番
一台帳面積　六町六反歩
同郡同村同字　字西ノ入第四千百二十二番
一台帳面積　八反参畝四歩

第三条　本村内ノ住民及前条ノ恩賜県有財産ニ入山スル者ハ左記各号ヲ遵守スル義務アルモノトス

一、当該官庁ノ入山証ヲ携帯スル者ノ外入山鑑札ヲ携帯セスシテ入山セサルコト

二、規定ノ制限ニ違背シタル器具ヲ携帯シテ入山セサルコト

三、入山期限及入山区域外ニ入山セサルコト

四、恩賜県有財産内ニ於テ焚火ヲ為サヽルコト若シ炊事其他止ヲ得サル事由ニヨリ焚火ヲ為シタルトキハ全ク消火シタル後ニアラサレハ現場ヲ立去ラサルコト

五、盗伐誤伐冒認侵害侵墾濫用其他恩賜県有財産ニ対シ加害行為ヲナサヽルコト

六、境界標其他標識ヲ移転汚損若クハ毀壊セサルコト

七、恩賜県有財産内ニ炬火ヲ携帯シテ入山セサルコト

八、当該官吏若クハ本村長ヨリ消防ノ為メ山場ノ通知ヲ受ケタルトキハ勿論恩賜県有財産又ハ其ノ附近ノ林野ニ火災アルコトヲ覚知シタルトキハ臨機周知ノ方法ヲ講シ消防上必要ナル器具ヲ携帯シテ速ニ駈付ルコト

九、樹皮ヲ剝取リ又ハ鋸斧等ヲ以テ切込ミ其他一切ノ傷害ヲ加ヘサルコト

十、天然下種ニ依リテ更新ヲ行フ区域ニ存置セラレタル母樹ヲ損傷セサルコト

十一、稚樹ヲ損傷セサルコト

十二、恩賜県有財産内ニ猥リニ牛馬ヲ牽入レ若ハ放牧ヲ為サザルコト

十三、当該官吏又ハ本村長ヨリ有害動物ノ予防及駆除ニ付出場ノ通知アリタルトキハ直ニ之ニ応スルコト

十四、前各号（第八及第十三号ヲ除ク）ノ違背者ヲ発見シタルトキハ直ニ本村長ニ申出ルコト

第四条　本村ハ必要ナル防火線ヲ設クルモノトス

第五条　本村ハ消防ニ従事シタル者ニ対シ焚出ノ必要アルトキハ直ニ之レヲ行フモノトス

第六条　本村ニハ恩賜県有財産標識位置図ヲ備フルモノトス

第七条　本村長ハ境界標識其他ノ標識ノ保存ニ注意シ看守人ヲシテ少クモ一年一回実地ニ就キ標識位置図ト対照シ検査ヲ行ハシムルモノトス

第八条　看守人又ハ其他ノ者ノ故意過失又ハ怠慢ニヨリ県ニ於テ建設シタル境界標其他ノ標識ヲ亡失、移転、汚損若クハ毀壊シタルトキハ本村ハ当該官庁ノ指揮ニ従ヒ其ノ建替又ハ修理ヲナスモノトス

但シ看守人以外ノ者ノ故意又ハ過失ニ出テタルトキハ其者ヲシテ之ヲ弁償セシムルコトアルヘシ

第九条　やといもや（蚕の上簇に使うもや）ノ採取期限ハ毎年二月一日ヨリ四月三十日ニ至ル迄トス

小柴及下草採取ノ期間ハ山梨県恩賜県有財産管理規則第四十六条第一項ニ依リ認可ヲ受ル迄ハ左ノ通リトス

一、小柴　自五月一日至十月三十日

二、秣及肥料ニ供スル雑草　自五月一日至十一月三十日

三、萱　自十月一日至翌年三月三十日

前二項ノ期間ハ本村長ニ於テ其ノ年ノ状況ニ依リ之ヲ短縮スルコトアルベシ

第十条　本村ハ恩賜県有財産保護ノ為メ看守人六名ヲ置ク　内一人ハ常設看守人トス但シ事務ノ都合ニ依リ増員スルコトアルベシ

第十一条　看守人ハ常ニ受持区域内ヲ巡視スルモノトス

第十二条　看守人ハ本規則ニ違背シタル者又ハ被害若シクハ異状ヲ発見シタルトキハ之ヲ防止シ又ハ戒告ヲ与フル等臨機ノ処置ヲナシ直ニ本村長ニ申出ルモノトス

第十三条　入山セントスル者ハ本村所定ノ入山鑑札ヲ買受ケ入山之際之ヲ携帯スベシ

其種類及料金左ノ如シ

一　用材鑑札　壱枚ニ付　壱銭
一　薪炭材鑑札　〃　壱銭
一　やといもや鑑札　〃　壱銭
一　小柴鑑札　〃　壱銭
一　下草鑑札　〃　壱銭
一　雑鑑札　〃　壱銭

第十四条　入山鑑札ノ雛形ヲ左ノ如ク定ム

木製

表

第何号
大字何
何入山鑑札
何某

裏

○
古関
役場
年月日

但　寸法竪弐寸巾一寸五分役場印焼印トス

第十五条　入山鑑札ハ入山事故終リ又ハ入山期間満了シタルトキハ直ニ返納スルモノトス

第十七条ニ依リ無効トナリタルトキモ亦同ジ

第十六条　本村ハ左記各号ノ一ニ該当スル者ニ対シ相当ノ賞与ヲナスモノトス

一、消防上功労多大ナルモノ
二、盗伐侵墾其ノ他ノ被害ヲ発見シ功労多大ナルモノ
三、前二号ノ外恩賜県有財産保護上功労多大ナルモノ

第十七条　本規則第三条条項（第十四号ヲ除ク）ノ一ニ違背シタル者アル時ハ其状情ニ依リ本村会ノ決議ヲ経テ十年以下ノ入山停止ヲ命スルモノトス

前項ニ依リ入山停止ヲ命セラレタル者ノ鑑札ハ無効トス

附　則

第十八条　本規ハ山梨県知事認可ノ日ヨリ之ヲ施行ス

村会々議録

明治四十五年七月十二日開会

議事日程

七月七日の村会と同じ議題（記載省略）

（書記赤池義直）本村会書記ヲ兼摂ス

（議長土橋重一）開会ヲ宣告ス

（議長土橋重一）去ル七日ノ決議ニ基キマシテ本日村会ヲ招集致シマシタ　依テ審重慎議御議定アランコトヲ望ム

（七番議員赤池富之助）只今議長ノ提案ニ係ル此ノ保護規定ハ山梨県恩賜県有財産管理規則第七条及同附則第六十条及六十一条ニ於テ各入会慣行アル部落ニ於テ保護ノ義務アルト共ニ既得ノ権モアルコトナレバ古関村恩賜県有財産保護規則ヲ修正シ何々部落保護規定ト修正サレンコトヲ望ミマス

（弐番赤池菊五郎）只今議長ノ提案ニ係ル議案ハ即チ郡長ヨリ示サレタル準則ニシテ単村同一入会ノ場合ハ本規則ニ於テ差支ナキモ七番説ノ如ク実体ヲ異ニスル場合ナレバ本員ハ七番説ニ賛成シマス

特別会計規則ニ付キマシテモ各部落ヨリノ徴集シタ歳入トシ上納金ヲ歳出ト修正セバ此ノ特別会計規則ハ原案ノ儘差支アリマセン

（議長土橋重一）他ニ御動議ハアリマセンカ

（三番伊藤亀吉）七番説ニ賛成

（六番伊藤武八）原案ニ賛成

（八番渡辺国一郎）去ル七日ノ決議ニ因リマシテ本日迄延期トナリタル村会ハ各部落ノ代表者が此問題ニ就テ其当局ノ意見ヲ聞クトノ理由デアリマシタ　其当局ノ意見ハ如何ナルモノナルヤ一応議長ヨリ其ノ代表者ニ詰問アラレンコトヲ望ム

（議長土橋重一）八番説ノ意見ニ因リマシテ一応二番赤池菊五郎ニ其当局ノ意見ヲ議場ニ向テ発表サレンコトヲ求ム

（二番議員赤池菊五郎）只今ノ質問ニ答ヘマス　本員ハ本年管理課長及出張所長ガ本村ニ巡視ノ際其ノ意見ヲ承リマシタ故別段県当局ノ意見モ質サズシテ帰リマシタノデアリマス

（八番渡辺国一郎）其前ニ於テ了解シ得ラレシモノヲ何故ニ村会ヲ延期シマシタカ　既ニ今日ニ於テ既デニ責ムルハ致シ方ハアリマセン　結局本員ハ六番説ニ賛成シマス

（議長土橋重一）他ニ意見ハアリマセンカ――

御意見ガナケレバ採決致シマス

七番説ニ賛成ノ御方ハ起立
起立者　七名
多数ノ賛成者ニ依テ七番ノ修正説ニ決定シマス　然ラバ是レニテ本日ノ議事ハ閉会ト致シマス
右会議録ヲ朗読シ相違ナキヲ認メ倶ニ署名捺印ス
明治四十五年七月十二日

古関村会議長
村長　土橋　重一㊞
村会議員会議録署名委員
赤池菊五郎㊞
（外三名略）

いちど各部落ごとの保護規定に議決した村会は、七月二十四日の会議で原案の村としての保護規則に決議を変更した。その間の事情は次の議長、村長の提案理由の説明で知ることができる。

日程ヲ変ジテ（当日の第一日程は伝染病予防委員及医師慰労金ノ件）第二日程ニ移ル旨ヲ宣シ兼テ告知シタル通リ本村恩賜県有財産保護規則制定ノ件ヲ議ニ付ス本件ハ曩日諸君ガ本郡長ノ召ニ応ヂ出衙ノ際郡長ノ指示ニ依リ既ニ知悉セラルヽモノト信ズルガ故ニ直ニ原案ノ通リ決議セラレンコトヲ述ベ且ツ本案議定ニ先チ去ル十二日ニ於テ為シタル各部落ノ保護規定ヲ設ケルトノ修正決議ハ之レヲ取消シ然ル後本案ニ移ルヲ穏当ナリト思考スト述ベタリ（会議録より）

郡長の指導により保護規則、特別会計規則、歳入出予算表は原案の通り決議された。翌八月知事から次の認可指令が出された。

山梨県指令乙第八七号
西八代郡古関村
明治四十五年七月廿四日付第六六〇号申請古関村恩賜県有財産保護規則ニ関スル件第二条中台帳面積九反歩トアルヲ台帳面積六反歩ニ字山ノ神トアルヲ山之神ニ修正シ認可ス
大正元年八月十九日
山梨県知事　熊谷喜一郎

七月二十四日可決された四十五年度恩賜林に関する、歳入出予算表の款（科目）のみを記すと次のようであった。

（単位は円）

歳入	合計	二八八・三七	
	交付金	一一二・五〇	売払見込金の百分ノ二十五
	払下物産売払代	一六一・八七	用材、薪炭、下草
	入山鑑札料	八・〇〇	八百枚分
	雑収入	六・〇〇	誤伐盗伐代等
歳出	経常費		
	事務費	二一・一六	書記給料、雇員、看守人、使丁手当
	保護費	六・五〇	鑑札調整費、賞与等
	納付金	一五二・一五	用材、薪炭材、小芝下草、払下等
	予備費	五・〇〇	
	合計	一八四・三一	
	臨時部		
	土木費	一〇・〇〇	防火線設置人夫二〇人分
	積立金	九四・〇〇	
	合計	一〇四・〇〇	
	通計	二八八・三一	

富里村村会　富里村会は七月五日に招集され、次の四つの原案が提出された。

第壱号　恩賜県有財産保護規則
第弐号　恩賜県有財産ニ関スル特別会計規則

第参号　明治四十五年度恩賜県有財産ニ関スル歳入出予算
第四号　明治四十五年度歳入出追加予算
当日の審議状況を会議録から抜粋、記載する。
午後参時開議
議長　会議録署名委員ノ選挙ヲ宣ス
議長指名説起リ満場一致ヲ以テ指名ニ決シ議長ニ於テ小林喜雄君、渡辺子之助君ヲ指名決定ス
議長　今回ノ提案壱号乃至四号総テ関聯シ居ルヲ以テ一括シテ附議セント述ヘ壱号案ハ管理規則ニ依リ之レガ制定ヲ為シ保護ノ責任ヲ本村ニ移サヽレバ町村経済ニ多大ノ関係ヲ及シ弐号三号ハ之レニ伴フモノニシテ第四号案ハ歳入ノ第七款及歳出経常部ハ先キニ寄附金ノ受入ヲ決議シアルモ処分方法決定シアラサルヲ以テ基本財産ニ編入シ臨時部ハ前年度繰越金ニ剰余アル見込ナルヲ以テ恩賜林経営費ニ補充セント説明ス
二、三質問アツテ後議長休憩ヲ宣ス
午後四時開議（出席議員右ノ如シ、略）
拾番（石部）保護規則并ニ之ニ伴フ議案ハ熟慮ヲ要スヘキニ就キ次会迄延期シ第四号案中歳入第七款及歳出経常部ハ原案ニ賛成ト述フ（繰越金并ニ補充金ハ第三号案確定額ニ依ル）
多数ノ賛成アツテ拾番説ニ決ス
議長　本案ハ至急ヲ要スルヲ以テ近日中ニ尚ホ招集スヘキニ就キ其際ハ必御出席ノ上原案ノ通リ決セラレンコトヲ述テ閉会ヲ告ク
右朗読ノ上署名ス

富里村会議長
村　長　赤池定太郎

当日の出席議員は発言者石部要議員を含めて、九名であったが、複雑な入会慣行などから、保護規則を決定しかねている状況が現れている。
当日提案された保護規則は、県の準則に依っていて前記の古関村の規則と同じ一八条からなっていて、形式も同様である。異るところは、看守人が八名であることと、入山鑑札料金である。富里村の鑑札の種類と料金は次の通りであった。

用材鑑札	壱枚に付	金拾銭
薪炭材鑑札	壱枚に付	金拾銭
小柴やといもや鑑札	壱枚に付	金参銭
下草雑鑑札	壱枚に付	金弐銭

次に保護すべき県有財産の、大字、小字、地番、台帳面積を、第二条の形式に拘泥せずに列記する。

大字清沢字石小屋　二、二二六番、六町六反六畝二〇歩
大字大炊平字せうぶ　一、三五四番、弐町歩
大字杉山字羽前場　一、九二五番、参百町歩
大字常葉字大子山　三、八〇六番、六町六反六畝二〇歩
大字常葉字桑木山　七、六七四番、六拾町歩
大字湯ノ奥字広野村上　四一九番、五町歩
同右　同右　四二〇番、五町歩
同右　字中山　四三〇番、五町歩
大字常葉字大日向　七、六七一番、九町四反七畝一八歩
大字湯ノ奥字若草里　四六八番、五町歩
同右　字長屋泉水　四七七番、五一町八反三畝歩
同右　字広野村上　四七八番、六七町五反九畝二五歩
同右　同右　四七九番、一一三町九反八畝一三歩
同右　同右　四八〇番、一八町六反二〇畝歩
大字湯ノ奥字中山　四八一番、四九町一反一畝二〇歩
同右　同右　四八二番、二町三反九畝二七歩
同右　同右　四八三番、一八二町九反九畝一〇歩
同右は向山　四八四番、一三四町二反歩

次は当日の原案第弐号である。

富里村恩賜県有財産ニ関スル特別会計規則

第一条　恩賜県有財産ニ関スル収支ハ特別会計トス

第二条　恩賜県有財産ノ保護費造林費借地料産物払下納付金其他恩賜県有財産ニ関スル一切ノ費用ヲ歳出トシ交付金、補助金、払下産物売払代其他恩賜県有財産ニ関スル一切ノ収入ヲ歳入トス

第三条　本特別会計ノ歳入ハ一般会計ヨリ之ヲ補充シ又ハ一時繰入レヲ為スコトヲ得

議事原案は前会五日に提案された四つであった。

当日議長より次のような要請がなされた。

議長　提案壱号乃至四号通シテ議題トシテ附議セント述ヘ本案ハ去ル五日本会ニ於テ延期ト決シタルモ上級庁ノ注意ニ依リ急施トシテ招集セシヲ以テ速カニ決議セラレンコトヲ望ム

（村会議事録より）

この結果、第三号原案科目の金額の一部修正がなされ、他は原案の通り議決された。

次に修正議決された、四十五年度恩賜県有財産に関する歳入出予算表の款の金額を記す。

△歳　入　（単位は円）

交付金　二五・〇〇　県規則第四九条に依る

売払い代金の百分の二五

払下産物　五二九・六〇　用材・薪炭材売払代　石小屋外三字芝下草売払代

入山鑑札料　四五・〇〇　用材札百枚　薪炭札三百　下草札八百　雑用札一・〇〇　不用品売払代

雑収入　三六・一五　一般会計より補充

補充金　六三六・七五

計

△歳　出　経常費

事務費　九五・五〇　雇員給料・旅費報酬・賞与・看守人手当・雇入料・雇人料・備品費・通信運搬費

保護費　五三・二五　焚出費・予防駆除費・測量・標識建設費・鑑札調整費・功労者賞与

納付金　四八三・〇〇　用材・薪炭材・芝草払下代金

予備費　五・〇〇

合計　六三六・七五

県民の多年の宿願であった御料林の下賜が実現し、全県が喜びに湧き立ち、富里村においても恩賜県有財産保護規則が村会で議決された。

しかし、県有財産としての恩賜林は、旧来からの入会慣行による住民の利権を奪うものと考え、不満をいだくものもあった。大正元年十月に次のような建議書が提出された。

入会権恢復之訴ニ付建議書

西八代郡富里村　村会議員

佐野　保正

外六名

謹而惟フニ吾カ富里村ノ内字石小屋字葛蒲字羽前場字桑木山字大日向字大子字長屋泉水字字広野字向山字若草里字中山ノ元小物成入会御料地ニ係ル現今恩賜県有林野ノ濫觴ハ今ヲ距ル遠ク徳川中世ノ遺業ニシテ由来幾数百年間ヲ経過シタルカ殆ド窺知スベカラザル歳月之久シク入会シ其立木草莽ハ所謂民有然トシテ自由ニ芟伐スルノ慣行ニ有之而当初維新ノ革命以降約言スレバ該地ノ制裁一変シテ村持地トナリ再変シテ官民有未定地トナリ三変シテ純粋タル官有地トナリ四変シテ御料地トナリ五変シテ終ニ今日ノ恩賜県有地トセラレタリト雖モ其間幾多ノ沿革ヲ

経過シタルカ例証スレバ該地ノ入会権限タル確カニ団体人民ニ限リ永世払下ヲ許可スベキ県ノ告示ヲ公布セラレタルコト一再ニシテ止マラザルノ印象ヲ捺セラレタルニ非ズヤ況ンヤ永世払下ヲ得ル云々ハ即チ読デ字ノ如シ宜ク天壌ノ無窮ヲ盟ヒ亦宜ク吾人々類アラン限リ継承遵守セザルヲ得ザル万世不磨ノ大権ヲ与ヘラレタルコトハ今日ニシテ新タニ議論ヲ上下スルノ必要ナキヲ信認セリ然ルニ今ヤ該入会権ハ殆ト湮滅セラレントス吾輩惑フナキ能ハズ危機既ニ爰ニ迫ル最早当面問題トシテ恭黙スルニ忍ビズ敢ムコトヲ得ス今回更ニ該入会権ノ恢復ヲ司法裁判所ヘ訴ヘ公明ナル御判決ノ下ニ当然勝訴ノ目的ヲ達セント欲ス茲ニ於テカ予メ議長貴下及ビ署名以外ノ賢明ナル村会議員各位ノ協賛ニ拠ラザルヲ得ズ冀クハ只管本村入会人民ノ衷情ヲ憫諒セラレ緊急動議トシテ速ニ本会ニ附議セラレ度果シテ可決ヲ得ルニ至ラバ即チ管理村長タル御名義ヲシテ当入会団体ヲ代表シ司法裁判所ノ御裁定ヲ仰カレ度而テ之ニ附随ノ費用ニ至リテハ毫モ村衙ノ経営ヲ煩サズ其団体人民ヨリ弁償夫ニ付適町村制第十三条第壱項同第四十五条四十条第十一項同第四十七条第三項ノ規定ニ依リ敢テ一片ノ微衷ヲ表白シ併セテ建議候也

大正元年拾月拾六日

右

佐野　保正印
依田直次郎印
渡辺子之助印
小林勇吉印
小林熊右衛門印
門西善太郎印
磯野浜吉印

西八代郡富里村々長
富里村会議長　赤池定太郎殿

町村長が町村会の議長となるという、町村制は二十一年四月に公布され、本県においては翌二十二年六月に施行された。その後この入会権恢復の建議が提出された時期の、四十四年十月一日に一部改正（法律第六九号）がなされた。

次にこの建議にある町村制の条文を列記する。

第十条　町村ハ町村住民ノ権利義務又ハ町村ノ事務ニ関シ町村条例ヲ設クルコトヲ得

町村ハ町村ノ営造物ニ関シ町村条例ヲ以テ規定スルモノノ外町村規則ヲ設クルコトヲ得

町村条例及町村規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第四十条　町村会ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ（一項から十一項までである）

十一、町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ関スル事

第四十七条　町村会ハ町村長之ヲ招集ス議員定数ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スベキ事件ヲ示シテ町村会招集ノ請求アルトキハ町村長ハ之ヲ招集スヘシ（本条の三項は次のようである。）

招集及会議ノ事件ハ開会ノ日前三日迄ニ之ヲ告知スヘシ但シ急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前記建議に関する富里村会の状況は、村会々議録に次のように記録されている。

開催年月日　大正元年十一月七日
午後三時開議

議長　議員依田直次郎君外五名ヨリ町村制第四十七条ニ依リ村会招集ノ請求書提出アリタルヲ以テ開会セリト述フ

小林書記村会招集請求書ヲ朗読ス

議長　依田議員ヨリ請求理由ノ説明ヲ求ム

弐番（依田）山梨県恩賜県有財産管理規則ハ従来ノ入会権ヲ侵害セラレタルヲ以テ之レガ回復ヲ司法裁判所ヘ入会団体ヲ代表シ村長名義ヲシテ訴訟ヲ提起セラレンコトヲ求ムルノ建議案ヲ提出スル為メ本会招集ノ請求ヲ為シタル以所ナリト説明シテ建議案ヲ提出ス

小林書記建議案ヲ朗読ス

村長　斯ノ如キ建議若シ成立スルモ多額ノ費用ヲ要スヘク其出途ハ如何ナル方法ニ拠ルカ具体的ノ説明ヲ求ム

弐番（依田）費用ハ入会団体ヨリ寄附スルコトハ既ニ団体惣代人ヨリ申出アリタルト説ク

村長　申出タル而已ニテ現ニ提供セサレバ不確実ナルヲ以テ本案ノ否決ヲ望ム

拾番（石部）本案ハ一時延期シ議員ニ於テ入会団体ヘ交渉シ訴訟費用現金壱千円ヲ提供セシメ然ル上決議セント述フ

多数ノ賛成アツテ延期スルコトニ決ス

千才時　午後九時

右朗読ノ上署名ス

次期十二月十二日の村会において、この案件の審議がなされず、翌大正二年中の村会にも提案がなされていない。

これは入会団体住民からの訴訟費の調達が困難であり、上級庁からの訴訟回避の働きかけによる結果であろうと思われる。

四　町内恩賜林の所在と保護

現在の下部町は、下部町恩賜県有財産保護財産区管理会条例（昭和三十二年三月一日公布）によって、恩賜林の保護がなされている。

この条例による管理会は次の二つである。

一、大八坂及び川尻並びに山之神外一五山
　恩賜林保護財産区管理会（旧古関村）

二、広野村上外九山恩賜林保護財産区管理会
　（旧下部町）

管理会は各七名の財産区管理委員をもって組織され、町長の委任事項である次の九項目の処理にあたっている。

一、防火線の設置その他火災予防、病虫害の防除並びに道路及び橋りょうその他、地盤の保護工事に関する事項

二、盗伐、誤伐、その他加害行為の予防に関する事項

三、造林に関する事項

四、産物の買受に関する事項

五、境界標その他標識の保存に関する事項

六、看手人の設置に関する事項

七、経費の支弁及びその賦課徴収に関する事項

八、土地の借入又は買受に関する事項

九、其の他恩賜林の管理に関する事項

なお、下部町広野村上外九山恩賜林保護財産区財政調整基金の設置及び管理に関する条例（昭和四十九年三月二十五日公布）により、保護事業費の支払いに対する財源の不足を生じたときの財源積み立てを実施している。

恩賜林保護財産区所在面積表

大字	小字	面積（ヘクタール）
大磯小磯	山ノ神	七・四四
	棚神	五・六九
	熊蔵	二〇・六三
	蛾ケ岳	一二・四六
	岩根林	一三・二四
	日影林	一八・六七
	西ノ入	〇・七九
根子	棚神	二四一・五六
中之倉	立岩	四五・六二
	牛首	一八・八六
	川尻	一〇三・五五
	茸沢	九・四七
釜額		八・八七
	草多	五四・八〇
	三ツ沢	一八・一二
	奥野	

川尻　四〇九・一五
八坂　大八坂　一八八・八六
三ツ沢　四一・二二
計　一、二一九・〇〇（旧古関村）
杉山　羽前場　六四七・六三
常葉　大日向　一一四・一六
桑木山　五四六・四五　（雨河内　五八、四六
清沢　石小屋　一三・九七　一本木　四一、九六を含む）
大炊平　せふ婦　五・五三
湯ノ奥　広野村上　一三六・九七
長屋泉水　一四四・五二
中山　三七一・一一
若草里　四二六・八七
向山　九三・三八
計　二、五〇〇・五九（旧富里村）
合計　三、七一九・五九

町内の恩賜林は海抜一、九四五メートルの毛無山頂から、大日向の海抜三〇〇メートルの標高差の間に分布していて、町の総面積の約三割を占めている。

本栖湖畔川尻は富士箱根伊豆国立公園に属し、旧富里は大日向、長屋泉水、中山の各一部分を除き、大部分が水源涵養保安林になっている。大日向、川尻の一部分には部分林（無立木地解消のために市町村または市町村組合と県の収益分収による造林地）がある。

第五章　大正・昭和の時代

第一節　大正・昭和の経済動向

一　明治から大正へ

(一)　韓国の合併

日本は日清・日露の大戦で、国運を賭して大勝利を得た。その結果、韓国の京城（ソウル）に統監府を設けて庶政の改善に尽力し、農事、道路の改修、学校の新設など面目は一新するに至った。しかし韓国皇帝は列国の力を借りて日本の保護から離脱しようと画策した。ここで日本側は条約無視を詰問したところ、韓国皇帝は譲位し、新協約を結んで、一切を挙げて日本に一任、明治四十年日本皇太子は韓国を巡遊し、十二月韓国皇太子は日本に留学した。

こういった空気の中で伊藤博文のハルピン駅頭での暗殺事件も起こったが、明治四十三年寺内陸相が統監を兼任すると両国の意見が一致し、併合条約が調印された。この条約により韓国合併の詔書が渙発され、韓国は一切の統治権を日本に譲り、名称を朝鮮と改めるに至った。

(二)　満州支配への体制

日露戦争の講和条件で、日清戦争の時のような賠償金が受け取れなかったことを、主たる不満の対象として、講和反対の世論が強かったため、これを抑えるのに政府は強権を発動しなければならぬほどであった。しかしこの戦争を勝利の形において終止し得たことは、日本のその後の政治、経済の上に極めて大きい成果をもたらした。一〇年前、ロシアに奪い去られた遼東半島の先端部、いわゆる関東州（旅順・大連地区）が、租借地として日本の手に戻った。これと南満州鉄道（長春以南）及びその付属地、鉱山などの利権とがロシアから日本に譲渡されたのである。また、幕末から明治初年にかけての時期にロシアに併合（千島列島との交換という口実によって）された樺太の南半（北緯五〇度以南）が還ってきた。

かくてその後四〇年に及んだ日本の満州経営が始まり、樺太方面ではオホーツク海の鮭・カニなどの、いわゆる北洋漁業が始まった。

満州経営の拠点となったのは、明治三十九年に創立された南満州鉄道株式会社であった。当社は鉄道経営だけではなく、鉱山・製鉄所・港湾を支配し、さらに鉄道付属地（駅周辺及び線路の両側三キロ以内）の行政権・警察権・外交権・駐兵権さえ持つに至った。こうして沿線に鉄道守備隊がおかれたが、関東州に駐屯することになった関東軍とこの守備隊とが、それからの満州支配の実権を握ることになった。この実力を背景に経済進出が急ピッチで進む。初期のいわば資本主義経済の尖兵ともいえる商人たちの後から、本格的な産業資本の進出となってくる。この辺から植民地支配、帝国主義的進出といったメカニズムが動き始めたと言えよう。

かくて満州の資源と市場をめぐって米国との角逐が始まるのである。

(三)　国際経済の舞台へ

ア　資本の蓄積と集中

国内では明治も四十年代に入ると、大企業・大工場がどんどん増加し、企業の合併も進んだ。大経営の時代きたるという表現がよく用いられるようになってきた。これは資本の蓄積、集中が目立ってきたということである。工業界では綿業と生糸を中心とする典型的な軽工業国の域を出ていなかったが、それでも、日清・日露の両戦争の経験を通じて、製鉄業・機械工業などといった基礎がすでに形成されていた。

重工業部門では造船の発達が特に著しかった。これは軍事的な性格をもっていたが、それだけではなかった。明治末期になると財閥は多角経営型のコンツェルンとしての体制を固め、財界代表として経済界に指導的な立

場を形成して政府の重要な財政、経済政策に参画することもふえてきた。

さきに獲得した台湾経営は良い成績で発展をつづけ、新しく南樺太と満州とが支配下に入ったし、さらに朝鮮を保護国として（四十三年に合併）その経済に対する支配力が強まってきていた。ちなみに日本の第一銀行が韓国の中央銀行としての役割を果たしていたことをみてもわかろう。

日本は資本主義国としてスタートしてから僅か四〇年そこそこで、かなり高度の資本主義経済として発展し、世界の列強に伍するまでの存在になってきた。政治的には国際政治の舞台に上り、経済的には国際経済社会の有力な一員となってきたのである。西欧の先進諸国が数世紀をついやして歩んだ国民経済成長の道程を僅か半世紀の間に踏破したスピードは、世界史上例をみないものである。

イ　貿易の急増と工業国への変容

日露戦争後の貿易額は一貫して伸長を続けていたが、欧州大戦が始まるやさらにこれに拍車がかけられた。欧州の先進資本主義諸国が全経済力を戦争に集中していた間に、それまで彼等によって支配されていた世界各地の市場に向かって、日本からの輸出品がまるで無人の野をゆくように進出したのである。こうして大正四年から七年までの四年間に輸出総額は、五七億三、〇〇〇万円、輸入四二億七、〇〇〇万円と上昇し、差し引き黒字分が一四億六、〇〇〇万円という大きい額に上った。輸入原料の割合及び輸出完成品の割合の双方が、着実に上昇したことは、海外原料に依存する加工貿易国としての形成が進んだことであり、農業国から工業国への変質とも言えよう。そして輸入品の輸送は全て海上輸送によらねばならないことはいうまでもなく、必然的に造船ブームを招いたのである。

ウ　造船王国の基礎を形成

日露戦争中には船舶の需要が急増し、海軍艦艇の建造も盛んであった。このため既に他産業に比し著しく進んでいた造船業が、また一段と躍進することになった。

造船業は幕末期から官業として始まっていたが、十年代に多くは民営にかわり、一方、海軍工廠として存続ないしは新設されたものもあった。日清戦争後の造船奨励法によって造船助成策が本格化した。軍艦では、日露戦争中の起工で四十一年に呉海軍工廠で竣工した「生駒」が巡洋艦の先駆となり、四十三年、四十五年ころに呉で竣工した戦艦には薩摩・安芸（一九、〇〇〇トン）・摂津（二一、四四三トン）など初期の弩級艦クラスの典型として世界的に注目される傑作が次々に生まれた。日露戦争が主として英国製の艦で戦われた（駆逐艦以下の小艦艇は国産が多かった）がのち、その戦訓に基づく自主的設計によって、ここに国産軍艦時代の花が開きはじめたのである。

二　第一次大戦と経済恐慌

㈠　大戦による好況もつかの間

第一次大戦の勃発当初は、列国の戦時体制と為替取り引きの中止によって、一時株価や生糸価の暴落などがみられたが、大正四年半ばからは、列国からの軍需品注文、ヨーロッパ諸国からの輸入途絶のため、アジア諸国が日本に発注をはじめたこと、列国の船舶不足から日本の海運への発注が殺到したことなどから、景気は急激な上昇をみせはじめた。

この結果、大正三―七年までの間に、新規事業計画や事業拡張の為に投ぜられる資本は一〇倍にも伸び、企業利益率は三年下期に一四・二％であったものが、六年下期には六三・三％に達した。投機熱は最高潮となり、株価はこの間平均二・二一倍にはね上がり、特に船舶・紡績・砂糖などの諸株は三―五倍の高騰を示した。企業家の中には、一躍大金を手にするものも少なくなく、「成金」の語が広く流行した。

だが、このような好況による投資・投機の増大、政府財政の膨張は、当然すさまじいインフレーションをひきおこし、朝日新聞社の卸売物価指数は大正元年―八年の間に三・六倍、日本銀行の卸売物価指数は二・四倍に達している。主要商品の小売価格をみると精米二・二倍、木綿四・一倍、木炭二・四倍となっている。政府は六年八月「暴利取締令」を発し、米穀、

鉄類、石炭、綿糸および綿布、紙類、薬品、染料の七品目の暴利を取り締まる法律を出したが、ほとんど効果はなかった。

これに対して、全労働者の四五%を占めた繊維工業労働者の賃金は一・二倍になったに過ぎず、これら労働者、零細業者、小作人たちの生活は物価高で大きな打撃をうけ、それがやがて民衆蜂起の「米騒動」の原因となっていくのである。

さて山梨県経済の中核である農業についてみるに、当時本県農業において養蚕の占めていた位置は極めて大きく、繭価の動向は農民生活に重大な意味をもっていた。平均繭価が明治四十年に五〇円六二銭であったものが、四十一年三六円九銭に下落し、以来三〇円台にとどまっていたが、大戦勃発の翌年の四年には、三二円八六銭と明治四十年以来九年間の最低単価を記録した。ところが五年には四五円七三銭、六年には六一円二五銭、七年七五円一五銭、八年一〇〇円二三銭へと一度にはね上がり、本県繭価史上の歴史をつくることになる。米価についても別表の如く、これまた繭価と同じく四十年以来低値をつづけ、四十四年―大正二年は一時回復したあと、三―五年と大戦を契機に下落し、六年に至って回復し、七、八年には一挙に明治末年の二倍以上の高値を記録している。

繭価・米価の変動（円）

	本県繭価（石当り）	米　価（石当り）
明治40	50.62	16.48
41	36.09	15.94
42	37.04	13.14
43	32.92	13.27
44	35.28	17.35
大正元	35.37	20.04
2	39.69	21.75
3	37.72	16.90
4	32.86	12.87
5	45.73	13.28
6	61.25	19.80
7	75.15	34.14
8	100.23	44.38
9	56.48	45.94

繭価は山梨県統計書より算定，米価は農林省山梨県調査事務所編「統計からみた明治百年の山梨農業」による。大正元～7年は最高・最低の中間値を採用

ところで、大正七年八月には本県においても米騒動が起きているが、当時の物価は全体としてどのようになっていたであろうか、別表の「第一次大戦下の生活物資の価格変動」にみるとおり、大正四年にほぼ底となり、五年以降は急速な上昇を示し、遂に八年には頂上に達する。大正元年を基準とすれば、食料品の価格は大体二倍であるが衣料品、燃料、紙類は三倍以上となっている。特に食料品での値上がりのはげしいものに、沢庵、鶏卵、清酒、味噌があり、これらの異常な値上がりが一般庶民の生活を大きく圧迫したことは容易に想像されるのである。

㈢　関東大震災で二重の打撃

大正十二年九月一日午前十一時五十八分に発生した大地震は、関東全域及び静岡・山梨の一部に大災害をあたえた。震央は相模湾西部沿岸、震源は地下二八キロ、マグニチュード七・九で、東京に近く震源が浅かったため、いっそう大きな被害を招いた。地域的には京浜地帯、千葉県南部の被害が特にひどく、全壊全焼家屋五七五、三四九、半壊家屋一二四、八九八、死者九一、三四四人、行方不明一三、二七五人で損害総額は当時の金額で約五五億六〇〇万余円に及んだ。

この大被害は第一次世界大戦後の恐慌以来、不況に悩む日本経済に大打撃をあたえた。翌二日成立した山本権兵衛内閣は、一か月の支払い猶予令を出し経済界の混乱に備えるとともに、貸金回収不能で支払い能力を失った銀行に対し、震災手形割引損失補償令による救済にのりだした。この震災手形は四億四千万円余におよび、通貨膨張をもたらし震災恐慌の原因となった。



一方山本内閣は戒厳令を施行し、軍隊を東京・神奈川・千葉・埼玉に動員、さらに人心の不安に乗じて朝鮮人暴動が起こるとの流言が広がり、そのため自警団らによる朝鮮人約三、〇〇〇人が殺害された。また政府は、この機会に多くの労働組合や社会主義者の弾圧を図り、亀戸警察署における南葛労働組合員らの殺害（亀戸事件）、甘粕憲兵大尉による大杉栄の殺害（甘粕事件）、などが起こった。九月七日には治安維持令を発し、過激社会動運取締法案が流れて以来、当局がもくろんでいた治案立法を実現した。これらの弾圧は労働運動に動揺をあたえ、以後アナーキズムは衰え、組合動運は大衆を基盤とする堅実な方向、議会利用の方向に転換したが、この転換の内容をめぐって左右の対立が激化し、日本総同盟の分裂に至った。

本県では甲府以東郡内地方に損害が多く、鳥沢以東の鉄道は不通となり、発電所被害のため到るところ電灯は消え、流言乱れとび人々は不安の日々がつづいた。あたかも本県は秋繭の出盛り期であったが、東京銀行の休業と一般人気不安のために金融は極度にこう塞して、ほとんど繭の取引が行われない状態で、第十・有信・若尾の三行は協議して代表を日本銀行に派遣、三行連帯の手形に対し、若尾倉庫へ生糸の入庫を条件として融資をうけ急場をしのいだ。

㈣　金融恐慌

大正期における金融の状況をみるに、四年までは貸し付けの停滞状態がつづいたが、五年から急速に貸し付けが伸長し、預金についても、大正四年に対して八年には三・二倍化する活況を迎えている。本県の場合は、特に生糸を中心とする産業界が好転したことによるものである。

慢性的不況の中にも、社会運動も成長し、ようやくデモクラシーの芽も育ちはじめたかに見えた大正もわずか十五年で終わることになった。

昭和二年、東京の渡辺銀行の取り付けをきっかけとして、金融恐慌が全国に波及し、全国の銀行が一斉に休業するという事態が生じた。民政党の若槻内閣はその対策に腐心したあげく退陣、政友会の田中内閣がその後をうけたがわずか一年で終った。この後再び民政党の天下となり、浜口内

県下銀行主要勘定の推移

（単位：千円）

年次	行数	公称資本金	払込資本金	積立金	預金	貸付金
大正元年	67	8,312	7,271	2,238	13,724	12,723
2	67	9,675	7,467	2,379	15,229	12,913
3	64	9,599	7,614	2,540	16,993	14,521
4	61	9,500	7,593	2,728	20,343	14,660
5	61	9,580	7,825	2,928	22,785	24,499
6	61	14,280	12,167	2,231	32,267	36,057
7	60	14,970	12,292	2,595	42,837	41,428
8	61	16,130	14,180	2,810	64,287	61,711
9	61	22,600	17,095	4,030	54,604	63,071

「山梨県統計書」より

本県生糸繭織物の生産額の推移

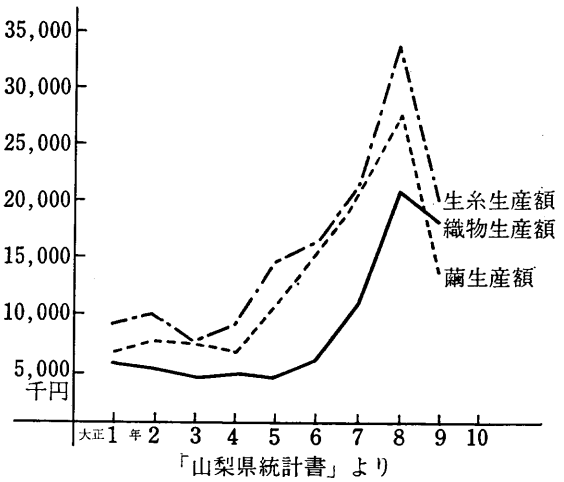

「山梨県統計書」より

閣は同党伝統のデフレ政策をかかげて安定政策を断行し、金本位制復帰という懸案を断行するに至った。これは経済を立て直すオーソドックスな方式として、当然この政策はそれなりの評価をうけて然るべきものであった。首相が凶弾に倒れたため同党の若槻内閣が再度登場したが、日本経済の不況の深刻化する中で、世界農業恐慌のあおりをくい、英国の金本位制再停止にあって、日本の金本位制も維持困難になっていった。当時の金融恐慌は、日本資本主義経済史上はじめての事態で、日本経済全体に大きい混乱をまき起こした。銀行界においては、

イ　二、三流銀行の多くは淘汰された。

ロ　昭和三年の銀行法実施によって、中、小銀行の多くは大銀行に合併された。（本法は銀行は株式会社に限ること、及び資本金の最低限度百万円などを定めたもの）

ハ　預金が三井・三菱・住友・安田・第一の五大銀行に集中する傾向が強まった。

ニ　銀行預金の郵便貯金への移動に伴ない、預金部資金が激増した。

ホ　信託会社・生命保険・組合金融の進出が盛んになった。

ヘ　金融界の影響をうけ、産業界でもカルテル（企業協同）の結成などが盛んになった。

本県においては、大正末期からの主要生産物である繭価の暴落が農家に禍いして、一般不景気に苦慮していた折柄、昭和五年十二月に至り、たまたま他県に起こった銀行預金取り付けの噂をきき伝えた預金者が、小林富士井銀行甲府支店に取り付けをしたのが導火線となり、流言百出、中旬に至り遂に多数銀行に対する取り付け騒ぎを惹起した。これがために資金の大部分を不動産担保に固定してあった郡部銀行などは遂に休業整理のやむなきに至り、その結果は一般銀行の預金引き出しとなり、その引き出した預金は多く郵便貯金と化した。翌六年に至ってはいわゆる開店休業と称して、閉店はしないが預金の払い戻しをしない銀行が続出し、四三銀行中営業するものわずかに十数行という未曾有の大惨状を呈したのである。

(五)　社会主義運動の激化と弾圧

うち続く万年不況という経済情勢の中で、大正デモクラシーは、労働運動、共産主義運動、アナキスト運動、そのほかいろいろな無産者運動ないし社会運動として発展しはじめた。

米騒動後、労働者、農民、学生、婦人などを含む広範な大衆運動が活発化するなかで、九年には日本社会主義同盟が結成され、十一年には日本共産党が発足、さらに労働農民党、社会民衆党、日本労働党の三つの合法社会主義政党が分立（十三年）、日本にも共産主義と社会民主主義の二大潮流がはっきりと現れた。

学生の思想運動も次第に社会主義運動へと発展し、地方の高専の学生の間にも思想団体が組織され、十一年には大学・高専など、二六校が参加して全国学生連合（全学連）が結成された。

十二年に起こった関東大震災は、経済界に大きな打撃を与え、人心を動揺させたが、益々活発化する社会主義運動に対する政府の弾圧も一段ときびしくなった。国民の動揺を抑えるため同年十一月には「国民精神作興ニ関スル詔書」が出された。

欧米の戦勝国では、中小企業と労働者を犠牲にして企業の整理と集中を

進め、生産を合理化することで戦後の恐慌を切り抜けたが、日本は中国で列強と競争するために、経済力の弱さを軍事力で補おうとするところから、常に多大の軍事費を計上して、軍縮期でも総予算の四分の一を占めるありさまで、国家財政は常に赤字であった。

大正十四年護憲三派によって組閣された加藤高明内閣は、国民の長い間の念願であった普通選挙法を成立させたので、有権者数は一躍四倍となり、貴族院も改革された。しかしそれと共に治安維持法を制定して、過激な社会主義運動を弾圧し、また軍縮による国防力の低下を恐れて、中学校以上の学校では現役将校による軍事教練を行うことも立法化した。翌十五年一月、治安維持法は早速、京大学生に適用されて、三八名が検挙されるという事件を起こした。大正デモクラシーに魅力を失った知識人や学生のなかに、過激なマルキシズムに関心を寄せるものが増えてきて、昭和二、三年の経済恐慌の中に階級運動が盛んとなり、各大学にもマルクス主義研究サークルなども生まれ、その中には労働運動・農民運動の指導者となるものも少なからずあった。

昭和二年三月、若槻内閣は、震災後の不景気を救うために財界を立て直す法案を議会に提出したが、片岡蔵相の不用意な発言によって忽ち銀行の取り付け騒ぎが起こり、金融大恐慌に陥った。恐慌は田中内閣の三週間の支払い猶予令によって切り抜けられたが、これによって中、小銀行のいくつかは倒れ、金融資本の独占的支配が確立された。

田中内閣は、さらに従来の国際的な協調政策を捨てて、中国大陸に対して積極政策をとり、山東省へ出兵して昭和三年五月、済南において北伐軍と衝突し、次いで張作霖爆死事件を起こし、中国の反日感情を高めた。一方国内では米価暴騰し、貧困家庭や欠食児童続出し、社会運動が活発化した。政府はこれに対して強行処置をとり、三月十五日の日本共産党員の全国的検挙にはじまって、労働農民党、無産青年同盟などの解散命令、東大新人会や各帝大社研の解散命令など相つぎ、思想犯専門の特高課も設置され、弾圧は日ごとに強化されたが、田中内閣はやがて野党の攻撃をうけて昭和四年七月退陣した。

三　大陸進出と軍部の独裁

(一)　満州事変を契機として

当時各国の間では、平和を望む声が強くなり、昭和三年には不戦条約が調印され、その他国際協調のための各種会議やオリンピック大会が開かれるなど、次第に融合同化の方向へ向いつつあった。我が国でも浜口・若槻内閣とも幣原外相を中心に積極的に友好外交を進めたので、中国の排日感情も次第に好転のきざしが見えてきた。

しかし右翼思想の人々と大陸進出を目ざす軍の一部は、これを軟弱外交とののしった。昭和六年九月十八日、奉天に近い柳条溝で鉄道の爆破事件が起こった。これが満州事変の発端であり、軍国主義日本の誤れる第一歩であった。奉天駐在林総領事から幣原外相宛の十九日発電報告は「今次ノ事件ハ全ク軍部ノ計画的行動ニ出デタルモノト想像セラル」といっているが、参謀本部編さん「満州事変作戦経過の概要」は、「支那正規兵（兵力三、四〇〇名）ハ突如柳条溝（奉天駅東北方約七粁半）付近満鉄本線ヲ爆破スルノ暴挙ヲ敢テセリ」と記している……事変は政府の不拡大方針にもかかわらず軍部によって強行され、昭和七年三月には満州国建国が宣言されるに至った。

軍部による大陸侵攻が強行されている間に、国内では軍国主義と全体主義が非常な勢いで台頭してきた。かねてから国家主義、軍国主義を意図していた右翼は、早くも昭和五年には友好外交と軍縮政策の浜口首相を狙撃し、昭和七年には井上・団などの財界の巨頭が血盟団によって暗殺され、五月十五日には満州国承認に反対していた犬養首相が一部陸軍将校によって殺害された。（五・一五事件）

昭和恐慌のさ中、動きのとれない経済危機の深刻化に対する国民の焦りと、財閥と結托して経済混乱収拾に無力な政党政治への強い不満とは、なんらかの形で現状打破を待望するようになり、軍国主義の巨大な歯車の中

に捲きこまれていったといえる。

(二) 軍事費の増大と農山村更生

満州事変勃発直後、若槻内閣に代わった犬養内閣の積極財政は高橋蔵相の指導下に進められ、満州事変の戦費、併行的な兵備拡充費を賄いつつ赤字公債方式(歳入補塡公債を発行することで、それにより歳入不足を補塡して当年度の歳出を賄うもの)を採用した。財政の積極化で雇用を増大し、金輸出再禁止で低為替時代を呼び輸出を増進することによって、他の工業国にさきがけて恐慌から脱出する情勢に変わってきた。

当時の国家予算の概要は左の通りで

昭和六年～一四億七、六〇〇万円(三一・二%)
〃 七〃～一九億五、〇〇〇万円(三五・九%)
〃 八〃～三二億五、四〇〇万円(三七・九%)
〃 九〃～二一億二、三〇〇万円(四四・〇%)
(%は国家総支出に占める軍事費の割合)

満州事変期の財政の膨張の主因は軍事費と「時局匡救費」とであった。さきの世界大戦期および休戦直後のインフレーション期に発生した農家の負債がその後の不況によって、返済不可能な多額のものにふくれ上がり、そこへ緊縮デフレ政策と昭和五年の大豊作に伴う米価暴落による豊作飢饉が重なって農村の苦痛がさらに深刻となり、デフレによる中小商工業の打撃もひどかった。こういう事態が血盟団テロなどの背景となっていた。そこへ国防危機の認識と満州事変遂行方針で硬化した陸軍の政党不信が大きく加重されて、政党政治が否定されることになったのである。

こうした状況を背景に、昭和七年八月の臨時議会で、農山村の更生と中小商工業者救済のため三か年計画の「時局匡救費」支出が決まった。その額は直接国庫から支出したものだけで五億五、〇〇〇万円に上っている。しかしかかる一時的応急処置のみでは、農村不況を克服することができなかった。ここに新しく採り上げられたのが農村更生運動である。

農村更生運動の目的は「農山漁家の経済生活を安定せしめ、更に将来に向って其の福利を増進せしむる」(農林省訓令)にあるのであって、これを実現させるためには農村固有の美風である隣保共助の精神を生かし、これを経済生活上に徹底させ、農山漁村の産業および経済の根本的刷新を図ろうとするところに目標がおかれていた。

農村更生運動の大綱は、昭和七年十月六日農林省訓令第二号をもって決定されたのであるが、もっぱら農山漁村の自力によって遂行せんとしたので「自力更生運動」の名称が与えられた。しかし疲弊の極に達していた当時の農村にとっては、自力更生は到底期待しえなかったので、次のような援助的応急措置が講ぜられた。

1 産業組合法及び産業組合中央金庫法の改正
2 産業組合活動促進助成金の交付
3 農村経済更生施設費に係る農業倉庫建設奨励金の交付
4 農村負債整理組合法及び同施行規則の発布
5 農業動産信用法及び同施行令の発布
6 産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法及び同施行規則の発布
7 農山漁村共同作業場奨励規則の発布
8 積雪地方農村経済調査所の設置

政府は右のような政策をもって、昭和七年度を初年度として五か年計画で、全国一二、〇〇〇町村の約半数を指定村として実施する予定であったが、最終年度においては予定数を遙かに突破して六、五八九か町村に及んだ。

本郡では昭和七年度に上野・落居・岩間・栄・楠甫・共和。八年度に古関・市川大門。九年度に大塚・宮原組合・高田。十年度に上九一色・下九一色・富里、十一年度に山保・大河内がそれぞれ指定をうけている。

当時の報告書は次のようになっている。

○西八代郡古関村(昭和八年度指定)
負債の整理～一戸当り一、〇〇〇円、全村三五万円の負債ありたるも、昭和十

年七月全村三部落へ負債整理組合を新設し、政府資金を借り入れ整理をなしつつあり。

○西八代郡富里村（昭和十年度指定）

生活改善と時間励行、葬儀、出産及び節句、入退営兵、徴兵検査その他総べて見舞は村計画に則り実行し、殊に葬儀についてはその最も意を用うべき無酒神聖とし、造花、梅饅頭・香典返し等全廃し、寺院への謝礼も制限し香典は各三〇銭を限度とする等これを守るに至り、之が励行により従来村内中流の葬儀等より節約せる額は凡そ酒代五〇円、香典返し三〇円、寺院謝礼二〇円、其の他二〇円、計一二〇円の巨額を算す。各種の会合は、定刻を遅れて開会することなきよう面目を一新したり。

第1表　米価・繭価の変動

（山梨県統計書による）

	米価	繭価
	円 銭	円 銭
大正12	32.86	10.02
14	36.08	10.56
昭和2	26.97	6.37
3	26.91	6.72
4	26.26	7.21
5	15.57	3.00
6	14.94	2.91
7	19.18	3.33
8	18.46	5.56
9	24.00	2.42
10	26.09	4.33
11	26.07	5.07

（注）米は1石当平均価格，
繭は上繭1貫当平均価格。

昭和恐慌期における農業県たる本県の米・繭について、この時期の価格の変動をみるに米・繭共に昭和四年までは比較的安定した価格であったが、米は五年から八年まで低価格がつづき、九年以降上昇に転じたが、繭は五年から九年までの間に八年に一度立ち直りを見せながら、翌九年には再び暴落するという状況で、殊に繭価の低落が激しく農家の不安は深刻であった。当時生糸はアメリカ市場に依存していたわけであるが、奢侈品という性格が強いため、不況による消費の縮少が顕著であり、同時にアメリカにおける人造絹糸の発達が、生糸を圧迫するに至ったということが、繭の価格を低落させた大きな原因である。

また、このように農産物価格が暴落し、農村が未曾有の不況に襲われるや、農家の経済状態は急激に悪化し、農民組合の動きや、農村不況による収支償わざるを理由とする小作争議などもにわかに増加するに至った。（表1～3参照）

第2表　山梨県小作争議件数

	争議件数	関係人員	
		地主	小作人
大正9年	12	97	1,902
10	18	1,104	1,577
11	41	592	2,638
12	45	460	3,006
13	49	534	3,476
14	43	326	3,124
15	39	409	2,988
昭和2年	38	276	2,025
3	53	156	838
4	86	289	1,736
5	144	379	2,300
6	150	360	1,456
7	139	227	1,274
8	133	242	1,696
9	126	374	1,878
10	460	670	3,372
11	613	833	5,390
12	503	725	3,513

農林省農務局『小作年報』（各年）による

(三)　昭和初期における旧村の概況

○昭和五年度久那土村事務報告（抜粋）

生業ノ盛衰

本村ノ生業ハ、農蚕業ヲ主トシ、商工業之ニ次グ。殊ニ蚕業ハ近年著シク進歩シタルモ、繭価惨落ノタメ前途暗胆タルモノアリ。農作ニ於テモ近年稀有ノ豊作ナリシガ、其ノ収支償ワザルタメ又前途憂慮ニ堪エザルトコロナリ。

経済及ビ会計

一般経済界不況ヲキタシ、財政ヲ困難ナラシメタル為、財課徴収上甚大ナル支障ヲキタシタルモ、吏員総出動ニテ連日滞納金徴収ヲナシタル結果、過年度徴収

額ノ減少ヲ見タルモ尚一段ノ努力スベキ点ナキニアラズ。

○昭和五年古関村事務報告（抜粋）

生業ノ盛衰

本村農家ノ副業トシテ主要ナル製炭ハ、市場ニ於テ声価挙ラズ、為ニ販路モ圧迫セラレツツアルヲ憂ヘ、当局者相戒メテ、品質及ビ表装ニ意ヲ用イ大改良セラレタルモ、前年度不況ノアトヲ承ケテ、価格低落シ、為ニ収入激減シ未曾有ノ惨状ヲ呈セリ。又製材モ製炭ノ如ク市況振ワズ、殆ド休止ノ状態ニアリテ収入ナシ。

椎茸栽培モ逐年増加シ、其ノ進歩著シク最モ有望ナル副業ナリ、

養蚕ニアリテハ、輸出市場ニ於ケル糸価ノ不況ナルヲ以テ、平年ニ比シ掃立枚数ヲ減少、尚価格暴落シ、春蚕ニアリテハ前年ノ半額ニ達セシモ、夏秋蚕ハ更ニ激落シテ未曾有ノ惨状ヲ呈セリ。

○失業救済農山村臨時対策低利資金借入契約書

一金六千弐百円也

右失業救済農山村臨時対策低利資金トシテ本日正ニ借用候ニ付テハ左記事項ヲ契約致候為後日本書差入候也

記

一　本資金借入ニ付テハ、昭和五年十二月二十六日山梨県令第五十号失業救済農山村臨時対策低利資金貸付規則並ニ之ニ基キ発セラレタル指示命令ハ総テ之ヲ遵守スルコト。

二　借入元金及利息ハ、別紙償還年次表ノ通リ相違ナク償還スルコト。

昭和六年五月十二日

西八代郡古関村長　赤池保貞

山梨県知事殿

○古関村公私経済緊縮実行申合

一　出産及節句

イ　出産児ニ物品ヲ贈ルハ長男・長女ノミノコト（但シ祖父母ヨリ贈与スルハ此

第３表　年次別　郡市別農民組合数および農民組合員数

市郡別＼年次＼事項	昭和６年		昭和７年		昭和８年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
甲府市	4	316	4	316	1	103
西山梨郡	18	1,006	18	987	20	1,073
中巨摩郡	77	6,282	68	5,338	73	5,827
北巨摩郡	52	2,284	44	1,835	46	2,015
南巨摩郡	17	1,769	10	1,046	12	1,261
西八代郡	8	1,310	7	1,230	8	1,258
東八代郡	73	1,989	41	1,761	51	2,569
東山梨郡	62	3,322	55	2,755	63	3,482
南都留郡	6	849	8	1,242	7	1,011
北都留郡	3	132	3	282	3	282
合計	320	19,259	258	16,792	284	18,881

ノ限リニアラズ）

ロ　節句祝ヲナスハ長男・長女ノミノコト。

ハ　節句祝トシテ金銭物品ヲ贈与スルハ長男・長女ニ限ルコト（但シ祖父母ヨリ贈与スルハ此ノ限リニアラズ）。

二　祭　典

イ　祭典ノ際ニ於ケル飲食余興等ノ費用ハ節減スルコト。

三　婚　礼

イ　婚礼ハ可成礼式ニ止メ調度費ヲ節減スルコト（引物ニハ記念品ヲナスコト）

飲食物ノ代リニ物品ニテナス。

ロ　花婿及花嫁ノ衣服ノ着替ハ一度トスルコト。

四　葬　式

イ　葬式ノ際ノ酒ハ左ノ程度ヲ越エザルコト。

○平葬ニハ酒ヲ用イザルコト。

○並三仏事ニテハ出棺前一度トスルコト。

○本三仏事以上ニテモ可成節酒スルコト。

ロ　三仏事以下ノ葬式ハ必ズ当日限リトスルコト。

ハ　並三仏事以下ノ葬式ニテハ引物ヲ用イザルコト。

ニ　御悔ト称スル贈物ヲ全廃スルコト。

ホ　新忌招ヲ全廃スルコト。

五　厄日待

イ　厄日待ニ用ウル酒ヲ減ラシ引物ヲ全廃シテ費用ヲ節減スルコト。厄年ニ当ルモノハ元日奉拝ノ際金銭ヲ何程ナリトモ神前ニ供エ、区長及氏子総代立合ニテ受取リ神社ノ特別会計トナス。可成日待ハナサザルコト。

六　病気見舞

イ　病気見舞ハ必ズ金銭ヲ以テスルコト（但シ近親者ノ贈リ物ハ此ノ限リニアラズ）。

ロ　病気見舞人ノ接待ニ酒ヲ用イザルコト。

ハ　快気待ハ之ヲ全廃スルコト。

七　児童生徒ノ服装及学用品

イ　可成綿服ヲ着用セシムルコト。

ロ　藁草履ヲ奨励スルコト。

ハ　可成学用品ノ費用ヲ節約スルコト。

八　其ノ他

イ　国産品ヲ愛用シ外国品ヲ抑制スルコト。

ロ　公私共会合ノ時間ヲ励行スルコト。

ハ　可成宴会ヲ少クシ且ツ之ヲ簡素ニスルコト。

ニ　金肥ヲ節減シ緑肥堆肥ヲ使用スルコト。

ホ　手伝ヲ受ケタル返礼トシテ贈物ハ之ヲ全廃スルコト。

ヘ　田植・上簇・繭掻等ノ際、茶菓子・肴ハ自家製ノモノトスルコト。

ト　医師ヲ招キタル場合ニ酒ヲ用イザルコト。

チ　帰郷兵士ノ土産物ハ可成廃止スルコト。

リ　茶菓子ハ自家生産ノモノヲ用ウルコト。

ヌ　可成毎戸毎月拾銭以上ノ貯金ヲナスコト。

ル　年賀ノ廻礼ヲ廃シ元日ノ朝午前七時村社ニテ酒二升及菓子（酒一升代ノ分）ヲ供エテ年賀式ハ区民一同ニテ実施スルコト。

右ノ通リ決議シ相互ニ是ヲ確守シ各組ノ実行委員ト協議シテ実行スルコト。

昭和五年一月十六日

第弐区長　赤池　泉
署名委員　赤池博正
〃　赤池春三
実行委員　赤池　豊
〃　赤池広蔵
〃　赤池一策
〃　赤池博正

○久那土村失業救済農山村臨時対策低利資金貸付規則

第一条　失業救済農山村臨時対策低利資金ハ本則ニ於テ之ヲ貸付ス。本資金ノ貸付ヲ受クベキ事業ノ種類及借受主体左ノ如シ。

一　蚕糸改良事業

荒廃桑園改植

二　副業及農業共同施設

農業共同施設

借受主体ハ農会其ノ他非営業法人及十人以上連帯者トス。

第二条　本資金ハ前条ノ借受主体ニ対シ之ヲ貸付クルモノトス。

第三条　本資金ノ貸付利率ハ一ケ年四分二厘トス。貸付ヲ受ケタルモノハ之ヲ転貸スルコトヲ得ズ。

第四条　本資金ノ償還期限及据置期間ハ左ノ通リトス。

一　蚕糸改良事業資金

荒廃桑園改植　七ケ年以内

二　副業及農業共同施設資金

農業共同施設　七ケ年以内

第五条　本資金ハ半ケ年賦元利均等償還方法ニ依リ毎年一月五日及七月五日限リ毎期同一ノ金額ヲ償還セシム。貸付及償還ノ際ニ於ケル一期ニ充タザル利息計算ハ貸付ノ際ニハ貸付金交付ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ支払当日迄ノ日割ヲ以テ計算ス。

第六条　本資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ第一条第二項各号ニ依ル事業ノ種類別ニ左ノ書類ヲ具シ昭和六年三月一日マデニ久那土村長ニ提出スベシ。

一　借入申込書

二　事業計画書

三　失業救済農山村臨時対策低利資金借入契約書

第七条　貸付ノ通知ヲ受ケタル者ハ遅滞ナク借入契約書ヲ提出シ資金ノ貸付ヲ受クベシ。

第八条　本資金ノ貸付ヲ受ケタル者事業計画ノ変更ヲナサントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ久那土村長ノ承認ヲ受クベシ。

第九条　本資金ノ貸付ヲ受ケタル者元利金ノ償還ヲ怠リタルトキハ償還金百円ニ付キ一日五銭ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徴収ス。

第十条　本資金ノ貸付ヲ受ケタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ貸付金ノ全部若クハ一部ヲ直チニ返還セシメ又ハ償還方法ノ変更ヲ命ズルコトアルベシ。

一　資金借受ノ目的外ニ使用シタルトキ。

二　正当ノ理由ナクシテ事業ニ着手セズ又ハ之ヲ中止シタルトキ。

三　事業遂行ノ見込ナシト認メタルトキ。

四　前各号ノ外本則ニ違反シタルトキ。

第十一条　連帯借用者ハ毎年度ノ償還期限マデニ遅滞ナク元利金ノ返済ヲ履行スルタメ連帯者中ヨリ二人以上ノ代表ヲ為サシメ償還金ノ集金ヲナシ期限内ニ違反セズ償還セシムベシ。

代表者ヲ選任シタルトキハ村長ニ届出ズルコト。

第十二条　本資金融通ニ関シ政府ヨリ利子額ノ補給アリタル場合ハ別ニ定ムル所ニ依リ本資金借受主体ニ交付スルモノトス。

附　則

本規則ハ昭和六年三月二十三日ヨリ之ヲ施行ス。

○昭和八年富里村事務報告書（抜粋）

皇太子殿下御誕生

一　十二月二十三日、皇太子殿下御誕生ニ付キ二十四日午後一時村社諏訪大神社ニ於テ報告祭執行

二　皇太子殿下御誕生御七夜ニ付キ、村各種団体員ヲ始メ小学校職員児童一般村民無慮二千有余人、小学校庭ニ参集奉祝提灯行列ヲ挙行セリ。

高貴ノ方ノ御来村

六月二十二日第一旅団長朝香宮殿下、西八代郡徴兵署徴兵検査御視察ノ途次、下部ホテルニ御宿泊ノ為メ御来村ニ付キ、村各種団体員ヲ始メ村有志多数下部駅ニ奉迎、二十三日御退村ニ付キ奉送ス。

国民自力更生ニ関スル映画会

県社会課主催ニテ、十月十七日夜富里公会堂ニ於テ国民自力更生ニ関スル映画会ヲ開キタリ。

国際連盟脱退ニ関スル詔書伝達式

我国ニ於テハ、国際連盟脱退ニ際シ渙発セラレタル詔書ヲ、市町村各種団体、社会教育団体ニ於テ奉読セシムル為メ、大日本連合婦人会、大日本連合女子青年団

及ビ社会教育会ノ三団体ニ於テ共同謹写シ、本村男女青年団ニ伝達方送付アリタルニ付キ、之ガ伝達式ヲ七月二十四日小学校庭ニ於テ執行ス。

愛国機献納基金並ニ罹災義損金募集

一　愛国機第七四（山梨）号ヲ本村ヨリ献納ニ付キ、本村ハ在郷軍人分会ト協力シテ基金二四八円六四銭ヲ納付シタリ。

二　三陸地方震災ニ際シ、本村ヨリ義損金七〇円ヲ送付シタリ。

○昭和九年久那土村事務報告（抜粋）

生業ノ盛衰

本村ハ農蚕業ヲ主トシ、商業之ニ次ギ小規模ナル加工業漸次勃興シ、交通運輸ノ便マタ活発ナル進歩ヲナシ生業ノ複雑化ヲ示ス。然レドモ打続ク不況ニ失業者続出シ、必然ニ村民ノ生業タル農蚕業者著シク衰微シ、商工業者マタ運営宜敷カラズシテ、前途愈々憂慮スベキ状態ナリ。

財務ノ状況

一　村税其ノ他諸収入賦課徴収ノ状況

一般経済界ノ不況ニモカカワラズ、納税組合アリタル為納期内ニ稍々完納ス。従ッテ未ダニ督促状ヲ発シ、滞納処分ヲナシタルモノナケレドモ、偶々納期ヲ逸シ滞納等アルハマコトニ遺憾トスルトコロナリ。

二　借入金ニ関スル状況

土木匡救事業費ニ充ツル目的ヲ以テ一、〇七五円並ニ一、五〇〇円ノ二回ニ亘リ年三分二厘ノ利率ニテ大蔵省預金部ヨリ借入レタリ。

三　個人貯金奨励ノ状況

経済更生委員会ヲ設置シ、村一丸トナリ生活ノ改善、副業ノ奨励ニ依リ更生スベク、漸ク貯蓄熱ノ表面化ヲミルニ至レリ。

○昭和十年富里村事務報告（抜粋）

勧業・経済更生計画ノ指定ニ就テ

農家経済ノ窮乏打開策トシテ、昭和七年末農林省及ビ本県ニ於テ、農山村ノ経済更生計画樹立実行指導方針発表セラレ、本村ハ本来之ガ指定ヲ受ケタルヲ以テ、村内有志ヲ経済更生委員ニ嘱託シテ、県ヨリ係官ノ臨席ヲ得テ、之ガ計画ニ対スル基本調査ヲ開始シ、年末之ガ集計ヲ得ルニ至リ、昭和十一年ノ初頭計画樹立ノ運ビトナラン。

㈣　大陸の産業と新興財閥

第一次大戦後の日本経済は、好景気から一転して不況のドン底に落ち込んだのであるが、政治の貧困は如何にもこれをくいとめることはできず、浜口内閣の緊急政策もさらに拍車をかけた感すらあった。その後満州事変を契機として昭和六年、宇垣大将が朝鮮総督に就任、まず朝鮮の経済を一変させ、国外への開拓が大いに注目をあびることになった。昭和八年朝鮮鉱業開発会社の創立により鉄・石炭・黒鉛のほかにタングステン・モリブデンなど特殊鋼合金材料や、軽金属材料の開発が事変遂行上に脚光をあびた。同年かいらい政権といわれた満州国が出現、鉄道の建設、道路、港湾の整備などは軍事的意図の下に着々進められていた。最初は一部の経済人によるいわゆる新興財閥の大陸進出が目立ったが、やがて既存の財閥も競って新天地に投資するようになった。鮎川義介の満州重工業、また朝鮮においても日本窒素肥料らが化学工業方面にも着手、ダムの設立なども行われ、大陸の兵站基地として、外地への資本投資は極めて活発化していった。

㈤　経済統制とカルテル

「統制」という言葉が経済に関して多く聞かれはじめた。後年の軍需産業動員という性格のものではなかったのが、この時期（満州事変期）の特色である。

満州事変に先だって、大企業を組織化して企業体制を国際水準にまで高めることを目途とする、産業合理化政策の一環として、重要産業統制法が成立していた。大企業の恐慌対策を国家が支援する、という姿勢の法律であった。

最も典型的なカルテル結成の例は日鉄大合同である。昭和五年に商工省

で準備に着手されたが、事変勃発後のインフレ時期で、業界の経営好転などのため意見、様相が変化したが、今度は国防産業強化の見地から昭和八年「日本製鉄株式会社法」公布、九年一月同社が創立された。官営八幡製鉄所を中心に輪西・釜石・三菱・富士・九州の一所五社の合同で資本金三億五、〇〇〇万円、創立当時この日鉄は、銑鉄一八五万トン、鋼材一四一万トンを生産し、国内総生産量のうち銑鉄九六%、鋼材四六%を占めるものであった。

なお三菱重工業（三菱造船と三菱航空機の合併、九年創立）、住友金属工業（住友伸銅鋼管、住友製鋼の合併、十年創立）、王子製紙会社（旧王子製紙が富士製紙、樺太工業を合併、八年成立）なども著名な例であり、他の業種にもこのような例が続々と現れた。

また外国為替管理法（昭和八年）、石油業法（昭和九年）、自動車製造事業法、重要輸出品取締法、重要肥料業統制法（いずれも昭和十一年）などの統制法の制定が次第に活発化してきた。

やがて国による強力な監督、保護育成というところから、軍需産業を支える基礎産業に国家自身が直接育成するという姿勢が強まっていった。これは国防生産充実というテーマの中で、鉄鋼・軽金属・工作機械などといった基礎産業部門の弱さが壁となってきたため、国の産業政策が、この壁を突破することに集中されることになってきたものである。満州事変期の日本経済は、当面の高度国防国家を目ざす、軍需産業を支えることを任務としながら、重化学工業化への基本ラインを、不動のものとして固めていったのである。

恐慌からの脱出という各国共通のテーマを、諸先進国に先がけて達成し得た時期の日本経済から、右の重化学工業化という体質強化の時期へと、いわば舵の方向が変わったのは、昭和十一―十二年という年代のことであり、政治上でも、この時期に最も劇的なものは二・二六事件であろう。

二・二六事件は高橋蔵相の生命と共に、彼が死守しようとしていた「財政の生命線」を奪い去ることになった。事件のあとに登場した広田内閣を経て、さらに林銑十郎（陸軍大将）内閣となると、軍部と財界との調和を主眼とするようになってきた。

㈥ 支那事変で戦時体制へ

昭和十二年、華北において日華両軍間に戦闘が勃発した。華北駐屯の日本陸軍の一部隊（演習中）と、中華民国軍部隊との中間に何者かが潜入して、日華双方に向けて発砲し、両軍を戦闘状態に追い込んだものと報ぜられている。それが何者の仕業であったか、いまだに公式に確認されてはいないが、国際共産党勢力の手先、あるいは中国共産党の手先であったなどと言われてもいる。

さてこの事件勃発は、第一次近衛内閣成立後約一か月のころである。この内閣は軍部、財界、政党、新聞、右翼、多くの文化人たちなど、広い層からの歓迎をうけて登場したもので、満州事変の砲火も何とかおさまって、新興満州国の成長が軌道に乗り始めたかとおもわれる時期に臨んで「生産力拡充」「国際収支の適合」「物資の需給調整」という経済三原則をかかげていた。

満州事変の発端には黒い霧がただよっていたにせよ、もはや時間も経過し、さらに新生の満州国も次第に落ちついて、日本財閥の協力もあって経済建設も軌道に乗りはじめていた。また一時はきわめて冷却化した対米関係もやや落ちつき、米国の対満州貿易も、事変前を上回って、何とか事実関係の積み上げにもってゆけるかと見られる可能性も出はじめたころであったから、この経済三原則は、当時の日本経済の懸案事項をよく見抜いたものであったといえよう。

近代的な高度国防の見地で、特に基礎産業生産力、大幅拡充は当然の責務であるし、主要工業原料、エネルギー源としての石油や、機械類の海外依存度がきわめて高い故に、輸出産業振興、国際収支の改善は緊要な任務となるし、基礎産業その他の急速な成長のため、原料物資の不足が顕在化しつつあった時期である。

高度国防、軍需生産拡充といった面からみると、日本の国民経済の規模

と生産力、および再生産構造が限界になっていたが、右の三原則は、このことを器用に表現したものであったといってよい。

ところが日本の経済成長が、まだその限界を拡大し得ていないうちに、早くもそれまでのいわゆる準戦時体制から、突如として勃発した華北事変の故に、戦時体制へと移行しなければならなくなってきた。やがて当時「支那事変」と呼ばれたように、この事変は拡大していった。日本側陸軍当局の判断の甘さ（陸軍当局は、はじめ二カ月で屈服させるといっていた）中国の国民党、共産党共同戦線の強じんさなどの故に、全面的かつ長期の本格的戦争と化していった。

日華事変と共に文部・内務両省は国民精神総動員計画をもって時局に当たる実践要項を決定、十二年九月本県へも指令してきた。県では藤原知事を委員長とする官民合同の実行委員会を結成し、市町村には市町村長を中心に各種団体を総動員し、講演会・講習会などによって日本精神発揚の浸透を図った。社会風潮の一新・銃後後援の強化持続・非常時財政・経済への協力と資源愛護の実践運動によって、堅忍不抜の精神を高めようとしたものであったが、具体的には享楽心を抑えて消費を節約し、食糧や諸道具は共同労作による生産品でまかない、輸入品は使わず、国産品を主にする生活に切り替え、それらの節約したものは国防資源に献納する一方、派遣軍人家族の慰問やその家庭への援助をさらに深めることであった。

そのころ秋の収穫期に入っていた農村では、出征家族の労力不足が目立ちはじめ、晩秋蚕の投蚕が続出した。県農務課では農事組合を督励し、共同作業の集団労力を日割によって移動しながら、出征家族の農事援助をするなどの処置をとった。

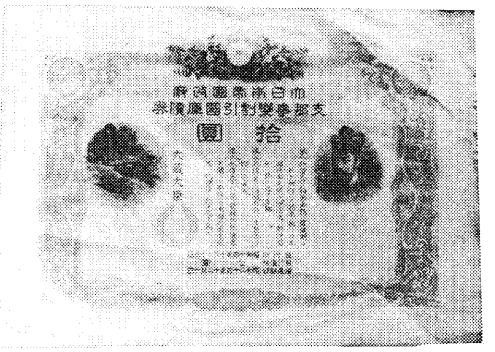

支那事変，国債

ア　国家総動員法公布

十三年四月、国家総動員法が公布された。国家諸統制の根源をなす法律であるが、統制については日華事変直前すでに軍備拡充五か年計画とその推進に関連して「輸出入品臨時措置法」が十二年九月に公布され、不要不急物資の輸入制限と戦争資材を調達するため国内物資を統制したのが最初である。この時はまだ準戦時体制であった。それが十二年十一月二十一日には大本営が設置され、宣戦布告こそなかったが、この時期から名称は事変であっても、戦時体制は本格化した。

国家総動員法は「戦時ニ際シ国防目的達成ノタメ国ノ全力ヲ最モ有効ニ発揮セシメル……」と定義し、常務、物資、賃金、物価、出版などあらゆるものを勅令（省令）で統制、規正できるようにした白紙委任立法であった。政府各省はこれに基づく省令を頻発し、次々に統制を強化し、国民生活を好むと好まざるとにかかわらず、戦時枠の中に押し込んでいったのである。国家総動員法公布と共に直ちに制定、実施されたのが「物品販売価格取締規則」と「物価委員会令」である。本県でもこれに即応する「山梨県地方物価委員会」を設置、商工省と協議し、適正最高標準価格（公定）

下士官兵ニ告グ

一、今カラデモ遅クナイカラ原隊ヘ歸レ
二、抵抗スル者ハ全部逆賊デアルカラ射殺スル
三、才前達ノ父母兄弟ハ國賊トナルノデ皆泣イテオルソ

二月二十九日

戒嚴司令部

二・二六事件のとき飛行機からまかれた帰順勧告ビラ

として八月一日に県報で告示した。

商工省令「物品販売価格取締規則」に拠って指定したものは麻洋服地、麻帆布、麻ロープ、ゴム製品としては自転車タイヤ、中袋、ゴム靴、地下足袋、綿製品として裏地、晒木綿、晒キャラコ、夜具地、敷布、靴下、足袋、軍手に至るまで、皮革製品としては鞄、ベルトなど総計七八品目にわたる小売価格、こえて八月八日には輸入木材（在庫品）洋松脂、アラビヤゴム、ヒマシ油などの工業用品のほか布靴、アルマイトやアルミニューム製の鍋釜類、毛織物などの小売価格、さらに八月十八日には久留米絣などの織物と紙類の最高小売価格が指定された。

それまでの県内市場価格は指定品目によっては下回った価格であったのを、にわかに指定最高価格まで引き上げる業者が見えはじめ、県保安課で業者監視を厳重にしたほか、屑銅を含む銅の使用禁止を八月十五日から強化した。それまでの屑銅の使用は知事の許可制で、一部業者（飾職）に許されていたが全面禁止となり、ホック、スナップ、パンチ、ヘヤーピン、徽章、ペン先、錠前、戸車レール釘を除いたほかは学生服の金ボタンをはじめ小さい足袋のコハゼに至るまで二五七品目に銅使用は封ぜられた。これよりさき鉄・金・銀および非鉄金属の地金使用も、軍需以外は資材入手が困難となり、業者は資材配給機関としても工業組合、商業組合の結成を急がねばならぬ事態となっていた。

イ　勤労報国隊の結成

本県において学校勤労報国隊、青年勤労報国隊、官公庁勤労報国隊、銀行・会社勤労報国隊、商店・工場勤労報国隊の五つが結成されたのは十三年七月で、第一回、第二回と隊旗授与式が行われ合計八八二隊、八四、七二五人の隊形が整った。

これは集団の勤労作業を通じて国益に奉仕することがねらいであり、それは戦線へ通じるものとして、道路や河川の改修、開墾作業、運搬作業、荒廃地の復旧などに出動した。当初の集団活動には草刈り作業が取り上げられ、農村の肥料対策とかみ合わせ鉄道当局と打ち合わせて中央線、身延線、小海線の軌道堤の草刈りを地区最寄りの隊が行ったりした。小学校の報国隊は教育の一環として集団勤労作業の過程で、関連知識を学びとらせる方法がとられ、草刈りの場合では、緑肥になる効果、乾燥すれば馬糧になって戦地へ送られることなどが教材になった。

ウ　生活必需物資の配給

十四年から十七年までは国家総動員法による各種の統制が矢つぎ早に実施されている。その中でも食糧関係は国民生活全般に響くものであるだけに、中央と地方の上級機関を組織するのに手間どった。山梨県の「米屋さん」と呼ばれた元請、卸、小売、及び加工を含めて約九、〇〇〇人がいたが、これらの上級機関の「山梨県食糧配給統制組合」が組織されたのは十六年の暮れである。

米穀の統制は、他の食糧物資とは出足が少し異なり、十四年四月公布の「米穀配給統制法」は同年朝鮮米が旱害で収穫激減のため急速に国内食糧需給が逼迫したことによるものであったが、戦時統制の性格を帯びたのは十五年に「麦類配給統制規則」「臨時米穀配給規則」「米穀管理規則」などの公布によってである。

十五年産麦及び米を生産農家から産業組合・農会が集荷、それを政府が買い取り、この時から供出の割当制がとられ、これと共に消費者へは配給制となった。まだこの時は統制組合の組織前として上級機関として県庁内へ山梨県食糧配給協会を設置する一方、県は「臨時米穀需給調整規則」を県令で告知、七月一日から配給を実施、米穀通帳によって一人一日二合五勺が配給基準量であった。県では外地米と内地米との混合米をつくって配給する一方、八月一日からは節米を徹底させて甲種、乙種料理店とも酒と料理を専門にしている業者には一切米食は出させず、客が食事を要求する時は代用食（粉食類）を提供させ、また飲食店、仕出し屋などは朝、昼、夕の食事時間を二時間と限定し、時間外の客の一切には代用食、旅館にても三食付の客の場合には一食は代用食ですまさせた。

こうして代用食が普及すると、甲府市内では、うどん、そばを食する者

が多くなり、一部業者は勝手に値上げする店も現れ、八月十九日、甲府警察署は業者を集めて、価格を協定させた。次の食料品は最初の食料品協定値段である。

もりそば五〇匁一〇銭、大もり七五匁一五銭、ざるそば五〇匁一六銭、かけそば四〇匁一〇銭、大かけそば六〇匁一五銭

また料理屋、飲食店、旅館に対し、商工省は全国的標準額を発表した。朝食一円、昼食二円五〇銭、夕食五円であるが、県内は全国標準価格より二割引き下げて朝食八〇銭、昼食二円、夕食四円に釘付けして十月一日から実施させた。

なお八月一日から砂糖も切符制、木炭が通帳制になっている。切符は一家の人員、住所、姓名を記入した下部に切り取り線で二枚の小切符が付き、これを一枚ずつ切り取り二回の割り当で、配給量は一人一か月八〇匁、木炭は米と同様の通帳で、一回に一俵以上は売らぬことになっており、砂糖も木炭も冠婚葬祭などの特別の場合に限って、警察の証明で特配する場合もあった。

九月十五日にはマッチも切符制となり、七人以上の家庭で一か月に中箱（一五銭）一個、六人以下の家庭で小箱（二銭）六個と定めた。

また味噌は一か月一人一四〇匁、醤油は三合五勺であった。

エ　経済戦と銃後

富里村銃後奉公会会則

第一条　本会ハ富里村銃後奉公会ト称シ事務所ヲ富里村役場内ニ置ク

第二条　本会ハ国民皆兵ノ本義ト隣保相扶ノ精神トニ基キ挙郷一致兵役義務服行ノ準備ヲ整フルト共ニ軍事援護ノ実施ニ当リ益々義勇奉公ノ精神ヲ振作スルヲ以テ目的トス

第三条　本会ハ本村ニ居住スル世帯主ヲ以テ之ヲ組織ス

第四条　本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為関係団体ト緊密ナル連絡ヲ保チ左ノ事業ヲ行フ

一　兵役義務心ノ昂揚
二　隣保相扶ノ道義心ノ振作
三　兵役義務服行ノ準備
四　現役又ハ応召軍人若ハ傷痍軍人並其ノ遺族、家族ノ援護
五　労力奉仕其ノ他家業ノ援助
六　弔慰
七　慰問、慰藉
八　犒軍
九　身上及家事相談
十　軍事援護思想ノ普及徹底
十一　其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

第五条　本会ノ経費ハ会員之ヲ負担スルモノトス
前項ノ負担ノ程度及徴収方法ハ評議員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第六条　特別ノ事情アル会員ニ対シテハ評議員会ノ議決ヲ経テ前条ノ負担ヲ減免又ハ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

第七条　本会ノ会員ニ対シテ兵役ニ服セザル故ヲ以テ特別ノ負担ヲ為サシメザルモノトス

第八条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長	一名
副会長	一名
評議員	若干名
実行委員	若干名

第九条　会長ハ村長ヲ以テ之ニ充ツ
副会長ハ会長之ヲ委嘱ス
評議員ハ学校長、村会議員、村吏員、警察官、部落代表者、各種団体ノ代表者、方面委員其ノ他適当ナル者ノ中ヨリ会長之ヲ委嘱ス
実行委員ノ委嘱ニ付テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第十条　会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統轄シ会議ノ議長トナル
副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
評議員ハ本会ノ重要事項ヲ評議ス

実行委員ハ分掌事項ノ実行ニ当ルモノトス

第十一条　本会ノ役員ハ名誉職トシ公職ニ在リ又ハ代表者タルノ故ヲ以テ役員タル者ヲ除キ任期ハ四年トス　但シ再任ヲ妨ゲズ

補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十二条　役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十三条　本会ニ左ノ五部ヲ置キ実行委員ヲ分属セシム

一　庶務部

二　教化部

三　扶助部

四　慰問部

五　勤労奉仕部

部ニ部長ヲ置ク

部長ハ実行委員ノ中ヨリ会長之ヲ命ズ

第十四条　各部ニ於テ行フ事項左ノ如シ

一　庶務部

㈠　各部間ノ連絡統制

㈡　身上及家事相談

㈢　現役又ハ応召軍人ノ家庭ノ調査

㈣　兵役義務服行ノ準備

㈤　其ノ他他部ニ属セザル事項

二　教化部

㈠　兵役義務心ノ昂揚

㈡　隣保相扶ノ道義心ノ振作

㈢　時局認識国防思想及軍事援護思想ノ普及徹底

三　扶助部

㈠　現役又ハ応召軍人若クハ傷痍軍人並其ノ遺族家族ノ援護

四　慰問部

㈠　弔慰

㈡　慰問、慰藉

㈢　犒軍

五　勤労奉仕部

㈠　労力奉仕其ノ他家業ノ援助

㈡　軍需品供出

第十五条　本会ニ顧問ヲ置キ会長之ヲ委嘱ス

顧問ハ本会ノ重要ナル会務ニ付会長ノ諮問ニ応ズ

第十六条　本会ニ幹事及書記ヲ置ク

幹事及書記ハ会長之ヲ委嘱ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ会計及庶務ヲ掌ル

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十七条　評議員会ノ議決スベキ事項左ノ如シ

一　会則ノ変更ヲ為スコト

二　事業計画ヲ定ムルコト

三　収支予算ヲ定ムルコト

四　事業報告及収支決算ヲ認定スルコト

五　基本財産ノ造成管理及処分ニ関スルコト

六　其ノ他会長ニ於テ附議シタル事項

第十八条　評議員会ハ評議員ノ半数以上出席スルニ非ザレバ開会スルコトヲ得ズ

評議員会ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十九条　評議員会ノ議決ヲ経ベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ評議員会ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ会長之ヲ専決シ、次ノ評議員会ニ於テ其ノ承認ヲ求ムベシ

第二十条　会長ハ事業ノ報告ヲ為シ又ハ重要ナル事項ニ付申合セヲ為ス為総会又ハ代表者会ヲ開クコトヲ得

第二十一条　本会ハ戦時事変等ノ必要ニ備フル為基本金ヲ積立ツルモノトス

第二十二条　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十三条　会長ハ年度開始前ニ於テ事業計画及収支予算ヲ作成シ評議員会ノ議決ヲ経ルモノトス

会長ハ年度終了後速ニ収支決算書及事業報告書ヲ作成シ評議員会ノ認定ヲ受ク

ルモノトス

第二十四条　本会ノ経費ハ会費、寄附金、補助金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十五条　本会ノ事務費ハ毎年度総予算額ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十六条　本会ノ基本金及歳計現金ハ評議員会ノ議決ヲ経テ郵便貯金ト為シ若ハ確実ナル銀行、信用組合等ニ預入シ又ハ適当ナル方法ニ依リ之ヲ管理又ハ保管スルモノトス

第二十七条　本会ノ財産ノ管理及出納ハ毎年評議員之ヲ検査スルモノトス

第二十八条　本則ノ施行ニ関シ必要ナル細則ハ評議員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定ム

第二十九条　本則ヲ変更セントスルトキハ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ要スルモノトス

第三十条　本会ノ事業ノ執行及会計ニ付テハ山梨県知事ノ監督ヲ受クルモノトス

附　則

本則ハ昭和十四年四月二十日ヨリ之ヲ施行ス

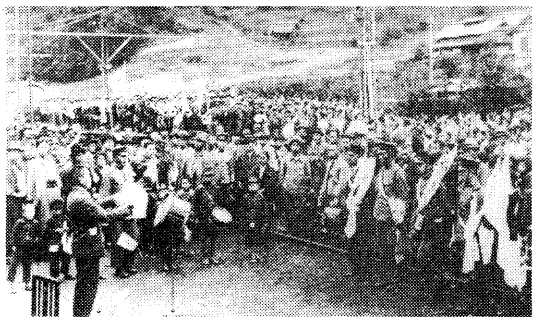

出征兵士を送る人々

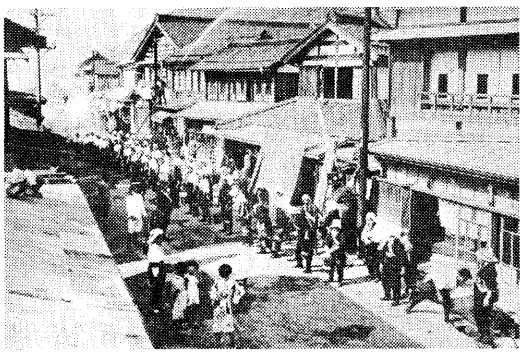

戦時中の防火訓練（常葉にて）



戦勝祝賀ちょうちん行列

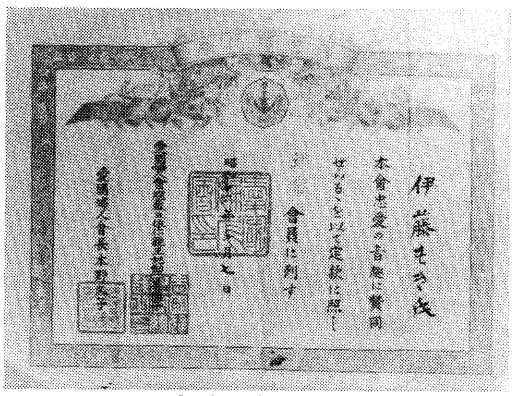

愛国婦人会員の証



戦時下における児童の練成

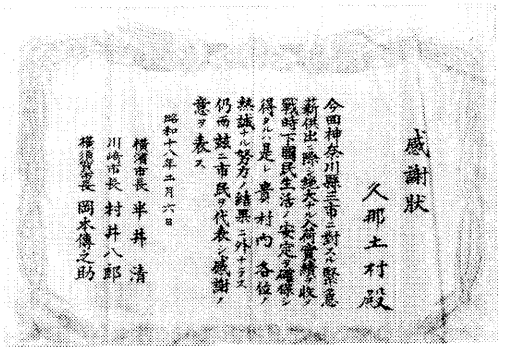
感謝狀
久那土村殿
今回神奈川縣三市ニ對スル緊急薪供出ニ際シ絶大ナル人荷實績ヲ收ル戰時下國民生活ノ安定ヲ確保シ得タルハ是レ貴村内各位ノ熱誠ナル努力ノ結果ニ外ナラズ仍而茲ニ市民ヲ代表シ感謝ノ意ヲ表ス
昭和十八年二月六日
横濱市長　半井清
川崎市長　村井八郎
横須賀市長　岡本傳之助

薪供出に対する感謝状

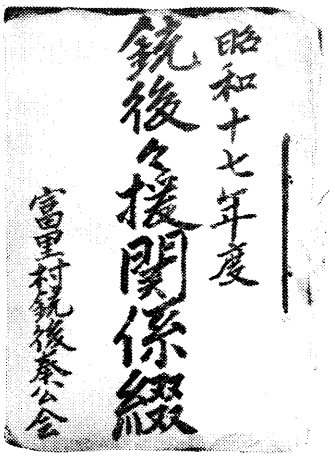
昭和十七年度
銃後々援関係綴
富里村銃後奉公会

銃後後援関係つづり

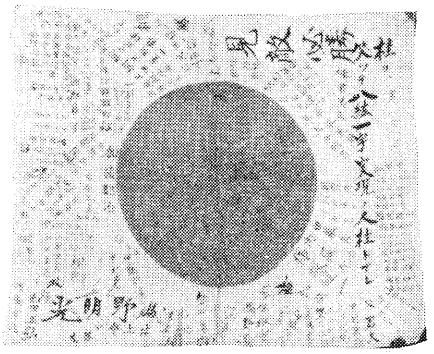

第二次世界大戦出征兵士の寄せ書

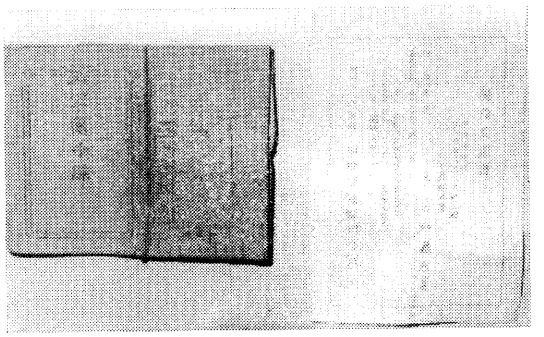

軍隊手帳と現役兵証書

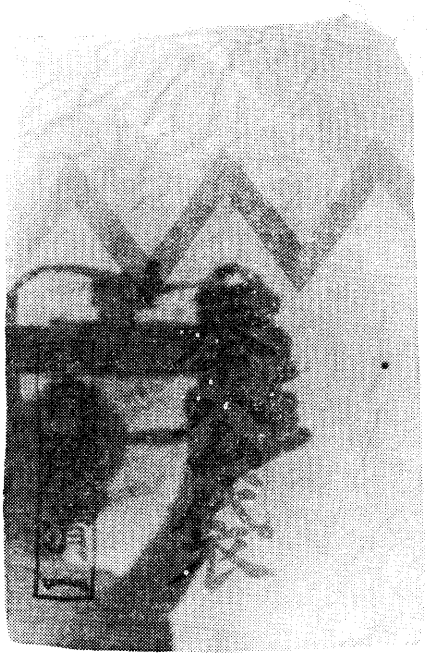

在郷軍人が使用した奉公袋

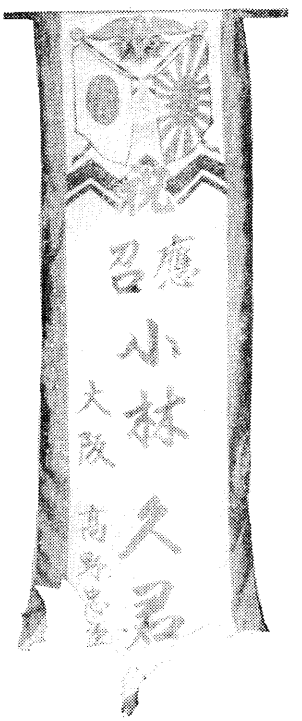

書応召軍人の送り旗

発第　号
昭和十三年五月五日

久那土村長　上田延太郎㊞

各区長殿

満蒙開拓少年義勇軍壮行会開催ノ件

今回小林栄、内藤昌蔵ノ両君満蒙開拓少年義勇軍ニ採用相成左記日時ニ出発セラルルコトニ相成候間
壮途ヲ祝スル為メ壮行会開催致シ候条一般御参会相成様御部内ヘ御通達方御取計ヒ相成度御依頼方及通知候也

左　記

五月十二日午前十時五十二分　久那土駅発車

発号外
昭和十三年十月二十八日

久那土村長　日向　保

各区長・各種団体長殿

戦勝祝賀提灯行列挙行ノ件

国民待望ノ武漢三鎮ヲ完全ニ占領セルヲ以テ祝賀スル為メ今夕左記ニ依リ大提灯行列ヲ挙行致度候間貴部内無洩御伝達ノ上多数御参加セラルル様御取計ヒ相成度此段及通知申上候也

左　記

一　午後五時三十分村民一般各種団体員共小学校庭ニ参集ノコト
一　各自提灯及ローソク一本宛持参ノコト
一　補充ローソクハ役場ニ於テ準備ノコト

区長会議協議事項　久那土村
昭和十三年八月十一日

一　慰問袋ノ寄贈ニ関スル件

部落名	寄贈数量
三沢区	一一〇袋
樋田区	一七袋
車田区	四一袋
切房木区	三五袋
道　区	三二袋
水船区	一三袋
芝草区	一二袋
計	二六〇袋

割当数量　二六〇袋
寄贈期日　九月マデ

二　軍需兎毛皮供出ニ関スル件
割当数量　三九〇枚（生後七ケ月グライ）
供出期日　十四年二月マデ

三　軍需梅漬供出ニ関スル件
割当数量　三樽
供出期日　八月二十一日

四　軍需椎茸供出ニ関スル件
割当数量　一〇貫
供出期日　十一月中旬

経済戦強調週間実践細目　久那土村

期日	運動目標	実践事項
昭和十三年十二月十五日	私経済反省ノ日	一、神棚仏壇ノ清掃 二、毎朝宮城ヲ遙拝シ神仏ニ礼拝スルコト 三、予算生活ニ対スル反省 四、部落別懇談会ヲナシ実施事項ノ申合
十二月十六日	生活刷新ノ日	一、家具諸物品等ノ整理整頓 二、集会ノ時間ヲ厳守スルコト 三、酒煙草間食其他嗜好品化粧品等ノ節制
十二月十七日	物資節約ノ日	一、家庭消費節約ノ余地アルモノヲ検討スルコト 二、国防資材ノ徹底的節約ヲ期スルコト 三、衣服調度品等ノ修理手入ヲ為スコト 四、衣服ノ新調ヲ可成見合スコト
十二月十八日	物資更生利用ノ日	一、不用品活用ノ工夫 二、一戸一品廃品蒐集実施 三、代用品ノ研究
十二月十九日	生産拡充ノ日	一、勤労報仕作業ノ実施 二、発明発見ノ奨励 三、自給肥料ノ増産、開墾作業ノ実施
十二月二十日	貯蓄強調ノ日	一、貯蓄組合未加入者ノ絶無ヲ期ス 二、貯蓄率引上実行 三、国債応募、貯蓄債券ノ購入 四、収入増加ニ依ル特別貯蓄ノ実行
十二月二十一日	銃後戦績奉告ノ日	一、銃後戦ノ実績ヲ省ミ将来ノ覚悟ヲ神前ニ誓フ 二、週間実施事項ニツキ懇談会ヲ開クコト

経済戦強調週間ニ際シ特ニ強調スベキ事項

一、生活刷新ニ関スル事項
(イ) 旧正（正月）ヲ廃止スルコト
(ロ) 年末年始ノ贈答ヲ廃止スルコト
(ハ) 元旦ニハ必ズ神社ニ参拝スルコト
(ニ) 年賀回礼ヲ廃止スルコト

二、物資ノ節約ニ関スル事項
(イ) 衣服ノ新調ヲ見合スコト
(ロ) 一戸一品（廃品）醵出ヲ実施スルコト

三、貯蓄ノ実行ニ関スル事項
(イ) 国債又ハ貯蓄債券ノ応募ニ努ムルコト
(ロ) 貯蓄組合ヘ進ンデ加入スルト共ニ毎月貯蓄額ノ増加ニ努ムルコト

○請　書

昭和拾五年度公営木炭富里村割当拾万貫（二万五、〇〇〇俵）生産事業別紙予算書ニ依リ請負候也

昭和十五年十二月十二日

富里村木炭改良組合連合会
会長　磯野　辰一

富里村長　桜田　潔殿

木炭の割当は、二万五、〇〇〇俵で、供出値段は一俵一円九五銭であった。原木は石当り一円四〇銭、業者は産業組合倉庫渡し一俵一円一〇銭九厘であった。当時といえども此の大事業をなし得たのは一億火の玉の精神より外何ものでもなかった。

戦時節米報国運動実施方策

「戦時節米報国運動実施要項」に基き本運動の目標を「節米一割」の貫徹に置き、左の実施方策に依り米穀の消費節約に関する全国民の一大運動を展開し、戦時国民食糧の安定を期せんとす

一、家庭に於ける実施方策

各家庭に於ては洩れなく左の「共通実践項目」を実行すると共に「選択実践項目」を適宜に選択しその中一項は必ず励行すること

イ、共通実践項目（左の各項は必ずこれを実行すること）

（一）七分搗米（胚芽米も七分搗とす）常用の徹底

飯米は全国各家庭一切七分搗米（胚芽米も七分搗とす）を常用すること

（二）完全咀嚼の励行

食事に際しては適量を摂取し完全咀嚼に努むること

（三）無駄米の排除

淘ぎ方を軽度にして流出米を防止すると共に残飯の処理に留意する等一粒の米と雖も無駄にせざるやう極力注意すること

ロ、選択実践項目（左の各項の何れを選ぶも之を実践すれば節米一割となる）

（一）混食の励行

麦其の他の雑穀、豆類、薯類、根菜類等最低一割の混食を行ふこと

（二）代用食の励行

三日に一食は小麦粉、蕎麦粉食（麺類、パン、団子、ツミイレ等）其の他の代用食を行ふこと

（三）雑炊、粥食の励行

保健並に業務上支障なき一定の階層に於ては少くも一週に三食の雑炊、粥食を行ふこと

二、各種食堂飲食店駅弁等に於ける実施方策

官公署、会社、工場、鉱山、学校、汽車、汽船等の食堂、駅弁、一般食堂、飲食店等を通じて七分搗米（胚芽米も七分搗とす）の常用は勿論左の「共通実践項目」及び「特別実践項目」の励行を期すること

イ、共通実践項目

（一）主食と副食物の分売

主食（飯）と副食物を分売し主食に大小の別を設け極力飯米の無駄を排除すること

（二）代用食の併売

小麦粉、蕎麦粉食（麺類、パン、団子、ツミイレ等）其の他の代用食を併売すること

（三）献立品目の制限

献立品目は極力之を制限し現物見本の陳列を廃止すること

ロ、特別実践項目

（一）集団生活に於ける混食、代用食の励行

官公署、会社、工場、鉱山、学校等の食堂に於ては麦其の他の雑穀、豆類、薯類、根菜類等の混食を行ふ外代用食を励行すること

（二）一般食堂、飲食店等に於ける混食、代用食の励行

一般食堂、飲食店、料理店、旅館、汽車、汽船の食堂等に於ては前項の趣旨に副ひ一部混食料理及び代用食を行ふこと

（三）前項の方面に於ては右の外期日を定め適宜「混食日」又は「代用食日」を設くること

三、米を原料とする嗜好品等の製造関係に於ける実施方策

米を原料とする餅、菓子、飴其の他嗜好品等の製造関係に於ては代用原料の使用其の他の方法により節米を励行すること

昭和十五年一月

国民精神総動員中央聯盟

防空訓練ニ際シテ

来ル九月十二日ヨリ九月十六日ノ五日間防空法令ノ定メニ依リ実施致候ニ付防空ノ完璧ヲ期シ何時敵機ノ空襲ガアツテモアハテル事ナク対処シ完全ニ出来得ル様先ニ配布置候「防空に関する県民の心得」ヲ熟承相成度此条及通知候也

左記御留意相成度

第八条

灯火管制ヲ実施スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ実施区域内ニ於ケル

光ヲ発スル設備又ハ装置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ秘匿スベシ。

（本条ハ灯火管制ヲ実施スル場合ニ於ケル光ノ秘匿義務ニ関スル規定ナリ）

第十九条

第八条ノ規定ニ違反シタル者ハ三百円以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ処ス、故ナク第十一条第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若クハ虚偽ノ資料ヲ提出シ又ハ当該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若クハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ

（本条ハ灯火管制実施ノ際ニ於ケル光ノ秘匿義務違反及調査ノ妨害等ニ関スル罰則ナリ）

◎空襲警報ヲ発令ニ就テ

昼間警報ガアッタ場合平常通リ仕事ニ従事セルモ、夜間ニ入リ警報知リタル時ハ直チニ警戒管制トナルコトヲ御留意相成度申添候也

昭和十三年九月十日

久那土村防護団長

各位殿

第二節　太平洋戦争

一　開戦前夜

(一)　仏印進駐と三国同盟

昭和十五年七月成立した第二次近衛内閣の使命は、いわゆる「新体制」の推進であったが、この内閣の成立は新たなる戦争への道も決定的にしたのである。

七月二十二日、内閣が成立し、その五日あとに開かれた大本営政府連絡会議で決定した「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要項」は、その冒頭において「帝国ハ世界情勢ノ変局ニ対処シ内外ノ情勢ヲ改善シ速カニ支那事変ノ解決ヲ促進スルト共ニ好機ヲ捕捉シ対南方問題ヲ解決ス」と述べ、しかも南方問題解決の為には、諸般の情勢、これを許す限り好機を捕捉し、武力を行使するという決定をも含んだものであった。そして九月二十三日には日本軍は北部仏印に進駐した。これは列国の対中国ルートの封じ込めと南方地域に対する軍事拠点を確保するため、ナチス・ドイツに降伏したフランスを強圧しておこなったものである。

さらに同月二十七日には、ベルリンにおいて、軍事同盟を意味する「日独伊三国同盟」を締結した。この三国同盟の締結は、北部仏印進駐とともに、その後の日本の進路を決定づけたのであり、さしあたりは、特にアメリカの反枢軸国外交政策の強化、とりわけ日本に対する強硬報復措置を招いたのである。一月の日米通商条約失効で両国間は既に無条約時代に入っており、やがて米国側の工作機械輸出禁止、石油、屑鉄、航空用ガソリンもこれに次ぎ、資源のない日本は致命的な打撃を蒙った。その都度日米交渉は行われ即ち、米側とすれば、昭和十四年以降とってきた対日経済制裁政策を武器として、日本のアジア政策、とくに積年の対中国軍事政策を抑止し、できうれば「満州事変」以前の状態に復させるためのものであり、日本側からいえば、アメリカの対日経済封鎖によって、石油その他の重要物資の海外からの補給が困難に陥り、中国における戦線すら困難になってきた状況にかんがみて、対米妥協の可能性を見出そうとしたものであり、ひいては対南方進出の理由をつくるための手段でもあったのであるが、事態は改善されることなく、双方硬化の一途をたどった。

一方南進への傾斜を強めつつあった日本軍当局は、「南部仏印」における軍事基地の確保を急ぎ、昭和十六年六月二十五日南方施策促進に関する件の決定をもとに、七月二十八日には南部仏印進駐が決行され、これによって日本は対日協力を求めていたタイ国及び資源問題で交渉中であった「蘭印」当局を牽制するとともに、東南アジア諸地域に対する制空権、制海権を確保する基地を得たわけで、この進駐はアメリカをはじめ列国を強く刺激した。

(二)　ＡＢＣＤ包囲陣

日本の南部仏印進駐に対する報復措置として、アメリカは十六年七月二十五日、在日資産の凍結を行い、ついでイギリス、蘭印もこれにならった

が、蘭印はさらに日蘭石油民間協定を停止した。八月に入ってアメリカからの発動機用燃料、航空用潤活油などの輸入は全く途絶え、A（アメリカ）B（イギリス）C（中国）D（オランダ）の包囲陣によって日本は戦略物資の入手が不可能になり、二・二六事件前後から軍が計画していた戦争計画は画餅に帰したのである。ここに至って日本は決定的に「武力南進」に傾いていったのであるが、とくにABCD包囲陣をアメリカとの妥協によって緩和するか、あるいは武力によって突破すべきかの岐路に立つに至った。

そして九月六日には、御前会議において、十月下旬を目途とする戦争準備の「完整」と「十月上旬頃ニ至ルモ尚我ガ要求ヲ貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直ニ対米（英・蘭）開戦ヲ決意ス」という条項を含む「帝国国策遂行要領」が決定された。これによって日本は事実上、武力南進に大きくふみ切ったのである。

和・戦いずれかの道を選択しなければならない段階に到着した近衛内閣は、閣内の意見をまとめることができず、特に陸軍の主戦論におされ十月には総辞職となり、陸相からおされた東条英機を主班とする新内閣が誕生したのである。

その後戦争回避への動きはいろいろあったが、結局十一月五日の御前会議において、対米交渉は、十二月一日午前零時までに成功すれば武力発動を中止するが「自存自衛ヲ完フシ大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為、此ノ際対米英蘭戦争ヲ決意シ、武力発動ノ時機ヲ十二月初頭ト定メ陸海軍ハ作戦準備ヲ完整ス」ということを含む「帝国国策遂行要領」の決定が行われた。

㈢　遂に対米戦争へ

日米関係は最悪の事態に至り、十二月一日「御前会議」が開かれ、遂に十二月八日をもって対米英蘭開戦を行うべき「聖断」が下った。まさに矢は弦を放たれたのであって、マレー上陸作戦部隊は十二月八日、海南島を出発した。そして日本側の交渉打ち切りの通告は、アメリカ時間で十二月七日午後二時二十分、野村大使からハル国務長官に手交されたが、その一時間前に日本海軍機動部隊は、太平洋の米海軍根拠地ハワイ真珠湾に奇襲攻撃を行い、またその一時間五十分前には、日本陸軍先遣部隊はマレー半島に上陸を開始し、またイギリス支配下の香港、上海に碇泊中の米英両国艦艇に対する攻撃を含めて、日本軍は十二月八日未明、全戦線にわたり戦端を開いたのである。

なお、この日すでに日本軍の作戦行動が開始された数時間後、枢密院本会議（御前会議）が開かれ、形式的に宣戦布告が諮問され、全会一致で可決された。

二　戦局の推移

㈠緒戦の勝利

太平洋戦争の開戦にあたって日本は、相手側からは「だましうち」と非難される奇襲作戦を断行した。日米交渉の行われているさなかの十六年九月一日には、全海軍に戦時編成が発令され、さらに十一月五日には大本営海軍部が、所要の対米英作戦準備実施を連合艦隊に発令し、十一月六日には大本営陸軍部が、南方軍および南海支隊の戦闘序列と、南方要域および香港攻略準備を発令し、さらに同十五日には、南方軍および南海支隊に対する南方要域攻略の任務を付与、さらに同二十一日には、大本営海軍部が作戦部隊の作戦待機海面進出を指示、同二十六日にはハワイ攻撃の海軍機動部隊が択捉島を出港、十二月一日大本営は作戦実行を発令、翌二日には十二月八日をもって、進攻作戦を開始する旨を発令、同四日マレー作戦部隊が海南島を出発、十二月八日の開戦となったのである。

かくしてハワイ奇襲によって日本海軍は撃沈、戦艦四、敷設艦一、標的艦一、損傷、戦艦四、巡洋艦三、駆逐艦三、水上機母艦一、工作艦一、撃破した飛行機四七九などの戦果をおさめ、また南部仏印を基地とする海軍航空部隊は、十二月十日午後マレ半島沖を航行中のイギリス東洋艦隊主力艦プリンス・オブ・ウエルズとレパレスを撃沈した。

一方陸軍は南方作戦を開始し、海軍の援助のもとにマレー半島のコタバ

ルに上陸した部隊は、翌十七年一月三十一日にはジョホールを占領、続いて二月八日シンガポール島に上陸して同十五日これを完全に占領し、英軍一〇万を降伏させた。そして一方、前年十二月八日には、フィリピンに対する攻撃、タイ国進駐もおこなった。

その後、日本陸・海軍は十二月中にグアム島、ボルネオ島、香港、ミンダナオ島などに上陸しグアム島、ペナン島、ダバオ（ミンダナオ島）、ウエーク島、クチン（ボルネオ）などを占領、翌十七年に入って一月にはマニラを占領、中国戦線では長沙を占領、またクアラルンプール（マレー）、タナカン島、マラッカ、ダボイ（ビルマ）を占領、ニューブリテン島、アンボン島、そしてミンドロ島に上陸し、マカッサル、パレンバンなどを占領した。さらに三月にはジャワ島、ニューギニヤ島のラエサラモア、アンダマン諸島へ上陸、ジャワ島のバタビヤ、ビルマのラングーン、スマトラ島のメダン、ジャワ島のスラバヤ、クリスマス諸島などを占領、四月に入るとフィリピンのバターン半島を攻略し、五月にはビルマのマンダレー、コレヒドール島、ミンダナオ島を攻略、六月に入ってからはキスカ島、アッツ島を攻略した。

このように日本は奇襲という有利性を発揮して、開戦後約六か月の間は文字通り連戦連勝、破竹の進撃を続けた。これに対し十七年三月、フィリピンを脱出したフィリピン駐留のアメリカ陸軍司令官であったマッカーサーが同年四月、西南太平洋方面連合軍最高司令官に任ぜられ、オーストラリアのメルボルンにその司令部をおいて、反攻作戦を練った。

(二)戦局の転換

ハワイ・マレー沖海戦のあと日本海軍は、昭和十七年二月ジャワ沖海戦、バリ島沖海戦、スラバヤ沖海戦、三月バタビヤ沖海戦、さらに五月に珊瑚海海戦と、これらの戦いを通じて日本軍も相当の損害を受けたが、概ね日本側の優位のうちに推移した。

ところが同年四月十八日、日本本土に接近したアメリカ機動部隊の空母ホーネットから発進したB25爆撃機が、東京、名古屋、神戸の諸地区に

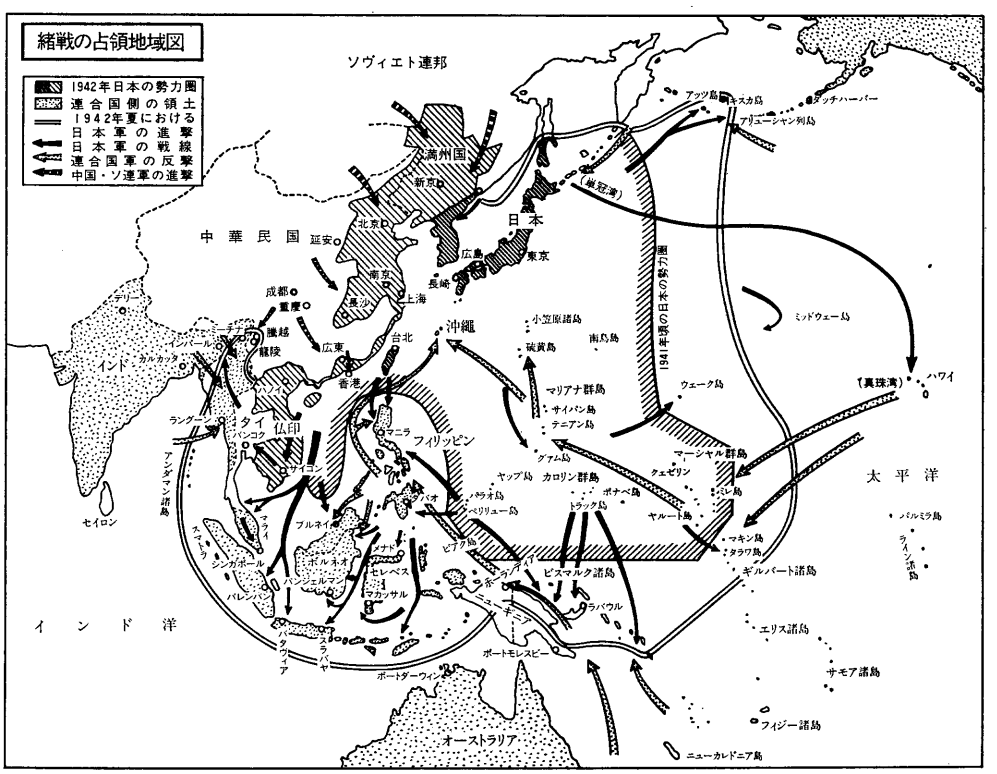

対して初空襲をおこなった。これによって西太平洋における制海空権を誇示していた日本海軍に大きな衝撃を与えた。

この東京空襲の威信回復と、短期決戦による太平洋の制海・空権の完全掌握を目ざす海軍はミッドウェイ島の攻略を企図し、連合艦隊の大部分をひっさげ、かつ同島占領のための陸軍部隊を随伴し、大規模な作戦が開始された。しかしこの作戦をいち早く察知した敵側に迎撃され、六月五日大海空戦が展開されたが、結果は空母四隻と巡洋艦一隻を失うという惨たんたる結果に終わった。

この海戦における米軍の圧勝と、日本軍の惨敗とは、太平洋における戦局逆転の転機となり、以後の戦いの主導権はアメリカに移っていったのである。

昭和十七年八月からガダルカナル島の戦闘が始まった。このニューギニア島の東方にあるソロモン諸島の中の一つであるガダルカナル島には、海軍陸戦隊が飛行場を建設していたが、同八月七日アメリカ海兵師団は、機動部隊支援のもとにその奪回作戦を開始した。その後日本海軍は、ソロモン諸島の攻防をめぐって米海軍との間に、第一次ソロモン海戦（八月八日）、第二次ソロモン海戦（八月二十四日）、サボ島沖海戦（十月十一日）、南太平洋海戦（十月二十六日）、第三次ソロモン海戦（十一月十四日）を戦い、その間相次ぐ増援攻撃作戦をおこなったが、日本軍は多大の損害を受けるのみで失敗に終わり、遂に翌十八年二月同島の兵力をブーゲンビル島に撤退させた。このとき撤退し得た兵力は陸海軍合計一万一、〇〇〇名であった。

このガダルカナルの敗戦は、緒戦期の勝利に酔った日本軍が、あまりにも戦線を拡大しすぎ、ついに伸びきった戦線に対する補給ができないための敗戦で、第一線の敗残部隊では、ついに多数の餓死者を出すという惨たんたる状態さえ現出、ミッドウェイ海戦の完敗とならんで、太平洋戦争の戦局を逆転する大きな契機となったのである。

三　戦局の長期化と決戦態勢

㈠枢軸国の敗退

昭和十八年二月、日本軍はガダルカナル島撤退の余儀なきに至り、また中国戦線においても大本営は十七年十二月、重慶進攻作戦中止を指示した。一方ヨーロッパ戦線においても昭和十七（一九四二）年十月には、イギリスのモントゴメリー将軍の率いる連合軍がエル・アラメインで反攻を開始し、ロンメル将軍の率いる独軍を攻撃して屈服させ、さらに十一月八日には、アイゼンハワー司令官の率いる米英連合軍が北アフリカ、カサブランカ付近に上陸して第二戦線を展開、またソ連スターリングラードの攻略を目ざしたナチス・ドイツ軍は、逆に十八年二月、壊滅的打撃を受けてソ連軍に屈服するに至った。精強を誇ったドイツ軍も一九四二年後半以降、東西両戦線で敗退しはじめ、イタリアは一九四三年七月、連合軍の本土上陸を許し無条件降伏している。かくして日・独・伊枢軸国はほぼ同じ時期に頽勢に転じたのである。

㈡米軍、反攻に転ずる

昭和十八年に入って、太平洋戦線においても日本の敗勢は一段と濃くなってきた。ガダルカナル島撤退につづいて、五月十二日には米軍がアッツ島に上陸し、二十九日には同島の日本軍は全滅し、七月二十九日には日本軍はキスカ島からの撤退を余儀なくされた。また米軍が六月三十日、中部ソロモン、レンドバ島およびニュージョージア島に上陸、七月五日にはニュージョージア島に上陸、さらに九月四日にニューギニア島のラエ、サラモアに上陸、十月二十七日にはモノ島に上陸、十一月一日にはブーゲンビル島に、ついで十二月十五日にはニューブリテン島に上陸、というように米軍の反攻は次第に熾烈を加えてきたのである。

㈢一にも船、二にも船

太平洋戦線において、日本が次第に軍事的な敗北を余儀なくされてきた理由は、もとより軍事的な作戦上の欠陥もさることながら、彼我の軍事装備の格差の問題と、さらに補給の問題が決定的な要素であったといえよう。すなわち日本は奇襲作戦による緒戦期の優勢を過信して戦線を無謀に広

太平洋戦争中船舶推移

（単位：千総トン）

年次	新増その他の増	喪失その他の減	差引増減	年末保有量	指数
開戦時（1941. 12. 8）				6,384.0	100
昭和16年12月中	44.2	51.6	Δ 7.4	6,376.6	99
17	661.8	1,095.8	Δ 434.0	5,942.6	93
18	1,067.1	2,065.7	Δ 998.6	4,944.0	77
19	1,735.1	4,115.1	Δ2,380.0	2,564.0	40
20年8月まで	465.0	1,502.1	Δ1,037.1	1,526.9	24
敗戦時（1945. 8. 15）				1,526.9	24

旧海軍資料による。100トン以上の鋼船一切を含む。『近代日本経済史要覧』（安藤良雄編）より

げ、その広大な戦線に対する兵力、軍需品、食糧などの補給が完全に破綻をきたしたのである。これ等輸送に必要な船舶は軍需生産にとっても重要な意味をもっていたが、米軍の航空および潜水艦による攻撃によって、船舶の喪失は累増し（別表参照）しかも新造船はこれに追いつき得ず、船舶問題が極めて深刻な問題になり、これが軍事的意味において戦線の維持を不可能にすると共に、他方南方および中国における占領地からの日本本土への軍需生産のための戦略物資の輸送をも阻んだのである。

㈣企業整備と経済統制の強化

ガダルカナルの敗戦でむかえた昭和十八年の初頭以降、政府と軍は戦局の悪化に伴って国内態勢の強化を推進せざるをえない状態に追い込まれていった。

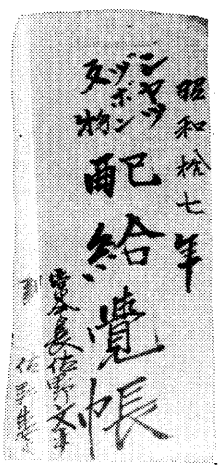

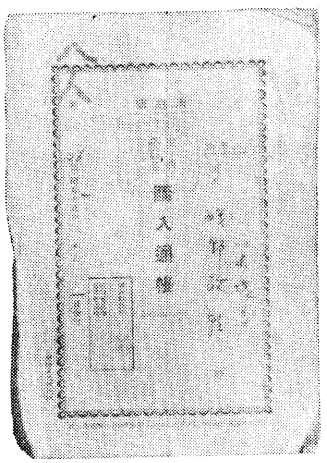

配給覚帳と生活必需品購入通帳

経済統制の面では、開戦まもなく企業評可令、物資統制令が施行され、昭和十七年にはいってからは「兵器製造事業特別助成法（政府が民間工場に、国費をもって重要な生産施設を建設し貸与するもの）、日本銀行法、重要物資管理営団法、戦時海運管理令、金融団体統制令、企業整備令、金融事業整備令、水産統制令、産業設備営団法改正、中央食糧営団設立などがあいついでおこなわれ、またこの間、国家総動員法に基づく重要産業団体令による各産業団

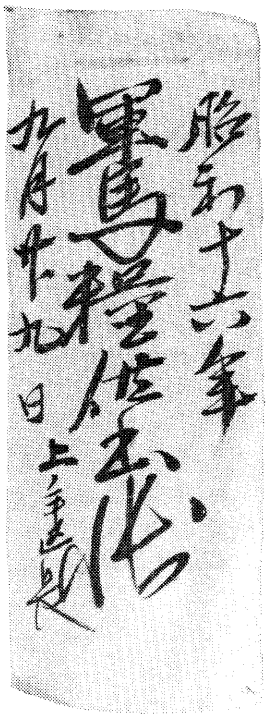

軍馬糧供出帳

体令による各産業部門別の「統制会」の設立、生活必需物資を含む各種物資の配給統制、消費規制などがおこなわれた。

戦局の逆転とさらにその悪化、並びに軍需生産の増産が、意の如く進まないことに極めて強い危機感を抱くに至り、これに対処する方策をとらざるを得なかったのである。

昭和十八年一月、閣議において「生産増強勤労緊急対策要綱」行政官庁職権委譲令、三月には交易営団法、水産業団体法、石油専売法、商工組合法、商工経済会法などをあいついで公布した。

またつづいて三月二十四日には、商工省外局として金属回収本部が設けられたが、これは銅像、鉄柵、鉄道レール（このため一部の私鉄、路面軌道などが外された）、それに家庭内金属類を回収したほか、繊維産業などのいわゆる平和産業関係の工場や、機械設備を軍需工業に転用するためのものであった。これと関連して同年三月以降、綿紡の徹底的整備と企業の整理統合が開始された。さらに四月には緊急物価対策要綱が閣議決定され、価格調整補給金制度、価格報奨制度が採用された。また六月には「戦力増強企業整備要綱」などが決定されたが、これは工業部門を第一種（繊維産業等軍需工場に転用すべきもの）、第二種（航空機、兵器、造船等の最重要軍需工業）、第三種（第一種、第二種以外のもの）の三部門に分かち、第一種工業部門の工場、機械などを徹底的に第二種工業部門に転用するとともに、第二種工業部門内部の整備をおこなおうとするものであった。

四　国家体制の強化と銃後の守り

昭和十八年後半にはいり、太平洋戦線ではアメリカ軍が、日本軍が占領していた重要な島に逆上陸してこれを奪回するとともに、一部日本軍の守備する途中の諸島をとり残したまま、次ぎの重要島嶼を攻略するという、いわゆる飛石作戦を展開するなどアメリカ軍の反攻が強化され、また九月八日にはイタリアが、連合軍に対して無条件降伏をするという事態に直面し、日本の軍と政府の危機意識はいっそう高まり、国内態勢をいっそう強化する方策を打ち出さざるを得なかった。

そのため、まず昭和十八年九月二十一日には「国内態勢強化方策」が決定された。この方策は軍需生産、とくに航空戦力の躍進的拡充と「食糧の絶対的自給体制」を確立するための国内態勢強化であり、理工科系学生以外の兵役徴集猶予停止、徴用の拡大と女子動員の強化、各種機関および一般家屋の疎開などをふくむものであった。

そして十月末には臨時議会を召集し、それによって成立した「軍需会社法」が同月末公布された。この法律によって軍需会社として指定された企業は、企業全体が強力な国家管理のもとにおかれ、軍隊的な編成をとるとともに生産について政府に対する公法上の責任を負い、さらに株主総会の権限など商法上の規定が排除され、実質上企業の役員の罷免権を政府がもつというものであった。また十一月一日付をもって行政機構の大改革がおこなわれ、従来の企画院、農林省、商工省、逓信省、鉄道省が廃止され、新たに軍需省、農商省、運輸通信省が設けられた。この場合とくに、陸海軍に分かれていた民間航空工業に対する発注



一億総動員のポスター

および、これに対する管理監督部門を一元化することが、最も大きなねらいとされたのであった。

○一億総動員

国民生活に対する重圧と脅威の最大なものは、なんといっても軍隊への動員であった。満州事変以来太平洋戦争末に至るまで、陸海軍に召集された数は一、〇〇〇万を起すと推定されるが、戦死者は陸軍で一四四万、海軍で四二万、その他の官民（戦災や玉砕せる島民の死者等を含む）六六万、不具廃疾は陸海併せ一七万余といわれている。昭和十八年には法改正によって学徒動員が行われ、これによって陸海軍に入隊した者のなかから、「特攻隊」として空や、海に多くの若い生命が奪われたことは、まさに太平洋戦争の悲劇であった。

一方、国家総動員法にもとづく「国民徴用令」による徴用もおびただしい数にのぼっている。軍需会社法、工場事業所管理令によって指定された企業、ないし工場事業所の従業員は、そのまま現員徴用となったが、そのほか新規として徴用された数のみでも数百万といわれている。

さらに学生・生徒の勤労動員も三〇〇万、女子勤労挺身隊も五〇万にのぼった。これらは本人の意志とは関係なく、事実上強制的に労働に動員されたものであるが、さらに国際法上の捕虜のほか朝鮮人・中国人は工場・事業場に労働力として、強制かつ過酷な条件のもとに使役された者も多数にのぼった。

学徒動員で本町に最も関係の深い身延中学校は五年生一〇〇名が愛知県半田市の中嶋飛行機半田組立工場、四年生一五〇名が横浜市の日産重工業工場、三年生一五〇名が川崎市の東京航空機計器工場に動員された。

○食糧及び生活物資の欠乏

戦争の長期化に伴い輸入食糧は見込めず、農村の労働力の軍隊への召集と徴用による工場への動員、肥料・農薬の欠乏等による生産低下は実に深刻な問題であった。なお峡南農工学校生徒は、はるばる北海道へ学徒勤労報国隊として渡道し、食糧増産に従事した。

農家の供出制度は十五年から始まり、十七年の食管法によって全国的に国家管理が強化され、供出割当を市町村が担当、さらに十八年には「部落供出制」に移して共同責任体制で完全供出をはかり、また保有米量を削って供出させるために、国家表彰制度を設けるなど、アメとムチによって食糧確保に躍気となった。

主食配給にいも類・そば・とうもろこしなど雑穀が米換算で入るようになる前年からこれ等も供出制となり、畑作農家も全面供出対象者となった。遊休閑地はもちろん、荒地の開墾、土手・工場敷地・家庭の庭先・学校の運動場まで最少限を残して耕し、いもや南瓜などを作って主食の足しとした。

なお、生活必需物資は既に切符制（十五年）となっていたが益々逼迫「ほしがりません勝つまでは」の標語を政府は隣組の回覧板、常会の必行事項として守らせようとしたが「ヤミ」という言葉は当然のようにこのころの日常生活の中に深くはいり込んでいたのである。

○昭和十六年久那土村事務報告（抜粋）

一、戸数並ニ人口ノ動態

現在戸数五二二戸、在籍人口年末現在ニ於テ男二、一七〇人、女二、〇七八人、計四、二四八人ニシテ、前年ヨリ九一人ノ増ナリ。現住人口ハ年末現在ニ於テ男一、一九六人、女一、四八九人、計二、六八五人ニシテ前年ニ比シ男四四人、女三一人、計七五人ノ増加ナリ。

二、生業ノ状況

農業ニ従事スルモノ多ク全村ノ大部分ハ農家ニシテ、農家四〇二ノ内専業二八〇戸、兼業農家一二二戸ナリ。商業及其他ノ業務ヲナスモノ一二〇戸ナリ。本村ハ耕地面積狭少ニシテ、一戸当リ田ハ僅カ九畝歩、畑ハ四反歩ニ過ギズ、然モ地味肥沃ナラズ、且ツ傾斜地等多クシテ労力ノ割合ニ収穫少ナク農業経営上困難多キ故、副業トシテ養蚕ヲ営ムモノ多ク、近年養蚕組合ノ活動ニヨリテ一層養蚕ノ発達ヲキタシ、本年ノ如キハ春蚕量一一、〇二四貫、金額九九、二一六円、夏秋蚕七、四三一貫、金額五九、四四八円ニ達ス。其ノ他養鶏・養豚等ノ副業マタ盛

ンナリ。

商業ハ統制経済確立サレ、配給制度実施セラルルヲ以テ一般ニ不振ナリ。然シテ業者ノ現況ハ物資欠乏ノタメ商品ノ入手困難ニヨリ辛ウジテ昔日ノ面目ヲ保ツニ過ギズ。

工業モマタ物資入手難ノタメ発展ヲナサズ。以上農・商・工ノミニテハ生計維持困難ノタメ各種ノ職人・職工トナリテ他出スルモノ多ク、且ツ軍需工場ニ進出スル男女多クシテ労力ハ不足ヲキタセル現況ナリ。

三、常　会

実ヲ上グベキ村常会ハ、三十余ノ委員ヲ以テ構成シ、毎月二十五日午後二時ヨリ久那土国民学校ニ於テ開キ、以後毎月二十六日ヨリ部落常会ヲ開キ、三沢常会ヨリ始マリテ芝草常会マデ七日間ノ期日ヲ以テ実施シツツアリ。其ノ成果極メテ顕著ナルモノアルハ時局柄洵ニ喜ビニ堪ヘヌ次第ナリ。

村長ハ事務一切ヲ統轄シ、助役ハ土木・勧業・統計・社会事業・経済更生ノ事務ヲ担任シ、収入役ハ財務ヲ、書記ハ戸籍・兵事・庶務・生活必需品物資ノ配給等各々其ノ職務ニ精励シツツアリ。

四、警備ノ状況

警防団ハ七部制ト別ニガソリン部隊トニ編成シ、各部トモ団長ノモトニ一致協力以テ防護ノ任ヲ期シツツアリ。

防空ニツイテハ、大東亜戦争勃発以来凡テノ機関ヲ動員シ、其ノ完璧ヲ期シツツアリ。昭和十六年十二月三十一日警戒警報、十七年一月二日午後六時三十分警戒警報、三月四日午後七時三十八分警戒警報、三月五日空襲警報ノ発令アリシモ沈着ヨク各々ノ職務ヲ遂行シ銃後ノ完璧ヲ期シツツアリ。

五、銃後奉公会ノ状況

応召並ニ入営兵士ノ壮行、帰還兵士ノ歓迎会等常ニ実施ス。軍人援護相談所ハ軍事扶助申請、前線将兵ニ対シ慰問品ノ発送ヲナス。留守宅ニハ区及ビ各種団体ト連絡シテ労力奉仕、留守宅慰問等ニ努ム。梅干・大麦・兎毛皮ノ供出等モ前年以上ノ成績ヲ収メツツアリ。

六、貯蓄ノ状況

村内各戸ニ対シテ簡易保険加入ノ推奨ニ努メ其ノ成績良好ナリ。尚十六年四月国民貯蓄ノ制度定マルニ及ビ村内ニ五〇〇人ノ組合員ヲ有シ、現金貯蓄三万円也、保険金債券購入等ニヨリ本村ニ割当テラレタル一八万円目標モ達成シ、加フルニ大東亜戦争ニヨル皇軍ノ大捷ニヨル感謝貯蓄ノ奨励ノモトニ、村民ニ対シ一層ノ協力ヲ求メ、約一万円也ノ貯金額ヲ割当テ実行シタリ。

七、物資統制令ニ依ル事業

本村ニ於ケル生活必需品タル木炭・砂糖・地下足袋・清酒・味噌・醤油・菓子・食油等ノ配給ニ主任深沢書記コレニ当リ、極メテ公平ニ配給ノ方法ヲ考究シ以テ村内消費者ノ便ヲ計リツツアリ。

八、其ノ他

村内一般及ビ各種団体ニハ、報国貯金・債券ノ購入・国債ノ消化等ヲ奨励シ目下其ノ実績ヲ上ゲツツアリ。

社発第四〇五号
昭和十六年十二月十五日

学務部長

各市町村長殿
各方面委員殿

庶民生活強化運動実施ニ関スル件通牒

財団法人全日本方面委員聯盟提唱ノ下ニ従来全国一斉ニ実施来リ候方面強調週間ハ今回実施方法ニ検討ヲ加ヘ単ニ方面事業ノ強調整備乃至ハ歳末ニ於ケル要扶掖者ノ救援ノミニ止メズ其ノ実践ノ分野ヲ拡充シ大政翼賛運動ノ一翼トシテ戦時生活ノ刷新強化ヲ目指シ名称ヲ庶民生活強化運動ト改メ実施致スコトト相成候処右ハ庶民生活ノ指導支援ヲ行ヒ以テ重大時艱ノ克服ニ貢献スル所極メテ大ナルモノ可有之ト思料セラレ候ニ付テハ別紙実施要綱ニ基キ貴職並ニ方面委員其ノ他関係者協議ノ上有効適切ニ実施相成充分所期ノ成果ヲ挙ゲラルル様格段ノ御配意相成度

追而左記諸点参考マデニ御含置相成度申添候

記

一、本年度ハ大政翼賛会山梨県支部ガ後援トナリ同会ヨリ市町村支部ニ対シ積極的協力方通牒相成筈ニ付実施ニ際シテハ同会市町村支部ト緊密ニ連絡提携セラレタキコト

二、市町村ノ実情ニヨリ本年直ニ従来ノ方法、慣習ヲ一擲スル事困難ノ場合ハ其ノ運動目標ヲ真ニ時局ノ要請ニ即応セシムルニ努メ内容ニ於テハ適宜従来ノソレヲ踏襲スルモ差支ナキコト

三、実施ニ当リテハ運動目標並ニ実践事項ノ拡大ニ伴ヒ市町村ニ在ル各種団体ノ積極的協力ヲ求メ其ノ総力ヲ結集シテ実施スル様考慮セラレタキコト

庶民生活強化運動実施要綱

一、名　称　庶民生活強化運動

二、期　間　昭和十六年十二月二十日ヨリ二十五日マデ

三、主　唱　財団法人全日本方面委員聯盟

四、後　援　山梨県、大政翼賛会山梨県支部
山梨県方面委員聯盟、山梨県社会事業協会

五、実施主体　市町村、市町村方面事業助成会

六、趣　旨　畏クモ宣戦ノ大詔渙発セラル、今ヤ真ニ千古未曾有ノ非常時局ニシテ国運隆替ノ由ッテ岐レントスルノ秋隣保相扶ノ醇風ヲ振起シ苟モ国民ニシテ一人ト雖モ其ノ職分ヲ曠シウスル者ナカラシムル様庶民生活ヲ強化刷新シ相率ヒテ臣道実践ニ邁進セシメ以テ重大時艱ノ克服ニ資セントス

七、運動目標
1　隣保相扶観念ノ昂揚
2　戦時庶民生活ノ建設
3　庶民生活ニ対スル支援
4　方面事業後援団体並ニ厚生福祉施設ノ整備拡充

八、実践方法
1　市町村ニ於テハ方面委員本運動ノ中心トナリ一定ノ綜合的実施計画ヲ樹立シ之ニ基キテ実施ニ当ルモノトス
2　町内会、部落会、隣組等ノ幹部、社会事業団体、教化団体、婦人団体、青少年団体、宗教団体等ノ積極的協力ヲ求ムルモノトス

九、実践要目
一、趣旨ノ宣揚ニ関スル事項
（イ）本運動実施ニ付特ニ町内会、部落会、隣組等ノ常会ニ於テ方面委員其ノ他適当ナル関係者ヨリ本運動ノ趣旨ヲ述ベ其ノ協力方ニ付懇談ヲナスコト
（ロ）国民学校児童ノ作文、習字等ノ教材ニ本運動ニ関スルモノヲ採リ入ルルコト
（ハ）講演会、映画会、懇話会等ヲ開催スルコト

二、戦時庶民生活ノ建設ニ関スル事項
（イ）共同労作、共同炊事、共同購買等生活協同化ヲ促進スルコト
（ロ）貯蓄ノ励行ヲ図ルコト
（ハ）廃品ノ活用ヲ勧奨スルコト
（ニ）冠婚葬祭其ノ他歳末年始等ニ於ケル虚礼虚飾ノ廃止励行方ニ付特別ナル措置ヲ講ズルコト
（ホ）其ノ他庶民ノ生活ヲ戦時下ニ即応セシムルヤウ必要ナル各般ノ指導的措置ヲ講ズルコト

三、庶民生活ノ支援ニ関スル事項
（イ）一般要扶掖者、軍人家族遺族並ニ時局ノ影響ヲ蒙ル者ニ必要ナル支援ヲ為スコト
（ロ）生活支援ハ恩恵的、施与的ニ流レズ飽ク迄モ隣保相扶ノ醇風ニ基ク国民的支援ノ精神ニ依リ且其ノ形式ニ於テ之ヲ実施スルコト
（ハ）生活支援ハ歳末ニ於ケル一時的給与ノミナラズ事情ニ応ジ生業維持、転業等ノ為必要ナル支援ヲ為スコト
（ニ）戦時下ニ生起シツツアル各種社会的疾患（例之要保護少年ノ増加、乳幼児ノ栄養低下等）ヲ隣保共同ニテ出来得ル限リ防止措置ヲ講ズルコト
（ホ）既存ノ各種厚生福利施設ノ機能ヲ最高度ニ発揮スル様之ガ周知ヲ図リ且利用ヲ勧奨スル為適切ナル方途ヲ講ズルコト
（ヘ）県民生活ノ強化ニ資スル為方面事業後援団体及各種厚生福利施設ノ整備拡充ヲ促進スルコト
（ト）各種ノ救護施設ニ保護ヲ受ケツツアル者ニ対シ適当ナル方法ニ依リ慰問慰藉ノ方途ヲ講ズルコト

四、資金ノ造成ニ関スル事項
生活支援ニ必要ナル資金ハ次ノ如キ方法ニ依リ汎ク一般ノ理解協力ヲ得テ造成シ一部ハ歳末ニ於ケル一時支援ノ資ニ充ツルト共ニ必要ニ応ジ一部ハ方面事業団体其ノ他各種厚生福利施設ノ常時的支援資金ニ充ツルコト

（イ）従来ノ実績ニ徴シ適当ナル方法ニ依リテ一般市町村民ヨリノ醵出ヲ求ムルコト
（ロ）婦人団体等ノ協力ニ依リ各戸ヨリ不用品、廃品等ノ提供ヲ受ケ即売会ヲ催シ其ノ収益金ヲ事業資金ニ充ツルコト
（ハ）一般有資者並ニ官衙、会社、工場等ヨリ適当ノ方法ニ依リ寄附ヲ求ムルコト

五、県ニ於テ実施スル事項（予定）
（イ）期間中「山梨県ノ時間」ニ於テ本運動ノ趣旨ヲラジオ放送ス
（ロ）本運動ノ趣旨ヲ徹底セシムル為印刷物ヲ作成シ市町村ヲ通ジ町内会、部落会、隣組等ノ常会ヲ始メ適当ナル箇所ニ配布セシム
（ハ）期間中数ケ所ニ於テ要保護少年発生防止ニ関スル協議会ヲ開催ス
（ニ）期間中人口増強ニ関スル座談会ヲ開催ス

振甲収第二二号
昭和十六年九月十五日

総務部長

各市町村長殿
各　課　長殿
各　廨　長殿
各事務所長殿

金属類特別回収ニ関スル件

第二次官庁公共団体資源特別回収ニ関シテハ目下着々回収物件ノ撤去蒐集等夫々実施中ノ事ト被存候処撤去補修等ニ関シテハ引続キ民間物資ノ特別回収実施ノ運ト相成近ク商工省告示ヲ以テ撤去費補修費代替品費等ノ基準額ヲ決定セラルルコトト相成タルニ付テハ官庁公共団体分ニ付テモ可成其ノ基準額以内ニ於テ撤去補修等ヲ実施シ費用ノ低減ヲ図ル為近ク県下土木建築工業組合員ヲ以テ工作班ヲ組織セシメ之ニ協力セシムルコトト相成候条右御含ノ上爾今本件実施ニ関シテハ左記ニ留意ノ上実施相成度尚市町村ニ於テハ関係事項ニ関シ一般ニ周知方取計相成度

記

一、官庁公共団体ノ特別回収物件中代替品ガ必須ニシテ（例ヘバ国民学校ノ採暖火鉢、溝蓋、屋根等ノ如キ）而モ其ノ入手ニ相当期日ヲ要スルモノニ付テハ第二期中（一月末日迄）ニ回収ヲ完了シ得ル様速カニ代替品ヲ入手スベク手配シ入手ノ上速カニ回収スルコト
二、撤去、補修等ニ相当経費ヲ要シ工作班ノ斡旋ヲ希望スル向ニ在リテハ左ノ様式ニ依リ振興課宛申出ヅルコト
（斡旋申込様式）

回収物件						
物件所在	物件名	構造	長サ（米）面積（平方米）箇数	供出見込量	着手予定月日	備考

備考　物件ノ構造ニ付テハ可成具体的ニ備考欄ニ記入スルコト

三、曩ニ指示シタル集積場所、集積期日ハ第一期分ヲ示シタルモノナルヲ以テ第一期中ニ回収スベキモノト決定セルモノ、及第二期分ト定メラレタルモ撤去補修等比較的困難ナラザルモノ等ヲ可及的多量ニ供出スルコト　第二期ニ於ケル回収物件ノ集積場所、期日等ニ付テハ民間物件回収計画ト睨ミ合セ輸送力等ヲ考慮ノ上別ニ指示スル予定ナルコト
四、民間物件ノ回収計画ニ関シテハ別途詳細計画ノ上指示スベキニ付其ノ間ニ於テハ供出スベキ物件ノ選定、取纏等何時ニテモ供出シ得ル様準備セシムルニ止ムルコト
五、九月一日付閣令第二十号回収物件、及施設指定規則（九月一日官報参看）第三条ニ指定セラレタル施設（概ネ九月十日現在ノ調査対象ナルモ多少追加アリ）ニ備付ケタル同規則第二条ニ指定セラレタル物件ハ八月二十九日付勅令第八百三十五号金属類回収令（八月三十日官報参看）第三条ニ依リ「譲渡其ノ他ノ処分ヲ為シ又ハ之ヲ移動スルコトヲ」禁止セラレ之ガ違反者ニ対シテハ国家総動員法ニ依ル厳重ナル処分アルベキニ付此旨一般ニ周知徹底セシメ違反ヲ未然ニ防止スルコト

六、官庁公共団体分タルト一般民間分タルトヲ問ハズ特別回収ニ関シテ疑義ノ存スル場合ハ具体的ニ振興課ニ申出打合ヲ遂ゲ或ハ徹底ヲ欠キ或ハ苛察ニ渉ラザルニ留意スルコト

振山発第九〇号
昭和十六年九月十六日

恩賜財団軍人援護会山梨県副支部長　渡辺　宏綱

各市町村銃後奉公会長殿

銃後奉公強化運動中郷土出身ノ前線将兵慰問ノ件

来ル十月初旬ヲ期シ全国一斉ニ実施セラルベキ銃後奉公強化運動ニ際シ、前線慰問ノ為当支部ニ於テ郷土絵葉書ヲ作成シ別途送付致候ニ付キ、前線出動ノ郷土出身将兵ニ対シ、左記参照ノ上適当ノ方法ヲ以テ発送方御取計相成度

追ツテ部数不足ノ場合モ可有之候ニ付キ出動応召ノ年次ヲ追ツテ可成古参将兵宛御送付相成度候

記

一、郷土絵葉書ハ一人宛一部（四枚一組）贈呈スルコト

二、郵送ノ為必要ナル包装袋ハ国民学校児童又ハ隣組等ニ於テ作成スル等適当ノ方法ニ依ラレタキコト

三、郵送料（開キ封ニテ三銭）ハ可成ク銃後奉公会其ノ他ノ団体ニ於テ負担セラレ度キコト包装内ニ慰問文ヲ挿入セラレ度キコト（其ノ場合ハ郵税四銭）

四、可成ク銃後奉公強化運動期間中ニ市町村内前線慰問行事ノ一トシテ発送セラレタキコト

富銃発第五号
昭和十六年九月二十九日

富里村銃後奉公会長　桜田　潔

村会議員
常会長　殿
各種団体長

銃後奉公強化運動ニ関スル件通牒

来ル十月三日ヨリ同七日迄銃後奉公強化ノタメ左記事項実践其趣旨ノ徹底ヲ計ラレ度

記

一、十月三日　毎戸国旗掲揚

一、十月三日　午前七時半軍人援護ニ関スル勅詔奉読式挙行ニ付（国民学校）多数参列ノコト

一、十月三日　正午村民ハ在所ニテ黙禱

一、十月四日（時間未定）下部療養所慰問（各種団体長）

一、適切ナル会合ニ於テ左ノ誓ヲ斉唱セシムルコト

銃後奉公ノ誓

1　皇室のもと一億一家、心と心、力と力とを一つにして銃後を守り固めます。
2　朝夕に皇軍の労苦をおもひ戦線に送る銃後の真心として慰問文と慰問袋とを絶やさぬ様に致します。其の留守宅の力にもなりませう。
3　遺族の家を護り合って英霊の忠誠におこたへ申します。
4　傷痍軍人には心から敬意を表し其の再起奉公に力を添へませう。
5　銃後も国防の第一線、元気に睦まじく将来の大きな希望に生き、現在の苦難を戦ひ抜きませう。

以上

昭和十七年一月富里村常会々議事項　一、二五

一　軍用叺供出ノ件
二　軍用梅干供出ノ件　一戸二〇粒宛
三　衣料切符実施ノ件
別紙調査書調査ノ上至急提出下サイ
追テ購入券交付ノ日時ハ通知スルニ付為念
四　企業許可令施行ニ関スル申請ノ件
日割ハ左記ノ通リニ付キ役場マデ関係者出頭ノコト
一月二七日　清沢　大炊平　岩欠　杉山　長塩
〃　二八日　丸畑　北川　和名場　栃代
〃　二九日　昭和組

〃　三〇日　昭和組以外ノ常葉区一円
二月　一日　下部元村
一月二一日　前記以外ノ四号方面
二月　二日　前記日割ノ不参ノ者

五　塩ノ配給ニ関スル件

購入者ハ各部落ノ購入店左記ノ通リ指定ス

一号入全、山口、東組　　渡辺文吉
市ノ瀬　日向　　桜田清治
丸畑　長塩　北川　市瀬日影　境畑　昭和組　　小松富重
常葉日向全　五条　宮平　岩下　　依田清正
波高島上組　上ノ平　　佐野　信
波高島下組　桃川　　米沢市作
下部駅より大曲マデ　湯ノ奥　　杉山一好
下部大曲より廻沢マデ　　石部政信

農発第三六一号
㊙　昭和十七年五月十四日

経済部長

富里村長・農会長殿

軍需梅干供出割当ニ関スル件

軍需梅干供出ニ関シテハ事変勃発以来特別ナル御配慮相煩居候処大東亜戦争以来軍ノ作戦上梅干ハ第一線部隊用トシテ愈々重要ト相成候為昭和十七年度ニ於テハ前年度以上ノ供出割当有之候ニ付テハ左記事項篤ト御了知ノ上梅干ノ計画的生産確保ニ努メラレ供出上万遺憾無之様特段ノ御配意相煩度尚本年度ニ於テハ製造用食塩配給統制相成居候ニ付供出梅干用塩ハ専売局ヨリ各町村ニ特配セラルルニ付御了知相成度此段及通牒候也

記

一、昭和十七年度軍需梅干製造並供出割当

市町村名	供出用生梅漬込割当貫数	所要塩量	梅干供出割当数	同上樽数	摘要
富里村	一四〇メ	四二メ	五六メ	一五樽	但シ一樽ハ選別セル梅干三貫七〇〇匁詰トス

（注意）

1　原料生梅ハ甲州小梅及極大粒ハ使用セザルコト

2　塩ノ割当ハ生梅一升（但シ山盛一升トス）ニ対シ塩三合又ハ生梅一貫匁ニ対シ塩三〇〇匁ノ割合トス

3　生梅重量ニ対スル梅干出来上リ高ハ約五五％予定ナリ

4　生梅漬込割当量ハ梅干出来上リ後選別除外スベキ分トシテ約三〇％ヲ見込居ルモノトス

5　供出割当数量ハ最低数量ナルニ付供出ニ際シテハ選別除外品以外ハ全部供出スルモノトス

6　着色、調味料タル紫蘇ハ生梅一貫ニ対シ二〇〇匁（但シ茎葉共ノ重量トス）ヲ準備シ太キ茎ヲ除キ使用スルコト

7　製造方法ニ付テハ別途ニ製造仕様書印刷シ送附ス

二、供出時期　九月以降ノ予定

三、供出方法　前年ニ準ズルモ改メテ通知ス

富里村

昭和十七年度軍需干草供出割当表　七月常会提出

部落名	戸数	貫数	部落名	戸数	貫数
清沢	二八	二八〆	宮ノ平二	五	五
大炊平	二六	二六	昭和組	七〇	五〇
岩欠	三六	三六	中嶋酒屋	一三	一三
杉山	九	九	北原	一一	一一
和名場	二〇	二〇	林組	一九	一九
栃代	二五	二五	中組	二四	二四
丸畑	三一	三一	下組	三〇	三〇
長塩	五一	五一	杉之木	一六	一六
北川	二二	二二	出ノ口	一三	一三
市之瀬　日向	二六	二六	竹之嶋	二五	二五
〃　日影	二八	二八	上之平	四八	四八
境畑	一三	一三	波高嶋	六二	六二
五條	八	八	桃川	一三	一三

芦原山口	一九	一九	下部	一三五	一一〇
東	三八	三八	湯之奥	四八	四八
宮ノ平一	六	六			

注意

一、本年ハ供出量昨年ノ三分ノ一ニ減ジ最モ良質ノモノヲ供出セシムル予定ニテ検査モ厳密ナルガ故特ニ左ニ留意アリタシ

(イ) カヤ、ススキ等ノ太キ処ハ絶対ニ入レザルコト

(ロ) 手クブリハ必ズホドクコト

(ハ) 色ハ青々ト乾シ上ゲ変色及イキレタルモノハ入レヌコト

(ニ) 乾シ上ゲタルモノハ夜露、フッカケ等ニセザル処ニ置クコト

(ホ) 供出日ハ軍ト打合ノ上追テ通知ス

昭和十七年一月十七日

西八代郡富里村銃後奉公会長　桜田　潔

総務部長　殿

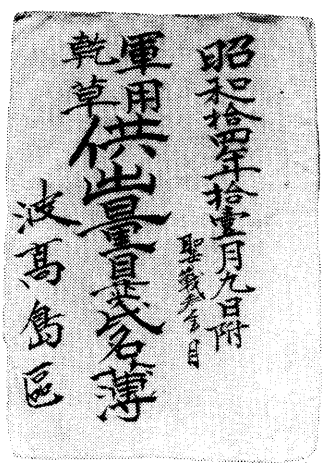

軍馬糧乾草の供出書

金属類特別回収優良部落並個人調査ニ関スル件

客年十二月三日照会ニ係ル左記調査別紙之通リ推選及報告候也

金属類特別回収優良部落会事績調書

西八代郡富里村下部部落常会

一　部落会地域ノ概況

(一)　環境　下部温泉ノ所在地ニシテ住家ハ二十町余ニ渡ル広域ニ点在シ、温泉業者・宿屋業者ヲ除ク外一般農業ニ従事ス。

(二)　戸数　一三〇戸

(三)　住民ノ生業状態

営業者ノ外主トシテ農業ニ従事スルモ、耕地ハ甚ダ狭少ニシテ食糧ハ年内三分ノ一ヲ支フル能ワズ、従ッテ農閑期ハ製炭・製材等ノ業ニ服シ産業報国ノ念ニ燃エツツアリ。

二　部落常会ノ活動状況

(一)　平素ニ於ケル活動状況

常会長ヲ中心ニ何レモ毎月一回男女常会ヲ開キ、協力一致シテ社会奉仕・勤労奉仕・下部開発事業・療養所・遺家族慰問等其ノ活動振リニ至ッテハ村内ノ模範タリ。

(二)　回収ニ際シテノ概況

各種団体ヲ動員シ、回収ニ先ダチ毎戸ニ渡リ勧告督励シ、時局下喜ンデ之ニ応ズル様認識ヲ深メタリ。当日ハ各役員出動シ能ク回収班ヲ助ケ秤量・梱包・運搬等ニ協力ン其ノ進行ヲ計リタリ。

三　供出数量

鉄	貫	銅及銅合金	貫
普通屑	三〇三、五八〇	故銅	五、七四〇
級外〃	二七、一四〇	真鍮	一一、八七〇
白ベラ	一五三、四八〇	砲金	六、八〇〇
並銑	一二六、五〇〇	唐金	
計	六一〇、七〇〇	計	二四、四一〇

四　供出物件ノ主タルモノ

門扉　柵　手摺　欄干　仕切用金物

銅　(乙)　金屬類特別回收供出物件總括表

昭和18年1月10日　　市區町村集荷場所名　富里村

區分	銘柄	量目	代替物費ヲ含メタル買上代金	取外シ費	修理費	備考
買上品	古銅	35貫340	292円81	2円97	44	三三常会
	真鍮	116 200	834 32	17 39		
	唐金	17 370	79 48			
	砲金	2 805	15 23			
	小計	171 715	1221 84	10 36	44	

鐵　(乙)　金屬類特別回收供出物件總括表

昭和18年1月10日　　市區町村集荷場所名　富里村

區分	銘柄	量目	代替物費ヲ含メタル買上代金	取外シ費	修理費	備考
買上品	普通屑	2511貫980	2,681円26	296円01		三三常会
	級外	71 310	23 69			
	白ベラ	[redacted] 700	21 76	10 03		
	並銑	504 420	426 76	1 36		
	小計	3131 410	3,153 47	307 40		

隣保組回ラン

隣組回覧

銀の大動員

今や勝敗の鍵は懸つて航空決戰に在ります

△皆さん　銀を出しませう。銀を！

敵は我が表玄關に迫りつゝあります。最早一瞬の躊躇をも許しません。私共は斷乎これを撃碎すべく邁進の一途あるのみです。刻下の急務は航空機等の生産に必要な大量の銀を供出し一刻も早く前線へ一機でも多くの新鋭機をどし〳〵送り込むことです。就ては左記事項を篤と御覧願つてこの際全國各家庭の隅々からたとへ一匁の銀でも餘す所なく之をお國の御用に立てますやう十二分の御協力を願ひます。

尚金・白金・ダイヤモンドに付てもこの際銀と一諸に買上げますから是非御持參下さい。

▼回收物件

銀製品の室内裝飾品、化粧用品裝身具、食器、菓子皿、喫煙用具、文房具、外國銀貨、古錢其の他銀であれば何んでも結構です。

▼買上方法

左記日時及場所へ政府の買上代行機關たる社團法人中央物資活用協會の買上班か出張して買上ます。

日・時

場所

▼買上値段

政府で定めた價格

銀製品　純銀量一匁ニ付　三十五錢

銀地金　同　十七錢五厘五毛

金　純金量一匁ニ付　十四圓四十三錢七厘五毛

の割合で買上げます。買上げに付ての鑑定秤量は嚴選された鑑定員に依つて公正に行はれます。

▼代金支拂

現品を持參して頂けば其の場で鑑定秤量の上即時現金で支拂ひます

昭和十九年九月

大藏省・内務省・軍需省・山梨縣

中央物資活用協會山梨縣支部

回覧順	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

山梨・四

五　特ニ優良ト認メタル理由

組員何レモ和衷協力自カラ進シデ労務ニ服スルノ美風アリ。

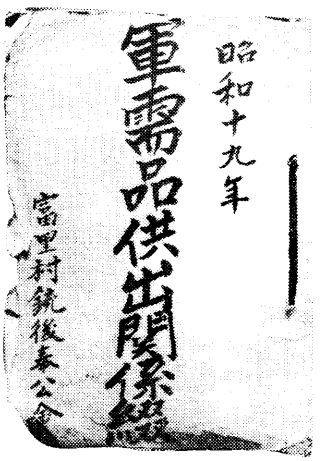

軍需品供出関係つづり

昭和十九年度戦時物資供出割当表（富里村）

部落名	松根	叺	莚	縄	藁	綿
清沢	五九〇メ	三三ケ	三五枚	五包	二三梱	六・三メ
大炊平	五九〇	三三	三五	五	二三	六・三
下岩欠	三五〇	二〇	二三	五	一三	三・七
上岩欠	四一〇	二五	二八	五	一五	四・四
杉山	一五〇	九	一〇	五	二	一・七
和名場	四四〇	二七	二九	二五	五	五・六
栃代	四一〇	二五	二八	一五	五	四・四

長塩	一、二三〇	六六	七四	一〇	四〇	一一・八
丸畑	六八〇	四〇	四四	三五		七・三
北川	五三〇	三一	三四	五	三	五・五
市之瀬日影	六三〇	三八	四三	五	二四	六・七
〃日向	六三〇	三八	四三	五	二四	六・七
境畑	三〇〇	一八	二〇	五	八	三・三
五条	一七〇	一〇	一二		七	一・九
芦原山口	四八〇	二七	三〇	五	一七	五・一
東	七七〇	四六	五一	五	三三	八・一
宮ノ平一	八〇	五	六		四	一・〇
〃二	一五〇	九	一〇		七	一・七
酒屋中島	三八〇	一八	二〇	五	八	三・三
昭和組	一、六三〇	九六	一〇六	一〇		三・七
北原	一九〇	一三	一三		八	二・一
林組	四一〇	二五	二七	五	一三	四・四

中組	五七〇	三四	三七	五	二一	六・〇
下組	七〇〇	四一	四五	五	二六	七・四
杉ノ木	三七〇	三	二四	五	一三	四・〇
出口	三〇〇	一八	二〇	五	九	三・三
竹ノ島	六三〇	三八	四三	五	二六	六・九
上ノ平	一、二三〇	七三	七九	五	四九	一三・一
波高島	一、四五〇	八五	九四	五	六〇	一五・六
桃川	三〇〇	一八	二〇	五	八	三・三
下部一	七四〇	四四	四八	一〇	一四	七・八
〃二	五七〇	三四	三七	五		八・六
〃三	六一〇	三六	三九	五		九・八
〃四	一、〇一〇	六〇	六六	五		一四・七
湯ノ奥	一、〇七〇	六三	六九	三〇	三	一一・五
計	二〇、五四〇	一、二三四	一、三三七	二五五	五四六	二三六・九
県割当	二〇、〇〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	二五〇	五四〇	二三六・〇

追加分	五〇	一四	一七	五	六	〇・九

昭和十七年十一月三日

富里村銃後奉公会長　石部元三郎

勇士各位

大東亜戦争勃発以来僅カ一年足ラズニシテ、我ガ皇軍ハ戦域正ニ一万数千哩、実ニ此ノ広漠タル海空陸ニ於テアラユル困苦欠乏ニ堪エナガラ善謀力戦、世界戦史ニ比類ナキ大戦果ヲ挙ゲテイマス、只々我等ハ有難ウト云ウ言葉ヨリ外アリマセン。又一方建設方面ニ於テハ、満州、支那各地ハ勿論南方新占領地ニ於テモ重要国防資源ノ確保ヲ始メ、建設諸事業ノ着々トシテ進メラレツツアルコトハ誠ニ邦家ノタメ慶賀ニ堪エマセン。而シナガラ戦争モ建設モ又コレカラデアルコトハ申スマデモアリマセン。我々ハ前線銃後ノ別ナク打ッテ一丸トナリ、不撓不屈、如何ナル長期戦ニモ堪エ、道義ニ基ヅク大東亜ニ新秩序モ建設シ以テ万民皆ナ其ノ所ヲ得シムルコトガ我国ノ理想デアリマス。

コノ理想顕現ノタメニハ諸君ハ命ヲ捧ゲ君国ニ尽シ、我々ハ身ヲ挺シテ銃後ヲ固メル覚悟ガナクテハナリマセン。コレヲ思ウ時全ク帝国ノ前途ハ正ニ苦難デアリ又光明デアリマス。今後幾度カ我ガ上ニ試練ノ嵐猛ル共断乎ト守レ其ノ正義進マン道ハ一ツノミ、強キ信念ニ生キヌキハジメテ光明ニ浴スルコトガ出来ルノデス。諸君、銃後ハ更ニ心配ナク、唯一途ニ彼ノ傲慢不遜ナル米英撃滅ニ向ッテ邁進シテ下サイ。

コノ慰問品ハ誠ニ軽粗ナモノデハアリマスガ、村民一同ノ感謝ノ真心ガ含マレテオリマス。本日役場ニ於テ慰問品ノ梱包ニ発送ニ余念ナキ青年婦女子ノ姿ヲ御想像下サイ。

今年ハ幸イ天候ニモ恵マレ、養蚕モ農作物モ大豊作デ去ル二十七日ニハ新穀感謝祭並ニ武運長久戦勝祈願ノ太々神楽ヲ村社ニ於テ執行シマシタ。コノ御守ニハ村民一同ノ誠意ト祈願ガ込メラレテオリマス。御佩用下サイ、左様ナラ。

本村各種団体ノ氏名ヲ参考マデニ

村長　石部元三郎　助役　赤池忠則　収入役　渡辺宗親　書記　小林孝叶　小林能臣　渡辺要　佐野信次　小林敏江　斉藤マサエ　渡辺正臣　国民学校長　松田寛　青年学校長　前川重弘　産業組合長　渡辺趣譜　農会長　堀内卓三　森林組合長　桜田潔　警防団長　磯野辰一　軍人分会長　竹内京三　軍友会長　佐野利晴　教育後援会長　馬場正臣　翼賛壮年団長　佐野喜光　銃後奉公会職員　佐野利晴　婦人会長　石部多か

一身上家事上ノコトニツキ御相談ガアリマシタラ遠慮ナク銃後奉公会専任職員佐野利晴宛御通信下サイ。

謹　啓

「オミンナン　オアツウゴイス」と申しても　上空の寒き大空に北方の冷涼な地に、極熱の南方に　広い地域に亘って活躍なされ、しかも　此の御たよりが皆様の御手許に届くのは早くて二週間、遅きは半年「オ寒ウゴイス」といはねばならぬ秋かと思ひます。

でも只今故里は「オ暑ウゴイス」上衣は着用せずともよいと資源愛護の見地からか、お上よりのお達しがあって外出も上衣なしが多くなりました。

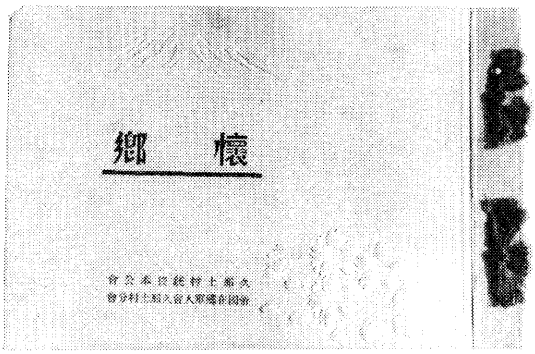

慰問写真集（慰問袋へ入れた）

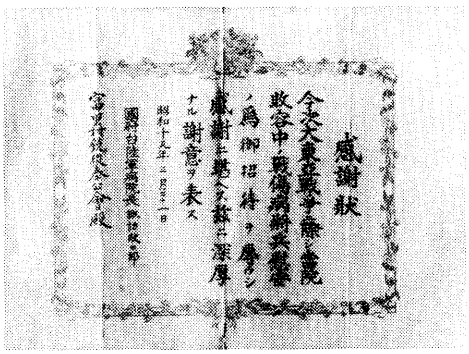

戦傷病将兵慰安の感謝状

春蚕も六十掛から七十五掛となり村平均十一円五十銭見当です。収量も村平均瓦当七百二十匁といふ好成績、織物原料の不足の折柄益々馬力をかけています。麦作も思ひの外実入が良くて収量多く大麦などは供出希望者ばかり、稲作も発育順調、目下食糧増産緊急対策が実施され、甘藷、豆類　ソバ　玉蜀黍　大豆等雑穀の増産に懸命です。食糧不足等万々なからしむ可く増産隊の編成、青少年団、壮年団等の活躍著しきものがあります。必ず食糧難は打開致します。否食糧不足等絶対に到来致しませんから御安心下さい。

私共青年指導を托されているもの、農夫の食糧増産、前線の苛烈凄壮な決戦を繰返していられる諸兄と同じ態度で職場に打死の覚悟で頑張っています。

「オミンナン」安心して呉れ、兄等先輩の後には張切った青少年が何時でも出動出来得る態勢で待機しています。行軍力の養成、耐久力の錬磨、士気の昂揚に郷にいては産業戦士として、兵となっては、米英撃滅の火の玉となり得る身心の錬成に励んでいます。

来る廿七日には青年学校青年団主催徹夜行軍で富士登山を決行致します。八月には水泳訓練、銃剣道暑中合宿訓練も行ひます。

女子も軍国の母たるべく身心の錬磨に努めています。

戦局益々重大化す秋、皇軍将兵各位の労苦を多謝し併せて武運長久を祈願して暑中の御挨拶と致します。

昭和十八年七月二十一日

富里青年学校　前川　重弘　南巨摩郡五箇村
小林　久直　富里村長塩
赤池三千雄　西八代郡古関村釜額
渡辺　重義　富里村大炊平
一瀬とき子　西八代郡市川大門町
富里青年団副団長　望月　将男　富里村常葉日向
富里女子青年団副団長　小林志げ子　西八代郡富里村常葉日向
富里青年学校　渡辺　哲雄　富里村上岩欠

富里村出身将兵各位

振山収第八三八号

昭和十八年二月十九日

恩賜財団軍人援護会山梨県支部長

各市町村銃後奉公会長殿

皇軍慰問書籍百万冊献納運動実施ニ関スル件

首標ノ件ニ関シ一月十八日付振発第四七号ヲ以テ内政部長ヨリ各市町村長宛通牒致シ置キ候処本運動ハ長期決戦下前線将兵慰問ノ為メ、最モ適切ナル試ミニ有之候ニ付キ標記運動ノ所期目的達成ノ為メ格段ノ御協力ト御配意相成度

昭和十八年二月十七日

富里村銃後奉公会長　石部元三郎

各常会長殿

現役並ニ応召軍人遺家族激励慰安会開催ノ件

今般左記ニヨリ慰安会開催致スベク候条御出席相成様御督励相成度　尚甚ダ御手数乍ラ別紙招待券貴部内遺家族へ一戸一枚宛御配布下サレ度御願申上候

左　記

一　日時　昭和十八年二月二十二日正午ヨリ
一　場所　久那土国民学校
一　演芸　浪曲　万才　奇術
一　往復旅費自弁　土産品等ナシ、下足包紙持参ノコト

農発第六五七号

昭和十八年八月二十四日

内政部長

富里村長殿

食糧増産隊帰還ニ関スル件

食糧増産隊ノ編成ニ就テハ格段ノ御尽力相煩シ感謝仕候、目下隊員ハ内原訓練所ニ於テ、炎暑ヲ冒シ厳正ナル訓練ヲ実施中ニ有之候処、以御蔭全員無事所期ノ訓練ヲ修了シ、左記ニ依リ帰還可致候ニ付テハ当日帰還報告式ヲ挙行可致候条御出席相成度此段及通知候也

追而隊員家庭ニ対シコノ旨御伝達相煩度

尚隊員ハ内原ニ於テ訓練セラレタル心身ヲ以テ今後食糧増産ニ動員挺身可致候処

之等隊員ハ国家的重要任務ヲ負イ、自家ノ経営ヲ顧慮スル遑ナク、卒先本隊ニ参加セル為メ仮令農繁期ニ於テ一時帰宅等ノ措置ヲ講ズルト雖モ、家庭ニ於ケル労力ノ補給等ニ就テハ、応召農家ニ準ジ可然対策ヲ講ズルノ要有之ト存候条、此点万遺漏無之ト存候ヘ共何分ノ御高配相煩度此段御依頼申上候

記

一　帰還日時　八月二十九日　午後四時六分　甲府駅着

一　帰還報告式　同日午後四時三十分　県庁前庭

農発第二八二号
昭和十八年八月二十六日

内政部長

富里村長殿

満州国山梨県報国農場勤労奉仕隊慰問激励ニ関スル件

曩ニ御配慮ヲ煩シ候首題ノ勤労奉仕隊ハ、已ニ現地農場ニ於テ酷暑ト闘イツツ食糧増産ト農場建設ニ従事致シ居リ候処、之ガ慰問激励ヲ為スハ之等隊員ヲシテ更ニ一層士気ヲ昂揚セシムルコトト存候ニ付テハ、左記ニ依リ之ガ実行ニ関シ一段ノ御配慮相成度此段御依頼候也

記

一　現地奉仕隊員ニ対スル処置

国民学校　女子青年団員等　其ノ他適当ナル団体ニ委嘱シ慰問文又ハ軽易ナル物品（慰問袋）ノ発送ニ努ムルコト

二　残留家族ニ対スル処置

出動応召兵士ノ家庭ニ準ジ、村内各種団体代表ノ家庭訪問及勤労奉仕計画ノ実施等ニ努メラレタキコト

西八銃連発第二号
昭和十八年二月二十四日

西八代銃後奉公会連合会長

富里村銃後奉公会長殿

傷痍軍人花嫁講習会開催ノ件

今般支那事変並大東亜戦争ニ身ヲ挺シ皇国ニ報ジ不幸傷痍ヲ受ケ、又ハ疾病ニ罹リ第一線ヨリ後退セル傷痍軍人ニ対シテハ、諸種ノ保護施設ニ依リ症状固定シ、又ハ治癒シ夫々適職ニ再起奉公ノ誠ヲ効サシメツツアルモ、近時未婚者傷痍軍人ノ増加ニ伴イ、之等傷痍軍人ニ対シ好配偶者ヲ斡旋シ、精神的生活ノ安定ヲ図リ愈々再起奉公ノ志操ヲ固メシメ卒先垂範聖職完遂ノ推進力タラシムルハ、刻下極メテ緊要ナル事ト思料セラルルヲ以テ、之ガ配偶者斡旋ノ積極化ノ一方途トシテ別紙要項ニ基キ傷痍軍人花嫁講習会開催ノ上、結婚適齢期女子ニ対シ傷痍軍人ノ心情ヲ正シク認識セシメ、進ンデ傷痍軍人ノ配偶者タラントスル思想ノ昂揚ニ資シ度候条御部内適当ナル受講者推選方御取計相成度

追而本会ニ於テ準備ノ都合モ有之候ニ付出席者ヲ別紙用紙ニ記入三月四日迄ニ御回報相成度

傷痍軍人花嫁講習会開催要項

一　主　催　西八代銃後奉公会連合会

二　日　時　昭和十八年　自三月十五日～至三月十七日　三日間

三　場　所　西八代郡富里村下部慈照院

四　経　費　宿泊、食事ハ主催ノ負担トス
但シ飯米七食分　約一升持参ノコト

五　出席者　結婚適齢期ニアル婦女子中一般婦女子ニ対シ指導的能力アル者及現ニ其ノ立場ニ在ル者、一村銃後奉公会ヨリ十名以上ヲ推選シ出席セシムルコト

六　服装及　服装ハ大日本婦人会々服又ハ女子青年団々服ニモンペヲ着用スル
他ニ寝具ノ一部トシテ寝衣（ドテラ、毛布、下着衣）敷布、枕被布
洗面用具、筆記用具等日用品ヲ持参ノコト
尚初日の昼食ハ持参ノコト、履物ハ適宜トス

昭和十九年富里村銃後奉公会日誌（抜粋）
二月十八日　金　曇後雪

午前九時より、公会堂に於て蚕繭確保大講演会あり、県経済部長、東京蚕糸学校助教来村、
午後二時より役場に於て人口調査打合せあり出席す。三時より戦勝祈願祭を行う。

三月十日　金　晴
午前十時より、村招魂堂に於て四英霊の合祀祭に参列す。午後二時より軍友会を事務所に於て開催す。

三月十三日　月　晴
午前中執務、午後女子挺身隊選出打合せのため常会長会議あり出席す。

三月二十六日　月　晴
午前八時二十八分の電車にて、南巨摩地方事務所へ海軍々人援護協会の会議あり出席す。午後二時より農業会設立総会に出席、夕方大炊平、渡辺俊人氏弔問に海軍大臣代理として来村せし川井大尉殿の案内を収入役に依頼す。

三月三十日　木　曇後雨
常葉駅午前八時三十八分発にて、海軍予科航空練習生出発につき見送りをなす。

四月八日　土　雨
午後二時より出征兵士　小林貞雄、磯野惣次郎　松井民雄　伊藤栄作　石部源次郎　小林義雄　太田数馬　常葉駅早川助役　下部局員三浦の九氏の奉告祭を施行す。

七月二十六日　水　晴後雨
午後七時、古関村防空監視哨に婦人会長外二名同伴にて慰問を行う。

十月六日　金　曇
午前七時役場集合にて、村会議員、各種団体長等戦没者の墓参をなす。一号方面遠藤倫之　堀内勝喜　石部市則　高野健　二号方面農業会長　磯野弘文　青年学校長　高野忠男　三号方面助役　佐野義祐　四号方面堀内卓三　小林孝叶氏

十一月七日　火　晴
午前九時より軍需干草供出を県購連にて受取る、四時終了す。

十二月三日　月　晴
午前九時より、地方事務所において銀並に金属類回収打合せあり、同時に綿（火薬用）供出の打合せも行う。午後二時警戒警報入り、十五分にして空襲となる。午後の松根の打合せ会に依田氏出席するも警報入りたるため会は中止する。

○戦時下の学校
富里国民学校日誌（抜粋）

昭一六・四・一　国民学校制本日より施行、富里国民学校となる
四・二一　大子山五反歩開墾
一二・九　宣戦の大詔奉読式並に国難突破祈願祭
一二・一〇　県翼賛会主催の必勝国民大会（舞鶴城）に出席
一二・一二　義勇軍募集に関する打合せ（共和村）校長　高二担当出席
一二・一四　必勝村民大会　五年以上参加
一二・二二　宣戦布告奉告祭を諏訪、熊野両神社にて執行
一七・一・一五　富里村翼賛壮年団結盟式
二・七　明日日曜につき大詔奉戴日行事を繰上げ実施、（君が代、詔書奉読、訓話）
二・一七　シンガポール陥落祝賀村民大会、職員児童旗行列
三・一　満州建国十周年記念式　義勇軍壮行会
三・三　義勇軍出発につき全職員児童歓送
三・一三　ラングーン陥落祝賀行事、神社参拝、旗行列

三・一八　第二回学童集団継走、常葉駅～八木沢峠八キロメートル
四・　八　大詔奉戴日式後、特別攻撃隊九勇士の海軍合同葬なるため日比谷公園の方向にむかい遙拝をなす
四・二三　初五以上勤労奉仕
四・二九　楠公父子石像の除幕式
五・　六　大森先生に薙刀の指導を受く
五・二二　青少年学徒に賜りたる勅語奉読式
六・　九　高女、大子山へ甘藷苗さし、一五〇〇本
六・一七　学童服の配給を行う
七・　四　松田校長、満州新京に於て開催の東亜教育大会に県代表として出席
七・　五　校庭において軍用馬の訓練あり
七・　七　支那事変記念日の式（建国体操、行進、綱引、万才）
八・　七　校長、下部療養所の慰問をなす
八・一〇　薙刀、柔道の講習会（久那土）に出席
九・　二　村上教諭、食糧増産協議会に出席
一一・二〇　高等科、大子山麦まき
一二・　八　大東亜戦争勃発一周年記念式
一二・二二　「興亜の日」を行う、縄の出荷五八貫　その他鉄類、ドングリ
一八・一・三〇　縄出荷二〇七貫
三・　四　義勇軍壮行会に高男出席、村社にて
三・一一　麦ふみ、初五以上行動
四・二三　高等科二校時より大子山へ芋植に
八・二三　防空訓練講習を受く
九・一三　初六以上、岳山より木炭搬出一八八俵
一〇・　五　前線将兵へ慰問文発送
一〇・一三　中部学童戦技大会に出席
一〇・二二　慰問用胡桃二斗四升、二三日同じく一斗六升、樫の実四升役場へ納入
一一・　五　初五以上、午後から麦蒔手伝い
一一・　四　午後全校ドングリ拾い
一一・　六　高等科、大子山へ甘藷掘り
一一・一二　〃　大子山へ麦まき
一二・二六　少年団、部落別に麦ふみを行う
一二・二八　高等科、下部山へ薪運搬三二三把
一二・二九　少年団、部落別に麦ふみ
一九・一・一一　耐寒訓練実施
一・一四　高等科薪搬出作業
二・一九　縄ない競技大会に参加（落居）
二・二二　高等科薪搬出奉仕九四〇把
三・一〇　戦意高揚展開催
三・一三　義勇軍壮行会
三・一六　薪搬出奉仕
三・二〇　初五以上勤労奉仕
三・二四　初五以上薪運び
三・二七　〃
三・三一　常葉川原開墾作業
（この頃より殆ど連日の如く運搬、食糧増産のための作業にかり出された……以下略）
八・　二　本日より学校に竹槍をもってくる
八・　七　初三以上縄ない
八・二九　四谷第二国民学校集団疎開学童受入れ
八・三〇　四谷第三国民学校　〃
九・二二　高等科、養蚕勤労奉仕
一一・　一　この頃より連日の如く空襲警報の発令あり
一二・二六　貯穀の籾あつめ、一人一升、二人の場合は一升五合宛
一二・二九　苧麻の出荷
二〇・一・　八　四谷国民学校の慰問演芸会開催
一・一〇　四谷の児童へ慰問の餅をおくる

一・一一　青少年総突撃運動における縄の供出　二、二八八貫
一・一二　籾五俵供出
一・一五　四谷の児童達へ乾燥南瓜をおくる
一・一六　四谷の学校より餅の返礼として乾パン七缶をうける
一・一七　南瓜の種子供出　一・五貫
一・二〇　甘藷切干供出
一・二三　西八代郡少年兵壮行会（久那土）
二・一六　四谷学校より恩賜のお菓子のお分け式をおえて戴き児童に配分す
二・二〇　四谷六年生を送る会
二・二一　下部教場の父兄会、四谷六年生の荷づくりを行う、高二女手伝い
三・一　高男、桑皮搬出の手伝い
三・二六　甘藷ぐらづくり
四・二六　本日より高等科は普通授業を廃止、専ら増産に努める
五・一五　高二女四七名、田中計器下部工場に出動
五・一七　高二男三〇名、富士工場に出動
六・二二　富里国民学校学徒隊結成

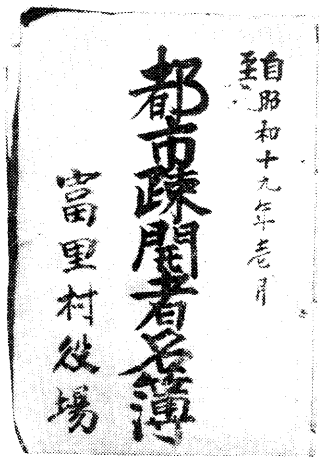

疎開者名簿

○空襲と強制疎開

空襲に備えるための家屋の強制疎開・学童疎開・警防団への動員・防空訓練への駆り立てなど国民生活に対する圧迫は日ごとに高まっていったが、十九年秋からはついに本土に対する空襲、艦砲射撃などがはじまり、一般国民とくに都市の住民はその恐怖のなかを逃げまどいつつ、しかも生命をつなぐ食糧を買い求めてさまようなど暗い生活の日々がつづいた。そして数多くの国民が空襲によって尊い生命を奪われ、住む家を失い、あるいは家族とも散りぢりになるなどその悲運に泣く悲劇がくりかえされたのである。

このような悲劇はひとり都市だけではなく、日本において最大の兵力の供給源であった農漁村からはおびただしい数の戦死者をだし、それをめぐる悲劇は全国津々浦々に及んだのである。

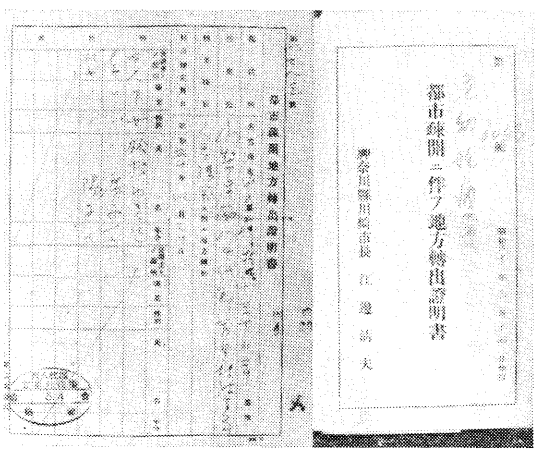

地方転出証明書

都市からの疎開は農村の親類・縁故を頼って行われたが、十九年度富里村疎開者名簿によれば一五五世帯の家族が記載されている。

発第一六号
昭和二十年七月四日

久那土村警防団長　土橋　悦造

各部長殿

灯火管制強化ニ関スル件

時局ノ推移ニ鑑ミ敵機ノ空襲必至ノ重大時期ト相成リ、灯火管制ハ最モ関心ヲ要スル次第ニ候、今般山梨県ニ於テモ管制規則改正セラレ其ノ実施ヲ強化スル事ト相成候、依ッテ貴部内ニ於テモ、左記要項ニヨリ管制強化ニ努メラレ度及御依

頼候也

左記

一　点灯ト同時ニ管制用具ヲ取付ケ、直射光線ノ外部ニ洩レザル様ニスルコト

二　午後十時以後ハ空襲管制ト同様光線ハ絶対ニ外部ニ洩レザル様ニスルコト

三　就寝ノ場合必ズ消灯スルコト（十時前ト雖モ就寝ノ時ハ消灯スルコト

警戒警報発令ノ場合十時前ト雖モ空襲管制ト同様ニスルコト）

注意

一　最近敵機通過後警報発令セラルルコト往々ニアリ、故ニ灯火管制ハ厳重ニ御注意願イタシ

二　近時管制方法幾分遅緩セルモノ多キニ及ベリ、御注意ヲ乞ウ

発第四二三号

昭和二十年七月十五日

久那土村長　桐戸政喜

久那土警防団長　土橋悦造

各区長・警防団各部長殿

白壁擬装実施ニ関スル件

戦局ノ推移ニ伴イ空爆ノ危険ヲ防止スル意味ヲ以テ、白壁ノ擬装方実施ニ関シテハ、兼テヨリ御手配中ナルモ、今回左記ニヨリ強力ニ実行セシメラルル様示達有之候条　貴区内各方面ト連絡ノ上遺漏ナキ様御注意御願申上候

記

一　白壁ハ全部黒色ニテ塗リ潰スコト（赤色ハ擬装ニナラズ）

二　来ル七月二十二日マデニ必ズ実施スルコト

三　灯火ヲ充分ニ管制シ、白壁ヲ塗リ替エル等、其ノ他敵機ノ目標トナル可キ



戦時体制下の女子青年団の訓練

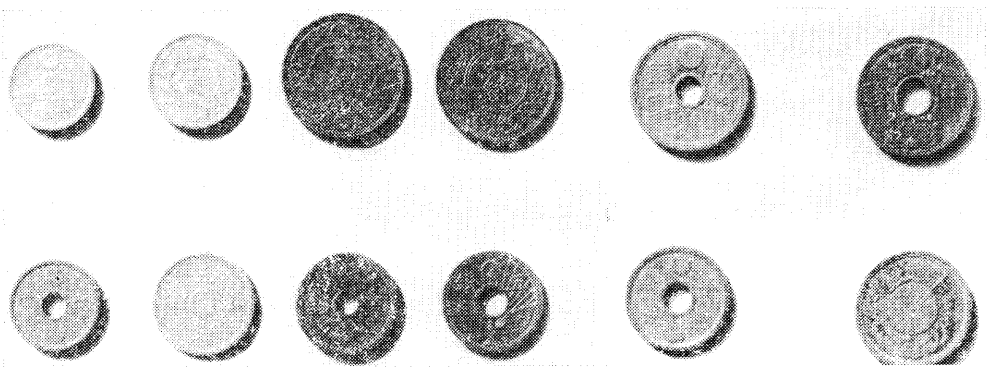

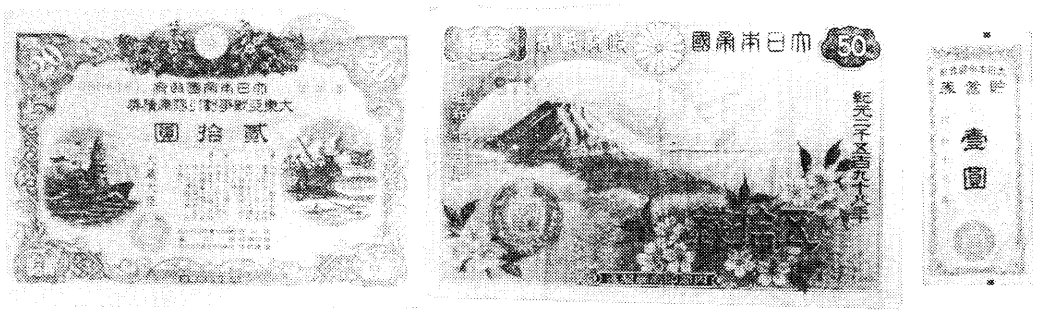

戦時体制下の貨幣と国庫債券、貯蓄券

モノヲ此ノ際一切除去ニ努メラレ度シ

○戦時体制と貨幣

第一次世界大戦前の日本では、貨幣用金・金貨・紙幣が自由兌換によって完全な金本位を維持して来た。昭和六年七月に発行された弐拾円の兌換紙幣は日本銀行兌換券といい、表に「此券引換に金貨弐拾円相渡可申候」と印刷されてある。昭和十七年二月日本銀行法が制定されて、兌換券は銀行券に変わった。

貨幣のうつりかわりは、その国の経済と密接な関係がある。昭和六（一九三一）年、満州事変以来我が国は準戦体制に移行した。そのことは貨幣の面に現れ、昭和八年から補助貨幣の拾銭・五銭の白銅貨はニッケル貨に変わった。昭和十三年度ころより壱銭の銅貨はアルミ貨にかえて、銅は引きあげられた。ニッケルは軍用資材として重要であるので、貨幣の形で蓄積しておけば、将来役立つであろう軍事目的のためにとられた措置で、十二年支那事変勃ぱつに際して、ニッケル貨は回収されて軍用資材に転用され、十三年からアルミ貨に切り替えられた。昭和十三年六月には臨時通貨法によって、五拾銭補助銀貨に代わって小額政府紙幣が発行された。戦争末期には日本軍占領地のインドシナや、ビルマには亜鉛を多く産したので、それを用いて錫亜鉛貨が鋳造されるようになった。さらに終戦間近いころには金属素材確保困難から、陶器製の貨幣が製造されたが、この陶製貨は発行されないままに終戦を迎えた。貨幣の意匠なども戦時色が強く富士山・金鵄などが用いられるようになった。（ブリタニカ国際大百科事典作道洋太郎）

五　戦争の終結

(一)戦況悪化

十八年二月ガダルカナル撤退以来、日本軍の敗色は日々に高まり、五月アッツ島、十一月タラワ、マキン島、十九年に入って二月クエゼリン・ルオットの守備隊がいずれも玉砕（全滅）した。こうした中で十八年九月、大本営政府連絡会議は「今後採るべき戦争指導大綱」を決定し、今明年中に戦局の大勢を決することを目標に、対ソ関係の好転をはかりつつ対米英戦を遂行することとし、絶対確保すべき要域を、千島・小笠原・内南洋（中西部）及び西部ニューギニア・スンダ・ビルマを含む圏域と設定した。いわゆる「絶対国防圏」である。

だが十九年六月、ニミッツ提督麾下の米軍は、中部太平洋方面の中心基地であるサイパン島に上陸し、一か月の戦闘のあと日本軍は玉砕するに及んだ。またテニヤン・グワムをも米軍は占領した。ビルマ方面軍は十九年三月、インド進攻作戦を開始しインパールをめざして進撃したが、英印軍の猛反攻を受け七月にはその作戦を中止した。八月には北ビルマのミートキナで英軍に敗退、九月拉孟・騰越では中国軍の攻撃の前に玉砕、そして、マッカーサー麾下の米軍は、太平洋を「とび石」伝いに北上しつづけ九月二十日、フィリピンのレイテ島に上陸した。十一月にはサイパン島のマリアナ基地から進発したB29による東京空襲が行われた。

一方、ヨーロッパにおいても枢軸側の劣勢は日増しに濃くなり、二十年三月にはソ連軍はオーデル河をこえ、西部戦線の米軍はライン河に達し、四月両軍はエルベ河で合流した。他方ソ連軍は四月ベルリン攻略戦を展開し、五月一日ヒットラーは自殺し、五月七日、ドイツは無条件降伏をした。

(二)本土空襲の激化

昭和二十年一月、最高戦争指導会議は軍需生産の増強、生産防衛態勢の強化など、本土決戦のために根こそぎ動員しようとする「決戦非常措置要綱」を決定した。二月に入ると米機動部隊は艦載機をもって関東各地を爆撃したが、その後はB29の戦略爆撃に加えて、艦砲射撃や本土沿岸に対する機雷投下も開始された。これによって日本本土の軍事施設、軍需工場が多大の損害をうけたのはもとより、沿岸の機帆船、輸送をふくむ海陸の交通も麻痺状態におちいっていった。

そして三月九日夜から十日にかけて、東京はB29による無差別爆撃のため壊滅的な打撃を受けた。その後マリアナを基地とするアメリカ戦略爆

撃機による無差別じゅうたん爆撃は、日本本土に接近する機動部隊からの艦載機による空襲を交えて大阪・名古屋・神戸・横浜その他の諸都市におよんでいった。

一方、二月にはマニラが占領され、三月には硫黄島守備隊が玉砕し、つづいて米軍が沖縄へ上陸を開始し、まさに本土決戦寸前の状況に立ちいたったのである。

県都甲府は六月六日午後十一時五十三分、B29一二〇機の編隊による空襲を受けた。

甲府市編「甲府空襲の記録」によると、死者一、一二七人、重傷者三四五人、軽傷者八九四人、行方不明三五人、全焼一七、九二〇戸、半焼二三〇戸と市内六八%が戦災、焦土と化した。投下された爆弾は二・八キロ油脂焼夷弾、若干の一・八キロエレクトロン焼夷弾、五〇キロ級油脂焼夷弾を雨のように投下した波状無差別爆撃は、二時間余にわたった。この間玉幡飛行場の陸軍熊谷飛行学校分校からは一機も飛び立たず、まったくB29の蹂躙にまかせるのみであった。

空襲被害地域図

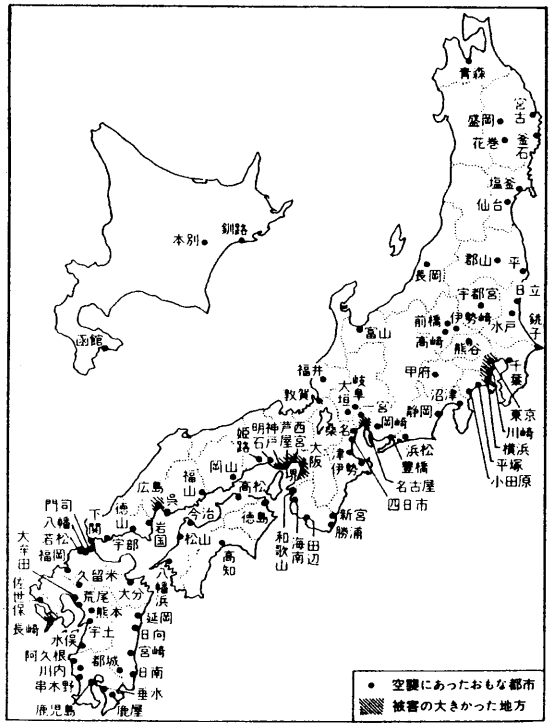

㈢日本の降伏

二十年六月二十三日、日本最後の砦であった沖縄本島は遂に米軍の手中に帰し、軍将兵の戦死者九万のほかに一般住民の死者一〇万名を出した。以後本土への空襲は益々熾烈となり、大都市からやがて地方中、小都市にまでおよび、日本経済は海上封鎖による物資の輸送凍結のほかに、国内における軍需工場の焼失、破壊、交通の寸断、労働者の罹災などによって決定的な衰退段階にはいるとともに、国内全体が日を追って混乱状態におちいり、国民の戦意喪失も目立ってきた。

一方、連合国首脳はポツダムに合会し、日本に無条件降伏を要求する「ポツダム宣言」が七月二十六日発表されたが、これに対し鈴木首相はポツダム宣言を無視する声明をおこない、軍の呼号する「一億玉砕」の態勢が持続された。ところが米軍は八月六日には広島に、ついで八月九日には長崎に原子爆弾を投下し、また八月八日にはソ連が対日宣戦を布告するなど、この極端な戦局悪化に伴い、遂に八月九日の御前会議において「国体護持」を条件に「ポツダム宣言」を受諾し、ここに満州事変以来十五年に及ぶ戦争は日本の無条件降伏によって、終結をみたのである。

降伏文書の調印は九月二日、東京湾に投錨した米艦ミズリー号上において、日本側全権と、マッカーサー元帥をはじめとする連合国側代表との間でおこなわれた。かくして日本は有史以来、はじめての外国軍隊による占領下の歴史を歩みはじめたのである。そして占領軍当局は、日本に対し全面的な戦闘行為の停止、武装解除、武器、弾薬の生産停止を命じた。

六　民主化と復興の歩み

㈠軍国日本の解体

占領政策の究極の目的は、日本が再び米国の脅威となり、また世界の平

和と安全の脅威とならざること、および他国家の権利を尊重し、国際連合憲章の理想と原則に示された米国の目的を支持すべき平和的、かつ責任ある政府を樹立することであるとされ、その基本目的が「日本の非軍事化と民主化」であることから武装解除、戦犯の処刑、個人の自由と、民主主義過程の奨励を、政治、経済の両面からとりあげられ、非軍事化と民主化・平和経済活動の再開や賠償問題など、政治的、経済的諸施策が活発に展開されていった。

終戦と同時に軍隊の戦闘停止、武装解除が行われ、つづいて国内駐屯の陸軍二四〇万、海軍一三〇万の部隊は、順次解散・復員が進められた。

一方、敗戦はこれまでの領土の喪失を意味した。満州・朝鮮・樺太・台湾などの旧植民地のほか、東南アジアなどの外地在留邦人の数は、陸軍三二〇万、海軍四五万、一般邦人三四二万人を数えたが、困難な輸送状況にもかかわらず急速に進められた。

しかし、満州・北朝鮮・千島・樺太などソ連占領地域における邦人の引き揚げは難航し、時期が遅れて国交回復後の引き揚げとなった。

二十年十月四日総司令部は政治犯の釈放と、思想警察の廃止などを内容とする「人権指令」を発した。この関係で総辞職した東久邇宮内閣に代わって幣原内閣が登場したが、総司令部から次の五項目の改革の指示が与えられた。それは(1)婦人の解放、(2)労働運動の助長、(3)学校教育の自由化、(4)民衆生活を脅かす秘密警察の廃止、(5)経済機構の民主化であった。

九月十一日、東条英機元首相を含む三八名の戦犯容疑者の逮捕が命ぜられ、その後も単に旧軍人に限定されることなく、戦前の指導的政界人・財界人らにも及んだ。

一方、戦争指導者が「戦犯」として逮捕されていったのとは対照的に、新しく政治指導の場にのり出してきたのは、共産党の指導者たちであった。人権指令によって、これまで活動を拘束されていた三、〇〇〇余名の政治犯が釈放されたが、治安維持法の廃止と、特高警察の解体という状況のなかで、公然と活動を再開するに至った。


農民の解放を指令
三月十五日迄に農地改革
経済的障碍を除去
農業協同組合運動の育成へ

幣原内閣の戦後の諸施策の第一は選挙法の改正であろう。これまで政治的権利を認められていなかった婦人に、参政権が与えられることとなり、選挙権の年齢も五歳引き下げて二〇歳とした。

さらに社会主義勢力を生み出すことになった動きに「労働組合法」の制定がある。戦争中に労働運動の自発的解散がなされて以来、組合運動の禁止や取り締まりがなされていたが、マッカーサーの指令に勢いをえて急速に復活し、戦後間もなく争議の頻発と、労組結成の動きが目立ってきた。

また労働組合法の制定が、主として都市の労働者に対する影響をもったのに対し、「農地制度改革」は長い間の農村の因習を根底から変えることになったのである。第一次農地改革案は、地主の所有地を五町歩(北海道は

一二町歩）とし、それ以上は小作人に譲り渡すよう義務づけたこと、小作料は金納とすること、農地委員会を設けて必要事項を処理させる。という内容のもので、農政関係者が戦時中から検討してきた自作農創設の構想がやっと実を結んだのである。二十一年秋の議会で成立した第二次農地改革案は、在村地主所有小作地の保有制限を第一次案の五町歩から一町歩に（北海道四町歩）引き下げ、自作地も平均三町歩に制限した。

総司令部が進めようとする「非軍事化」の政策は、日本政府の進める改革のテンポを上まわるものであった。十一月二日に三井・三菱・住友・安田らの「財閥」の解体が着手され、さらに十二月にはポーレーを団長とする賠償使節団の報告が発表された。

二十一年の新年には天皇のいわゆる「人間宣言」がおこなわれ、戦争中特に高揚されて神聖視し、神格化された天皇の観念を、天皇自から否定したものであった。

ついで一月四日に司令部から出された「公職追放」の指令は、文字通り日本の指導者層を震撼させるものであった。日本を戦争にかり立てた人々を、あらゆる官公職から追放するというこの指令は、旧軍関係者、大政翼賛会関係者、軍国主義者など追放すべき人々の枠を指定していた。またこれと同時に、軍国主義的・超国家主義的団体の結成が禁止された。

(二)飢餓とインフレ

銃声が鳴りやんだとき、日本の経済も、国民の生活も、惨たんたる荒廃の中に放り出されていた。戦争は終わった。平和来る＝とはいってみても国民の前には深刻な食糧危機が迫っていたのである。戦争末期からの主食の配給は、一割減の二合一勺となったが、それも米に加えてイモ・豆カスなどを含めての計算であった。二十年産米の出る秋には二合三勺に回復する予定であったが、九月の大風水害による凶作、さらには旧植民地の喪失などは食糧不足をいっそう深刻化させていた。

外米輸入の具体的目途のつかない状況の中で、頼るは農民の供出だけとなり、政府は二十一年二月遂に「食糧緊急措置令」を発し、供出回避をする農家に対しては、強権をもって政府が受け渡しを命ずるもので、従来は罰則の対象とならなかったものまで処罰できるようになった。しかし農家の供出も決して思うにまかせず、本県においても農民組合や割当市町村とのトラブル、あるいは報償制度導入など、困難な経過の中で食糧問題ととり組んだのであるが、遂に一般家庭の遅配や欠配は日常的のこととなり、買い出しや、衣料との交換でその日を送る生活となった。軍需工場の閉鎖、休業により帰郷した者、戦災、復員、外地引揚者などによってふくれ上がった人口、これら多くの人々はすぐさまこれといった適職もなく「かつぎ屋」化す者も多く、潜在的であったヤミ売買はこのころから顕在的になって横行するようになった。各警察の経済防犯係が、中央線・身延線の主要駅に張り込んで、かつぎ屋（ヤミ屋）が列車に持ち込んだ食糧を一斉に押収した。それでもかつぎ屋が依然、商売として存続したのは、これをヤミ買いすることが常識化しつつあったからである。

県下各警察署が五月十五日から六月十五日まで一か月間に検挙した犯罪件数四四七件のうち、食糧盗みが三二二件を数えた。野荒し一四四件、忍び込み一一七件、抜取り六〇件、置き引き一件であるが、被害は馬鈴薯三三五貫、甘藷七二貫などで、忍び込みは精米所や倉庫、抜き取りは配給所の侵入などで当時が如何に食糧が逼迫していたかを物語っている。

政府は五月三十日「食糧非常宣言」を発表、県はこれに沿い「飢えは県民等しく」と「危機突破一万石救援運動」を農村に呼びかけたのに応じ、各郡下に危機突破大会が開かれた。未利用資源については二十年十一月、農林省が総合供出制に織り込んだ団栗・桑の残葉・甘藷茎葉など一六品目が決まっていたが、県ではこれを三六品目に拡大、かき・ふじの葉・山野草・玉蜀黍穂殻芯茎・豆類茎葉・果実種子・蔬菜種子・茶殻などが加えられたものである。

こうしたきびしい情勢の中でのアメリカの経済援助（衣料及び食糧）は、まさに天の恵みであり、日本を飢餓から救ってくれたのである。この飢餓の時代は、年を越した二十三年半ばからようやく前途に明るいきざしがみ

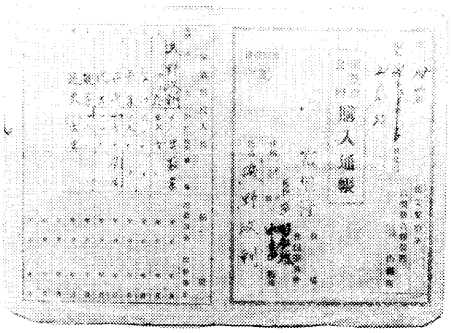

食糧購入通帳

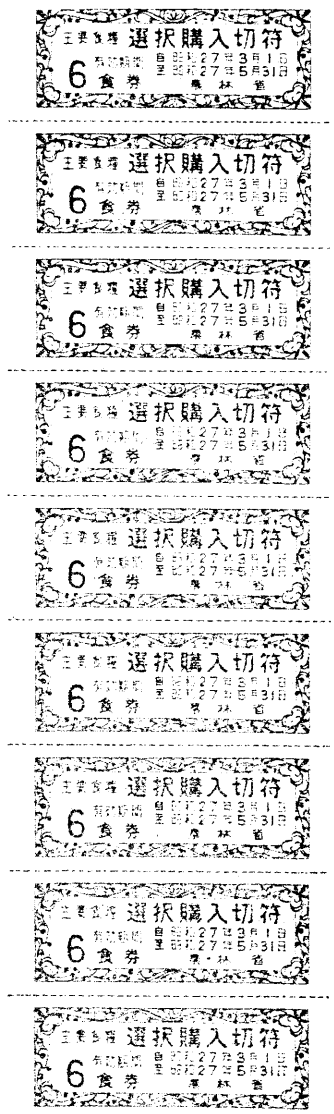

注意事項

1. 全国どこの小売販売業者甲からでも本券と引換に精麦、乾めん類又は小麦粉を買うことができ、又各自の主要食糧購入通帳をあわせ提示すれば、満六才以下の幼児に限り本券と引換に幼児食Bを買うこともできます。
2. 全国どこの小売販売業者乙からでも本券と引換に生めん、ゆでめん、乾めん類若しくはパンを買うことができ、又は全国どこの食堂、軍域食堂、学生食堂等であつて農林大臣の指定する施設でもめん類やパンの食事ができます。
3. 本券一食分は精麦一三〇瓦、乾めん類一三〇瓦、小麦粉一三〇瓦又は小麦粉一三〇瓦を原料とした生めん、ゆでめん、パン、幼児食Bに相当します。
4. 本券は、有効期間内でも新切符と引換えません。
5. 本券は、外食券と引換えません。
6. 本券を失つたときは、原則として再交付しませんから取扱には充分注意して下さい。
7. 本券を他人に譲り渡したり他人から譲り受けたときは処罰されます。
8. 本券は、表記の有効期間の記載にかかわらず、小売販売業者が当該業務のために使用する場合は昭和二十七年六月十日まで、製造販売業者が使用する場合は同年六月二十日まで、卸売販売業者が使用する場合は同年六月三十日まで有効です。

えはじめたのである。

また食糧難に加えて国民生活を圧迫したのは、インフレの進行であった。戦時中は「国家総動員法」に基づく物価統制令で抑えて来たが、終戦と共に今まで抑えられていた欲望が解放され、急激に少ない生産物へ殺到、それと経済資源の大部分を戦争で失っていた時に、終戦処理の放慢な日銀券放出が重なってインフレは遂に悪性化した。特に食糧不足によるヤミ値を急速度に上昇させてしまったのである。

二十一年二月十七日、全国民の預金を封鎖し、流通している通貨を新円に切り換えるというわが国空前の「金融緊急措置令」を公布、実施した。封鎖された預金は世帯主一人月額三〇〇円、家族は一人月額一〇〇円、戦災者・引揚者は一人一、〇〇〇円の引出ししかできず、また俸給生活者の俸給は五〇〇円まで新円で支給され、持っていた旧円は証紙を貼布したもののみ三月二日まで認められ、以後は流通禁止となった。

世は「新円旋風」となり、新円でなければ物も買えず、勢い食糧をはじめ生活必需品の購入に使用されることとなり、かえって国民の間に混乱を招いたといえる。

(三)新憲法と民主化政策

敗戦直後、日本全体が混乱の状態にあって、まだ憲法改正を当面の急務とは考えていなかったとき総司令部（GHQ）は、日本政府に対して、憲法改正の必要を示唆した。その後憲法改正調査委員会の試案や、マッカー

サー草案などの検討を経て、幣原内閣は改正草案要項を作成し二十一年三月公表した。この憲法改正案を審議するための議員の総選挙が四月十日に行われて衆議院議員は新しくなり、第九〇帝国議会が成立、憲法改正案は十分に審議されたのち、十一月三日「日本国憲法」として公布されたのであるが、第一に主権在民、即ち国民を代表する国会が国権の最高機関であること、第二に国民の基本的人権の保障が定められていること、なお特に重要なのは、第九条の「戦争の放棄」の規定で、世界に類例のない戦力不保持の原則を宣言したものであり……その後ことあるごとに日本の戦力？（保安隊からはじまって現在の自衛隊に至るまで）の論議はこの第九条をめぐって、はげしく争われてきたのである。

四月十日の総選挙は、最初の男女平等の選挙であり、三九名の婦人議員と共に共産党がはじめて五議席を得た。公職追放の影響も大きく、新議員が三七七名の多数に達した。

自由・進歩両党の連立の吉田内閣が成立したのは五月であるが、これをとりまく周囲の情勢はきびしく、政局混迷のなかで、進歩的諸政党は労働組合と協力して、当時の生活難を背景とする激しい行動をとっていた。戦後最初のメーデーには、東京だけで五〇万人、全国では二〇〇万人が集会に参加し、生活安定と共に民主主義政府の樹立を叫んでいた。経済的要求は政治闘争と結びついていたのである。

最低賃金制の確立などを要求する組合運動は、十一月に全官公庁共闘委員会を結成し、共同要求を提出したが、政府は越冬資金として一人一、〇〇〇円の支給をしたにとどまったばかりか、吉田首相は二十二年の年頭の辞で労働者を「不逞の輩」と称し、これが労働運動を刺激した。労働者の予定した二月一日のゼネストは必至と思われたが、前日に至ってマッカーサー指令によって中止となった。

吉田内閣による解散にともない四月行われた総選挙の結果は、衆議院で社会党が第一党となり、片山哲を首相とする最初の社会党内閣が誕生したのであるが小数与党の連立政権でその基盤の弱さから二十三年二月には総辞職することになった。しかし新憲法下で最初の内閣として新しい憲法を具体化する諸法則の整備と実施は、ほぼこの時期にはじめられたのである。

二十二年四月からは新しい教育制度である「六・三制」が発足した。そして「教育基本法」「学校教育法」が成立、教育の機会均等、個人の自主性の尊重、教育に対する不当な支配の排除など、教育勅語に代わる新しい教育理念を基礎とする教育がスタートしたのである。

教育の場における男女共学の実現は、社会生活における「個人の尊厳と両性の本質的平等」のひとつの表現でもあった。そしてこの理念にもとづいて民法の改正が進められ、戸主・夫婦・親子などについての旧来の不平等な規定が修正された。

なお新憲法下での新しい考え方で、制度化がはかられたのは地方分権の強化であった。地方団体の長と議員は、国民が直接選挙で選び、地方団体の運営は、それぞれの地方の自主性にもとづいておこなわれることになった。内務省は廃止され、警察制度も分権化された。

このように新憲法の実施にともなう諸制度の整備は、法律の改正を含め主として上から進められた動きであったが、これらの施策が国民のあいだに定着するには、それに対する国民の理解と支持を得ることが必要であった。長い間培われてきた封建社会を民主社会にきりかえるには、何といっても人々の頭の切り換え、意識の変化が問題であり、当時としてはそのテンポが早く、判断に迷い意見の対立や、混乱の多くみられたことは当然といえよう。

七　新しい世界へ

㈠朝鮮戦争で経済拡大

昭和二十五年六月二十五日、また戦争？　多くの日本人は複雑な気持ちで、朝鮮戦争勃発を伝えるラジオニュースを聞いたのであった。しかし米軍からの軍需品発注をうけて、産業界の様相は一変し、この特需の代金はドルで支払われたから、日本の外貨事情は一挙に好転した。こうした事情

の下に、インフレの終息から物価なども安定に向かっていた日本経済は、急速に拡大へと転じたのである。

しかし、大国が矢面に立った戦争であったから、世界各国で原料物資の買い付け競争が始まり、種々の原料物資は軒なみに値上がりし、海上輸送需要が急増、海上運賃市況が急騰した。日本としても、食糧・鉄鉱石・粘結炭・原油・塩などをはじめ多くの基礎物資の緊急輸入が大きい課題になってきた。終戦以来、まだ僅かばかりの低性能船しか持っていなかった日本は、世界海運市場の急変に直面して、船舶手当に苦慮することになった。占領方針は、つとに日本再建の方向を指向していたところ、この戦争で決定的に日本強化方針が打ち出された。こうした中で国内治安の立場から「警察予備隊」が創設され、また共産系指導者に対するレッド・パージが強化される反面、これまで公職追放をされていた旧指導者に対し、再審査のうえ追放を解除する道がひらかれた。

㈡国際社会への復帰

対日講和の推進は懸案のままで、五年以上という長い年月を経過してしまったが、朝鮮戦争後の国際情勢のはげしい動きの中で、ソ連を除外しても対日講和を急ぐという機運が高まってきた。

こうした情勢の中で、昭和二十六年九月にサンフランシスコにおいて連合国と日本との講和条約が締結された。ソ連に対してもこの条約への参加の門戸はもちろん開かれていたのだが、同国はこれに加わらなかった。中国（中華民国）とインドとの講和条約はやや遅れていずれも円満に締結された。「日米安全保障条約」も締結され、領土問題、占領軍の撤退、賠償問題などが明らかとなり、こうして日本は、二十七年四月末、長年離脱していた国際社会に復帰することになったのである。太平洋戦争開戦から数えれば、一〇年以上の年月が経っていた。

しかし、この後、日本の国際社会における地位は、特にその後の経済の成長に支えられて、年ごとに高まっていったのである。

㈢高度成長経済へ



敗戦後の諸改革と、新たな経済政策の成果があらわれるようになるのは、昭和二十年代の終わりから三十年代である。二十年代はアメリカの対日援助で食いつなぎ、朝鮮戦争にともなう特需を梃に再建された日本経済は、二十六年から二十七年の設備投資ブーム、その直後一時的不況もあったが、三十年ころになるとほぼ戦前の生産水準を回復した。

昭和三十年代は、エネルギー革命時代であり、日本経済は石油時代に入ることになった。太平洋沿岸各地に最も近代的、かつ巨大な精油所が次々に建設され、石油化学コンビナートが生まれ、そして原油消費量は飛躍的に増大していった。

一方海外からの技術導入が活発化し、電力・鉄鋼・石油化学・造船・自動車・家庭用電器など、それまでみられなかった新産業が急激な発達を遂げはじめ、その成長を刺激する大きな要因となったのは、新技術の導入であった。

昭和三十一年の「経済白書」は「世界はいま、原子力とオートメーションによって代表される技術革命の波頭にのっている。我が国においても、すでに産業設備の近代化などに、この時流に遅れまいとする動きがはじまっている」と指摘した。三十一年には、総理府の外局として科学技術庁が新設されている。

オートメーションの発達は、三十一年の「神武景気」といわれたころの生産性向上運動によってその効能が宣伝され、あらゆる産業部門に浸透する。なかでも化学繊維工業・電気機器・石油化学・鉄鋼・プラスチックな

どの工業分野では、新技術の導入競争がはげしかった。また全国至るところにみられた土木建設事業の機械化、自動化も目をみはらせるものがあった。その後のコンピューターの導入と開発も同様であった。

三十七年九月には、茨城県東海村の原子力研究所で国産第一号大型研究用原子炉にはじめて「原子の火」が点ぜられた。

かくして、はげしい新技術の導入と石油化学をはじめとする新産業の発展にうながされ、三十一―三十二年には「神武景気」といわれた投資ブームが起こり、電化ブーム、衣料革命に代表されるような「消費革命」が進行する。三十三年から一時期、国際収支の悪化のため「なべ底景気」といわれた後退期もあったが、三十四年以降再び爆発的な投資ブームがおとずれ「岩戸景気」をむかえた。

このブーム再開とともに、重化学工業の設備投資は一段と加速され、その基礎となる産業機械工業が発展の緒につく。学校を出たばかりの若年労働力がにわかに引っ張りだこになり、忽ち労働力不足の声が聞かれ「人間青田買い」などといわれた「売手市場」が現出するようになる。

すでに国民生活は飢餓的な水準を脱していたが、物価高騰によるベース・アップがつづき、消費水準の着実な上昇、国内消費市場の拡大、耐久消費財の普及がみられた。

安保闘争が起こり、新たに成立した池田内閣が「所得倍増計画」のラッパを吹きならしたのは、このようなさなかであった。当初、半信半疑であった国民は所得倍増の熱狂のなかに、次第に経済成長への期待と確信をいだくようになる。

その後、日本経済は四十八年秋の石油ショックに直面するまで、幾度かの景気後退を経験しながらも、そのつど不死鳥のように高い成長趨勢をとりもどし、先進資本主義諸国より、はるかに高い成長率を持続しつづけたのである。

㈣変容する国民の生活

経済の高度成長は、国民の生活と意識に大きな影響をおよぼした。飢餓線上から出発した戦後の消費生活は、衣食の向上ののち、住への不満を残しながら、耐久消費財の充実へとむかっていったといってよい。先ず衣生活については、はやくも二十年代後半に急速に向上し、その後個性化が進み、道ゆく人々の服装は、デザインや色彩が個性的となり、年ごとにカラフルになった。

食生活は二十年代の生命維持中心から、四十年代には栄養や味覚を重視するように変わり、その間インスタント食品が氾濫し、スタンド食堂が盛況を呈するようになった。しかし、なんといっても消費ブームの主役は、耐久消費財、とりわけ白黒テレビ・洗濯機・冷蔵庫などの家電製品であった。この三つの製品は、「神武景気」という流行語の連想から「三種の神器」とよばれ、より豊かで合理的な生活の象徴とされた。人口五万人以上の都市の世帯で、テレビと洗濯機の普及率が、ともにはじめて五〇パーセントを超えたのは三十六年であり、第二のピークは三十九年で、電気冷蔵庫がやはり初めて五〇パーセントを超える。第三のピークは四十六年から四十八年にかけてであるが、この間にガス湯沸器・ステンレス流し台・換気扇・じゅうたんが普及しただけでなく、カラーテレビも普及している。

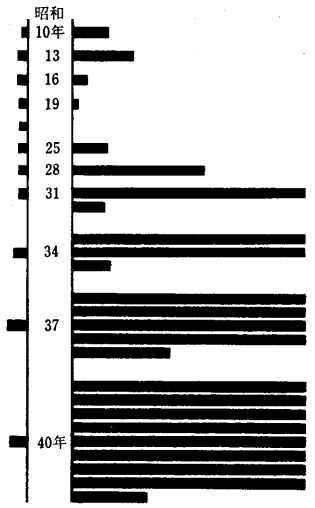

わが国の
原油の生産と輸入(単位：キロリッター)

年別	生産量	輸入数量
10	350,957	1,332,052
13	391,271	2,574,974
16	287,195	693,812
19	267,054	208,728
22	203,179	20年から23年までは輸入なし
25	328,467	1,541,028
28	334,074	5,747,527
31	349,872	11,437,918
34	454,101	21,620,832
37	860,033	44,581,230
40	751,305	83,280,004

三種の神器に代わって、カー・クーラー・カラーテレビの「三C」が四十年代の花形になっていく。

日本人の平均寿命は、四十五年には男六九・〇五歳、女七四・三〇歳で、昭和十年の戦前水準に比べて実に男女とも二〇年を超える著しい伸びであった。また三十年から四十年の一〇年間に中学校三年生の平均身長は男六・六センチ、女三・六センチ、体重は男四・四キロ、女三・三キロそれぞれ大きくなった。

他方、このように人々の消費も衣食、耐久消費財を中心にその規模を拡大し、メーカーが量産体制にのり出す大量生産・大量消費の時代を迎えたが、生産と消費をつなぐ流通の分野にも大きな変化があらわれた。その一つはスーパーの出現である。また、消費ブームに乗って三十年代は百貨店や月賦販売店も急成長した。

㈣過密と過疎

昭和四十五年の国勢調査によると、日本の総人口は沖縄を含めて一億四六四万人を超え、はじめて一億の大台を突破した。人口密度は一平方キロメートル当たり二八〇人で世界第五位、世帯数は漸増したが、一世帯平均人員は三十年ごろまでは五人前後、三五年には四・五二人、四十年の四・〇八人、四十五年には三・七二人と減少し、核家族化と単身者世帯の増加が進んでいる。

戦後の人口分布状況には、注目すべき変動がみられた。それは東京・大阪・名古屋など大都市を中心とする周辺地域に人口が集中してきたことである。特に三十年代以降、大規模な人口移動がおこった。二十五―三十年の期間に、人口の減少したのは七県にすぎなかったが、三十―三十五年には二六県にのぼり、三十五―四十年にも二五県をかぞえた。地域格差があるかぎり生活水準や、条件のよいところに向かって、人口は移動する性格をもっている。所得水準の低い農山村地域や、低開発地域から大都市へ労働力が流入し、メガロポリスと呼ばれる太平洋ベルト地帯への人口集中が進んだのである。その結果、全国土面積の僅か一三・四パーセントのこの地域に、四十七年には全人口の六三パーセントが集中するという、異常な分布状況が生まれている。

このような人口の移動と集中に対して、政府は主として大都市、とくに三十五年には昼間人口一、〇〇〇万人を超えた東京都を中心とする首都圏、さらに近畿圏や中部圏のような過密地域に関して整備計画をたて、人口の過度集中を防止、産業の分散をはかる施策を講じた。また、三十七年に策定された「全国総合開発計画」にもとづき、過密・整備・開発の三地域に分けて全国計画を策定し、全国各地に拠点都市を建設し、人口の大都市圏集中を防止しようとした。

大都市圏では、特に人口過密状態にともなう弊害が交通マヒ・水不足・

耐久消費財

下部町生活状態調査より

種別＼年度	昭46	47	48	49
カラーテレビ	779	1,195	1,728	1,902
白黒テレビ	1,739	1,356	1,070	875
電気洗濯機	2,071	2,033	2,125	2,123
電気冷蔵庫	2,064	2,029	2,240	2,035
扇風機	2,094	2,212	2,400	2,570
電気掃除機	1,268	1,431	1,615	1,691
クーラー	105	131	223	253
電子レンジ	83	114	179	285
瞬間湯沸器	775	914	1,081	1,182
ステレオ		536	621	770
電気ストーブ	121	151	168	205
ガスストーブ	146	121	157	124
石油ストーブ	1,827	2,012	2,239	2,370
電気こたつ			2,595	2,671

公害発生・住宅不足などにあらわれ、集積の利益よりも過密の弊害の増大によって、人口吸引力は減少しはじめ、昭和四十五年の国勢調査にはようやく人口分散の傾向をみるに至った。

人口分布状況に起こったいまひとつの特徴は、就業人口の構造変化である。第一次・第二次および第三次の産業別就業人口の割合をみると、戦後の経済復興のなった三十年当時、第三次人口は三五・五パーセントであったものが、三十五年には三八・三パーセントに、四十五年には四六・七パーセントへと上昇している。この種の人口増加は、産業化と都市化のいちじるしい進展を物語っている。

一方、農山漁村は都市型消費生活の流入、農機具・農薬・肥料などによる現金需要の増大など、商品経済の波に巻きこまれた。とくに若年層を中心に人口の流出ははげしく、その結果、農作業をはじめ消防や、道路の補修・教育・医療・交通など旧来の生活が維持できなくなる市町村が続出した。

昭和三十年に一、九三二万あった農業人口は、三十五年にはその比率は三割を割り、四十二年には一九・三パーセント、四十八年には一五・三パーセントにまで激減した。大量の青壮年労働力が離農し、新規学卒者のうち農業に就業する者は二十五年ごろの二五パーセントから、三十五年ごろに一〇パーセント、四十年ごろには五パーセントにまで低下した。このような農業人口の減少は、働く者の老齢化と女性化、および農業生産の兼業化をも進めた。四十五年には専業農家はわずか一五パーセントとなり、非農家に近い第二種兼業農家は半分を超えている。しかも農家の総所得のうちで、農業所得は農外所得よりも少なく、農事は片手間、いわゆるかあチャン、ばあチャン、じいチャンによる「三チャン農業」などということばがきかれるに至った。

下部町においては、1表―2表にみる如く、三十年代から急速に人口の減少が始まり、四十年代後半に至りやや平静をとりもどしたものの、なお漸減の傾向にある。

産業別就業人口は、農山村たる本町において、第一次の農林業が激減し、第二次ないし第三次産業へと移動している。また、農家は専業及び第一種兼業から第二種兼業へと移行している。

四十五年四月過疎地域対策緊急措置法が公布され、これによって過疎地域としての指定をうけたのは、本町をはじめ県下で一三町村であった（牧丘町、三富村、芦川村、下部町、中富町、明野村、須玉町、白州町、武川村、秋山村、道志村、小菅村、丹波山村）。

この法律は、最近における人口の急激な減少により、地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に生活環境、産業基盤の整備に関する、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な措置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止すると共に地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与することを目的とするものであり、そして過疎地域を次のように規定している。

一　国勢調査の結果による、市町村人口に係る昭和三十五年の人口から当該市町村人口に係る昭和四十年の人口を控除して得た人口を、当該市町村に係る昭和三十五年の人口で除して得た数値が〇・一以上であること

二　地方交付税法（昭和二十五年法律第二一一号）第一四条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を、同法第一一条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で、昭和四十一年度から昭和四十三年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値〇・四未満であること

町では、国の施策や、県の過疎地域振興計画などのバックアップのなかで、県道及び町村道の整備、養蚕の経営近代化、茶・椎茸など地域産業の振興、医療の確保（定期出張診療実施・移動保健所開設他）、観光開発（下部温泉・釜額民宿）、一村一工場推進、町営住宅整備、開発センター建設（昭和四十八年竣工）など基盤整備をはじめ、各種補助事業の推進など、進行する

表1　下部町人口の推移

国勢調査

年次	世帯数	人口			人口密度（1km²）	1世帯当りの人口
		総数	男	女		
昭和 35. 10. 1	2,414	12,028	5,726	6,302	92.0	5.0
40. 10. 1	2,386	10,758	5,096	5,662	82.3	4.5
45. 10. 1	2,296	9,829	4,489	4,840	71.3	4.3
50. 10. 1	2,263	8,834	4,275	4,559	67.6	3.9
53. 9. 1	2,290	8,229	4,010	4,219	58.1	3.7

表2　下部町産業別就業人口

各10月1日

産業別	昭和35年		40年		45年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
総数	5,567	100.0%	5,220	100.0%	4,874	100.0%
第一次産業	3,001	53.9	2,500	47.9	1,866	38.3
第二次産業	919	16.5	1,002	19.2	1,154	23.7
第三次産業	1,647	29.6	1,718	32.9	1,854	38.0

備考　第一次産業は，農・林・水産業　第二次産業は鉱業，建設，製造業　第三次産業は卸・小売業，金融・保険・不動産業，運輸通信業，電気・ガス・水道業，サービス業，公務等

表3　下部中学校生徒数の推移

予想

年度	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九
人数	四〇二	四八六	五三四	五二八	五二四	四八七	四七〇	四〇六	三九四	三五〇	三四九	三一六	三〇七	二九三	二六四	二三九	二一三	二〇四	一八八	一八二	一六七	一六四	一六一	一五七	一四七

表4　下部町専業兼業農家数

農林業センサス

種別 / 年次	総世帯数	農家数	専業農家数	兼業農家数			総世帯に対する農家の割合
				第一種	第二種	計	
昭和35年	2,414	1,661	238	538	885	1,423	68.8%
38	2,361	1,564	202	543	819	1,362	66.2
40	2,386	1,533	153	454	926	1,380	64.2
43	2,330	1,467	157	344	966	1,310	63.0
45	2,326	1,438	150	250	1,038	1,288	61.8
50年推計	2,263	1,286	149	147	990	1,137	56.8

過疎への歯止めと住民福祉のための施策を意欲的にすすめてきた。

なお経済の発展に伴い、住民の生活水準は急速に上昇し、均衡化しつつあるとともに、その生活態様は都市化しつつある。しかし、公共施設の整備は著しく立ち遅れており、その速やかな整備と均衡化が要請されてきた。過疎・過密の解決のためにもそれぞれの地域の特性に応じた産業の振興と、同時に住民の生活環境の近代化が要請され、一方、交通の発達に伴い、住民の日常社会生活圏は漸次広域化し、ブロックを一体とした広域的かつ総合的な市町村の行政を推進することの必要性が増大してきた。

このような情勢のなかで、昭和四十五年の「広域市町村圏振興整備措置要綱」に則って、本県でも広域市町村圏が設定されることになった。

本町は別図の如く「峡南広域市町村圏」に入るが、既にし尿処理、ごみ処理、伝染病隔離病舎などについては近隣町村と提携し広域的に共同処理してきたが、これによって峡南老人ホーム（南部町）峡南消防組合（市川大門町）峡南計算センター（鰍沢町）などは広域圏の中で推進されることになった。

峡南広域行政圏は、昭和四十六年度設定

人口八九、〇五五人、面積一、〇六二・七八平方キロメートル、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鰍沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、富沢町の一一町である。

山梨県広域市町村圏

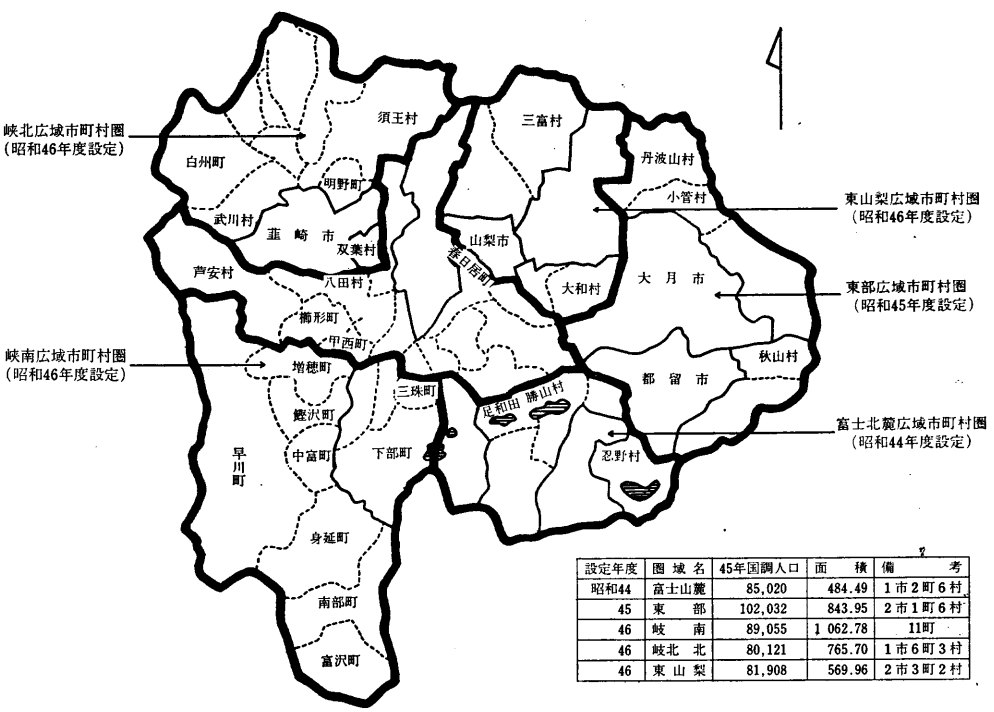

設定年度	圏域名	45年国調人口	面積	備考
昭和44	富士山麓	85,020	484.49	1市2町6村
45	東部	102,032	843.95	2市1町6村
46	峡南	89,055	1 062.78	11町
46	峡北北	80,121	765.70	1市6町3村
46	東山梨	81,908	569.96	2市3町2村

第三節　町村合併

一　町村合併促進法の制定

昭和二十一年第一次改革として、市制及び町村制の改正法律が公布され翌二十二年五月、新憲法の施行とともに現行地方自治法が施行され、まさに市町村自治体が民主化への大きな社会行政的転換を示したのである。市町村自治体の自主性、自律性を高め、民主化をすすめるために、市町村長の直接公選制の採用、条例の制定、改廃権の確立、リコール及び議会解散について住民に直接請求権の附与、監査委員、公平委員会、教育委員会、選挙管理委員会を必置機関としたこと等々、より多くの民主的要素がとり入れられた。現行の市町村制度は、この地方自治を根幹として消防組織法、公職選挙法、地方税法、地方公務員法、地方公営企業法、地方教育行政の組織および運営に関する法律など多くの法律によって構成されており、地方自治法の制定以来、着々と、市町村民主化への方向づけと自治体的イデオローグは高められつつある。

昭和二十八年九月一日、地方自治の確立を理念とする「町村合併促進法」が公布され、同年十月一日に施行されたが、人口八、〇〇〇人を最低目標として、爾後三年間に町村数を約三分の一に減少せしめる、明治二十二年の大合併に比較すべき、画期的な市町村再編成の大改革を強力に推進することになったのである。

昭和二十八年、同法施行当時は、全国九、八九五市町村が、六、二七〇余の町村数に減少し、町村数をおおむね三分の一にしようとする国の基本計画に対して、六、五二三町村が減少し、一〇四%の合併がなされたのであった。

本県では、町村合併促進法当時の市町村数は、二市、一九町、一七一村であった。そのうち、同法に示された標準人口八千人未満の町村は、一八三町村であり、町村の平均人口は三、四四一人で、当時全国町村の平均五、一一五人に比べても、はるかに下まわっていた。県は町村合併の趣旨にのっとり、県下の町村合併の積極的な推進を図り、山梨県町村合併促進審議会を設置して、県下の町村合併計画を立案した。その計画は、目標として一四六町村を減少し、計画完了後の県下市町村数は、既存の甲府市、富士吉田市を加え、七市四三町にしようとするものであった。その後の町村合併の進捗は、計画に対し八八%となり、県下の市町村は七市、三三町、二四村となった。

二　県の基本計画と方針

山梨県町村合併促進審議会は、昭和二十九年二月二十日恩賜林記念会館で第一回が開催され、促進基本計画や方針は次のように決議されている。

(1)　山梨県町村合併促進基本計画

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二五八号）の施行の趣旨に則り、昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に小規模町村（人口八、〇〇〇未満）を合併し、町村数を、おおむね三分の一に減少することを促進するものとする。

(一)　本県の町村規模の現状は、全国町村平均規模より低く、人口八、〇〇〇人未満の町村は一八三町村であるのでその組織及び運営を合理的、かつ能率的にし、住民の福祉を増進するよう積極的に規模の適性化を図るものとする。

(二)　市又は人口八、〇〇〇人以上の町村に隣接する町村については、前項の趣旨に則り、当該市又は町もしくは町村相互の合併を促進するものとする。

(三)　人口八、〇〇〇人未満の町村は平均四か村程度を目途として、規模の適性化を図るように合併を促進するものとする。

(四)　町村合併の促進に実動を図るための年度別目標は昭和二十八年十月二十四日、町村合併推進本部の決定に基づき、目標において、積極的に規模の適性化を図るよう促進するものとする。

(五)　町村合併に、関しては、昭和二十八年度中は啓発宣伝、その他合併の準備に

力を注ぐと共に、既に合併の気運の醸成されつつある町村については、本年度中に実現を図るよう推進し、昭和二十九年度中に本格的な合併の実現を促進するものとする。

(2) 山梨県町村合併基本方針

明治二十一年市制及び町村制の施行に先立って町村の大合併が敢行され、七万一、〇〇〇余の町村が平均四、五か町村が一町村となり、一万有余に減じ、地方制度の基礎が確立されたが、その後の政治、経済、文化、交通等著しい発達を遂げ、又特に終戦後地方制度は相次いで改正され町村の地位と責任が強化されたが大多数の町村はその規模が弱小なるために近代的なしかも高度の町村行政を行なうことは、ほとんど不可能に立ち至ったので、ここに町村の大合併を敢行して行政圏と社会圏とを一致せしめ、地方自治の基盤を確立強化し、今後における自治運営の全きを期するものとする。

これがため町村の合併は、単に目前の利害、感情等にとらわれることなく、時代の進展に応じて真に住民の福祉を恒久的に向上することを期するものとし、概ね次の要領でこれを行なうものとする。

(一) 町村合併は、全般的な合併計画をたてて均衡のとれた町村の規模とすべきであって、いやしくも個々の町村の個別的な利害にとらわれ、一、二の小町村がとり残されることのないよう留意すること。

(二) 町村合併促進法第三条の規定によれば、町村の標準人口は八、〇〇〇人以上とされているが、行政能率をなるべく向上発揮する見地から具体的な実情に応じて出来るだけ規模を大きくするように適切な計画を作成するものとする。

町村の人口が八、〇〇〇人を上回っている場合においても他の町村を解消しその行政能率の一層の充実発展を図るために適当と認められるときは、その合併を促進するものとする。なお、一般に人口密度の低い本県においては、面積については、何等の基準を設けないことが適当である。

(三) 町村の合併は、専ら関係住民の福祉と町村の規模の適性化とを基礎として具体的実情に応じて行なうべきものとする。

(四) 今回の町村合併の促進は、すべての町村にわたって町村間の合併によりその規模を適性化し、その能力の増強を図ることを目的とするものであるが、小規模町村を解消するために市に編入することが適当であると認められる場合には町村と市との合併を考慮すること。

(五) 町村の合併計画は、概ね次に掲げる事情を考慮して作成すること。

1 関係町村間に、地勢、交通、産業等の相互関係が深く、自然的及び経済的基盤の一体性が認められ得ること。

2 関係町村間においては、各町村の住民の人情、風俗、習慣等が類似し、又は特に著しい相違がなく将来一つの共同社会として、自治意識を醸成することができるものであること。

3 総合開発計画、都市計画区域等を考慮し、その方針に照応して町村の合併計画を定めること。

4 全部事務組合又は役場事務組合を組織している町村間にあっては、その組織町村の合併を図ること。

5 小、中学校、病院、水道その他の公営企業について一部事務組合を組織している町村間にあっては、特別の事情のない限りその組織町村の合併を図ること。

6 地方自治法に定める協議会を設置している町村間にあっては、できる限り関係町村の合併を図ること。

7 児童の義務教育、その他の事務の委託関係にある町村にあっては、特別の事情のない限り、関係町村の合併を図ること。

8 水道、病院等所謂営造物の区域外設置の関係にある町村間にあっては、特別の事情のない限りその合併を図ること。

9 町村の行財政に重大な影響を及ぼす発電所、工場等の施設が数町村の区域にわたっている場合は、これらの関係町村の合併を図ること。

10 町村の区域について所謂飛地、又はこれに準ずるような地域があるときは関係町村の合併を図ること。

(六) 合併後の新町村名については、なるべくわかり易く読みちがいの起らないように留意すること。但し、歴史的地名又は故事来歴のある地名等はこれを尊重すること。

(七) 町村合併に際しては、関係町村の未収の債権を徴収し、未払いの債務を弁済する等、引き継がれるべき事務を誠実に処理し、新町村の発展に支障のないよ

うにすること。なお、町村合併を見越して不相応な事業を計画実施して債務を残すようなことは厳に戒むべきものであること。

(八) 関係町村は、その財産、営造物等を新町村に引き継ぎ、新町村の維持発展を図るものとし、いやしくも町村合併の際みだりにこれを処分することのないように充分配慮するものとすること。なお、特別の事情があって、これを新町村に引き継ぐことができないと認められるときは、特に旧町村の区域をもって、財産区を設けることとすること。

(九) 関係町村の区域内の公共的団体は努めて統合するものとし、新町村の一体性をすみやかに確立するものとする。農業協同組合については、同組合が農村経済の機関としての機能を充分に果たし得るよう可能な限り合併を行なうものとし、合併不可能な場合においては、連絡組織を結成すること。

町村が市に編入される場合においても右に準ずるものとすること。

(十) 市街地と農村地帯とが合併するような場合においては、そのために農業の振興発展が阻害されることのないよう適切な配慮を加えるものとすること。

三　合併までの関係町村の沿革

下部町（富里村）　既に平安朝中期に八代郡川合郷の下部及び常葉組に属し、源義光の統轄するところであった。その後織豊時代には、清沢、大炊平、岩欠、杉山、北川、市之瀬、常葉、上野平、波高島、桃ガ窪、下部、湯ノ奥の一二ヵ村に分かれ、そのまま江戸時代まで続いて、八代郡東河内領に属した。

明治五年一月より八代郡第一五区に属し、同八年四月、前記一二ヵ村を合併し、「富みたる里」という意味で富里村と称し、常葉の常幸院に事務所を設置した。翌九年十月には山梨県第二〇区に入り、十一年十二月区制廃止後は西八代郡に属した。明治二十二年七月の町村制施行とともに、大河内村字大垈のうち川向部落を分割し、桃ガ窪に合併した。

常葉は、甲斐源氏の一族加賀美次郎遠光の孫、常葉次郎光季の居城の地であり、また下部鉱泉は武田信玄の隠し湯として古くより有名である。昭和二年身延線開通とともに下部、常葉、波高島の三駅が村内に設置されてからは交通の便も開け、特に下部は厚生省から国民温泉に指定された。

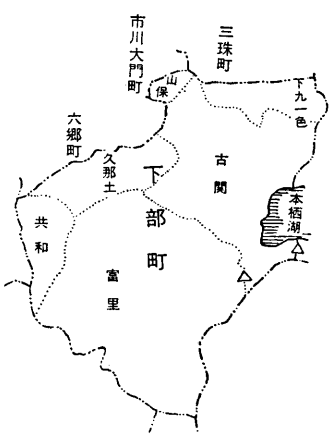

合併年月日
第一次　昭和二十九年十一月三日
第二次　昭和三十年四月一日
第三次　昭和三十一年九月三十日

合併関係市町村
第一次　古関村、下九一色村の一部
第二次　久那土村、山保村の一部
第三次　久那土村、古関村、下部町及び共和村

合併の形式
第一次　編入合併
第二次　編入合併
第三次　合体合併

昭和二十九年四月、下部町と改称した。

久那土村　「倭名抄」によると、八代郡五郷の一として、岩間より下部付近に至る富士川東岸の地域を「川合郷」といったとある。川合郷は後世岩間荘となったのであるが、本村はいずれもこれらの郷荘に属していた。また、旧幕時代には、この地域はすべて八代郡東河内領に属し、明治五年一月から三沢、樋田、切房木、車田、道、水船、芝草の七ヵ村とともに八代郡第一四区に編入され同九年十月の改編で山梨県二〇区に入り、同十一年十二月区制廃止後は西八代郡となった。さらに同二十二年七月前記七ヵ村を合併し、七ヵ村のうち三沢村奥抔の名をとり、久那土村となった。その後昭和三年三月には身延鉄道も甲府まで開通し、これより先設置された県立峡南農工とともに、村勢は飛躍的に発展した。

なお、昭和二十六年四月には落居村から熊沢区を、同三十年四月には旧山保村の一部三保地区を分割編入した。

古関村　古く関所が置かれてあったことからこの地名が生まれたと伝えられている。往古には下部、久那土と同様、八代郡川合郷に属し、旧幕時代には東河内領となったが、その地域は大磯小磯、根子、瀬戸、古関、中之倉、釜額など六カ村であった。その後明治五年一月には、大磯小磯、根子、瀬戸の三か村は八代郡一三区に、古関、中之倉、釜額は同一四区に編入され、同九年十月には、六か村が共に山梨県二〇区に編入された。ついで、町村制の施行とともに、同二十二年七月、六カ村が合併して、往古の古関荘にちなんで古関村と改めた。

昭和二十九年十一月、三珠町誕生の際、下九一色村のうち折門、八坂の二地区を分割編入した。

共和村　古代は八代郡河合郷であったが、中世には、当領が岩間組外六組に分かれて、本村は田原組に属した。徳川時代に入っては、他の組とともに八代郡東河内領に属し、下田原、上田原、宮木、一色の四カ村に分れて、いずれも市川代官所の所轄にあった。

明治初年、前記四カ村は共に八代郡第一五区に属し、各村に戸長、副戸長がおかれた。明治八年六月、前記四カ村が合併して共和村と称して、新たに戸長、副戸長を選出、旧四カ村戸長は担当として明治十二年、第一回県会議員選出まで在任し、その後は、明治二十二年町村制が施行された時にも変更はなかった。

昭和二十四年四月一日、共和村字宮木中大子部落を富里村へ境界変更した。

（山梨県町村合併誌による）

(一)古関村、下九一色村の一部合併

これについては、昭和二十九年九月十日の古関村議会議事録によって以下その状況を記す。

一　会議の事件

1　議第三十四号　下九一色村の一部編入について

2　議第三十五号　編入合併後の村議会議員の任期及び定数について

3　議第三十六号　編入合併後の教育委員会委員の任期及び定数について

4　議第三十七号　編入合併後の農業委員会委員の任期及び定数について

午後一時二十分開会

一　会議の内容

○議長（赤池弘一）　開会を宣し、本日の議事日程は、只今お手もとに配布した下九一色村折八区域の編入合併に関する議案、第三十四号乃至第三十七号の四議案について審議する旨を通告し、会議録署名人の選定について会議に諮り、十五番議員（赤池正夫）より議長指名の動議が提出され、之を会議に諮り異議なく次の者を会議録署名人に選定した。

議員第七番　若狭正照

議員第十三番　赤池嘉雄

議員第十四番　伊藤澄男

○議長（赤池弘一）　議案第三十四号乃至第三十七号は折八区域の編入合併について関連を有するものであるから、之を一括議題に供する旨を宣し書記をして議案を朗読せしめ、次いで提案の趣旨について当局の弁明を求めた。

○村長（赤池長治）　下九一色村が上野村・大塚村と合併するに際して、同村大字折門並びに八坂の区域を古関村に編入されたい旨、去る九月二十三日下九一色村長から申入れがあって、本村の合併推進常任委員会で協議の結果、意見の一致をみたので超えて、十月四日之を推進委員総会に諮り満場一致の賛成を得たことは御承知の通りで引き続いて各部落毎に合併懇談会を開いて懇談の結果之亦異議なく村民の総意を得たので、上野村・大塚村が下九一色村と合併を実施する十一月三日を目標として編入合併を実施いたし度いので茲に提案した次第である。

尚折門・八坂を編入合併するにあたって、その財産処分について下九一色村長と協議の結果、折門・八坂の区域内にある下九一色村のすべての財産は古関村に編入合併と同時に古関村に帰属することを協定いたした次第である。編入後の議会議員、教育委員、農業委員の任期及び定数については夫々町村合併促進法の規定により、下九一色村が選挙した折門・八坂地区より選出の之等議員並びに各委員会委員として在任し、任期は夫々の残任期間に相当する期間ということになっておるのであって、以上が本日提出の議案第三十四号乃至第三十七号の内容であるので宜敷く審議の上御決定願い度いと弁明した。

○議長（赤池弘一）　折門・八坂の区域を古関村に編入合併することについては村民の総意に基づくものであって、尚実施期日を下九一色村外二ケ村の合併実施と同時に行うこともまた適正であると考えるので、原案通り決定され度いと述べた。

全員賛成

○議長（赤池弘一）　質疑討論の終局を会議に諮り異議なく之が終局を宣し、次いで本案に対する表決を宣し、議案第三十四号乃至第三十七号に対しては原案通り決定いたして異議ないかを会議に諮り、異議がないので左様決定する旨を宣告した。

○議長（赤池弘一）　以上を以て本日の議事日程を終了した旨を宣し、閉議会を宣告した。

午後三時二十五分閉会

右之通り会議の次第を記載して茲に署名する。

昭和二十九年十月十日

古関村議会議長　赤池弘一
〃　議会議員　若狭正照
〃　議会議員　赤池嘉雄
〃　議会議員　伊藤澄男

議第三十四号

下九一色村の一部編入について

西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を昭和二十九年十一月三日から古関村に編入する。

理由

下九一色村・古関村の協議により上野村・大塚村・下九一色村の合併に際し、地域的にも本村に近接せる下九一色村大字折門・八坂を編入するのが適当であるため。

議第三十五号

編入合併後の村議会議員の任期及び定数について

昭和二十九年十一月三日西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を同郡古関村に編入した場合、町村合併促進法第九条第一項の規定により、下九一色村議会議員で古関村の議会議員の被選挙権を有することとなる者は、古関村議会議員として在任し、その任期は古関村議会議員の残任期間に相当する期間とする。

議第三十六号

編入合併後の教育委員会委員の任期及び定数について

昭和二十九年十一月三日西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を古関村に編入した場合、町村合併促進法第九条の二第一項の規定により下九一色村の選挙による教育委員会委員で古関村教育委員会委員の被選挙権を有することとなる者（一名）は引続き古関村の教育委員会委員として在任し、その任期は古関村教育委員会の選挙による委員の残任期間とする。

議第三十七号

編入合併後の古関村農業委員会委員の任期及び定数について

昭和二十九年十一月三日西八代郡下九一色村大字折門・八坂の区域を古関村に編入した場合、町村合併促進法第九条の三第一項の規定により下九一色村農業委員会委員で古関村の農業委員会委員の被選挙権を有することとなる者（二名）は、古関村農業委員会委員として在任し、その任期は古関村農業委員会委員の残任期間に相当する期間とする。

昭和二十九年十月十日　提出

古関村長　赤池長治

㈡久那土村・山保村の一部合併

久那土村と山保村の一部編入合併は、昭和三十年四月一日に行われたのであるが、当時の廃置分合申請書によれば次の通りである。

発第六五号

昭和三十年三月二十二日

西八代郡久那土村長　日向英治

西八代郡山保村長　伊藤清忠

山梨県知事　天野　久殿

廃置分合申請書

西八代郡久那土村と山保村大字久保・嶺・大山・山家のうちから一から九七の一まで、六八二から七四二まで、一、五九九から一、八三四までの地区は、地域的に隣接し、昔より人情風俗等類似しあらゆる実情相い通じておるので、住民の久那土村編入についての希望は従来より強かったわけであります。

今回、昭和三十年四月一日を期して、山保村の大部分の地区が市川大門町へ編入されるにあたり、山保村大字久保・嶺・大山・山家のうち一から九七の一まで六八二から七四二まで、一、五九九から一、八三四までの地域を久那土村へ同時に編入することは至極適当であり、将来の発展繁栄を約束し住民の福祉を図るところが大きいので、昭和三十年四月一日を期し編入合併せられるよう関係両村議会の議決を経てここに関係書類を添えて申請致します。

添付書類

(一)　廃置分合又は境界変更を必要とした理由
(二)　経緯の概要
(三)　議決書・会議録の写
(四)　関係町村の現況表
(五)　関係図面
(六)　その他参考書類
(イ)　合併条件協議書写
(ロ)　合併前後見込予算
(ハ)　合併前後の町村税率比較表
(ニ)　合併前後の負担増減額
(ホ)　財産及び負債調
(ヘ)　合併前後議員選出予定数調
(ト)　町村職員数調
(チ)　合併後の中心地に至る各部落からの距離調

一　廃置分合を必要とした理由

西八代郡久那土村と同郡山保村久保・嶺・大山・山家の一から九七の一まで、六八二から七四二まで、一、五九九から一、八三四までの地区は、地域的に隣接しており、同郡市川大門町と山保村の大部分の地域との編入合併が昭和三十年四月一日を期して行われるので、この際同地区を久那土村に編入するため廃置分合の申請をするものである。

二　経緯の概要

山保村より久那土村に編入される一部の部落は、戸数七六戸、人口四七二名、面積四、二八五平方粁を有し、位置は、久那土村の中央にある役場、学校より北東に僅か四粁離れておるのみで、本村の唯一の河川、三沢川の上流に位し、遠く部落の起源より経済的に文化的に総ての生活の交流が円滑に、しかも密接に行われていたのであります。

尚、教育上の関係は、学制公布以来、高学年は（分校は小学校六年まで）殆ど久那土において教育を受けており、両村民の人間関係は非常に深いものがあります。

特に昭和二年、富士身延鉄道（身延線）の開通と、林道の開発をみるに至っては、加速度的に親密の度を加えて、林産物・農産物の搬出から生活必需品に至るまで、久那土村を経由して行われるようになりました。故に両村民の合併に対する熱望はもとよりあったのでありますが、幸い、昭和二十八年九月合併促進法が公布され、山保村の大部分が市川大門町と合併するの議起るや、早速両村に於て協議の結果、僅か本年一月と二月の二回の両村合併促進委員会に於て、殆ど必然的に編入合併の運びとなりました。

山梨県達第四一号

西八代郡市川大門町
〃　久那土村
〃　山保村

地方自治法第七条第一項の規定により西八代郡山保村を廃し、山保村大字山家のうち九七番地の二から六八一番地まで、七四三番地から一、五九八番地まで、一、八三五番地から八、七八〇番地までの区域を市川大門町に編入し、大字久保

・嶺・大山及び山家のうち一番地から九七番地の一まで、六八二番地から七四二番地まで、一、五九九番地から一、八三四番地までの区域を久那土村に編入し、昭和三十年四月一日から施行する。

昭和三十年三月二十三日

山梨県知事　天野　久

四　新町の誕生

(一)合併の経緯

久那土村・古関村・下部町及び共和村は、西八代郡の最南端に位置し、これら四か町村はその地理的環境より、古来経済的に有無相通ずる密接な関係をもち、さらに昭和の初め各町村を結ぶ県道が開通し、山梨交通バス及び富士山麓バスの乗り入れなど、急速な交通運輸の発展に伴い、相互間の友好親善は益々深められた。町村合併促進法が施行されるや、久那土・古関・下部・共和の四か町村を合併して、新町を建設しようという意見が一部にあらわれ、一般住民も漸次これに関心をもつようになった。

昭和三十一年四月二十日以来、関係町村は一町三か村の合併をめざして何回か協議を重ねたが、独り久那土村は地理的環境から古関村との合併を希望したのであるが、古関村が一町三か村の方針をまげなかったので、久那土村ではさらに一転して六郷町と合併したらどうかとの村内世論が台頭したため、一町三か村合併の実現は行き悩みの状態となった。このため町村合併促進法による合併期日の切迫するに従い、一町三か村を前提とする下部町と共和村との段階合併の機運が醸成されるに至った。

一方反対を続けてきた久那土村でも、四町村合併への去就を決定するため、九月十七日住民投票を行った結果、僅差ではあったが一町三か村合併が決定され、ここに関係町村の合併計画は急速に進展し、九月二十日、四町村の合同協議会が開催され、合併条件について審議し、町名は名声を天下に博する下部温泉の名に因み下部をもって町名とすること。及びその他の基本事項についてもすべて賛成するところとなったので、協議会終了後直ちに関係町村の臨時町村議会を開催、各町村ごとに一町三か村合併に関する議決を行い、昭和三十一年九月三十日、新町の誕生をみたのである。

以上は合併までの概要であるが、それぞれの町村には、地域の実情をふまえ、新しいものへの期待と不安の交錯するなかで、為政者、住民ともども真剣にとり組む問題であったのである。

次に古関村と久那土村の関係について、その経緯を当時の文書からみてみよう。

時局柄重要な問題となっております町村合併の件につきましては、長い日子に亘り、貴村より絶大なる御厚情を賜わりつつありますことは洵に感謝に堪えないところであります。

就きましては、当村は現段階に処する合併の方針として「一町三ケ村の合併実現を目標とし、此の目的達成のために先ず久那土村と合併する」。ことに委員会の意見の一致を見ました。

右につき来る七月十八日午後二時より当村役場に於て、貴村代表と会見致し度いので、お含みの上御来臨賜わり度く書中をもって御回答旁々御案内申上げます。

昭和三十一年七月十六日

古関村長　赤池　好臣

久那土村長　日向英治殿

町村合併についての回答書

兼て懸案の町村合併問題につきまして、昭和三十一年七月十六日付をもって、貴村決定による申入れと、その回答を求められましたが、久那土村委員会としては、若し将来の諸情勢等により広範な大合併の要あれば、上九一色村の一部、精進・本栖並に六郷町をも含む二町三ケ村合併案も充分検討の要ありとするがこれは貴村今回の申入れ事項と共に、先ず古関・久那土両村の合併をもって生れる新村が慎重に研究検討する、という方針に於いて、当村は現段階に処する合併の方針として「一町三ケ村の合併実現を目標とし、此の目的達成のために先ず久那土

村と合併する」という貴村決定の申入れを同意諒承することに結論をみましたので、書中をもって御答え申上げます。

昭和三十一年七月十七日

久那土村長　日向　英治

古関村長　赤池好臣殿

町村合併に対する回答書

七月十八日貴村委員の御来場を賜り、会談いたしました際手交を受けた貴村の回答書並に、七月十六日付にて当村より久那土村に差上げた申入れ文書中、「目標」の二字を「理想」に訂正し、「達成」の二字を削除され度しとの貴村の申入れに関し、本村は七月二十一日全体委員会に諮りました結果、左の通り決議いたしましたので文書をもって御回答申上げます。

一　七月十八日貴村よりの回答書の通りでは合併できない。

二　当村の申入れ文書の字句については、訂正も削除もできない。

三　古関村の意のあるところを、久那土村委員の御尽力を賜わり、村民各位に御諒承を得て、一町三ケ村合併の実現するよう懇望する。

昭和三十一年七月二十三日

古関村長　赤池　好臣

久那土村長　日向英治殿

尚、古関村長は全村民に対し、次のような経過説明と併せ、村民の心構えについて述べている。

古発第三一四号

昭和三十一年七月二十五日

古関村長　赤池　好臣

村民各位殿

町村合併問題の経過と村民の気がまえについて

町村合併促進法によって、県下各市町村が相次いで合併が行われて参りました。本年九月末をもって此の法の期限満了と共に、新町村建設促進法によって之が完成が行われる段階に迫って参ったので、古関村町村合併対策協議会に於ても真剣にこの問題と取り組んでいます。ここにその経過を報告し、村民各位の御協力を御願いいたします。

㈠　本栖・精進地区の合併について

村の境を異にしても、上九一色村の本栖とは、あの湖を本村と共に持ち、今後の観光事業や、あの地区での林業経営には離れることのできない関係を有し、更に今回の発電工事によって、古関の宿望を達成させてくれた陰に、水源供給を快く賛成してくれた本栖・精進区民の好意には忘れることのできぬ義理があので、この際この岳麓地帯との合併を第一義に考えた次第であります。之によってこの地区への話合いや、また上九一色村当局へも熱心な呼びかけをいたしました。勿論本栖については非常に熱意がありますが、今の段階では上九一色村として離し得ぬ強いねばりによってどうすることもできぬ現状であります。この不可分の関係があるこの地区が当然吾々の地区と一緒になるべき天恵の条件を持ちながら、直ちに思う通りには参りませんが、やはり矢の如く進む時局問題でも、成熟には或る期間を要するように考えられますので、残念ながら時機を待つこととといたしました。

㈡　一町三ケ村合併の方針をたてました。

御承知のように古関村は、隣に久那土村があり、古い経済上のつながりから両村民の友誼も厚く、更に教育関係でも深い関係を有し、殊に長い間、吾が古関村と合併したいと熱心に呼びかけをしてくれているので、久那土村との合併を考えることは当然であります。

次に下部町については、これ又同様、本栖下部線県道の開通以来、本村との産業経済交通は年を追って発展の度を加えつつあり、殊に本村が将来岳麓の地域と結ばれての観光を考える時、下部温泉と共に一対の眼の様な関係にさえあり、現状にてもさることながら、将来を考えると久那土村と共に固く手を握っておかねばならぬ町であります。

このように古関村としては、村の人達の意見には、久那土村と下部町との両方の意見がありますが、村民一人でも村の世論の分裂など好む者はありません。ここに古関村の一町三ケ村合併の方針が鉄則のように打ち立てられたのは決して偶然ではありません。

(三)　関係町村への呼びかけ

七月十四日下部町役場で、一町三ヶ村の合併委員で各村代表委員約二十名によって会談いたした際、当村（古関村）はこの旨を明確に発表いたし、関係町村の協力を求めたところ、下部・共和は賛成したが久那土村は反対でありました。そこで関係各町村は、かつてから交渉を進めつつある古関・久那土間のよき話合いの中より、更に一町三ヶ村合併の誘因を築いてくれるようにと、古関・久那土交渉に大なる期待をかけて閉会しました。

(四)　久那土村委員との交渉

七月十八日に久那土村委員各位と本村役場で会談いたしましたが、久那土村の方では結局要約すると次のようなことを言ってきました。

1　古関と久那土とが合併し、新村をつくった上で一町三ヶ村なり、二町四ヶ村なりを検討していこう（回答文要約）

2　現在の見透しとして、古関と一歩先んじた合併はむづかしい（言語による補足説明）

3　古関村から久那土村へ申入れした文書について

「古関村は一町三ヶ村合併を目標とし、之が目的達成のため先ず久那土村と合併をする」の文は厳に過ぎるので目標の二字を理想に訂正し、達成の二字を削除されたいと申入れをせられた。

(五)　久那土村への回答を次のようにした。

之に関し七月二十一日古関村では合併対策協議会全体委員会（約六十名）を開いて協議の結果、七月二十二日付左の通り回答文を久那土村長宛に発送しました。

1　久那土村の回答書通りでは合併することはできない（要約）

2　古関村の申入れ書の字句の訂正・削除は絶対にできない（要約）

3　久那土委員の御尽力によって、古関村の意を久那土村民へ諒解せしめ、一町三ヶ村合併実現への御協力を懇望する。

(六)　今後持すべき村民の覚悟

町村合併を成しとげる前途には幾多の紆余曲折や、多難の問題があることが想像されます。然し久那土村との関係が斯くなる上は、当然の帰結として下部町と結ぶ以外にないというような軽卒な態度は、古関村の断じて執ってはならないところであります。下部に対しても久那土村と共に、快よき合併の気運が関係町村相互の間に明るい芽生えのするまでは、落着いて待たねばなりません。

結論として古関村は、久那土とも下部とも、一方だけで終るような焦った合併は絶対にすべきではありません。村の大理想達成のために、あくまで村民一同合併に対する強い信念を堅持し、世論の強い結束を固めて、今後の町村合併に悔なき完成を図らねばなりません。

尚之がため、法の期限が近づいているので、知事の勧告等が心配のように巷間伝えられておりますが、古関村の執っている方針は幸い県の指導の考えと全く一致していますので、県から激励こそ受ければとて反対の勧告の来る心配はありません。むしろ違った考えの村が私達の力で諒解してもらうように努力はしていますが、之も及ばない時は、県の勧告の御力をも願って之を完成せしめるよう考えていますことを充分御理解の上、力強い御協力を御願いいたす次第でございます。

(二)合併の条件

1　合併の形式　合体合併

2　新町名　下部町

3　役場の位置

(1)　西八代郡下部町常葉一、〇二五番地に置く。ただし、庁舎は新築されるまで旧下部町の役場庁舎を仮庁舎とする。

(2)　久那土、古関、共和にそれぞれ支所を置く。ただし、支所では、戸籍、配給、失対、援護、国保、徴税、諸証明その他の収入事務を行なう。

4　財産及び営造物の処分

(1)　久那土村、古関村、下部町、および共和村の所有する一切の財産営造物および負債は、全部新たに下部町設置と共に同町に帰属せしめる。

(2)　恩賜県有林に対する入会慣行は従前通りとする。

(3)　財産の処分に当り関係町村のもつ負債の不均衡は、新町村建設計画において補正する。

5　議会の議員の任期及び定数

(1)　現に関係町村の議会の議員であるものは、町村合併促進法第九条第一項の規定により引続き新町の議会議員となるものとし、その任期は昭和三十二年九月二十九日までとする。

(2)　今後最初に行なわれる議会議員の選挙については、関係町村の区域に選挙区を設ける。

6　農業委員会委員の任期および定数

(1)　農業委員会はこれを統合する。この場合新町の農業委員会の委員となるものは、町村合併促進法第九条の三第一項の規定による。委員の定数は三〇名とし、昭和三十二年九月二十九日まで在任する。

(2)　今後最初に行なわれる委員会委員の選挙については、関係町村の区域に選挙区を設ける。

7　一般職員の身分について

(1)　関係町村のすべての一般職の職員は、引続き新町において任用する。

(2)　この場合勤続年数は通算する。

(3)　合併後一カ年以内に退職する職員に対しては、条例をもって退職手当の支給について優遇する道を講ずる。

(4)　関係町村の町村長、助役、収入役は一年間参与とする。

8　町村税は、新町村において均一に賦課する。ただし、昭和三十一年度町税については、関係町村で賦課した額による。

9　国民健康保険は引続き新町において実施する。

10　部落連絡員の設置方法については、関係町村の従来の例による。

11　自治功労者については旧町村ごとに行ない、方法は関係町村で協議する。

12　農業協同組合、農業共済組合および森林組合の取扱いについては、当分の間現状通りとする。

13　その他の公共団体、即ち婦人会、青年団などについては統合につとめる。

14　小学校、中学校については、校名および通学区域を当分の間現状通りとする。

15　保育所は当分の間現状通りとする。

16　合併の時期、昭和三十一年九月三十日。

下戸発第一八〇号

下部町役場新設支所に於て戸籍事務を取扱うことの認可申請について

下部町と久那土村・古関村・共和村の一町三ケ村は、昭和三十一年九月三十日から対等合併により、新たに下部町として発足することになりました。然し乍ら地勢と交通の関係で町役場の本庁を旧下部町役場に置き、他の旧村役場をそれぞれ支所として町行政の一部を分掌させ、地元住民の便宜を図るべく考慮するとともに、戸籍事務に関しても国家の委任事務としての特殊性もあり、住民の身分を実証する公簿で住民と直接結びついた関係にありますので、旧村の久那土・古関・共和の各区域に支所を設置し、戸籍を取扱うことが最も適当と確信いたします。

尚、戸籍事務を迅速且つ正確にするには、事務担当者の充分な素養と実務的に相当な経験年数が必要であることを了知し考慮しているので、実情御賢察の上特別の御詮議を以て、御認可賜り度く別紙関係書類を添え連署を以て申請いたします。

昭和三十一年九月二十七日

西八代郡久那土村長　日向英治
〃　古関村長　赤池好臣
〃　下部町長　堀内勝喜
〃　共和村長　高野　要

甲府地方法務局長
光野　勇殿

下部町役場並に同支所所在地及び電話一覧表

名称	所在地	局名	電話番号	備考
下部町役場	下部町常葉一、〇二五	富里	一五	
		下部	九	

久那土支所	久那土村三沢一八	久那土	二	
古関支所	古関村古関字上平一四三	古関	四	
共和支所	共和村下田原一、六二〇の一	切石	一七	

新支所戸籍事務担当予定者

支所名	職名	氏名	生年月日	戸籍事務経験年数	兼務事務の名称	備考
久那土支所	書記	上田　茂	大正十四年十二月一日	九・九年	選挙住民	
古関支所	書記	伊藤孝貴	大正十五年二月二十二日	八	〃	
共和支所	主事	小林善一	大正十二年六月二十五日	八・五	住民登録消防	

下部町役場と各支所との比較対照表

事項	本庁	久那土支所	古関支所	共和支所	備考
面積（平方メートル）	二〇三・五	二二七・七	八一・六	一〇二・七	
現住人口　人	六、一九四人	三、七八五人	二、五〇〇人	一、九一五人	
戸数　戸	一、一六八戸	六九三戸	四四五戸	三九三戸	
世帯数	一、一四六	七一一	四三九	三九五	
本籍人口	五、二六〇	五、三四〇	三、六三四	二、三二七	
戸籍事務吏員数	二	一	一	一	

本籍戸籍数	一、三七五	一、〇九九	七七二	五九七	
本籍戸籍簿数	二三	一六	二〇	一一	
昭和三十年度新戸籍編製数	六二	四二	三五	三一	
昭和三十年度除籍数	一二	一一	一〇	一〇	
昭和三十年度戸籍事務取扱件数	四二七	二七九	二二四	二一〇	
右同一ケ月平均	三五・六	二三・二	一八・六	一七・五	
昭和三十年度戸籍閲覧件数及び手数料					
昭和三十年度戸籍謄抄本枚数及び手数料	一、一九三枚 三五七九〇円	六五五枚 一九六五〇円	六五〇枚 一九五〇〇円	七〇五枚 二一一五〇円	
昭和三十年度戸籍証明件数及び手数料	三〇三件 九、〇六〇円	一〇三件 三、〇九〇円	五三件 一、五九〇円	七一件 二、一三〇円	
本庁と支所の距離		五・〇粁	一〇粁	六・二粁	
本庁と支所間の徒歩及び自転車による時間		歩一三〇分 自六〇分	歩一一〇分 自五〇分	歩一一〇分 自五〇分	
本庁との最長距離		一〇・五粁	一七・五粁	八・七粁	
本庁との最短距離		四・五粁	八・五粁	二・二粁	

下部町役場同支所相互間戸籍事務及び関係事務取扱規則

第一条　本規則において庁とあるのは、下部町役場及びその各支所をいい本庁とあるのは下部町役場をいい、支所とあるのは下部町役場各支所をいい区域とあるのは本庁及び支所の各取扱区域をいう

第二条　各区域の戸籍簿及び除籍簿その他関係帳簿書類は、その区域の取扱庁で蔵置する

第三条　支所には、本庁と同一様式の受附帳発送簿その他の簿冊及び書類のつづりを備える

第四条　各庁には、各庁間の書類の授受を明らかにするため、附録第一号及び第二号ひな形の書類逓送簿を備える

第五条　支所で使用する受附印及び発送印その他の印判は、本庁と同一様式のものを用いる

第六条　書類の扱庁を明らかにするため支所は、附録第三号ひな形の印判を用いて書類の見やすい箇所に押印する

第七条　他の庁に逓送を必要とする書類を受理した庁は、即日これを逓送しなければならない

第八条　関係書類の逓送は町書記又は書記補及びこれと同等の身元確実なるものがする

第九条　戸籍の編成は、現に戸籍の存する庁でする

第十条　一の区域に本籍を有する者が、他の区域の庁に届出をしたときはその庁は受付簿に登載せず届書に受付印を押し、受付の年月日を記載し、届書をその者の戸籍のある区域の庁に逓送する

第十一条　一つの届出により数箇の庁の戸籍に記載を要する届出を受理したときは、その届出により戸籍の記載をし、諸帳簿の整理を了ったときはその届書に附録第四号ひな形の印版を用いてこれに取扱者の認印を押し他の庁に逓送する

第十二条　届書を受付帳に登載する庁は、第十四条の場合を除くの外最後に届書の逓送を受けた庁でする

第十三条　甲区域に本籍を有する者、乙区域に転籍又は分籍する届出を甲区域の庁に届出たときは戸籍の記載をし、その者の戸籍の見出帳を処理した上ただちに届書とともに転出者の戸籍原本を乙区域の庁に逓送する、乙区域の庁は前項の逓送を受けたときは、戸籍の受付帳に登載し戸籍簿に編てつするとともに戸籍見出帳に記載する

第十四条　前条の届出を乙区域の庁に届出たときは、乙区域の庁はその届書を受付けた上届書を甲区域の庁に逓送する、逓送を受けた甲区域の庁は前条によってこれを処理する

第十五条　届書類の調査及び戸籍の記載手続について他の区域の庁に蔵置する戸籍又はその他の書類を必要とするときは、書面又は電話その他適当の方法によって連絡調査する

第十六条　監督地方法務局に送付する戸籍並びに除籍の副本、戸籍に関する届書及びその他の書類については左の通り取扱う

（一）　戸籍副本及び除籍副本は、その原本を蔵置する庁で作製し支所作製分は本庁で取まとめて送附する、但し戸籍法施行規則第十五条二項の副本について区分して送附する

（二）　戸籍に関する届書及びその他の書類については、支所受付のもの毎に編てつして本庁に逓送し本庁に於て一括編てつする

第十七条　監督地方法務局に送附する届書送附書副本送附目録及び戸籍事件表は、本庁において各支所分と本庁分を合計して送附する

第十八条　支所は、第十六条に規定する書類を本庁に送附するときは、前条に規定する送附書及び戸籍事件表を二通作製し一通を本庁に送附する副本送附目録は三通作製し、二通本庁に送附する

農政第六―七六号
昭和三十一年九月十五日

農務部長

各町村長　宛

町村合併と農業委員会の統合について

農業委員会の統合については、機会あるごとに勧奨してきたところであるが、町村合併促進法の失効を目睫に控え貴町村におかれては、隣接町村と合併問題について、種々御検討のことと思うが合併に際しては、新町村に期待される機能を

充分に発揮するために合併によって構成される、新しい地域社会の一体性の確立と、新市町村の組織及び運営の合理化が推進されなければならないものと思料する。

しかして、その新市町村の一体性の確立を図るためには、農業委員会等の行政機関はもとより、各種農業団体の活動がすべて新しい地域の総合的な観点に立って営まれなければならない。

かかる観点から町村合併に伴う農業委員会の設置については、特に異例の場合を除いては、一市町村に二つ以上の委員会の設置は認めない方針であるので、貴町村におかれても、その町村合併を契機に、従来の感情、その部落代表性の維持或は委員のポストの減少等にとらわれることなく、大局的な見地から新市町村に一つの委員会が置かれるよう措置願いたい。

なお参考までに委員会の合併の必要性についてみると左記のとおりである。

記

一　合併の必要性

1　農業委員会は一市町村に一委員会がおかれることが原則

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第三条第一項に規定されているとおり、元来市町村の行政機関として置かれているのであり、国の委任事務を除く大部分の所掌事務は、市町村の自治行政と密接に関連し、市町村の勧業行政とは一体であり、又同委員会の活動に対する経費については、国がある程度の負担をしているとは言え、市町村の財政と密接不可分の関係にあって、本来市町村の区域を区域とする一委員会の設置が望ましい。かかる意味から同法第三条第一項において、一市町村一委員会という設置の原則が規定されていること。

2　新市町村建設と、その一体性の確立

新市町村の育成強化を図ることを主目的として制定公布をみた新市町村建設促進法をみるに、新市町村の建設を促進するためには、合併によって構成された新しい市町村の一体性の確立と、新市町村の組織及び運営の合理化が図られなければならないが、特に現下の地方行政の実態から財政運営の健全化に努めなければならないことが規定されている。これがため、農業委員会等の行政機関のみならず、公共的な機能を営む各種公共的団体の活動が、すべて総合的な観点に立って営まれるため、その統合整備が強調されていること。

3　農業委員会経費に対する国の予算措置

農業委員会の活動に要する経費については、従来とも国と市町村の負担によって賄われて来たが、これが近年の趨勢は漸減の傾向にあるが、特に本年度国のとられた予算措置をみるに、当初八、一六七委員会を年度内に五、一七〇委員会にまで統合を進める計画のもとに予算が編成され、前年度の一、八七三、五六三千円に対し九七〇、九六七千円と半減されているのが実情であること。

二、農業委員会の委員の任期、定数に関する特例

町村合併による新市町村又は吸収町村に農業委員会が一箇置かれることとなる場合における農業委員会の委員の任期及びその定数に関する特例が町村合併促進法第九条の三に規定されているが、詳細については、法律を参照願うこととするが、その大要は次の如くである。

即ち町村合併による新設町村にあっては、合併関係町村の協議により、三〇をこえず一五を下らない範囲で定めた数のものに限り、町村合併後一箇年をこえない範囲で定めた期間中は、引続いて新設町村の農業委員会の委員として在任することが出来、又吸収町村にあっては合併関係町村の協議により、一五をこえない範囲内で定められた数の者に限り、吸収町村の農業委員会の委員の残任期間中、吸収された町村の農業委員会の委員は、吸収町村の農業委員会の委員となって在任することができることとなっている。

しかしながら、合併関係町村の協議については、それぞれの町村議会の議決を経る必要があり、その協議が成立したときは合併関係町村は、直ちにその内容を告示しなければならないこととされている（合併法九の3、9）また、かかる場合新設町村の委員として在任し得るものは、合併関係町村の選挙による委員のみであり、しかも、新設町村の農業委員会の選挙委員の被選挙権を有することとなるものに限定されているし、また、合併関係町村の農業委員会の委員であって、新設町村又は吸収町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者の数が、在任を認められた定数をこえるときは、これらの者の互選によって在任委員となるべき者を定めるものとされている。

以上の如き場合において、新設町村又は吸収町村の農業委員会の選挙委員として在任する者の数が一五をこえるときは、農業委員会等に関する法律第七条の規定にかかわらず、その数をもって選挙委員の定数とし、選挙委員に欠員が生じたとき、又は選挙委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は同法同条の規定によって市町村条例をもって定められる選挙委員の定数に至るまで減少されるものとされている。

三、事務手続

合併関係町村の協議の結果、新市町村に一つの農業委員会を置くこととなった場合は、その合併関係町村の長は、直ちに其の旨を合併協議書を添付して知事に届け出ること。

なお、農業委員会等に関する法律第七条に規定する選挙委員の定数条例及び合併関係町村の協議により三〇をこえず、一五を下らない範囲で定めた数並びに在任することとなった委員の氏名、年齢を報告すること。

地第九一九九号
昭和三十一年九月二十六日

山梨県総務部長

各町村長　宛

町村の廃置分合について

昭和三十一年九月二十二日付申請のあった、久那土村・古関村・下部町及び共和村の廃置分合について、別紙の通り決定されたので通知する。なお右は地方自治法第七条第七項の規定により、内閣総理大臣の行う告示により、その効力を発するので念のため申添える。

山梨県達第三五〇号

西八代郡久那土村
同　古関村
同　下部町
同　共和村

地方自治法第七条第一項の規定により、西八代郡久那土村・古関村・下部町及び共和村を廃し、その区域をもって、下部町を置き、昭和三十一年九月三十日から施行する。

昭和三十一年九月二十六日

山梨県知事　天野　久

協定書

一、西八代郡下部町外三ケ村合併賛成派及び下部町外三ケ村合併反対派は、双方共次の事項を確認し、相互にその立場を尊重すること。

㈠　西八代郡下部町・共和村・久那土村及び古関村の合併がそれぞれの議会によって議決されていること。

㈡　西八代郡共和村下田原及び宮木の各部落に右議決に反対し、南巨摩郡中富町に合併を希望するものがあること。

二、双方とも右事項について、それぞれ法的に認められる手続きによって、速かに処理されるよう努力すること。特に㈡については、昭和三十一年十月二十日までに処理されるよう努めること。

右の通り円満協定する

昭和三十一年九月二十四日

共和村長　高野　要
古関村長　赤池　好臣
下部町長　堀内　勝喜
久那土村長　日向　英治
共和村下田原代表　若林　緑
〃　若林　忠夫
〃　宮沢　栄造
〃　宮木代表　小林　次郎
〃　望月　貞一
〃　高野　文雄
立合人　小田切　彰
〃　深沢　允雄
〃　望月喜久男
〃　太田　公

町　村　現　況　表

区分		町村合併時の状況（昭和31年9月30日現在）					
		古関村	下九一色村の一部	久那土村	山保村の一部	下部町	共和村
人口	男	1,070	175	1,683	227	3,212	1,008
	女	1,183	182	1,801	245	2,965	943
	計	2,253	357	3,484	472	6,177	1,940
面積（平方キロ）		49.68	7.95	15.31	4.28	60.20	10.67
世帯数		390	60	691	76	1,165	383
役場職員数		11	0	28	2	43	21
産業別従事者数	第一次	963	126	2,132	345	2,236	624
	第二次	54	23	178	8	931	247
	第三次	76	37	229	25	1,305	283
官公署数		4	0	4	0	7	2
学校等の状況	小学校 本校	1	0	1	0	1	1
	小学校 分校	2	1	2	1	4	1
	小学校 児童数	347	63	492	61	834	257
	中学校 本校	1	0	1	0	1	1
	中学校 分校	0	1	0	0	0	0
	中学校 生徒数	182	28	252	27	440	175
	高等学校 全日制	0	0	1	0	0	0
	高等学校 定時制	0	0	0	0	0	1
	高等学校 分校	0	0	0	0	0	0
	高等学校 生徒数	0	0	282	0	55	0
	幼稚園及び保育所	1	0	3	0	2	0
文化施設	公民館	3	0	1	0	3	0
	公会堂	0	0	0	0	1	3
	図書館	0	0	0	0	0	0
	公園	0	0	0	0	0	0
衛生施設	病院	0	0	1	0	3	0
	診療所	1	0	0	0	0	0
会社数（資本金500万円以上）		0	0	0	0	0	0
銀行	本店	0	0	0	0	0	0
	支店	0	0	0	0	0	0
予算額	総額（円）	20,575,000	119,346	10,274,000	0	22,674,000	10,967,000
	一人当り（円）	9,132	334	2,949	0	3,671	5,653
市町村税	総額（円）	2,952,000	44,159	3,600,000	0	8,824,000	2,865,000
	一人当り（円）	1,310	124	1,033	0	1,429	1,477
劇場および映画館		0	0	0	0	1	0
電話加入戸数		19	0	41	0	127	8
車所有台数		6	2	11	5	31	4

立合人　吉田長兵衛
〃　青沼　政雄
〃　佐野　肇
〃　神沢　浄

㈢新町建設の基本方針

合併の目的は住民の福祉を図ることにあり、それがためには住民の融和と大同団結を基とし、財政力を結集して交通の便を図り、立地条件よりみて観光施設の整備、産業の開発などに全力を注ぎ合併の効果を十分に発揮することにある。

㈣宮木・下田原地区の分町

一町三ケ村の合併は、前述の経過の通り一応促進法の期限ぎりぎりの三十一年九月三十日をもって新下部町の誕生となったのであるが、従来富士川対岸の南巨摩郡中富町と、地理的経済的に不即不離の関係を保ってきた旧共和村のうち下田原・宮木の両地区は下部・中富両町の境界である富士川の二ケ所に永久橋が架設され、いっそう密接な関係になったことから中富町に編入することを強く要望していた。このことは合併の際の協定書にもうかがえる通り、既にこの時点で分町の課題をかかえていたのである。

そこで三十一年十月、宮木・下田原地区代表と下部町長職務執行者より、下部町の一部を中富町へ編入することを申し入れるとともに、下部町は分町審査特別委員会を設置し、また中富町は合併委員会を結成し十数回にわたり合併に伴う諸案件を協議したが難航を重ねた。ようやく三十三年二月十五日、下部町役場において両町及び分町地区代表者との合併委員会を開催、九項目にわたる町境界線に伴う条件を全員一致で決定し、中富町は二月二十一日、下部町は三月一日、それぞれ町議会を開催して、各町ごとに下部町の一部を分離・編入することに関する決議を行い、三十三年四月一日をもって分町が実施された。

なお、この分町をめぐっては、分町派住民の結束は固く意気軒昂で、話し合い折衝の段階のなかで連日ハチ巻、ムシロ旗が下部庁舎を囲むなどの過熱の時期もあったほどで、次ぎの経過、状況にみるごとく、当事者の苦労も想像を絶するものがあったと察せられる。

別紙㈠　下部町議会より送付された意見書

宮木・下田原地区分町に関する請願

請願者代表　若林　緑

右請願の趣旨は、県の合併審議会の調停にもとずく協定書による「住民投票」は当該地区住民多数の行動よりみて、分町賛成の投票数を得たものと案知する且つ本請願は極めて緊急を要すると認めるので速やかに善処せられ度い。

昭和三十一年十月十八日

下部町議会議長　依田守勝

下部町職務執行者
赤池　好臣殿

別紙㈡
冠省
分町審議会の件に付き数回会合せしも円満妥結の見込全然なく、当方「分町派」の結論としては、交渉を打切り、住民投票にもちこむ予定でありますから御諒承相成度右は通告申上げます。

昭和三十一年十一月十三日

下田原宮木・中富町合併期成同盟会
代表者　若林　緑

分町審査委員会
委員長　伊藤　映雄殿

分町審査委員会中間報告

昭和三十一年十月、地方自治法第一七四条にもとづく分町審査委員として委嘱を受けて以来、委員相協力して諸般の実情調査や、中富町当局の意向もたたき慎重審議の結果、分町地区住民代表とも相談し、町議会の承認を得て別紙の通りの分町条件案を策定したところ、町長の詮議となり中富町へ提示したのであります。

宮木・下田原地区分町請願に対する聴取事項

聴取事項			分町派	旧共和村当局	上田原	中富町
合併前の態度			合併の際は何れに問うも挙村一致でいくという申合せはやっていた。			
分町について			宮木・下田原220戸のうち希望206戸，反対14戸	反対	分町反対62戸	円満解決なれば受入れ用意あり。
合併議決に対し			住民意志を尊重しないので，不信任		賛成	
現状	相互間の感情問題	諸団体	消防団脱退，自警団結成，婦人会脱退，婦人部結成			
		村八分暴力行為	保育園等若干その傾向を認める。	暴力行為，威嚇行為ありという。		
	住民投票		円満裡に解決を望み，投票不用という。			
	納税について		目下滞納しているが貯金している。			
支所について			不必要	存置	存置	
学校問題			組合立にて存置したい，その必要はないの二説	協議の上存置	生徒60名 存置したい。	学区制の変更しない存置については今後協議で決したい。
負債処理	一時借入金，村債及び財産処理について		部落関係のもの，或は納得のゆくものは責任を負う。部落関係のものはその地区で負担する。又ある部落では土木教育債は負うという。	自己で責任を負うというも，それは住民の幸福でないので不能と思われる。教育債を除く，それぞれの地区で負担すべきだ。		これについては明言できないが，前二回行われた合併条件の例によると思われる。
議員の問題				一か年任期を認めたい。		合併促進法は切れているので現行法でいく。
職員について			今期合併に際し，従来そうでない者が採用されている向きがある。	人口比例では13名であるが少なくとも当該地区出身職員11名を中富町で採用ねがいたい		地財法の適用町なので目下のところ毎年1名宛減員の方針

これが条件の基本的考え方は、行くもの、残るもの互に客観的公正を期した次第であります。幸にして中富町当局の理解ある態度、並びに分町地区住民の熱意と誠意により、静かなる態度下に於て分町の実現に曙光を見たことは、多難なりし過去を顧りみて感無量のものがあります。残された問題は分町の条件に非らざる滞納税金の完納で所謂、赤字負担の完済、財産処分等にして、分町住民の誠意の披瀝に俟つものが大部分であります。

中富町の望む円満なる分町の速かならんことを祈念しつつ一ヶ年の足跡を録して中間報告といたします。

昭和三十二年十月

分町審査委員長　伊藤　映雄

宮木・下田原地区分町措置の経過

三一・一〇・一

合併下部町開庁式をすまし直ちに分町地区々民大会（宮木公会堂）に出席、懇談して民意の洞察をはかる。

一〇・九

重ねて下田原区に分町派の集合を求め、住民多数の懇談の結果、はじめて分町推進の方向への所信を披瀝した。

一〇・一〇

下部町初議会を招集して、役職員の決定、併せて会計規則の制定をみて議会の構成をはかる。（この日分町派多数傍聴し請願せんとするも議会の体制ととのわず請願に至らず）

一〇・一四

臨時議会召集、分町請願採択直ちに分町特別委員会（上田盛治）を構成する。

一〇・一五

前記特別委員と共に共和中学校に分町派・旧共和村当局並に分町反対上田原地区代表を招き、交互に意見を聴取する（前表参照）

一〇・一六

前記委員と共に中富町に出向、依田中富町長並に神宮寺議長より分町受入態度について意見を伺い、その公正なる態度に敬服する。

一〇・一八

以上連日の調査研究にもとづき、下部町議会は同委員会の答申を採択して、職務執行者（赤池好臣）に対し別紙㈠の通りの意見書の送付あり。

一〇・二二

自治法第一七四条にもとづく、分町審査委員会（伊藤映雄外一三名）を委嘱し議会の意見にもとづき速かに之が解決をはからんとする。

一〇・二四

前記委員会を開催して分町派（代表若林緑外四名）並に旧共和村長（高野要）を招き、分町に対する意見及び今までの経緯について、それぞれの立場より交互に聴取並に意見交換をなし、下部町の態度、方針の検討を行う。

一〇・二八

更に分町派を招き、意識的に滞納の村民税処置について質す。

上田原地区住民、学校問題について陳情。分町地区出身職員要求書を受理

一〇・二九

同委員会常任委員と共に中富町を訪問、同町の合併促進委員と懇談、意見交換をなすも、温情的にして分町促進の為且つ分町地区住民の為に喜ぶ。

一一・二

町長選挙告示前日にて多忙なるも、町長引継前に解決をはかるの意気込みにて委員会を開催し、分町条件案の調整をはからんと分町派を招請し協議するも、十月十五日の開陳意見（別表参照）とくい違うものあり一同唖然たるものあるも、更に分町住民全体会議に諮りたる上、折返し返答する旨約して閉会する。

一一・七

委員会とは別個に、町長単独にて分町地区役員と下田原に出向の上面談し、条件案につき九日までに妥結の曙光を見出す。

一一・八

分町条件に対する回答

昭和32．2.25 下部町より中富町へ提出した分町条件		昭和32．3.14　中発689号 左に対する中富町回答	昭和32．4.18 協議により左に対する補正回答 （発表時分町派住民傍聴）	昭和32．9．7　中発2947号 中発689号に対する中富町の補正回答
(1)　境界線は旧共和村の分町地区の従来の区をもって町境とする。		この項は了承する。		
(2)　旧共和村に於て発行した負債については全戸数383戸に按分して償還する。 但し道路債等については，それぞれ工事施工個所に属する町の負担とする。		共和村に於て資金運用部及び郵政省より発行した負債については全戸数383戸に按分して償還する。但しその他の負債については認めがたい。	負債の件については，政府資金以外は認められない。分町地区で負担されたい。その処理については，下部町と分町地区に於て協議されたい。	負債の件（上向農道債）については，本町として損失補償の議決をする用意がある。
(3)　役場及び学校等公有財産については，右の方法で分割処分する。		この項は了承する。		
(4)　分町地区出身職員にして，現に下部町職員として任用している職員は中富町で採用すること。		この項は認めがたい。	職員については，中富町においては一部境界変更と考えるので，原則的には採用できない。但し事務連絡上若干名は本町において採用する用意がある。	職員については，下部・中富町において協議の上解決する。
(5)付帯事項	イ　旧共和村の決算完了引継時，長期債以外の負債については(2)の趣旨により全戸数に按分してそれぞれ負担すること。	この項は認めがたい。		
	ロ　ポンプ債については，当該部落で負担すること。	認めがたい。		
	ハ　宮木開田事業は，町営として中富町へ引継ぐこと。	下部町に於て宮木地区に耕地整理組合を組織し，一切事業運営を同組合に移管されたい。	開田関係は下部町に於て，宮木地区に耕地整理組合を組織し，一切の事業運営を同組合に移管されたい。	開田関係については原則として団体営にするのであるが，合併前に不可能の場合は，合併後団体営にしてもよい。

前回同様、町長単独にて再度面談の結果、当該地区住民としての高野要参与も共々手を繋いでゆくことを参与自身に懇請、了解を得て大いに意を強うする。

一一・一五
委員会を開催したるも、分町派代表者（若林緑）より二日に約束した返事に代えるに、別紙㈠の通り予知せざる書翰あり、一同呆然として至誠の通じざるを嘆じ、下部町議会「住民投票成立」の観点より速かに善処せよとの意見にもとづいて、委員会並に小職の不眠の措置も解さず、故意に事態を振り出しへ戻すの愚を惜しむ。小職もまた、冒頭申し上げた通り淋しさを痛感す。

一二・二八
分町派代表より交渉再開申し入れ書翰受付け。

三二・一・九
役場において分町派と懇談会をもつ、今までの行動について遺憾の意を表明

一・二一
役場において委員会開催、十二月二十八日書翰受理に決定、滞納金について納入方勧告

一・三一
議会報告、交渉再開の件承認

二・一四
分町条件案検討

二・二五
委員会及び分町派合同会議、財産処分、学校問題、滞納整理について協議検討「分町条件案」両者懇談の上決定

二・二五
分町地区出身職員より要求書受理

二・二七
議会及び委員会の協議会を開催す。分町条件案を議会提出した上で同案の承認を受く。

三・七
右条件を中富町へ提示の上説明する。

三・一五
中富町長来町、条件に対する十四日付中発第六八九号回答文書受理

三・一九
分町派と合同協議会開催、中富町で認め難い起債等分町派で負担する。開田については団営移管する。更に中富町へ依頼すべきに付き依頼すると分町派の確約あり。

三・二九
地方三―一六七号にて、新市町村建設促進法第二七条第一項の調停に付する旨を通知入件、調停事件西八代郡下部町・南巨摩郡中富町の境界変更に関する争論、町村合併調整委員、淡路寛治郎　高橋正信　金丸親太郎

四・一八
中富町訪問、職員問題その他の件について協議、四月十四日付中発第六八九号の回答に対する補正回答を分町派代表者有志を傍聴人として発表された。

四・二二
委員会を役場に於て開催、中富町回答について検討

五・一九
分町派代表を招請して三月十九日約束の渉進状況を聴取し更に推進を約す。学童問題は別として、他は分町派の事務的措置の解決が前提なので、この解決をみるまでは委員会の活動を休むことを了承する。

六・二九
議会へ分町経過を報告し了解を得る。

八・二〇
高野要・依田喜直外より上申書受理

八・二一
県に於て第一回調整委員会開催、中富町・下部町代表出席、負債問題・開田問題・滞納問題等解決の上職員問題にふれること。

九・七
中発第二、九四七号にて中富町より条件緩和の回答入件

九・二五
午前中役場において委員会開催、午後中富町訪問、分町派代表者も交えて懇談滞納の件は預金があるので明後日中に九〇％は納入することを約す。

九・二七　第二回県の調停委員会を開催
分町派の事務的措置の推進を督促
財産評価委員会（九名）を結成して財産評価を行うこと。

五　山梨県における市町村合併と、西八代郡の状況

昭和二十八年十二月発足した山梨県町村合併促進審議会は、幾多の困難な問題に当面しながら町村合併に努力を続けて、多大な成果を収めてきた。この審議会は、昭和三十一年十一月に山梨県新市町村建設促進審議会に引き継がれて、昭和三十六年九月末日まで未合併町村の合併のために努力が払われてきた。その進捗状況と最終結果は次表のとおりで、県下では実に一六九町村が消滅、四一新市町村が誕生したのである。

山梨県における町村合併進捗状況

二八・一〇・一現在の市町村数
二市　一九町　一七一村　計一九二
（町村合併促進法施行）
三一・一〇・一現在の市町村数
七市　三一町　二一村　計六九
（町村合併促進法失効）
三六・六・三〇現在の市町村数
七市　三二町　二五村　計六四
（新市町村建設促進法改正）

西八代郡

市町村名	合併関係市町村名（施行年月日）	市町村役場所在地
上九一色村		古関字上平二三〇一
三珠町	上野村、大塚村、下九一色村の一部（二九、一一、三）	上野二六六の一
市川大門町	高田村（二九、五、一五）山保村の一部（三〇、四、一）大同村の一部（三一、九、三〇）	市川大門二四四
六郷町	（町制施行三九、四、一）	岩間字町頭四五五
下部町	古関村、下九一色村の一部（二九、一一、三）久那土村、山保村の一部（三〇、四、一）下部町、古関村、久那土村、共和村（三一、九、三〇）	常葉一〇三五